文學博士 村上專精
文學博士 辻善之助
文學博士 鷲尾順敬
共編

下卷

明治維新

神佛分離史料

株式會社 東方書院

明治維新神佛分離史料　卷下

目次

挿入圖版目錄

明治維新神佛分離史料 卷下

村上專精
辻善之助
鷲尾順敬 共編

多武峯の神佛分離

辻善之助
高柳光壽 稿

一、分離以前の多武峯

(イ) 沿革

(ロ) 伽藍 附末寺

(ハ) 子院

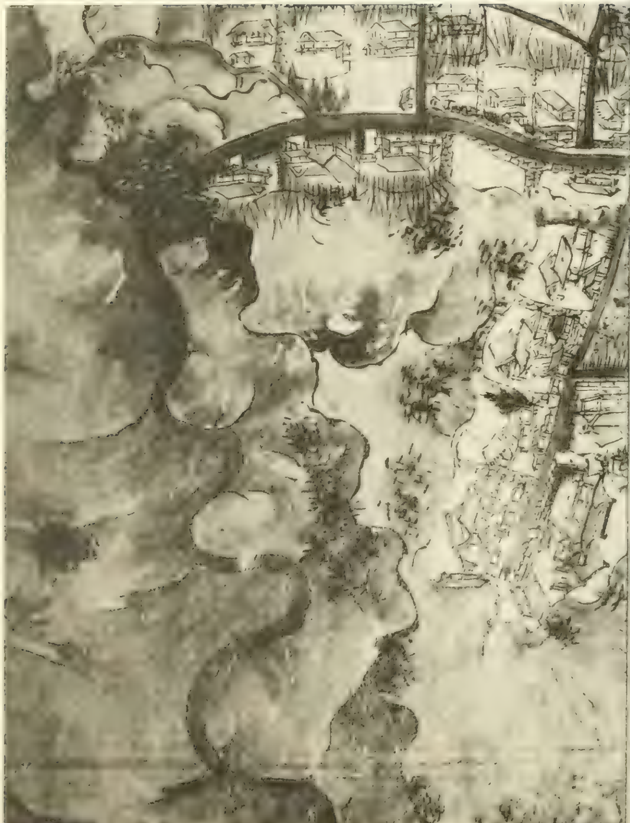
（ニ）行事
（ホ）職制
（ヘ）多武峯の本體
（多武峯は神社か佛寺か）

二、分離の狀況と其後の狀態
（イ）衆徒の還俗
（ロ）建築物の處分
（ハ）佛體佛具の處分
（ニ）舊衆徒の生活　附　增賀堂再興

一、分離以前の多武峯

（イ）沿革

天智天皇八年藤原鎌足の薨ずるや、之を攝津國島下郡（今三島郡）阿威山に葬つたのであるが、天武天皇の六年、鎌足の子定慧和尙が唐から歸ると、更に之を大和國十市郡（今磯城郡）倉梯山に改葬し、その上に十三重の塔婆を營み、後數年にしてその南に三間四面の堂を建てゝ妙樂寺と號した、これが多武峯の草創であると傳へられ




高嶽

て居る、この三間四面の堂といふのは、卽ち後の講堂に當り、今の社務所である、そしてこの後また和尙は、塔の東に方三丈の御殿を造り、これに鎌足の靈像を安置した、この御殿が、卽ち中世の所謂聖靈院であつて、今に至るまで御殿または本殿と稱せられて居るものである、

かくてこの後いろ〳〵の堂舍が漸次經營せられ、初は法相宗であつたが、增賀上人再興以來天台宗となり、藤原氏の繁榮と共に一山もまた益々隆盛に赴き、廣大の所領と多數の衆徒とを有して、或は南都の諸寺と爭ひ、或は近國の武家と戰ふといふ有樣で、屢々兵燹に罹り、荒廢を見たのであるが、またよく再興せられ、とに角舊觀を維持して、天正八年織田信長が明智光秀、瀧川一益をして指出を徵せしめた時には、六千石を領して居たのである、然るに偶々天正十三年、豐臣秀吉の命として、弟秀長がその城下郡山に移轉せしむることゝなつて、一山の不和は兩分の形勢を馴致し、多武峯の本寺に留るものと、郡山の新寺に移るものとを生じ、遂に所領を二分し、三千石を新寺に賜はり、殘り三千石はこれを沒收せられたらしい、卽ち十月三日附(天正十三年カ)多武峯宛横濱一庵の書狀によれば、移轉の衆に六千石を與へようといつて居るけれども、天正の末年か文祿年中かに差出したと思はれる新寺牢人衆の訴狀覺書に

よれば、郡山の新寺は三千石を知行して居たといつて居るのである、それはとにかく、十六年三月に至つて、遂に大織冠遷宮が行はれ、本寺の伽藍は一宇を殘さず破却し、衆徒は離散したのであるが、曾々秀長が病に罹つて久しく癒えない、これは神慮の致すところであるといふので、十八年十二月に至つて、大織冠の尊像を多武峯に歸座せしめ、新寺三千石の知行をば、本寺新寺惣中へ宛て行ふといふ事になつたらしく、新寺の衆はなほ郡山に止つて居るものがあつた樣であるが、慶長五年に至り、德川家康によつて諸堂の再建を見、舊觀を復して以て明治維新に至つたのである、

(ロ)　伽藍附末寺

神佛分離以前の多武峯伽藍については、慶長五年圖、正保二年圖、享保七年圖及びその他の繪圖が殘つて居る、

正保圖は、談山神社の所藏で、竪六尺三分、橫五尺八寸、右の肩に、

寺邊山林竹木幷兩門前
飯盛塚村八井內村西口村御免許
多武峯繪圖
寺領高三千石者廣瀨郡之內
繪圖別紙在之


西


南

とあり、左下には製作の年月とその筆者が

正保貳年九月十六日

繪師泉州海塚住中村源左衛門尉好重

とあり、また右下にも里程町數の記入がある、そして享保圖は、舊教相院佐伯秀正氏の所藏であつて、裏張紙に、

多武峰大原念誦崛圖

享保七龍次壬寅極月描寫之

畫工　和州宇智郡阿陀住

森氏　洞雪

右草稿所記爲後識之

天保十年己亥春

執行代　玉泉院

とあり、用紙は間合で、箆を以て坪割がしてあり、縱五尺四寸、横九尺、建築物は色付の貼紙を以て間取柱數を表はし、更に白紙の貼紙を以て名稱と間數とを記入し、頗る詳細を極めたものである、今、遺跡にこの圖を參照し、更に間々正保圖及び其他の圖

をも參考して、その大體を記すことゝする、勿論分離當時の伽藍は、享保圖とは可なりの相違があり、更に正保圖とはまた一層の差異があるけれども、一山の骨子をなす塔婆・講堂・聖靈院等に至つては、有無の相違あるべきでない、

櫻井の町端から東南約六町程のところに、一の鳥居がある、享保圖には「金鳥居間三丈」と記されて居るが、現今では花崗石で作られて居る、こゝから本殿まで約五十町である、境内へかゝらうとするところに、八井內といふ部落がある、その部落と境內との間に小流があつて、それに木橋が架せられて居る、これは大橋といひ、屋根がついて居るので屋形橋ともいはれる、この橋は今に殘つて居る、この橋を渡ると境內で、道は小流に沿ひ坂を上つて行く、この小流を右から左にするところに石橋があり、その左傍に「女人堂從是五丁」と刻んだ標石が立つて居る、この女人堂は圖にはないけれども、不淨視せられた女人の遙拜の爲に、これが建てられて居たことは事實である、今はない、石橋を渡ると表門である、門は東大門と稱した、門を入ると下乘石があり、この邊から道の左右に子院が並んで居たといふことである、子院のことは後に詳細に記すこととしてこゝには省く、下乘石から約三町、道の左に方形の石蓋を載せた石の八角柱があり、表に

「妙覺究竟摩尼輪 乾元二年五月日建」

と刻まれて居る、これはもと一の鳥居から伽藍まで一丁毎に建てた石標の終點であつたが、途中の石標は何時の間にか散逸してしまつて、これのみ殘つたのであるが、これも分離の際に土中に埋めたのを、明治二十五年に掘りかへして舊地に立てたものである、

摩尼輪塔から少し上つて左に入ると、小い平坦地がある、そこに、五間五尺貳寸五分四方の峯堂と、その後に三間壹尺五寸四方(これは享保圖に記すところ、以下建築物の桁行梁行は、殆と全部享保圖によつて居るのである、享保圖の間尺記入なきものは、現在の調査によるものである)の地藏堂とがあつた、更にもとの道に還つて西に進むと、平坦な廣場に出る、左側に澤山石燈籠が並んで居る、燈籠ヶ辻といふ名のある所以である、この燈籠ヶ辻を左に登ると、表二尺の荒神社と、表四尺貳間割の白山社の二棟と、その前に三間に二間の拜殿とがあつたのである、

再び燈籠ヶ辻に戻ると、そこに南面して鳥居が一基ある、所謂二の鳥居である、現在ではこの鳥居を拔けると、直ちに參拜道の石段があつた樣に記憶して居るけれども、享保の圖によると、この鳥居は、參拜道卽ち石段の正面より少しく下、卽ち東に

あつて、御本殿の正南に南面して居り、この鳥居を拔けて左に折れ、更に右折して石段を登る樣になつて居るのである、これは慶長圖も同樣であつて、注意すべき事柄であると思ふ、卽ちこの鳥居は御本殿卽ち中古の所謂聖靈殿の鳥居であつて、十三重塔や、講堂卽ち妙樂寺とは何等關係なきことを語るものである、

參拜道の入口に南面して、三間に貳間一尺の樓門があつた、(慶長圖にはなし、今もなし)、そして樓門をくゞると、左に東面して御供所がある、今の宮司社宅がそれである、(享保圖にはなし)享保圖にはこの御供所のところに五間貳尺五寸に三間一尺五寸の西の護摩堂があり、享保圖にはその奧卽西に七間三尺五寸に五間二尺五寸の食堂がある、又別圖には、この食堂のところに西の護摩堂がある、現在の祓殿はこの別圖にある西護摩堂である、また參拜道を挾んで、その東に三間壹尺五寸四方東の護摩堂があつた、この東西の護摩堂は早く廢したらしく、維新當時には、西護摩堂跡へ御供所が出來、東の護摩堂跡には輪藏があり、この輪藏の東に享保圖には更に六間に四間半の灌頂堂があつたが、この灌頂堂は維新前は本願堂の東に移つて居た、

參拜道を北へ石段を登ると、石段の中途左方の平坦地に、檜皮葺拾壹間四尺五寸に拾間半の御本地講堂がある、正保圖には、如何なる理由かこの講堂がない、恐くは

炎上等のことあつて、未だ再建を見なかつたのであらう、この講堂は、定慧和尚の建てた三間四面の所謂妙樂寺に當るもので、多武峯略記によれば、阿彌陀如來像一軀、脇士二菩薩像各一軀、四天王像各一軀、千手像一軀を安置したと記してあるけれども、分離前には、釋迦像一軀、觀音勢至二菩薩像各一軀が安置されて居たといふことである、玆に注意すべきことは、この講堂は、十三重塔の次に營まれたといふことゝ、塔の殆ど正面正南に(今は少しく東へ寄つて居るけれども、或は昔時にあつては、正面正南にあつたかも知れない)あるといふことである、即ちこの堂舍は鎌足の墳墓を拜する爲の堂舍、鎌足の冥福を修する爲め佛事儀式を行ふ爲めの堂舍と想像し得られることである、この講堂の南に建續いて四間六尺に三間半の舞臺があり、舞臺の西にはまた食堂の方に通ずる中門があつた、また講堂の東に五間に二間の常仕部屋があつた、舞臺と承仕部屋は今に殘つて居ないけれども、講堂は社務所として保存されて居り、須彌壇高欄等は撤してあるけれども、何時でも舊態に復し得る樣になつて居り、梁間には天女の姿など壁畫の跡が殘つて居る、なほこの講堂は分離後一時神廟拜所と稱したけれども、後修覆金融通の都合の爲めに、社務所と稱するに至つたといふことである、常仕部屋の東には享保圖には貳間半に壹間半の鐘

樓堂があつた、またその東には參拜道の石段を隔てゝ、表二尺の辨財天社があつた、

石段を登りつめると、享保圖には奥正面に、三間五寸に二間の遷殿があり、その右に續いて二間に一間半の宮仕所と同じ大さの大般若所とがあつた、そして遷殿の前には、五間に二間の拜殿があり、その前方左寄りに三間に二間の樂屋があつたが、これは維新前に既に何れもなくなつて居たらしい、

石段を登りつめたすぐ右の平坦地に、御殿即ち中古の聖靈院、今の談山神社正殿がある、檜皮葺、内部白木造、外面朱塗極彩色、高サ一丈七尺方三丈(享保圖には三間五尺四方)即ち大織冠の神像が安置されてある、嘉永中の造營で、御簾の上部に華鬘瓔珞等佛式の莊嚴が今でも殘つて居る、この御殿の前は石疊の廣場になつて居り、間九尺の鳥居が一基立ち、その前方に寛文八年の再建に成る千鳥唐破風四棟造朱塗、高サ二丈三尺、桁行九尺五寸、梁行二丈二尺、(享保圖には拾四間三尺五寸に三間一尺五寸とあり)天井伽羅木張、殿内八十八疊敷、世に千疊敷と稱する護國院即ち今の拜殿が懸崖に建つて居る、御殿の東は四間貳尺に三間一尺五寸の宮仕所、その南は四間貳尺に貳間壹尺の透廊で、護國院に通じて居り、御殿の西は宮仕所と同大の經所があり、その南には三間一尺五寸に貳間一尺の透廊が連つて、東西相對して、御殿と

護國院との間の石疊を挾んで居る、そして護國院と西透廊との間に、貳間四尺に貳間一尺の門があつて、御殿前の廣場に出る樣になつて居る、なほ東透廊は現今では神樂殿となつて居るけれども、維新前には參籠所であつたといふことである、また護國院卽ち今の拜殿の南一段低き場所に、三間に二間の刃藏が二棟ある、この刃藏には刀劍槍矢の武器を納めてあるのであつて、慶安四年十一月廿六日から同十二月朔日までに、今井二兵衛の調査した所によれば、刀が合せて千七百三拾腰、この外見殘しの分、脇差五百廿六腰、刀六腰、長刀廿六振があつた、昔時僧兵の盛なりし有樣を想像すべきである、（大西廣太郎氏所藏に「大織冠御神劔覺帳」と題する一册あり）、

刃藏の東平坦の地に、三間四尺五寸四方の本願堂がある、卽ち定慧堂とも稱し、現今では攝社東殿として不比等と眞人卽ち定慧とを祀つて居る、慶長圖にはこれが大日堂となつて居る、定慧堂の東に更に八間三尺四方の中寺といふがあり、これは觀音堂であつたらしく、分離當時にはこれが灌頂堂となつて居り、觀音堂の本尊如意輪觀音は本願堂に安置されてあつたらしいのである、そのまた東に表三尺八寸奧間半の若王子社と、表一尺八寸奧貳尺八寸の杉山神と、三間に二間のそれらの拜殿があつた、今ではこれらの諸社は、比叡神社、稻荷社、杉山社等の小字となつて常行

三昧堂卽ち今の權殿の西方に營まれてある、そしてその北には表一間を三間に劃つた三天社(祭神中菅原神、左市杵島姬神、右宇賀魂神)と、三間に二間のその拜殿がある、そしてまた御殿東透廊の東に當つて、三間に二間の東寶庫があり、その南には春日社があり、東には禰宜部屋がある、現在この東寶庫には、刀劍を納めてあり、禰宜部屋には、今に社人が住んで居る、慶長圖には、こゝに護摩堂と多寶塔とがあつたことになつて居る、

御殿西透廊の西、卽ち參拜道を登りつめると、直ぐ左に三間に二間の西寶庫がある、享保圖には、こゝに五間八尺貳寸五分四方の法華堂があつたことになつて居り、慶長圖及正保圖にもまたこれが見えて居る、この西寶庫の西數十步一段下つた平坦地に、十三重の塔がある、塔は檜皮葺紅殼塗、高サ四丈三尺五寸、方一丈(享保圖には九尺五寸四方)卽ち鎌足を葬るところであつて、文殊菩薩像が安置してあつた、今は神廟と稱して居る、この塔の前に五間と二間の拜殿があつた、そして塔の西は卽ち桁行四丈五寸梁行五丈五尺(享保圖には六間六寸に九間一尺一寸とあり)の常行三昧堂である、これには阿彌陀如來が安置してあつた、現今は權殿と稱して正殿改造の際、神像を之に遷座する用に供して居るが、內部には今なほ須彌壇を存し、その高

欄銘には、

多武峯常行三昧堂元和五己未稔八月吉日

と見えて居る、因にこの堂は天祿元年藤原伊尹の立願によつて創められたといふことである、この三昧堂の後に當つて、表四尺の龍王社があつた、龍王社は卽ち龗神社で龍神像を安置し、その傍に湧出する摩尼法井と稱する清泉の守護神である、この靈泉は分離以前までは毎朝寅の刻に之を汲んで、神前の閼伽に供へたといふことである、今でもなほ神供水として用ひて居る、また常行堂の西には五間五尺五寸に三間壹尺五寸の彌勒堂と、表二尺六寸奥三尺五寸の護法善神社と、表四尺五寸を二間に割つた八幡社とがあつた、

常行三昧堂の前を南へ石段を下ると、右側に東面して惣社の拜殿がある、桁行五丈二尺八寸、梁行一丈五尺、千鳥唐破風四棟造(享保圖には八間に貳間壹尺)その奥に本殿がある、享保圖には表壹丈としてあるが、現今のそれは嘉永に聖靈院卽ち本社の正殿を移したものであるといふ、因にこの惣社は、醍醐天皇の延長四年の創立で、古くは談山權現と稱せられたといふことである、この惣社の前卽ち東に西面して、護摩堂がある、丁度講堂の西南下に當つて居る、この護摩堂は、參拜道の兩側にあつ

た東西の護摩堂が廢せられて後(勿論維新以前)に建てられたものらしく、今は祓殿と稱して居るけれども、なほ須彌壇を存し、天井等黑くすゝけて護摩を焚いた當時を偲ばせるに十分である、これには不動の像一軀が安置されて居た、惣社と護摩堂との間を更に南へ一段下ると、右側に享保圖には御供所がある、けれども分離當時には御供所は前にも述べた通り、旣に參拜道入口の左側に移つて居たらしいのである、そして慶長圖には、この享保圖の御供所の地に食堂と中門とがあつたことになつて居る、そしてこれより更に西すれば、吉野道と岡道との分れるところに西門がある、

以上、大體分離以前に於ける伽藍の狀況を悉した積りであるが、多少の變遷のあつたことは免がれない、殊に慶長以前の狀態は、全く不明に屬するといふの外なく、僅に十三重塔、講堂、聖靈院、護國院、惣社等の位置を考へ得るに止るのである(これらは何れも現在の位置と大差なかつたであらう、殊に塔に於いては然りといへる、)

なほ伽藍及び末寺に就いては、舟橋文治氏所藏に、天明三年の書上があるから參考のため左に掲げて置く、

(表紙)「本末併分限御改書

和州　多武峰」

和州十市郡多武峰護國院

天台宗　妙樂寺

御朱印　高三千石

内

千石　年中行事料　堂社修復料

貳百石　青蓮院御門跡御寺務領

三百石　學頭坊領

千三百石　四十二坊領寺僧領

貳百石　惣物料

社頭

本社大織冠大明神幷拜殿等　一宇

總社鎮座一百餘神　一宇

山王社　一宇

護法善神宮　一宇

若王子宮　一宇

小社　七ヶ所

寶藏　二ヶ所

本社御供所　一宇

塔堂

十三重塔　一基

講堂　一宇
常行堂　一宇
灌頂堂　一宇
本願堂　一宇
輪藏　一宇
護摩堂　一宇
鐘樓堂　一宇

山林境内
東西凡五拾町
南北凡六拾町　但他領田畑入組有之、
東西門前三ヶ村家數七拾軒餘
右之通御座候、

多武峰別院大原
天台宗　藤原寺

大織冠社并拜殿
右御誕生地故從往古鎭座、尤多武峰境内續ニ御座候、

小社　二宇

同別院
天台宗　多樂院

地藏堂

右本堂并寺院共退轉

多武峰末寺念誦崛
天台宗　紫蓋寺

增賀上人靈堂　一宇

釋迦堂　一宇

坊中　六ヶ寺

右往古十三坊之所、七ヶ寺退轉、稱號計有之候、

同　末寺寶幢院
天台宗　絹蓋寺

慈慧大師堂

右大師堂并寺院共ニ退轉舊跡有之候、

同　末寺音石山
天台宗　興法寺

本堂本尊觀自在尊

同　末寺靈園山
天台宗　學林寺

本堂本尊地藏尊

右別院二箇所并末寺四ヶ所共ニ多武峰境內ニ在之候、

多武峰末寺和州廣瀨郡百濟村
天台宗　百濟寺

本堂本尊毘沙門天
三重塔本尊大日尊
大織冠社并拜殿
小社　二ヶ所
境内　東西四十九間　南北六十四間
右御除地外ニ山林等無御座候、

多武峰末寺和州高市郡今井町
天台宗　常福寺

一社　春日社
右者町中氏神、
一社　蛙子小社
一社　八幡小社
一社　天神小社
一社　辯天小社
一宇　觀音堂
境内　東西三十間餘　南北貳十間餘
右御年貢地、
右此度御改ニ付奉書上候、以上、
天明三癸卯歲四月

多武峰
執行代

（美濃紙假袋綴表紙共十枚墨付九枚）

なほ右に述べた總社に就いては、多武峯略記に、

右當社鎭守者天一神等一百餘所也、修正神名帳所列是也、又安和二年正月十日、如覺禪師啓白文曰、當寺鎭守七十餘所諸大明神矣、故昔奉勸請七十餘所歟、

と見えて居る、大西廣太郎氏の所藏に、この神名を記したものがあるから、これまた參考のために左に掲げる、

（表紙）「惣社一百餘神號」

天一神　大伯（白）神　大將軍神　八幡大菩薩　金峰大菩薩　氣比大菩薩　氣多大菩薩
白山大菩薩　住吉大明神　熊野大明神　大神大明神　談山大明神　布留大明神　大
和大明神　宗像大明神　大名持大明神　高賀茂大明神　下賀茂大明神　高天彦大明
神　一言主大明神　春日大明神　多大明神　率河大明神　坐摩大明神　賀茂大明神
賀茂上大明神　平野大明神　松尾大明神　稻荷大明神　河合大明神　龍田大明神
飛鳥大明神　高屋安部大明神　雲梯大明神　檜良奈大明神　甘樫大明神　疋田大明
神　丹生姫大明神　伊多介曾大明神　下居大明神　椋橋山口大明神　飛鳥山口大明
神　十市御縣大明神　天香久山大明神　畝尾大明神　二葉大明神　笛吹大明神　委（倭）
文大明神　船尾大明神　高杵大明神　志貴御縣大明神　火御子（雷）大明神　瀧藏大明神
大比叡大明神　小比叡（鳥脱カ）大明神　赤山大明神　日前大明神　國縣大明神　木島大明
神　竈竈大明神　竹生大明神　大原野大明神　多度大明神　西松尾寺三所一所大明

神　祝園大明神　水分大明神　大佐大明神　小佐大明神　櫻井大明神　大殿大明神
拜斗摩大明神　天滿大自在天神　森屋大明神　八咫尺(衍カ)烏大明神　入羅大明神　賀野
成姫大明神　御歳大明神　曾我大明神　高社大明神　巨勢大明神　大刀辛雄大明神
紀氏大明神　國玉大明神(烏脱カ)　八幡一御子大明神　日藏大明神　吉野丹生河上雨師大
明神　野中大明神　玉津大明神　梠山大明神　和藥大明神　遠津河門大明神　高原
大明神　梠大明神　桂大明神　子部大明神　大宮大明神　法幢法護大明神　多三御
子大明神　靜女大明神　益御子大明神　白石野大明神　鳴神大明神　左青龍神　右
白虎神　前朱雀神　後玄武神　大倉大明神　小倉大明神　東方青帝龍王　南方赤帝
龍王　西方白帝龍王　北方黒帝龍王　中央黄帝龍王　午頭天王　頗利采女　八王子

一百拾六神祇

(本奥)　永正八辛未十二月十四日

(奥)　文殊院有之寫神號畢

寛政元己酉二月十一日　　戒光院宣求

(美濃四半横假綴表紙共八枚墨付六枚)

(ハ)　子院

慶長以前に於ける多武峯の子院に就いては分明でない、けれども舊智光院大西廣太郎氏の所藏に係る、寛政二年四月書上の御由緒覺書寫によれば、慶長五年徳川家康が再興した時に、三千石の舊知の外に百石の山を寄附し、其上學侶十坊を新に

取立てゝ、都合四十二坊になつたといふことであるから、少くとも天正十八年郡山から多武峯へ還つた時からは三十二坊であつたらしい、そして慶長五年に四十二坊になつたのであるが、維新當時に於ては、三十三坊に減じて居たのである、これに就いては舟橋文治氏所藏に、明治十年堺縣に差出した子院配當祿高取調本書が殘つて居る、この取調書は少しく煩はしいけれども、後段に述べる社僧等の生活狀態をも知悉せんが爲めに、左に掲げることゝする、

（表紙）「明治十年四月

舊神官

從前配當祿取調書

大和國第三大區三小區

十市郡

多武峯」

朱印地幷除地

高米三千石貳升　　多武峰領

此村譯

高千九拾貳石五斗二升三合　　廣瀨郡百濟南方四ヶ村

同六百三拾九石九斗三升七合　　同郡百濟北方三ヶ村
同七百六拾六石壹斗六升　　同郡廣瀬村
同四百四拾貳石四斗　　同郡藤森村
同五拾九石　　同郡赤部村
合三千石貳升
內
高貳百石　　寺務料、粟田青蓮院宮直支配ニ付除之、
同百五拾五石　　神供祭典料除之、
同百四拾石　　年中行事料除之、
同四百六拾石　　修理料除之、
合九百五拾五石
引殘
貳千四拾五石貳升
內
高三百石　　學頭料
此收納
辰年米百壹石四斗貳升壹合九夕
巳年米九拾六石貳升四合五夕
午年米百七拾石壹斗七升八合九夕
合三百六拾七石六斗貳升五合三夕

高千五百石貳升　　寺僧料
此收納
辰年米四百四拾八石八斗三升壹合八夕
巳年米三百八拾五石四升八合四夕
午年米八百拾石九斗五升四合四夕
合千六百四拾四石八斗三升四合六夕
高貳百四拾五石　　諸役人下行料
此收納
辰年米五拾八石七斗四合三夕
巳年米五拾壹石三斗貳升三合七夕
午年米百四石六斗七升三合壹夕
合貳百拾四石七斗壹合壹夕
右學頭、寺僧、諸役下行料、
三點合收納
辰年米六百八石九斗五升八合壹夕
巳年米五百三拾貳石三斗九升六合七夕
午年米千八拾五石八斗六合五夕
右三ヶ年平均壹ヶ年分
米七百四拾貳石三斗八升七合
内

三拾四石六升七合八夕八才

殘而

三ヶ年平均壹ヶ年分

一米七百八石三斗壹升九合壹夕貳才

外ニ除地

三ヶ年平均壹ヶ年分

一米百七拾六石壹斗九升七合九夕

貳口

合八百八拾四石五斗壹升七合貳才

此配當

三ヶ年平均

一米拾壹石六斗八升貳合三夕四才

辰年米九石五斗七升三夕六才

巳年米九石三升六夕壹才

午年米拾六石四斗四升六合六才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

一季限雇入給料除之、

多武峰近邊御寄附除地之內貳拾三ヶ村方山税米取立高辰巳午三ヶ年共甲乙無之平均如斯、

從前配當米

元三藏院事

西　眞澄

地方分配

學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾五石三斗六升八合貳夕四才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　西　眞澄㊞

從前配當米

元眞法院事　西宮　秀國

三ヶ年平均

一米拾貳石四合四夕　地方分配

辰年米九石八斗九升貳合四夕二才

巳年米九石三斗五升貳合六夕七才

午年米拾六石七斗六升八合壹夕貳才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料并諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税并配當分

三口

合貳拾五石六斗九升三夕

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　西宮　秀國㊞

從前配當米

元十字坊事

吉尾　秀員

三ヶ年平均

一米拾四石三升貳合九夕壹才　地方分配

辰年米拾壹石九斗貳升九夕三才

巳年米拾壹石三斗八升壹合壹夕八才

午年米拾八石七斗九升六合六夕三才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山稅米配當分

三口

合貳拾七石七斗壹升八合八夕壹才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　吉尾　秀員

從前配當米

元華上院事

三ヶ年平均
一米拾四石三斗壹升五合九夕四才
辰年米拾貳石貳斗三合九夕六才
巳年米拾壹石六斗六升四合貳夕壹才
午年米拾九石七升九合六夕六才
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才
同
一米貳石六斗六升九合六夕六才
三口
合貳拾八石壹合八夕四才
右之通相違無御座候、
明治十年四月

六條　直樹

地方分配

學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配

山税米配當分

六條　直樹㊞

從前配當米

元慈尊院事

上田　鐵城

地方分配

三ヶ年平均
一米拾四石六斗六升八合
辰年米拾貳石五斗五升八夕六才

巳年米拾貳石壹升八合八夕五才

午年米拾九石四斗三升四合三勺

一　同　米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配

一　同　米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾八石三斗五升三合九夕

右之通相違無御座候、

明治十年四月　上田　鐵城 ㊞

從前配當米

元智光院事

大西　廣海

三ケ年平均

一　米拾貳石貳斗貳升七合四夕八才　地方分配

辰年米拾壹石壹斗壹升五合五夕

巳年米九石五斗七升五合七夕五才

午年米拾六石九斗九升六合貳夕

一　同　米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分

三口

合貳拾五石九斗壹升三合三夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月

大西廣海代理

高辻　守直㊞

從前配當米

元千藏院事

千森　豊信

三ヶ年平均

一米拾貳石四斗八升貳合七夕六才　　地方分配

辰年米拾石三斗七升七夕八才

巳年米九石八斗三升壹合三才

午年米拾七石貳斗四升六合四夕八才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　　學頭料幷諸役人下行及囘轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分

三口

合貳拾六石壹斗六升八合六夕六才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　千森　豊信 ㊞

從前配當米

元福壽院事　福井　篤實

地方分配

三ヶ年平均

一米拾貳石九斗九升八夕八才

辰年米拾石八斗七升八合九夕

巳年米拾石三斗三升九合壹夕五才

午年米拾七石七斗五升四合六夕

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及同輩平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾六石六斗七升六合七夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　福井　篤實 ㊞

從前配當米

元慈門院事
陶原　中正

地方分配

三ヶ年平均
一米拾三石四斗壹升五合四夕八才
辰年米拾壹石三斗三合五夕
巳年米拾石七斗六升三合七夕五才
午年米拾八石壹斗七升九合貳夕

學頭料幷諸役人下行及同輩平等分配

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才

山税米配當分

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口
合貳拾七石壹斗壹合三夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月
陶原　中正　㊞

從前配當米
元般若院事
舟橋　勇

地方分配

三ヶ年平均
一米拾四石八斗五升九合四夕五才

辰年米拾貳石七斗四升七合四夕七才
巳年米拾貳石貳斗七合七夕貳才
午年米拾九石六斗貳升三合壹夕七才

同　　學頭料幷諸役人下行
　　　及回轉平等割分配
一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口
合貳拾八石五斗四升五合三夕五才
右之通相違無御座候、
明治十年四月

舟橋勇代理
高辻守直㊞

從前配當米
元萬像院事
高津常盤

三ケ年平均
一米拾壹石七斗九升貳夕貳才　地方分配
辰年米九石六斗七升八合貳夕五才
巳年米九石壹斗三升八合五夕
午年米拾六石五斗五升三合九夕

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料并諸役人下行 及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾五石四斗七升六合壹夕貳才

右之通相違無御座候、

高津　常盤㊞

明治十年四月

從前配當米

元正行院事

榊原　眞吾

三ヶ年平均

一米拾壹石八斗五升壹合貳夕八才　地方分配

辰年米九石七斗三升九合三夕

巳年米九石壹斗九升九合五夕五才

午年米拾六石六斗壹升五合

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料并諸役人下行 及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾五石五斗三升七合壹夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　榊原　眞吾　㊞

從前配當米

元妙覺院事

葛城　保義

地方分配

三ヶ年平均

一米拾四石五斗四升六合貳夕八才

辰年米拾貳石四斗三升四合三夕

巳年米拾壹石八斗九升四合五夕五才

午年米拾九石三斗壹升

同　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同　山稅米配當分

一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口

合貳拾八石貳斗三升貳合壹夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　葛城　保義　㊞

三ヶ年平均

一米拾壹石八斗壹升六合五夕四才

辰年米九石七斗四合五夕六才

巳年米九石壹斗六升四合八夕壹才

午年米拾六石五斗八升貳夕六才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口

合貳拾五石五斗貳合四夕四才

右之通相違無御座候、

明治十年四月

三ヶ年平均

從前配當米

元葆光院事

藤川　保波

地方分配

學頭料幷諸役人下行
及囘轉平等割分配

山税米配當分

從前配當米

元覺輪院事

藤川　保波㊞

吉田　秀擧

一米拾四石三斗三合九夕七才　地方分配
辰年米拾貳石壹斗九升壹合九夕九才
巳年米拾壹石六斗五升貳合貳夕四才
午年米拾九石六升七合六夕九才
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配
同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山稅米配當分
三口
合貳拾七石九斗八升九合八夕七才
右之通相違無御座候、
明治十年四月　吉田秀皐（印）

從前配當米
元圓城院事
永井幹

三ヶ年平均
一米拾三石壹斗壹升六合八夕六才　地方分配
辰年米拾壹石四合八夕八才
巳年米拾石四斗六升五合壹夕三才
午年米拾七石八斗八升五夕八才

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料并諸役人下行及回轉平等割分配

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口
合貳拾六石八斗貳合七夕六才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　永井　幹㊞

從前配當米
元十乘院事
藤林　章

三ヶ年平均　地方分配
一米拾三石三斗三升貳合四夕四才
辰年米拾壹石貳斗貳升壹合四夕六才
巳年米拾石六斗八升壹合七夕壹才
午年米拾八石九升四合壹夕六才

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料并諸役人下行及回轉平等割分配

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口
合貳拾七石壹升八合三夕四才
右之通相違無御座候、
明治十年四月　藤林　章㊞

從前配當米
元妙宗院事
田村　興

三ヶ年平均
一米拾四石壹斗壹升三合九夕七才　地方分配
辰年米拾貳石貳合
巳年米拾壹石四斗六升貳合貳夕
午年米拾八石八斗七升七合七夕

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山稅米配當分

三口
合貳拾七石七斗九升九合八夕七才
右之通相違無御座候、
明治十年四月　田村興代理

三ヶ年平均
一米拾三石五斗壹升四合八夕三才
辰年米拾壹石四斗貳合八夕五才
巳年米拾石八斗六升三合壹夕
午年米拾八石貳斗七升八合五夕五才
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才
同
一米貳石六斗六升九合六夕六才
三口
合貳拾七石貳斗七夕三才
右之通相違無御座候、
明治十年四月

六條　直樹㊞
從前配當米
元香積院事
槇　安緒
地方分配
學頭料并諸役人下行
及回轉平等割分配
山稅米配當分
從前配當米
槇　安緒㊞
元玉泉院事
山本　功

三ヶ年平均

一米拾四石四升三合九夕六才　　地方分配

辰年米拾壹石九斗三升壹合九夕八才

巳年米拾壹石三斗九升貳合貳夕三才

午年米拾八石八斗七合六夕八才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　　學頭料并諸役人下行及同轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分

三口

合貳拾七石七斗貳升九合八夕六才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　山本　功

從前配當米

元教相院事　佐伯　秀正

三ヶ年平均

一米拾貳石五斗五升五合七夕四才　　地方分配

辰年米拾石四斗四升三合七夕六才

巳年米九石九斗四合壹才

午年米拾七石三斗壹升九合四夕六才

同　學頭料并諸役人下行及回轉平等割分配

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同　山税米配當分

一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口

合貳拾六石貳斗四升壹合六夕四才

右之通相違無御座候、

明治十年四月

佐伯秀正

從前配當米

元慈心院事

幸田秀直

三ヶ年平均

一米拾壹石六斗六升壹合四夕四才　地方分配

辰年米九石五斗四升九合四夕六才

巳年米九石九合七夕壹才

午年米拾六石四斗貳升五合壹夕六才

同　學頭料并諸役人下行及回轉平等割分配

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分

三口

合貳拾五石三斗四升七合三夕四才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　幸田　秀直

従前配當米

元文殊院事

梅島　鼎

三ヶ年平均

一米拾四石貳斗壹升五合五夕三才　　地方分配

辰年米拾貳石壹斗三合五夕五才

巳年米拾壹石五斗六升三合八夕

午年米拾八石九斗七升九合貳夕五才

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分

三口

合貳拾七石九斗壹合四夕三才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　　　梅島　鼎㊞

從前配當米
元戒光院事
堀　結城

三ケ年平均
地方分配
一米拾壹石貳斗六升八合八夕七才
辰年米九石壹斗五升八合貳夕貳才
巳年米八石六斗壹升四合四夕七才
午年米拾六石三升三合九夕貳才

同
學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配
一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同
山稅米配當分
一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口
合貳拾四石九斗五升四合七夕七才

右之通相違無御座候、

明治十年四月
堀　結城代理
上田　鐵城㊞

從前配當米
元善龍院事

藤岡高志人

三ヶ年平均　地方分配

一米拾貳石貳升三合九夕七才

辰年米九石九斗壹升貳合

巳年米九石三斗七升貳合貳夕

午年米拾六石七斗八升七合七夕

同　學頭料諸役人下行
及回轉平等割分配

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同　山稅米配當分

一米貳石六斗六升九合六夕六才

三口

合貳拾五石七斗九合八夕七才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　藤岡高志人㊞

從前配當米

元地生院事

京極　秀實

三ヶ年平均　地方分配

一米拾四石九斗四升四合四夕七才

辰年米拾貳石八斗三升貳合五夕

巳年米拾貳石貳斗九升貳合七夕
午年米拾九石七斗八合貳夕

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山稅米配當分

三口
合貳拾八石六斗三升三夕七才

右之通相違無御座候、

明治十年四月

京極　秀實㊞

從前配當米

元賢聖院事
高辻　守直

三ヶ年平均
一米拾三石七斗六升壹合九夕八才　地方分配
辰年米拾壹石六斗五升
巳年米拾壹石壹斗壹升貳夕五才
午年米拾八石五斗貳升五合七夕

同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行
及回轉平等割分配

同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分
　三口
　合貳拾七石四斗四升七合八夕八才
右之通相違無御座候、
明治十年四月　　高辻　守直㊞
從前配當米
元定心院事　橋本　芳見
三ヶ年平均
一米拾壹石貳斗七升六合七夕壹才　　地方分配
辰年米九石壹斗六升四合七夕
巳年米八石六斗貳升四合九夕五才
午年米拾六石四升四夕
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配
同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　　山税米配當分
　三口
　合貳拾四石九斗六升貳合五夕八才（マヽ）

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　橋本　芳見㊞

從前配當米

元心城院事

八尾　純直

三ケ年平均

一米拾貳石七斗壹升五合七夕五才

辰年米拾石六斗三合七夕七才

巳年米拾石六升四合貳才

午年米拾七石四斗七升九合四夕七才

地方分配

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

及學頭料并諸役人下行
回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才

山税米配當分

三口

合貳拾六石四斗壹合六夕五才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　　八尾　純直㊞

從前配當米

元普門院事

藤澤　良光

三ヶ年平均

一米拾貳石五斗六升八合貳夕貳才　地方分配

辰年米拾石四斗五升六合貳夕四才

巳年米九石九斗壹升六合四夕九才

午年米拾七石三斗三升壹合九夕四才

同　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

一米拾壹石壹升六合貳夕四才

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山稅米配當分

三口

合貳拾六石貳斗五升四合壹夕貳才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　藤澤　良光（印）

從前配當米

元法苑院事

龍田　純精

三ヶ年平均

一米拾三石四斗五升壹合七夕八才　地方分配

辰年米拾壹石三斗三升九合八夕

巳年米拾壹石八斗五才
午年米拾八石貳斗壹升五合五夕
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配
同
一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分
三口
合貳拾七石壹斗三升七合六夕八才
右之通相違無御座候、
明治十年四月　龍田　純精　㊞

從前配當米
元實相院事
新庄　壽枝

三ヶ年平均
一米拾五石壹斗四升五合四夕九才　地方分配
辰年米拾三石三升三合五夕壹才
巳年米拾貳石四斗九升三合七夕六才
午年米拾九石九斗九合貳夕壹才
同
一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾八石八斗三升壹合三夕九才

右之通相違無御座候、

明治十年四月　新庄　壽枝

從前配當米

元觀行院事

高橋　守信

三ヶ年平均

一米拾貳石壹斗八升貳合三夕八才　地方分配

辰年米拾石七升四夕

巳年米九石五斗三升六夕五才

午年米拾六石九斗四升六合壹夕

同

一米拾壹石壹升六合貳夕四才　學頭料幷諸役人下行及回轉平等割分配

同

一米貳石六斗六升九合六夕六才　山税米配當分

三口

合貳拾五石八斗六升八合貳夕八才

右之通相違無御座候、

明治十年四月

高橋守信代理
高辻　守直㊞

前書、舊神官從前配當米取調之通、相違無御座候間、此段宜敷御上申被成下度奉願候、已上、

大和國第三大區三小區十市郡
多武峯士族惣代
上田　鐵城㊞

明治十年四月

同
吉田　秀譽㊞

前書之通相違無之、因テ奧印仕候也、

副戸長
谷　唯八㊞

戸長
木郁　直業㊞

堺縣令税所篤殿

（美濃紙假袋綴表紙共四十枚墨付三十八枚）

以上三十三坊は、現在談山神社に於ける調査と全く一致して居るのであるが、大西廣太郎氏所藏の寛政二年四月書上の人別御改帳寫によれば、右の内覺輪院・福壽院・心藏院の三院は無住であつたものか、この書上げに見えて居ないし、また舟橋文

治氏所藏の多武峯繪圖によれば、右の外に金剛院・十如院・妙樂院・壽命院・寶珠院の五院が見えて居るが、この五院は寛政以前に早くも退轉したものであらう、

また以上の外子院には、竹林坊・常住院・安養院・妙光院の四坊が維新當時まであつた、竹林坊は卽ち學頭坊であつて、慈眼大師天海僧正の高弟賢盛法印の家康の命によつて開基するところ、代々叡山より兼住し、寛政二年の頃には、比叡山正覺院の兼住であつた、後は東叡山から輪番になつた、因に多武峯の本坊は卽ち靑蓮院門跡の兼住であつて、その關係はやはり慶長五年家康の周旋によつて、尊純法親王が兼帶されてからではないかと思はれるのである、そして常住院といふのは、一﨟の住院であつて、師弟相承の子院ではなく、從つて地方の分配はなかつたと思はれるのである、また安養院は所謂東役所、妙光院は所謂西役所と稱せられたもの、もと輪番か何かであつたと思はれるが、近くは使傭の俗人がこれに詰めて、事務に當つて居たのであつて、これまた地方の分配はなかつたと思はれるのである、

これら子院の外に、なほ承仕と稱するものが九院あつた、現在神社の調査によれば、

一杉室　（現姓杉並）　一梅室　（現姓梅咲）

一竹室　（現姓竹田）　一中尾坊　（現姓中澤）
一西京院（現姓西尾）　一小五大院（現姓小川）

の六家であるが、寛政二年人別改帳寫によれば、岩室・竹室・杉室・小五大院・梅室の五院であつて、中尾坊西京院の代りに岩室が見えて居る、また舟橋氏所藏の多武峯繪圖によれば、藤室といふのが見えて居る、併しながら分離當時にあつては、右の神社の調査による六ヶ院のみであつたかも知れない、

（二）　行事

行事に就いては調査の十分でなかつたことを遺憾とする、殊に神事に至つては秋祭の外は調査が出來なかつた、秋祭といふのは、明治二十一年四月十六日附、九條道孝宛舟橋勇外四人の再興志願書、その他を綜合して考ふるに、元中九年南北兩朝の和議が成立して、後龜山天皇は京都に還御せられたけれども、後越智、和田、楠木、橋本、三輪等南朝の諸將は、これに平ならずして遂に兵を擧げることゝなり、三輪左衛門尉は四條資行を擁して多武峯に據つたのである、そこで將軍義教は、永享十年管領畠山持國をして之を擊たしめた、之によつて多武峯はその八月に一色義貫の兵に燒かれ、衆徒は神輿を奉じて、難を橋寺に避けた、神像は橋寺に在ますこと三年、嘉

吉元年八月に至つて還御あり、その九月中の午の日に衆徒誠惶祠庭に跪いて祭祀の筵を嚴にし、以て永世不朽の清規とした、かくて同六年に、勅使左中辨中御門宣胤が參向して左の祭文を讀み、また永世不易の祭典たらしめ、以て明治元年まで累年間斷なく行はれて來たといふのである、

惟當年嘉吉元年歲次辛酉九月十一日、天告旬時中午良辰以、爲寺家恆例之事、撿校三綱山內上下諸人等、愼美恐禮、掛毛忝幾當社談山大明神寶君乃廣前仁、跪幾惶幾賽志奉弖儼樽節之禮於、設餚饍之備於給婦處於開召天、漢波楞嚴無导之慈於慈美視志女弖分段有爲之塵仁交利、和光之化導長今仁末久倶、榮倍幸比坐志弖衆生之受苦於恤美憐美御坐志弖彌益仁利物隨緣之方便於廻志、穴賢倶護法紹隆之本誓於忌禮給事無禮、與天地等久與日月同久坐止、祈申志祝奉留、夫惟正一位勳一等當社大明神寶君波、是禮天照皇太神補佐乃忠臣天兒屋根命乃、清久潔幾流於禀給倍利、自爾以來、藤門乃大祖止志弖、萬機乃攝籙押弖家門仁相傳利、累代乃餘慶於敷播志弖、永久後葉仁致良志牟、然波九五之明主毛偏以此室與利、出弖給比、萬代之蘄固毛唯此一家與利起留處也、凡弖　王臣合躰之謀、國家泰平之政、無不職而由斯、是以覆慈雲於天下、扇德風於海內、以摛　皇化於萬歲、弘佛敎於四海給婦、國土之人民誰

忘彼之恩德者乎、仍今祭文傳供捧物講演音樂十列散樂細男、色々乃什物數々仁置足波志弖、丁寧仁執利營美調倍成弖、竭信竭節者也、伏乞輪祭通于神慮、福祐及遐邇、金輪甚固而壽星耀光、舟職寄靈而霖雨潾潤、九禁平穩仁志弖百僚無恙志女牟、特仁波藤家乃光花熾盛仁志弖、枝葉世仁榮倍、權威國仁秀給倍、處波安久志弖、如入無何之鄕仁、人波豐仁志弖得誇蜀都之富仁、然則撿挍三綱大法師乃至諸役者當年々預等爾及麻弖、身仁波更無天災之愼美、心仁波達地望之媒於、就中此御會祭禮爲不易之懃止弖、遠久來際仁契利置弖、且毛無懈怠、末代永々仁至麻弖、令無退轉之期給倍、蓋志恐波事茂久物忩志弖、每人勇猛精進乃誠止有留古止少志、定弖亦自然之汚穢罪咎毛相交和覽者歟、雖然尊神一子乃御惠於垂弖、枉弖宥女快久歡波世御坐志弖、如在之禮奠奈利止、享計納女賜倍止申須、

右寛正六年乙酉十一月六日

この祭文によつても、神事とはいひながら、如何に佛教の色彩が濃厚であつたかゞ窺はれるであらう、

なほ佛事に就いては、多武峯略記に記載がある、江戸時代末期に於いても、大體これと變らなかつたと思はれるから、その大要を左に摘出する、

仁王會　正月十五日、於講堂修之、

涅槃會　二月十五日、於講堂修之、

灌佛會　四月八日、於講堂修之、

蓮華會　六月十五日、於講堂修之、

法華會　毎年十月、於聖靈院修之、

維摩會　毎年十月、於聖靈院修之、

大師講　十一月廿四日、於食堂修講經論議(義)、

法華三昧　於法華堂修之、

常行三昧　於常行堂修之、

毎年從七月至九月九十日間、毎月三時、讀阿彌陀三十二相、幷毎日唱不斷念佛、

十六講　毎月十六日、於聖靈院修之、件講者、地主聖廟之遠忌也、(鎌足)

また舟橋文治氏の所藏に「慶應四戊辰年三四閏(四脱カ)三ケ月分諸法事論義布施改當牒」と題する一冊がある、これは三十三坊以下の下行請取判取帳であるが、この三四閏四月の三ケ月の間に、仁王會・大般若會・佛生會・月次本社會・同大原會・同本願會・同如意輪會・大猷院殿曼供・有章院殿曼供・東照講・台德講等が行はれて居たことが分るので

ある、それからまた寛政二年の御由緒書寫によれば、毎月十七日と廿四日には論義が行はれて居たことも知れるし、徳川氏代々の法會もその忌日に行はれて居たことが窺はれるのである、

なほ談山神社の所藏に「寛永十八辛巳年卯月吉日、寺家拂、安養院快專法師」と外題する一冊がある、これによると、當時拜殿に當る護國院に於いては、神事法事兩方共に行はれて居たのであつて、權現と稱し、明神とも呼ぶ大織冠は、神事法事二つながら受けられて居り、そしてその行事の大部分は、佛教的色彩を帶びて居た樣である、

(ホ) 職制

慶長以前の職制は分明でない、以下記すところは、維新前の職制であるが、まづは江戸時代を通じてこの通りであつたと見て差支へあるまい、

一山を統轄するものは寺務である、併しながら寺務は青蓮院門跡の兼帶であつて、唯任敍補免のことを掌り、大事の出來に當るといふに過ぎない、寺務領は貳百石であつた、寺務の下に學頭がある、學頭は實際上の統轄者であつて、慶長以前にあつては、一山の學侶からこれに補せられたのであるが、學頭領は三百石で、三十石の子院からこの職に補せられることは、非常の出世であり、これを羨望するもの多く、從

つて讒誣中傷等行はれ、弊害も亦多かつたといふことである、そこで慶長五年家康の再興の時に當つて、天海僧正の高弟賢盛法印をこれに補してから代々叡山からの兼住であつたが、後東叡山からの輪番となつた、

併しながら、學頭は兼住であつたが爲めに、竹林坊といふ住院はあつたが、常住はして居なかつた、從つて常住事務を取扱ふものゝ必要であつたことは勿論である、この任務に當つたものが卽ち執行代である、執行代は定員二人で、四十二坊の子院から選擧され、﨟次に限らず多くは敏腕家がこれに補せられ、地方法事等主として政治經濟の方に從事して居たのであるが、他の嫉妬によつて、若年中のあらを發くことがあつたので後輪番となつた、そしてこれには三十八九歲で補せられるのが常であつた、

法事神事等の儀式を掌るものに政所があつた、政所は卽ち撿挍であつて、任期三年、此の間禁足であつて、學頭の次に位し、法事には導師となり、神事には神主となり舊正月には神前に祝詞を奏した、舟橋文治氏の所藏に、撿挍の補任狀があるから左に掲げる、

補任多武峰寺撿挍職事

右以法印權大僧都貫如、所令補任彼職也、恒例之佛神事等、可寺務管領者也、

文政八年十一月十四日(花押)

多武峯寺撿挍法印

用紙は檀紙竪紙で、補任の二ヶ所、及び文政八年の右肩に「談峯山寺」の角朱印が都合三顆捺してあり、包紙もまた檀紙で、上に多武峯寺撿挍法印と記してある、因に青蓮院門跡からの宛名は、撿挍一人は右の如くであるが、他は皆何々院御房と宛てゝ來たさうである、

政所即ち撿挍の下位に三綱がある、三綱はまた三神主とも稱せられ、一﨟二﨟三﨟がこれに補せられ、政所を補佐して法事神事に當つて居た、勿論四十二坊の子院からこれに補せられるのである、

三綱の次が即ち社僧である、大法師以上全部をも社僧と總稱するけれども、特に社僧と稱するものが三人あり、これは權大僧都の中から﨟次によつて任ぜられ、年齡は三十二三歲のものであつた、特に神饌その他のことに從事して居たのであるが、夜は神前に讀經を奉仕した、經は維摩經、仁王經等であつた、神饌は毎日供進せられ、これは勿論精進であり、魚肉を奉る時には別に祝詞を奏することになつて居た、

またこの三人は、十日宛の交替で役に奉仕し、一ケ月三人で持つのであるが、任期は大抵三年に限られて居た、これも勿論四十二坊の中から補せられるのである、以上の諸役以外の四十二坊は、即ち平僧であつて、社僧とも總稱せられるものであるが、この平僧の中にも十八人鶴進と稱するものがあつて、十六七歳から廿六七歳までのものがこれに當り、祭例の時には、裹頭佩刀で、神輿を舁いたといふことである、

四十二坊の外の九院は、承仕ともまた法仕とも稱せられ、位は生涯大法師より上に昇ることが出來なかつたのである、これは雑役に奉仕して居たのである、

職は大體以上の如くであるが、位は四十二坊のものは、先づ大法師に任ぜられ、權律師に進み、次いで、律師、權大僧都、大僧都、大阿闍梨と任ぜられることになつて居る、舊敎相院佐伯秀正氏所藏に、大阿闍梨位の補任狀がある、

讓補鈔樂寺穴太正流大阿闍梨位事

夫三部灌頂者、如來事用之正印、凡夫超昇之寶車也、如來以是傳之金剛手大士、々々以是傳之龍猛菩薩、師資相傳至慈覺大師、大師以降累代諸師、傳法連綿不絶、豈不爲難焉乎、專敎相院圓道、瑜伽修薫既久、法位昇進何滯、由是今入三密道場、方溶

五瓶清水、直登大阿闍梨職位、口傳耳授密乘能事畢矣、伏冀、法燈相續期未來際、自利々他愼勿暫廢、

嘉永元戊申年八月五日　大阿闍梨圓道

譚嶺穴太正流

傳瑜伽大阿闍梨賢聖院守盛自在金剛

守盛之印

自在金剛

用紙は檀紙、妙樂寺の文字のところに「妙樂寺印」の角朱印を捺し、如來、金剛、龍猛、慈覺、圓道、大阿闍梨職位の各文字のところに、梵字の各朱印が、都合六顆あり、奥の穴太の文字のところに「穴太正流」の方朱印が捺してある、

次に四十二坊の社僧等の生活を見るに、十五六歳にして多くは權律師に任ぜられ、これに任ぜられると、大原の藤原寺に行くことになつて居る、こゝに居ること三年、その間墮落せぬか否か、試みられる譯である、この三年を無事に終へると、歸つて子院の社僧となるのであるが、社僧(平社僧にあらず)を勤むること三年位にして、後執行代に進み、或は政所に任ぜられ、老いては一﨟ともなるのである、

社僧は一般に所謂淸僧であつて、神前では維摩經、仁王經を讀誦して居た、中には修養を怠らなかつたものゝあつたこと勿論である、佐伯秀正氏の所藏に左の如き唄匿の印可狀がある、

夫唄匿者、梵天妙韻、魚山之秘曲也、止息外緣、寂靜法會、修佛事要功莫大焉、今因大和國多武峯執相院圓道競望、限其身令面授畢、堅守師傳之口密、勿加自己之意巧、仍印可狀如件、

慶應二年四月九日

魚山聲明業法印大僧都覺秀

用紙は小形の檀紙で、四ヶ所に「魚山之印」の角朱印があり、包紙には「唄匿印可狀　執相院圓道」と記されて居る、

また經濟的方面に就いていへば、子院一院が地方三十石、この實收入が先づは二十石位あつたらしく、(子院の條に揭げたる配當帳參照)この外に百五十五石の神供祭典料及び百四十石の年中行事料が、下行として分配されて居たのである、神饌は每日壹斗宛の割宛であるが、實際は一升減じて一日三度に三升宛九升上り、神酒は一升宛之を上つたのである、そこで寺僧等は、大織冠樣はその名の通り大食であら

せられるといつて居たといふことである、前に掲げた配當帳は、明治維新後卽ち學頭の居なくなつてからの後の計算であつて、學頭領三百石をも四十二坊(當時三十三坊)へ分配して居り、連年不作であつたとはいひながら、三十三坊何れも大抵二十四五石の收入があつたのである、然るに坊にあつては人別改帳寫にも見える如く、弟子があつても一人、多くて二人、弟子なきものが多い有樣で、住職一人、若黨一人といふのであつて、生活は頗る安易であり、諺に「金の司は多武峯」と謳はれた通り、一山の財政は可なり豐であつたのである、

また一山の財政に就いては、執行代に於いて米を金に換へたのであるが、これは藏元と稱するものがあつて、それらが入札によつて相場を定めたものである、藏元は八木村の河合庄九郞、百濟村の林平左衛門、神主村の松村八兵衛等がそれであつた、また銀方といふものがあつた、これは今の銀行の樣なもので、一山の預入貸付等の金融のことに當り、西口の山下源之丞、飯盛塚の金澤某、八井内の淺原吉平の三名がそれであつた、

次に司法のことに就いては、罪人があつた場合は、鐘突役がこれを捕縛して牢に入れる、裁判は執行代がこれに任じた、東西の兩役所には共に白洲が設けてあつた、

また牢は學頭竹林坊の入口の右の高所にあり、甚だ狹く窮屈であつたが、氣分は頗る自由であつて、苦痛は少く、他領の罪人はよくこの地に逃れ來つて、この牢に入ることを喜んだといふ、不便牢は八牢内にもあつたといふことである、

なほ社僧等は、青蓮院宮や、輪王寺宮の威光を假りて、隨分威張つたといふことである、高取の城主内藤氏などは、その權威、執行代には遠く及ばず、殊に日光の御用によつて道中する時は權威甚しく、曾て島津氏の世子もこれが爲めに、道を避けたと傳へられて居る、

(へ) 多武峯の本體

(多武峰は神社か佛寺か)

多武峯は近世に於ては、多武峯妙樂寺とも護國院妙樂寺ともいひ、また談山權現とも談山明神とも稱せられて居る、かくて多武峯は神佛混淆の狀態にあつたことは、一見甚だ明である、この神佛混淆の狀態にあつたものを神佛何れかに決定するといふことは、頗る難事であるが、またその本來の性質を究明することによつて、これを何れか一方に決定することは必ずしも不可能ではない、多武峯の如きは、實にその本來の性質を究明し得るものであつて、興味少なからざるものがある、

先づ左に談山神社所藏の文書に就いて、慶長以前の文獻に現はれて居る名稱を年號順に列擧してみる、

多武峯寺	長祿四年十月廿三日附行玄房憲盛等契狀
談山權現	寛正四年三月九日法印隆惠奥書談山權現講私記
多武峯妙樂寺	永正六年十二月の箱書ある心經會本尊銘
多武峯大明神	永正七年十月十四日附關白藤原尙經祝詞
當社大明神	永正十七年五月廿日附長者宣
同	同　卅日附長者宣
多武峯大明神	天文三年八月附關白藤原植通祝詞
大織冠大明神	永祿元年十月十一日附布施行盛起請文
護國院御寶前	永祿七年七月十五日附越智家增寄進狀
談山大明神	天正八年卯月十六日附持蓮院行廣寄進燈籠銘
多武峯寺	天正九年正月壹日附多武峯差出

以上の外、永正六年五月十三日附、幕府奉行の奉書に多武峯伽藍とありて、その佛寺なることを暗默の中にいへるものもあるけれども、大抵は大織冠または單に多武

峯と記されて居つて、その神社なりや佛寺なりやを明に表白せざるもの多く、中には永正七年かと思はれる三月十一日附の綸旨の如き、多武峯寺社と兩方に掛けていつて居るものもある程である、以上によつて早くも室町時代に於いて、その神社なりや、佛寺なりやを明瞭にし難き狀態にあつたことが察せられるであらう、

併しながら、建久八年に出來たと信ぜられる多武峯略記によれば、その上卷に「第一寺名　多武峯」と明記されて居る、卽ち多武峯の名は一山の寺名と見るべきである、これ多武峯を以て本來佛寺なりとする理由第一、

次に多武峯略記及び一條兼良の作と傳ふる多武峯緣起によるに、定慧和尙によつて先づ第一に經營せられたものは、鎌足の墓卽ち十三重の塔婆である、次に出來たものは、同じく定慧和尙によつて建立せられた三間四面の講堂妙樂寺である、第三に出來したものは、同じく定慧和尙によつて造られた大織冠の靈像を安置せる聖靈殿である、この三つの事實は、何人も疑ふことを得ざる事實であつて、この三者は、宛も三位一體の如き形にあるものである、併しながら根本は實に十三重の塔婆であつて、塔婆が如何なる性質のものであるかは、自ら明であらう、十三重塔に名稱なき以上、これが拜所として作られた講堂の名稱妙樂寺を以て一山を呼ぶこと理

由なきにあらず、これ多武峯を以て佛寺なりとする理由第二、

次に談山權現の名稱は、その初め總社の名稱であつた、また談山明神の名稱は、後花園天皇の下賜になるものと傳へて居る、而して總社は多武峯略記によれば、延長四年の創始である、この總社と十三重塔と講堂と聖靈院との輕重については述ぶるまでもあるまい、卽ち略記下卷には、第一塔婆、第二堂舍、第三聖廟(卽ち聖靈院)、第四物社とし、第二の堂舍の最初には講堂が擧げられて居るのである、これによつても總社が決して主要なる位置になかつたことを窺ひ得るであらう、これ多武峯を以て佛寺とする理由第三、

次に聖靈院を以て談山權現と稱し、また談山明神と呼ぶことは、總社の名稱が誤つて用ひられたものであらう、聖靈院は鎌足の尊像を安置するところである、國家變異の前表として有名なる、彼の大織冠破裂なる事實は、この尊像の破裂であつて、これが靈驗顯著なる事實として、朝野の尊崇を集めたことは、史上明なる事實である、斯の如くであつてみれば、この聖靈院が一山信仰の對象として最も著はれ、最も重要なるものとなり行き、遂に一山の主體なるかの如くなつて行つたことは想像し易きことである、そしてその尊像そのものが俗體であつてみれば、これに神社と

しての形式が漸次附隨して行つたことも推測し得られないではない、それは早く建久の略記にも、この聖靈院を以て講堂以下の堂舍と區別して居るのでも察せられる、卽ち總社の名號なる談山權現、談山明神の名稱を冠するに至つたことも、容易に首肯し得られる、これ一山を以て談山權現といひ、また談山大明神と稱するに至つた理由であらう、現在の談山神社もまたこの聖靈院を以てその本體として居るのである、然もこの尊像を安置する殿舍は聖靈院であり、これを拜する拜所は護國院である、聖靈院に對する護國院は、恰も十三重塔に對する妙樂寺と同意味であつて、護國院を以て一山を總稱することもこゝに理由して居るのである、聖靈院といふものが如何なるものであるかは、法隆寺の一例によつても明である、これ多武峯を以て佛寺なりとする理由第四、

次には多武峯に於ける鳥居の問題である、鳥居の有無は必ずしも神社と佛寺とを區別するものではないが、一般には鳥居があれば神社と思はれて居る、故に假に然りとして、多武峯に於て一山全體に關係ある如く思はれる鳥居は、一の鳥居と二の鳥居とである、二の鳥居が全山の鳥居でなく、聖靈院の爲の鳥居であることは、上に伽藍の條に既に述べた通りである、二の鳥居が既に聖靈院の爲の鳥居とすれば、

一の鳥居もまた聖靈院の爲のものであること明である、何となれば、二は第二の義、一は第一の義であり、第二は第一に對する稱、第一は第二に對する稱であつて、一の鳥居も二の鳥居と同意義なること勿論である、そして聖靈院の性質は前述の如くである、これ多武峯を以て佛寺とする理由第五、

次に多武峯には神職が居なかつたことである、神佛混淆の狀態にあつたとはいひながら、神事に奉仕するものは何れも僧侶であり、祝詞を奏する者もまた僧侶である、そしてこれ等僧侶の一﨟より三﨟まで、卽ち三綱が別に三神主とも稱したのであつた、これは全く他の神佛混淆の社寺と相違するところである、これ多武峯を以て佛寺なりとする理由第六、

以上六つの理由によつて、多武峯は本來佛寺であつたと考ふるものである、

二、分離の狀況と其後の狀態

（イ）衆徒の還俗

多武峯は前に述べた通り、本來の面目は佛寺でありながら、中古以來長い間神佛混淆の狀態にあつたが爲めに、明治維新神佛分離の際に方り、神社として衆徒は還俗を命ぜられ、佛體佛具及び佛敎關係の諸建造物は、これが除去を命ぜられたので

ある、明治政府は元年三月二十八日神祇事務局の達として、權現などゝいつて佛語を以て神を稱する神社に對しては、その由緒書を徵して居るのであるが、多武峯にこの布令が達して居たかどうか、また多武峯がこれに對して、由緒書を差出して居たかどうか、勿論多武峯は、由緒書提出の有無にかゝはらず、根源の如何を問はず、楽人神を以て稱すれば、神を以て祭るを可とすといふ理由から、神社としての處分を實行すべく命ぜられたであらうことは、十分に想像されるところである、

さもあれ多武峯が、神社として、分離令の實行に當り、多少の難色を見たこともまた推測されないではない、則ち當時三神主であつた慈門院(陶原)較柏院(佐伯)妙覺院(葛城)の三人は、命令の遵奉を主張したけれども、他はこれに反對するものが多かつたのである、殊に老人連中は阿彌陀一心で、妙樂寺を別に念誦ネツキ𡧃に建てようといふ議が起つた、この熱心なる主張は福智院(智は予の聞き誤りにて壽の誤りか)で、眞法院、智光院等がこれに贊成するといふ有樣で、一時はこの說甚だ隆盛であつたけれども、若い連中は漸次還俗派となり、遂には多武峯の内に於いて妙樂寺を建つといふことを(念誦𡧃は多武峯一山の内紫蓋寺增賀堂の所在地なり)拒むに至り、殊にこの妙樂寺建立の一件は、當時一山の鍵方であつた西口の山下源之丞の反對に會ひ、

經濟上の問題として不可能になると同時に、福智院の地位もまた下寺であつたが爲めに、中止を見るといふことになつた、

三神主及び若い人達が、還俗を主張するに至つたに就いては、別に思想的背景があつたといふ譯ではない、多武峯にあつては、國學は一向に行はれず、寧ろ漢學の方が隆盛であつた、例へば齋藤拙堂も此地に來たことがあり、森田節齋の如きは玉泉院(山本氏)に一年半も滯在して、衆徒に漢學を敎へて居たといふことである、

かくて翌明治二年二月に至り、衆徒等は一同復飾還俗するといふことになつたのである、(當時子院社僧三十三坊、及び承仕六坊の名稱と、還俗して稱した苗字とは前に子院の條に詳しく述べて置いたからそれを參照されたい)、最初に還俗したものは三神主で、その苗字は奈良縣廳から與へられたものであつた、他の一般社僧の苗字は、勿論自ら稱したものであり、それらは例へば般若院舟橋氏は、般若の舟と舊姓橋本の橋とを取つて舟橋とするとか、或は智光院大西氏は、大西村出身の故に大西と號するとか、何れもその程度のものであつたらしいのである、

かくて社僧は三綱は神主となり、他は社家と稱し、承仕はまた神部となつたのであるが、この年左の祝詞を神前に申して、復飾還俗のことを告げ奉つたのである、

談山神社獻魚鳥初祭祈啓詞

掛卷毛畏支當大神乃御前爾愼敬々白

今般

王政復古御一新御一洗

御布告普久四方爾御掟給比、神佛混淆不相成旨、則社僧者復餝、爲神主禰宜社人、朝夕以御祓祝詞皇神等耳奉仕、令爲鳥食妻帶神葬、此者全久吾神國之古爾復留尊貴忝支御布令、故可否毛不有、速爾畏美奉仕、然在杼是迄千年餘、此御山內婦女之參入事乎禁止、朝夕御食乃獻物波、海山川耳住物乎不進雖有、今度天皇尊乃勅詔隨々、一速久三津栗乃中子乃道新久洗濯支、靈幸神乃宣之太祝詞白而、大祓ノ神事六月卅日執行、次々日每爾奉備御飯、及海山川爾住魚鳥乎奉進牟止、神主始メ神山內乃者共言議耳議里、奈良府倍言上波、加斯速早聞食唯々止反答給比奴、故今日乎吉日乃生日之足日止撰定而、此言一言、吾奉仕大神及枝宮枝社神等靈等乃御前乎、齋淸巡利、不僞不餝、祈祀支奉白上止麻久恐美々毛々白須、

辭別而白久佐久、大神之御殿近婦女乃參詣拜美奉留事波、速久公倍御窺之上免許開支奴、故今度者大神及皇神等御靈等耳、神代之大神手風乃如久海山川耳住魚鳥乎

奉獻之事乃始又奉仕之神主社家神部等耳至迄、女男乃婚姻娶之事始女、別爾神葬靈祭乃式、惣而古風之神事祝詞言白事之始止、今年六月晦日夕日降、大祓神事謹而執行、然而後少毛心恐之曇奈久、遠長耳

天皇朝廷乃御布令耳無違事令奉仕、若過犯事有乎波、神直日大直日爾見直志聞直志坐テ、咎女玉事奈久、祟利玉事奈久、夜乃守利日乃守爾護リ幸榮玉止倍止、愼美敬比畏美々毛美稱辭竟白須、

魚食を食べ妻を迎へ神葬をなさしむといひ、海山川に住む魚鳥を奉るといひ、更に婦女の參拜を奈良府へ伺ひて許されたといひ、また神主以下社家神部に至るまで、婚姻嫁娶神葬靈祭を始めるといふあたり、分離當時の狀況を眼前に髣髴せしむるものがある、

翌三年、權神主舊妙覺院葛城俊明が歿して、その後任に舊三藏院西眞澄が補せられた、この時神主舊敎相院佐伯一淸が、神前に白した祝詞が殘つて居る、

西眞澄進權神主時奉告我大神祝詞

掛卷毋畏我

大神之御前仁、折屈美氐奉白、王政復古、神止佛止不許混淆、因此我山乃

者等、
天皇尊之勅語之任々（明治二年）己巳之年仲春、悉皆復レ舊、上座三人乎神主止定之、以下
者等乎社家止定之、此趣乎官府倍言上志加波、速仁唯々止答玉比奴、自レ爾以後、總
而古風之神事祝詞以氐、御社仁奉レ仕、于時權神主葛城俊明、今度闕如、是以次席西
眞澄乎、後職仁令レ進而善矣、共レ衆言議仁議里、公倍窺比介留仁、答レ諾給矣、故今日乎吉
日乃生日乃足日乃足時止撰毘定女、某斗共仁阿奈尊爻此乃殿內仁參上、奉レ仕行
狀乎、審仁傳授白須、若過犯須事之有乎波、神直日大直日命仁、見直志聞直志坐而、
咎米賜布事無久、祟利賜布事無久、幸御魂奇御魂和御魂乃、稜威乃神幸乎令レ蒙、某
毛西眞澄毛忠勇節烈、末長久令レ奉二勤仕一玉倍斗、懇懃仁額突氐奉レ祈、

維時　　　神主

明治三年庚午八月二十一日　　佐伯一清圓道敬白

かくてまた、多武峯に於ける神葬のことは、この葛城俊明の葬式を以て最初としたのである、

また一山のものどもは從來社僧として、大織冠の神前に奉仕したもので、神前の禮式等には通じて居たであらうと思はれるのであるが、彼等の神前禮式は要する

に佛教的神前禮式であつて、神職の作法とは可なり相違して居たらしく、明治四年の頃、內務省から平川帶刀元信といふものが差遣されて、神前の作法禮式を教授したのである、當時、舊社僧がこの神前の作法に如何に苦んで居たかは、左に揭ぐる佐伯秀正氏所藏の玉串行事略式が雄辯に物語つて居ると思ふ、

玉串行事略式

吾カ皇國風ノ榊ヲ神ニ進ル事モ、亦タ天ノ岩戸段ノ神事ヨリ始マレルコトニテ、扨テ玉串ノ名ハ、平田先生古史傳ノ中ニ、第十本ハ信ニ玉ヲ貫垂タリケムヲ、ヤヽ後ニハ玉ヲ著ズモ奉リケムガ、後ニハ終ニ古ノ手ブリハ廢テ、玉串ノ名ノミ存リテ、木綿ヲ著タル賢木ヲ、シカ稱コトヽ爲レル云々、又伊勢大宮ノ玉串ノ行事モ擧ゲ具ニ示サレタルガ如シ、

一今度御祭ノ料ノ玉串モ、隨分忌ミ愼ミ愼淨ラカニ仕ヘ奉ルベキ事、

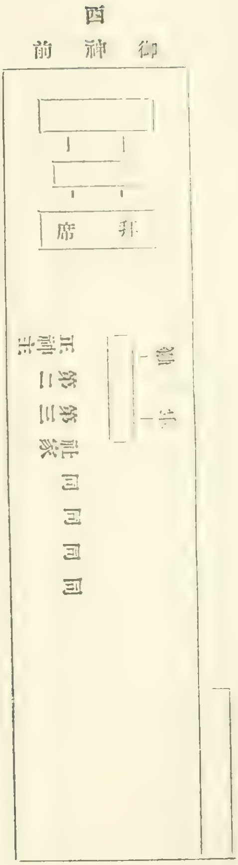
一本社樓門ノ前ヨロシキ所ヲ見テ、先掃ヒ清メ、齋竹指シ立テ、志米繩引キ迴ラシ、又タ火ヲ改メ燒キヲク事、是レハ後チ玉串燒却ノ用意ナリ、

一御拜殿ノ內、西面ヲ御神前トシ、一ノ高案ヲ置キ、差立テ玉串一枝ツ、又タ御酒洗米等ヲ備ヘ、其ノ前ニ一ノ下案（ヒクキ）ヲ置ク、是レハ玉串ヲ奉ル料ナリ、又其ノ前ニ拜

席ノ半疊ヲ鋪ク、

次ニ二間計東手ニ机一脚ヲ置キ、玉串ヲ載ス、是職事著坐ノ所也、

一一同出仕ノ圖



一先身堅　淨衣風折持笏事

次出仕　一同東門ヨリ出入ノ事

次著座　如圖先ニ假座等如常

次行事

先二拜持笏　拍手二津

次天津祝詞一度神主勾頭

次拍手ニ津　二拜持笏

次職事笏ヲ差シ、或ハ懐中ニス、
次拍手一或ハ一拝、玉串一枝ヲ取リ前机有之進テ到正神主之前、向ヒ坐スル時、正神主一拝持笏、職事モ一拝玉串ノ持ママ、シテ、渡玉串、正神主差笏ヲ拍手シテ請取之、職事拍手シ抽笏一拝、正神主モ一拝玉串ヲ持ママ、畢テ職事復本坐、正神主持玉串、進テ向神前、立揖シテ拝席ニ跪キ、敬テ玉串ヲ案上ニ奉リ、直ニ着坐拝席、抽持笏二拝拍手二ツ額突遙拝、畢テ拍手二拝メ起坐、拝席ノ前ニテ一揖、還本坐、第二第三ノ神主モ行事同右、

次社家一人ツヽ持笏進テ到職事ノ前、對坐シ一拝スル時、職事モ一拝、次ニ拍手シテ取玉串一枝渡之、社家差笏拍手シテ受取之、職事拍手メ一拝持笏、社家モ一拝玉串持ツママ、起坐シテ向神前、行事如神主、略之、

右玉串ノ行事、社家一同次第ニ奉仕、畢テ正神主進神前、其式如常、奉幣祝詞畢テ坐、次ニ一同神主以下、拍手奉祈　朝廷、

右畢テ玉串燒却ノ行事云々、職事勤之、神部ヲ使フ、

以上

明治四年辛未　　（半紙假袋綴表紙共六枚墨付四枚）

玉串の行事の如きは、神職子弟にあつては通常茶飯事であつて、態々次第書を作つて置く程のものではあるまい、

（ロ）　建築物の處分

建築物の處分に就いては、前に伽藍の條に於て一通り述べて置いたけれども、舊眞法院西宮秀國が、明治七年奈良縣廳へ差出した由緣記の草稿にも記載があるから、それを左に拔萃する、

（表紙）「明治七年甲戌九月

奈良縣廳へ差出ス草稿

談山神社由緣記

祠官

西宮秀國」

大和國十市郡談山神社由緣記

鎭座（中略）

祭神（中略）

由緣（中略）

祭日（中略）

社殿建坪

本社	三間四面
拜殿	桁十三間半梁三間
東透樓	桁八間梁五間
西透樓	桁六間梁五間
樓門在西	桁二間半梁二間
壹ノ鳥居石也	自本社在五十町北
貳ノ鳥居木也	在于社頭現境之中
東寶庫	桁三間梁二間
西寶庫	如東
神廟元十三層塔	九尺五寸四面
同拜所元講堂	桁七間半梁六間
假殿元常行堂	桁七間梁六間
祓殿元護摩堂	四間四面
御饌殿	桁九間梁六間
土藏	桁六間梁三間
神供水圍	一間四方
部屋	三箇所

以上屬于本社建物

攝社　二宇

惣社	三間四面

奉（請）招一百餘神、醍醐天皇延長四年丙戌始建立之、

拜殿　桁七間半梁二間

大原神社　二間四間

大織冠大神誕生舊跡、自多武峯在于五十町西高市郡小原村、草創年月不詳、社號大原与村名小原大小異字、

拜殿　桁五間梁二間

末社　二宇

此小原村産土神也

勤番所（兼御饌所）　桁八間梁三間半

表門、裏門　二ケ所

長屋　桁五間半梁丈間

以上攝社二宇之建物也、其中大原神社之神體者、明治六年癸酉之秋、敬受官許遷于多武峯惣社、雖然前條建物猶未撤之、今也奉値敬神無懈之御世、仰冀蒙神體還御之官命、如大旱之望雲霓也、

當社末社

祭神々名

天照大御神、日吉大神、大山祇命、杉山神、八幡大神、宇迦御魂神、市杵島姫命、菅原大神、春日大神、竈神、高龗神、稻荷神、

右之外

本願堂（舊號）　三間四面

古來此堂安置開山定慧和尙、以此義故、一新以來、假奉勸(請)招淡海公、定慧淡海兄弟也、

灌頂堂 舊稱　桁六間半梁五間

一新以前諸堂所祭佛菩薩像、假集入于此堂、

以上屬于社殿建坪之類、

當山境內東西五十町南北六十町(中略)

以上

前件之通、當山神社由緒因緣、舊記取調奉申上候也、

談山神社祠官

明治七年甲戌九月　西宮秀國

奈良縣權令藤井千尋殿

(半紙假袋綴表紙共十一枚墨付九枚)

この書上げにある通り、多武峯は分離に當り、聖靈院を以て神社の本殿とし、護國院をばその拜殿として、東西の透廊と樓門とを存してこれを中心とし、一の鳥居、二の鳥居、東寶庫、西寶庫はそのまゝとし、十三重塔を神廟と改稱し、講堂を以てその拜所とし、更に常行三昧堂をば權殿、護摩堂をば祓殿、御供所をば御饌殿とし、惣社と大原をば、これを攝社とし、大原の藤原寺はこれを大原神社と改稱し、天照大御神社以下の境內社をば末社となし、本願堂には定慧和尙に代りて不比等を祀り、灌頂堂に

は諸堂に安座してあつた佛像を集めてこれに置いたのである、この灌頂堂は取毀ちを屢々命ぜられて居たのであるが、何時となく破壞されたといふことである、また前の伽藍の條に掲げてあつて、この由緒記に見えない諸堂は、分離の時に撤却されたのである、例へば鐘樓は鐘を割つて持ち去り、樓は毀つたといふ、因にこの鐘樓は明治七年別格官幣社に列せられる頃までは確に存在し、その毀たれたのは十五年頃であるといはれて居る、また輪藏は磯城郡中村の曹洞宗の某寺へ移轉せられた、これも明治十七八年のこと丶傳へられて居る、けれどもこの十五年頃といひ十七八年といふ年月は如何であらうか、左様だとすればこの由緒には撤去をする積りで記載しなかつたものか、かくの如しとせば、この鐘樓の如く當時存在して居つて、この由緒記に記載されて居ないものが、まだ他にあつたであらう、なほ舊伽藍の存廢に就いては、前の伽藍の條を參照されたい、

また社僧承仕の子院坊舍は、そのまゝ神主社家神部へ與へられたのであるが、分離當時早くも二三院は荒廢に歸したといふことである、なほこの事に就いては、更に後段に於いて述べる筈である、

(ハ)　佛體佛具の處分

一山に於ける佛體の處分は、境內地卽ち伽藍の分は、これを取り出して灌頂堂に集めて置き、子院の分は、これをそれ〴〵各子院に於て處分させた、灌頂堂に集められた佛體を見ては、心ある者はこれを惜まざるなく、中には金五圓を收めて、これが供養を依賴したものすらあつたといふことである、この佛體は、堺縣から頻りに取退け方を命じてくるので、つひに安倍の文殊院へやつてしまつた、（中には隱してあつたものもあるらしく、先年講堂修繕の際、その天井裏から發見したものもあつたといふ）文殊院では、千體一佛を作らうとして讓受けたのであるが、遂に出來上らず、この中立派なるもの、四天王、勝軍地藏等數點を西洋人に賣却したといふ、また講堂の釋迦涅槃像は、士族卽ち舊社僧中へ下賜されたのを、舊慈門院陶原氏がこれを賣りに出したところ、二十五錢といふ値段であつたので、遂に舊末寺聖林寺へ寄附してしまつた、なほ各所にあつた石地藏はこれを取除けた、西門の石佛は一時家の中に引き入れたが今に殘つてゐる、

子院でもまた盛に佛體を處分した、中には佛像を拜みたさの餘り、板閉をしてこれに禮拜して居たものもあつたが、若い人達は結句邪魔物がなくなるといふので、却て喜んだといふことである、舊圓城院永井氏方の觀音像は、永井氏の直話による

に、永井氏からフエロノサ氏の手に渡り、フエロノサ氏から更に東京帝室博物館の所有に移り、震災前までは、永井氏の許から出たことを記して、陳列されてあつた、永井氏からフエロノサ氏へ賣る時に、フエロノサ氏が値幾何と聞いたので、永井氏は指を五本出した、永井氏の積りでは五圓であつたが、フエロノサ氏は五十圓と取つて、五十圓で買つたといふ逸話が付いて居る、これは明治二十二三年のことであつた、また舊教和院佐伯氏方の金岡筆と傳へて居た地藏曼茶羅は、佐伯氏の自話によれば、奈良の大隅へ僅十圓で賣つたといふことである、舊華上院の六條氏がこの話を聞かれて居て「大隅は多武峰で大層儲けたと話してゐた」といはれた、また佐伯氏の談話によれば、當時佛畫は二十五本宛一括にして、一括二十五錢でどん〳〵賣出した、場所は常住院(一﨟の住院)の客殿でこれを賣出し、大部分は宇陀の古物商に賣つた、それは明治七八年の頃であつたといふ、

佛具類もまた處分されたことは勿論である、輪藏にあつた明版の一切經は、京都の小川柳枝軒へ賣却したといふ、小川は當時多武峰へ出入であつた、この經の箱はいま舊般若院舟橋氏方に殘つて居るといふ、これは僅一例に過ぎないが、佛具の類が佛像と同樣わけもなく散逸したことは、十分に想像される、併しながら佛像佛具

の類が、全部散逸したのではなく、今に神社の所藏となつて殘つて居るものもかなりあるのである、參考のため神社の寶物什器目錄帳から、佛像佛具の類のみを拔萃して、左に掲げる、

（表紙）「別格官幣社談山神社古文書寶物什器目錄帳」

寶物之部

一楊柳觀世音畫	一幅
一觀月觀音畫	一幅
一不動明王諸童子畫	一幅
一不動明王畫	一幅
一愛染明王畫	一幅
一愛染明王畫	一幅
一愛染明王畫	一幅
一傳教大師畫	一幅
一大威德明王畫	一幅
一釋迦三（尊）像畫	一幅
一心經會本尊畫	一幅
一大日如來畫	一幅
一兩頭明王畫	一幅
一兩頭明王畫	一幅

一觀音畫　二幅
一十二天畫　十二幅
一十二天畫　四幅
一法華曼陀羅畫　十幅
一十六羅漢畫　十六幅
一維摩畫　一幅
一維摩大士畫　一幅
一維摩畫　一幅
一見明星釋迦畫　一幅
一達磨畫　一幅
一楊柳觀音　一幅
一五大尊畫　一幅
一護法善神畫　一幅
一文殊畫　一幅
一毘沙門天畫　一幅
一地藏畫　一幅
一地藏畫　一幅
一三天合體畫　一幅
一雨寶童子畫　一幅
一荼吉尼天畫　一幅
一春日曼陀羅畫　一幅

一三十番神畫　一幅
一增賀上人　一幅
一增賀上人行業記　二卷
一談山權現講私記　一卷
一談山權現講私記　一卷
一慈眼大師書　一卷
一普賢經　一卷
一細字法華經　一卷
一壽量經　一卷
一無量義經　一卷
一秘密陀羅尼　一卷
一法華經　八卷
一法華經　八卷
一普賢經　一卷
一無量義經　一卷
一維摩詰經　七卷
一般若心經　一卷
一般若心經　一卷
一般若心經　一卷
一大般若經　三卷
一不動愛染聖如意輪三經　一卷

一法華經　八卷
一神變加持經　七卷
一金剛頂經　三卷
一蘇悉地經　三卷
一細字法華經　一折
一唱禮作法　一冊
一「談峰山寺」印　一顆
一如意輪觀世音坐像　一軀
一九鈷杵　一個
一香盆　一個
一衲袈裟　一掛

什物之部

一觀音畫　一幅
一維摩詰尊影讃　一卷
一般若心經　一卷
一法華經　八卷
一無量義經　一卷
一普賢經　一卷
一法華經　八卷
一法華經　八卷
一法華經　八卷

一法華經　八卷
一普賢經　一卷
一法華經　六卷
一普賢經　一卷
一無量義經　一卷
一無量義經　一卷
一普賢經　二卷
一維摩詰所說經　三折
一維摩詰所說經　三折
一維摩詰所說經　三折
一維摩詰所說經　十冊
一法華經　八折
一大雲請雨經　二卷
一法華經　二冊
一瑜珈論抄　七冊
一法華考異　二冊
一法華經音辨記　一冊
一灌頂神供　一折
一三戒啓　一折
一金表白　二折
一胎表白　一折

一天竺國貝多羅葉　一枚
一錫杖　一本
一涅槃像彌陀三尊像　二面

この外に國寶になつて居る絹本著色大威德明王像一幅、及び栗原寺露盤とがありなほ舊慈門院陶原氏方には、元のまゝに持佛堂、佛殿、佛體、佛具等が、そのまゝに保存されて居るといふことである、

(二)　舊衆徒の生活附增賀堂再興

一山の衆徒は、明治二年二月復飾還俗と共に、社僧は神主、社家に補せられ、承仕は神部に任ぜられ、社領の配當を受けて、餘裕ある生活をして居たのであるが、明治四年版籍奉還廢藩置縣と同時に、神社祿制の發布を見、社領を沒收せられるといふことになつた、卽ち、

今般神社祿制別帋之通被定候ニ付而者、境內地ヲ不論、本社及建物等、現今之地景ニヨツテ相除、其他總テ上地可致、尤社家居宅地ハ拜借ト爲相心得、且祭典社用社家々祿ノ區別幷林取調之分等相添、別紙雛形ニ倣ヒ、往返之外日數三十日ヲ限可差出事、

但、朱墨印除地等ニ無之寄附田地供米等ハ書出ニ不及事、

（明治四年）辛未七月　　　　　　　　　　　　太政官

米銀永
何程　祭典料
但、此外神供料等區別有之分ハ、一々石高其譯、且祭典料等ノ廉無之ハ、其譯記載スベシ、

同
何程　修覆料
但、入用ノ節迄年々積立等ノ仕法有之分ハ其譯、且修覆料等無之ハ、其譯記載スベシ、

同
何程　社司　家祿之分
但、年々增減有之分ハ、前書六ヶ年平均ヲ以テ記載スベシ、

此譯

米金
何程　大宮司神主歟　何之某

金米
何程　禰宜社人　何之某

但、幾名有之共不洩樣、一名每家祿職號如本文記載スベシ、
諸渡方米金有之候ハヽ、右ニ準シ委細仕譯記載スベシ、
境內外歟朱印地除地歟之內、

一林反別何程、但何々木立歟、反別不知、但木立無之歟、何ヶ所
但、社内現今地景之外、
此木數何程、但凡目通何尺何寸ヨリ何尺何寸迄、
此拂代金所相場凡何程、
但、林守給等渡方有之ハ、高幷出方共記載スベシ、
但、何ヶ年前、
何木數何程拂代金何程、不殘社用ニ遣拂歟、又ハ
内何程社用、何々ニ遣拂之分、何程社家自用之分、
此内幾名歟分配アレハ、一名毎職號配當高認出スベシ、
一竹林モ右ニ準シ記載スベシ、
村持ニテ神職無之分ハ、村方ヨリ書出可申事、
一廢社村持ニテ神職無之、尤境内物成無御座無(衍カ)候事、
右之通被仰出候間、此段相違候也、
辛未(明治四年)　　奈良縣
九月廿九日　　社寺方印

この布達を受くると共に、社家等は直ちに、雛形に從つて上知の目錄を差出したであらう、また官にあつては、直ちにその目錄に從つて上地沒收したであらう、けれどもこのことに就いては何等徵すべき文書もなく、また故老に就いての調査も十分でなかつたから分明でない、

祿制

今般御改正官幣國幣社以下神官家祿總テ元高ニ準シ、祿制之通下賜リ、地方官ヨリ廩米ヲ以テ相渡候事、

諭

是迄ノ家祿ヲ以テ都テ四ツ物成ノ高ニ直シ、方今御定ノ二歩五厘ノ制ヲ以テ自今現石ニテ被下候事、

元高五千石　　現米千二百五十石

餘略ス、

一官幣國幣社神官々祿定則之儀者、追テ可被仰出事、

一諸社御撫物被廢止候事、

一玉串及獻上物等都テ被廢候事、

一諸國社寺領、現在之境內ヲ除ク外、一般上知被仰付候云々、去庚午(明治三)年十二月御布告相成候處、猶又今般僉議ノ筋有之、境內ト雖モ渾テ社納仕來候物成、六ケ年平均シテ、祭典社用且社家人名家祿ノ仕譯等、巨細取調、管轄地方官ヱ可差出事、

辛未七月　　太政官

またこの布告にあるが如く、三年の布告によつて、この前既に上知して居たか否や、それも分明でない、そしてまたこの布告にあるが如く、上知と同時に、果して知行高を四ツ物成に直し、二分五厘の制で、廩米を與へられたか、その邊も分明でない、併しながら翌五年の歎願書によれば、從前餘裕のあつた生活は、かなり困窮に赴いて居た樣である、卽ち

乍恐歎願書

一　　私共累世

天朝幷大神之仁澤ニ浴シ、開祖已來千二百年、師資連綿相承仕來候、

御一新付、去明治二巳年二月、一山一同復飾神勤被爲仰付、難有仕合ニ奉存候處、去年六月四海一般神官社家ノ弊害ヲ革改シ、更ニ精撰補任之旨蒙御達、拜

承ノ後ハ、尚更一同申合奉仕勉勵仕居候得共、銘々其ノ身ヲ顧ミ候得ハ、實ニ其ノ職任ニ不堪哉ト恐縮仕、辭職歸農早速可願上外無御座候得共、日々糊口ノ凌方ニ心痛仕居候、依之奉恐入候得共、銘々共多武峰住居仕、朝夕社頭邊掃除入念ニ仕、萬分之一奉報神恩度衆願ニ御座候、就テハ極山分ノ義(以下同ジ)、田畑等餘分ニ無御座候事故、材木渡世山稼ヲ以、糊口ヲ相凌申度候ニ付、各々居宅幷家附山林畑等、且ツ別紙ニ申上候一山惣持山、是迄之上毛被爲下置、屋敷地幷山地床之義、乍恐御檢分之上、相當之貢御定ニテ、一山江從前之通御預ケ奉願上候、左候得者、當時ノ立木共儘差置、追々下伐等仕、御定之貢年々上納仕、聊奉報朝恩度奉存候、右之趣、格別之御仁恤ヲ以、蒙官許候得者、永世難有仕合可奉存候、以上。

(明治五年)申　　　　多武峰社中

正月　　　　連　名印

奈良縣

御役所

一山惣持山之譯

一右山林地面之儀者、當山元境內領之內ニ而、麓廻リハ其村々江相預ケ、一山近廻計當山直作ニ御座候、尤不殘柴薪山ニ有之處、寬政度本社御造營之後、神庫借材數多出來、段々增借ニ相成、一山共實ニ必死難澁ニ陷入候ニ付、文化十二三四年迄丸三ケ年之間、一山各家收納相不殘神庫江差出、大仕法仕候ニ付、漸々減借出來申候、右依勤功ニ社頭入用之柴薪山相除、其餘之分地面一山江永々御預ケニ相成候故、及衆評ニ向後右樣之難澁出來候節者、忽一山廢亡可仕ト深勘考仕、右地床江杉檜苗追々ニ植付、修理仕、右諸入用過分之事故、猶又文化十五年ゟ廿ケ年計、一山役料等都而半通渡ニ仕、殘リ半通リヲ以、右之諸入費ニ相當仕候、依之右杉檜山一山惣持山与治定仕、自分一存ニ者拔伐たり共堅仕間敷治定ニ御座候、然處先般上知被爲仰出奉畏候、右奉言上候一山必死難澁之手當ニ植附置候杉檜等ニ御座候ヘ者、格別之御仁愛を以、杉檜立木者一山ヘ被爲下置度、地面之義者乍(恐麁カ)御見分之上相當之貢被爲仰付被下度候、左候ヘ者、向後一山先代共治定堅相守、皆伐等者決而仕間敷、下伐落葉賣拂、銘々共糊口相凌可申候、右之趣御聞濟被爲成下候ヘ者、一山永世不朽之基ト銘々共者勿論、先代共迄、

朝恩之程難有仕合ニ奉存候、以上、

（コノ願書草案別ニ小異ノモノ一通アリ、略ス、）

この歎願書にあるが如き困窮なる狀態にあつたとすれば、從つてこの間佛體佛具其他の財産を賣却して、生活の資に宛てゝ居た狀況も想像される、四十二坊の社僧、九坊の承仕は、分離當時早くもその二三は退轉したといふことであるが、明治十五年頃までにはその大半はなくなり、郡山、櫻井等へ出て行つたといふことである、立退の人々が舊坊舍を賣却して去つたことは言を待たない、明治十年の舊神官從前配當祿取調書（前に伽藍の條に引用せり）に調印のないものは、或はこの時既に他に移住して居たのかも知れない、

さもあれ明治七年戶籍制度の制定の後、同九年に至つて、舊社僧等は士族に編入せらるることゝなつた、

舟橋　勇

士族編入申付候事、

明治九年十一月　　堺　縣印

（用紙奉書切紙縱六寸橫九寸八分）

これは舟橋文治氏所藏の士族編入辭令である、

翌明治十年に至つて、堺縣から分離當時の社僧三十三坊の配當祿取調を命じて來た、これは上知の分に對して公債を支配する爲であつたらしい、卽ち舊社僧等にあつては、四月從前配當祿の取調書を作製してこれを堺縣に提出した、(伽藍の條に收めあり、參照せよ)この取調書に就いては兩三度提出せしめ、それを縣廳に於いて精査したらしく、配當高の出入に就いて、往復の書類が舟橋文治氏方に所藏されて居る、かくて翌十一年五月に至つて、前掲十年四月提出のものに決定したらしく、これによつて公債を支給されたのである、公債支給の年月は分明でないが、一人平均二百五十圓を支給されたといふことである、佐伯秀正氏の談によれば、元來二十九石の地方では、五百圓位の公債を支給される筈であつたが、明治元年から三年まで(これは知行を有して居た最後の三年間)の物成を平均し、然もこの三ヶ年は水損によつて收獲甚だ少かりし爲めに、僅に二百五十圓を支給されたといふことである、

かくて現在山上に居住する舊社僧の家は、舊圓城院永井氏、舊眞法院西宮氏、舊慈門院陶原氏、舊妙宗院田村氏、舊般若院舟橋氏、舊敎相院佐伯氏、舊華上院六條氏、舊玉泉院山本氏、舊智光院大西氏(大西氏は大阪に住し、舊坊の跡に別莊を新築して居る、興福寺管主大西良慶師はこの家の出である)の九家に過ぎない、そして舊慈尊院山

田氏、舊福壽院福井氏、舊定心院橋本氏の三家は斷絶した由である、なほ一﨟の住院であつた常住院は、現今學校の敷地となつて居るが、その本堂は曾ては三輪の大神敎會の本堂となつて居たといふことである、

かくの如くして一山は、殆ど佛寺の影を沒してしまつたのであるが、併しながら佛敎的信仰の生活が、一山から全然沒却されたといふ譯ではない、增賀堂再興は卽ちこれを證明する最もよき例である、增賀堂に安置されてあつた本尊、卽ち增賀上人の木像は、分離の後明治十四五年頃山を出で、一時行衛が不明であつたが、櫻井の乾といふ古物商の許にあることが知れたので、三十六七年の頃、これを取り返して(厨子は櫻井の大願寺にあり)再び增賀堂に安置し奉り、これを再興したのであつた、その時の諷誦文は、

飾々臺山、巍々談岑、地域秀靈、紫微靉靆、鸞鳳遊焉、麟龍翔焉、宜哉、佛陀和光、神明垂跡矣、允惟、藤下拮据、永鎮邦家、原頭經營、長契天壤、是以、仰靈區、則實然如在、拜遺跡、則勃然如臨、加之、定惠追考、搆土木、奠先靈、朱樓紺殿、彫鏤珠玉、寶刹美殿、巨嚴法威、嗚呼、地域秀靈、殿堂莊嚴、(衍カ)蓋天下美觀矣、然則、社壇之礎、千秋无動、寺門之甍、萬歲无傾、是以、三千學侶、朝沐於皇化德風、夕浴甘露法雨、允是、宗祖經營之芳躅、本願弘敎

之靈縱（蹤カ）矣、猷謨懿勳、天下仰焉、鴻業丕績、庶民慕焉、王佛二法之昌隆、有所以哉、雖然、榮枯有命、盛衰任時、僧徒恃祖功、而綱紀漸弛、學侶狃寵遇、而螢雪愈減、終際於明治維新革運、一山瓦解、住持散逸、坊舍荒蕪、而黍稷離々矣、伏惟、大祖權現、王殿翠簾之內、窃歎法威陵夷、開山和尙、安養淨土之內、切悲寺門荒蕪、于茲、舊一山有緣諸氏、志專於報恩、而發再興之願、新畫淨域、而營一宇、先迎中祖尸、而修遠忌、今亦周旋成斯嘉謀、乃卜本日、而展齋會、論鼓高響於談嶺之霞、梵唄遠轟於倉梯之隈、然則曩祖權現、再納受信心法樂、本願和尙、復摩訶衍法味、依之寺門舊規、不期而復、法威昌隆、不日而成矣、加之、信心施主、乘斯勝因、拔苦於來際、法界衆生、救濟无窮、

隨喜渇仰の有樣窺ふべきである、

擱筆に當り、この調査について、多大の便宜と援助とを與へられた談山神社宮司吉井良地氏、同禰宜舟橋文治氏（舊般若院）及び余等が登山の日に會合を戴き、古來の傳說また實際の見聞について詳細談話答問を忝うした佐伯秀正氏（舊教相院、七十二歲）、六條直彥氏（舊華上院、六十一歲）、山本功氏（舊玉泉院、六十九歲）、大西廣太郎氏（舊智光院）、及び井上安平氏（舊庄屋、八十八歲）の諸氏に、厚く感謝の意を表する、

（大正十五年八月二十九日多武峰に出張調査し了）

金峰山寺の神佛分離

〔吉野金峰山行〕　辯護士播磨辰次郎氏稿

金峰山寺が、佛寺の部に籍のある事は、名詮自證玆に引き出し示す必要はあるまい、ソコデ神佛混淆相成らぬとの維新の御制令、神佛分離と云ふ事が行はれた、兩面あるものが、何れを表に立てやうが、其實質と資格には影響は無い、處でをかしいのは、中央政府と地方廳との間に意見の扞格を生じ、押問答數年に亘りて、決定を見ることが出來ぬ、夫れは中央政府は、何でもかんでも神なりとして、神社に引直すべしと云ふ極端の考の下に、高壓的專制的に、地方官廳に命令するけれども、地方廳は實際を調べて見ると、神でない、佛であるというて、中々政府の命令に承服せぬ、卽ち命令を實行せぬ、果ては藏王權現の尊像の繪圖を持出し、地方廳の官吏が態々上京し、中央政府に對して、極力抗爭辯論するといふ始末、當時の地方廳の官吏の心意氣は感心である、ソコデ中央政府も一寸閉口し、藏王權現が神なりや佛なりやの問題をさし措き、兎に角從來金峰山寺に屬し、地主神なりとせし金精明神を獨立の神社とし、金峰神社と稱し、佛像佛具等は早々取除くべく、地方廳に命令し

主張した、併し地方廳では、矢張り藏王權現は佛なり、藏王堂は存置すべきものなりと主張して、中央政府の命令を實行せぬ、最後には、無理無體に、山下藏王堂を金峰神社の口宮、山上藏王堂を金峰神社の奧宮と稱することにして、一應の結末を付けた、ツマリ藏王堂の建物をば、無理に金峰神社の出張所同樣にしたのみである、御幣を立て鏡を掛けて、祝詞をあげる等、瑣末の形式に於ては、無理に改めたけれども、庶民信仰禮拜の目的は、到底官權を以て左右することは出來ぬ、尊靈信仰の象徵物たる山上藏王堂の龍穴や、山下藏王堂の藏王權現尊像すらも、事實に於て之を動かすこと出來ぬ、又之を動かせば信仰禮拜者も無くなる、なんでも藏王像の前に白幕を張り、其の前に御幣や鏡を立てゝ、之を禮拜したといふ事である、此の如く、神佛分離は只申譯に不徹底なる無理な奇怪な結果となつた、

併し形式が變つたのでは、舊習に名染む人心は滿足せぬ、藏王權現を表に立てぬ事には、行者や信者が登山せぬ、ソレでは吉野が行き立たぬといふ事になつた、吉野が衰微滅亡とあつては、地方廳も中央政府も驚かずには居られない、ソコデ藏王堂復舊となつて、佛として藏王尊を表てに立てることに復舊させたのである、

驚くべく惡むべきは、明治初年神佛分離、本尊檢査の際、不法横暴なる官員が、金峰山本堂内陣の内殿に安置せる寶鏡を横領せしこと是なり、卽ち明治七年八月五日より、同月十五日に渡りて、奈良縣社寺方稻生眞履が外一名を伴ひ、出張檢分したのであるが、其六日に山上登山、七日雨中午後より内陣檢分、一和尚竹林院龍敬、二和尚蓮藏院洞盛案内、戸長副戸長等は入るを禁じ、内陣内更に白木造りの内殿をひらき、奉安の寶鏡三面を、これ預るとて、官權を以て携へ歸りたり、而して其後之を返還せず、其中一面は轉じて今は美術學校の所藏に歸し、他の一面は骨董商の手を經て、大阪の紳商玉手弘通の所藏に歸し、他の一面は今尙ほ稻生眞履の許に所持し、其庭園に小さなる石の祠を立て、其内に安置し居れり、寶鏡は藤原氏時代の古鏡にして、裏面に藏王權現の尊像を毛彫りにしてある、美術品骨董物としても、好古家の垂涎し措かざる處、龍城(辰次郎氏)は其の一面の寫眞を見たり、

〔龍城雜稿〕　辯護士播磨辰次郎氏稿

金峰山寺事件(上略)

辯明要領書第三

廢寺問題(法令ト其施行及ビ社寺ノ實質實體)

一被告ハ、金峰山寺ハ維新後、神佛混淆禁止ノ際、一旦廢止シタレバ、タトヒ其後復舊シタリト雖モ、舊境外上地林ヲ下戻ヲ受クル權利ノ如キ、附屬ノ權利ヲモ復舊スベキモノニ非ズト主張スレドモ、金峰山寺ハ、決シテ廢寺シタルコトナク、且ツ復舊ハ再興ト異ニシテ、全然タル復活ナレバ、資格ニ於テモ被告所論ノ如キ區別ヲ生ズル筈ナシトス、

一廢寺シタルコトナキ證據ハ、抑モ維新ノ際ノ神佛混淆禁止ハ、詳シク言ヘバ神佛號混淆禁止ナリ、卽チ神佛兩部習合ノ分離ナリ、分離ハ名詮自證分別ナリ、廢佛廢寺ニハアラザルナリ、其法令、

大正七年十一月二十九日付原告代理人ヨリ、全部寫提出セリ、之ニ參照セラレ度候、

其主要ナル者ヲ擧グレバ、卽チ、

明治元戊辰年閏四月四日、

今般諸國大小之神社ニオイテ、神佛混淆之儀ハ、御廢止ニ相成候ニ付、別當社僧之輩ハ、還俗之上、神主社人等之稱號ニ相轉、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無據差支有之、且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、

但還俗之者ハ、僧位僧官返上勿論ニ候、官位之儀ハ、追テ御沙汰可有之候間、當今之處、衣服ハ風折烏帽子、淨衣、白差貫着用勤仕可致候事、

是迄神職相勤居候者ト、席順之儀ハ、夫々伺出可申候、其上御取調ニテ御沙汰可有之候事、

明治元戊辰年九月十八日、

神佛混淆不致樣、先達テ御布令有之候得共、破佛之御趣意ニハ決シテ無之候處、僧ニ於テ、妄ニ復飾之儀願出候者往々有之、不謂事ニ候、若モ他之技藝有之、國家ニ益スル儀ニテ、還俗致度事ニ候ハヾ、其能御取調之上、御聞屆モ有之候ヘ共、佛門ニテ蓄髮致シ候儀ハ、不相成候間、心得違無之樣、御沙汰候事、

右法令卽チ神佛混淆禁止、神佛號分離ノ施行ニ際シ、神祇官ガ威ヲ振ヒ、佛堂ヲモ社殿ニナセシコトハ有之、山下ノ藏王堂ヲ口ノ宮ト稱シ、山上藏王堂ヲ奥ノ宮ト稱スル如キ是ナリ、然レドモ堂舍ハ、金峰山寺共モノニハアラズ、藏王堂ヲ口又ハ奥ノ宮ト稱シタレバトテ、金峰山寺ノ存立ニハ毫モ影響アラザルナリ、

右ノ道理ヲ闡明スルニハ、金峰山寺ノ本體實質ヲ明カニスルヲ捷徑トス、卽チ金峰山寺ハ、寺ニシテ且神社ナリ、所謂神佛社寺習合ノ兩部ナルガ故ニ、一事兩面ヲ有ス、

金峰山寺ガ天台宗ニシテ名詮自證寺ナルコトハ、立證スルマデモナキコトナラン
ガ、同時ニ神社ナルコトハ、

一、本朝諸社一覽　貞享乙丑年坂内直頼著、
續々群書類從第一　神祇部三百十二頁、

○金峰社、同吉野山ニ有リ、
祭所(神カ)號藏王權現、人皇二十八代安閑天皇也、繼體天皇ノ長子也、
○勾大兄廣國押武金日天皇、男大迹天皇長子、母云日子媛、日本紀
治二年十二月崩、葬河内舊市高屋丘陵、金峰山權現是也、曆年史
昔役行者在吉野山時、神現釋迦像、行者云、此形難度(衆カ)無生、次彌勒形現、行者尙云、未
也、次藏王權現出、甚可怖貌也、行者云、此邦之能化也、神社考

右ノ如ク、金峰山寺ハ寺ト云フ半面ニハ神社ナリ、寺トシテ登錄セラルヽト同時ニ、
神社トシテ登錄セラルヽナリ、戸籍ガ兩屬スル譯合ナリ、藏王權現ハ佛タルト同時
ニ、一面神ナリシナリ、是レ所謂兩部習合ノ制度ナレバ當然ナリ、

○金生明神、此社吉野山ニアリ、金峰之金ヲ護神ト云々、
傳未考、金峰山ト號スルハ、彌勒佛出世ノ時、地ニ敷ベキ金此山ニ有故也云々、

此ノ金生明神ハ、金精明神トモ書ク、金峰山寺ノ地主神タル金峰神社ナリ、延喜式内ノ神社ナリ、前記ノ金峰社トハ混合スベカラズ、古來純粹ナル神社ナリ、

二、諸社一覽　第五　三百十四頁、

○三輪社、城上郡三輪ニ有リ、一鳥居、二鳥居、樓門、拜殿、寶藏ナンドアレドモ、神殿ハナシ、祭神大己貴神、

三、同上　第八　三百八十三頁、

○熊野社　牟婁郡ニ在リ、祭神三座、

（中略）

崇神天皇十六年、始建熊野本宮、景行天皇五十八年建同新宮、神名帳註

○御位、延喜七年十月二日丙午、熊野坐神正二位、

天慶三年二月一日丁酉、速玉神正二位、國史

○古事記、舊事紀等謂、伊弉冊尊神去、葬出雲國與伯耆國之界比婆山、不與此書同、社家者說、熊野權現者自天竺飛來之神也、今見此神書、爲伊弉並尊者決矣云々、

（中略）

○熊野權現證誠殿本地阿彌陀　本宮

兩所權現者藥師觀音　新宮

○若一王子施無畏大士、號云日本第一大靈驗三處權現、

○飛瀧權現、千手觀音、已上習合ノ說、

トアリ、紀州ノ國內神名帳ニハ、飛龍神トシテ載セテアル、而シテ從四位上ヲ授ケラレタルコトニナツテ居ル、

大和宇陀郡室生ニアル室生龍穴神社ハ、大ナル洞穴アリテ、其中ニ龍ガ住ンデ居ツタト云フノデ、祭神ヲ雨師トシテ、祈雨ノ處トナツテ居ル、

金峰山上モ、最モ神聖ナルモノハ、藏王權現湧出ノ洞穴ニシテ、之ハ卽チ山上內陣ニアリトス、

一體、山ヲ祀リシモノニハ、山ソノモノヲ祀リタルノト、山ノ靈ヲ祀リタルノト二樣ニ解釋セラル、出羽ノ鳥海山ニハ、昔時山上ニ大ナル神社アリシガ、其後鳥海山ガ噴火シタルタメ、今デハ麓ニ祀ラレアリ、

富士淺間神社、駿河ニモ、甲斐ニモアリ、昔時ハ頂上ニ祀リシモノナランモ、後ニ今ノ如ク大宮ナリ、又甲州ノ方ノ麓ニ祀ツタト云フコトニナリ居レリ、之ハ山ニ祀ツタルモノナルモ、今デハ木華開耶姫ヲ祭神ト云ヘリ、伯耆ノ大山ニ大山

神社アリ、其他筑前ノ彥山、出羽ノ月山、岩代ノ磐梯山等、皆山ヲ祀レリ、加賀ノ白山、今日デハ白山姬ヲ祭神ト云フモ、元ハ白山ソノモノヲ祀リタルモノナリト云フ、

又處々ノ溫泉神社、大抵溫泉ノ出ル處ニアリ、延喜式ニモ溫泉神社少ナカラズ、之モ溫泉ノ力ヲ神トシテ祀レルナリ、

金峰山寺秘密傳三卷ニ記載セル處ニ依レバ、藏王權現ハ、金峰山ナル大自然カラ人格的ニ見タルモノト解セラル、富士、白山等ガ優美ナル女性的方面ヲ象徵セルニ反シ、剛健ナル威力ヲ表現シ、金剛藏王權現ト爲シタルモノナルヲ知ルベキナリ、三輪ガ杉ヲ、那智ガ瀧ヲ、御神體トスルト同ジク、金峰山寺ハ、金峰山ソノモノハ大自然力ヲ、藏王尊トスルモノニシテ、堂宇若クハ木像ノ謂ニアラザルナリ、

更ニ一層立入リテ云ヘバ、神社ノ古制ハ、社殿ナキヲ本則トシ、社殿ヲ造ルコトハ、後世ノコトナリ、現ニ神社ニシテ古制通リ社殿ナキモノ多シ、諏訪明神ノ如キ、拜殿アルモ神殿ナシ、佐賀ノ春日村ニアル甘奈備山ノ甘奈備神社モ然リ、大和ノ三輪神社モ、紀州ノ那智山モ然リトス、其他多數アリ、既ニ神殿(本殿)ナシ、木像其他人

爲ノ御神體ナキハ勿論ナリ、故ニ神社ニ於ケル社殿及ビ御神體ナル人爲ノ作物ハ、單ニ表示ニ止リ、決シテ其資格ニ關係スルモノニアラズ、佛寺ニ於テモ之ト同一ナリトス、金峰山秘密傳ガ金峰山中ニ金剛界胎藏界ヲ敷ケルモノトシテ、山ソノモノヲ金剛山寺、卽金剛藏王尊トシテ說ケルモノ、其所以ナリトス、

四、鄕土誌

金峰山寺藏王堂

藏王權現を祭る、(御高二丈六尺、二丈四尺、二丈二尺、)金峰山寺といふは、吉野全山寺院百數十の總稱にして、藏王堂はその本堂なり云々、

五、金峰山寺

役君小角、金峰山を開き、修驗道を創始せしより以後、堂宇寺院多數建立せられしが、元來金峰山上は、嶮峻高峰にして、冬季積雪丈餘に及び、冬籠の困難より、其の山麓なる吉野山に、假舍を置き、山上護持の任に當りしが、吉野藏王堂をはじめ、觀音講堂、寺院僧舍、百餘坊を數ふるに到れり、山上本堂諸坊にこれ等を加へ、總稱して金峰山寺といふ、以後金峰山寺は、諸國に多數の末寺と數萬の修驗者とを有し、上下の歸依信仰厚く、(後揭金峰山創草記參照)其の勢力强盛にして、當時交通不便な

りし支那に迄も知らるゝに至れり、日本國都城南五百餘里、有金峰山、頂上有金剛藏王菩薩、第一靈異、山有松檜名花軟草、大小寺數百、節行高道者居之、不曾有女人得上、至今男子欲上、三月斷酒肉欲食、所求皆遂云、菩薩是彌勒化身如五台文殊、(義楚六帖(以下略)

六、以上ノ理由ナルヲ以テ、金峰山寺ハ廢寺セラレタルコトナシ、只ダ神佛號混淆禁止、分離施行上、金峰山寺ノ本堂タル藏王堂、從來兩部習合佛寺ヲ表ニ立テアリシヲ、宮ト稱スルコトニ改メタルノミ、堂宇ヤ木像ハ、佛寺ノ有形機關タルモ、佛寺ソノモノニアラズ、佛堂ヤ木像ガ火災ニ罹リ、或ハ盜難ニカヽルトスルモ、爲メニ其主體タル佛寺ノ資格ニ影響ナキト一般、タトヒ此等ガ神殿ト改マルモ、ソレガタメ金峰山寺ノ資格ノ消長ヲ來タスベキ筈ナシ、神佛兩面ヲ有スル習合ヲ分別シタルマデニテ、廢佛寺處分ニアラザルコト、法令中ニモ特ニ辨明セル處アレバナリ、況ンヤ其後堂宇ヲ口宮奧宮ト改稱セシコトモ、一切復舊シタレバ、金峰山寺ノ資格ニ於テ、毫モ異狀アラザルニ於テヲヤ、

辯明要領書第三ノ補充

廢寺問題ノ二

一　金峰山寺ニ對スル神佛混淆禁止令ノ施行、卽チ實際ノ神佛分離ノ行ヒ方ハ、他ノ社寺ニ對スルトハ、多少其趣ヲ異ニセリ、元來金峰山寺藏王堂ハ、名詮自證表面ハ佛寺ノ佛堂タルト同時ニ、又一面ニハ金峰社ト云フ神社トモ視ラレアリ、其本尊藏王權現ハ、金剛藏王佛タルト同時ニ、人皇二十八代安閑天皇也トシテ、之ヲ神ト見做シアリタリ、而シテ僧侶、神官、禰宜混同ニテ奉仕シ、所謂神佛兩部習合ノ制度ナリシヲ、明治維新ノ新政、神佛混淆禁止、僧侶神職分離處分ノ際、如何ナル風ニ分離セラレタリヤト云フニ、

甲第十九號證ノ八（奈良縣廳ヨリ取寄書類）

金峰山寺

其山内金峰神社ヲ本社ト相定メ、藏王堂之義ハ、其稱ヲ廢シ、更ニ口ノ宮ト相稱シ可申事、

但、佛像ハ信者之望ニ任セ、最寄場所ニ移轉不苦候間、願出次第尙可及詮議、一山僧侶ハ、復飾望ニ相任セ候條、此旨相達候事、

明治七年六月　　奈良縣

二　右所謂金峰山神社ハ、吉野山字二ノ鳥居ノ近傍ニ在ル金峰神社、延喜式內社ニ

シテ、金峰山寺ノ地主神タル金精明神ノコトニシテ、金峰山寺藏王堂ヲ神社視シ、藏王尊ヲ神トシテ視タル金峰社ノコトニアラズ、上野不忍池辯財天ハ、生池院ノ本尊トシテ佛トシ、繪(江)ノ島ノ辯財天ハ、神トシ神社トシタレドモ、其本尊ニハ異動ナケレドモ、金峰山寺藏王堂ノ藏王權現ハ、神佛兩樣ニ視ラレアリシコト、右等辯財天ニ於ケルト同一ナレドモ、右神佛混淆禁止分離處分ノ施行ハ、藏王權現其モノヲ、口ノ宮、奥ノ宮ノ本尊トシ、神トシ神社トシタルニアラズシテ、別ニ之レマデ金峰山寺ノ地主神トセル金精明神(金峰神社)ヲ本社トシテ、之ヲ擴張シ、口ノ宮、奥ノ宮ニハ其分靈ヲ祀ラセルコトニシタルナリ、而シテ金峰山寺及藏王權現タル寺、及ビ佛ノ資格存立ニハ、何等關渉スル處ナカリシナリ、卽チ實際ニ於テハ、藏王堂ナル本堂ヲ宮ト改稱セラレ、金峰神社ノ分靈ヲ祀ルタメ、其靈代トシテ鏡ヲ掛ケ、幣束ヲ立テタルノミ、奥ノ宮トセル山上藏王堂ノ內陣ニ在ル藏王尊湧出ノ靈洞(所謂龍穴)ハ、之ヲ移動スルニ由ナク、又山下藏王堂タル口ノ宮ニテハ、藏王像ノ前方ニ幕ヲ張廻ハシ、其前ニ鏡ヲ掛ケ、幣束ヲ立テヽ、形式ヲ彌縫セラレタルナリ、

三　江ノ島ノ辯天ノ如ク、其儘之ヲ純神社トシタル場合ハ、從來ノ佛寺タル資格ハ自然表面ニハ消失スベク、又不忍池ノ辯天モ、生池院ノ本尊トシテ、純佛寺トシタ

ル以上ハ、從來ノ神社ノ資格ハ表面ニハ自然消失シタルナルベシ、若シ之ト同ジク、金峰山寺藏王堂モ、藏王權現本尊ヲ祀ル其儘之ヲ純ナル神トシ、神社トシタランニハ、兩樣ノ性格ハ茲ニ一變シテ、一方トナルベキ道理ナルモ、事之ニ異ナリテ、藏王權現ハ、神ト云フヨリハ、佛タルコトノ性質餘リニ濃厚顯著ナリシニヨリ、處分執行ノ實際ノ衝ニ當リタル當局吏員ハ、直チニ之ヲ神トシ本尊トスルコトヲ憚ルノミナラズ、金峰山寺ニ於テ、所謂抗議セザリシニ依リ、之ニ觸ルヽヲ避ケ、新規ニ別工風ヲ案ジ、金精明神ノ分靈ヲ持チ來リ、之ヲ祀ラシムルコトヽシタルナリ、卽チ金精明神ヲ祀レル金峰神社ヲ本社トシ、山上山下ノ藏王堂ヲ其ノ口ノ宮、奥ノ宮ト改稱セラレタリ、於茲金峰山寺ノ本堂タル藏王堂ナル建物ニハ、事實上勢力上、壓迫ヲ受ケタルモ、金峰山寺及ビ藏王權現ノ資格ト存立ニハ、何等關係無ク、云ハヾ之レマデノ地主神(地守神)門番ガ、俄カニ威勢ガヨクナリ、本家ノ廳堂座敷ニ上リ込ミ、其家ノ主人公ヲ、ソッチノケニシタルニ似タルノミ、主人公ハ之ガタメ一時逼塞セシモ、間モ無ク復舊シタレバ、其資格ニ於テハ毫モ損傷ヲ受ケズ、只ダ一時勢力ノ上ニ多少ノ盛衰ヲ見タルノミ、

明治七年神佛分離ノ際ニ於ケル金峰山寺

一　明治七年神佛分離ノ施行ニ際シ、金峰山寺ノ山上藏王堂ヲ金峰神社ノ奥ノ宮、山下藏王堂ヲ口ノ宮ト改稱スルコトヽナリタル際、其筋ノ許可ヲ經テ、山上藏王堂ノ行者ノ尊像、並ニ藏王其他諸佛體ハ、接續地ナル御花畑ニ別堂ヲ建テヽ之ヲ移シ祀リ、龍泉寺ト善福寺之ヲ監守ス、金峰山寺一山ノ寺院中、寺僧滿堂ハ大抵復飾シタルヲ以テ、復飾セザル善福寺龍泉寺ヲ以テ、之ガ監守ノ任ニ當ラシムルコトヽナシタルナリ、其當時ノ願書及指令ハ即チ左ノ通リ、

大峰山役小角安置之義ニ付奉歎願書

第七大區二小區吉野郡吉野山

副戸長並小前惣代者共

第九大區七小區吉野郡洞川村

副戸長兼小前惣代者共

一　先般吉野山金峰山寺御改正被仰付、則吉野山藏王堂ノ稱ヲ廢シテ、金峰神社ノ口ノ宮ト改メ、同上金精明神ノ社ヲ以テ、金峰神社ノ御本社ト改定相定相成候ニ付テハ、大峰山上ノ本堂ニ、從來安置有之候役小角ヲ始メ、其餘佛像並ニ小

篠之本堂等ニ、佛體取除キ可被仰付ハ勿論之義ニ奉存候ヘ共、既ニ開山役小角已來千百有餘年ノ今ニ至リ、諸國有信ノ者共群參仕候云々、(中略)何卒大峰山上之本堂境内外ニ於テ、堂宇ヲ更ニ再建仕、右山上役小角並小篠等之像ヲ安置シ、從來信者ノ參詣不絕樣仕候得バ、吉野洞川ノ兩村生活全事ヲ得、尙國內道中筋之者迄、其餘澤ニ潤ヒ可申候、

一　右役小角並諸佛ノ安置之義奉願上候ニ付テハ、大峰山上之本堂ヨリ、二丁相隔リ、境內外西ノ方第五十八號九號邊ニ於テ、堂宇再建ノ地百五十坪丈ケ、御許容被成下度、尤右地所ハ、無稅公有地ニ御座候得バ、御縣廳之御指令ニ任セ、相當之租稅可奉上納候間、何卒堂宇再建之地所御聞屆被成下度奉願上候、

一　右堂宇再建之義、奉歎願候ニ付而ハ、山上之本堂ヨリ、凡三十町餘ノ奥ニ、字小笹ト申所之修驗山伏修行ノ堂宇、五間四面ト三間四面ノ二ケ所有之云々、右堂宇二ケ所之內五間四面之分、別紙圖面ノ通、一ケ所御下ゲ被成下度、此度役小角堂再建之用當ニ仕度奉願上候、(中略)(途)

願之趣聞屆候事、

但、大峰山上之義ハ、向後金峰神社奥宮ト稱シ可申、建設地所之義ハ、御拂下之願

替更ニ差出可申、諸收納物之義ハ追テ可及差圖候事、

明治八年四月二十九日

奈良縣

二　又山下ノ藏王堂ノ尊像ハ、巨大ニシテ、他ニ移動不可能ナルニ付キ、幕ヲ張リ、仕切リヲ立テ、其儘存置スルコトヽシ、其他諸佛像ハ、密場院境内ニ諸佛堂ヲ設ケ、之ニ移シ祀ルコトヽシタリ、

其願書及ビ許可指令左ノ通リ、

諸堂伽藍佛像取除場所御願

一　今般當山金峰神社ヲ本社ト御改正被爲有、茲諸堂伽藍佛像取除場所モ無之候間、密場院ノ寺號ヲ廢シ、諸佛堂ト改稱シ、諸堂伽藍ノ佛像相納置度奉願上候、尤地所ノ儀ハ、除地ニ被成下置、（建）立物並佛像ハ、同山眞言宗善福寺住職川勝敎嶽江支配被仰付度奉願上候、尙又元密場院住職古澤龍賢義ハ、元竹林院住職古川龍敬同居人ニ仕置度、右ノ段御許容被成下度、偏ニ奉懇願候也、

明治七年十月十五日

トアリテ、之ニ對シ、

明治七年十月二十九日

社寺掛㊞㊞

決㊞

別紙金峰神社ゟ願出候佛像取片付場所元密場院除地ニ被差置度儀、御聞届相成可然哉、相伺迄、

案

聞届候事

斯クテ元密場院ノ灌頂堂(桁行六間梁行七間)高祖堂(三間四面)及聖天堂(二間半四面)ニ集メテ祀ルコトニナレリ、故ニ諸佛堂ノ名アリ、推古朝以來、各時代ノ佛像百數十體ヲ羅列シテ、宛然佛像博物館ノ觀ヲ呈ス、

其中優秀ナルモノハ、

1 釋迦如來ノ座像、推古式銅質鍍金國寶

2 地藏菩薩ノ座像、藤原式初期木質國寶

3 役君小角ノ座像、鎌倉式木質極彩色國寶

4 普賢菩薩ノ座像、弘仁式木質

5 藥師如來ノ立像、藤原式木質無着色

6 阿彌陀如來ノ立像、藤原式末木質金箔押
7 大日如來ノ座像、藤原式末木質
8 役君小角ノ母ノ座像、鎌倉式木質
9 阿彌陀如來座像、脇士觀音勢至立像、鎌倉式末
10 十一面觀世音菩薩ノ立像、藤原式初期木質
11 厨子扉一面、銅質鍍金表面二王裏面大自在天影刻

右ハ重ナルモノナリ、其他百數十體之ヲ略ス、

三 而シテ明治十九年五月中、金峰山寺藏王堂復舊ノ際、山上ノ堂ハ、行者ノ尊像及ビ諸佛像ヲ元ノ藏王堂ニ復舊シタルモ、山下ノ藏王堂ハ、幣束ト張ラレタル幕ヲ取リ去リ元ノ藏王堂ニ復舊シ、諸佛堂ハ依然其儘諸佛堂トシテ持續スルコトヽシ、以テ今日ニ至レリ、

四 要之、金峰山寺ノ神佛混淆禁止令ニ依ル分離ハ、本堂タル山上山下ノ南藏王堂ヲ、口ノ宮、奥ノ宮ト改稱シ、神殿トセラレタルタメ、佛像ハ山上ハ別堂ヲ建テヽ之ニ移シ祀リ、山下ハ三體ノ巨像ハ、移動不可能ニ付キ、之ヲ幕ヲ以テ區隔シ、(マヽ)其他多クノ院坊ニアル佛像ハ、(其院坊ノ住僧ノ復飾セルモノ)之ヲ諸佛堂ニ集合シテ、安

置祭祀シ、現實有形上ニ分離處分ヲ施行シタリ、
如此シテ後、明治十九年五月ニ至リ、元通リ復舊シタル次第ナレバ、資格ノ點ニ付テモ理路井然、毫モ間然スル處アルコトナシ、
古來金峰山寺ノ名稱範圍ハ、甲第八號證ノ八
　山下ヨリ山上ニ至金峰山寺通稱之事
一　金峰山三所之藏王ト申者、山上藏王、安禪之藏王、山下之藏王ト、山内三所ニ御座候、日光山ニタトヘ候ハヾ、男體山、中禪寺、下之社頭ト同樣ニテ、大峰山上者寺僧滿堂夏住之安居、山下ハ冬住ト、二季ニ相分、兩派住山之場所ニ御座候、山内ニ而三所鎭座之儀ハ、相州江之島抔モ同樣ニ御座候、
トアル通リニシテ、右例ニ引ケル日光山ハ、今モ尙ホ適例ニ有之候、神佛分離以來、神社ヲ主トスルコトニナリタルノ差異ハアルモ、日光ハ男體山上ニ二荒神社ノ奥社アリ、中禪寺改名中宮祠ニ其ノ中社アリ、山麓ニ下ノ社アリ、此ノ下、中、奥ノ三社ハ、何レモ一ノ國幣中社タル二荒神社ノ社殿ナリ、而シテ山上ノ奥社ハ、金峰山上ニ比スレバ、寔ニ粗末ナル且小ナルモノニシテ、夏季ト雖モ人ハ住居セズ、只參拜シテスグ中宮祠マデ降下スルノ例ナリ、

世人ハ日光ト云ヘバ、東照廟ト混同スレドモ、東照宮ハ二荒神社ノ側隣地ニアリテ、神佛分離ノ際、權現ノ號ヲ改メ東照宮トセシメタリ、而シテスグ其後背ニアル墳墓ヲ奥ノ院ト稱ス、之レ東照廟ノ奥院ニシテ、二荒神社ノ奥ノ院ニアラザルコト勿論ナリ、

（十一年十月八日發行、法律新聞第二千三十五號、日光山ノ觀察ニ詳悉シ置キタリ）、

又信州ノ戸隱神社ハ、一ノ國幣中社ニシテ、寶光社、中社、奥社ノ三ケ所ニ社殿アリ、二荒神社ト同例ナリ、

一　復舊ノ意義、被告ハ、金峰山寺ニ對スル十九年五月ノ復舊ト、明治七年ノ神佛分離處分ト、範圍ニ廣狹ノ差アルモノヽ如ク論ズレドモ、卽チ境外上地下戻ニ關スル權利ナドハ、復舊セズト論ズレドモ、復舊ハ無條件全然復舊ニシテ、何等制限アルコトナシ、夫ノ廢寺再興ノ許可トハ、全然其性質ヲ異別ニス、元來之ヲ理窟的ニ觀察スレバ、復舊處分ハ之ヲ取消スコトヲ得ルカトノ問題ハ、曾テ明治四十一二年頃、學問上及ビ實際上ノ問題トナリシコトアリ、其當時穗積八束博士ハ、此問題ヲ解說シテ曰、

客アリ、問フ、行政處分ハ之ヲ取消シ變更スルコトヲ得ルカ、答フ、勿論ナリ、疑問トスルニ足ラズ、答フル者得々タリ、問フ者頗ル難色アリ、多ク語ラズシテ去ル、處分ヲ以テ法則ヲ變更スルコトヲ得ザルハ、行政處分其ノ者ノ本來ノ性質ニ照シテ明カナリ、行政處分トハ、法則ノ範圍內ニ於テ、國家ト私人トノ間ニ、具體的ノ法律關係ヲ特定スル者ナリ、而シテ處分ヲ以テ、處分ヲ變更スルコトヲ得ルハ、亦疑議トスルニ足ラズ、朝令暮改ハ政策トシテ忌ム所ナレドモ、過ヲ改ムル、法理上何ノ不能カ之アラン、處分ヲ以テ處分ヲ變更スルハ、唯之ガ直接間接ニ法則ノ變更トナル場合ニ於テノミ之ヲ否定シ得べキナリ、處分自身ガ、自己ノ重量ノミニ依賴シテ、他日更ニ新ナルノ處分ヲ以テ、改變セラルヽコトナキヲ期スルハ、自己ノ手ヲ以テ、自己ノ身體ヲ空ニ釣ラント欲スルノミ云々、(明治四十二年一月一日發行、法學新報第十九卷第一號)

ト論ジ、當時昧者ノ疑惑ヲ一掃セラレタルコトアリ、明治十九年五月ノ復舊處分ガ、サキノ處分ノ全然取消ナルコト、別ニ議論ヲ挿ムノ餘地ナキヲ信ズ、然ルニ、被告ガ其範圍効力ニ差異アルガ如ク云フハ間違ナリ、此ノ理窟ヨリ推セバ、明治七年ノ神佛分離處分ガ、金峰山寺ニ對シテハ、タトヒ廢寺處分ナリシトスルモ、其處

分ノ取消、卽チ復舊處分ニ依リテ、元ト通リニ復活シタルモノナレバ、其効力ニ於テ、同一ニ歸スベキ筋合ナリトス、
況ンヤ廢寺ナラザリシニ於テヲヤ、其廢寺處分ナラザリシコトハ、既ニ辨明セシ如ク、元來神佛混淆禁止分離ニ關シ、發セラレタル御詔勅、及ビ總テノ布告布達ノ趣旨(之ハ既ニ辨明セリ)及ビ總テノ布告金峰山寺ニ對シ發セラレタル令達、卽チ

金峰山寺

其山內藏王堂ノ儀ハ、其稱ヲ廢シ、更ニ金峰神社奥ノ宮口ノ宮ト稱シ可申事、
但、佛像ハ信者ノ望ニ任セ、最寄ノ場所ニ移轉不苦候間、願次第尙可詮議、一山僧侶者、復飾望ニ相任セ候條、此旨相達候事、

明治七年六月

奈良縣

トアリテ、金峰山寺ヲ廢ストハ云ハズ、其山內藏王堂ノ稱ヲ廢シ、之ヲ金峰神社ノ社殿ニ充用スルト云フニ止ルコト、神佛分離ハ廢佛棄釋ニアラズトハ、其當時聲明セラレタル處ナリ、
加之藏王堂ノ復舊(明治十九年五月)ニ先ツコト七年、卽チ明治十二年ニ復舊シタ

ル金峰山寺々中東南院ハ、

「明治七年中御改正ニ依リ、一時廢寺ニ成、尙同十二年中復舊ノ認可ヲ得テ、以前ノ如ク金峰山寺塔中ト成ル」

ト、奈良縣ニ明治二十三年書上ノ明細帳ニ記載セラレアリ、

同ジク金峰山寺ノ寺中竹林院ハ、明治七年廢寺、同十三年六月五日復舊許可、同寺中櫻本坊ハ、十三年十一月復舊許可、以上何レモ藏王堂ノ復舊(明治十九年六月)ヨリ先ダツコト六七年前ノ復舊ニシテ、藏王堂ノ復舊ガ、金峰山寺ノ復舊トスレバ、金峰山寺ノ復舊以前ニ金峰山寺ノ寺中アルベカラザル道理ナリ、此等ノ點ヨリ見ルモ、金峰山寺ハ廢寺シタルニアラズ、只ダ其本堂ヲ神殿ニ改メラレ、從來ノ寺中塔頭等ノ重モナルモノ、卽チ寺僧滿堂ノ院坊ガ、復飾神仕、其院坊ヲ廢寺セシタメ、孤立無援、事實上ノ勢力ガ衰ヘ、有形機關タル手足ヲ捥ガレテ、其活動ノ自由ヲ失ヒタルト、一般ノ觀ヲ呈シタルノミ、金峰山寺ノ本體、法人格ノ上ニハ何等損益スル處ナカリシナリ、

神佛分離處分ノ際、廢寺シタルハ、金峰山寺ニアラズシテ、金峰山寺所屬ノ寺中、卽チ院坊等ノ寺院ニシテ、復飾神官トナリシモノヽミナリ、所謂寺僧滿堂ノミニシ

テ、其他ノ院坊ハ廢寺セザリシナリ、

金峰登山ノ信徒ハ、日本國中ニアリテ其數巨大ナリ、

明治二十三年ノ奈良縣訓令(甲第百二十八號)ニ基ク調査書上ニ徴スルモ、金峰山寺ノ寺中東南院ヲ先達トスル信徒一萬三千人、同上喜藏院信徒一萬五千人、同上櫻本坊信徒一萬五千人ト云フ如ク、其一斑以テ全豹ヲ知ルベク、總計數十數萬人ニ上ル、此等信徒ハ、固ヨリ金峰山寺藏王尊ノ信者ニシテ、金精明神(金峰山寺ノ地主神)ノ信者ニアラズ、官權ノ威力ハ、人心ノ信仰ニハ如何トモスルコト能ハザルナリ、故ニ參詣者ハ、山上ニテハ、新奥宮ニハ見向キモセズシテ、別立ノ行者堂ニ參拜シ、山下ニテハ新口宮ノ幣束懸鏡ニハ一顧モセズシテ、依然藏王尊像ニ參詣スルト云フ次第ナリシニ依リ、官權ニ於テモ、其失擧ヲ悔ヒ、全然之ガ復舊ヲ許スニ至リシモノナリ、

汎ク復舊ト云フ中ニ、仔細ニ吟味スレバ、金峰山寺ハモト〳〵廢寺セズ、只其本堂ヲ口宮奥宮トシ、神佛分離ノ實ヲ擧ゲタルニ過ギズ、之ニ反シテ、金峰山寺所屬ノ院坊即チ子院僧舍等ノ寺中ハ、其院坊主住職ガ復飾神勤トナリ、廢寺シタルモノヲ、後ニ至リ(多クハ十二年又ハ十三年頃)寺院ト身分トヲ復舊シタルモノナレバ、

兩者決シテ混同スベカラズ、
金峰山寺ハ、其住職ト見ルベキ叡山學頭惠心院僧正ハ、廢寺復飾シタルモノニアラザレバナリ、
金峰山寺ニ屬スル院坊卽チ寺中ノ廢寺復飾ヲ目シテ、金峰山寺ノ廢寺ノ如ク云フハ、皮相ノ見ニシテ、太甚シク其眞トハ違ヘリトス、
以上、法廷ニ於テ多言絮説ノ煩ヲ避クル爲メ、以書面申立候也、

大正十二年　月　日

原告代理人
播磨辰治郎

行政裁判所第二部長
評定官法學博士　清水　澄殿

〔金峰山寺記錄〕一

慶應四辰五月十三日、同八月頃、明治元ト替曆、
當春正月已來、王政御復古御一新被在候ニ付、神佛混淆無之樣可致、並神社之由緒書可差出御沙汰ニ付、吉野山神社之由緒書並山內僧侶之願伺等之控、

但シ、此ノ願伺届等皆不用ニ相成候事、

一慶應四辰閏四月中、神社由緒書、某權現牛頭天王類可差出旨御沙汰ニ付、山內神社由緒書並願伺等、五月十五日辨事御役所ヘ差上候處、六月十三日藏王權現之義ハ、神號ニ相改、僧侶復飾御布告之通可相心得旨蒙御沙汰候事、右ニ付奈良府御役所ヘ、其旨趣御届ケ申上、並八王子、牛頭、金精之三社御改稱、此又御届申上候、其後復飾届可出（差出）旨被仰付候ニ付、御猶豫願書並御學頭ヨリノ御添簡差上候處、御預リニ相成、又其後書付御下ゲニ相成候ニ付、歎願書相認、上京イタシ、內分探索候處、山門延曆寺三塔惣代中ヘ、內談相遂ケ、藏王佛體佛號ニ願立候樣相成候事、其歎願書等別記ニ委敷シ、

吉野山藏王權現並神社由緒

金鳥居　亦號發心門、金峰山中四門一、在吉野山街入口、

後醍醐天皇　御宸筆

元和年中、僧快元、大峯本堂再興之時、靑蓮院尊純法親王、其緣起ヲ撰述シ、自ラ御筆ヲ染サセタマヘル一軸存ス、其文ニ曰、發心門ハ後醍醐天皇ノ勅額ナリ、又寬永年

中島丸大納言光廣卿ノ書シタマヘル同シキ緣起一卷アリ、其文ニ曰、發心門、今ノ額ハ、後陽成天皇ノ御宸筆也、是其靈護ニ御座候、
（マヽ）宸額之儀ハ取はつし、神庫に可被藏事

藏王權現（大峯山上、藏王權現ト同體也、去金島吉在南三町計、）

白鳳年中、役小角大峯修行ノ砌、思念スラク、吾法力ヲ以テ國家ヲ鎭護セント欲ス、山靈若シ感應アラハ、吾爲ニ出現スヘシト、一夕山谷震動シ、釋迦、千手、彌勒ノ三佛出現ス、小角相見テ曰ク、カク柔和ノ容貌ニテハ、末世衆生ノ濟度シカタシト、更ニ祈請シケレハ、忽磐石破烈（マヽ）シ、地中ヨリ大勢忿怒ノ身相出現ス、小角大ニ喜ビ、此ノ身相ヲ末世ニ殘サンカ爲ニ、木像ヲ造リ、一宇ヲ建テヽ安置セリ、因テ此ノ所ヲ涌出嶽ト名ク、今ノ山上藏王堂是ナリ、其後天暦年中、天皇僧日藏（ニ脱カ）勅シテ、彼ノ木像ヲ模シ、更ニ三大像ヲ造ラシメ、吉野山ニ於テ、一大佛殿ヲ建テヽ、是ヲ安置セシメタマフ、今ノ吉野藏王堂是ナリ、
又或書ニ、藏王權現ハ、安閑天皇ノ尊靈也ト云、然則安閑天皇ノ尊靈、小角ノ時、今ノ藏王權現ノ身相ニ變化シタマヘルナランカ、

右之通由緒御座候間、御神號ニ相改可申哉、又在來通可仕候哉奉伺候、

天満天神社　　在藏王堂前

御鎮座不分明

勝手神社　亦名山口神社去藏王堂南四町許、

相殿　大山祇神

右　正哉吾勝速日天忍穗耳命

相殿　久久能智神

相殿　草野賣神

左　木ノ花佐久夜毘賣命

相殿　苔虫神

或書ニ勝手明神ハ、愛鬘命ナリト有レトモ、當山ニテハ、右ノ六神ヲ祭リ來リ(レ脫カ)、但シ御鎮座ノ時代ハ分明ナラス、淸見原天皇、此ノ社頭ニ於テ、御琴ヲ彈セタマヘハ、社ノ後ノ山ニ天女アマ降リ、袖ヲ飜カヘス、五節ノ舞ハ此ニ始マルトカヤ、因テ袖振山ト名ク、天皇御詠歌アリ、

佐抛神社　在勝手社前

手力雄命ナリ、御鎮座時代分明ナラス、此ノ社ハ勝手ト相對シ、天女アマ降リシ時、

其影此社ノ後ノ山ニ映ス、故御影山名ク、(ト脱カ)

子守神社　　去勝手社在南十二町計

相殿　　玉依毘賣命

右

相殿　　天萬栲幡千幡比賣命

相殿　　天津彥火瓊瓊杵命

正殿　　水分神

相殿　　御子神

左

　　　　高皇產靈神

相殿　　少毘古那神

或書ニ、子守明神ハ、住吉ノ神ト同體トアレトモ、當山ニテハ、右ノ七神ヲ祭リ來レリ、御鎭座ノ時代分明ナラス、俗ニ申傳ヘケルハ、勝手ハ陽神、子守ハ陰神、故ニ御婦(マヽ)夫神ト稱ス、

雨師神社

水神罔象女神御鎭座分明ナラス、

後醍醐天皇御歌アリ、人口膾炙ス、

八王子神社　　在子守社前

神號詳ナラス、

(附箋)社號ニ可相改事

牛頭天王社　　去子守社南二丁餘、在躑躅岡邊ニ、

(箋)素盞雄尊ヲ祭、御鎭座ノ時代分明ナラス、

(附箋)社號ニ可相改事

金精神社　　去子守社在南七丁許

此神ハ地主神ト名ク、御神號御鎭座ノ時代分明ナラス。

(附箋)社號ニ可相改事

井光神社　　在櫻本坊境内

日本書紀第二神武記ニ曰ク、天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸、爲至吉野、時有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也ト、其ノ井ノ跡今猶存セリ、

四手掛神社　　在千株櫻ノ下

神號並ニ鎭座時代詳ナラス、

右之外末社數多御座候、以上、

奉願上口上書

一此度王政御一新ニ付、中古以來某權現並神社之由緒委細書附、早々可申出旨、先般御觸書を以、奉蒙御沙汰候ニ付、別紙之通、粗奉言上候、吉野山藏王權現並末社之儀者、天台眞言兩宗ニ守護仕候儀ニ付、御朱印藏王領之內、配當仕候儀ニ御座候間、自今以後藏王權現御神號ニ相成、唯一神道ニ相立候ハヽ、右兩宗之者共、復飾御免被爲仰付候上、社柄相應之職務被爲仰付、寶祚延長天下泰平之旨、凝丹誠奉祈請候樣御沙汰之程奉希上候、且又山內之儀者南朝皇居之舊地、殊ニ延元帝陵も被爲在候間、乍恐御警衛向等、相應之御用も被爲仰付被下候ハヽ、有志之者共同意致し、文武兩道勉勵仕、何分方今之御時節柄、傍觀怠惰ニ打過候儀者、恐多奉存候ニ付、何卒聊成とも、國恩之萬ヶ一奉（マヽ）奉報度候間、右之趣御聞濟被成下候ハヽ、山內一統之者共、難有仕合奉存候、以上、

大和國吉野山金峰山寺

總代

慶應四辰
五月十三日　持明院印
同　同断
教學院印

辨事傳達
御役所

右之通、六月十三日、於辨事御役所ニ、蒙御沙汰候ニ付、奈良府御役所に御届書之扣、并復飾等御届之日限御猶豫之願書、并御學頭ゟ之御添簡之扣、但シ右之願書ハ、其後御下ニ相成候事、

（付箋）
復飾之儀者、先般御布告之通可相心得事、
帝陵側近ニ付、御警衛向相勤度願之趣、先不被及御沙汰候事、

口上
此度就御一新ニ付、（衍カ）吉野山衆徒中ゟ、別紙之通願上候間、何卒以御憐愍、願之通御許容可被下樣、偏ニ奉歎願候、以上、
慶應四辰年七月十八日　正觀院前大僧正印

南都

御役所

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

口上書

一當山藏王權現神號ニ可相改旨、幷寺院復飾之儀、御布告之通可相心得旨被仰渡候趣、奉恐承候、然ルニ當山ハ、日光宮御支配跡之儀ニ付、右之趣今一應當山學頭方、右宮樣ヘ相伺候上、取極申度奉存候ニ付、右伺中、來ル九月十三日迄、日數五十日之間、御猶豫可奉願上候樣、學頭被申候ニ付、何卒右日限迄、御猶豫被成下度奉願上候、尤翌十三日罷出否可奉申上候義ハ勿論、其內ニも、日光表方伺、各相分次第早速可奉申上候、以上、

慶應四辰年　　　　吉野山金峰山寺

七月廿三日　　　　惣代　持明院印

同　惣代　教學院印

南都
御役所

御届奉申上候口上書

今般御一新ニ付、某權現神社由緒委細書付可申出旨、御觸書を以被仰出候ニ付、當山神社由緒書、辨事傳達御役所江奉差上候處、左ニ三社號可相改旨被仰渡候ニ付、是迄八王子神社相改、

一鷲尾神社　　奉稱候、

是迄牛頭天王神社相改、

一躑躅岡神社　　奉稱候、

是迄金精神社相改、

一二ノ鳥居神社　　奉稱候、

右三社、當七月七日附紙を以御下ケニ相成候間、此段御届奉申上候、

同神社由緒書之内、當六月十三日、左之通附紙を以、大原殿御下ケニ相成候、

金鳥居額

宸額之儀ハ取はづし神庫ニ可祕藏事、

藏王權現

御布告之通神號ニ可相改事、

復飾

復餝之儀者先般御布告之通可相心得事、

延元帝陵

帝陵側近ニ付、御警衛向相勤度願之趣、先不被及御沙汰候事、

右之趣先般御沙汰ニ相成候間、此段御屆奉申上候、以上、

慶應四辰年

七月廿三日

吉野山金峰山寺

惣代

持明院印

同

惣代

教學院印

南都

御役所

右之御猶豫願之書類御下ニ相成、復飾神號等屆出可申旨被仰渡候ニ付、則歎願書差上可申義ニ付、上京致、內分周旋いたし、遂ニ山門惣代与示談之上、此歎願書ハ不用、藏王權現ハ佛體佛號之旨、歎願書可奉差上候樣相成候ニ付、此書面ハ不用ニ相成候事、

奉歎願口上書

一方今王政御一新ニ付、吉野山神社之由緒書、當五月辨事傳達御役所ゟ奉差上候處、同六月十三日、藏王權現之義ハ、神號ニ可相改、幷復飾之義ハ御布告之通可相心得旨、蒙御沙汰奉恐承候、依之天台、眞言兩宗寺院復飾可仕心得ニ罷在候、然ルニ吉野山之義者、山中ニ而至極不自由之土地、只々大峰山上開基役行者ゟ參詣人之信施を以、多分相續仕候、左之通大峰山上ニ拾壹坊御座候、

實城寺

吉水院

密乘院

櫻本坊
喜藏院
東南院
竹林院
持福院
小松院
南之坊
角之坊

但シ、往古ハ三拾六坊御座候所、天文年中之比燒失仕、其後右拾壹坊ニ相成候間、實城寺、吉水院、密乘院、持福院之四ヶ寺ハ、當時大峰山上ニハ名跡計ニ而、外七ヶ院ニ合宿仕來り申候、吉野山ニ者右四ヶ院御座候、

一吉野山櫻本坊境內ニ有之候井光社ハ、櫻本坊之南二町計山腹ニ、則出現之井今ニ有之、此所ニ日雄寺与申候而壹寺有之、此寺ニ往古ゟ井光社有之候所、及荒廢、當時櫻本坊境內ニ假小社御座候、如往古日雄寺跡に相移し申度奉存候間、此段御願奉申上候、

右之拾壹坊、是迄御朱印藏王領之內、配當頂戴仕候得共、往古ゟ大峰山上役行者守護之寺院ニ御座候、右參詣人無之時者、忽寺院者勿論、町人百姓共外之者迄、至極難澁可仕義ニ付、此以後迚も諸國參詣人之難澁不相成候樣仕度、無左候而者、自然大峰山上參詣人相減し、一山困窮ニ迫り、所詮相續方難出來、重難ニ可陷義ニ而、數人之愁歎顯然、如何ニモ歎敷次第ニ御座候、乍去御一新之御趣意者、屹度相守、神佛混淆聊不仕、右拾壹ケ坊之共外、一山ニ罷在候四拾六ケ院ハ、復飾之寺院ニ御座候、此內參拾ケ院ハ當時無住、拾六ケ院現住人體左之通奉申上候、

寶塔院龍登
吉祥院泰信
教學院良典
持明院玄憲
道光寺忍良
妙覺院尊行
寶持坊純識
福壽院圓算

坂中坊玄慮
新熊野院洞盛
勝光院高偏
久保坊龍賢
十方院圓歡
前之坊祐仁
光藏院龍仁
心善院覺包

右之通今般復飾之上神勤可仕義ニ御座候、且又於吉野山ニ、右拾壹ヶ坊之里坊与申候而、大峰山上ニ有之候通、同寺號之寺院拾壹ヶ院御座候、尤大峰山上之義ハ、至極高山嚴寒大雪之場所ニ而、冬春二季之間、住居難仕候故、右吉野山里坊ニ住居仕候、就中吉野山与大峰山与者、道法凡六里計相隔有之候間、諸國參詣人難澁爲不致之寺院ニ御座候故、今以廢止ニ相成候而者、忽チ參詣人之難澁、右ニ差困り、他國參詣人自然与減少ニ相成候得とも、大和國中道筋之衰微、第一吉野山町人百姓共難澁可仕義ニ御座候、尤大峰山上之義ハ、毎年四月八日、戸開始、九月七日迄二季之間、右

拾壹ヶ坊之僧侶、於行者堂ニ、長日護摩供修行仕、寶祚延長國家鎭護之御祈願、右於道場仕來候義ニ御座候、猶又當山ニ𪜈桓武天皇御惱之時、僧高算ニ勅して令加持、御惱忽チ平愈、御感餘り名を賜報恩、以來千有餘年爲勅願、花供懺法正頭行人与申、奥之院に日參、山內大小之神社佛閣に、拜禮、長日勤行無怠慢、金輪聖皇玉體御安穩、天下泰平國家安全之御祈願奉申上候、尤報恩御惱御加持之砌、蒙勅許諸國巡行致、淨財之信施請、二月朔日爲定日、大法會修行、一山神社佛閣に献供物、參拜仕候以來、年々花供懺法知識初穗与申、諸國巡行いさし、信心之扉(こ脱カ)立寄、一掬之米麥を乞請、每年二月朔日神社佛閣に供物獻備、是又退轉無御座候、尤其兩三日以前二日之間、飯米施行仕、諸方群集之乞丐慈救仕、是を無差之大施會共申候、前顯奉申上候通、勅願之義ニ御座候得𪜈、向後迚も右拾壹ヶ坊者共に、無怠慢修行仕、寶祚長遠天下泰平之御祈願被爲仰付度、尙其外伽藍之佛事も御座候間、乍恐此段御寛大之御慈悲ニ取總り、拾壹ヶ坊之義ハ、是迄之通、役行者始伽藍佛像之護持給仕等被爲仰付被成下候樣伏而奉歎願候、右之趣御許容被爲成下候得𪜈、諸國參詣人も難澁不仕、銘々等ハ不及奉申上、山內百姓町人其外當國道筋之者、其迄御慈恩万人ニ普熟仕、安堵豐饒之基与重々難有仕合ニ奉存候、何卒出格之御仁惠を以、御聞濟被爲成下候樣、

偏ニ奉願上候、以上、

辰九月

吉野山金峰山寺惣代

竹林院

但シ、此願面ハ不用ニ相成候事、ム云

奈良府

御役所

〔金峰山寺記錄〕ニ

明治元戊辰年十一月吉日

王政御一新ニ付、神佛明分御取調被仰出、藏王權現神號ニ相改、一山僧侶ハ復飾之蒙御沙汰候ニ付、再御詫歎願書等數條之扣、

上京惣代

東南院圓和

竹林院龍敬

一太政官辨事御役所に御詫歎願書扣

一奈良府御役所に　御詫歎願書扣

一右兩御役所に山門三塔總代中ゟ之添願書貳通扣

一三御門跡ゟ御令旨幷延暦寺三學頭三執行代ゟ之廻達扣、幷其旨奈良府に屆書

一三御門室に願書扣

一山門三執行代幷同在京總代中に屆書等之扣

但シ、此度應復万端之旨趣委敷ハ日記ニアリ、

明治元辰正月已來、徳川慶喜大政返上ニ相成、王政御復古御一新被爲在、天下神佛混淆無之様、明分之儀御布告蒙御沙汰、去ル五月神社由緒書並願書、辨事御役所に奉差上候處、六月十三日、藏王權現之儀ハ、神號ニ相改、僧侶共者復飾、御布告之通可相心得旨御沙汰ニ相成候ニ付、再三神佛明分之取調並歎願書之意記、太政官辨事御役所に奉差上願面左之通、

御詫旁奉歎願口上覺

先般神佛混淆無之様、御布告之趣奉佩戴候ニ付、去ル五月中、吉野山藏王權現由緒書、並僧侶共願書、辨事御役所に奉差上候處、六月十三日藏王權現之儀者、神號ニ相改、僧侶共復飾御布告之通相心得可申旨、蒙御沙汰奉恐承候、然ル處先般卒爾猥狽仕、不取調之儀奉願上候ニ付、右兩條之奉蒙御沙汰候儀ニ可有御座哉与、誠ニ以奉

恐入、何共申譯無御座、畢竟平生不物馴者共、勿爾之調方仕、夫故不束之儀奉願上候儀者、出格之御垂憐ヲ以、御取消被仰付度奉歎願候、猶追々御布令之御趣意茂被爲在候ニ付而者、神佛明分之儀、取調方自然等閑之儀御座候而、後日蒙御咎候而者、彌以深奉恐入候ニ付、先日來追々入念取調仕候處、藏王權現与唱來り候儀者、全ク金剛藏明王大權示現之略語ニ而、本體者眞言密說胎藏界悲曼茶羅中金剛部所攝之忿怒形ニ御座候、尤權現与相唱候事茂、是又佛經ニ原キ候与相見申候、右本像安置之場所、往古ゟ藏王堂与唱來候處、近來間々不心得之者共、藏王之社抔与申誤候儀ハ、自今謬傳不仕候樣相心得可申、勿論山內ニ勸請有之候神社ニ相違無御座候向者、神佛混淆無之樣、吃度取計方可仕候、前件金剛藏王明王之儀者、素ゟ之佛像ニ御座候間、神號(ニ歟カ)相改候而者、乍恐奉對朝廷恐入候儀ニ相當り可申哉与奉存候、且僧侶共復餝之儀ハ、是又堂僧之者共現存仕居候儀ニ御座候間、格別之御仁恵ヲ以、僧家ニ而本分勉強勤王從事仕度、此段幾重ニ茂奉歎願候、右五月中不取調之儀奉願上候御詫旁、前段御採用被成下置度、一山一同只管奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

大和國吉野郡

國軸山金峰山寺惣代

明治元年辰
十月晦日　竹林院印
東南院印
辨事
御役所

右之通大奉書ニ認、本願紙壹通、美濃紙ニ寫壹通、十月晦日辨事御役所に出願候處、寫壹冊ハ御取置ニ相成、本紙ハ御下ケニ相成、大和國内之儀ハ奈良府御役所に出願可致被仰渡候ニ付、奈良府に出願之書面左ニ、

一十一月七日奈良府御役所に願面、

御詫旁奉歎願口上覺

先般神佛混淆無之樣、御布告之趣より、一山一同只管奉懇願候迄、文言全同、其次下ニ、前願之通、去月晦日、辨事御役所に御詫歎願書奉差上候處、大和國内之儀者、奈良府御役所に可奉願上旨被仰渡、則願面當御役所に御差向ニ相成候條(樣カ)、蒙御沙汰候ニ付、當御役所に奉歎願候、右辨事御役所に奉出願候儀者、去ル六月中、於御同所奉蒙御沙汰候手續ニ御座候故、奉出願候儀者、宜敷御憐察被成下度奉願上候、尤吉野山之儀者、當御役所御附屬之場所ニ御座候間、格別之御慈愍を以、前條御詫歎願之

旨趣御聞屆被爲成下候樣伏而奉歎願候、誠恐誠惶謹言、

國軸山金峰山寺惣代

明治元年辰

竹林院　印

十一月七日

東南院　印

奈良府

御役所

右之通前文同樣奧書相添、十一月七日奈良府に美濃紙ニ貳通相認ル、壹通ハ調印本紙、壹通寫ナリ、辨事御役所ゟ御差向ニ相成候ニ付、出願いたし候處、願面御取上ケニ相成、御沙汰之儀ハ追而候間、一先歸山可致被申聞候ニ付、兩惣代同月十日ニ歸山候事、

一右兩御役所に出願已前ニ、三御門室に奉差上候願書左之通、

御門跡奉願上口上覺

先般神佛混淆無之樣、御布告之趣より、天下一山一同只管奉懇願候迄、何れも同文言之次ニ、

右前書之通御詫旁歎願可奉申上候間、此段三御門主方に宜被仰上、御披露奉頼候、

猶其筋々ヘ毖御願立御執成之程一入奉願上候、恐々謹言、

吉野山
金峰山寺惣代
竹林院印
東南院印

明治元年辰
十月

山門
三執行代御中

右之通願書差上候ニ付、山門三塔惣代中より、辨事御役所、奈良府御役所ヘ添願式通相認被遣候、左之通、

口上覺

大和國吉野山金峰山寺歎願書別紙同樣之趣、本山ヘ毖差出候ニ付、取調候處、聊相違無之候ニ付、右願之通御聞屆被成下置度、依之奉添願候、以上、

山門三塔惣代
十月
禪定院
正教坊

行光坊

延曆寺印

辨事
御役所

右之添願書、奈良府ニハ、右同文言之內、被成下置度之置之一字ハ無之、被成下度与相認有之候事、

〔金峰山寺記錄〕三

王政復古御一新ニ付、時勢ニ乘シ、當山兩社禰宜共ヨリ奈良府役所ヘ訴狀差出候ニ付、被訴狀幷返答書等諸願伺屆書之寫、

明治元辰十一月廿二(日脫カ)ヨリ
同　二巳正月十二日ニ至迄

總代
竹林院龍敬
東南院圓和

目録

一禰宜共ヨリ訴狀之寫
一右ニ付當方ヨリ返答猶豫之願書
一右ニ付坂本御殿代に屆書
一右ニ付五條御役所ヨリ差紙到來ニ付、日限猶豫願書之扣
一右返答書幷判事大谷ヨリ尋問ニ付返答附紙
一兩社幷金精社別當社僧復飾之願書
一五條役所ヨリ取調被申付數件書付之寫
一同數條取調書上目錄扣
一兩社神能幷二月會法用伺書之扣
一御朱印幷御條目拔書差上候扣

乍恐謹而奉願上候

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

吉野山
金峰神社

水分神社
山口神社
神主
前坊修理亮
禰宜惣代
前坊　伊織

一吉野山ニ御鎭座候社者、則延喜式ニ在之金峰神社、水分神社、山口神社、都合三座ニ御座候、
吉野山之儀者
神武天皇以來代々之帝御幸、皇居行宮被爲在候舊都之地ニ而、皇朝第一之神域ニ候處、何ㇾ之頃ヨリ歟、佛法盛ニ相成、終ニ堂塔坊舍を建連ね、神威を掠候付、恐多も三座之御社、神主禰宜寺僧打交、數年來奉仕いたし來り、則吉野山惣古高千拾三石二斗、新檢千貳百七拾八石八斗三升三合、新古合貳千貳百九拾貳石三升三合之內、漸九拾貳石禰宜領ニ相成候得共、何分不毛之地ニ而、此取米凡五石斗、夫を以年中神祭向相勤、諸拂いるし候得者、取入候もの無之、其餘者寺領ニ付、神主禰宜等迚ニ

立行方無之、然ルニ右體三座之大社奉守護、往古ヨリ者神職之もの廿七名有之候處、暮方相付不申候故、追々相減、只今ニ而ハ私共兩家之外神職無之、いつれも極貧窮迫之儘、數代送り來り候段、返々歎ヶ敷奉存、先代之ものヨリ、累年深是を歎、折を以奉愁訴度存居候折柄、今般皇政復古、神佛混淆不致候樣被爲仰出候ニ付、其已來三座之御社、寺僧ヨリ決而差構間敷之所、心得違いゐし居候哉、復古已來修理領ニ有之候山林凡代銀貳百貫目計、伐木賣拂、剩于今到り、矢張寺僧ヨリ社頭向之義を差構、御觸之御趣意一切相用不申、甚以横道至極、何分素來吉野山者、右三社之神地ニ相違無御座候、御一新之御代与相成候上者、社頭向幷附屬之類、且境内一圓寺坊ヨリ決而不差構、速ニ私共に引渡シ可申義者勿論、吉野山ニ有之所之諸社一圓私共ヨリ神勤仕候間、社地社祿等茂不殘相渡し候樣仕度存候間、乍恐此段奉願上候、何卒出格之御垂憐を以、吉野山學頭代寺僧滿堂被召出、神佛混淆不致候樣御觸出之後、社頭向ニ相剩修理領之立木を伐賣候心得方、御糺之上、御觸面之通、急度相守、社頭幷附屬之類社地一圓引渡し、已來僧分ニ而神祇ニ相携不申樣、被仰付被下度奉願上候、

右之趣御聞届被成下候ハヽ、難有奉存候、以上、

右
吉野山
金峰神社
水分神社
山口神社
神主
前坊修理亮印
禰宜惣代
前坊　伊織印

明治元辰年
十一月十一日

奈良府
御役所

御猶豫奉願上口上覺

一吉野山内住神主前坊修理亮、禰宜惣代前坊伊織ヨリ、奉願上候ニ付、被爲召出、則願書御貸下ケ被爲成下、披見仕候處、不成容易願面之儀ニ御座候、右者正敷御復古御一新ニ事寄、御朱印并御條目等之文面破却、一山一圓押領可仕取(趣向)工ニ御座候、右ニ

付而者、一應御支配之御宮に伺之上なら而者、銘々共了簡ニ而卽答奉申上兼候ニ付、右伺中、何卒來月十五日迄、御猶豫被成下度奉願上候、左候得者、翌十六日ニ无無相違罷出、否哉返答可奉申上候、前願之通、御猶豫御聞屆被爲成下候樣、偏ニ奉願上候、誠恐謹言、

吉野山滿堂惣代
竹林院印
同　寺僧惣代
東南院印
同　學頭代
代
持福院印

明治元辰年
十一月廿三日

奈良府
御役所

御屆奉申上口上覺

一吉野山內水分、山口兩社之神主禰宜前坊修理亮、前坊伊織之兩人ヨリ、赤誠別紙之

通、奈良府御役所へ致出頭候ニ付、當月廿二日、右御役所ヨリ御召ニ付、學頭代兩派惣代罷出候所、禰宜ヨリ差上候願書御貸下ケニ相成、披見之上返答書可差出旨被仰付候得共、出願之旨趣容易不成取工ニ御座候ニ付、則別紙之通御猶豫奉願上置候、右者全ク御復古御一新ニ事寄、時勢ニ乘し、奸謀を廻し、一山一圓押領可仕企ニ候与奉存候、即今一山混亂之折柄、右之樣之妨ケ御座候而者、誠ニ以迷惑至極ニ御座候ニ付、則別紙一冊之通愚案返答書可奉差上候間、宜御賢慮奉伺上候、猶又水分山口兩社之社僧人體取極、復飾神勤仕度、次ニ金峰之神社、此又寺僧之內ニ而、一院復飾神勤仕度、右之三社ニ、往古ヨリ掛リ有之候寺院ニ御座候間、今般御布告之御趣意も被爲在候ニ付而者、早速復飾之義、御伺之上、御届可奉申上之所、春來諸願伺等ニ而混雜中、大キニ延引仕候段、深恐入、何共申譯無御座次第奉恐縮候義ニ御座候間、何卒出格之御仁慈ヲ以、宜御執成之程偏ニ奉願上候、誠惶謹言、

吉野山金峰山寺
兩派總代

明治元辰年　竹林院
十一月廿八日　東南院

三御門跡御殿代
御役所

御伺奉申上口上覺

一水分、山口兩社之社僧岩本院、西善院無住ニ付、御門主江御伺之上、寺僧ニ而代役仕罷在候故、人體取定、復飾神役相勤可申義御屆延引相成候處、今般兩派之内ニ而、一人ツヽ社僧兩院江轉住復餝仕度候事、

御附紙

「壹人ツヽ社僧兩院江轉住復餝可然事、」

一二ノ鳥居金精明神之義者、是迄寺院支配之社頭ニ御座候間、是又示談之上、兩派之内ニ而壹人復餝仕度候事、

但シ、其餘山內諸末社之神役ハ、右三社之神主ニ而相勤申度奉存候。

御附紙

「壹人復餝可然事、

一金峰神社者卽此金精社ト心得置可然事、

一御使僧之義御聞屆ニ相成候間、同道場山可有之事」

右三社幷諸末社爲御守護、今般御復古之御趣意ニ付、復飾神勤仕度奉存候、此段御伺奉申上候ニ付而者、何卒三御門室ヨリ、御役所江御使僧御差向ニ被爲成下度、無左候而者是迄延引仕、猶共上彌宜共ヨリ訴訟之折柄ニ御座候得ハ、早速御聞屆ニ者相成兼候樣奉愚慮候ニ付、乍恐御使御差向之儀奉願上候儀ニ御座候間、宜御賢慮奉願上候事、

一御支配御宮江、年頭之義、是迄之通可仕候哉、御伺奉申上度候事、

御附紙

「一年頭ハ是迄之通可然、但新門樣分無用、」

一京都諸司代幷ニ兩町奉行江、年始御禮申上來候所、今般御一新ニ付而者、如何可仕候哉、御手數恐入候得共、其御筋江御伺被下度奉存候事、

御附紙

「一諸司代御奉行ハ南都府ニ而相濟歟」

一朝廷江是迄御祈願御卷數等不奉差上御座候得共、御一新之御代与相成候上者、御禮御卷數ニ而も奉獻納度如何御座候哉、是又恐入候得共、其御筋江御伺御執成之

程奉願上候事、

御附紙

「一朝廷ゟ巻數獻上追而伺之上通達可申候事」

前條之趣御伺旁奉願上候、宜御披露御執成奉願上候、以上、

吉野山兩派總代

竹林院

東南院

持福院

辰十二月五日

御殿代

御役院衆中

乍恐以書付奉申上候

一今般御用之儀ニ付、竹林院外貳ヶ院御召出し、御差紙頂戴奉畏候、然ル處、先達而奈良府御役所ヨリ御尋之事件、當月十五日迄御猶豫相願奉申上置候處、御日限ニ付、右竹林院共外奈良府表ゟ罷出候折柄、當御役所ヨリ、御差紙頂戴仕候儀ニ付、早々

呼戻、當御役所に罷出候樣可仕候間、來ル廿二日迄御猶豫被成下度奉願上候、
右之趣御聞屆被成下候ハヽ、難有奉存候、以上、

吉野山兩派總代

明治元辰年十二月十七日　　小松院印

五條

御役所

前坊父子か訴訟ニ付、返答奉申上口上覺

今般吉野山內住前坊修理亮、同伊織之兩人ヨリ、訴訟奉申上候儀、御糺問ニ付、左ニ返答奉申上候、

一神武天皇以來代々之帝御幸皇居等之儀者、吉野山由緒書ニも、大略奉申上置候、

一皇朝第一之神域ニ候處、何れ之頃ヨリ歟、佛法盛ニ相成、終ニ堂塔坊舍を建連ネ、神威を掠メ候与奉申上候得共、千年以來之舊記も不分明之義多ク有之候處、況千年以前之舊記證跡分明之義有之間敷与奉存候、千年以來連綿仕來り候於一山中ニも、右之通ニ候處、千年以來微々たる禰宜中ニ、千年以前之舊記證跡有之候儀者、必

然無之与奉存候、此全く杜撰之妄説ニ御座候、既ニ大峰開基役小角已來千有餘年之間、神慮ニ相叶候故、天武天皇ヨリ後鳥羽天皇、後醍醐天皇等ニ至迄、凡廿帝勅願之法莚、或者庄園田地等之御寄附被爲在候而、聖朝御安穩天下泰平之御祈、可抽丹誠旨被爲在叡願候事ニ御座候、然者佛法猥りニ神威を掠メ神慮ニ不叶義者決而無御座、大ニ神威ヲ倍增し奉來り候事ニ御座候、

附箋、

「神威ヲ掠メノ言、此ハ是金峯ノ神社ニ社僧禰宜無之、寺僧ニテ支配イタシ來ルヲ云ナルヘシ、　判事大谷秀實樣、」

附箋

「必然無之ノ言、山內ニ其紙證有之哉、若シ其紙證無之必然トハ難申ト云云、

判事大谷樣」

附箋

「開基役小角已來ノ言下ニ、金峯ノ神社ノ神地ナル事顯然タリト云々、　判事大谷樣、權判事里田秀穩樣、

仰ノ通リ租園ハ總テ元來神域ニシテ、佛地ト申處ハ無之、此義ハ異論不奉申

上候、乍去神明モ此ヲ免許シ、古ノ賢王聖主モ勅許被爲在候テ、勅額勅會等有之候得者、佛法ノ私ニハ御座無旨言上」

一朱印配當之義者、兩人申立之通ニ御座候、

但シ、朱印之文面、爲佛法紹隆与御座候而、兩人ゟ配當分ハ無御座候得共、藏王權現領之內、僧徒之料(筒)間を以遣置候得者、全く佛法僧之三寶物ニ而神主ヨリ彼是申分ハ無御座候、則別紙壹通朱印之寫奉差上候、

一年中神祭向相勤、諸佛いたし候得者、取入候もの無之与奉申上候儀者、神祭向是迄神主計りニ而相勤來り候樣申立有之候得共、左樣之儀ニ而者決而無御座候、右兩社之社僧ヨリも、多分失費相賄申候儀ニ御座候、尤三月十一日、九月十九日兩度之神事祭禮神輿送迎之時者、寺僧滿堂社僧禰宜等立合來り候得共、今般御一新之御趣意相守、去ル九月之神事ニハ、僧侶共立合不申、禰宜ゟ相任セ置候、乍去社僧人躰取極、追而復飾之上、神勤いたし候時ハ、如古來順次ニ相勤候事異儀申間敷候旨、乾度申談候處、其旨承伏致居候儀ニ御座候、往古ヨリ兩度神事之節ハ、七日前ヨリ社僧壹人ツヽ、兩宮ゟ籠り、本地供幷法樂等仕來り候得共、御布告之御趣意を奉敬承、僧侶ニ而宮籠仕候而者不相濟義ニ御座候ニ付、差

抑申候、尤御神事前晩、宮移し之作法、禰宜ニハ不得心事ニ御座候故、一日(實)神道之振合を以、社僧代として、淨衣着用、宮移計り仕候、是以一應御伺奉申上候而、取計可仕義ハ勿論之義ニ御座候得共、何分當春已來、御復古之御趣意ニ付、諸願伺御屆等ニ而、混亂之折柄ニ御座候ニ付、其節も御伺不奉申上候段深く奉恐入候、

附箋
「一日(實)神道ノ事、此全ク私ノ計ナリト云云、　判事大谷樣、
如何ニモ恐入候旨言上、」

一然ルニ右躰三座之大社奉守護、奉申上候儀者、右之三座者金峰、水分、山口之三社守護人之樣申立ニ候得共、水分、山口之兩社寺僧社僧幷彼禰宜等守護仕來り候得共、金峰神社ニおゐて、古來ヨリ一切掛り無御座候、彼神社是迄寺僧ヨリ致守護來り候義ニ御座候、今般之御趣意ニ付而者、寺僧之內復餝神勤仕、向後神佛混淆之義ハ、決而無之樣可仕候、右三社始山內勸請御座候諸神社不殘、藏王權現之修理領ヨリ修覆仕來り候義ニ御座候、

一修理領山林伐採之儀者、
此全く私欲之取計ニ而者決而無御座候、堂塔幷諸末社破損ニ及候ニ付、修理仕、

并御一新御布告之義ニ付、去ル五月已來數度上京、并出南仕、多分之失費相嵩ミ候ニ付、不得止事、伐木賣拂候儀ニ御座候、尤修理領与申候地面之內、水分、山口兩社之社地与申所ハ決而無御座候、此則金剛藏王權現領古檢高貳百拾三石貳斗、并新檢打出し之領所ニ而、寺僧滿堂兩派之修理役支配所にして、學頭代等立合熟談之上、山上山下堂社之修理、并道筋之修理一山掛り之無餘義入費等ニ相用來り候義ニ御座候得者、禰宜に引渡し可申儀ハ決而無御座候、

附箋

「修理料材木ノ事御尋ニ付、立木ハ切取植付ハ尋常ノ事、修理ノ料ハ地方ノ物成ヲ可申候歟、猶其領地ニ植置監事ニハ相用候、尤買付ノ場所モ有之候旨言上、御朱印太政官エ召上ノ間ハ立木タリトモ朝廷ノ御預リニ候ヘハ已後相心得可申旨被仰聞、　判事大谷樣」

一寺僧ヨリ社頭向之義を差構、御觸之御趣意一切相用不申、甚以横道至極与奉申上候義ハ、

神前之佛器、本地佛等取除、神事ニ者携不申、深く恐入罷在候、然ルニ右樣奉申上候儀ハ、兎角時勢ニ乘し、僧家を壓倒シ、修理領并一山一圓押領可致所存ヨリ事起

候義ニ御座候得者、彼等ニおゐて横道至極と奉存候、

一素來吉野山者、右三社之神地ニ相違無御座与之事、

神武天皇ヨリ代々之聖帝御幸被爲在、則天智天皇已來後鳥羽天皇、後醍醐天皇等ニ至迄之聖帝依叡願、堂塔伽藍御建立被爲在候而、勅會之法莚間々被爲行候事者、全く金剛藏王大明王を感見し奉候故之大盛事ニ而、佛法妄りニ神地を押領仕候儀ニ而者決而無御座候、依之、豊太閤及舊幕府之朱印之文面、任先規吉野山金峰山寺藏王權現領与御座候、前願ニも奉申上候通、開基役小角大峯修行之砌、金剛藏王出現已來、千有餘年山内勸請之諸神ハ、權現之補翼与成而、天長地久寶祚長遠護國利生令法久住之本誓ヲ補助シ玉ふ事ニ御座候得共、延喜式ニ三社在候共、乍恐左樣之御沙汰一切不被爲在候義ニ奉存候、右者定而御趣意ヲ不辨、强欲無道之者禰宜ニ與し、愚昧之我等狼狽之短を伺ひ、山林迄も奪却可仕奸謀ニ相違無御座候、何卒公平正大御一新之御威光を以、彼等兩人被召出、前條之件々御糺之上、乾度被仰付度、只管奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

附箋

「補翼之言　判事大谷秀實樣

此言和國神明第一、佛ハ補翼ナルヘシ、別シテ御一新之折柄、神明ヲ以テ佛ノ
補翼ト云ハ、朝廷エ恐多ト云云、
以後心得可申旨言上」
前顯之通奈良府御役所江、愚案返答書可奉差上候、此段御届奉申上候、以上、
明治元辰年十二月十三日
金峰山寺兩派惣代
竹林院
東南院
三御門跡御殿代
御役所

御歎願奉申上口上覺
金峰神社
水分神社
山口神社
右是迄神領無御座候ニ付、藏王權現修理料之内ヨリ、萬端調進仕來リ候、

先般別當社僧之輩、復飾之上、神勤可致旨、御布告被爲在候御趣意奉佩戴、水分神社、山口神社兩社之社僧、岩本院、西善院復飾神勤仕度、次ニ金峰神社者、是迄寺僧ニ而奉守護來り候ニ付、其別當之寺院、此又復飾神勤仕候樣、奉歎願候、此段早速御願可奉申上之處、社僧無住ニ付、御支配表ヘ伺之上ニ而、寺僧ヨリ代勤大切ニ奉守護罷在候處、御一新之御趣意ニ付、右社僧兩院ヘ轉住之願伺幷ニ山內諸願伺御屆等之義ニ付、不物馴者共狼狽仕罷居、旁以今日迄延引ニ相成、一言之申譯無御座、深く奉恐縮候、何卒御慈愍之御垂憐を以、延引仕候段御宥免被爲成下、復飾神勤之義御聞屆被爲成下候樣、偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

明治元辰年

十二月廿二日

吉野山

山口神社

水分神社

社僧

岩本院

西善院

金峰神社

別當
知足院
右惣代
岩本院印

奈良府
五條
御役所

十二月廿五日於五條御役所、一昨日ヨリ被申達候件々、又候書付を以、今日更ニ被申渡候、
一寺僧方并滿堂一派之寺坊總計六拾一ヶ院境內并寺領地圖之事、
一山上山下藏王堂地圖之事、
一神社境內之事、
一社領之事、（私云、此者社僧領禰宜領等之事、）
一吉野山田畑山林并林內之字等、繪圖を以委敷書之事、
一神佛引分ニ付、遷宮社地之事、

一復飾之僧分ハ、一山中ニおゐて、格別人撰可致事、

一修理領之事、（私云、堂塔社頭修理領分別ニ致可申事ニ候、）

一檢地帳其外書上ケ帳等持參之事、（私云、書上ケ帳ハ無之取箇帳持參候、）

右之通取調、來正月十二日持參可有之之事、

十二月

右之通被申渡、承伏いたし、歸山披露ニ及候事、

前件之儀ニ、重而五條に出頭、

明治二年正月十一日ヨリ、惣代出立、

取調書類數條ニ付、口上書ニ認左之通、

奉申上口上覺

一神社間數同境内之事、（扣在別壹冊）

一伽藍間數同境内之事、（右同斷壹冊）

一修理領之事内、（四部通社頭修理料 六部通伽藍修理料）

一寺領之事、　兩派之領也、

一社領之事、　禰宜社僧之領也

右高帳　壹冊　控在別
一寺僧滿堂社僧寺院境內間數書　壹冊　扣在別
一檢地帳　五冊　但シ、檢地帳ハ御覽之上御返納相成候事、
一取簡帳　壹冊　控在別
右奉御覽入候
一神佛引分ケニ付遷宮社地之事、
一寺領地圖之事、
一吉野山田畑山林之等字（マヽ）〔右圖面控在別〕
右三ヶ條ハ、山內總繪圖取調中ニ御座候間、出來次第奉差上候、以上、
吉野山惣代
竹林院
東南院
明治二巳正月日
奈良府
五條
御役所

一子守、勝手兩社神能延引屆書左之通、

御屆奉申上口上書

一吉野山山口神社、水分神社兩宮之於神前、每歲正月廿三日、廿四日、一日ッヽ神能相勤、寺僧社僧禰宜立合來り申候得共、御一新之御趣意ニ付而者、寺僧者相携候儀ハ決而不仕候、然者先般御願奉申上候社僧復飾御聞濟ニ相成候節迄、右神能延引仕度奉存候、此段御屆奉申上候、以上、

巳正月十二日

吉野山金峰山寺惣代

竹林院印

東南院印

奈良府

五條

御役所

右之通御屆申上候處、同十四日里田秀穗殿ゟ、神能之事ニ候間、先格之定日ニ相勤可申、尤諸入用之義ハ、是迄之通寺僧ヨリ、金壹兩手傳可致、其余ハ社僧七部、禰宜三部之割合之通、相賄可被申、神能ハ先當年之處總而禰宜方に諸事相任セ可申、但シ

當年限り社僧復飾願濟ニ相成候上ハ、先例之通可致候間、其旨爾宜方にも可申付候旨、被申渡候事、

一二月會式定日相勤申度、伺書左之通、

御伺奉申上口上覺

一吉野山藏王堂幷諸堂社に、例歳二月朔日を以、供物獻備仕、藏王堂ニおゐて、餅礫ほき、當坊ニ而者非人施行仕候事、二月會式与申唱、夏冬二季諸國在々花供懺法知識初穂与申、巡行仕、信施を乞請、其取納物ニ而、右之大會仕來り候、然ルニ今般御一新ニ付、神佛引分ニ付而者、藏王權現之儀ハ、歎願中之事ニ御座候得ハ、右日限延引可仕候哉、如何と奉存候、乍併諸人之信施を乞請相勤來り候大會ニ御座候得ハ、日限延引者仕兼候樣奉愚慮候、何分吉野山ハ諸方參詣人之信施ニ而、多分寺院町方之者共ニ至迄、相續仕候儀ニ御座候得者、諸方之人氣ニ差支ニ不相成候樣仕度奉存候、前願（顯カ）知識初穂之因由ハ、吉野山由緒書ニ巨細奉申上置候間、此段宜御賢慮御伺奉申上度、恐々謹言、

巳
正月十二日

吉野山金峰山寺惣代
竹林院

東南院

奈良府
五條
御役所

右之通御伺申上候處、同十四日願之通、二月朔日定日ニ相勤可申、乍去隨分質素ニ而穩便ニ可致旨被申渡候事、
但シ、行(列)烈改革等之義ハ、正頭役掛留記在之候、

太閤秀吉公朱印之寫

藏王領

一八百五拾參石九斗　和州吉野山
一百五拾九石參斗　小路
合千拾參石貳斗
右今度新儀令寄附之訖、此内五百石藏王造營領、五百石者寺僧万灯全令寺納之、勤行不可懈怠者也、

文祿四年九月廿一日　御判

吉野山金峰山寺

寺僧中

右者太閤朱印之本紙者、安藤右京進寺社御奉行之時公儀に被召上候、

大猷院朱印之寫

國軸山金峯山寺藏王權現領大和國吉野郡吉野山八百五拾參石九斗、同郡小路村百五拾九石三斗、都合千拾參石貳斗事、任先規寄附之、此內修理領貳百拾三石貳斗、學頭領三百石、寺僧滿堂配當領五百石宛行之訖、全可收納之、幷境內山林諸役等免除、如有來永不可有相違者、守此旨佛法紹隆彌無怠慢、可抽天下安泰精誠之狀如件、

慶安元年七月十七日

御判

吉宗公朱印之寫

國軸山金峰山寺藏王權現領大和國吉野郡吉野山八百五拾參石九斗、同郡小路村

百五拾九石參斗、合千拾參石貳斗事、此內修理領貳百拾參石貳斗、學頭領參百石、寺僧滿堂配當領五百石宛行之訖、幷境內山林諸役等免除、依當家先判之例、永不可有相違者、佛法紹隆彌無怠慢、可抽天下安泰之精誠之狀如件、

享保三年七月十二日

御判

溫恭院殿萬延元年之御改ニ至迄、同文面之朱印ニ御座候、

右之通御座候間奉御覽入候、以上、

吉野山金峰山寺惣代

竹　林　院　印

東　南　院　印

明治元辰年

十二月廿二日

奈良府

五條

御役所

吉野山學頭ヨリ公儀江御伺書之內、

一禰宜も正月ヨリ社家と書申候、是も寺僧申候者、禰宜と書不申候ハヽ、連判仕間鋪と申候事、

連判書付之儀、御朱之面之ことく、天台方者寺僧、眞言方ハ滿堂と可書候、但シ滿堂も衆徒候間、滿堂衆徒与書候樣ニ可被申付候、眞言衆徒とハ新規ニ候間、可爲無用候、連著（署）之次第ハ有來通、何時爲寺僧滿堂社僧神主禰宜と書候樣ニ可被申付候、寺僧ヨリ上首ニ滿堂を書候儀、御朱印（印脱カ）之面ニ相背候、又社僧共寺僧と書、并禰宜社家と書候儀、何爲新法不屆候、先規之通急度可被申付候事、

以上

寛文十二年

子五月九日

本長門守印

戸伊賀守印

小山城守印

吉野山學頭

明王院權僧正

吉野山之儀ニ付御奉行所に奉窺度覺書

禰宜裝束之事

一先規ヨリ吉野山之禰宜、風折烏帽子狩衣を着候事無之候處、十ケ年以前、企新法、束記內、岡主水、藤岡伊織、築地內左馬之助、福井宮內、前坊右近、右六人之禰宜共、吉田に參候而、許狀を取、右之裝束着用仕、其上社家こ罷成度之由、御奉行所にも申上候得共、社家とハ不被仰付、如前之禰宜と御條目こも御書付被下候、依之神主禰宜共、昔ヨリ、ケ樣之裝束不仕候處、只今之體新法こ候間、裝束押候樣こと訴訟申候事、就之、拙僧ヨリ右六人之禰宜共に相尋候ハヽ、裝束着用之儀、先規こも有之候哉、且又前代こ者着用不仕候得共、十ケ年以前、吉田ヨリ許狀ヲ申請、初而風折烏帽子狩衣ヲ着候哉、有樣こ書付出候得と申付候得共、書付出候事不罷成候事、右之通こ候得ハ、新法無紛候間、裝束着用停止申度候、雖然、此六人之者、吉田ヨリ許狀請候處こ、只今停止候而者、如何と思召候ハヽ、此六人一代計着用候而、子供代ヨリ停止候樣こ可申付候哉、尤餘之禰宜共も、彌停止可申付と存候事、以上、

禰宜裝束仕候儀、新法無紛候ハヽ、縱任官致候共、着用可爲無用候、勿論自今以後禰宜之任官停止こ被申付尤之事、

右之通吉野山學頭明王院權僧正良順ヨリ、延寶元年十一月十八日御奉行所に伺書こ、御附紙こ相成候、

右等之書類五條御役所ヘ差上候事、

（金峰山寺記錄）四

明治貳巳年二月五日ヨリ同三月十日至ル迄、去ル辰之春來、王政復古朝議御一新、神佛明分ニ離之御趣意ニ付、藏王權現神號ニ改、僧侶復飾之蒙仰候故、藏王尊唯佛之旨、經說取調書、僧家之本分、從前之通被仰付度、再三歎願書之控、

總代
竹林院龍敬
東南院圓和

巳二月五日ヨリ三月十日迄ノ歎願書類、

一藏王權現經說略抄、奈良縣ヘ差上候控、
一同御詑書控、
一同神號復傍兩條御免之歎願書控、
一同右歎願書ニ、御役所ヨリ難問附紙之寫、掛リ秀實、大谷
一右御難問之義ニ付、御支配御門主ヘ屆書控、

一御支配表ヨリ、御使僧出張之砌、重テ歎願書控、

一金剛藏王幷役君之說取調書控、但シ、大谷殿ヨリ御難問ニ付、返答ノタメニ差出ス、

右取調書一冊ハ、御支配三御門跡惣代大佛妙法院宮院家大輿德院殿奈良府御出張之砌、御門主ヨリノ御添願与共ニ御差出ニ相成候事、

金峯山金剛藏王權現名號諸經略抄

〔孔雀經ノ中ニ、諸大山王ノ名號ヲ說ク中ニ、第三十ノ山ヲ名ニ金峯山王ト云々〕此迄ハ相添書上候事、

大佛頂如來萬行首楞嚴經曰 直指卷第七 二十九丁右

阿難當知、是呪常有八萬四千那由他恒河沙俱胝、金剛藏王菩薩、種族、一一皆有諸金剛衆、而爲眷屬、晝夜隨侍、設有衆生、於散亂心、非三摩地、心憶口持、是金剛王常隨從彼、諸善男子、何況決定菩提心者、此諸金剛菩薩藏王、精心陰速發彼神識、是人應時心能記憶云々、

同經曰 三十四丁右

爾時八萬四千那由他恒河沙俱胝、金剛藏王菩薩、在大會中、卽從座起、頂禮佛足、而白佛言、世尊如我等輩、所修功業、久成菩提、不取涅槃、常隨此呪、救護末世修三摩提正修

行者云云、

大佛頂大陀羅尼頌曰

金剛藏王諸大士　一字金輪八佛頂云云、

楞伽阿跋多羅寶經曰 心印卷二之上三十八丁

十方世界一切諸佛以神通力爲現一切身面言說如金剛藏菩薩摩訶薩及餘如是相功德云云、

大方廣圓覺經曰 直解上六丁

十萬人俱、其名曰文殊師利菩薩、普賢菩薩、普眼菩薩、金剛藏菩薩云云、

同經曰 三十七丁

於是金剛藏菩薩、在大衆中、卽從座起云云、

同經曰 四十五丁

爾時世尊欲重宣此義而說偈言、

金剛藏當知　如來寂滅性

未曾有終始　若以輪迴心

佛說陀羅尼集經卷第八　金剛部上卷、

金剛藏大威神力三昧法印呪品第一曰 初丁右

爾時會中有一菩薩摩訶薩、名金剛藏、在大衆中、卽從座起、五體投地、頂禮佛足、禮佛足已前白佛言、世尊我有眷屬十四部衆、一々眷屬各、有無量徒衆、相隨現有會中、爲我驅使、從昔已來曾持呪法、深奧明了嚴祕淸淨、是故而共贊成我法、稱我各爲摩訶跋折羅波尼囉闍、以是名故稱爲上首、我等亦願樹成助護佛之正法、是諸眷屬在我左右、行列威侍說諸方便、多所利益、爲欲降伏一切諸魔惡鬼神、故惟願世尊證明我衆、聽許我稱眷屬名字、方敢稱名爾時世尊告金剛藏、善哉々々云云、

同 廿丁右 曰是法印呪名爲金剛藏大女心法云云、

同 廿八丁 名爲金剛藏小女法身印呪云云、

臣僧謂ク、金剛藏王權現ト者、釋迦大權示現ノ故ニ、藏王權現ト名ク、卽チ金剛藏王菩薩ナリ、元亨釋書ニハ、皆金剛藏王菩薩トアリ、同書日藏傳ニ、於窟中執金剛神現メ告藏曰ク、我ハ是牟尼ノ（牟尼トハ卽釋迦牟尼也）、應化藏王菩薩也云々、又金峯山祕密傳幷ニ藏王講式ニ、攝無㝵經引テ、釋尊大忿怒自性輪金剛藏王大菩薩降魔故現形トアリ、然レモ此經山內經藏ノ中已ニ失ス、故ニ百方他ニ搜求スレモ亦得ルコトナシ、故ニ姑ク傳記講式ヲ證スルノミ、今是ノ金剛藏王ノ其ノ名號、其ノ印

明數多アリ、只藏王ト云、又ハ金剛藏又ハ金剛王、或ハ金剛藏王大女、或ハ無能勝妃ト云、眞言手印等ハ、佛說陀羅尼集經卷第八ニ說ケリ、又胎藏界十三大院ノ中ノ釋迦院ニハ、無能勝妃ト成テ、右ノ手ニ三鈷ヲ持チ、左ノ手ニハ鉤印ヲ結フ、全ク今ノ金峯山ニ安置スル藏王ノ像ト同シ、名ヲ異ニシ形ヲ別ニスルコトハ、觀音三十三身、地藏ノ十二身等ノ如ク、隨類應現ニシテ、感見ノ佛形ハ經文ニ不同ナリ、長谷寺ノ觀音ハ得道ノ感見ニシテ經文ニハナシ、當麻蔓(曼)茶羅ノ中ノ阿彌陀ハ中將尼ノ感見ナレハ、觀無量壽經ニ異ナリ、金峯山ノ金剛藏王ハ役小角感得ナリ、

右金峯山ニ安置スル所ノ金剛藏王ノ證據、是則諸經書中ヨリ鈔ス、此ノ外諸經典ニ有トイヘモ、愚昧ノ者博索ニ遑アラス、姑ク所見ニ隨テ鈔寫シテ以テ明覽ニ備ヘ奉ル、 私云、藏王ノ經說證據御尋ニ付、右取調書差上候事、

御詫奉申上口上覺

去夏當山惣代教學院、持明院を以、藏王權現由緒之儀奉申上候ニ付、神號復飾兩條之奉蒙御沙汰、惣代之者共始、一山一同不奉畏候而者、御政權之威信不相立候段、如

何之心得ニ候哉之旨被仰聞、深奉恐縮、何共一言之申譯無御座、謹愼仕罷在、只管御詫奉申上候儀ニ御座候、其故者、去夏奉指上候由緒幷口上書取調方不行屆之義有之、右樣御沙汰奉蒙候儀ニ而、當山開基役小角以來在之候藏王堂行者堂ぇ、神號相改メ、復飾仕候而者、一山者不及申、百姓町人ニ至迄立行難申、歎ヶ敷奉存候ニ付而者、惣代不取調之儀奉申上候段、御咎を奉蒙候共、其悔遺憾無御座候、何卒出格之御垂憐を以、當山之相立候樣、別紙之通御慈悲ニ取縋り、不顧恐、幾重ニぇ歎願奉申上候儀ニ御座候間、此段宜御取計被爲仰上被下度、偏ニ歎願奉申上候、以上、

吉野山金峯山寺惣代

明治二巳年

竹　林　院印

二月五日

東　南　院印

奈良
御府
役所

右御詫書者藏王權現之經證略抄ニ相添奉指上置候、右御詫書同時ニ奉指上歎願書ニ御座候、

〰〰

御歎願奉申上口上覺

去夏藏王權現由緒書、惣代を以辨事御役所に、不取調麁忽之儀奉申上候ニ付、神號復餝兩條、奉蒙御沙汰、不奉恐承候而者、御政權之御趣意も不相立、如何之心得方ニ候哉と蒙御糺問、何共一言之申開無御座、深恐縮仕、則別紙ニ只管御詫奉申上候通、恐多儀ニ御座候得共、先般不取調麁忽之儀奉申上、神佛明分之儀、取調方等閑ニ仕、後日蒙御咎候而者、彌以深奉恐入候ニ付、追而入念取調仕候處、金剛藏王權現と申者、即金剛藏王菩薩ニ御座候、權現与稱する事ハ、釋迦忿怒之三昧ニ入而、降魔之身を示現す、故ニ權現与唱來り候事ニ御座候、則別紙ニ諸經證說略抄ニ委敷奉申上候間、先般不取調麁忽之多罪、出格之御慈愍を以、御用捨被爲成下、山下之藏王堂行者堂等、在來之通ニ而御差置被下度、何分千有餘年之間、相續仕來り候儀ニ御座候故、今更神號ニ相改復餝仕候而者、歎ケ敷奉存候、何卒御寬大之御慈愍を以、前段之趣御採用被爲成下、堂塔伽藍等、是（迄脫カ）之通拙僧共佛道修行を以、勤王從事仕度、幾重ニ茂只管奉歎願候、以上、

吉野山金峯山寺惣代

明治二巳年二月五日

竹林院　印

東南院　印

奈良府

御役所

右之通歎願奉差上候處、奈良府御役掛大谷樣より、左之通御附紙ニ而、御尋問ニ相成、歎願書者被下候、

金峯山上藏王權現者、豐臣太閤寄附狀ニ、新規藏王權現料寄附之趣相見通、當節迄不相變、藏王權現と唱來候旨、此度差出候書面ニ相見、其根元諸說定らす、先一說者、神佛之內何れ共分明ニ無之、共外延元年中論述いたし候金峯山密傳略抄と申立候書中には、釋迦之變幻身相と相見、去夏差出候書面ニ者、山靈出現ト相見、又一說にハ安閑天皇之御出現にて、昔爲天皇取國政、今爲此山靈吾權現也与、舊事記、神社考、神社知要、帝皇本記等ニ所覽有之候得共、於吉野山者、不取用樣申立有之、右之通根元之諸說不定ニ候得共、取捨も明證無之、畢竟臆斷妄想にて、取所其好候ニ不過者勿論之事ニ候、抑諸說其本源を究覽いたし候得者、役小角金峯山上ニおゐて、佛道を勤求之節、其心念ニ因て、何もの歟變化之身相を現し、磐石破裂之內より涌出候を、木像ニ造り、妖言妄語を以衆人を誑惑致候故、文武天皇之御代、勅命を以て、伊豆嶋ニ被流候所、其小角妖妄流傳之說話ニ依、託之、後世有名無實之法話を以、益牽

合誣會之文餝を加增し、藏王權現と唱來候者、卽金剛藏王菩薩之名號を畧稱變名也と申立、剎西天之鷲峯分來して、金峯山と相成、釋尊變幻遊化之勝地にて、大日本之稱號も、是より起候樣申成、藏王堂、行者堂、山上山下不殘、是迄之通御指置被成下度歎願致候處、元來顯然たる神地に、藏王堂諸寺院建立し、行者堂と申、小角を安置し、其妄談を確執いたし候存意如何相心得候哉、及尋問候事、

巳二月　　　　　　　　　　　　二月十三日之事也

右之通御尋問被仰聞候ニ付、御猶豫晦日迄願上、上京仕、御支配御門跡に御屆申上候處、御使僧として、大佛宮院家大與德院殿奈良御政府に御差向ニ相成、御添願御賴ニ相成候、尤右役行者之事件ハ、聖護院御門跡幷ニ三寶院御門跡ハ、彼役行者遺法を傳へ、年々諸先達入峯修行ハ、勅願之義ニ御座候故、右御門跡に御尋問之趣御通達申上置候處、役行者ハ神變大菩薩之勅號賜綸旨、今庫中ニ現存仕候旨申被達候事、

一二月廿八日大佛大與德院殿と同道ニ而、奈良御政府に、晦日ニ罷出、左之通歎願書差上候、

一御使僧大與德院殿ゟも、三御門室之御賴御口上書ヲ以、被仰入ニ相成候事、

大谷殿ヨリ御尋問ニ付御支配表ヘ屆書

御屆奉申上口上覺

舊冬前坊兩人ヨリ、訴狀奈良府御役所ヘ差出候ニ付、其旨奉御屆申上、御配慮被爲成下、御口上書御使僧御差向ニ相成、右返答書奈良府ヘ差上候處、此義ハ掛り御役人判事大谷殿、當節當府御出張役所五條表ヘ出役被致候間、彼御役所ニ而、御取扱ニ預り可申旨被申渡候ニ付、十二月廿二日、五條御役所ヘ罷出候、尤彼御役所ヨリ、其山內書類持參致シ、十七日罷出候旨御呼狀之御沙汰ニ付、書類持參罷出、則返答書幷朱印之寫三通、御條目等寫、社僧復飾願書差上候處、返答書之廉々御糺問ニ付、返答申上候得共、金峯山之義ハ金精神之神地与、於朝廷御定之旨被仰聞候ニ付、此義ハ異義申上難旨申上候、其外種々御尋問有之、左之通書面ニ而被申聞候、

一寺僧方幷滿堂方一派之寺坊總計六拾一ヶ院、境內幷寺領地圖之事、

一山上山下藏王堂境內之事、

一神社境內之事、

一神領之事、

一吉野山田畑山林幷村內之字等繪圖ヲ以委敷書出之事、

一神佛引分ニ付遷宮社地之事、
一復飾之僧分ハ一山中ニおゐて格別人撰可致事、
一修理領之事、
一検地帳其外書上帳等持參之事、
右之通取調、來正月十二日持參可有之事、
十二月
右之通書面ニ而被申聞候ニ付、當巳正月早々、示談之上取調仕、十二日五條御役所ニ持參仕候所、大谷殿奈良府ニ御引取ニ付、御取込被成御座、別段御調ハ無之候得共、宮待殿面會ニ而被申聞候ニ付、神佛引分之義ハ、急度御趣意ニ候間、篤と取調混淆無之樣、藏王權現之經說證所有之候得者持參可致、尤向後ハ奈良府御役所ヨリ、御沙汰相成候間、其旨承知可致被申聞候ニ付、歸山いたし、諸事取調仕、御沙汰相待居候所、當月三日之召狀ニ、來ル五日五ツ時可罷出旨御沙汰、尤前坊兩人者、同樣御召ニ相成候、右ニ付、藏王權現經證幷ニ御詫書壹通、歎願之義ハ其方之了(簡下同ジ)間ニ而相認差出可申旨被仰付候ニ付、右三通別紙之通差上候處、歎願書ニ、別紙之通御尋問御附紙ニ而御下ニ相成、返答可致旨、大谷殿ヨリ被仰聞候得共、此義ハ總代兩人之

了間ニも不能候間、一應御支配表に御屆上ニ而御答可申上、尤此御附紙之趣ニ而、
本山先達幷當山先達中に茂、一應通達不申候而者難叶奉存候、其故ハ役小角を嚢
祖として、大峰入峰修仕(行脱カ)候義ニ御座候間奉申上、來廿日迄御猶豫願置候義ニ御座
候、右御尋問之義、開基役小角を廢滅可被成御趣意願与(マヽ)奉存候間、何卒出格之思召
を以、御支配御門主ョリ、吉野山相立行候樣、御配慮ニ奉願上候、此段三御門主江被
仰立、宜御取成之程偏ニ奉願上候、以上、

吉野山金峰山寺總代

竹林院 印

巳二月十六日

同斷東南院代

教學院 印

三御門跡御殿代

御役所

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

奉歎願口上覺

先般前後混亂、鹿忽之御願奉申上候處、出格之御仁恕を以、再往御糺問被成下、難有

偏ニ奉恐縮候所ニ御座候、然ルニ舊記幷經說確證等、精しく詮議仕候得共、前々言上仕候旨趣之通りニ御座候而、藏王權現与申候事ハ、全く金剛藏王大菩薩之略語(に脫カ)して、釋迦牟尼佛十方應化之身、末世蒸（[illegible]カ）黑濟度利生之尊像ニ相違無御座候、夫故藏王講式ニ所引之攝無礙經ニハ、釋尊大忿怒自性輪金剛藏王大菩薩降魔故現形ト說キ、尙又金剛藏王大菩薩之名稱ハ、阿跋多羅寶經大佛頂首楞嚴經等、處々ニ說キ顯す處にして、先般入尊覽ニ候諸經拔抄之明文確然たる定證ニ御座候、右之尊像ヲ奉安置、當山開闢以來千有餘年顯密二教之正法を勉勵し、天下泰平寶祚永久之懇祈被仰付、長日無怠慢勤修仕、殊ニ天武天皇を奉始、後醍醐天皇等之聖帝依叡願ニ、堂塔伽藍御造建被爲成、忝茂勅裁之御法莚等被爲開、或者莊園田地等御寄附被成下置、尙又近キ御代ニハ、後水尾天皇叡慮ヲ以、藏王堂可興隆之綸旨を、元和二年ニ大峰山木食僧快元ニ被爲下候事ニ御座候、且又建武擾亂以後、後醍醐天皇當山ニ皇居を被爲定、南北數度之戰爭ニ、堂塔伽藍不殘灰燼致候ニ茂、天皇衆徒之王事ニ鞅掌致候を、聖憐被爲在、勅詔を以御再建被爲成下候、就中延元二年天皇吉野山ニ御潜行之砌、吉水院宗信与申僧、當時執行職ニ而、而モ慷慨深憂之者に候得者、速ニ大衆を勸勵シ、勇壯之僧徒を率ひ、輦輿を迎へ盡力警衛奉り候事共、詳ニ吏（史）ニ書

蔵而顯然たる事ニ御座候、右件之事情、眞俗二途正法軍務幷へ兼候而、勤王護國勉強從事仕候事ニ御座候、何卒從來之勤功を被爲在御聖憐、寛大仁恕之御沙汰を以、衆徒一同佛門之正道を勤修し、益天下泰平鎭護國家之懇祈仕候樣、御許容被成下度、此段御取成之程偏ニ奉歎願候、誠恐誠惶謹言、

吉野山金峰山寺惣代

明治二己巳年二月晦日　竹林院印

奈良府

御役所

右之通重而歎願書奉差上候所、三月八日、御政府ゟ被召出、追而吉野山ゟ御沙汰ニ可相成候間、一先歸山可致旨被仰渡候、

一役行者之事件、去ル二月十三日、大谷樣ヨリ歎願書ニ御附紙御尋問ニ付、役君之事跡性(姓カ)等取調、壹冊を御使僧大興德院殿ヨリ、菅原侍樣ゟ入貴覽置候處、大谷樣ゟ内見ニ入候所、此儀ハ去ル夏三寶院殿ヨリ同樣之趣意、太政官ゟも差出ニ相成候得共、御採用ニハ不相成候旨申居候由被申聞候得共、左之通取調書一冊、侍樣迄差出置候事ニ御座候、

金剛藏王并役君之說

和州吉野山金峯山寺金剛藏王權現ノ緣由、諸說紛々トシテ確定シ難キハ、中古ノ鑿說多端ナルカ故ナリ、故ニ今其根基及ヒ經說ノ定證ニ依テ之ヲ論セハ、今日現存安置スル處ノ形像ハ、開基已來安置スル處ノ形像ナレハ、今日ノ形像ヲ以テ、往昔ヲ推シ窮ムルニ、今昔倶ニ釋尊應化ノ身相、金剛藏王大菩薩ノ尊形ニシテ、佛體ナル事明了ナリ、然ルニ金峰山緣起ノ中ニ、役ノ小角金峰山ヲ開闢セント欲シテ、苦修練行シ、鎭護國家ノ神佛ヲ感見セント祈ルニ、磐石破裂シテ、大忿怒ノ相ヲ現スト云ヒ、或ハ金峯山中ノ金剛寶窟ニ入テ、藏王權現ノ生身ヲ拜スト云ヒ、或ハ西天ノ鷲峯飛來シテ、金峯山ト成等ノ話說、紛々トシテ止マサル者ハ、中古ノ傳說ニシテ、役君ノ眞面目ヲ知ス、彼ノ德行ヲ虛辭飾言シ、却テ禍ヲ役君ニ嫁ス、今日眞正兒孫タル者ノ歎慨藴憤スル處ナリ、故ニ其源ニ還リ、其根基及ヒ經證ヲ窮ムルニ、攝無碍經ニハ、釋尊大忿怒自性輪金剛藏王大菩薩降魔故現形ト說キ、亦楞伽阿跋多羅寶經ニハ、一切諸佛以神通力爲現一切身面言說如金剛藏菩薩及餘如是相云云、又大佛頂首楞嚴經ニハ、爾時八萬四千那由他恒河沙倶胝金剛藏王菩薩在大會中等ト說ケリ、故ニ其根基ハ但釋尊大悲應化ノ眞像ヲ安置スル而已ニシテ、思理

黠計ノ證跡ナリ、此皆中古ノ話說ナレハ、役君自說ノ書有ル事ナシ、故ニ邪辭妖言ヲ以テ、衆人ヲ誑惑スルハ、中古ノ虛辭飾言ヲ執拗スル者ノ過ニシテ、役君ノ罪ニアラス、今幸ニ明々タル聖朝、中古ノ弊習ヲ一新シ給ヘハ、昔猶今ノ如ク今猶昔ノ如ク、正大公明ニシテ、正邪雜糅アル事ナク眞正ノ佛道ニシテ、實ニ國家ヲ擁護シ奉ルノ公道ナリ、故ニ役君ノ一旦讒ニ依テ遠流ニ處セラレシモ、僅ニ年序ヲ經スシテ、赦ニ偶フ(過)、是全ク正法ヲ興隆シテ、萬邦ヲ敎化シ、政治ニ資ケアルヲ以テ、天地ノ神祇モ感格スル所ニシテ、歷朝ノ聖皇帝モ修驗ノ高祖ト爲シ、崇敬シ給フ所以ナリ、然リ而シテ、役君ノ家先ヲ討ヌルニ、大和國葛ノ上ノ郡鴨山口ノ神社ニ齊キ奉ル、大和主ノ神ノ御子高鴨阿遲鉏高日子根ノ命ノ御孫大田々禰古ノ命ノ玄孫大賀茂都美命ノ苗裔ニシテ、高賀茂ヲ姓トシ、山川數百里有テ采邑ト爲ス、是全ク家先ノ私スルニ非ス、阿遲鉏ノ神ヲ賀茂ノ神社ニ齋キ奉ルノ時、神地ニ附セ置レシナラン、故ニ元亨釋書ニ、役君ノ曰ク、我先高賀茂山川數百里有リ、今皆三寶ニ廻施スト云ヘリ、其人品推テ知ルヘキナリ、役君ノ事跡、桑門ニシテ天神地祇ヲ祭祀ストイヘトモ、西洋ノ天主耶蘇敎ノ類ヒニ非ス、耶蘇ノ敎ヘ樣々ナリト雖モ、要ヲ採ニ、提宇子天主ヲ萬物造化ノ宰主神トナシ、此ノ一體ノ外固ク餘ノ神佛ヲ信スヘ

カラスト誓ハシメ、敢テ造化自然ノ理ヲ教ヘス、佛家ハ之ニ反シテ、森羅萬象佛天ノ造作スルニ非ス、萬物出生自然ノ理ヲ說ク、理ハ是天地固有ノ理ニシテ、道ノ行ハルヽ所以ヲ謂フ、故ニ世間相常住ト說キ、又解釋ニ因緣造作卽是實相ト云フ、修治シテ此ノ理ヲ證スルヲ神トシ佛トス、若シ實際ニ契當セハ、神變不測ニシテ、自在ノ功用アリ、天地ノ無心ニシテ四時ニ運行スルカ如シ、此ノ理ヲ信セサルヲ邪外道トナシ、信スレ𪜈契證セサルヲ凡夫トナシ、既ニ實地ニ到ルヲ佛菩薩トナス、理ハ夫萬物一貫ナレハ、神佛一轍ナレ𪜈、道ハ通入ノ方ナルカ故ニ、始メハ暫ラク異ニシテ、終リハ漸ヤク一致ニ歸ス、故ニ神佛混淆スヘキニ似タレ𪜈、各々通入ノ方ヲ異ニスレハ、頑然(マヽ)トシテ糅亂スルニ非ス、役君生知ニシテ、能ク此ノ眞道ニ體シ、時宜ニ隨ヒ、方ヲ用ユ、是所謂病ヲ識テ藥ヲ授ルノ良醫ニシテ、耶蘇教ノ邪徒ノ天地一貫ノ理ヲ信セス、造化ノ宰主ヲ固執シ、他國ノ民庶ヲ我邪教ニ歸依セシメ、國家ヲ覬覦スルノ黠計ニ等シカランヤ、況ヤ役君ハ御國造ノ神ノ玄孫ニシテ、許多ノ采邑ヲ三寶ニ施入シ、正法ヲ維持シテ、國家ヲ擁護ス、豈不忠アツテ、朝家ニ背クノ理アランヤ、然ルニ元亨釋書等ニ載ル奇事異跡ニ至テハ、彼師亦採ル處アルヘキナレハ、間然スル所ニ非ス、今金剛藏王菩薩ノ事ニ就テ、纔ニ役君ヲ云フ而已、

于時明治二歳在己巳三月五日閣筆

妙法院前天台座主宮侍講大僧都天祐謹誌

一三門室御使僧大佛妙法院宮院家大興徳院殿ヨリ、三御門室ヨリ、吉野山町人百姓中江御褒詞御達書、幷ニ御褒美として、青銅三十貫文被下置候事、

一山門三執行代衆ヨリ、同様青銅拾貫文被下候事、

一山内兩派中ヨリ、青銅百貫文同様下遣し置候事、

右者山領之者共、卒暴動搖不致候樣申聞置候處、其旨相守、神妙ニ罷在候ニ付、御褒美被下置候事、

巨細出頭日記ニ有之候事、

〔金峰山寺記錄〕五

明治二己巳年四月十一日ヨリ同五月迄

監察司野呂殿掛リ諸願伺之控

御支配表ヨリ辨事御役所願書控

總代

東南院圓和
竹林院龍敬

巳四月十一日ヨリ同五月迄之諸願伺之目錄

一刑法官監察司野呂久左衛門殿御登山被成、御理解之節御答口上書之控、
一御支配三御門跡ニ、右監察司ヨリ御理解之義ニ付、御屆書之控、
一奈良縣租稅局ニ知行安堵願書之控、但シ其後何も知行之義依舊貫、從前之通取納致可置旨御觸書御沙汰ニ相成候事、
一辨事御役所ニ山門延暦寺惣代ヨリ、吉野山衆從(徒)歎願之義ニ付願書之控、
一右同斷三御門室ヨリ御添願之控、
但シ、右兩條者、過日監察司野呂殿ヨリ理解之旨、吉野山惣代ヨリ御支配表ニ御屆申上候ニ付、此事ニ及、則三室惣代大興德院、再三辨事御役所ニ出頭、五月八日重而十二日、廿三日と推而出願被成下候得共、御採用無之、吉野山之事件ハ、奈良府ニ出願可致仰ニ付、夫方ニ內談申上置、又重而同月廿四日押而出願被成下候處、右願書御取上被下、東京伺ニ被爲成候趣、御支配表ヨリ承候事、

一監察司野呂殿ヨリ御尋問ニ付差出候書、左ニ、
一知行取納高取箇帳　壹冊　控在別、
一同去ル子丑寅卯辰五ヶ年平均勘定取箇帳壹冊　控在別、
一去ル辰取納領ニ勘定帳　壹冊　控在別
但シ、右三冊ハ奈良府に差上候扣、寫シ差出候事、
一山内各院歸檀取納分限書　壹冊　但シ、明治元辰年分、
附リ、山内町家活計所業書、
一若神號復飾ニ御改正被仰付候共、山内之規則從前ニ順候樣内伺之條書、　壹冊
一吉野山社頭伽藍之間數書　壹冊　控在別、
一社頭獻備方書取　壹冊　但シ、社僧掛ヨリ前坊に遣シ彼方ヨリ差出ス
監察司御答口上書也

奉申上口上覺

今般出格之思召を以、種々御理解被仰聞候趣披露仕候處、一同重々恐縮仕、何共一言之申譯無御座、早速神號復飾兩條御願奉申上候旨、可奉申上之處、此義ニ付而者、御支配三御門跡に是迄一々御屆申上候ニ付、兩度も御使僧ヲ以、奈良御政府に御

願添被爲成候譯柄も御座候間、御無沙汰ニ而、右兩條御願奉申上候而者、今日迄御厚配ニ相成候御支所之間柄淺如何歟奉愚存候ニ付、一應其旨御届ヶ申上候上ニ而、御願奉申上度、次藏王權現神號ニ奉願上、復飾仕候上ハ、役行者之守護も難仕、其安置之場所も無御座候樣奉存、當惑仕候、雖然吉野山ヨリ、神號ニ願立候而者、本山當山兩御門跡幷諸先達末派之山伏修驗等、皆以役行者之遺法相續仕、年々大峰入峰修行被致候義ニ御座候得者、神號ニ願立候義も難相成、尙又役行者之守護廢止仕候事も難相成、何れも差當り至極難澁之義ニ御座候ニ付、此段伏而御賢慮奉願上候、何卒格別之御仁慈を以、一山立行候樣只管歎願奉申上候、誠恐謹言、

吉野山惣代
竹　林　院　印
東　南　院　印

明治貳年
巳四月日

御監察司
御役人衆中

右之通太政官御監察司野呂久左衛門殿、同小監察高尾一東殿、同湯淺六三郎殿、奈良府ヨリ御下目附西村宗十郎殿等、上下拾五人四月十日、五條ヨリ御登山ニ相成、

同十一日惣代被召、神號復飾両條歎願之義ニ付、山内之情實幷差支之筋も有之哉、委細御尋問ニ付、日來歎願之旨趣申上候所、右書面之趣ニ而者、貫徹致間敷、猶今般御一新之御趣意ニ不相應之願之由等、御趣意之旨御理解被仰聞、否哉、書付ヲ以返答可致被仰付候ニ付、前願之通恐承可仕旨奉申上候而、御支配宮ニ御届申上、次ニ本當両山御門主ニハ、御役所ヨリ御掛合御談判被下度、其上御所致（處置）相定り候上ニ而、拙山内ニ御沙汰蒙度旨申上置候事、

一右之御支配三御門跡ニ御届書左之通惣代両院四月廿五日ヨリ上京、五月四日歸山候事、

御支配表ニ御届書也、

御届申上口上覺

當月十日刑法官御監察司幷奈良府御下目附御登山、同十一日一山惣代被召出、昨年已來御一新之御趣意ニ付、神號復飾之両條歎願、且又大佛御殿院家ヨリ、刑法官ニ御中立之義も有之候ニ付、其旨奈良府ニ示談之上、當山之情實も篤と承り、將見分も致、其上ニ而御所置之義ハ、奈良府ヨリ御沙汰可有之候間、其情實幷神號ニ改メ復飾ニ付而ハ、難義之廉も有之候得者、承り度旨被仰聞候ニ付、則去辰五月不取

調之御詫、其已來、歎願之旨趣事實、并山内百性(姓)共之情實等申上候所、其書面類ハ一々致披見候得共、右之趣意ニ而ハ迚も貫徹難致候、且當山之僧侶ハ、御復古御一新之旨趣を篤と不被致體認哉、御復古者、神武之創業ニ基き、御一新被爲在候、依之徳川家ニハ天下政權御返上、諸國大小之諸藩ニハ土地人民等朝廷に奉差上、勅裁を奉仰時ニ候、然ルニ吉野山之土地を、我有と心得被居候故、神號改復餝仕候而者、立行難申抔、種々被申立候得共、吉野山百性(姓)町人共ハ御政府之支配ニ候得者、難澁義有之節ハ、其府ヨリ取計致遣、迷惑不致候様、朝廷ニハ深思召可被爲在候間、復餝神勤可仕候哉、被致間敷候哉、書付を以吃度返答可申さる候、今般拙者登山致候義ハ理解說得之爲ニ而無之、御趣意ニ相背候者共、又難澁致居候事共有言(マヽ)監察之役儀ニ而候得共、一山衆中達、心得違も有之候而、後日之御沙汰後悔被致間敷ため、御趣意を承伏被致候様申入候間、篤と勘考治定之上、返答可申旨被仰渡候ニ付、一同集議仕候處、此上否哉彼是申立候而者、却而山内之爲方不宜候間、奉恐承可然候、乍去御支配所并本當兩山之御掛り之筋も有之候、其次第柄を申立、御答可申上旨、一同申ニ付、別紙之通奉申上候間、此段御届奉申上候、宜御披露奉願上候、誠恐謹言、

吉野山惣代

巳四月二十七日

竹林院印

東南院印

三御門跡御殿代

御役所

奈良租稅局ニ知行安堵之願書左之通、

謹奉歎願口上覺

王政御一新以來、知行安堵之儀急速可奉願上之處、無其義是迄等閑ニ打過、今般收納米金租稅局ニ皆上納可仕旨、蒙御達、山内一同奉恐驚候、何卒從前之通、天下泰平寶祚永久之懇祈被爲仰付、知行安堵之儀、早急御沙汰之蒙仰候樣偏ニ奉歎願候、謹言、

吉野山

惣代

明治二巳年

四月十一日

持明院印

奈良府

御役所

本山延暦寺惣代ヨリ辨事御役所に差出ス、

奉仰願口上覺

和州吉野山金峰山寺衆徒共、昨辰春來、朝政御一新神佛分離之御布告被爲在候ニ付、惣代上京之者、邊境之素生時世ニ暗く、世上之風説ニ泥ミ、御趣意柄を辨に兼、錯雜成由緒等奉申上候故、同六月中藏王權現神號相改、並ニ僧徒復飾神勤可仕條蒙仰候段、深く奉恐入候、右樣敬承仕候而者、避（僻）地人跡稀成場所ニ御座候得者、百姓町人ニ至迄、渡世向き難立行、甚以難澁仕候、昨十月以來、彼山衆徒辨事御役所並ニ奈良御府に再度奉歎願、尙當春二月中、天台宗當分取締三門跡ヨリ、奈良御府に御添願被仰上、且衆徒並ニ百姓町人共迄愁訴仕候趣、刑法官に歎願被成候所、去四月中旬、刑法官司及ひ奈良御府御下目附衆等、御登山ニ相成、山上山下諸向御取調之上、歎願之趣御採用難相成候條、被仰出候故、衆徒共御卽答難申上旨、書附を以言上仕、其段三御（門脫カ）跡並ニ本山延暦寺に屆ケ出、且上下一同歎慨恐縮仕候條、哀願仕候、元來金峰山之義者、往昔捧（マヽ）欝塞たる避（僻）地ニ候處、役行者始て西天之靈鷲山よ摸シテ、山

ヲ金峰山ト稱シ、護國之伽藍ヲ創建シ、佛道ヲ興隆致候事ニ候得者、其以前神佛共ニ勸請致來候儀ニ者無之候、且金峰之神社等ト稱シ、祭祠致候事ハ、延喜式ニ所載ニ候得共、其神靈並ニ祭祠之年序等慥ニ相見不申、將亦神像茂、彼山之舊記ニ載候所者、全ク皇國之神形ニ茂無之、所謂胎金兩部習合之神形ト相見申候得者、役行者開闢以後、僧徒之所爲ト被伺候得共、延喜式ニ載テ顯然タル神社ニ御座候得者、今般大政御一新之御趣意ニ基キ、神佛判然混淆不致樣、分離之上、藏王堂行者堂並ニ僧坊等、從來通リ相續仕候樣被仰付下候得者、衆徒並ニ百姓町人、及ひ彼藏王役行者信仰仕候滿天之諸民迄、一同正大公明之御所（處置）致と雖有感佩可仕奉存候、尚去ル辰十月以來、辨事御役所並ニ奈良御府江歎願仕候書類、不殘入尊覽ニ候、右之條何卒出格之御仁惠を以、寬大之御沙汰被爲成下候樣、偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

延曆寺惣代

何院

明治二年巳五月八日

辨事

御役所

御支配三御門跡ヨリ辨事ニ、

御願被仰上候口上

和州吉野山金峰山寺衆徒共、去四月中、刑法官監察司並ニ奈良御府下目附衆登山ニ相成、御取調之上被仰聞候御趣意、且從來百姓町人共歎慨愁訴仕候情實、共ニ屆出候ニ付、從延暦寺彼山上山下一同立行相成候樣奉歎願候、何卒公明正大之御仁恕を以、寬大之御沙汰被爲成下候樣偏ニ御願被仰候、以上、

天台宗取締

明治二年

三門跡惣代

巳五月八日

妙法院門跡內

大興德院印

辨事

御役所

監察司野呂殿ヨリ、

御尋問ニ付、吉野山寺院取納幷町方家業等、大略奉申上口上書、

但シ、諸國歸依檀中之宿坊仕候儀ニ御座候へハ、參詣人之多少ニ依、各院取
納年々不定、此段御斷奉申上候、
各院收納高下大略

一銀百拾貫目餘	辰年收納	櫻本坊
同四拾五貫目餘	十ヶ年平均	同院
一銀百五拾貫目餘	辰年	竹林院
同四拾七貫目餘	平均	同院
一銀百貫目計	辰年	喜藏院
同三拾五貫目餘	平均	同院
一銀百貫目計	辰年	東南院
同三拾五貫目餘	平均	同院
一銀六拾五貫目餘	辰年	小松院
同貳拾貫目餘	平均	同院
一銀六拾五貫目餘	辰年	南之坊
同貳拾貫目餘	平均	同院

一銀三拾五貫目餘　辰年　角之坊
同八貫目餘　平均　同　院
一銀拾五貫目餘　辰年　知足院
同六貫目餘　平均　同　院
一銀五貫目計　辰年　福嶋院
同貳貫目餘　平均　同　院
此外ニ八百七拾目餘院領貳石直取納御座候、
一銀三貫目餘　辰年　吉祥院
同貳貫目餘　平均　同　院
一銀貳貫目餘　辰年　持福院
同三貫五百目餘　平均　同　院
右拾壹ヶ院ハ歸檀宿坊仕候取納ニ御座候、
一銀九貫目餘　辰年　吉水院
同八貫五百目餘　平均　同　院
一銀貳貫五百目餘　辰年　寶塔院

同五貫目餘　　平均　　同　院
一銀三貫目計　　辰年　　眞珠院
同四貫目餘　　平均　　同　院
右三ヶ院ハ諸參詣人之散錢等之取納ニ御座候、
一銀壹貫目餘ヨリ五百目三百目ッヽ、諸堂參詣所之散物配當之寺院左ニ、
持明院　妙覺院　寶持坊　福壽院
新熊野院　勝光院　坂中坊　心善院
十方院　久保坊　眞藏院　蓮藏院
延命院　成就院　教學院　多聞院
寶藏院　淸凉院　寶勝院　寶積院
右貳拾ヶ院、此外寺院坊跡御座候得共、御朱印知行配當計り收納仕候、只名跡計ニ而取納無之分も御座候、
右惣計三拾四ヶ院ハ、天台眞言兩宗之寺院ニ御座候、
但シ、知行配當之義ハ別紙ニ奉申上御座候、
山口神社、水分神社兩宮社僧寺院、往古者數多御座候得共、追々衰微いたし、近年迄

岩本院、西善院兩院ニ而神勤仕罷在候處、六七ヶ年已前無住ニ相成候ニ付、御支配日光御門主ゟ御伺申上候所、寺僧ニ代勤大切ニ可致旨被仰付御座候處、昨春已來御一新之御趣意ニ付、一山兩宗之内ヨリ、右兩院ゟ轉住之儀、三御門跡ニ而伺濟ニ相成候ニ付、復飾神勤仕度旨、奈良御政府ゟ願書奉差上置候儀ニ御座候、次ニ金峰神社別當知足院義(儀)茂、復飾神勤仕度奉願上候事ニ御座候、

一當山百姓町人家業大略左ニ、

凡家數貳百九拾軒計り、

此内　凡貳部半通　百姓家業

同壹部通　山拵

同貳部通　寺院之配札花供懺法知識初穗出拵

同四部半通　諸國參詣人ニ付諸商賣幷手拵

右者町方家業之大略ニ御座候、以上、

巳四月十七日

吉野山惣代

竹林院印

東南院印

御監察司
御役人衆中

同野呂殿𛀁差出ス、
御伺旁歎願旨趣
奉申上候口上覺

一神號ニ御改正被仰付候節者、古來之尊像破却之儀者、御免閉扉仕度奉歎願候事、
一大峰山上之儀者、女人結界等如在來被仰付度奉存候事、
一諸國配札巡行之義ハ、諸神社之格ニ順、改正仕、在來之通御聞屆被爲成下度奉存候事、
一諸事御改正被仰付候節者、順(マヽ)シ候樣被仰付度奉存候事、
一復餝被仰付候節者、從來安置佛像兩宗之祖師等數多御座候間、壹ヶ所ハ佛地ニ御開濟被仰付度奉歎願候事、
一山內御赦免地之分ハ、在來之通御沙汰蒙度奉存候事、
一山內百姓、御政府ニ而年貢御取立ニ相成候共、在來之通被成下度候樣奉歎願候事、

右數件之旨趣者、愚意任、不顧恐多を、歎願奉申上置候、御賢慮伏而奉願上候間、宜被仰上度奉存候、恐々謹言、

吉野山惣代
竹　林　院
東　南　院

明治貳巳年
四月日

御監察司
御役人衆中

~~~~~~~~

獻備方御尋ニ付奉申上候
同野呂殿に差出ス、

勝手社

一餅御供壹石　正月朔日三日
煎御供六升　十一日等三日分、
神酒共

右者寺僧社僧格(隔カ)年ニ獻備仕候、
~~~~~~~~

一御　膳　　三月四日ヨリ十日迄、同月十一日御祭
神酒共　　禮ニ付宮籠中獻備、
一壹升鏡餅壹重　　右御祭禮ニ付神輿に獻備、
煎御供五合

一御　膳　　九月十三日ヨリ十八日迄、同月十九日
神酒共　　御祭禮ニ付宮籠中獻備、
一壹升鏡餅壹重　　右御祭禮之節神輿に獻備、
煎御供五合

毎月御膳日
朔日　三日　八日　十三日
十五日　十八日　廿三日　廿八日
都合八日

子守社
一御供壹升鏡餅三重　　正月朔日二日三日等三ヶ日分、
御神酒共獻備

一御膳　三月四日ヨリ十一日迄、同月十一日御
　御神酒共　祭禮ニ付宮籠中獻備、
一壹升鏡餅壹重　右御祭禮ニ付御輿江獻備、
　煎御供五合
一御膳　九月十二日ヨリ十八日迄、御祭禮ニ付
　御神酒共　宮籠中獻備、
一壹升鏡餅壹重　同十九日御祭禮ニ付神輿江獻備、
　煎御供五合
　　毎月御膳日
　朔日　八日　十五日　十八日　廿四日　廿八日
　　都合六日
　　二ノ鳥居社
一壹升鏡餅壹重　正月十六日
　神酒共
　　躑躅岡社

一壹升鏡餅壹重　　六月十三日
御神酒共
右之通年々獻備仕來候、以上、
吉野山
社僧惣代
明治二年
巳四月日　　岩本院
御監察司
御役人衆中

〔金峰山寺記錄〕六

明治二巳年三月廿七日ヨリ同五月迄諸願伺日記
一御支配三御門跡惣代妙法院宮院家大興德院ゟ御狀到來ニ付、上京日記
一刑法官監察司野呂殿御登山中之日記
一同斷御支配表に屆書之義ニ付上京日記
一監察司野呂殿ヨリ御狀到來ニ付出南日記

但シ、願書類控在別記、

東南院圓和
竹林院龍敬

明治己巳二年三月廿七日
大佛宮御院家大輿德院殿ゟ飛脚御狀到來ニ付、惣代竹林院上京日記
但シ、山內神號復飾之義ニ付、歎願筋內々御周旋之內用ニ有之候、
一同廿八日吉野山出立市之本泊り、
一廿九日長池泊り、
一卅日午時大輿德院に着同止宿、
御院家に御面會、御手紙子細承り、刑法官中ゟ歎願之旨趣願立被下候次第承知仕候事、
其砌御內用承り候事、
一先般三御門跡ゟ、拙山內町々之者共に、出格之思召を以御褒詞等御禮申上、則町々惣代ゟ之御請書本紙寫之奧書いたし、惣代ゟ御屆申上、本紙ハ御下ケ被下度、尙山

門ゟも御褒美御下之御請書、同樣御屆申上候間、本紙者御下ニ相成候樣取計之程御賴申上置候事、

一先達ハ遠路之處御使僧御指向、御願添仰被上之、御禮奉申上置候事、

但シ、右兩條共、阪本御殿代ゟ御禮參殿可仕本意之處、御院家ゟ御熟懇御賴申上、御含置ニ相成候ニ付、大與德院ニ而相濟候事、

一四月朔日山門御出所ゟ罷出、御惣代安祥院殿ゟ御面會致、過日ハ御殿代ゟ御使僧御差向、幷三執行代衆中御褒詞幷靑銅拾貫文、山內町方ゟ御惠ミ被成下、難有此段御殿代ゟ御禮可仕之處、無餘義要用出來、明二日ゟ奈良表罷越度候義ニ付、乍恐宜御申上被下度、委敷ハ大與德院樣ゟ申上置候間、此御斷申上候處、御承引ニ相成候事、

一去辰年取納米金奈良御府ゟ、皆上納可致旨、大和國諸寺社共御沙汰ニ付、一同愁訴仕居候事、內々御院家ゟ申上候處、去方ゟ御周旋御聞合被下候處、太政官中ニ而ハ決而左樣之御沙汰無之、定而奈良府御了(簡)間計歟、然者格別之心痛ニも及ひ間敷と之事ニ而、尙其御回檄文面披見致度旨被申候事、

一二日京都出立、奈良堀井七九郎方ニ而泊り、

一三日右租稅上納之義ニ付、東大寺深井坊ゟ面談申度罷出候處、御留主ニ付、惣持院ゟ面會いたし、右租稅上納之御回文披見致度、御賴申入候處、寫被見、尙當山歎願之書面寫被見候故、寫取、彼御沙汰之回文去方ゟ相達置候事、

一四日五日歸山候事、

去ル明治元辰早春已來、王政御一新御布告之御趣意ニ付、藏王權現神號ニ相改、一山僧侶復飾可致旨、去ル辰六月十三日御沙汰ニ相成候ニ付、其已來再三在來之通り歎願いたし候義ニ付、當時御支配御預り大佛妙法院宮、院家大興德院殿ニも、再往奈良御政府ゟ御出張ニ而、三御門跡方も御願添之御口上書差出ニ相成候得共願之旨趣貫徹致兼候ニ付、大興德院殿方太政官刑法局ゟ、昨年已來之書類差出、願立ニ相成候ニ付、刑法局方、監察司野呂久左衛門殿、當山ゟ御出張ニ相成、復古御一新之御趣意、篤と御理解被仰聞、山内ニも承伏不致候而者、却而本尊等取拂、住侶者退去可致之御沙汰ニも相成申候樣成行候而者、後悔ニも可及、御教諭被申聞、無餘儀次第、尤勅命之御趣意恐入べき事ニ候、旁恐承仕候、一件日記左ニ、

一監察司御登山御先觸左之通

覺

一人足九人
此譯 引戸駕　壹挺
垂駕　壹挺
雨掛　三荷
合羽籠　壹荷
外ニ乘馬　壹疋

右依御用、明十日早朝、五條村出立、吉野に相越候ニ付、驛々人足無滯指出可給候也、

四月九日

監察司知事
野呂久左衛門內
岡本光太郎印

右街道
村々
庄屋
取締中

此先觸、吉野ニおゐて、着之上指出可申事、

右御同道ニ而奈良府租税局先觸左ニ

覺

一人足壹人

右者就御用、明十日、明ヶ六ツ時、五條出立、吉野山迄罷越候條、於村々書面人足無遲滯、差出繼立可給事、

巳四月九日

奈良府

租税局

福岡庄藏印

五條ゟ

吉野山迄

右村々

役人中

前文御免可被下候、然者本文御先觸貳通之通り、明十日早朝五條驛御出立被遊、吉野山迄御通行ニ相成候ニ付而者、人足拾人繼立事、幷乘馬壹疋羽ボ用意、吉野山お(に脫カ)

ゐて御用宿、猶又宿村役人中御出迎迄り道筋諸事差支無之樣可取計、右之趣御上樣ゟ被仰出候ニ付、別書を以申上候、先者如此（候脱カ）以上、

巳四月九日未の下刻

和州五條
馬借所

五條驛ゟ
吉野山迄
宿村々
役人中

五條驛ゟ、阿田村、下淵村、夫ゟ吉野山迄、繼立所ニ而差支無樣願上候、
右ハ繼立所勝手存不申候故申上候、以上、

右同時小監察司先觸

覺

一宿駕籠　壹挺
此人足　貳人

右ハ就御用、今八日午ノ刻紫園山出立ニ而、和田山見分、夫ゟ吉野表迄罷越候條、書

面之人足無遲々繼立可有之候也、

刑法官小監察
高尾一東
四月八日
上下貳人

休泊付

一八日　泊　坂本村
一九日　同　和田村
一十日　休　川戸村
一同　泊　吉野

右等之御先觸ニ而、御登山人數左ニ、

岡本　光太郎
安井鄕右衞門
粂吉
別當　庄助

刑法官監察司野呂久左衛門殿

同官小監察司高尾一述

湯淺六三郎內
蔦藏
伊藤尙太郎內
壹人
奈良府下目付
西山宗十郎
同租稅局
福岡庄藏
片岡增次郎
〆拾五人

右四月十日吉野山着御旅宿福知屋也、

一同日監察知支御登山之節、銅鳥居迄出迎、學頭代名代知足院、侍壹人、僕壹人、

一同夜一山惣代竹林院御旅宿御伺ニ罷出候事、

手札	
御旅宿爲御伺　一山惣代 參上仕候　竹林院	

侍御取次ニ而、監察司野呂久左衛門殿御面會之由、暫在而御面會申上候節、明日御一統ニ面會致度旨被申聞候得共、惣代ゟ御尋問之義者、否哉可申上候間、最初惣代懸り知足院、其後ハ東南院、竹林院懸りニ御座候旨申上候處、然者急度申承度義も御座候ニ付而者、何きニ而も宜候間、寺院借用いたし、役所代ニ致度存候旨被申聞候ニ付、承り置、明朝御案内可申上、種々承り罷歸り候事、

一十一日、實城寺を御役所代ニいたし、御案内申上候、何きも御出張ニ相成、奥居間暫之御休足被成、表書院之佛間之前波之間ニ御出張ニ而、一山惣代知足院、東南院、竹林院被召、同間ニ座を、障子之方ニ監察司、小監察司、奈良下目付等四五人幷居、次之間ニ壹人扣居候、同間襖之方知東竹三ヶ院座ス、而而御監察司野呂久左衛門殿ゟ惣代中ニ御尋問左之通奉申上候、

一當方ゟ返答奉申上候義ハ、去ル辰夏由緒書不取調之奉申上候ニ付、神號復飾兩條之御沙汰を奉蒙候樣奉存、深く恐縮仕、先惣代知足院、持明院之兩院ハ、何共一言之申譯無之、如何樣御咎蒙り候共、遺憾無御座旨、御詫奉申上候義ニ御座候、依之東南院、竹林院兩院惣代出頭仕、諸書面之通再三歎願奉申上候義ハ、藏王權現此全佛躰御座候旨、舊書幷ニ諸經證說御座候付ハ、神號ニ改、復飾仕候而者、寺院ハ勿論一山

衆中相續合ニ支差（マヽ）、尤本當兩山御門跡幷諸先達末派之山伏等ハ、皆以大峯山を修行之本山と致、役行者之遺法相續仕、年々入峯之節者、今上皇帝之御撫物を下し賜ヒ、玉躰安穩之御祈願奉申上候事ニ御座候得ハ、神號ニ相改復飾仕候節ハ、役行者之安置之場所も無之、乍去守護廢止仕候事も難相成、役君神號ニ願立候義ハ、尙以難相成、本山當山にも差支、旁以迷惑至極、尤千貳百年來佛法ニ而護持仕候義ニ御座候故、去ル六月已來恐多も歎願罷在候旨趣巨細奉申上候事、

一王政復古御一新被爲在候ニ付、德川家ニ於も、天下之政權朝廷に返上ニ相成、王命ニ歸ス、諸國大小之諸藩、土地人民版籍悉ク朝廷奉返上、王命ニ歸ス、不存我有候、然ルニ吉野山僧侶ハ、王政復古御趣意を不辨、山中之領地を我有と存、藏王權現佛躰ニ無之候而者、一山興廢ニ拘り候樣申立、勅命を不用、强而歎願之存意ハ如何、一山百姓ハ皆以朝廷之御支配ニ而、貴僧達之所屬ニ而と無之、民政之義ハ思召を以立行候樣、御取計方も被爲在候間、强而否ミ被申仰候而と、却而御爲筋ニハ不相成、御取拂立退等被仰付候も難計、其節後悔不被致候樣、御意得專一ニ候、拙者義ハ監察之役目ニ而、强而貴僧方一山之衆を說得可致被仰付候義ハ無之候得共、御一山ニハ王政復古御趣意柄篤と不相辨候樣存候故、此段理解申入候事ニ而、是非共復飾

可致旨所置可致義ニ而ハ無之、乍去御趣意ニ悖り候者も有之候而者、御一新之御趣意立ち候得ハ、不相濟義ニ付、否哉書面ニ而返答可被成候と、嚴重ニ被申渡候事、

一同日午時後一山於東南院集評人數左ニ、

吉水院、櫻本坊、寶塔院、吉祥院、知足院、持明院、東南院、竹林院、持福院、小松院、寶持坊、妙覺院、右中辨、十方院等也、喜藏院ハ病氣ニ付不參御斷有之候事、

右一同にて、今朝實城寺ニ而監察司野呂久左衞門殿ゟ、御復古之御趣意御理解、當方ゟ歎願之旨趣等披露いたし、種々評義之上、如何ニも仰之通御請可申上付而者、其書取之大旨も申談、左之通書記別ニ在、

一右ニ付衆中に廻章左ニ、

急速御示談申度儀有之候間、只今東南院方に無御不參、御來集可被成候、以上、

巳四月十一日　兩役者

各御中

一十二日午時後ゟ、吉水院、櫻本坊、竹林院、如意輪寺、藏王堂、實城寺、右順次ニ巡覽ニ相成、各寶物御披露日錄書差出、御茶菓子等、尤出迎見送りいたし候事、

一同夜、東南院、竹林院、御旅宿福知屋に參り、昨日於實城寺御理解說得之旨披露仕候

處、一同承伏候ニ付、書付を以左ニ奉申上候處、篤と披見之上、御調印被成度由被申候事、

一十三日朝、御旅宿江東南、竹林兩院御伺申出候處、此分ニ而宜御座候、調印被成度被申聞、調印いたし候、次ニ同席ニ而高尾殿ゟ、一山寺院幷町方會計仕法相續、家業御尋ニ付、取調可申上旨申承り、引取、市中家産之所業、山口謙之助江町方取調申可出旨申渡、寺院之取納知行配當等取調書いたし候事、

一十四日、竹林院御旅宿江推參、諸事不案之義御尋聞申上候處、山内迷惑ニ相成候廉も有之候得者、無御遠慮申出可被成と被申候ニ付、引取勘考致候事、

一昨日寺院相續仕法取納之御尋ニ付、集儀之爲廻章、左之通、

寺院相續仕法之儀御尋問ニ付、示談申度義御座候間、當主御差支又ハ留主之方ハ、用部屋ニ而も宜候間、早々東南院方江集會可被成候、以上、

巳四月十三日　　兩役者

衆徒中

右ニ付、吉水、櫻本、寶塔、吉祥、東南、竹林、小衾、寶持、民部卿、右中辨、十方等集會之上、各院取納尋常平年拾ヶ年平均之取納高、去辰年取納高、分限相應ニ書上可申筈ニ相成

候事、
取納分限書扣在別、
一昨十三日御旅宿ゟ山上爲御見分、御登山、明後十五日御登山可被成候得共、御造作不及左(マヽ)申被達候事、
一人數　十四人
但シ、蒲團用意ニ不及事、
登山明後十五日之積、
一社中方ゟ御通達ニハ不及候事、
右社中とハ前坊、子守、勝手等社頭御見分之御尋之義ニ付、召被連候事、當方可申達候歟、御伺申ニ付、右樣之御沙汰ニ而、直樣御呼立ニ相成、子守社迄被連、社頭ニ奉齊御神號御尋ニ相成候事、
一十五日天氣、早天ゟ山上ゟ御見分として御登山、御辨當ハ御旅宿ゟ御用意、當方ニ不賄候事、
一野呂久左衛門殿ハ、垂駕ニ而、中窪迄御越之事、御案內として役人永知熊次郎差遣候、道中宰領として、中谷仙右衛門登山、中飯四茶や、小中ハ大天井、兩所共造作料相

應ニ被下候事、
一御登山之序、子守社御見分、奥院本堂開帳、安禪茶や御小休ニ相成候事、
一洞川村之者共五人計、飢坂迄出候處、何をか之沙汰ニ而出迎候と、御谷ニ相成候事、
一洞辻茶やニ而、御小休ニ相成候處、洞川龍泉寺用部屋と認メ、手札差出、大峰守護之者ニ候間、是ゟ御案内可申上旨申上候處、大峰ハ吉野山ゟ案内も有之、山上ゟ出迎も候得者、決而無用と御察當ニ相成候得共、洞川者共六七人推而付添集り候故、急度御咎ニ相成、送迎之義ハ無用たるべき旨御差留ニ相成候事、尤大峰山之義ハ吉野山ゟ守護之處と被申渡候事、
一鐘掛西之覗之行場ハ、洞川者兩人御手傳申上度申ニ付、爲手傳、西之覗ゟ爲立歸候事、
一山上本陣角之坊代として、小松院等覺門之邊迄出迎被致候事、
角之坊御旅宿ニ付、坊中申合、差支無之候樣、諸道具等持寄、諸人足ニ而取賄致候事、
一洞辻迄、山上ゟ役人壹人中村庄治郎出迎候事、
一十六日天氣、御役衆洞川に廻り、下向福知屋に着、當方ゟ案内永知熊次郎、道中宰領仙右衛門御供いたし候事、

一洞川村小休中、飯所水本勘五郎方ニ、山上より伺之上、沙汰致置候處、村方ニ而彼是異義申立、龍泉寺ニ御小休ニ相成候樣取成致候得共、矢張水勘ニ而中飯ニ相成候事、

一龍泉寺ニ御立寄も無之御家來衆ハ勝手ニ參詣被致候事、

一洞川ニ御下向之節、村方之者共、多勢御辨當抔用意、一之瀨小屋迄出迎之案內申上候處、何方之沙汰ニ而出迎致候哉、昨日も出迎之義ハ差止置候と、御咎ニ而、辨當御受無之、却而御不興ニ而、一應之返言も無之、御出立、下向ニ相成候事、

一蛇谷邊迄、村役人出迎、御咎ニ相成、御受無之候事、

一本陣水勘出迎ハ御受ニ相成候事、

一同晚御旅宿福知屋、學頭代名代知足院御伺被申出候事、

一十七日朝惣代東南院、竹林院伺ニ罷出候處、洞川村小前之者共、幷村役人御召ニ相成候、御取込ニ付、後刻御出可被成旨御取次被申候故、引取、八半比ゟ七時迄之間ニ可罷出旨被申候得共、今日ハ不參候事、

一十八日四ツ比ゟ、惣代兩院、過日ゟ御尋問之件々取調書類左之通、

一知行取納高取箇帳　　壹冊、

一同去ル子丑寅卯辰五ヶ年平均勘定取箇帳　壹冊、
一山內各院歸檀取納分限書　壹冊、
一同町方家業仕方書　壹冊、
一去ル辰取納領之勘定帳　壹冊、
一神號復飾御改正ニ相成候節ハ、當方見込之七ヶ條內伺書　壹冊、
右等之書類持參、其旨趣申上候處、篤と披見可致、乍去其御見込之通りニも難相成、又拙者之見込處も有之候間、歸京之上、辨事御役所ニ而、諸談評ニ可及旨被申聞候事、
一當山復飾義ニ付而ハ、御支配三御門跡方幷學頭等江御談判之上、其次第ニ依り、御沙汰蒙り度、拙山內江計蒙御沙汰候共、當山計之了(簡)間ニも難計、是非共御支配幷御學頭江も伺之上ならてハ、難佩戴、次ニ神號ニ御改正被仰付候義ニ付而、大峯入峯御修行之本山當山御門跡方、幷諸先達中ニも御談判之上ニ而、被仰渡度奉存候、且細ハ先日差上候書面ニ御座候通り之譯柄ニ付、何分大峯掛之有之候宮門跡方江御談判之上ニ而、兎も角も被仰付、幾重ニも御取計之程申上候處、此中ゟ篤と承知致居候間、御山內ゟハ、其義ハ御懸念被成間鋪旨被申聞候事、
一山內各院取納分限書之義ニ付、集儀會合廻文いたし、又重書認方如何御座候哉、御

了簡も御座候得者、御申越被成度扣壹通相廻、添文左之通、
別紙之通、大略ニ相認、可指出心組ニ御座候得共、各御思召於有之候ハヽ、御附紙
可被成候、以上、
巳四月十六日　兩役者
各院御中

一去ル十五日監察司御役人方、大峯山爲見分御登山ニ付、下山御見分御見合ニ相成
候ニ付、左之通廻章、
監察司野呂久左衞門樣寺社見分被成候趣御示談申置候處、今日ゟ山上江御登
山ニ付、二三日御延引ニ相成候間、此段左樣御承知可被成候、以上、
巳四月十五日　兩役者
衆徒御中

一下山御見分之義ハ、先日吉水院、櫻本坊、竹林院、如意輪寺、藏王堂、實城寺等御巡覽被
成候ニ付、別段御見分も被成候樣、奈良府下目付西山宗十郎殿ゟ、學頭代江申來り
有之候得共、其義ハ無之候事、

一山口神社、水分神社、安禪寺ハ、大峯山御登山之砌ニ御見分ニ相成候事、

一十九日、昨十八日ゟ、知足院を御役所代として、洞川村小前之者共、幷庄や勘右衞門等被召出、昨十二月有栖川宮役人岸右京殿と申合、同村花や德兵衞、紀國や甚八、同弟宗十郞、陀羅助や淸五郞、西村義兵衞弟淸三郞、六人之者共等、大峯造營山鳴川谷と申處、八百五拾匁こ、下田古村坂本長助方に賣渡候こ付、庄や勘右衞門幷百性(姓)惣代に、右六人之者共ゟ調印爲致候一件、小前之者と六人之、當春來彼是異論こ付、御糺問こ相成候事、

一廿日同役所代まて、右六人之者と、庄や勘右衞門之御取調結こ相成、六人之者共、彌張本こ落入、庄やハ彼等こ被謀調印致候故、强て落度こ者不相成、右六人之者共、嚴重こ御呵を蒙、中まも淸三郞ハ、昨冬岸右京之手引、言譯不立、屹度御科躰入籠も可被仰付之處、出格之思召こ而、御咎こ而相濟、双方和談可致旨被仰付、則村方諸入費六部(分)通ハ、右六人に被申付、四部(分)通村方一同に相辨へ可申、尤六人之者共、銘々之入費手前仕舞こ可致、此等之邊こ而和談こ相成候旨、庄や勘右衞門ゟ申出候事、

一同日七ッ比、御旅宿に惣代兩院罷出、過日指上置書類調印可仕、次御伺之筋ハ、如何御尋申上候處、少々拙者之見込之相異之分も有之候得共、何分歸京披露之上ならてハ、否哉申かぬく、此儘御預り可申、調印之義こハ及申間敷、當方之心得迄こ御座

候間、委細承知致置候旨被申聞候事、
一堂社間數之事、學頭代ゟ御尋も有之候ニ付、則奈良御府ゟ指出候通相認、壹冊差出候處、披見致事も有之候得共、御預り可申旨被申候事、
一神號、復飾之兩條、御支配宮御學頭并ニ本當兩山御門跡等ゟ彖御談判之上、御沙汰ニ相成候樣、重而御賴申上置候事、巨細承知致候旨被申聞候事、
一廿一日早朝、御出立ニ付、學頭代名代知足院黑門迄見送り被申候事、
以上、監察（司脫カ）野呂殿御登山中之日記、已下、右用ニ付御支配表ゟ御屆書等之儀ニ付、上京日記、
明治貳己巳季四月十日、刑法官監察司野呂久左衞門殿被致登山、當山復飾之事件再三歎願ニ及候ニ付、今般王政復古ハ、神武之創業ニ基キ、御一洗（新カ）被爲在候御趣意ニ候得者、吉野山ゟ歎願趣意ニ而ハ、御一新之御趣意不相立候得者、當山歎願旨貫徹致間敷旨、篤く御理解被申聞、無餘儀神號、復飾之兩條可奉恐承候得共、先一應御支配御門主ゟ御屆申上候上ニ而、御願可申上候旨、書附ヲ以申上候ニ付、惣代兩院上京日記左之通、
一四月廿五日、惣代東南院、竹林院出立、廿六日長池泊り、廿七日午之刻京着、

一午時中飯後、早々大佛宮院家大興德院御方ゟ罷出、今般刑法官御監察司當月十日登山被致、種々御取調、御理解被申聞候ニ付、無餘儀恐承可仕候得共、一應御屆ケ申上候上ニ而、御願可申上旨、書附ヲ以申上候、別紙壹冊幷其旨趣御屆之口上書壹通調印、右之書類差上、今般之事件無是非次第ニ付、斯申上候得共、御支配之思召も被爲在候へハ、宜御願奉申上候、次其旨坂本御殿代參上、御屆ニ可罷出候哉、御伺申上候處、其義ニハ不及候、三執行代出張所ゟ出頭被致居候得ㇵ、先出張所ゟ屆出可然候、當方も卽今出張所ゟ集會可致候間、取計致可置候由被申聞候ニ付、願置引取候事、

一同日、夫ゟ大佛前耳塚側井筒や治右衞門方ゟ旅宿ニ定候事、便宜ニ付御差圖隨從候、

一廿八日早朝ゟ、兩院延曆寺惣代出張所ゟ出頭致候處、行仙院御方御出會ニ相成候ニ付、今般事件之始終委細申上置候、尤大興德院御方ゟ御屆書差上置候旨申上、種々御心事承引取候事、

一廿九日、大興德院殿ゟ、昨年來諸願伺之書類有方ゟ差出候故、手元ニ無之候間、其荒增扣差出被置度由申被居候ニ付、諸記類取調いたし寫し差上候事、

一五月朔日、

一今般御屆之事件、可否之御沙汰被爲在候迄、在京滯留可仕義本意ニ候得共、御應接御談判日限之程も難計候ニ付、一先歸山仕度、御伺申上候處、尤之旨ニ付、其旨趣口上書差出置、歸山可然、大興德院御方被申聞候、左ニ、

御伺奉申上口上覺

今般御屆奉申上候義ニ付、可否之御沙汰被爲在候迄、在京可仕本意ニ御座候得共、容易不成事件ニ御座候得ハ、日數之程も難計、一先歸山仕度奉存候間、出格之思召を以、御聞屆被成下度、御用被爲在候節ハ、何時ニ而も早々上京出頭可仕候、此段宜御賢慮御伺奉申上候、謹言、

吉野山惣代

巳五月朔日

竹林院印

東南院印

三御門室御殿代

御役所

右之通口上書、山門延暦寺出張所ゟ差出置、其旨大佛院家大興德院御方ゟ申上、次

ょ諸記類扣差上、宜御願申上置、引候事、

一同二日、惣代兩院京都出立、岩(石)清水八幡宮江參詣、かふきの村ニ而一泊、

一三日大雨ニ付、郡山迄參り、田原本やニて止宿、

一四日歸山途中ニ而、當山先達松尾寺幷同老院等ニ出會候ニ付、役君之事件ニも相拘り候義ニ付、今般之始終談判申入候事、

一其後監察司野呂殿ヨリ、五月廿三日出之御狀、同廿三日ニ到着、左ニ、

表ニ　竹林院様

　　　東南院様

　　　　　　　　　　従南都宿
　　　　　　　　　　野呂久左衛門

拙者儀去ル十九日、尚亦南都江出張いたし候付而ハ、不遠御逢申度儀有之候間、御兩院之内御壹人、右出張所江御尋可被下候也、

　五月廿二日　　　　野呂久左衛門

　　竹林院様

　　東南院様

右ニ付、御出張所南都崇德寺江、竹林院罷出候所、野呂殿面會ニ而、過日來其御山歎願之旨趣、幷拙者之了間(簡)、上京之上神祇官幷辨事役所江談判候所、去ル廿二日ヨリ

東京に伺之上ニ而、兎も角も之御沙汰被爲成候間、左樣御承知置可被成候、尤伺濟之上からてハ、何きヨリも御沙汰有之間敷候得共、萬一辨吏又ハ奈良府ヨリ御沙汰有之候得者、書狀ニ而も、内分拙者に御通達被下候樣申入候との事ニ而、野呂殿ヨリ被申聞候ニハ、今般神佛分離判然之義ニ付而ハ、種々混雜有之趣、他山之復飾又ハ急度取調可致所も捨置有之、旁以東都に御伺ニ相成候旨被申候事、

右野呂殿逢度要用如斯承り歸山致候事、

〔金峰山寺記錄〕七

明治貳巳十月十日ヨリ同十二月十二日迄、

一奈良縣に復飾之義ニ付再應追願之日記

一御支配表に諸願伺屆等多端ニ付上京記

一同一山兩派一致和合兩宗兼學出願日記

但、屆書願面等之控在別記、

惣代　竹　林　院

明治貳巳十月十日吉野山出立、

一奈良縣に歎願筋追願出頭惣代竹林院、

一御殿代に諸願伺屆多端ニ付上京日記、

一巳神無月十日、吉野出、十一日奈良堀井に着致候處、少々要用有ニ付、十四日迄滯留、

一十五日午時後奈良出立、玉水泊り、

一十六日午時、京大佛御殿内大興德院に到着、早々院家に御面會いたし、今般坂本御殿代に御屆筋多端有之、別而山内歎願之事件東京伺ニ相成有之ニ付而、前坊方内分周旋いたし候樣子ニ付、當方ニも傍觀致居かたく、奈良縣に追願仕度、一同示談之上參殿仕候、乍去坂本御殿代に罷出候方、本意ニれ御座候共、夫ニ而れ日數も相嵩ミ、迷惑仕、猶又奈良御政府追願之義も心懸ニ御座候間、何卒御院家御方ニ而、御屆之條々、別紙之通ニ御座候間、御聞込置被下、御殿代に、乍憚御方ゟ言上被成下度、御願申上候處、委細御聞込ニ相成候事、

但シ、諸願伺口上書扣在別、

一十七日、奈良縣に神號復飾之義ニ付、追願下案いたし、大興德院に罷出相伺候處、此分ニ而可然存候、乍去一應山門出張惣代禪定院義(儀)、梶井里ニ出頭致居候間、昨日數條之屆幷追願下案持參いたし、諸般申談置可申旨被申聞候ニ付、承り引取候事、

一十八日、昨日之旨趣、山門出張所ゟ罷出候處、禪定院殿御風邪ニ付、本住院殿御面會ニ相成候ニ付、此中大輿德院樣ゟ御熟談申上候通演舌致、幷奈良縣ゟ追願下書共筋申談候處、一應禪定院ゟ申聞可申と則申談被致候處、巨細尤之至ニ候間、當方ゟも御殿代申上候間、何分盡力有之度被申聞候、尙數刻談合之上引取候事、尤明日ゟ出立可仕旨申上置候事、

一十九日、京都出立、奈良堀井到着致候事、

一廿日、追願書相認彼是費時ニ及候事、

一廿一日、御役所御休日、

一廿二日、五ツ時ゟ御役所ゟ出頭、追願書差上候處、御聞込ニ相成、一先歸山可致、追而御沙汰可有之旨被仰聞候事、

一廿三日、東大寺諸宗會盟之義ニ付罷出候處、御役所ゟ只今出頭可致旨御沙汰ニ付、即刻罷出候處、八ツ時過迄扣被爲候ニ付、御沙汰之旨趣御尋申上候處、早刻社寺頭石田一郞殿、大玄關御面會ニ而、昨日之追願書ニ而ハ、少々混亂之筋も有之候間、唯神號復飾歎願之追願計之趣意ニ而、今一通相認差出可被成候付而ハ、昨年歎願之手續次第柄、荒方相認メ、金剛藏王唯佛之旨趣、書取可申旨被申渡、就而ハ、山內之僧

侶一統異心之有無、篤と尋問被及候ニ付、一山僧徒唯志願之義ニ付、決而異心一同無御座候旨、屹度相答申上候事、
一廿四日、重而追願下案本紙相認候事、
付り、昨廿三日、山內ゟ御觸書御廻達之義ニ付、口上書願立呉候樣申越候ニ付、口上書相認候事、
右兩樣共扣在別、山內ゟ手紙左之通、
一簡啓上仕候、寒冷ニ御座候處、彌御安康可被成御旅宿、歡喜至極ニ奉賀候、然ハ御案內之通、奈良御役所ゟ、毎事國觸吉野山留ニ相成、年中失費多分相懸り、甚タ迷惑ニ存候間、別紙之通順達之振合ニ參兼候哉、まゝ當山五條支配と申事ニ御座候間、五條表ゟ、國觸御達之儀難相成候哉、御勘考之上、調不調兎も角も一應口上書を以、御役所江御伺被下度由、一統評議ニ御座候間、御苦勞ながら、御寸暇を見合。一入御配心之程宜敷奉賴上候、右爲可得貴意如斯御座候、恐々謹言、

巳十月廿二日

持明院

東南院

南都ニ而惣代

竹林院樣
　　別啓

玄惠儀難去要向出來、是非共一應歸國仕度存候得共、貴院樣御歸山之上ならでも、他行もいたしかたく候由ニ付、甚失敬ながら、御用濟ニ相成候ハヽ、早々御歸山之程返々も奉賴上候、早々以上、

右別啓之貴答ハ、五味靍太郎歸山ニ付、口上ニ而、何分揣歸山之程難計御座候間、其旨御示談之上、御歸國御勝手ニ被成下度申上置候事、

一廿五日五ッ時ゟ、御役所ゟ出頭いたし、重而追書幷御觸書廻達之順次、吉野山留ニ不相成候樣、志賴口上書、尙又重而賻金御取調之御觸書御返上旁罷出候處、歎願筋追願等、御取置ニ相成、追而御沙汰ニ可被及候間、一先歸山可致被申聞候ニ付引取候事、

一去廿一日、下僕を以、山兩役者幷學頭代吉水院方ゟ、先日出立之砌、御學頭取納勘定帳、御學頭可差上との事ニ而、則勘定帳持參候得共、昨春已來、御一新ニ付、諸願伺万端妙法院宮、靑蓮院宮、梶井宮之三御門跡、幷延曆寺三塔之三學頭三執行等、御出張所坂本御殿代ゟ御伺、諸事御配慮ニ相成候ニ付、山内御學頭も同所ゟ御出頭候得

れ、御取納勘定帳迄も、御殿代に相伺、其上ニ而差上方御指圖申請候方、順次被存候故、其旨學頭代幷役院中に申談之書狀差上候處、同廿三日御返簡、兎も角も可然取計可致旨申越候ニ付、御殿代御伺旁勘定帳差上候、口上書相認候事、尤外ニ貳三條要用返事有之候事、

一廿六日、廿七日兩日ハ、外ニ示談要向有之滯留候事、

一廿八日早天ゟ出立、重（マヽ）ニ而上京、大佛大興德院に到着由申置候事、井筒や作右衞門に旅宿、

一廿九日早朝、大興德院に罷出、奈良御役所に兩度追願之寫差上、次ニ過日御伺申上置候御學頭取納勘定帳、幷差上方御伺之口上書、御殿代御當名まて相認、貴覽入、今般之義も是非とも坂本御殿代に參殿仕、御覽可申上本意ニハ御座候得共、何分奈良表難去要用有之候、內實申上候處、當方ゟ取次可申旨御聞込ニ相成、一應勘定帳之表、御尋問有之、一々申上候處、何も重而御殿代御役前委敷義御尋問ニ可相成候間、其節ハ一々附紙致、巨細譯書いたし差出可申、兼而爲心得申聞置候旨申被述候事、

但シ、御伺口上書扣在別、尤已後ハ勘定帳御殿代に差上可然樣、御沙汰可相成候

間、此又左樣承引可致旨被申聞候事、

一霜月朔日、大興德院ゟ今一應可參御沙汰ニ付罷出候處、御伺口上書幷勘定帳之義、再應御尋問有之、尙又追願之事件、東京出張惣代行光坊方にも早速相達し、誠情分骨可致申遣候間、其山ニおゐても、隨分相心得、勉勵可有之、就而ハ其旨御配慮御指揮篤と談判仕候事、

一二日、午時後ゟ京出立、新田泊り、

一三日、奈良表迄歸着候事、

一四日、去月廿六日修理役持明院ゟ、書狀を以、山林拔伐之義ニ付、周旋可致旨申越候事件ニ而、篤と考勘之上、周旋いたし候得共、何分町方と前坊と双方爭論最中ニ付、當時見合折も可有之と存、指控候事、

一五日、六日、七日、八日、少々外ニ難去要用有之、逗留候事、

一九日、午時後ゟ奈良出立、丹波市泊り、

一十日、歸山、夜入候ニ付、懸り役院にも無沙汰致置候事、

一十一日、學頭代吉水院方に參り候處、代役知足院も東南院方に被參候ニ付、幸ひ學頭領取納勘定帳御殿代差上、幷口上書寫次第柄等委細披露及候事、同日役者東南

院にも、諸事一通披露いたし置、明十二日一統御會合被成度申談置候事、
一十二日、一山衆徒無稱號人ニ至迄、一同東南院方ニ集會之上ニ而、惣代竹林院、今般兩度上京、出南之諸願伺等次第及披露付而ハ、御門跡方之達書有之、此義ハ學頭代吉水院ゟ披露被致候ニ付、左ニ治定、
一御支配宮ゟ之御達之義ハ、一山僧侶老若共、總而不行跡之義無之樣、急度取締可致、就而ハ御請書早々可差出之、御沙汰敬承之上、御請可差上候事、
一方今事件ハ、一山一大事之義ニ付、公邊御用義ハ、學頭代ニ替、人撰大(マヽ)一ニ而、相互ニ辟(僻)論致間敷旨御達之事、
一一山各院之行狀、向後急度軌(規下同ジ)則相立、妄りヶ間敷義無之樣、議定日錄相認、其上披露ニ及、各承知印形可致治定、
一一山軌則條目御支配ニ差上可申示談ニ相成候事、
一昨年來一山兩派一致、兩宗兼學ニ相成候義趣、今般御支配表願立可申筈之事。
　但シ、兩宗年中行事法用等之軌則を、追而篤と示談之上、條目相認願立可申筈之事、
右之通決擇ニ相成、御請書幷兩宗兼學之願書、一山取締之軌則條目相認メ、重而集

議之上、治定一決可致迄ニ、詮議畢、
明治貳己巳歲十一月廿日出立、　總代　竹林院
一御支配三御門室ゟ、一山兩派一致兩宗兼學奉願之事、
一同御門跡ゟ、去ル十月御達之御請書持參之事、
付り、寺院取締之旨趣言上之事、
一學頭代吉水院退役願之事、但思召も被爲在候ニ付、當今御沙汰ニ不及候事、
一廿一日奈良着、但シ奈良表ニ而、彼是問合之要用有之候ニ付、廿五日迄逗留致候事、
一廿五日、午時後ゟ出立、上京之節、春日衆徒大江方立寄、內用問合之義賴入置候事、
一廿六日、京大佛御殿內大興德院ゟ到著、御院家御留主ニ付、御同院ニ而止宿、夜分御歸院被成候事、
一廿七日、御院家ゟ御面會致、一山兩派和合、兩宗兼學奉願之旨趣、幷去月御支配御門跡之御達シ、御請書寺院取締方、次ニ學頭代吉水院退役願等之旨趣、巨細申上候處、
一山奉願趣尤之事有之候得共、坂本御殿代ニ而、早速之取計心元ゐく候得者、當方ニも要用有之、旁以明日御殿代同伴いたし、三門跡御重役、幷ニ三執當衆ゟ巨細談判ニ及、早く御聞込ニ相成、御令旨御下ケニ相成候樣取計可致候旨、被申聞候事、

外ニ御内談筋ハ、寺院不行跡之向ハ、奈良縣ニ而嚴敷御取調被爲成候折柄ニ付、
万一之事も候得者、宜御賢慮内分御役院中ニ而御含被置御賴(度脱カ)申上置候事、

一吉野山町方百姓一同と、同山水分神社禰宜前坊父子と、奈良御政縣ニおゐて、訴答
爭論之手續次第柄始末、逐一内分申上置候事、

一廿八日、大興德院殿と御同道ニ而、本坂(坂本カ)御殿代出向、同所竹屋安兵衛方に到着、早々
御院家ハ御執當久遠成院、元東塔執行代白毫院之事、彼方へ被致參入、吉野山實情
幷今般出願之次第柄御内(脱アラン)被成置候事、

一廿九日早朝、久遠成院ゟ、大興德院之御使僧圓林房ヲ以、只今御殿代に參上之仕度
ニ而、久遠成院方へ一應可參旨御沙汰ニ付御使同道ニ而參入致候處、大興德院家
御面會ニ而、前夜ゟ今般兩派一致兩宗兼學等之儀、委敷御執當に申談込有之候間、
早々御殿代に參上可致旨申聞有之候事、

一右ニ付、卽刻御殿代に參上、則兩宗兼學之願書御達、御請書學頭代吉水院退役之願
書差出候處、御役院代金勝院殿御面會ニ而相成、右三通之譯合御尋ニ付、其旨趣委敷
申上候處、先旅宿迄引取可申候樣被申聞候事、

一廿九日、御殿代御役所ゟ、御達書ヲ以、卽刻參殿可致旨御沙汰ニ付、早々參殿致候處、

金勝院殿面會ニ而、學頭代吉水院義(儀)老衰ニ付、退役願出候義、尤之事ニ候得共、何分方今形勢不容易候間、乍太義今暫之間、吉水院役義相勤可申、尤老衰之所勞ハ左有事ニ候得者、相互ニ助力被致、扶持可致候樣、重役衆ゟ被申聞候旨被申渡候事、

一山內兩派一致和合、兩宗兼學出願趣、至極尤神妙義ニ付、御聞屆ニ相成、則御令旨御下ニ相成旨被申渡、御令旨頂戴仕候事、

一僧侶不行跡無之、山內鎮定可致旨、御達書之御請書被差出、則披露ニ及ひ候處、其旨趣神妙之至りニ候旨、被申聞候事、

前件之通被仰渡候ニ付、委細恐承致引取候事、

一晦日早朝、大興德院家ゟ、御使僧を以、惠心院大僧正方に可參旨御沙汰ニ付、早々參入仕候處、取納所久遠成院方興德院家御越ニ付、直樣彼院に參り候處、御兩院に御面會、山內之情實、幷御一新已來出頭次第柄ニ至迄、委敷申上候處、山內一統御神妙之至り、猶も盡力可被致候樣、一統衆中に申入置可申旨被仰聞、御酒肴等御馳走ニ相成候、夫ゟ旅宿に引取上京仕度致候事、

一同日午時後ゟ、大興德院家も御同道ニ而、大津善通寺方に立寄、金宗(策カ)之談事ニ付止宿候事、

右善通寺ハ、坂本西教寺之末寺ニ而、當時大佛御殿之院家兼帯花王院之稱號罷在候事、

一十二月朔日、午時比ゟ出立、大佛ニ歸院候事、

五日迄、興德院ニ而逗留致、金子拜借之御相談申上、夫々引合致候得共、何分不融通ニ付、今以調達難成、追而調不調御返事被下候筈ニ相候事、(成脱カ)

一同日、僧侶不行跡御取調之義ニ付、內分問合之ため、石田從六位殿宅ニ推參、御面談申上置候事、

一六日、大興德院家之御供致、東寺觀智院大僧正ニ御近付之ため、寒氣御見舞旁參上候處、御風邪ニ付、權僧正寶菩提院殿御面會申上候、則酒飯被下候、夫ゟ興照寺御門跡方ニ參殿、早速御面會被成下、御茶室ニ而、御茶菓子幷御酒御料理被下、數刻御咄申上、御暇之砌、時服壹枚、御着用首卷、御染筆等被下、御暇申上、夜四ツ過比ゟ、御院家御同道ニ而大佛ニ歸院候事、

一七日、午時後ゟ、大佛出立、少々不快ニ付新田泊り、

一八日、奈良堀井ニ到着、問合之義有之候ニ付、十日迄逗留候事、

一十一日、田中德藏を以、京大佛院家御方ニ、金談要用ニ付、手紙爲持、上京申付置、午時

後ゟ出立三輪泊り、

一十二日歸山、早々東南院主に面談、荒方披露致置候事、

一十三日、各院すゝ挑こ付、七ツ比東南院に參り、明早朝一同御集會致度旨、示談申入置候事、

一十四日、早朝在院衆中不殘集會、諸事今般事件披露及候事、

社僧別當復飾追願之事

一十二月中比ゟ、再應復飾追願之義こ付、元持福院、岩本院に傳(轉カ)仕致、惣代こ而出南被致、廿一日歸山候、尤右追願之義こ付、御支配表ゟ、御添願御口上書御使僧普門院殿奈良縣に出頭、御願添被成候處、年內ハ無餘日候得ハ、明春御答可申旨、役人ゟ申答候樣承り候事、

但シ、復飾之願書、去ル辰十二月廿四日、奈良府出張所五條役所に差上置候處、于今何之御沙汰も無之、依重而惣代知足院、五條役所追願、此又御沙汰延引こ付、今般再應奈良縣に出願こ及候也、御添書幷願書之控ハ、社僧方掛りこ在之候事、

私記御學頭知行勘定帳差上方之義こ付、惣代より御殿代に御伺申こ付、學頭代吉水院調印之奥こ、左之通相認候、

前書之通ニ御座候間、右勘定書差上、如何可仕御座候哉、此段御伺奉申上候、以上、

吉野山金峰山寺惣代

巳十月

竹林院印

御殿代

御役所

右之通奉伺候處、御殿代江差出可然御沙汰ニ、學頭正觀院江ハ不差出、直ニ御殿代江差上候事、但シ、學頭代用之日記ニ候得共、爲心得記置候也、

〔金峰山寺記錄〕八

明治二己巳年十月日

歎願之義ハ一山之大件ニ付、出頭惣代可致人撰、幷僧侶不行跡之向ハ、御取調被爲成候義ニ付、御支配表ヨリ、御達書幷御請書控、

總代

竹林院龍敬

昨辰之春來、朝儀御一新之折柄、諸山諸寺院之僧侶不行跡之向茂有之哉ニ、上聞ニ

達候ニ付、於御政府不如法之向ハ、屹度御取調ニ相成候趣ニ付、御支配表ヨリ、一山一大事之場合ニ候間、出頭惣代ハ人撰致、尤道心堅固ニ相守、越度無之樣取計可致旨、御達書左之通、

一簡令啓達候、然者、其山御願之儀ニ付、從御政府何時御召出ニ相成候哉難計、其砌自然不行屆有之候而者、可及一山之大事件候條、兩派篤と遂示談、可然人體致撰擧候上、學頭代ニ相替合、萬端不都合無之樣可致同心協力、就者近比於御政府、諸寺院僧侶不行跡之向者、屹度御取調之義有之候哉ニ聞込候ニ付、其於山內ハ、定而不行跡之者ハ有之間敷候得共、自然御取調之節、不行跡之者有之候而ハ不相濟事件ニ付、山內急度取締可有之候、且又先般一宗寺院に御廻達之趣も有之候間、闔山大衆不拘老若、如法堅固ハ勿論、眞俗共勉勵專要之旨、依三御門跡嚴命、此段申達候、若等閑ニ相成候節者、其院幷老分役院中之可爲越度候條、此段可相達旨如斯御座候、不宣、

巳十月廿四日

梶井宮

大觀心院

青蓮院宮

寶光明院
妙法院宮
久遠成院

吉野山
學頭代
役院中

奉御請口上覺

一昨春之春來、大政御一新ニ付、吉野山藏王權現神號ニ相改、僧侶復飾之蒙御沙汰、重々恐縮仕、右之兩條御免被仰付度、歎願之事件者、至極大切之場合ニ御座候ニ付、於三御門跡、深御配慮被爲在、御達之御趣意一同ヘ披露仕候處、兩派一統難有奉恐承候、則昨年來御政府歎願懸り之儀ハ、一大事ニ付、兩派集儀（マヽ）之上、出頭惣代者人撰仕、差向罷在候義ニ、老若不論、可然人躰撰擧仕、不都合無之樣屹度取計可仕候、就而者近比於御政府、諸寺院僧侶不行跡之向者、屹度御取調被爲成候趣も有之條、前以御教諭被爲成下、御配慮難有奉感佩候、於山內ニ相愼ミ罷在候得共、猶此上僧道堅

固令法久住之勉强從事可仕候、乍併舊惡等之御取調茂有之、自然越度御座候而、中開不相立寺院ハ、自業自得ニ候得者、一言之申分無御座、速ニ御政府之御掟ニ随ひ、下山仕御支配宮に對シ、毛頭御迷惑相懸奉申上間敷、勿論一山之大事件ニ不差障樣、專一ニ相心得、縱令各院之身上ニ相拘り、罪過難遁場合ニ及ひ候共、歎願之旨趣貫徹可致樣可仕候間、何分此上ハ一山兩宗相立、從前之通ニ相成候樣、出格之御配慮被爲在度、兩派一同伏而奉懇願候、依而御達之御趣意御請奉申上候、誠恐誠惶頓首謹言、

吉野山金峰山寺
眞言宗滿堂惣代
竹　林　院　印
同天台宗寺僧惣代
東　南　院　印
同滿堂役院
持　明　院　印
同寺僧役院

明治貳己巳年

十一月

同満堂老分　喜藏院印
同寺僧老分　櫻本坊印
同學頭代　吉祥院印
　　　　　吉水院印

三御門跡御殿代
　　御役所

奈良御政縣方、深き思召を以、諸寺院僧侶不行跡之向者、斷然と悔悟致、僧道本分勉勵可致旨、御沙汰左之通、

大政御復古ニ付而者、士農工商ハ勿論、僧道ニ至迄、朝旨を遵奉シ、各自己之職業ニ盡力致シ、一ツモ偸安怠惰之游民有之間敷之所、近世之僧侶、釋氏之素懐ニ戻り、勤學修行之事を廢シ、寺祿を素餐シ、檀越之布施を貪り、常ニ曠宅居シ、美服を着シ、頗

窮奢靡、清僧ニ有間敷肉食女犯、剩博奕等ニ加リ、唯宗規ニ相背クのミならは國禁を犯し候僧侶不少、如何之事ニ有間敷候哉、右之輩一々召捕、可致督責之處、御寛大之御政度、既往之罪者深く不被爲咎候得共、御一新已後右樣不所業之僧侶於有之忽召捕夫々可處罪科ニ候間、向後斷然悔悟之上、職業勉勵、御國典ハ固ヨリ、宗律等堅相守、屹度心得違無之樣可致候事、

巳十一月奈良縣

吉野山　但シ、二拾弐ヶ寺連名御國觸書之通、

前書之通御廻達御沙汰被爲成候事、

巳十二月十四日比御觸到來致候事、

明治貳己巳歲霜月廿日

朝儀御一新ニ付集議之上御支配表に

兩派一致兼學奉願之控

出頭總代

竹林院龍敬

奉懇願口上覺

去辰春來、大政御一新ニ付、諸事古今未曾有大變格(革カ)之御布告被爲在、御役所御用懸リ旁多端ニ出來候處、吉野山兩派共人少之折柄、万叓差支之儀も不少、別而方今之形勢ニ而者、相互ニ異論發起之程旁難計、自然雙方異義ニ及ひ候節ハ、一山自滅之基与愚慮仕、去ル辰之七月、兩派老若一同會議、兩宗兼學一味和合之評決ニ相成罷在候得共、何分諸願伺等旁繁多ニ付、不心成、是迄奉願之儀延引仕候、然ルニ今般深き御配慮之御敎諭被爲在候ニ付、故ニ兩派老若、一同會合衆議之上、何分兩宗兼學一味和合仕、令法久住山内靜謐之基本を相立テ、向後舊弊之避(僻)執を打捨、藏王役君兩尊幷ニ兩宗高祖先德之高恩を佩戴し、天下泰平佛法興隆四恩報謝之行業勉勵仕度、評(議)候一決仕候、尤兩宗高僧之深慮ハ、至極大切之法義ニ御座候間、廢絶不致候樣、屹度議定仕、兩宗兼學一派一治之義奉願上度、猶兩宗諸法莚等、年中行事之義ハ追而衆議之上、條目相認奉願上候間、何卒三御門主之御威光を以、天台眞言兩宗兩祖之法流深意斷滅ニ不及樣御加護被爲在度、兩宗一同伏而奉懇願候、何分出格之御賢慮ヲ以、願之通速ニ御許容被爲成下、御許容御令旨頂戴仕度、猶山内軌(規)則相立候節ハ、其筋御役所ヘ旁御願被仰上候樣、一偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

吉野山金峰山寺
眞言宗滿堂惣代
竹林院印
天台宗寺僧惣代
東南院印
滿堂役院
持明院印
寺僧役院
喜藏院印
滿堂老分
寶塔院印
(ママ)
櫻本院印
寺僧老分
吉祥院印
吉水院印

明治二己巳年
十一月

三御門跡御殿代

御役所

前書之通、一山兩衆徒中會議一決之上、願書相認メ、十一月廿日𪜈、惣代竹林院坂本御殿代ニ出頭致奉願候處、御聞屆ニ相成御令旨、

左之通

去辰春來、朝儀御一新、萬事御改革被仰出候ニ付而者、法門維持之儀、奉對天朝ニ、資治之基本御大切之事件ニ候間、舊來各宗之僻執を除き、兩宗和合顯密之法輪、互ニ兼學勉勵、殊ニ戒律ハ諸宗之通規ニ候條、堅相護、各々宗祖之不墜光輝、僧家之本分を以、遵奉王事、益治國平天下之懇祈無怠慢可勤修候、尙山內法用軌則等モ、追而御取調之上可及御沙汰候也、

明治二己巳年

十一月

妙法院宮院家

久遠成院大僧都

完洞花押

青蓮宮(院脱カ)院家

寶光明院大僧都

亮惇花押
梶井宮院家
大觀心院大僧都
行全花押

大和國吉野山金峰山寺
天台
眞言兩派衆徒中

〔金峰山寺記錄〕九

明治元辰十一月ヨリ同三午四月廿八日落着
前坊父子一山奪領之奸曲を企及訴訟候ニ付、寺社町方等ゟ出入一件略記、
吉野山
總代記

子守社神職前坊修理同伊織奸曲之訴訟ニ及、一山掠奪之取工ミ致候ニ付、職掌御召上之上、隱居被仰(付脫カ)候事件之始末略記、
一明治元辰十一月、前坊父子奈良御政縣に、一山奪領奸謀之訴狀差上候事、

同右返答書、一山惣代ゟ差上候事、
一同貳年巳正月前坊再應追願致候事、
一去ル辰十二月廿二日、金峰神社別當、幷兩社之社僧惣代ヨリ、五條御役所に復飾神勤願之書面差上候事、
一同年同月御出張所五條御役所に、前坊より別當社僧之復飾神勤差拒ミ願書差出候事、
一同貳年巳七月、前坊父子奈良縣を僞り、御添簡申請、神祇官ニ而、金峰、山口、水分三社之神主禰宜職繼目許狀申請候事、
一同貳巳九月頃ヨリ、山口神社禰宜福井逢(縫下同ジ)殿幼稚ニ付、神職押領致候故、逢殿實父福角淸記前坊父子と不和ニ相成、異論ニ及候事、
一同年九月十九日、子守、勝手兩社恒例御神祭神輿渡行之砌、少々行違之出來候ニ付、前坊奈良縣に、町方若輩之者共相手取致出願候事、
一同十月十日、山內町方末々迄評議一決致、惣代を以奈良縣に前坊父子奸惡及訴訟、前坊神職不歸依ニ付、職掌御召上之儀、出願致候事、
一同巳十月、同十二月、社僧復飾追願致候事、

一同午三月廿日、前坊父子謹愼被仰付、吉田屋父子御召捕入籠被仰付候事、

一同四月二日より、前坊父子徒刑に押込に相成、同八日ゟ、寺中惣代幷社僧惣代、町方惣代と前坊等と對決之上、御取調詰(結カ)に相成、御裁判被仰渡候事、

一御裁判御書下ヶ壹通、衆徒惣代に御渡被成候寫、

發端　私記

一慶應四辰年、後に明治元年と改暦に相成候、早春正月上旬、伏見、淀、鳥羽於所々、官軍と舊幕德川慶喜勢及戰爭、德川勢敗北致候已來、朝議復古御一新被爲在、神佛渾淆無之樣、御布告被仰出、神佛明分之折柄、世上之風說只管破壞佛之御趣意抔と、曖昧之取沙汰多端に付、一山衆中茂大ヰに心痛之砌、太政官ゟ、某權現幷牛頭天王之類、神社之由緒書差出可申旨、辰四月諸國一般に御布告被爲在候に付、吉野山藏王權現幷諸神社之由緒書取調、同五月大和國總督久我大納言樣、御出張所奈良府に差上候處、京都太政官辨事御役所に可差出旨被仰付候、則寺中惣代上京、辨事御官に、右由緒書差上候處、同辰六月十三日、藏王權現之儀ハ神號に相改、一山僧侶復飾御布告之通与、御懸紙に而、由緒書ハ御下ヶに

相成候ニ付、惣代大キニ當惑、歸山之上、一統衆議區々して一決難致、種々心痛致、八月中更ニ寺院惣代上京、諸向周旋、探索之砌、太政官ゟ破壞佛之御趣意ニ而ハ決而無之旨、御布令被爲在候ニ付、諸寺諸山一同安堵致、喜悦不斜、藏王權現神號ニ相改候樣被仰付候義ハ、全由緒不取調之誤ちよして、元來金剛藏王ハ、釋迦牟尼世尊大權聖者之應現成也、故ニ權現と奉稱候得共、舊記等ニハ、藏王大菩薩と云り、則攝无㝵經ニハ、釋尊大忿怒自性輪金剛藏王大菩薩、降魔故現形ト云云、其外諸經ニ證說多端也、元亨釋書日藏傳ニハ、我ハ是牟ム尼之應化藏王菩薩也云云、斯確證有之上ハ、佛躰成事顯然也、然ルを神號ニ相改、僧侶復飾致候而ハ、却而神佛混淆致、朝廷江恐多、佛意ニも不相叶候、依而衆議一定致、藏王尊唯佛々體ニ相違無御座候間、從前(通脱カ)之被仰付度候旨、十月晦日辨事御役所江、先般不取調麁忽之由緒奉申上候段、重々恐縮、御詫旁歎願書奉差上候處、奈良府江御差向ニ相成候ニ付、同十一月七日、奈良府御役所江、右歎願書差上候處、御取置ニ相成、追而御沙汰ニ相成候間、歸山可致旨被仰渡候事、

前坊父子一山奪領之訴訟ニ及候事

一同辰十一月十一日、前坊修理同悴伊織之兩人者、一山僧侶復飾之蒙御沙汰當惑致、

藏王權現之儀ハ、佛躰ニ有之候故、何卒從前之通、佛法僧法共被爲立度旨、再三歎願之義ニ付、取込罷在候狼狽之短を伺ひ、時勢ニ乘し、奸曲を廻し、僞謀之訴狀を以、奈良御政縣に出願致候ニ付、同廿二日御役所ゟ、學頭代幷兩派惣代御用御召ニ付、各惣代出頭致候處、前坊ゟ訴書之旨趣、速ニ返答可致旨被申付候、則右訴狀致披見候處、言語同斷橫道至極之謀書也、其旨趣者、

吉野山ハ皇朝第一之神域ニ候處、何之比ゟ歟佛法盛り相成、神威（ヰ）を掠（カス）メ候抔と申立、佛法僧家私ニ神地を掠奪（ケイダツ）（カスメウバウ）致候樣申僞、又ハ金峰、山口、水分三社之神地ニ相違無之旨申立、右三社ハ、前坊ゟ古來守護仕來り候樣申成、社地社錄且境內一圓私共に引渡可申樣被仰付度旨願立候心中、是全藏王權現幷役行者を始、堂塔坊舍壓倒（アツタウシ）（ヲシタヲス）、一山總メ押領之取工ミ候事顯然也、既ニ山口神社ニハ、福井家有之候得、（共脫カ）逢（縫）殿幼稚ニ付、蔑（ナイガシロ）（ベツ）ニ致、又金峰之社金精明神ニハ、古來一切神役之懸り無之處、彼往古ゟ神勤奉仕致來り候抔与、不成容易奸謀之訴訟ニ候得者、一應御支配表に、右之趣御屆申上、其上ニ而返答書可差上候間、來ル十二月十五日まて、猶豫願置、御支配宮に屆出候事、

右返答差出候事

一十二月十七日、御支配三御門跡惣代妙法院宮御使院家普門院殿同道ニ而、衆徒惣

代京都ゟ奈良御政縣に出張、吉野山ゟハ、社僧惣代兩院出頭、則三御門跡ゟ、社僧復飾出願之義取調候處、事實相違無之、次ニ寺中ゟ返答之旨趣、此又取糺候處、相違無之候間、速ニ御採用被爲成度旨、御口上書差出被申候、惣代より前坊訴訟之返答差上候處、御口上書ハ、奈良縣ニ而御預りニ相成候故、御使僧ハ夫ゟ御歸京、一山惣代之義ハ、五條御役所に罷出可申、則懸り大谷秀實出張致被居候間、彼方に返答書幷社僧復飾願面、五條表に差出可申候樣被申聞候ニ付、同廿二日衆徒惣代幷社僧惣代五條御役所に罷出、返答書幷復飾之願面差上候處、兩樣共御預りニ相成、明廿三日可罷出旨被申聞候ニ付、双方惣代出頭致候處、大谷秀實殿幷ニ黑田秀穗、菅原三郞幷下役人出席ニ而、復飾之僧ハ、一山ニおゐて格別人撰可致候、次ニ返答書之儀（脈）々御尋問御取調ニ付、夫々申答候處、追而可及沙汰ニ旨被申渡候事、

前坊父子ゟ再應致訴訟候事

一明治二巳正月、前坊父子先般奸曲之訴狀差上候得共、何等之御沙汰無之候ニ付、再應出願致候、其旨趣ハ、吉野山之儀ハ、神山神境ニ御座候故、一點之處茂佛地と申者無御座候段明白之事ニ御座候得共、豐太閤幷舊幕ニ而ハ、私ニ朝廷之大社神山を以、曲而藏王權現領と寄附狀ニ被載、御朱印有之候抔と申立、剩へ共次下ニハ僧侶

妄談之藏王を書載訴訟致候心中、偏ニ一山押領之奸謀のミならに、御布令之御趣意ニも相背き、只管廢佛之取工、神佛冥慮を奉不恐、貪欲無道人非人之所爲、可惡む之甚敷事之至極也、懸り役人大谷幷菅原也、

右之追願御取上ニ被成候得共、僧家之方にハ何等之御沙汰無之候故、返答書不差上候事、

一同貳巳正月、前坊兩人ゟ五條御役所願面を以、金峰神社之別當知足院、子守勝手兩社之社僧、岩本院、西善院、復飾神勤願之儀を相拒、御差留之義を出願ニ及候得共、此又何之御沙汰無之候故、社僧方ゟ返答ニハ不及候事、

前條之通、前坊父子外ニ壹兩人同意之者も有之候樣子ニ而、一山掠奪邪智奸謀、遂日彌增候ニ付、寺院ハ不及申、町方小前末々之者迄、其時宜隨ひ、前坊之神職御召上之義、可及出願ニ候樣、人氣一決相成有之候得共、前坊父子ハ只貪欲ニ眼くらミ、日增ニ心奢、自ら其罪ニ落入、耻辱を子孫ニ傳ふる事共不知、世の諺蛙（コトワザニカワヅ）乃行列向不見誠ニ御笑止千万成事ともなり、

前坊父子三社之神職繼目致候事

一同巳七月中旬、前坊父子三社之神主禰宜を自名乘り、僞り之口上書を以、奈良縣に

御添簡願出、上京いたし、神祇官御役所ニ而、右三社神主職者、前坊修理ㇸ許狀申請ヒ、禰宜を同伊織繼目許狀申請候ニ付、山口神社之神職福井逢(縫)殿幼少ニ付、實父福角清記ニおゐてハ、捨置かたく、前坊ㇸ彼是懸合ニ被及候得共、我儘之義を申立候故、不止事得、奈良御政縣ㇸ出願致爭論ニ及候處、對決議論、前坊非分ニ相成、他家之神職押領致候段不屆之至りと御呵り蒙り候得共、双方和濟可致御理解ニ付、無餘義內濟被致候、乍去前坊强勢ニ而、山口神社之神職辭職不致候故、福井と度々往復有之、不和談ニ付、重而福井より、神職之義ハ前坊と分別ニ願立數度出南被致候事、

神輿渡御之義ニ付前坊ゟ出願之事

一同巳九月十九日、子守、勝手兩社恒例之神事祭禮、神輿送迎之砌、輕忽所爲有之候哉も難計、兼而前坊父子一山押領企、致過分之振舞、町方百姓一同憤發之折柄ニ付、學頭代ゟ、前以町々役人幷惣代之者共召出シ、神輿送迎之義ハ、大切可致、万一心得違所業有之候而ハ、第一神慮幷奉對朝憲恐多候、就而ハ神號復飾之兩條、衆中歎願中ニ而、万端相愼ミ罷在候砌ニ候得ハ、町方ニおゐても得其意、尤神妙ニ可致旨、嚴重ニ申渡置候處、神職前坊父子神祭奉仕之義、我儘之取計有之候、則猿田彥も神輿之太鼓も不出、假りニ藏王堂壇場と御旅所構へ候處、於其所魚肉を獻シ、猶藏王堂閉

扉も致度願、且還行之節、町役人之出張も不待、人足寄之合圖も不致、勝手ニ還御之取計致候ニ付、定之人足も不居合、多分年若之者共寄合候故、不計前坊之門前迄神輿を昇き參り候ニ付、早々役人出張致、還御奉成候得共、少々破損いたし、旁以前坊面目なやと存候故歟、其翌朝早々前坊訴狀を以、事大變ニ、奈良縣へ出願ニ及候ニ付、若輩之者共拾四五人幷町惣代御用御召ニ而、雙方屢御糺問被爲成候處、前坊方ゟ萬高成願立て候故、格別之御咎メも無之、御呵計ニ而事相濟、神輿少々破損之義町方役人之了簡を以、御修理可致旨、被仰付候ニ付、奉敬承引取候事、

町方惣代ゟ前坊父子神職廢止願立候事

一同十月十一日、一山町方一同集議一決之趣意者、前坊一族義(儀)、御一新已來、時勢ニ乘し、三社之神職ハ不及申、一山總而已一家之所領ニ致さんと、奸謀を廻シ、身分尊大ニ振舞、且ッ去九月十九日、神吏之砌ハ、自己非を押隱シ、少々行違、神輿之破損簾(廉)を以、微塵ニ打(マヽ)候抔与、事大變ニ願立、一山諸人を難澁ニ可入陷之手段計取工ミ、旁以難捨置、第一藏王尊幷役行者へ報恩ノ爲、且ッハ一山御地頭衆中ニおゐて茂、御心配之折柄ニ候得者、傍觀致居候事不本意至極、尤各々身之上ノ難義ニ可及ハ必然なり、不如町方同一之信義を結ひ、前坊一族之神職御召上之儀可致出願旨、一決

致、前坊父子神勤不正之筋、幷一山押領之惡敷企等之簾（廉）々相認メ、上中下惣代三人、宿老惣代壹人、十月十一日奈良縣に奉願上候ニ付、則御役所ゟ前坊修理、同伊織御用御召ニ相成候處、修理義（儀）ハ病氣申立、忰伊織、弟帶刀兩人罷出、町方ゟ訴訟之旨承り、猶豫願立、內分上京致、猶所々周旋之上返答差上候樣子ニ有之候、尤彼等一族至極當惑候事、

但シ、右願書訴答共別記在之候事、

一藏王尊神號僧家復飾之吏件者、數度御取調、衆徒惣代出頭歎願候條ハ、記錄別ニ在之候事、

一同巳十月、社僧惣代復飾追願重而同十二月御支配表ゟ妙法院宮院家普門院殿、奈良表に御出張被成、御門室ゟ社僧追願之儀、急速御聞屆ニ相成候樣、御口上書差出ニ相成、社僧方ゟも口上書差上、復飾之義追願いたし候處、明春早々取計可致旨、御使僧に御挨拶被入申（申入カ）候樣子ニ候事、

一町方惣代与前坊兄弟と、再三對決ニ及候得共、相互ニ勝敗無之候ニ付、御役所ゟ再三御探索被爲成、御取調中ニ付、年內中ニハ落着不致候事、

一同三午正月中旬、奈良縣社寺重役石田權大屬（サカン）御登山、諸向御見分被成候事、

一同年二月中旬ヨリ、町方惣代奈良表に出張、前一件屢追願致候處、御役所ゟ右事件種々探索ニ及取調候處、前坊奸曲之取工ミニ相違無之付而ハ、外ニ同意之者も有之由ニ付、近日早川大參事殿御登山被成、取調之上、所(處置)致相付可申旨、出頭惣代に被仰聞候事、

一同年三月十九日、奈良縣斷獄方御役人衆御登山、なニや平右衞門方に御旅宿候事、

一同廿日、早川大參事殿御登山、旅宿福知屋、同日斷獄方ゟ前坊父子被召出、何歟御糺問之上、右兩人共謹愼被仰付、追而御沙汰ニ可及旨被仰渡候、其旨前坊ゟ御請書福角加印ニ而差上候、寫在別記、

一同日、下町吉田屋多藏伜喜三郎兩人共、斷獄方ニ而御召捕ニ相成候、事件者、御一新已來彼諸事之振舞、其心中何共怪敷、一山中不快ニ存居候所、去ル九月神輿一件之節、前坊に同意致候樣子ニ付、其後前坊之神職廢止出願之砌も、一山に同心不致、彼是惡口誹謗シ、旁以右父子之意得方風說不宜候ニ付、奈良縣幷五條御役所より、右兩家之探索數度御聞合被成候處、吉田屋事、前坊に同意致居候樣子相聞に候ニ付今般右兩人御召捕ニ相成、直樣奈良表に引立、入籠被仰付候樣子ニ在之候事、

一同日午時後ゟ、早川大參事殿、如意輪寺延元帝陵に御參詣、夫ゟ竹林院御入來、翌廿

一日早朝ゟ、藏王堂𛀁御參詣、夫ゟ吉水院、櫻本坊何𛂞も寶物御披見被成、直樣御下向、上市村御中飯之樣子ニ候事、其後奈良御役所ニ而、吉田屋父子再三御糺問被成候上、上り家𛀁押込ニ相成候樣子、親多藏義(儀)者病氣ニ付歸村、役人預ニ而、謹愼被仰付有之候樣子ニ候事、

前坊父子御吟味中徒刑𛀁押込被仰付候事

一同四月二日、前坊修理悴伊織御用御召ニ付、去ル三月謹愼之砌、福井實父福角𛀁御預ヶ被仰付候故、今般同道ニ而罷出候處、帶刀御召上之上、於御白洲ニ御吟味中、徒刑𛀁押込被仰付候、但修理義(儀)𛂦足痛ニ付、壹日延着、右同樣徒刑𛀁被仰付、父子共今更ニ後悔致候樣子ニ相見候、折𛂌𛁈、去ル方ニ可笑(ヲカシキ)落紙ニ、

修理領を押領𛁧んと企てゝ庵(伊織)𛁈立(タタ)ぞ修理𛁈るぶるゝ

衆徒惣代幷町方惣代前坊ト對決之事

一同八日、御用御召ニ付、衆徒惣代竹林院、社僧惣代知足院、幷町方惣代中町嘉助、稻荷町林兵衞代德藏、東院町多兵衞、相手方前坊修理、同伊織、但シ修理義(儀)𛂦徒刑𛀁押込被仰付候已來、始終病氣ト申立、出頭不致候、吉田屋多藏悴喜三郎も御召出ニ相成候、何𛂞𛁈双方御白洲𛀁罷出候事、社寺重役石田權大屬、都志權大屬、大炊德太郎殿

等御出席、左之通被仰渡候事、

一去ル辰十一月已來、神職前坊父子ゟ、僧家を相手取、吉野山ハ素來金峰、山口、水分三社之神地ニ相違無之旨、訴訟ニ及候事件、幷吉野山町々惣代ゟ、前坊父子を出願ニ及候趣意、今般双方對論御糺問被仰付候、元來吉野山之儀ハ、佛法ゟ開基致候哉、又ハ神社ゟ開ケ候哉、何れも其確證を以、議論可致旨被仰渡候事、

一衆徒惣代ゟ言上、元來吉野山金峰山寺之義ハ、天武天皇之御宇白鳳年中、役優婆塞金峰山中ニ入而、佛道苦修練行之依誓願、釋迦應化之藏王出現已來、往昔之聖帝御歸依被爲在候得者、佛道ゟ開ケ候樣奉存候、其確證ハ則金峰山秘密傳三卷ハ、延元貳年之論述ニ而御座候、後醍醐天皇之叡覽ニ備奉る、是則其定證与奉存候、委細ハ是迄往々取調書奉差上候義、事實相違無御座候旨、委敷演舌致候事、

一前坊方ニハ、吉野山之義ハ、素來三社之神地ニ相違無之旨申立有之、其證跡事實如何と御糺問之節、前坊申立候ニハ、役行者開闢已前ハ、則金御嶽之神地と奉存候、御一新已來、朝議復古被爲在候得者、金峰山も神地ニ復古相成候樣奉存候ニ付、右樣申上候時ニ、御重役衆ゟ、然ハ何之何年如何神を鎭座し奉り候哉、其確證如何と御尋之砌、前坊申上候ニハ、平田先生之著述之書ニ、金峰山ハ金のミさけの神社を祭

る故ニ、金峰山之名ヲ御座候由言上、平田書を以定證とせバ、僧侶ニおゐても、金峰山之名稱ニ付而ハ、區々説多端也、然レハ互ニ證據とハ難申、畢竟臆斷なり、其方神地成事明白ヲ申立候、依而其方相傳之古記傳記等之證跡を以可申立、若證據無之又何之神を祭候哉も其心得も無之、推量を以、神地成事明白也と申立候條、難相立候、僧侶之方ニハ、先帝之御宸翰幷相傳之古記其證跡明白也、役行者已前之事跡ハ如何共難定候、前坊三社之神地ヲ申證文者如何ヲ被仰聞候得共、一言之返答無之候事、

一前坊ゟ、去ル辰之十一月差出候訴書ニ、神武天皇ゟ代々帝御幸、皇居行宮被爲在候舊都之地ニ而、皇朝第一之神域ト云云、舊都之地を以、第一之神地と云ハ、京都南都其外舊都之地多有之、堂塔坊舍無之候哉、又第一之神地ト申候哉如何ヲ被仰聞候節、前坊一言之申譯無之候事、

一明治二巳正月、再應其方ゟ願面、吉野山ハ神山神境ニ御座候故、一點之處も佛地ヲ申者無御座候段、明白之事ニ御座候得共、豐臣太閤幷舊幕ニ而ハ、私ニ朝廷之大社神山を、曲而藏王權現領ヲ致候ト云云、私ニ曲而神山神地を以、藏王領ニ致候ヲ申其證跡如何、前坊申開無之、甚以不屆之至也ト云云、

一社僧惣代ゟ復飾之義對論ニ及候處、前坊ゟ復飾差拒ミ候共旨趣、非分ト相成、貪欲我慢之幢鉾（ハタホコ）を伏せて降參々々、

一町方惣代ゟ申立候前坊父子所爲、惣而一山難澁ニ陷入候樣取止致候趣意、委細言上候處、前坊父子共甚不正之筋多く有之、如何之心得ニ候哉、不屆之至極と云云、先今日ハ此迄、追而可及沙汰ニ旨被仰渡候事、

一同十二日、衆徒社僧町方惣代、并前坊等白洲江召出シ、社寺重役衆ゟ、前坊江御糺問六ヶ條左ニ、

一去辰十一月、其方ヨリ差出候願面、但僧家返答差上有之候得共、別段御沙汰無之候、吉野山之儀ハ、神武天皇以來、代々之帝御幸、皇居行宮被爲在候舊都之地ニ而、皇朝第一之神域之云云、

若舊都之地を以、第一之神域申立ハ、京都南都其外帝都之舊地數多有之、然を第一之神域也、復古被成候へハ、堂塔坊舍一宇モ差難被置、此義如何、舊都之地を以、第一之神域也と申立候心中、是全一山掠奪取工ト相見候、此義如何ト云云、右御糺問旨趣は一應承り候事に候得ハ、言葉之前後相違も有之候へ共、其趣意におゐて相違無之候事、

一同願面ニ

神主禰宜等、速ニ立行方無之、然ルニ右體三座之大社奉守護、往古ゟハ神職之もの廿七名有之候處、幕方相付不申候故、追々相減シ、只今ニ而者私共兩家之外神職無之ト云云、

前坊一家を、私ニ兩家と申僞り、神職禰井を除、既ニ昨年逢(縫)殿實父禰角清記と對決之節、其方非分と相成候、又兩社之社僧復飾神勤を差拒ミ候條、是全三社ハ勿論、一山押領之心底也、甚以不正之申立ニ候、此義何と云云、

一同願面ニ

素來吉野山者、右三社之神地ニ相違無御座、斯御一新之御代と相成候上者、社頭向幷附屬之類、且境内一圓寺坊ゟ決而不差搆、速ニ私共江引渡可申義ハ勿論、吉野山ニ有之所之諸社一圓、私共ゟ神勤仕候間、社地社祿等爲不殘相渡シ候樣ト云云、

吉野山ハ三社之神地ニ相違無之、社地社祿等不殘相渡候樣申立候條、是全滿山奪領之取工ミ成事顯然也、然ルニ、一山押領之旨趣ニ而者決而無之旨、去ル日雙方對決の砌ニ申立と、大キニ相違ス、且ツ神地ニ相違無之ト申確證無之候節ハ承知難相成、此義如何と云云、

一同貳巳正月、再應之願面ニ、但し、此追願差出候得共、此迄僧家江ハ何之御沙汰も無之候ニ付、返答書不出候事、

吉野山之義ハ、神山神境ニ御座候故、一點之處も佛地と申ハ無御座候段、明白之事ニ御座候得共、豐太閤幷舊幕ニ而者、私ニ朝廷之大社神山を以、曲而藏王權現領と致シ寄附狀ニ被載、御朱印有之ト云云、

一點之佛地ト申者無御座候段、明白之旨、其證跡を以申開可致、又豐太閤舊幕私ニ曲而藏王領と致候抔と申立候義、如何心得候哉、武家ニたゐて为、先規ニ依而取計被致候歟、然ルニ私ニ曲而取計致候樣申立、其證跡無之節ハ、全其方之奸曲也、此義如何と云云、

一同願面ニ

僧侶妄談之藏王權現ト云ヒ、其次下ニ、神職之義ハ、舊來辛苦勤仕之私共被御仰付、其外僧侶幷藏王堂者御廢止ニも難被爲遊御次第被爲在候ハヽ、其道執行相成丈ケ之事ト云云、

僧侶妄談之藏王トハ如何、又神職之義ハ、舊來辛苦勤仕之私共に被仰度願立、其方一家を、私ニ兩家与僞り、神職福井家を押へ、社僧之復飾を拒ミ、己を一家ニ而、一山押領之取エミニ候條、不屆之至り、是全御布令之御趣ニも相背き候、其心得ハ如何ニ候哉ト云云、

一同貳年巳正月、五條御役所に差出候願面ニ、（コノ間願面ノ文脱カ）
三社之別當社僧之復飾神勤差留之義を願立候存意如何之事ニ候哉、神社奉仕之身分ハ、社中之繁榮を可願立之處、却而他之神勤を拒ミ、既ニ舊冬も山口神社之禰宜福井家之神職押領之義ニ付、實父福角清記与爭論之節、其方非分と相成候、此等之義如何心得候哉と云云、
右六ヶ條書附を以、及糺問候、一々確證を以、明白ニ返答書差（可差カ）可出候、曖昧（アイマイ／イブカシキコトナリ）之妄（マウ）談有ニ之おゐてハ、承知不相成候旨、急度被仰渡候事、
但シ、右六ヶ條ハ、前坊ゟ差上候書面之簾（廉）々ニ候得者、文言之書損も有之間敷、御糺問之口上書ハ、只一應承り候儘、取意（趣）を書記いたし候事故、少々言葉之前後相違も可有之候歟、乍併其旨趣ハ凡相違有之間敷候、
右之通前坊に被仰付候砌、寺中惣代町方惣代ハ承り居候、當方に何等之御糺問も無之候事、
一同十四日、前坊ゟ六ヶ條返答書差上候樣子ニ候事、
十五日衆徒惣代社僧惣代御召ニ而、前坊ゟ之返答書義ニ付、所々御尋問被成候故、心得居候分ハ夫々申上候、中ニも笑可敷事ハ、前坊兩家之奉申上候義ハ、福井与拙

家之兩家ト申上候筈之處、誤而私共兩家之外神職之者無之ト奉申上候義、奉恐入候抔、詫言有之、其餘五ヶ條之返答ハ、推而可レ知事也、

一十八日、寺中社僧町方、何れも惣代御召出ニ而、前坊一條ハ取調詰(結カ)ニ相成候間、來ル廿二日ニ御所(處置)致之旨可被仰渡、其旨相心(得脱カ)候樣被仰渡候事、

一十九日、町方惣代田中德藏ニ、御役所之事件委細申聞、山內ニ爲注進之歸山爲致候事、

一廿二日、双方惣代早天ゟ御役所ニ出頭致居候處、大炊殿ゟ御取調之義ニ付、御取込之義有之候間、追而御沙汰有之候、夫迄ハ中宿ニ差控候樣被申聞候事、

但シ、前坊ハ御白洲ニ而、何歟御理解被仰聞有之候樣子、尤前坊之親類中ゟ、先日已來何歟歎願御詫奉願上居候樣子も風聞も有之候事、

一同廿七日、中飯後、御用御召ニ付、惣代一同罷出候處、御白洲ニ被召候、前坊茂同斷、早川大參事樣始、石田、都志、大炊殿外ニ下役人貳人御出席、

御所(處置)致之趣被仰渡候事

前坊修理、伊織、其方義(儀)、一昨年來彼是申立、訴訟ニ及候事件取糺候處、返答曖昧ニして、其趣意不相立、是全吉野一山掠奪之奸曲ニ相違無之、依之修理、伊織兩人共職掌

召放（ハナ）シ、隱居申付、家督之義ハ、格別之以御寛典、次男帶刀に申付、子守神社に爲致奉仕候、此段急度申付ると云云、

一町方惣代之者共義、前坊神勤不歸依之筋も有之ハ、其廱（雍）及出願、朝戴（裁）可奉仰之處、無其義、去ル九月神事之節ハ、神輿麁忽之取扱致候條、不屆之至、猶其後一山沸騰（トウ）も可致哉こ相聞候段、是全町役人始惣代之者共不取締候、依之七日之閉戸、五拾日之間謹愼申付るト云云、

一別當社僧惣代知足院、一昨年來願之通、三僧復飾之義聞屆候間、神勤奉仕大切こ可致旨被仰渡候事、

一吉野山年預竹林院、右之通相心得可申旨被仰付候事、

右之通り双方に御裁判之旨被仰渡、一同吟味所罷出候樣被申付、罷出候處、石田殿大炊殿ゟ請書可差出、且双方共向後異論決而致間敷、種々御理解被申聞候事、

一社僧惣代ゟ御伺申上候復飾仕社頭神勤奉仕之神役幷席順、已後も從前之通り相心得可然与奉存候、此段御伺奉申上候處、其儀ハ御布告も有之候間、復飾之上、神勤奉仕之義ハ、諸事從前之通可致旨被仰渡候事、

一年預竹林院に、社寺方ヨリ御所（處置）致之旨趣御書下ケ壹通御渡こ相成候寫、左之通、本

紙學頭代ニ在、

吉野山年預

其一山事件ニ付、一昨年以來、屢及歎願候處、從朝廷も未タ斷然御規則不被仰出、且前坊父子より、種々中立候儀も有之、取調中ニ有之候處、近來ニ至り、一山沸騰も可致哉ニ相聞、此度嚴重取糺候之處、全前坊父子奸曲之儀及露顯候ニ付、前坊父子速ニ職掌取放シ、隱居申付、格別之以御寬典、家督之儀ハ次男帶刀ニ申付、子守神社ニ爲致奉仕候、依而今般昨年來願之通り、社僧三人復飾聞屆候間、右三僧速ニ復飾三社ニ爲致神勤、兼而御布告之御趣意ニ基き、神佛渾淆無之樣、大切ニ可爲致奉仕候、尙一山歎願候事件者、謹而朝裁を相待、聊輕忽之儀有之間敷事、

但、社地佛地假ニ結界相立、不致渾淆樣取計、猶又吉野山寺祿之內、社僧領者社僧ニ引渡、禰宜領者禰宜ニ引渡可申候、修理領御神供領ハ同樣引渡、修理神供向闕典無之樣可取計、惣而向後社寺故障無之樣、規則相立可申事、

午四月　奈良縣社寺方御判

右之通、四月廿七日御所(處置)致ニ相成候、御書下之本紙ハ、學頭代ニ在之候事、

一下町吉田屋喜三郞義、先達入籠御免、徒刑ニ押込ニ相成有之候處、其後病氣ニ付、歸

村役人預ヶニ相成、今般被召出、七日之閉戸、五拾日之謹愼被仰付、此一件も落著ニ相成候事、

別紙

前坊ゟ願立趣意

一修理料山林伐木致し候事、

一昨年ゟ右山林賣拂ノ代金不殘御役所に取上ヶ之事、

一式內神社之內ニ而、細工木色取拂之事、

一帆柱之類賣出し候事、

一僧侶ゟ矢張神社ニたづ障り混淆可致候事、

右之通願立、寺僧滿堂相手取候へ共、此儀ハ舊冬願立ニ相成、東京窺ニ相成候事故、今更ニ返答ニ者不及、乍去伐木之儀ハ、御布令被在候事故、已來不相成候故、其請書可差出との事ニ付、左之通り請書、

但し、寺僧滿堂与有之候所、全ク役所表間違ニ而、滿堂惣代与計差紙到來候事、

九月十五日

御懸り　大炊德太郎樣

別紙

奉差上御請書

一山修理料山林之儀、昨年來賣買仕候山林之儀者、當春以來伐木仕候得共、舊冬十二月、五條於御役所、山林伐木之儀、已來相愼可申旨、被仰渡候ニ付、其已來伐木不仕、尙其上境內山林迄伐木不相成候御布令御座候ニ付、相愼罷在候儀ニ御座候、向後一山之軌則相立候迄ハ、決而伐木仕間敷候、仍而御請書奉差上候、以上、

巳九月十八日　吉野山惣代

小松院印

奈良縣

御役所

員數覺

一貳部(分)金五十貳兩貳分也

右者衆徒中所持之分ニ御座候、御沙汰ニ付奉申上候、以上、

吉野山惣代

巳九月日　　小松院印

奈良縣
御役所

此分租稅局懸り

〔金峰山寺記錄〕十

明治元辰十一月十一日ヨリ同三午四月廿七日落著、禰宜前坊父子奸曲一山掠奪之訴訟、幷追願書等之控、一山寺中惣代ヨリ返答書之控、御裁斷御書下ヶ之寫

惣代
竹林院

口上書

一去月十一日、吉野山神社之儀ニ付、奉出願候處、追而御沙汰有之迄差扣候樣被仰渡奉畏歸山仕罷在候、然ニ差懸り御伺奉申上候儀ハ、當山式內三社を始として、其外神社數多御坐候處、就中堂舍も有之候ニ付、社堂修理領知行幷山林等之義、是迄都而學頭代寺僧滿堂僧徒收納取捌ひゐし居候ニ付、堂塔者折々修覆仕候へ共、神社ハ總而修理難出來、追而破損ニ及、既ニ神殿に雨漏致、實ニ歎息罷在候、乍併神佛混

淆ニ而無之、右體修理領幷山林も、僧分ゟ取捌致居候ニ付、神職之私共心底ニ不任、深心外之至、累年愁苦焦心罷在候處、今般太政御一新ニ相成候後も、右修理領山林賣拂代銀凡貳百貫目計、僧分に取納居、是等も如何取計候哉、不相分、第一神佛混淆不致樣被仰出候上ハ、僧分ゟ社頭向一切難差構次第、左候ハヽ社頭修理領知行、幷山林等之儀、如何仕候哉、既ニ此節收納取立時ニ差臨ミ有之候ニ付、乍恐此段差懸り御伺奉申上候、就而者先般御願申上候願書之趣、何卒御取調被成下、宜敷御沙汰之程奉願上候、以上、

明治元辰年十二月五日

神主
前坊修理亮

禰宜惣代
前坊　伊織

奈良府
御役所

乍恐謹而再應奉願上候、

吉野山
神主
前坊修理亮
禰宜惣代
前坊　伊織

一吉野山之儀者、延喜式内三柱名神大社、從朝廷御鎭祭被爲在候神山神境ニ御座候故、一點之處も佛地与申者無御座候段、明白之事ニ御座候得共、豐臣大閤幷舊幕ニ而者、私ニ朝廷之大社神山を以、曲而藏王權現領与致し、寄附狀ニ被戴(載)、御朱印有之趣ニ候得共、天地御改政之明時ニ當り候而者、僧侶妄談之藏王權(現脱カ)出現之前ニ被爲復、大社之神山神境ニ御治定被爲遊、社頭修理等も、從朝廷被仰付候樣御治定之御聖斷被仰下、神職之儀者舊來辛苦勤仕之私共ニ被仰付、其外僧侶幷藏王堂者御廢止ニも難被爲遊御次第も被爲在候ハヽ、其道執行相成丈ケ之事者、御賢慮を以御憐愍之御沙汰被仰出、何分名神大社之神山神境者、藏王出現以前ニ復し、藏王爲僧侶も、天祖受授之大道、神國之風儀相守候樣仕度、此段乍恐謹而再應奉願上候、何卒願之通御聞濟被爲成下候ハヽ難有仕合奉存候、以上、

明治貳巳年正月

神主　前坊修理亮

禰宜惣代　前坊　伊織

奈良府
五條
御役所

口上覺

一先般吉野山寺僧知足院幷社僧岩本院、西善院名前ニ而、歎願書を以、復飾神勤之儀奉願上候趣ニ御座候得共、金峰神社始式内三座之神社ニおゐて、別當と申者、從古來一切無之、既ニ豐臣大閤御朱院（印）割ニ、名目茂無御座候、且當社者式内三柱大社之内ニも、殊ニ名神第一之御社ニ御座候故、往古者神職之者數多有之、則當山之内字廣野与申所ニ、禰宜屋敷ト相唱候所于今有之、人々能存居候、乍併中昔神職之者、段々零落絶家ニ相成、其已來水分、山口兩社之神職神勤仕來候處、是又寛文年中以來、

段々絶家ニおよひ、終ニ寺僧ゟ諸取納もの取納候樣相成候趣、依之年中御神供燈明調進物等者、寺僧ゟ相賄居候得共、神勤等之義ハ、神主禰宜相勤來り候、尤當社ニかきらす、諸社同樣神勤仕來り候、乍併同社諸收納物者、寺僧へ收納いたし、神職出仕料も無之、其上社中無人數ニ付、乍恐無據月並之神勤者得不仕候得共、正五九月之神勤者、以今相勤罷在候、然ルニ寺僧中立候ニ者、金峰社ニおゐて、古來一切懸り無御座、寺僧守護いたし來り候と中立候義、言語同斷、妄說ニ御座候、當山式內三社之內、殊重キ金峰神社、古來神主禰宜神勤不仕、藏王堂附之寺僧守護致來り候与申義、曾而可有之道理無御座、甚以重頭之中立ニ御座候、然處今般御一新之御布令ニ付、古來之通、向後御神供燈明其外調進物等者、神職之銘々ゟ奉獻備、神勤社務仕候間、以來寺僧復餝神勤之儀者御差留メ被仰附被爲成下度奉願上候、

一社僧岩本院、西善院義者、拾餘ケ年以前迄有之候處、岩本院者相果、西善院隱居致、兩寺共後住無之、其砌り社僧領并諸收納、寺僧中ゟ取納致、社僧代として、人躰も不定、皆々相勤居候內、社僧兩寺共破壞湮滅致、一寺も無之樣相成申候、元來社僧者眞言、寺僧天台ニ而宗門を違候故、社僧代寺僧相勤候如何候處、社僧領并諸收納物寺僧ゟ取入計略ト被存候、然ニ此度岩本院、西善院兩寺、舊名を以當時社僧一寺も無之、

(儀)　(脫アラン)

勿論中間ニも無之社僧ニ、寺僧之内ゟ轉住、復飾神勤仕度奉願候儀、甚以不當之至ニ御座候、尤僧侶後住取立も僧分ゟ致、神職取立神勤等之義者、神職ゟ可仕本意と奉存候、乍併是迄社僧相續仕居候人躰有之、復餝神勤仕度奉願義ニ御座候へ共、御布令後御座候ニ付、無餘儀筋ニも相聞候得共、社僧ハ一代限りニ而、他所他國ゟ來り、由緒も無之身分、復餝神勤仕候而者、神代已來之神地、誠ニ式内名神大社御座候得者、往古ゟ數代神勤仕來り候神主爾宜ニおいてハ、甚以て愁懷至極ニ御座候、就而者自ら神感（威カ）も輕々敷神慮恐入奉存候、且又寺僧知足院、社僧岩本院、西善院三ヶ院名前ニ而、惣代岩本院印形歎願書差上候儀、寺僧之内岩本院与申者無之、社僧岩本院を、前ニも申上候通り拾餘ヶ年已前絶寺無住ニ相成、夫旨（マヽ）寺僧之内ゟ、社僧後住も無之誠ニ無院ニ候處、此度轉住復餝神勤願ニ付、岩本院印形仕奉差上候儀、甚以奇怪之至ニ御座候、何分今般御一新之御儀ニ御座候得者、式内三社其餘之神社ニおいても、藏王堂附屬之寺僧幷滿堂僧侶等、社僧舊名目を以、復餝神勤奉願上候儀、向後御差留メ被爲仰付被成下候樣奉願上候、前件之通御聞屆ヶ被成下候ハヽ難有奉存候、以上、

神主

明治貳巳年
正月
前坊修理亮
禰宜惣代
前坊　伊織

奈良府
五條
御役所

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

口上覺

一吉野山水分、山口兩社御祭禮、例年三月十一日、九月十九日春秋兩度御座候ニ付、兩社之神輿藏王堂ゟ渡行仕來り候處、神佛混淆御廢止之上者、藏王堂ゟ被爲入候儀難相成奉存候、乍併是迄渡行仕來候儀ニ付、右藏王堂前ニ四本櫻を植有之御廣キ白洲御座候間、地面ゟ神輿御旅所仕、先規之通り渡行仕度奉存候、尤藏王堂前ニ御座候得者、神輿御渡在中を、藏王堂閉扉爲仕度御座候、往古ハ神輿渡行御仕殿茂可有之處、藏王堂大ニ出來候以來、終右藏王堂內ゟ渡行仕候樣相成候と奉存候、往古ゟ神輿渡行之地ニ御座候間、此段御伺奉申上候、以上、

神主

前坊修理亮

明治二巳年

二月七日

禰宜惣代

同　伊織

奈良府

御役所

奉願上口上覺

一吉野山水分(山口脫)兩社神輿渡行ニ付、送迎人足之儀、是迄當山學頭代ゟ山内町家百姓へ申附、人足差出相勤來候處、當春ゟ者、右僧侶ゟ神輿送迎人足等申付候儀難相成次第ニ付、向後神職中ゟ差支無之樣、町家百姓へ前以申聞置度奉存候間、此段奉願上候、

神主

前坊修理亮

明治二巳年

二月七日

禰宜惣代

同　伊織

奈良府
　御役所

一御觸廻書之儀、是迄當山學頭代へ差向ニ相成、同院ゟ社寺通達いたし居(マヽ)得共、已來御觸書等、神職共にハ、五條御役所ゟ致到來候樣仕度、尤五條町ニ而取次所相定、名前書同御役所へ差上置可申間、其方へ向ケ御差出可被下樣奉願上候、右兩樣宜敷御聞屆ケ被成下候樣奉願上候、以上、

明治二巳年
　二月七日

神主　前坊修理亮

禰宜惣代　前坊　伊織

奈良府
　御役所

奉願上口上覺

一吉野山神主禰宜繼目之儀、神祇官御役所江奉願度、當春五條於御役所奉願上置候處、今般上京仕度奉存候間、何卒御印鑑頂戴仕度奉存上候、右之趣御聞濟被爲成下候ハヽ、難有奉存候、以上、

明治貳己巳年
六月

神主
前坊修理亮印
禰宜惣代
同　伊織

奈良府
御役所

口上覺

一過日御印鑑頂戴上京仕、神祇官御役所江參上仕候處、右御印鑑表ニ、國所社號等無御座候ニ付、御差戻ニ相成候間、何卒左之通御認替被成下度御願奉申上候、

大和國吉野郡吉野山

金峰神社
水分神社
山口神社
神主
前坊修理
禰宜
同　伊織
神主禰宜惣代
前坊伊織

以上

乍恐謹奉願上候

堤帶刀儀ハ前坊伊織之弟ニ而御座候、尤金峰神社之禰宜ニ而ハ決而無之、堤之名跡ハ山口神社之禰宜之舊名ニ御

大和國吉野山
神主禰宜惣代
前坊伊織

座候間、金峰社之禰宜ニ被仰付候而ハ

屹度異論ニ相成可申候事、

禰宜
堤　帶刀

禰宜
福井　宮内

一金峯神社禰宜堤帶刀、山口神社禰宜福井宮内、右兩人御神役相勤申度奉存候ニ付、今般奈良御縣御印鑑申受上京仕候、何卒御許狀兩人共頂戴仕度、奉願上候、右御願之通御許容被爲成下候ハヽ難有奉存候、恐惶謹言、

明治貳巳年十二月

吉野山

禰宜
福井　宮内
橘　正保

禰宜
堤　帶刀
中臣守長

神主禰宜惣代
前坊伊織

神祇官
御役所

奉願上口上覺

吉野山
神主禰宜惣代
前坊 伊織
禰宜
堤 帶刀
禰宜
福井 宮內

一神主前坊修理守繁次男、同苗帶刀義(儀)、祖伯父堤數馬家苗相續致し候ニ付、今般金峯神社奉仕神勤仕度、依之御許狀拜受之儀、神祇御官に御願申上度奉存候間、何卒御印鑑頂戴奉願上候、
一福井縫殿義(儀)幼少ニ付、御神役難相勤、社中人少旁ニ付、實父之因ヲ以、福隅清紀同家

相離れ、福井ゟ入家致し、社中ゟ衆入之上、福井宮内与改名仕候ニ付、今般山口神社奉仕神勤仕度、依之御許狀拜受之儀、神祇御官ゟ御願申上度奉存候間、何卒御印鑑頂戴奉願上候、

右之兩人御願之通御聞屆被爲成下候ハヽ、難有奉存候、以上、

吉野山

明治貳巳年

禰宜

十二月

福井 宮内

禰宜

堤 帶刀

神主禰宜惣代

前坊 伊織

奈良縣

御役所

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

儀(義)定證文之事
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

一其許成長之上、神祇官當山式內三社之神職御許狀拜受之儀、屹度可願上候、若及違背候ハヽ、可蒙神明之罪事、依而儀(議)定書如件、

明治二巳年
十一月

神主
前坊修理印

禰宜
同　伊織印

福井縫殿

議定書之事

一社中福井縫殿、幼稚ニ而御許狀拜受難相成候ニ付、實父因を以、其許右同家へ加入、衆入之上、當山式內三社之禰宜職御許狀頂戴仕度旨、拙方へ被賴出候段、無異義承知致し候、然ル上ハ、何時ニ而も、奈良縣に罷出、御添輸申受、神祇官に參上致し、當山式內三社之禰宜職御許狀拜請之儀、御願可申上候、依而儀(議)定書如件、

明治二巳年

神主
前坊修理印

十一月　禰宜
同　伊織印

福隅清記殿

右願之請書前坊方へ差入置候事、

口上覺

一當御役所に縫殿繼目之義御願不申義も、同人小兒ニ付、先神祇御官へ下伺仕、御許容ニ相成候趣ニ御座候へも、御當縣へ御願可申上之所、於御官、次件之通被仰聞ニ付、無餘義御縣へ得御願不申上候、猶又其節直樣御當縣へ可願上義ニ御座(マヽ)へ共、縫殿歟又ハ清記拙者同道ニ而、可罷出も必定之處、清記可(不カ)罷出而已歟、縫殿印形御急拙者ニ相渡し不申共、右申上候通、先御官へ下伺仕候上ニ而、御縣へ御願可申上、示談罷在候證據ニ御坐候、次ニ吉野山三社神主職禰宜職、私共父子へ御許狀頂戴仕候義ハ、社中ニ拙者父子之外、神勤可仕人躰無之故、不得止兩人へ拜請仕候、且又神祇御官へ奉差上候願書ニ、福井家苗ヲ相認メ可申之處、誤而外ニ家苗と而已書印候義ハ、實以無念書損ニ御座候、尤縫殿許狀之義、神祇御官へ言上ヲ以下伺仕候

所、拾五才以下之許狀不相叶、併シ拾三才こも相成候へと、乍無理御許容可相成旨被仰聞候段、屹度相違無御坐候、然を共今一應從御當縣、御官へ御尋被下、六才之者こ而も、御許狀御下ヶこ相成候義こ御座候ハヽ、山口神社神主禰宜職拙者無異儀退勤可仕候間、此段宜御賢慮之程奉願上候、以上、

明治二年
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　神主禰宜惣代
巳十一月
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　前坊　伊織印

奈良縣
　御役所

〔金峰山寺記錄〕十一
明治貳巳十月十五日ヨリ同三午四月廿七日落着
一一山町々惣代ヨリ前坊神職廢シ出願書幷追願書之控
一前坊父子ヨリ同返答書之控
一御裁判御書下ヶ之控
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　惣代
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　竹林院龍敬記

乍恐謹而奉願上候

吉野山下
吉野郡吉野
願人　町々惣代
相手同所
禰宜
前坊修理
同人悴
同　伊織

一右相手、前坊修理父子義(儀)、水分神社之神職ニ而候得共、神勤奉仕方不束之上、神道ニ有間敷事共仕、其外種々神職業不宜擧動を以、爲相腦(腐)、一山町方一同疲(衰)弊難澁落入、自然と御祭渡御等指障り候樣可成行義者、必定ニ付、彼レ父子之神職を飽迄茂不歸依勿論、年々神祭每ニ爭論行違筋可出來哉も難計、後難之程慮り候得と、暫時も安心不相成候、尤前坊修理父子奉仕方御神慮ニ難相叶道理、日前見聞之次第左ニ、

一水分神社と奉申候者、延喜式之内至極大切成趣傳承罷在候ニ、前坊修理父子、其神

職ニ候處、每年九月ゟ翌年四月迄之間者、神燈幷神酒神供等不奉獻備、且掃除等も打捨ニて、一切奉仕不致候段、無勿躰も神明を輕蔑仕候義、言語同斷重罪と奉存候、
一御一新後、神佛混淆不相成御趣意ヲ不相守、四月八日ゟ九月七日迄、大峯山上參詣人有之間、神勤名聞ニ而、水分神社ニおゐて、諸國參詣人に當社之本地地藏菩薩抔と申立、詐妄を以誑惑いたし、安産之守又ハ紛敷札守等を强賣、金錢を貪收、諸人難澁爲致候、右者神職ニ有間敷所業ニ而、諸國へ見聞不宜、自然山内之瑕瑾、衰微之基、重々差支、第一御一新之御趣意相背、不埒と奉存候、
一神職之者ハ、身心潔淸ニいたし可居處、無其義、諸之不淨ニ携而已ならす、邪見之者ニ而、況哉前條月日之間、社頭打遣りニ捨置、私宅ニ而已罷在、身を廿シ、心奢り候義、神慮不相叶、必然と奉存候、
一神職神勤ハ神道之本元、正直を旨とし候樣傳承仕居候處、前坊父子ニおゐてハ、他家之神職を奪候趣、慥ニ承知、是レ偏ニ貪欲無道之人非人之所業、神慮を背而已ならす、御聖斷ヲ不奉恐候段、言語同斷不當至極奉存候、
一前坊修理父子、金峰、水分、山口三社之神主禰宜職御免許狀頂戴仕候趣ニ而、既ニ當九月十九日、祭禮神輿渡御之砌、例年猿田彥太神幷獅子頭太鼓等之行事茂御座候

處、略之、大切成神祭自儘之取計、是全神明を鮑略いたし候義ニ而、是又神慮ニ不相叶と奉存候、

一往年ゟ凶作飢饉之節ハ、毎々修理領ハ勿論、寺院幷町方之者ゟ夫々極貧窮迫之者共江助成いたし候得共、前坊修理義、(儀)山内一二之富家、山林等多分所持致居なから、壹錢目之助成も不致、誠ニ以無慈悲强欲無道ニ而、却而困窮人之甘味を吸、難澁可致樣仕向ヶ候、

一吉野山者片山家ニ而、百姓幷稼計ニ而ハ、迚も渡世難相成、大峯山上金剛藏王役行者兩尊信仰、諸國參詣人之助力を以、多分相續仕居候義者、前坊修理義、(儀)同山之義ニ而、其事情能々致承知居なから、諸人之愁歎も不顧、御一新之御趣意を奸計密謀廻シ、時勢ニ乘シ、佛道を壓倒シ、金剛藏王修理領幷境內山林ニ至迄、悉皆横領致シ、山內之主と可罷成大膽不敵横道之取工ミ御座候、畢竟神佛分離ニ付テハ、町方之者共差搆譯ニ而も無御座候得共、前坊修理奸惡、右躰之始末ニ相成候時ハ、誰歟一人參詣可仕者無之樣成行、町方不殘亡所ニ可及、其混(マヽ)雜目前ニ而、明暮心苦愁歎罷在候、

右之通ニ御座候而、前坊修理父子兼而心得方不宜ニ付、祭禮渡御之節、彼是御當縣

御役所様へ奉掛御苦勞、深重ニ奉恐縮、唯題(大カ)躰前坊修理父子神職者不歸依ニ付、此儘ニ而ハ無勿躰義、其神之信仰も薄ク相成ハ勿論、渡御度事ニ者迚も混亂不相絶哉ニも、遠計仕候、就而ハ取工ミ居候隱謀ニ陷り、如何躰之難澁愁歎可致事義、難計ニ付、暫時も安心不相成候、全躰斯ク難有御代奉戴シなから、非道貪欲酖(耽)り、不成容易事工ミ仕候段、言語同斷、一山中身命ニも相抱(拘)候義ニ而、此儀不捨置ニ付、無據乍恐謹而奉願上候、何卒右之趣被爲聞食、寬太(大)之御仁恤を以、前坊修理伊織帯刀貢不歸依ニ付、急速御廢止被爲成下度、無左候而者、一山不相治候間、此段偏ニ奉願候、

右之趣御聞屆被爲成下候得ハ、難有仕合奉存候、以上、

吉野山

町々惣代

明治貳巳年

十月十五日

多兵衞印

林三衞印

重左衞門印

奈良縣

御役所

吉野山町々惣代ヲ以、拙者父子を相手取、御訴訟奉申上候ニ付、返答左ニ、

一前坊父子義(儀)、水分神社之神職ニも候へ共、神勤奉仕方不束之上、神道ニ有間敷事共、仕、其外種々神職ニ不宜暴動ヲ以爲相腦(惱)、一山町方疫(疲)弊難澁ニ陷り、自然と御神祭渡御等ニ差障り候樣可成行義も、必定ニ付、彼父子神職者、飽迄も不歸依、勿論年々神祭事ニ爭論行違筋可出來哉も難計、後難之程慮り候得ハ、暫時も安心不相成候、尤前坊修理父子奉仕方御神慮ニ難相叶道理、目前見聞之次第左ニ、

此段悉く返(反)對之中立ニ御座候、其子細者、私共神道ニ有間敷所業仕候事、一圓無之、又神職ニ甚暴動ヲ以、山内を腦(惱)、町家疲弊難澁爲致候義、決而無御座候、彼當社御祭禮を破暴候ニ付、御役所に奉懸御苦勞、尋而今般理不盡成事御願申上候ニ付而者、一山數度會合仕、莫太(大)之金銭を費シ、山内之騷動一方ならす、疲弊難澁ニ陷り、根本も皆彼方發シ置なから、拙者方起シ候とハ、逆讎徒ニ御座候、又自然と神輿渡御等ニ付差障り居候樣、可成行義も必定と申立候ハ、何事ニ候哉、彼等ハ當祭りニ神輿ヲ微塵ニ打碎キ、今年限りニ渡御廢絶可致所存、眼前ニ相見へ候得共、是亦反對之中立之可惡事ニ御座候、次ニ拙者父子神職も飽迄不歸依と申上候得共、拙家累代知行所ヲ、天朝方頂戴仕、是ヲ以神勤仕、山内者方、一合之初穗

壹錢之助力を受候事無之候へハ、元來不敬故今更不歸依可有之道理無御座候、又年々神祭每ニ爭論行違筋可出來哉も難計、後難之程慮り候得ハ、暫時も安心不相成ト申立候得共、是迄之爭論行違筋者、皆彼ゟ仕向候義明白ニ御座候得ハ、以後も彼等相愼ミ、擧動不致候得ハ、平穩ニして何事も有之間敷奉存候、

一水分神社ト奉申ハ、延喜式之內至極大切成趣傳承罷在候、前坊父子共神職ニ候處、每年九月ゟ翌年四月迄之間ハ、神燈幷神酒神供等不奉獻、且掃除等も打捨ニテ、一切奉仕不致候段、無勿體義神明ヲ輕蔑仕候義、言語同斷重罪ト奉存候、

此段甚シキ僞ニ御座候、尤水分神社ニハ、私宅ゟ道程十八町有之候得共、冬春ハ每月朔日、八日、十五日、十八日、廿四日、廿八日、此定日ハ風雨氷雪を不厭、無懈怠參入仕、神酒神供獻備掃除入念致シ罷在候、尤御神供料、寶曆年中ニハ、每年八石宛相納り候處、其後年々減少仕、只今ニ而ハ一ヶ年ニ限二百日餘りニ相成候得共、正月三日之間ハ、右定日獻備之外ニ、別段三斗之鏡餠獻備仕候、最前ニハ五斗宛獻備仕居候得共、近年物價騰貴ニ付、無據三斗ニ相減候、如此大切ニ神勤奉仕罷在候義を申曲ケ、言語同斷重罪と申立候ハ、甚しき惡口ニ御座候、

一御一新後、神佛混淆不相成御趣意ヲ不相守、四月八日ゟ九月七日迄大峰山上ニ參

詣人有之候間、神勤名開ニ而、水分神社頭ニ於て、諸國參詣人に當社之本地子安地藏菩薩抔と申立、詐妄を以誑惑爲致、安産守又ハ紛敷札守を強賣、金錢ヲ貪り取、諸人雜澁爲致候、右者神職ニ有間敷所業ニ而、諸國に之見聞不宜、自然と山内之瑕瑾衰微之基、重々差支、第一御一新之御趣意を相背不埒ニ奉存候、

此段ハ御一新之御趣意を以、私共罪ニ可墜手段ニ候得共、本地佛子安地藏抔と相唱に候ハ、社僧附屬之刻、僧徒之申張り候舊弊ニ而、當今神佛混淆御廢止後者、斷然本地佛幷佛器等悉く取壞、於今ニ而ハ、神職之者共本地佛名等相唱候義ハ、決而無御座候、既ニ其昔豐臣内大臣ヲ始メ、水戸殿、細川殿尋而本居宣長大人等茂、當社安産之御守神靈之御幸ニ賴而、出誕被爲在、此外懷姙祈願之面々安産之守を授候者、神靈著明事不暇算、如斯公侯大人等に相授ケ候安産之守ニ御座候得共(者カ)、今更彼共ニ可被咎義一切無之候、尤懇願人にハ、相授候得共、神職方ゟ強賣仕金錢貪取、御趣意を相背候事、屹度無御座候、是全ク妄說之言懸ニ御座候、彼等社佛名を衒り、種々之妖說虛言ヲ申、諸國參詣人を欺キ、加之所々ニ行場を構ヱ、大峰參詣之輩を腦(惱)メ候事、年中ニハ數度有之候、尙又怪敷護符等を強賣、金錢を掠取、又ハ諸國に廻檀ニ參、虛說を以金錢物品ヲ貪ルハ、佛地之風俗とハ乍申、可

惡所業共數ヲ不知、全體彼等ハ神職之些少之事ニ疑眼附候得共、僧徒又ハ己ガ
惡事ニも聊心附不申候も、奇怪至極ニ奉存候、

一神職之者も、身心共潔淸ニ致し可居之處、無其義、諸々之不淨ニ携候而已ならず、邪見之者ニ而、(別行カ)此段廉日無之故、返答可仕由無之候、(別行カ)(世シカ)身耳之心奢り候義、神慮不相叶、必然と奉存候、

此段拙者何ノ心奢り候哉、其自不分明ニ付返答不仕候、彼共能存居候通、僧徒等社人ニ押畢、恣ニ酒肉喰ひ、寺院に娼妓を引入、三味太鼓ニ而打囃、奢りを極メ居候義ハ不申、質素儉約を相守居候拙者共ヲ、心奢り抔と申者人違と奉存候、

一他家之神職ヲ奪ひ候趣云々、

此段他家之神職ヲ奪ひ候と申者、福井家之事と推察仕候、此義共願人福隅淸記方に返答可仕候、

一前坊修理父子、金峰、水分、山口三社之神主禰宜職御免許狀頂戴仕候趣ニ而、既ニ當九月十九日、祭禮神輿渡御之砌、例年猿田彦太神幷獅子頭太鼓等行事も御座候處、略之、大切成神祭自儘之取計、是全神明を麁略ニ致し候義ニ而、是又御神慮ニ不相叶と奉存候、

此段一山之者、猿田彥、獅子頭人足出所不案內故、拙者自儘之取計ニ而略し候樣申立候得共、元來此人足ハ、社僧方ゟ勤居候處、先年社僧斷絕之後者、其領分ハ寺僧方に兼帶致し、租稅收納罷在候故、此人足ハ當時寺僧ゟ可差出筈之處、其義無之而已なら者、祭日拙者方ゟ其案內申入候得共、其沙汰無之、太鼓ハ破裂致し候ニ付、修理領方に張替度々申入候得共、是又張替不致候故、無據用不申候、右之通ニ御座候得者、猿田彥、獅子頭、太鼓等之行事略之義ハ、社僧領收納方幷修理領之不行屆成事明白ニ御座候得共、拙者自儘之取計ニ而略し候義ニ無御座候、

一往年ゟ凶作飢饉之節度も、修理領ハ勿論、寺院幷町方之者ゟ、極貧窮迫之者共へ助成致し候得共、前坊修理義、山內一二之富家山林等多分所持致し乍居、壹錢日之助成も不致、誠以無慈悲强欲無道ニ而、却而困窮人之甘味を吸、難澁可致樣仕向候、

此段私共一錢之助成も不致と申立候得共、恩を怨ニ而報とハ、此事ニ御坐候、前々亥年寺社中ゟ救米遣候節、拙家ゟも差出し候、然ルヲ一錢日之助成も不致、却而困窮人之甘味吸候とハ、穢敷事ニ御座候、是善キ序ニ付申上候、去ル酉年米價騰貴之砌、山內身本宜敷者共ゟ、救助米數十石取集、其米大半己ガ密妾或ハ密通致居候奸婦之者へ向、竊ニ分配致し、其殘ヲ困窮人に施し候僧徒有之、斯而者社

無慈悲强欲非道之所業、實ニ困窮人之甘味を吸候者ニ御座候、然ルニ是等之事ハ不申、一粒之甘味も不吸拙者に對シ、困窮人之甘味を吸、難澁可致仕向抔と申立候ハ、不審ニ御座候、

一吉野山者片山家ニテ、百姓幷稼計ニ而モ、迚も渡世難相成、大峰山上金剛藏王役行者兩尊信仰、諸國參詣人之助力を以、多分相續仕居候義ハ、前坊修理も同山之義ニ而、其事情能々承知乍致居、

此段願人之申通ニ付、拙者ゟ藏王權現役行者義ハ、一切差構不申候、

一諸人之愁歎も不顧、御一新之御趣意ヲ幸、甚奸計密謀廻し時勢ニ乘し、佛道ヲ壓倒シ、

此段一山之者、共可恨本人取違ハ、去辰年夏、當山僧徒申合、諸人之愁歎も不顧、御一新之御布告ニ乘し、見越之奸計を廻し、佛体ニ無紛金剛藏王權現ヲ僞り、神と御願申上、其佛像ハ其儘居置、其外舊來頂禮いたし居候佛躰佛器幷諸國信仰之輩ゟ掛置候額等、悉く取除、加之金之鳥居額迄取拂候、其時ハ實ニ佛法廢止之勢ひニ相見へ候、如是佛道壓倒可申發起ハ、僧徒取越之密謀ゟ相始り候事明白ニ候、實山內之者共、眼前ニ見而能乍存居、何故無差構、拙者を恨ミ候哉、其心底一向

相分不申候、

一金剛藏王修理領幷境內山林ニ至迄横領致し、山内之主と可被成大膽不敵横道之取工ミ御座候云々、

此段神佛分離之御布令ニ付、是迄社寺修理領幷同領山林共混雜致居候ニ付、神佛混(マヽ)御廢止之上ハ、向後神領佛領御引分被成下、社頭修理領等ハ、從朝廷被仰下度旨御願申上候迄ニ而、横領可致取工決而無御座候、

一前坊修理奸惡、右躰之始末ニ相成時ハ、誰ゟ一人參詣可仕者無之樣成行、町方不殘亡所ニ及へく、其混雜目前ニテ、明暮心苦愁歎罷在候、

此段私共之所爲ニ而、吉野山神域と相成候ハヽ、參詣人無之樣可成行趣申立候ハ、金剛藏王權現ヲ、神と可致企ハ、前段之通僧徒之所業ニして、拙者之存候處ニ無御座候由、又金剛藏王神と相成、上古如純粹之神山ニ相成候トテ、壹人も參詣無之樣可成行道理決而無之、其徵候ハ既ニ金毘羅權現者琴比羅神社、談峰權現ハ大職(織)冠神社ト御改正被爲在候へ共、參詣者以前ニ不相變、談山抔ハ是迄之千万倍ニ御座候、顧人之中立見越筋違之難題ニ御座候、

一前坊父子乖而心得方不宜候ニ付、祭禮渡御之節、彼是御當縣御役所へ奉掛御苦勞

云々、
此段御祭禮神輿渡御等之砌、彼等神輿を破却致し、御當縣に奉掛御苦勞、御吟味之上、其刑に可被行之處、御役所之御憐愍ヲ以、乍奉蒙御宥免、未タ日數も不經、己ら罪を押隱し、修理父子兼而心得方不宜に付、御當縣御役所に奉掛御苦勞候と申立候義ハ、心外至極、此儘難差置奉存候間、先達而御利(理)解被仰聞候に付、御願下ケ仕候得共、彼ゟ猶發而右樣申立候に付而も、不得止事、乍恐再應御吟味詰御願奉申上候、

一此儘に而ハ無勿躰も、其神之信仰も薄く相成、
此段私共神職に罷在候事、神之信仰薄く相成候と申立候へ共、前々ゟハ近來祈願人參入、年々に相殖候得者、是則拙家神主に罷在候而、信仰薄く不相成證據に御座候、

一然者取工居候隱謀に陷り、如何躰之難澁愁歎可致事も難計に付、暫時之安心不相成、全(脱アリ)躰耽り不成容易事工仕候段、言語同斷、
此段隱謀貪欲不成容易事工ミ、此三ツ者何事候、一向相分不申候間、其實事聞取度と奉存候、

一山内身命ニも相抱(拘)候義ニ而、不捨置候ニ付、無據謹而奉願上候云々、
此段一山中身命ニ抱(拘)り候と申立候ハ、逆對仕候、拙者共社彼等願之通、神職廢止相成、又ハ彼等内々取工居候通、竹鎗ニ而被突殺候へハ、實ニ身命ニ相抱(拘)り候、

一前坊修理悴伊織帯刀貢神職不歸依ニ付、急速御廢止被成下度、無左候而者、一山不相治候間、此段偏ニ奉願上候、
此段前文ニ段々返答仕候、理不盡成廉ヲ以、拙家神職廢止被成下度抔ト、大變ニ御願奉申上候義ハ、實ニ僻婦之嫉妬同樣之事ニ御座候、彼等社春秋兩度之祭禮を破暴いたし、今更無謂事共を奉訴訟、加之此事勝敗ニ依而、拙家を亂暴可致企有之趣、慥ニ聞取候間、彼等自儘ニ致し置候へハ、騷動彌增長仕候、實ニ一山不相治樣奉存候得共、拙家神職ニ罷在候而、山内不相治道理決而無御座候、
偖當山神職之義ハ、中昔已來、僧徒之被官同樣ニ罷成候處、當今神社分離被爲仰出候ニ付、神職ハ神祇官方御許狀頂戴仕、依之向後社家共僧徒之氣儘ニ不相成事を畜(マヽ)憤致し、佛家腰押ニ依テ、山内之者共、拙家を相手取、理不盡成事御願申上候證據慥ニ有之候得共、其張本たる僧徒之名前、破戒姦惡之事實等、詳ニ可奉言上之處、御多端之御時節、重々奉掛御苦勞候段、奉恐入、先此度ハ差扣候、

抑山內之者共、己が御祭禮を暴破致し、神祇を飽迄輕蔑に乍致、神職共之神勤奉仕方不宜抔と奉願上候義ハ、狂氣之者同樣ニ御座候、又彼等申張候通、吉野山ハ中昔ゟ佛菩薩之助力を以、多分相續仕居候土地ニ而、相違無御座候、依之彼等第一佛法を守護致し居、坊主共之身持不宜廉を嚴重ニ御糺可願上筈之處、其僧徒之破戒惡行御制度を相妨事共不暇數、斯而大切成大事を悉く押隱し、微たる神職廢止被成下抔と御願奉申上候義者、善惡大小取違候事共ニ御座候、此段深御賢察被成下、明白ニ御裁判被爲成下候樣奉願上候、已上、

吉野山

明治二巳年十月廿八日

神主

前坊修理印

禰宜

前坊伊織印

奈良縣

御役所

一町方惣代ゟ午二月十八日追願口上書左ニ、

乍恐奉申上候

一吉野山水分社神主前坊修理始一族相手取、不歸依ニ付、神職御廢止之義奉願上候一件、御伺中ニ而、去巳十一月十四日、双方共一ト先歸山被仰付、奉恐入候、然ニ委細先般奉申上置候通之儀ニ候故、何分前坊父子神勤奉仕等、麁略ニ致、御神慮ニ不叶義ハ申迄も無之、題（大）體私欲深き者ニ而、山內一圓己壹人して平呑（併）可致与之所存有之義、兼而平日見拔き居候、尤當今追々當山ゟ旅人參詣有之候ニ付而ハ、右體我慢之修理父子ト、町內之者与、自然行違不慮之事共出來哉も難計、且ハ差當り來月十一日、水分社幷山口社例年之神祭如何可相成義哉、實ニ町々小前末々迄、深く奉恐縮候、何分ニも不歸依之人、神職相勤居候而者、吉野山不治衰微甚、難澁ニ御座候ニ付、再々之不（膽アラン）奉顧恐多候得共、不得止事、此段奉申上候、何卒被爲聞食、至急御糺明之上、他迄不歸依屹度神職御廢止之程奉願上候、右之趣御聞屆ケ被成下候得者難有奉存候、以上、

吉野郡吉野山

明治三午二月十八日

町々惣代

太兵衛印
嘉　助印

奈良縣
御役所樣

前書之通奉申上候得共、一應歸山可致、追而及御沙汰旨、急度被仰渡候ニ付、歸山致候處、町々一統何分至急ニ御糺問被下度、無左候得者、一山一同も出頭ニ可出罷(罷出カ)候樣申立候ニ付、先前惣代より重而追願左之通、

乍恐奉願上候

一吉野山水分神社禰宜前坊修理一族相手取、不歸依ニ付、神職御廢止之義御願奉申上候一件、去ル十九日奉追願候處、厚き思召を以、歸山可致旨被仰付、奉恐入候、依之歸山仕、右之趣町々一同へ申聞候處、㝡早旅人幷參詣人多分登山可致候ニ付、奸欲(慾)不道之修理一族、神職之威を振ひ、町々之者を眼下ニ見侮り居候ニ付、不慮之間違等出來候而ハ不宜、難澁ニ御座候ニ付、何分急速御糺明、神職御廢止奉願上呉、自然惣代共ゟ御願難相成候得者、町々一統可罷出旨申候を取押へ候得共、人氣動搖、心得違之事共出來候而ハ、深重奉恐入候ニ付、甚恐多御座候得共、右之次第何卒御賢

察被成下、前坊修理一族被召出、御糺明被成下度、左候得者、山内町々人氣和穩可仕候と奉存候ニ付、乍恐此段伏而奉願上候、右之趣御聞届被成下候得者、難有仕合奉存候、以上、

明治三午年二月廿二日

吉野郡吉野山
町々惣代
多（太カ下同ジ）兵衛印
徳藏印
嘉助印

奈良縣
御役所様

一當三月十一日、兩社之祭禮延引之義、町々惣代ゟ、學頭代へ願出候ニ付、一山惣代ゟ奈良縣へ届候ニ付、御役所ゟ町方惣代被召出、御神祭延引之義御聞届に相成候旨被仰渡候事、

但シ、右神祭、八月十一日ニ行事致、神輿ハ銅之鳥（居脫カ）へ御渡幸ニ相成、尤社僧別當復飾之家ゟ、神事取行ひ、福井逢（縫）殿并前坊帶刀兩人ハ、只禰宜之行事而已奉仕致候事、

一町方惣代ゟ再三追願書左之通、

乍恐謹而奉歎願候

一吉野山水分神社禰宜前坊一族不歸依ニ付、神職御廢止之義奉願上候處、厚く思召を以、歸山被仰付置、奉畏り候、然ル處去ル八日御召出之上、例年之御神祭延引可致旨被仰渡候趣、町々一同に申聞候處、奉恐承居候得共、兎角人氣柄乍恐左ニ奉申上候、

一奸惡不道之前坊父子始一族、神職御廢止之義、急速奉願上呉候樣、惣代共ゟ御歎願不相成候得者、町々一統ゟ御願ニ可罷出旨申之、人氣動搖致候ニ付、種々取押に罷在候得共、元來奸惡不道人非人之仕業ゟ事發シ候義而(こ脱カ)、片時も早く神職御廢止被成下度、無左而ハ、恐多も神拜薄く相成、御神慮ニ不相叶哉ニ候、勿論參詣旅人之聞も如何鋪時ハ、山內町々衰微、土地不繁榮之基、尙々前坊へ恨ミ彌增候、元來無左してさへ、意隔、斯御出願等ニ相成有之義、返々も不歸依ニ而、暫時も安心不致、最早一統御出願ニ可罷出、只今形勢、若心得違行ミ鋪始末ニれよひ候而ハ、深重奉恐入候ニ付、歸山被仰付置候義も不奉願恐、此段奉歎願候、右御賢察被成下、何卒出格之御憐慮を以、急速前坊一族御召出シ、神職御廢止被爲成下度、此段伏而奉御願上候、

右之趣御聞屆ケ被成下（候脱カ）得者、難有仕合奉存候、以上、

吉野郡吉野山

明治三午年三月十二日

町々惣代

太兵衛印

德藏印

嘉助印

奈良縣

御役所樣

一前々之通數度追願致候ニ付、三月廿日、吉野山ヘ大參事早川殿幷斷嶽（獄下同ジ）方等御登山被成、則前坊修理幷忰伊織之兩人、御旅館ヘ召出之上、追而御沙汰ニ及迄、謹愼被申付、則御請書如別記差上候事、其砌下町吉田屋多藏、幷忰喜三郞兩人ハ、一山ヘ無同意前坊ヘ同心致居候ニ付、同樣御召出ニ相成、直樣御召捕、繩付ニ而奈良御役所引立被成候事、但シ斷嶽方旅宿をおやニ而取計被成候事、早川大參事之旅宿ハ福知やニ而候事、其後藏王堂始吉水院、櫻本坊、如意輪寺之延元帝陵幷竹林院ヘ御巡見之上、廿一日御下山被成候事、

一四月八日、前坊一件御糺問ニ付、去ル辰十一月、前坊ゟ吉野山ハ總而神山神境ニ申立、御布告之御趣意柄不辨、堂塔僧舍を廢シ、山内一圓奪領之奸謀廻シ、一山寺院を相手取及訴訟有之候得共、今日迄何等之御取調無之、依而今般寺院惣代幷社僧復飾惣代、町々惣代、何も一同御召出ニ而、於御白洲、先寺院と對決、次ニ社僧、次ニ町方等、對(決脱カ)ニ及候處、前坊非分相成候、其後再三御糺問ニ相成、終ニ前坊父子奸曲申開不相成候ニ付、次下之別紙御書之通、御白洲ニ而御裁判被仰渡候事、尤前坊父子四月二日ゟ、徒刑ニ押込ニ相成、帶刀も御取放ニ相成有之候故、上訴ニ而ハ無之候事、

一去巳九月、兩社神事祭之節、神輿御渡幸之砌、少々麁忽之義有之候ニ付、前坊ゟ町方若輩共十四五人相手取、奈良縣ニ出訴致候ニ付、双方召出シ、御糺問御理解被仰付、神輿少々破損之御修理之義、町方役人共ゟ心配可致樣被仰付、双方共濟書差上、十月十日歸、皆々歸山候得共、元來前坊父子御一新之時勢ニ乘し、一山押領、奸曲相企テ候者故、今般之義ハ相濟候得共、此儘ニ捨置候而ハ、萬一御上ニ而神山神境被仰付、寺院ニ押而復飾被仰渡、寺院歎願之旨趣相立不(不カ)申候節ハ、町々迄亡所ニ可及、別藏王尊等ニ對、傍觀難致居候、且又御寺院爲方ニも可相成候間、前坊父子神職不歸依、廢止願立可申旨、去九、十之比ゟ評議一決致居候故、神輿一件相濟、續而十月十日

方、惣代出張、神職御廢止願立ニ相成候事、

一右九月、神輿少々破損、麁忽之振舞有之候、依之町々惣代にも七日之間閉戸、五拾日之謹愼被仰付候、御請左之通、

奉差上御請書

一昨巳年十月來方、吉野山町方一同惣代を以、前坊修理一族神職不歸依之廉ニ御座候ニ付、職掌御召上之義奉願上候處、双方御糺明之上、今般前坊修理父子奸曲之義及露顯候ニ付、速ニ職掌御取放シ、隱居被仰付、猶家督之儀ハ、格別之以御寛典、次男帶刀に被仰付、且去ル九月御神祭神輿御渡り之節、町方若輩之者共不心得之振舞仕、行違出來候義ハ、全惣代共之不行屆き、此段重々奉恐入候、依之七日之閉戸、五十日之間禁足被仰付、奉恐入畏り候、然ル上者、右日限中謹愼仕、向後急度相愼ミ、麁忽之義決而致間敷候、依而御請書奉差上候、以上、

吉野郡吉野山

町々惣代

明治三午年四月廿八日

多兵衛印

德藏印

奈良縣
御役所
嘉　助印

一四月廿七日於御白洲、前坊一件御裁判御申渡之事件御書下、於吟味所ニ、吉野山衆徒惣代年預竹林院江御書下壹通左ニ（下略、金峰山寺記錄九ノ終ニ收メタル奈良縣社寺方申渡書ニ同ジ、）

〔金峰山寺記錄〕十二

明治三午歳二月十日ヨリ五月廿日迄

一奈良於御政縣、一山舊記御取調并大參事御登、前坊横領取工ミ一件御取調詰、西京神祇官ゟ藏王尊之義御尋問等之舊記、

一御支配表江御屆筋幷剃髮之御達之書記、

惣代
竹林院

一午二月十日、奈良縣ゟ御用狀到來ニ付、出南日記、
但シ、一山舊記等御取調御用ニ付、開基來歷之由緒差上候事、

一同三月廿日、右縣早川大參事、山内御見分御取調御用ニ付御登山書記、

一同三月廿八日ヨ(リ脱カ)惣代竹林院上京日記、

但シ、御支配御屆筋幷大佛御殿ヘ御返金等之事、

一同時御支配表ゟ、去ル辰七月ゟ一山僧侶謹愼長髮罷在候ニ付、今般剃髮可致旨被仰付候書記、

一同四月六日、奈良縣ゟ御用ニ付、衆徒惣代幷社僧惣代御召ニ付出南日記、

但シ、前坊父子一山横領之取工ミ御取糺落著之事件、

一同五月十二日、奈良表ヨリ御用ニ付、惣代竹林院出頭日記、

但シ、西京神祇官ゟ、藏王尊之義御尋問御用ニ付、禰宜前坊、福井兩家共同斷御召之上、御取調被仰付候事、

明治三午年二月十一日ヨリ出南日記、

午二月十日、奈良縣ゟ御用ニ付、來十二日出頭可致旨申來り候ニ付、一山惣代竹林院十一日ゟ出立、途中泊り、

一十二日、御役所ヘ罷出候處、社寺下役大炊殿面會ニ而、其一山舊記御取調被仰付候

間、古記錄持參候哉、則持參仕候、然ハ明十三日舊記之類持參ニ而出頭可致旨被申付候事、

一十三日、古今之書記持參出頭、左之通、

一金峰山傳記三卷　一舊幕府御朱印條目寫

一吉野山由緒書壹冊但シ、去ル辰年御一新ニ付、御取調被仰付、則古記取調書也、

一社僧禰宜等身分之書類

一去ル巳二年三月十日迄御役所ヘ差上候願書類藏王權現之經說略抄、同御詫書、同歎願書、同大谷殿ゟ御尋問之寫、同重而歎願書、同金剛藏王幷役君趣意記、大佛宮院家大興德院之御調書也、

一山門延曆寺ゟ辨事御役所ヘ被差出候歎願書之寫

一同御支配記、三御門跡ゟ添願書之寫等也、

右之通奉御高覽入候處、吉野山開闢之由來幷藏王權現之因由等、確證取調、且社僧禰宜等之事跡相成候丈、約ニ趣意書取、差出可申旨、社寺重役石田權大屬殿ゟ被申付候事、

一十四日、右之通證跡取調致候事、

一十五日、吉野山金峰山寺開基來歷之因由取調書壹冊差上、凡大略奉申上候、則取調

書記錄在別紙控、
一十六日、休日外用ニ付、滯留致居候事、
一十七日、午時後ゟ十八日歸山、右之事件披露及候事、

三月十六日、五條役所ヨリ廻達書到來、

御先觸之寫、十五日龍田休、竹之內泊り、十六、十七日晝、泊り共高田、十八日晝名柄、泊り五條、

覺

早川大參事上下四人、
橋本小局吉岡附權小局上下〆七人、
一人足六人、此譯乘駕籠壹挺、兩掛三荷、合羽籠壹荷、外宿駕（籠脫カ）壹挺用意、此人足貳人、
右者今般御用ニ付、明十五日明六ッ時、當縣出立、早川大參事殿始、外役々當縣下巡在被致候條、書面之人足無差支繼立可申、且渡般（船）等有之場所者、前後村方申合、繼而差支無之樣取計可申者也、

三月十四日

郡山ゟ
宿驛役人

奈良縣
驛遞掛

別紙於休泊、附々役人上下七人支度用意可有之、尤其刻在合之品ヲ以相賄、馳走ヶ間敷義者不相成候事、
但、旅籠代等、所相場至當之直段を以受取可申事、

別紙之通御本縣ゟ御先觸到來候ニ付、不取敢申入候間、留ゟ御本縣御用掛方へ可相戻事、

午三月十六日

五條郡中
御用掛

明治三午年三月廿日
奈良縣大參事早川殿幷斷獄方諸役人御取調筋ニ付、御登山日記、

一十九日、五條ゟ先觸到來、

斷獄方牧山虎太郎、石原素齋之兩人ハ上市ゟ登山、
同役平井豐之進、河合速藏之兩人ハ、六田口ゟ登山、外ニ張里等下役召連被申候
事、旅宿ハ右諸役をたや平右衞門方ニ相成候事、
一同夜、代學頭代知足院、右旅宿ヘ伺出候處、先方ニ御取込ニ付、明朝御面會可申旨取
次被申候ニ付、引取候事、
一廿日、天氣、前夜次第も有之候ニ付、代學頭代竹林院、同旅宿伺出候處、御取次覺三郎
を以、御念被入候義、重役御面會可致之處、諸般取調中、取込罷在候間、其儀不能候、御
用之節ハ御達可申候間、御引取被成度旨被申聞候事、
一奈良縣大參事早川殿幷斷獄方四人計、御登山、前坊父子幷吉田屋太藏幷忰喜三郎
御咎之事、
一十九日、斷獄方登山、下宿をたや方ニ而、前坊修理幷忰同伊織御召出之上、一山押領
之儀（旅下同ジ）を以追而御沙汰有之迄、謹愼被申付、御請書差出候事、
同刻吉田屋父子同類要押之旨、御探索御聞込之儀を以、御召捕、早々奈良表ヘ引込、
入籠被申付候事、
一廿日午時前、大參事御登山、中飯早々如意輪寺、竹林院兩所ヘ御巡見被成候事、

學頭代吉水院代竹林院、御旅宿福知屋伺出、御案内申上候事、如意輪寺住僧幷御陵守戸兩人、門前石階之下迄御出迎、直樣御陵江御參詣相濟、寺內ニ而寶物披見被成候事、竹林院代小松院門前迄出迎、院主玄關敷臺江出迎、庭見物相濟、大床ニ而寶物披露、御茶菓子多葉粉盆等、舊幕御奉行之通、代學頭代竹林院御旅宿迄見送り之處、門前過候而御斷ニ相成、引取候、尤提燈ニ而御歸り之事、

一夕飯後御旅宿伺出候事、

一廿一日藏王堂江御參詣、本尊開帳致置有之、佛前ニ而御拜禮相濟、佛躰成事御承知之上、竹林院江創建等之義委敷御尋問ニ付、役君已來之事跡荒方申上候事、夫ゟ吉水院、櫻本坊江御案內、何れも門前迄迎候、萬事取扱奉行之通、於櫻本坊大峰山中興之緣起御覽之節、重而竹林院江一山開基等之事件巨細御尋ニ付、荒方申上置候事、夫ゟ御歸館見送之節、櫻本燈籠辻ニ而御斷ニ相成候ニ付、御暇乞申上、引取候事、

一夫ゟ上市中飯ニ而御出立、斷獄方ハ昨日廿日夜御出立、御引取被成候事、

一明治三年三月廿八日出立、上京日記、惣代竹林院吉祥院泰信病身ニ付、隱居願之事、南之坊長降(隆カ)病身ニ付、去ル辰年隱居御免、附弟弘賢房同院江後住ニ引直シ、年齡未

滿ニ付、法類竹林院後見被仰付度旨、御學頭正觀院大僧正ゟ、其砌願書差上置候處、御捨置ニ相成、御支配表ゟ御沙汰無之ニ付、今般更ニ願書相認持參候得共、年號并御學頭當ニ而ハ御取上無之、直ニ御殿代名當ニ可致旨被仰聞、吉祥院隱居願文面同樣可致仰ニ付、後便ニ認替願可出候事、

去ル巳十二月、大佛妙法院宮御殿ニ而、金子百兩奉拜借置候ニ付、御返上金持參之事、

一廿九日、京都着致候得共、町方旅宿ハ、僧分幷帶刀人ハ別而御吟味嚴重ニ而、右御殿御內院家大興德院方ニ而止宿、其夜御返上金百兩御院家ゟ差上置、重而御貸下ケ願置候事、

一晦日、御院家ゟ御殿ゟ金子御返上、參殿被成、重而拜借願、重役衆ゟ御談し被下候得共、山門御殿代ニ茂、金子多分要用之旨申來有之候間、半金五拾兩丈、年內中貸テ可致旨被仰聞候ニ付、印紙假手形左之通り、

奉拜借金子證文之事

一金五拾兩也　　支分月壹割入部之定

右金子一山納戶方要用ニ付、奉御拜借候處、實正明白ニ御座候、然ルニ奉御返上候

義ハ、當午ノ極月十五日限り、元支共無遲滯御返上奉申上候、尤本紙證文之義ハ後日急速役院中連印證紙と御引替可奉差上候、依而御拜借印紙假手形後證如件、

拜借主

吉野山金峰山寺

衆徒惣代

明治三午年四月日

竹林院印

證印

大興德院印

御評席

御役人衆中

同晦日、僕ょ大興德院家之御狀幷隱居願口上書爲持、坂本御殿代御役院差向候處、御屆こ相成候得とも、御免御達書之義ハ、後ゟ差可遣旨被仰越候事、

一四月朔日、坂本ゟ使歸京、御返書之旨承り候事、

昨今兩日金索之義、光臺寺門前能登や定治良方引合詰參り所に周旋之事件こ付、奔走致候事、

一二日、御貸下ヶ金五拾兩受取、午時後ゟ出立、國水泊り、
三日、奈良表ニ惣代十方院出張ニ付、面會致、芝村泊り、
四日、歸山、八時ゟ大風雨、
五日、於東南院衆評披露、剃髮之事件、
御支配表ゟ、御沙汰ニ付、一統剃髮可致治定之事、
御學頭正觀院、前大僧正吉野學頭之職掌御免ニ相成旨、御支配宮ゟ學頭代江被達候ニ付、披露有之候、剃髮致僧形ニ改復可致旨、御達書寫、左之通、本紙學頭代記錄所ニ有之候事、
畜髮如童形謹愼致候來由左之通、
一去ル明治元辰春來、王政復古御一新之御趣意ニ付、藏王權現ﾊ神號ニ相改メ、僧侶共復飾可致旨、同辰六月十一日於辨事御役所、御伺之願書附紙ニ而蒙御沙汰候ニ付、同七月朔日一山僧侶之心得ニ而、謹愼罷在、其後藏王權現ﾊ佛體相違無御座旨入念取調歎願書再三奉差上、從前之通佛門修道、僧家之本分を以、勤王從事仕度歎願中罷在候故、一山僧侶總而畜髮、童形之如くニ相成、甚以見苦敷、且紛敷、依之從管領三御門室剃髮僧ニ改復可致旨、御達左ニ、

一書啓達致候、時下春暖、彌御安靜珍重之至ニ御座候、然者貴山衆徒御事、前年來復本御願中故、畜髮童形被相守候義、一應尤之至ニ候得共、佛法護持、國家安全之御祈念專修之身分にして、俗形同樣ニ有之候而者、却而奉對朝廷恐多事ニ有之候得者、別當社僧復飾神勤出願人之外、剃髮僧形ニ改復被致候樣、此段從三御門室御達可申條被仰付候間、此趣衆徒中へ御披露有之、早々御取計ひ被成候樣存候、右得貴意度如此御座候、以上、

妙法院宮院家

三月五日　　大興德院

吉野山

役院中

前顯之通、從御支配表、御達有之候ニ付、去々年辰之七月朔日ゟ、當午三月迄廿壹月之間、月代不致、謹愼仕在之候得共、右依御沙汰、四月五日於東南院、在山衆中、吉水院喜藏院、寶塔院、知足院、竹林院、東南院、持福院、民部卿、寶持坊、新三位卿、寶泉院、大進、快信房、弘賢房、以上集會致候事、

櫻本坊病氣ニ付不參、延命院、持明院、小松院、十方院、前之坊、右中辨、淳興房他行ニ付

不參、

但、知足院、持福院、前之坊別當社僧ニ相成、復飾願之人體ニ候ニ付、剃髮僧形ニて改復致間敷候事、

右兩宗衆學僧侶願之寺院ハ、剃髮可致旨、決斷ニ相定候ニ付、各歸院早々剃髮致候事、

明治三午年四月五日　　兩宗衆學衆徒中

右御達書ハ、三月五日之日書ニ在之候得、(共脫カ)延着致候ニ付、四月五日之評決ニ相成候事、

同午四月六日衆徒惣代社僧惣代出南日記、

一奈良御政縣ゟ、一山年預幷社僧惣代、來ル八日可罷出旨御用御召ニ付、惣代竹林院、社僧惣代知足院、四月七日ゟ出立、

一四月八日、右兩惣代幷ニ町方惣代、相手方前坊父子、幷吉田屋喜三郎、喜三郎相手方ニ而ハ無之候得共、其譯有之候事ハ別記ニ有之候、尤修理義(儀)ハ過日徒刑押込已來、病氣中立、始終出頭不致候事、

右双方御白洲に被召、双方對決被仰付候事、社寺重役石田、都志御兩人、下役大炊徳太郎殿也、

一前坊父子ゟ去ル辰十一月差出候願面ニ、

吉野山ハ金峰、水分、山口三社之神地相違無御座旨申立、且右三社私共兩家ニ而守護仕來り候樣申成、社地社藤境内一圓私共に引渡可申候樣願立、一山惣而押領之取工簾々議論及候處、前坊之趣意不相立候ニ付、御役人衆ゟも其旨趣確證御糺問被及候處、前坊一言申開無之候、且吉野山ハ佛法ゟ開基候哉、又神社ゟ開ケ候哉、對決可致旨仰ニ付、議論及候處、此又前坊申立非分ニ相成候事、

但シ、今般對決旨趣幷ニ御役所ゟ御糺問條々等、委敷去ル辰十一月ゟ之手續始末略記、別ニ記錄在之候故、日記計書之、

一同巳正月、再應之願面ニ、吉野山ハ三社之神地ニ御座候故、一點盧も佛地と申ハ無御座候段、明白之事ニ御座候得共、豐臣太閤幷舊幕ニ而者、私ニ朝廷之大社神山を以、曲而藏王權現領と致ス抔と申立有之候簾々、御役人衆ゟ御糺問被成候、其返答不相立候事、

一社僧之復飾差拒ミ、去ル巳正月、五條御役所に願面差出候簾々、社僧惣代と對決之

砌、前坊之趣意不相立候事、

一町方惣代〻前坊と議論、此又申開不相成趣ハ、去ル九月御神事之砌、前坊と町方若輩之者共、神輿還御之砌行違出來、前坊ゟ出願いたし、其後町方一同前坊之神職不歸依ニ而、職掌御取放シ之義、同十月十一日致訴訟候事件對決致候事、今般前坊之中立非分ニ相成候義、是全山内押領取工ミニ有之候故、言語明白申開難相成候ハ、理之當然也、

一十日、兩惣代出頭可致御沙汰ニ付罷出候處、明後十二日早朝出頭可致候樣被申聞候事、

一同十二日、兩惣代幷町方三人、相手方前坊伊織等御白洲ニ召被出候、前坊修理幷喜三郎不參候事、御重役石田殿、都志殿、次役大炊殿御出席之上ニ而、前坊ゟ、辰十一月差出候願面、同巳正月再應之追願、同五條御役所ニ差出候社僧復飾御差留願等之等(衍カ)簾々六ヶ條御書附を以、前坊伊織ニ御糺問被仰渡、兩三日之中ニ、確證を以急度返答差出可申、曖昧之妄說有之ニおゐてハ、承知不相成候旨被仰付候、右之事件双方承り居候ニ付、取(趣)意、委敷ハ前坊一件始末略記ニ在之事、

一十四日、前坊ゟ右糺問之條、速ニハ返答難相成候得共、御詫旁々返答奉申上候樣子

ニ有之候事、
一十五日、惣代兩院被召、石田殿ゟ前坊方ゟ御糺問之條々申開、御詫奉申上候ニ付、所々御尋問有之候故、心得罷在候分ハ夫々申上候事、
一十七日、御召ニ付出頭致候處、前坊計り白洲ニ而何歟種々御理解被仰聞候得共、當方ヘハ追而可及沙汰旨被申聞候ニ付、引取候事、
一十八日、兩院幷ニ町方惣代御召ニ付罷出候處、前坊一件御調詰ニ相成候間、來ル廿二日御所(處置)致被仰渡候間、其日限迄ハ勝手ニ可致旨被仰渡候事、
一十九日、右御役所之次第柄、山内に爲注進之。町方惣代田中德藏歸山爲致、廿二日早天ニ出南候事、
一廿二日、何も惣代早天ゟ御役所に罷出、御沙汰相待居候處、少々御取調之儀も有之候ニ付、先中宿に差扣可申、追而御用之節ハ、御沙汰ニ及べく候旨被申付候、
但シ、前坊ハ於白洲、何歟御取調御理解被仰聞罷在候樣子ニ候事、
廿三日ゟ廿六日迄御沙汰無之候事、
一廿七日、中飯後御召ニ付、双方惣代幷前坊伊織等、於御白洲、早川大參事殿、社寺掛り石田權大屬(サカン)、聽訟兼社寺掛都志權大屬、下役大炊德太郎外ニ貳人御列席ニ而、早川

殿ゟ御所(裁置)致旨、左之通仰付候事、

一前坊修理、伊織、其方義(儀)一昨年來彼是申立、及訴訟ニ候事件、取糺候處、其返答曖昧よして、趣意不相立、是全吉野滿山掠奪之奸曲ニ相違無之、依而今般修理、伊織共職掌取放シ、隱居申付、家督之義ハ格別之以御寬典、次男帶刀に申付、子守神社に爲致奉仕候、此段急度申付るト云云、

一町方惣代之者共義(儀)、前坊之神勤不歸依之筋意有之ハ、其儀致出願、朝裁を可奉仰之處、其儀なく、去ル九月神事之節者、麁忽之振舞致、神輿破損之由、不屆之至り、其後一山沸騰ニも可及哉ニ相聞候段、町方役人并惣代共之不行屆ニ候條、依之七日之閉戶、五拾日之間謹愼、他行禁足申付るト云云、

一三社之別當社僧惣代知足院、一昨年來願之通、三僧復飾神勤之義聞屆候間、社頭奉仕大切ニ神勤可致、此段申渡と云云、

一吉野山年預竹林院、右申渡旨相心得可申と云云、

右之通双方に御裁判之旨被仰候而、大炊殿ゟ、何も意一同吟味所に罷出候樣被申聞候ニ付、双方共罷出候處、右田殿、大炊殿ゟ、双方共向後異論決而致間敷旨、種々御理解被申聞候事、

一社僧惣代知足院ゟ御伺申上候、復飾仕、社頭神勤奉仕之神役幷ニ席順之義ハ、已後も古來之通相心得候而可然と奉存候、此段御伺奉申上候處、其儀ハ御布告之御趣意も有之候間、神社奉仕之義ハ、諸事從前之通可致旨被申渡候事、

一吉野山年預ト被申、衆徒惣代竹林院ゟ社寺方ゟ御所(處置)致之旨趣、御書面壹通御渡ニ相成候、

御所(處置)致御書下ヶ左之通、(中略、金峰山寺記録九ノ終ニ收メタル奈良縣社寺方申渡書ニ同ジ、)

前條之通、明治三年四月廿七日、前坊父子乘時勢、一山押領之取工ミニ付、爭論訴答一件、御所致之旨趣御書下ヶ之本紙、寺中役院ニ在之候事、

私云、前坊奸謀取工ミ發端ヨリ、右父子愼ミ被仰付、其後兩人共徒刑押込相成一件、幷町方一同ヨリ、前坊一族神職不歸依願之出入始末等、惣而大略之書記別紙一巻在之候事、

其比有所ニ落紙口ずさびありけるニ

取工む修理ハやぶれて伊織(庵也)こけ

むまへ坊とは奈良ぬを捌き

後(アト)前をミずニ前坊(棒也)ふりはなし

御輿の棒はつまつきにけり
貪欲は日乃かき前の坊だらは
もつさる棒であさまうつかり
修理を押領せんと企てゝ
伊（庵）織もゐあゝず修理もやぶるゝ

因ニ記ス、當山下町吉田や父子、前坊ニ同意之由、往々風說有之候處、奈良縣幷五條御役所ゟ、屢御探索有之、吉田や太藏幷忰喜三郎兩人、去ル三月廿日大參事殿御登山砌、右兩人共御召捕ニ相成、入籠被仰付、兩人共再三御糺問ニ相成、其後徒刑ニ押込被仰付有之候處、今般前坊一件落着之砌、忰喜三郎壹人御召ニ而、吟味所ニおゐて、七日之閉戶、五拾日之謹愼被仰付、此一件茂相濟候事、

同三午五月十二日出南、惣代竹林院、五月十日、夕方奈良縣ゟ御用之義有之候間、來十二日五ツ時可罷出旨、御差紙到來、名當ハ吉野山竹林寺（院カ）と有之候ニ付、出頭致候事、

一五月十一日出立、十二日奈良中筋町堀井方ニ着、早々御役所ニ出頭致候處、社寺下懸り大炊殿面謁ニ而、今般被召候儀者、當縣に西京神祇官ゟ書面之通、吉野山藏王

權現ハ如何成神を祭り候哉、御取調之趣、委細承り度之由、懸合ニ相成候間、一昨年已來共山數願書類も有之候得共、藏王權現之元始來歷、委敷約ニ今一應取調書可差出旨被申聞候事、

一同日福井逢(縫)殿實父後見福隅清記方に參、同席ニ而、右同樣見聞之有體心得方口上書可差出候樣被申付、猶前坊方も同樣、此段御尋問被仰付候旨承り候事、

但シ、前坊義(儀)遲參ニ付、翌十三日罷出、右之通蒙仰を、一應歸山之上、篤と取調之上、言上可仕旨申上置、歸山致候樣子ニ有之候也、

一十三日、御役所に罷出、大炊殿ニ付而、去ル二月中、吉野山開基之由緒、再三御取調之節差上置候書面一應御貸下ケ之義願上、則拜借致歸り候事、

一同日藏王尊之出現之元基之由緣、金峰山秘密傳を以、確據として、白鳳年中役小角大峰開闢佛道勤求之砌、釋尊忿怒降魔之身相化現ス、故ニ佛體成事明了ニ奉存候旨申立、尙其外諸經之證說を舉而證誠とし、取調書則別紙之通相認候事、

一十四日、大雨、午時後早々右調書一本持參、御役所に出頭、大炊殿ニ而會、藏王權現之義ハ、則釋尊之化現ましまして、金剛藏王大菩薩也、然ルニ或ハ世ニ傳ふ、金峰權現ハ安閑天皇之尊靈を祭ると、林道春之神社考、幷伊勢國依田氏之神社知要ニ、舊事記ノ

帝皇本記ト云へるを引而、云云するに依きとも、其元基來由不分明、根元之證跡如何成所謂歟不知、雖信用仕候、今吉野山之相傳古記幷講式等にハ、決而有樣或(成カ)說ハ無之、尤古老之間傳に差無之儀、則金峰山寺之古今之正傳證跡別紙之通りに御座候、猶先帝皇之御跡依被爲在候叡慮之事跡も、唯佛之旨趣に御座候、近例にハ後水尾天皇之御綸(旨脱カ)于今現存仕候、其文言叡慮趣佛法紹隆ト云云、右等之譯柄大略申上候、則取調書差上候寫在別、

一次神職福井、前坊等ゟ取調書差上候得者、乍恐多推參、其書面一應内見仕度、萬一絶忽之由緒申上、手違之筋有之候節、双方異論出來、一山之及大事件候間、此段御賢慮願上候處、其旨御聞屆に相成、前坊ゟ書面差出候得ハ、爲見可申聞、一兩日滯留可致候樣被申聞候事、

禰宜福井之後見福隅ヨリ有體書左に、

口上書

一吉野山金剛藏王權現神佛内如何之心得に候哉と蒙御尋問、奉恐承候、金剛藏王權現々在安置之形像ハ、全ク佛體と奉存候、併古記等之儀者、如何御座候哉不奉存候此段有體奉言上候、以上、

山口神社禰宜
福井逢(縫)殿

明治三年五月十三日
右幼少ニ付實父
福住清記印

奈良縣
御役所

右之通福井ゟ差上候處、御預り置ニ相成候旨、福住ゟ申來り候ニ付、寫置もの也、

一前坊方ヨリ可差出書面内見致度義ニ付、十八日迄滯留候得共、何等之御沙汰無之候ニ付、十九日ニ御役所江推參致、右御伺申上候處、則昨日前坊ヨリ差出候書面之旨趣ハ、金剛藏王ハ佛體ニ有之候樣、福井ヨリ言上と凡同樣之書面ニ候得ハ、別而書披見ニも及間敷候樣被申聞候ニ付、其旨承知仕候、然ハ彼是と異論不出來候得は、重頂(疊カ)之義ニ奉存候、依而歸山可仕、御暇乞申上引取候事、

一廿日歸山、翌廿一日、東南、小松兩役院御入來ニ付、竹林院ヨリ出南御用之大略披露仕置候事、

〔金峰山寺記錄〕十三

明治三庚午二月十日ヨリ同七月二日迄
藏王權現幷開闢由緖取調ニ付、兩度奈良縣ゟ差上候扣、幷前坊一件落居御書下之寫、就テハ神佛分地之屆書等之記錄、

衆徒總代
竹林院龍敬

一奈良縣ヨリ金峰山之開闢之由緖書御取調ニ付、二月十五日差上候扣、
一四月八日ヨリ、前坊修理、同悴伊織、去ル辰之十一月ヨリ一山奪領之奸計御吟味詰ニ相成、同四月廿七日ニ落居之砌、社寺方ゟ一山惣代ゟ御書下之寫、
一五月十二日、西京神祇官ヨリ金峰權現之事件、奈良縣ゟ御尋問ニ相成候義ニ付、重而御取調被仰付書上候扣、
一去四月御書下之趣意ニ付、山内神佛分離、幷修理領迄、分地之屆書、奈良表ゟ差出シ候處、五條表ゟ御差向ニ相成、則七月二日五條縣廳ゟ差上候扣、

（前略、金峯山寺開闢由緒之略記ヲ載セタリ、）

一午四月八日、奈良縣ゟ御用ニ付、衆徒惣代幷社僧別當惣代御召ニ付、惣代竹林院、別當知足院出頭致候處、去ル辰霜月已來、前坊父子ヨリ、一山奪領之奸計を取工ミ、彼是及訴訟候一件、双方對決被仰付、且社僧復飾願相拒ミ居候事件、次ニ町方百姓一同ゟ前坊神職不歸依ニ付、昨巳十月已來出願等之條々、御取調ニ相成候處、同四月廿七日御吟味詰ニ相成、前坊父子奸曲之廉申開不相立候ニ付、右兩人職掌御取放シ之上、隱居被仰付候、依之社僧願之通、三僧復飾御聞屆ニ相成候、右於御白洲、大參事早川殿、寺社掛石田大屬、都志大屬、幷下役列席被仰渡候事、次ニ於吟味所、双方ゟ重而爭論不致候樣被仰付候節、左之通衆徒惣代年預竹林院ゟ御書下被下候事、猶巨細日記幷前坊一件別記壹冊有之候事、

（中略、午四月奈良縣社寺方裁許申渡書ヲ載セタリ、金峯山寺記錄九ノ終ノ方ニ載セタルモノニ同ジ、）

前書之通り四月廿七日御裁許ニ相成候本紙、寺中役院中ニ有之候事、

一前坊父子ゟ同意致居候由ニ付、下町吉田屋多藏幷悴喜三郎之兩人、去三月大參事御登山之節御召捕入籠ニ相成、其後兩三度御強問有之、徒刑御役所ゟ御下ニ相成
右前坊一件落居之節、右兩人七日之閉戶、五拾日之謹愼ニ而御免ニ相成候事、

一町方惣代六ヶ院組ゟ多兵衛、中三町組ゟ林兵衛代徳藏、下三町組ゟ米や嘉助、右惣代三人に、去巳之九月、兩社祭禮之砌、神輿御渡行、麁忽振舞茂有之、旁以町方不取締之義不屆、依之七日之閉戶、五拾日之愼ミ被仰付候事、

但シ、右等之事件ハ、日記幷別ニ記錄在之候事、

一金峰社別當知足院良典、別當之邊ニ而、復飾致候得共、其後譯合在之候ニ付、知足院後住民部卿高行を以、金峰神社別當ニ引直、知足院良典を以、社僧西善院に引直復飾、持福院忍良を以、岩本院に轉住復飾致候事、

但、右別當社僧轉住復飾之事件ハ、去ル辰十一月、御支配表ニ而、御聞屆之上、奈良縣出願致、今般復飾神勤御聞濟相成候事、

右知足院良典ハ、蓮藏院に移住、菅原若佐と改名、岩本院忍良ハ、延命院に移住シ榊田正男と改名、知足院後住民部卿高行ハ同院ニ住シ、知足照見（トモタルテルミ）と改名、依而知足院良典ハ、社僧西善院を以復飾致候事、

金峰社之社家知足照見

水分社之社家榊田正男

山口社之社家菅原若佐

右三社三家各々相定有之候得共、行程之遠近も在之、且取納之多少も有之候ニ付三社共三家ニ而、隔年ニ神勤奉仕可致議定、決而異論有之間敷評決之掟書、別紙在之候事、

一同午五月十二日、奈良御政縣ヨリ、惣代竹林院御用御召ニ付、出頭致候處、西京神祇官ヨリ、金峰山藏王權現神體如何成神ニ候哉之旨、御尋問相成有之候間、藏王權現之元始詳ニ取調書、當縣ヘ可差出、其旨趣神祇官可申達候間、早々取調可致旨被仰付候事、

但シ、福井并前坊兩家之神職ヘ茂、右同斷御尋問ニ相成候處、兩人共藏王尊者、佛體奉存候、則現在安置之形像佛體ニ相違無御座候旨、奉書面候事、委敷ハ日記ニ在之、

表書　金峰山寺金剛藏王權現元始略記

吉野山總代

竹　林　院

藏王權現之緣起大略奉言上口上覺

吉野山金峰山寺ニ安置スル處ノ金剛藏王權現ト者、卽チ釋迦牟尼佛ノ大權聖者

忿怒降魔ノ身相ヲ現ス、故ニ權現ト申傳ヘ候、又經ニハ金剛藏王菩薩ト說キ、元亨釋書日藏傳ニ、我ハ是レ牟尼ノ應化藏王菩薩也ト云云、延元二年後醍醐天皇ノ叡覽ニ備ヘ奉ル金峰山祕密傳三卷、山僧此書ヲ以テ、往昔ノ確證ト仕候、其ノ上卷ニ云ク、昔役優婆塞、天武天皇白鳳年中、（傳記ニハ天智天皇トアリ、智字恐ハ武ノ誤ナランカ、）開金山大峰而勤求佛道、祈末代相應佛、尋濁世降魔尊、于時釋尊忽然現前、示護法相云云、次ニ千手大悲尊、次テ彌勒大悲尊自然影現、行者云ク、斯柔和相貌、末代剛強難化衆生所不應也、願ハ現降魔身、其時寶石振動、從磐石中金剛藏王靑黑忿怒像忽然涌出、卽住般（磐）石上、于時行者大歡喜、敬重奉崇、此其元始也、今四尊影現者、此四生濟度、表示四海靜謐之相也、此四佛中、前三佛ハ爲能變本身、後一佛爲所變、一身ト云、是釋尊所證大定智悲ノ三德、卽身口意三密等也ト云云、此尊ハ胎藏界万（曼）陀羅釋迦院中、釋尊所教令輪身卽明王部所攝也、亦號菩薩、故經引證、攝無㝵經ニ云ク、釋尊大忿怒自性輪金剛藏王大菩薩降應故現形ト云云、又大佛頂如來萬行首楞嚴經曰、阿難當知、是呪常有八萬四千那由他恒沙俱胝、金剛藏王菩薩種族等ト云云、此外楞伽經大方廣圓覺經佛說陀羅尼集經第八金剛部上卷等、金剛藏王證說御座候得共、恐繁不奉申上候、後水尾天皇御宇元和二辰年、僧快元藏王堂ノ朽傾ヲ雖（歎）キ、天朝ニ奉願ス、終ニ勅許被爲在、則綸旨ヲ

下シ給フ、文ニ曰ク、
大峰山上藏王堂令破壞之由候、專佛法紹隆、勵再興之功尤可爲神妙者也、者依天氣執達如件、

元和二辰年九月十四日　　左少辨花押

大峰木食快元上人御房

帝皇公卿方御寄附之事、同祕密傳ニ云ク、
天智天皇ヨリ後鳥羽天皇ノ御代ニ至迄ノ間、二十代ノ帝皇公卿方ハ、粟田口關白ヨリ、鎌倉右大將迄九人、其ノ事凡九十餘條、堂塔ノ御建立、或ハ莊園田地ノ御寄附、或ハ勅願ノ諸法莚、又ハ佛像經卷等ノ御納、又ハ御幸勅使ノ年月等、金峰山傳記ニ詳ニ御座候、山僧共此ノ書ヲ以、古事ノ確據ト仕候、然モ皆ナ南朝以前ノ事跡ニシテ、南北戰爭ノ頃ヨリ廢絶スルモノ多シ、今山僧月次ノ諸法莚ハ、大概先皇帝勅願ノ佛遺式ニ御座候、則現在安置ノ金剛藏王權現ノ形像ハ、青黑忿怒ニメ、首ニ三鈷冠ヲ戴キ、右ノ手ニ三股金剛杵ヲ執テ虚空ニ擧ケ、左ノ手ニ劒印ヲ結テ左ノ腰上ヲ押ス、今此ノ尊ノ執持物印明等ノ本誓三摩耶ハ、煩ハシク不奉申上候、然レハ即チ釋迦牟尼佛降魔忿怒ノ身相化現ニメ、金剛部ノ佛躰ナル事、明了ニ御座候樣奉

存候、

前顯之通佛體ニ相違無御座候處、去ル辰年狽狽仕居、不取調麁忽之由緒奉申上候段、重々恐縮仕、只管御詫奉申上候、何卒公明正大之御垂憐ヲ以、從前之通被仰付度、尤神佛渾淆者、決而不仕候間、懇願之旨趣御採用被爲在度、偏ニ奉歎願候、誠恐誠惶謹言、

明治三午五月十四日　吉野山金峰山寺總代

竹　林　院印

奈良縣

御役所

前顯之書差上置候處、其後西京都神祇官ヨリ、吉野滿山復飾爲致候樣、奈良縣ヘ掛合有之候趣風說承り候得共、山內ヘハ何等之御沙汰ハ無之候事、

一右西京神祇官ヨリ押而復飾爲致候樣申立候旨趣ハ、遠察致候義ハ、越後國古志郡金峰山安禪寺ハ、三百石之御朱印地ニ而、卽當山を摸し、藏王權現を安置有之候處、去ル辰年御一新御布告之砌、現住師弟共、如何心得違致候哉、柏崎府ヘ神號願立候ニ

付、則御聞屆ニ相成候故、本山延暦寺ゟ同府に佛躰之由申立、現住師弟共御呵之上隱居被申付、御朱印ハ當時御政府御預り被成、佛供料として、現米五拾石被下、元佛地相成有之候處、又候去巳冬之比ゟ、右隱居師弟等、柏崎縣に内願致候ニ付、當午三月、神號ニ相改可申旨、御沙汰ニ相成候、依而延暦寺惣代東京出頭之行光坊ゟ、右不正之筋、御取調ニ預り度、東京辨官に願立候趣承り候、然ハ右越後柏崎縣之所致（處置）ニ付而、神祇官ヨリ吉野山神號復飾爲致候樣被申立候歟ニ、愚案致居候事、

右旨趣ハ、惣代竹林院坂本御殿代に、種々御屆之要用ニ付、六月廿五日出立、七月貳日右御殿代に出頭致候節、御役院ゟ爲心得、右越後之事件被申聞候ニ付、神祇官之内意を愚察致候事、

一神佛分離規則書、奈良縣に同午六月七日、兩惣代同道ニ而御屆奉申上候處、吉野郡等ハ、先達ゟ五條縣御取立御沙汰節ヨリ、五條縣之管轄ニ相成候間、右縣に可罷出旨被仰候事、

御屆奉申上口上覺

朝儀大政御一新被爲在、神佛渾淆無之候樣、御布告之御趣意ニ付、吉野山ニ鎭座候金峰神社、水分神社、山口神社、其外諸末社等取調、分離仕、神社別當社僧之寺院復飾

神勤仕度奉願上候處、先般右願之通、御聞屆被爲成下、双方共難有奉敬承候、就而者吉野山寺領之內、社僧領、禰宜領等、夫々引渡可申旨被仰付候儀ハ、則有來之通り相渡有之御座候、社頭修理之義者、古來藏王權現修理領之內ヨリ修覆仕來り候ニ付神佛分離之上ハ、右藏王領四分通、今般更ニ社頭ヘ致寄附、御供幷ニ御修理等欠典無之候樣、双方示談之上取計仕候、則修理知行所四分六分配當割合左之通ニ御座候、

一（舊檢新檢合）高五百九拾九石八斗八升八合　　元藏王領
此取米七十六石三斗四升二夕九才
右六分割合配當
高三百五十九石三升二合八夕　　藏王修理領
此取米四十五石八斗四合一夕七才四
同四分割配當
高二百三十九石九斗五升五合二夕　　社頭修理領
此取米三十石五斗三升六合一夕一才四
此外、修理料用木山林ニ至迄、凡四分通社頭ヘ新規附屬仕候、

右之通双方立合、地方等見分之上、示談相遂ケ、配當分離仕、社頭之御修理御神供向
懈怠不仕候樣、急度規則相立、尤神佛渾淆決而不仕候、但シ衆徒中歎願之旨趣、御聖
斷被爲仰渡候迄之儀ハ、境内紛敷分ハ、假ニ結界相立、尙金之鳥居之土地面ヲ以、兩
社春秋兩度祭禮之砌、神輿之御旅所ニ治定仕候間、乘而御聞届置被成下度奉存候、
前件之通、今般新規附屬之分ハ、復飾新神司之方に、速ニ引渡仕候事件、聊相違無御
座候間、双方連印ヲ以、此段御届申上候、以上、

午七月二日

復飾新神司方
西善院
同斷
岩本院
同斷
知足院
衆徒修理方
十方院
同斷

但シ、六月廿七日奈良表罷出候處、五條に御差向ニ相成候ニ付、惣代十方院七月二日ニ新神司惣代知足院改名菅原と同道ニ而書面被差出候事、

持明院

同　惣代　東南院

同　斷　竹林院

學頭代　吉水院

懸紙御斷書

従前奈良縣之御支配所ニ御座候故、御屆奉申上候處、其後五條縣之所屬ニ相成候ニ付、五條表に御屆奉申上候間、此段御斷奉申上候、以上、

奈良縣

御役所

私云已上五條縣に差上候書面、已下ハ御殿代に添口上書也、

右者先般前坊父子奸曲一件御裁判之砌、社僧復飾御聞屆ニ相成候ニ付、則別紙之通り、衆徒惣代に被仰付候、依之歸山早々衆中會議之上、前顯之通從前社頭附屬之分ハ、不申及、藏王修理領幷修理用材之山林ニ至迄、凡四分通、今般新規ニ社頭に附屬仕、双方連印ヲ以、神佛分離之規則相立候趣、奈良御政縣に御屆奉申上候間、此段御屆奉申上候、宜御披露奉願上候、以上、

吉野山衆徒惣代
東南院印
竹林院印

明治三午年

御殿代
御役所

一前條之書面、六月廿七日奈良御政縣江差上候處、五條縣江御差向ニ相成候ニ付、別紙口上書相添、復飾惣代知足院ハ歸山被成、衆徒惣代竹林院ハ、御殿代屆筋有之候ニ付、同廿八日ヨリ上京致候事、

一同七月二日、衆徒惣代十方院幷知足院同道ニ而、五條御役所江御屆申上候處、右御役所ニハ、先般之手續御支配不成候故、相分リ兼候ニ付、神佛分離規則屆書之義ハ、先預リ置可（可置カ）旨被申渡候事、

尤吉野山ゟ、奈良縣江差出候諸願司（伺カ下同ジ）之書面類ハ、御引渡ニ相成有之候得共、一朝一夕ニ辨別難被成候ニ付、右御預リ置ニ相成候樣子ニ候事、

一因ニ記ス、同午八月十二日、惣代竹林院五條縣ゟ御用御召ニ付、罷出候處、淺岡大屬殿面會ニ而、其山御一新已來諸願司之書類、奈良縣ヨリ被引渡候得共、相分兼候間、

願意之事件手續巨細書面可差出被申付、則相認差出ス、扣次記ニ在リ、

〔金峰山寺記錄〕十四

開闢中興寺格等由緒略記

大和國吉野山
金峯山寺

大和國吉野山金峰山寺開闢由緒寺格分限略記

國軸山又ハ吉野山ト號ス、或ハ一乘菩提山トモ云、日本紀神武紀ニ曰ク、天皇欲レ省二吉野之地一、乃從二莬田穿邑一、親率二輕兵一巡幸焉、至二吉野一、時有レ人出レ自二井中一、光而有レ尾、天皇問レ之曰、汝何人、對曰臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也ト、此レ今ノ櫻本坊ノ先世日雄氏ノ曩祖ナリ、而日雄氏ノ遺墟今已ニ荒廢ス、天武天皇白鳳年中、日雄ノ角乘ノ子角仁、役小角ニ隨テ佛門ニ入ル、是卽チ櫻本坊ノ開祖ト云、扶桑略記ニ曰ク、人皇第六孝安天皇金峯山草創スト、又吉野舊記ニ曰ク、宣化天皇僧聽三年三月十九日、天竺靈鷲山巽ノ角崩レ落テ、五色ノ雲ニ乘シ來テ、此峰トナルト、是レ怪異ノ說トイヘ𪜈、金峯山傳記ニ在テ、古來人口ニ傳フ、故ニ此ニ載テ古事ノ異說奉申上候、

金峰山開闢之事

後醍醐天皇延元二年ノ選(マヽ)述ニメ、奉備天覽金峰山秘密傳三卷、中古以來山僧此書ヲ以テ、古事ノ確證ト仕候、其上卷ニ曰ク、昔役優婆塞、天武天皇白鳳年中、開金峰山大峰而勤求佛道、祈末代相應佛、尊濁世降魔尊、于時釋尊忽然現前、示護法相云云、次千手大悲尊、次彌勒大慈尊自然影現、行者云、斯柔和相貌末代剛强難化衆生所不應也、願現降魔身、其時寶石振動、從磐石中金剛藏王青黑忿怒像忽然涌出、卽住磐石上、于時行者大歡喜、敬重奉崇、此其元始也、又云方八尺四面寶石、北面釋迦千手彌勒三尊現、南面八大金剛童子出現シ、東西ノ兩面、胎金兩部ノ曼陀羅浮現シ、金剛藏王寶石上出現、其寶石本堂內々陣龍穴ノ內ニ安置スト、因テ此ノ所ヲ涌出ノ嶽ト云、今ノ山上ノ本堂ハ其所ニ御座候、

中興之事

役優婆塞開基已後、榛莽漸々路ヲ塞キ、大蟒人ヲ傷害ス、是ヨリ修行者終ニ蹤ヲ絕ツ、于時延喜帝昌泰年中、醍醐寺ノ聖寶僧正、天詔ヲ奉テ、金峰山ニ登テ再興ス、櫻本坊ノ仁勢等此ニ從フ、則役君所建ノ藏王堂ヲ再建シ、更ニ三十六ケノ僧舍ヲ構テ、金剛藏王役行者兩尊ノ寶前ニ給仕シ、修行セシム、爾ヨリ以來每歲四月上旬ヨリ九月上旬ニ至ル迄テノ間、山下ノ僧侶此坊ニ棲宿シ、寶祚長久國家鎭護令法久住

利益人天ノ祈禱ノタメニ、於兩寶前、藏王ノ密法護摩供等ヲ長日ニ修行シ、九百餘年來ノ今ニ至テ退轉スルコナシ、然ルニ天文三年、吉野ノ麓飯貝村一向寺、本善寺ト爭論之事アリ、其時彼ノ門徒等竊ニ大峰ニ登テ三十六ケ坊舍ヲ燒亡ス、其後亦六ケ坊舍ヲ建テヽ勤修ス、今ノ山上六坊是ナリ、其後後水尾天皇元和二辰年、僧快元藏王堂ノ朽敗ヲ歎キ、更ニ其再造ノ志ヲ之ヲ天朝ニ奏願ス、乃チ勅許被爲在、綸旨ヲ下シ給フ、然後ニ速ニ再興成就ス、今ノ本堂コレナリ、其綸旨ノ詞ニ曰ク、

大峰山上藏王堂令破壞之由候、專佛法紹隆、勵再興之功尤可爲神妙者也、者(依脫カ)天氣執達如件、

元和二辰年九月十四日　　　左少辨花押

大峰木食快元上人御房

右御綸旨本紙小松院ニアリ、木食快元上人ハ、小松院ノ先師ト相見エ申候、

吉野山藏王堂創建之事

金峰山傳記ニハ、行基菩薩ノ建立トアリ、又或書ニ天曆年中日藏上人ナリト云フ、今金剛藏王一體ヲ三尊ニ安置スル所以ハ、本佛釋迦千手彌勒ノ三尊ナル故ニ、三尊ハ是佛金蓮三部、卽身口意ノ三密ヲ表示ス、此レハ是レ釋尊所證ノ大定智悲ノ

三徳ナリ、三郎一ノ故ニ、藏王ノ一身ヲ化現スト云、此堂古來回祿逢事兩度ナリ、則元亨三年正月、賊將二階堂道蘊ノタメニ、大塔王ノ軍敗ルヽノトキ燒亡ス、又南朝正平四年正月、賊將高師直、師泰ノタメニ燒亡セラル、其後假堂造建シテ、以テ諸法莚ヲ勤修ス、天正年中ニ當テ、柱礎已ニ傾敗ス、此ニ於テ十方ノ信施ヲ乞請ケテ再構ス、今ノ藏王堂ニ御座候、

奧之院安禪寺草創之事

桓武天皇岡本ノ宮ニ在ス時、重病ニ罹ラセ玉フ、依之、吉野寺高算房報恩ニ勅シテ加持セシム、御惱立處ニ愈ユ、依テ天皇ノ御願トシ、寶塔一基ヲ建立シ玉フ、其後寛平年中、又ハ貞觀年中トモ云、延暦寺無動寺ノ相應和尚、堂舍ヲ塔ノ側ニ造テ、藏王尊ヲ安置ス、星霜年ヲ歷テ堂塔共ニ破壞ス、今ノ伽藍ハ慶長年中豐臣秀頼卿ノ再建ニ御座候、

鷲尾山世尊寺放光佛之事

放光佛ハ是釋迦、迦葉、阿難ノ三尊ナリ、日本紀ニ曰ク、欽明天皇十四年夏五月、河內國ヨリ言サク、泉郡茅渟ノ海中ニ有二梵音一、震響若二雷聲一、光彩タルコト如二日色一、天皇心ニ異之、遣二溝邊直一、入レ海ニ求訪、是月溝邊直入レ海、果〆見二樟木浮海玲瓏一、遂ニ取而獻、天皇命二畫工一造二佛像二軀一

今吉野寺放光樟像ナリトアリ、此レ皇國佛像彫刻ノ始ナリ、而メ其一ハ當時何所ニ安置スルヲ記サス、今明治三年ニ至テ凡千二百五十八年、其間祝融ノ災モナク今猶宛然トメ存在仕候、

天皇公卿方御寄附之事

天智天皇ヨリ、後鳥羽天皇ニ至迄ノ間、二十帝、公卿ハ粟田口關白ヨリ、鎌倉右大將迄九人、其事凡テ九十餘條、或ハ堂塔ノ御建立、或ハ莊園田地ノ御寄附、或ハ勅願定日ノ諸法莚、又ハ佛像經卷甲冑弓釼等御納ヨリ、御幸勅使アリシ年月等、右ハ金峰山傳記ノ中ニ詳ニ載タリ、然レ𪜈今ハ只其大略ヲ言上スル所以ハ、皆此レ南朝已前ノ事ニシテ、南北戰爭ノ頃ヨリ、百事忽略ニメ廢絶スルモノ多シ、今存スルモノ僅ニ百ノ二三ノミ、然レ𪜈當今山僧月次ニ勤修ノ諸法莚ハ、大概先帝王ノ勅願、公卿方ノ御遺式ニ御座候、

豐(太)大閤御朱印之事

藏王領

一八百五拾三石九斗　和州吉野山

一百五拾九石三斗　同　小路村

合千拾三石二斗
右今度新規令寄附之訖、此內五百石藏王造營領、五百石寺僧万灯至令寺納之、勤行不懈怠者也、
文祿四年九月廿一日　秀吉公御判
吉野金峰山寺
寺僧中
右本紙ハ安藤右京進殿寺社御奉行之時、公儀へ被召上候、國軸山金峯山寺藏王權現領、大和國吉野郡吉野山八百五十三石九斗、同郡小路村百五十九石三斗、都合千十三石二斗事、任先規寄附之、此內修理領二百拾三石二斗、學頭領三百石、寺僧滿堂配當領五百石宛行之訖、全可收納之、幷境內山林諸役等免除、如有來永不可相違者守此旨、佛法紹隆彌無怠慢、可抽天下泰平精誠之狀如件、
慶安元年七月十七日
御朱印　德川家御三世大猷院殿御判也
東叡山ヨリ吉野御支配之事
慶長十九甲寅霜月、東照公大坂御在陣之節、吉野山者要害之地タルノ間、南光坊天

海僧正可令支配之旨、依東照公台命、是ヨリ天海僧正之御支配所トナル、此時京都所司代板倉伊賀守、天海僧正兩名ニテ制札ヲ下シ玉、其文ニ曰ク、

禁制　和州吉野山

一諸軍勢甲乙人濫妨狼藉之事、
一武家牢人寄宿之事、
一修理領幷寺領當納所致難澁事、
右條々堅被停止訖、若違犯之族於在之者、速可被處嚴科之旨、依仰下知如件、

慶長拾九年霜月十九日　板倉伊賀守判
南光坊僧正判

是ヨリ已來、日光御門跡之御支配所ニ相成候義ニ御座候、

吉野山藏王堂竪義會之事

藏王堂竪義會者、依後宇多院勅願、從弘安年中以來、例歲不怠之法會眼前タルノ旨、元祿八年御學頭惠心院探題權僧正之定書壹通、其文ニ曰ク、

定

一藏王堂竪義者、疇昔因後宇多院勅願、從弘安年中以來、每歲不怠之法會眼前也、依之

尙以爲永代紹隆之勸發、今般竪問等之俸物定行者也、然上者其當役人彌勵稽古、加習練、愍重ニ可相勤之者也、竪者絹壹疋一之問絹半疋等云云、仍衆議如件、

學頭惠心院探題權僧正

元祿八乙亥歲十月十九日　　章海花押

天台眞言兩宗兼學金峯山寺格之事

金峯山寺衆徒之義ハ、古來大寺乘輿之格式ニ御座候、則中古慈眼大師公儀ヘ大地ニ被仰立、猶又明和年中御書面ヲ以テ乘輿御免被仰付候、其後寬政十一年未四月御門主ヘ御目見之節、大寺之格合ニ無御座候義も御座候故、其段御學頭惠心院前大僧正ヘ奉歎願候、依之御學頭ヨリ御執當楞伽院御方ヘ御掛合被成下候處、御執當ヨリ御學頭ヘ先格之通、乘輿大寺之格合ヲ以、御禮席等間違不申候樣致度旨承屆候旨御達ニ相成、御坐御目見之節ハ閾之內壹疊目之先格ニ御座候、但シ吉水院義ハ、後醍醐天皇御由緒格別之舊跡ニ付、先年大明院宮定院室ニ被定置候旨、享保六年丑二月廿一日、依輪王寺一品宮御氣色、御下知ノ一書御座候、尤參內仕候得者、大僧都ニ被任候先格ニ御座候、

木蘭色衣御免口數之事

金峰山寺之義ハ、古來天台眞言兩立之一山之義ニ付、兩派共一萬ケ四萬迄、年齡相應ニ相成候得ども、四口ツヽ都合八口木蘭色衣御免被仰付候、尤院室吉水院義ハ、格別ニ御座候、然ル處去ル明治貳巳十一月、一山一和ノタメ、天台眞言兩宗兼學一派ニ仕度義奉願上候處、速ニ御許容ニ相成、兩宗兼學衆徒と相唱へ候得共、依先格色衣口數奉申上候、

一山衆徒口數幷寺院員數之事

寶城寺但シ、御學頭之御持方ニ御座候故格別、
密場院（但シ、衆徒中集議所ニ而、兩宗高祖先師等報恩講修行之道場ニ御座候、）
吉水院現住圓詮　　櫻本坊現住覺純
喜藏院現住信覺　　寶塔院現住龍登
延命院現住龍範　　持明院現住玄惠
竹林院現住龍敬　　東南院現住圓和
小松院現住祐惠　　寶持坊現住純識（但シ、名跡、）
福壽院現住圓算（但シ、名跡、）　　坂中坊現住玄亮
喜藏院後住洞盛　　十方院現住圓歡

久保坊現住龍賢　勝光院後住高編但シ名跡、
角之坊現住覺道　南之坊後住龍仁
已上衆徒口數十八口ニ御座候、
吉祥院　福島院　持福院　蓮藏院
道光寺　心善院　眞藏院　眞珠院
右八ヶ院ハ當時无住ニ御座候、
教學院　新熊野院　妙覺院　寶藏院
寶勝院　寶積院　成就院　寶泉院
光藏院　前之坊　多聞院　淸涼院
笹之坊　岩之坊　松本院　文殊院
杉本院　池之坊　福之坊　龍花院
寶光院　辻之坊　上寶坊　福井坊
東之坊　谷之坊　南寶坊　瑞信院
右廿八ヶ院古來名跡計ニ而無住ニ御座候、
藥師寺無住、勝福寺無住、大將軍寺名跡无住、穀屋坊名跡无住、

右四ヶ寺者衆徒中支配下寺ニ御座候、
右者今般諸寺院共本寺本山、且開闢、中興、年暦、由緒、寺格、分限御取調被仰出候ニ付
前書之通相違無御座候間、此段御届奉申上候、恐惶頓首、

金峰山寺總代

明治三庚午歳閏十月　竹林院印

管領

執事御中

御届奉申上口上覺

一金峰神社之別當舊寺僧方知足院義(儀)復飾之事ニ付、少々譯柄御座候故、同院後住民部卿高行爲致復飾、知足照見と改名仕、金峰之社司相成候ニ付、寺跡院名共衆徒方これ已後相除き可申義ニ御座候、

一山口神社之社僧西善院義(儀)大破及候ニ付、連も修覆難仕、無據舊寺僧方蓮藏院と替地仕、則知足院良典、西善院ニ而復飾、菅原若佐(狹)と改名仕、山口神社之神司ニ相成候義ニ御座候、

一水分神社之社僧岩本院、此又大破損ニ付修理難出來、不得止事、舊滿堂方延命院と

替地仕、則舊寺僧方元持福院忍良復飾、榊田正男と改名仕、水分之社司ニ相定候事ニ御座候、但シ、蓮藏院、知足院、延命院三ケ寺共破損ニ及有之候ニ付、右三僧之自力ニ而修理難出來、無據一山中ヨリ修覆致遣シ、尤復飾裝束一通、此又助成致遣シ候事ニ御座候、

一舊寺僧中支配下二之鳥居大日寺義ハ、金峰神社附屬之寺ニ御座候ニ付、今般新社司中ヘ引渡申候間、已後衆中配下ニハ相除き候義ニ御座候、右ハ朝議御一新被在神佛明分之御趣意ニ付、無據次第、先般御殿代御役所ヘ御伺濟之上、奈良御政縣ね願上候處、御聞屆ニ相成、速ニ爲致復飾、神勤候樣被仰付候ニ付、右之通取計仕、神佛分離之規則相立候間、此段御屆奉申上候、以上、

明治三庚午年閏十月日

金峰山寺惣代

竹林院印

管領

執事御中

奉歎願口上覺

一去ル辰春來、朝議御復古之御取意(趣)ニ付、諸願伺多端ニ出來、諸向ヘ出頭、入費相嵩ミ、

一山疲弊至極難澁ニ及、不得止事、去ル辰巳兩年共御學頭御取納物成ニ而、諸入用高割合を以、御成成(マヽ)被成下度奉願上候處、格別之御仁恤を以、御聞屆被爲成下、千萬難有奉敬承候、然處當年も矢張諸向ニ諸願伺出頭之義御座候故、入用多分相掛、山內一統彌以極貧窮迫ニ相成、何共仕法難相立御座候間、何卒出格之思召を以、當年之義も御取納物成、一山諸入用高割分限、御助成爲成下度、偏ニ奉歎願候、右願之通御許容被成下候得者、衆徒一同難有奉感佩候、誠恐謹言、

午閏十月

吉野山金峰山寺惣代

竹　林　院印

管　領

執事御中

〔金峰山寺記錄〕十五

社頭幷伽藍境內

御分檢日記

社寺方

稲生殿

掛　竹林院龍敬

明治七年八月五日ヨリ同月十五日至、

御(沙汰)汰沙狀寫

明三日金峰神社爲境内調出張候條、此旨爲心得相達候也、

奈良縣

社寺掛印

吉野山

金峰山寺

右三日之御達ニ候得共、五日午後第一時比御登山有之候、此段戶長方ヨリ申來リ候也、

明治七年六月廿四日、金峰山寺神佛大變革ノ記

金峰山寺

其山内金峰神社ヲ本社ト相定メ、藏王堂之義ハ其稱ヲ廢シ、更ニ口ノ宮ト相稱

シ可申事、

但、佛像ハ信者之望ニ任セ、最寄場所ゟ移轉不苦候間、願出次第尚可及詮議、一山僧侶者復飾望ニ相任セ候條、此旨相達候事、

奈良縣印

右御達ノ事件ハ、去ル明治元辰年春來、大政御復古爲在ラレ候ニ付テハ、諸寺諸山ノ神佛判然御改正仰出サレ、且某權現某天王ノ名稱ノ分、由緒可屆出御布告ニ付則藏王權現ノ來歷御屆奉申上候處、同六月十三日、太政官辨事御役所ニ於テ、金剛藏王權現ノ義ハ、神號ニ相改メ、一山僧侶復飾可致旨、蒙御沙汰候ニ付、一山一同心苦焦身大方ナラス、依之神佛判然名義ヲ相立、同年八月十三日ヨリ、總代兩名上京致シ、幷本山延暦寺ヘモ屆出、協力ヲ願ヒ、則金剛藏王權現者、釋尊ノ所變ニメ、佛體ナリ、金峰神社ナル物ハ、則二ノ鳥居鎭座シ玉フ金精神ナル由ヲ申立、當七年六月迄、數度歎書(願脫カ)差上候ヘ𪜈、終ニ今日ノ御所(處)分至ル、是レ天然ノ自然ニ成ル處歟、僧侶遊惰ノナス處哉不知、

一明治元年辰ヨリ當年ニ至ル迄ノ書記在別、

一今般ノ御達ニ付、歎書(願脫カ)幷伺書在別、

一當八月五日、奈良縣社寺掛稲生眞履殿幷附屬石井ノ御兩名登山有之、惣代古澤、大橋伺候ス、午後奥ノ院幷金峰神社下山藏王堂見分有之、尤町方副區長藤井喜平治戸長山口謙造、副戸長山本文藏同道案内ス、

一同六日、大峰山實地境内御分見ノ爲、御登山有之、則竹林院龍敬、戸長森下覺平、副戸長山本文藏、人足一人宛召連レ、御同道ス、山上竹林院へ被爲泊、

一同七日、雨中、午後ヨリ山上内陣見分有之、一和尚竹林院龍敬、二和尚蓮藏院洞盛御案内申ス、

藏王尊正面ノ御戸ヲ開クニ、前立藏王尊滅金ノ金佛、凡御丈ケ二尺餘ノ像ヲ安置有之、次御戸開ノ藏王ノ口、御戸開ク、錠掛テ鍵ナシ、依取除ク、是ヨリ内陣へ入ル、戸副長等餘人入ル事ヲ禁ス、而テ掛リ官員御兩人幷導師二人燈火ヲ点メ、入内陣ニ亦凡七尺四方ノ白木造ノ内殿アリ、錠ヲ掛タリ、鍵アルコナシ、依テ取除キ内々殿ヲ拜見スルニ、安置スル佛體ナシ、只石ヲ凡井戸囘リノ形ニ並ヘアルノミ、是往古ヨリ傳記ニ、藏王尊涌出ノ嶽ニ出顯シ、其ノ影像今ノ本堂ノ内々陣ノ龍穴ニ入リ玉フト申シ傳フ、知ス是偶然ナラサル事ヲ、内々殿ノ外四方石垣ヲ積ミ、シクイニシ、少シ堆高シ、心見ルニ、其下空虚ノ如キ音響ス、又内々殿ノ外囘リニ、金像藏王數

多アリ、案スルニ、信者ノ進佛ナリ、大ナルハ二尺、已下七八寸像ナリ、大キニ破損、其餘ノ物アルヿナシ、而メ如故ノ御戸開ノ藏王ノ口ヨリ出テ、御扉ノ鎰ヲ掛ケ置ク、次ニ役小角行者ヲ拜見シ終ル、

因ニ記、前夜洞川村ノ百姓惣代三名計リ伺出、幸ニ官員方ヨリ其村戸長副ノ者共、差紙可遣ノ處、伺出スルニ依テ申付、明日戸副長幷人足兩三召連レ、登山可致旨被申付、洞川者御請申歸ル、翌七日朝、六名旅宿竹林院へ參ル、其者ハ戸長鳥源ノ悴鳥谷某、幷增屋久八、龜谷善太良、植佐悴外ニ壹兩人アリ、右洞川村ノ者共心得違ノ義申立ルニ依テ、御掛稲生殿種々御理解被申聞候處、御理解ヲ誤解シ、彼村一同沸騰致シ候由、此日一同洞辻茶ヤ、幷タラ助小屋ニ、昨晩ヨリ出張、強談ニモ可參風聞アリ、則今七日午後、本堂へ戸長鳥谷源吉幷百姓代升ヤ久八推參致シ、掛官員衆ニ向ヒ不心得ノ義ヲ申立、強談誹謗致スニ付、呵責セラル、然レ𪜈亦重テ繪圖面ヲ持參シ、我儘ヲ申立、其ノ圖面ハ現今上ノ坊中ヲ以、己カ宿所ニ書ナシ、則權令公御指圖抔ト申僞ル、誠ニ頑愚ノ強欲、紙上記シ難シ、彼等過日來山上へ旅人休泊所五軒新造致度、聽訟へ願出候處、此義ハ租税課へ可願出旨被申聞、則租税局へ彼村内ノ小物成地へ、右休泊所創建致度旨願出候ニ付、御聞屆相

成候由、其地ハ山上小松院裏字小松坂ノ道ヨリ、西ノ方ヘ、卽今五間ニ七八間計屋鋪(舗)地切リ開キ有之、然ルニ今披露ノ繪圖面ニハ、道ヨリ東ナル當方坊中ノ屋敷ヲ、彼村ノ休泊所新造地ノ如ク繪圖シ有之ハ、全ク坊中ヲ後年押領ノ所爲ナルヘク候、此段御掛ヘ申上候所、其ノ心遣ニハ及申間敷、實地分見ノ圖面ヲ以テ證據トシ、寫シ相渡可申旨被申聞候故止ヌ、

但、前顯ノ通、洞川ノ者共心得違ノ元由ハ、昨癸酉六月已來、鳴川造營山并左右並木上地ノ義ニ付、山内ト訴訟ニ及ヒ、則當戌七月七日御裁判繪圖面御裏書双方ヘ御下渡ニ相成、其裏書ヲ誤解致居候故ニ、非分申立致候哉ニ推察候、實頑愚極ル、

一八日、九日、風雨、且雲霧隱弊シ、方所見定メ難故、滯在ニ相成候事、

一十日、天氣、御掛官員御兩名、竹林院瀧藏、戸長森下覺平、副戸長山本文藏、外ニ人足三人召連レ、分見左ノ通、

一字西ノ覗壹號 亥二分五厘 間無之　　一字小鐘掛下二號 辰正中 間無之

一字鐘掛三號 辰壹分五厘五毛 十八間　　一字鐘掛四號 卯壹分六厘 十二間

一五號 辰正中 十壹間　　一六號 辰正中 十二間

一　七號　午十二間二分二厘
一　九號　午九間一分五厘
一　十壹號　辰十六間二分六厘
一　十三號　巳十三間半二分六厘
一　十五號　未九間五厘五毛
一　十七號　巳十間二分
一　十九號　未九間壹分六厘
一　廿壹號　巳十四間二厘五毛
一　廿三號　巳十三間四厘
字小岩下
一　廿五號　申十七間四厘
一　廿七號　午廿六間壹分三厘
一　廿九號　巳二十二間三厘
右同所
一　三十壹號　卯七間二分六厘
一　三十三號　午五間正中
一　三十五號　辰十四間壹分三厘

一　八號　辰十間五厘
一　十號　巳廿四間二厘
一　十二號　午十二間三厘
字等覺門
一　十四號　酉十間壹分六厘
一　十六號　未十二間壹分二厘
一　十八號　申十九間壹分五厘
一　二十號　午五間半二分五厘
一　廿二號　辰十二間二分三厘
一　廿四號　午二十間二分五厘
一　廿六號　未十九間二分
一　廿八號　午二十八間五毛
字瀧ノ口
一　三十號　未十壹間二分三厘
一　三十二號　辰十三間正中
字山神道
一　三十四號　辰二十壹間二分五厘
一　三十六號　寅三十五間二分七厘

字山ノ神
一三十七號　卯十二間二分三厘
一三十九號　卯十六間二分
一四十壹號　酉七間八分
字東ノ覗下
一四十三號　未十四間半壹分八厘
一四十五號　申十六間九分
一四十七號　午十四間二厘
一四十九號　申十三間六厘
字小笹道
一五十壹號　未正中二十五間
一五十三號　酉九間二分
一五十五號　亥十四間壹分八厘
右同所
一五十七號　酉二十八間壹分八厘
一五十九號　戌十九間二分三厘
右同所
一六十壹號　子二十壹間壹分九厘
字井戸道
一六十三號　子十八間壹分五厘
字小松坂
一六十五號　子十壹間六厘

一三十八號　卯十六間七厘
一四十號　午十壹間三厘
一四十二號　申十壹間壹厘
一四十四號　未十五間壹分三厘
字平等石下
一四十六號　午十壹間二分五厘
一四十八號　申八間二厘五毛
字小笹道下
一五十號　未十五間半壹分二厘五毛
字小笹道上
一五十二號　酉十三間九厘
一五十四號　戌十四間壹分五厘
字御茶畑
一五十六號　亥三十八間壹分三厘
一五十八號　戌十六間二分壹厘
一六十號　子廿壹間壹分三厘
一六十二號　子十六間九厘
同
一六十四號　子二十間二分六厘
同
一六十六號　亥二十七間壹分九厘

一同六十七號 亥二分八厘 二十壹間

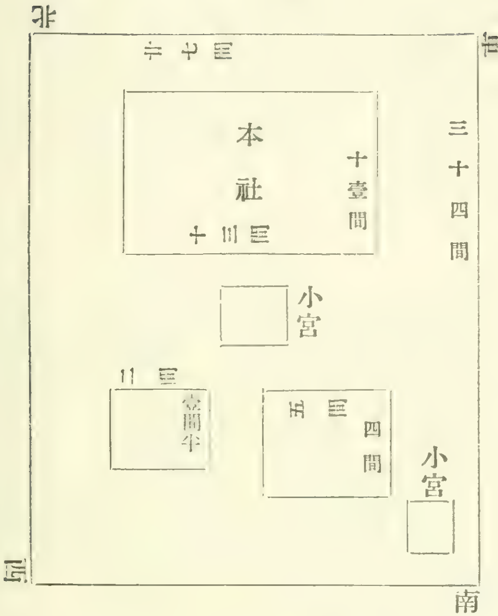
一字西ノヽヅキ 六十八號 子二分二厘 二十七間

一六十九號 子壹厘 八間

總計千四拾三間

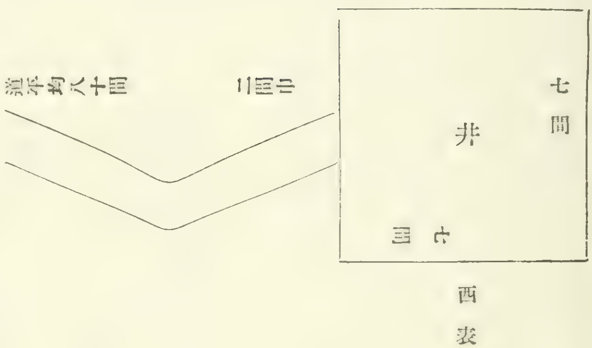
此町數十六町十九間壹尺 但周圍

本社境內



但シ本社向キ未二十度

字阿迦井
神宮井戸
本番六十三號杭ヨリ
未壹分五厘ニ當ル



一十一日、天氣、官員衆幷竹林院戶副長等下山致候事、同夜官員衆竹林院ニ旅宿ス、
一十二日、奧ノ院境內檢査、次ニ金峰神社境內分檢、終テ當本社造營等ノ御心添有之、次ニ躑躅岡社、子守社、鷲尾社、大將軍社、雨師社、白山社、大實社、密場院、善福寺等ノ境內御見分相濟、上町湯川屋御旅泊之事、

一十三日、如意輪寺境内山口神社、井光神社、大日寺、左抗(マヽ)社、山口神社元神供所辨天祠、吉水院、朝原社、元本堂、口ノ宮、弘願寺、銅ノ鳥居等御分檢之事、同家御泊、

一十四日、重役稻生殿ハ、吉水院ニ於テ、山内各院重寶類御見分ニ相成、御附石井君、大橋幷戸長同道ニテ、千本花山幷幣掛祠御分見被成候事、

一同日、於藏王堂、臨時說教相設ケ、今般山内神佛改正ノ旨說諭致候事、

金峰神社遙拜祝詞師社寺掛稻生殿、

說教師如意輪寺住吉川法譽前座、次ニ南之坊住大橋融識中座、次ニ竹林院住古澤龍敬後座、終又重テ稻生殿ヨリ聽者へ詳細御說諭事有之候事、

一十五日、御出立有之候事、

一其後洞人(川脱カ)山上境内之義ニ付、縣廳へ彼是苦情申立候ニ付、聽訴掛松嶋正儀殿出張ニ相成、重而社寺掛稻生殿御登山、御兩君共竹林院ニ而貳泊、洞川人呼立、御利害被仰付、詫書差爲出ニ相成候事、但シ同月十六七日也、

伊勢の御祓暦配付の事

〔日要新聞〕第一號　明治四年辛未十二月（「文明開化」新聞篇所載）

○神祇ノ道ニ却テ佛說ヲトリ入、不都合ノ仕來ナリシヲ、御改正ニヨツテ、純正ノ神職ヲ立ラレシハ、イト喜キ事ナリ、扨伊勢ヨリ檀家ト唱ヘ、御祓暦ナド配ル事モ止ラレケル、然ニ當年モ例ノ如ク來テ御祓ハアゲマセヌガ、暦ハ是非受ラルベシト云フ、諸人聞テ夫デハ御師賣ナリト云云、

伊勢に於ける廢寺の件

藤本了泰氏報

〔知恩院日鑑〕慶應四年

閏四月七日

一勢州山田三ケ寺連印來狀趣意、當地御神領中諸寺院取拂風聞有之、市中者共迄申觸、引導燒香不受、神職共神葬ニ致抔と申、年回法事稀ニ相勤、諸宗門一統配心之旨、尙藤波祭主殿ゟ、會合所江觸達有之、町々ゟ寺院江達しニ相成、悲歎不過之、猶又文

久三年九月中、門中ゟ歎願差上置、其儘御聞置之通、尙近日御勅使參向之由、其上ニ而可被仰渡哉難計趣、往古ゟ仕來り通、立戻り候樣、御賢察歎願御聞置迄、巨細如來翰、

閏四月廿日

勢州山田三ヶ寺ゟ來狀、並門中連印願出、大宮司ゟ觸達寫一通、代僧持參ニ而登山、其趣意、

今般御一新折柄、神領內諸寺院之儀、宮近邊參宮道筋都合十八ヶ寺取拂之旨、御勅使御參向之上、御達有之由ニ付、御支配宮と御當山に奉歎願、何卒是迄通りニ成被置候樣、出願之旨巨細來翰之おもし、

十一月廿五日

一伊勢山田門中使僧登山歎願書差出候、右ハ今般御一新御變改ニ付、神葬祭或ハ自葬自儘ニ相營候向數多有之、其外佛法廢捨同樣之儀多端御座候ニ付、何卒御本山ゟ御嚴制之御達書奉願上度旨申出シ候ニ付、御殿商量、役所に右願書寫相廻シ、及示談候事、同斷之義、信州淨久寺ゟ書取、歎願書差出、前同樣御殿へ相廻シ候、右兩人共追而及沙汰可申候間、一先歸國可致旨、表快ゟ申達候、

〔知恩院日鑑〕明治二年

正月廿二日

勢州山田欣淨寺、靈岸寺使僧、書面を以テ申出、右者御一洗御格例相移り、自他宗之寺院ニ而、十六ヶ寺廢止ニ相成、拙子儀も民姓ニ下り可成丈手行仕候樣方便仕候外ニ、僧俗も民姓ニ下り候者廿餘人、如何相行候哉与萬苦仕、尙又炮火之恐も無心元、拙寺本堂寶物類、末寺大淀村松業庵に相移、御靈場相立候樣、晝夜配心之旨也、

五月二日

一、雷雨老勢州地に下向ニ付、爲暇乞登山、月山出會、今般遠路下向之儀、一入御苦勞之旨及挨拶、爲餞別、奥向ゟ金千疋、役所ゟ金五百疋被下之、夫ゟ奥向に罷出、御料理被下、御相伴被仰付候事、

〔知恩院書簡留〕

元本誓寺宜譽儀、當春之形勢、諸寺院歸俗之節、連名ニ差加り罷在候處、元來僧道執心ニ而、全俗躰ニ堪兼候趣、先非を悔、其門中に歎出候趣、今度其兩寺ゟ、使僧を以歎願被申趣候、右ハ前來、其筋に申立之次第茂有之候ニ付、卽今之取計ニも相成兼候へ共、双方示談之上、當人幷其組內より、縣令所に歎願之上、復古ニ相成候樣配心可

有之候、此段申達候、已上、

（明治二年）
九月十八日　　　　　　　　　　　　　　惣本山役者印

勢州山田
門中惣代
宗安寺
善念寺

其地齋宮村福壽院儀、今般廢寺、元西迎院末當時宗安寺差配、曾禰町周正院儀者、疊寺ニ相成候ニ付、佛像等右宗安寺へ引取候由、依之爲屆、紙面之趣令承知候、以上、

辛未五月廿日　　　　　　　　　　　　　　總本山
役　者印

勢州山田
正壽院

〔越智專明氏所藏記錄〕　明治二年山田寺院廢寺動搖件出願拔書

度會御府より達書寫

一今般行幸御參拜被遊候ニ付、神領中ニ參道ニ有之候佛閣佛像等、盡取拂可申、尙向後宇治山田町家ニおゐて、佛書佛具等商賣致候義不相成候、此段郡市へ末々迄不洩樣相達候事、

二月　　　　度會府

○當時府知事ハ橋本公、舊公卿ナリ、

宮川へ立札の寫

一僧尼幷ニ修行者、佛具を帶し、誦經念佛鐘鉦を鳴らし、通行致し候儀堅く禁止候事、

月　日　　　　度會府

廢寺出願致ス前ニ、參事員ニ、元田五位ナゾト云官員、寺々ニ就キ住職ニ面會脅迫主義ヲ以テ、內ヲ責メ、表面ハ願ニ因リテ還俗ヲ許スモノヽ如クニ搆タリ、又當時ノ僧侶ハ一面維新ノ何タルカヲ知ラザルモノヽ如クナリキ、

知恩院末廢寺歸俗出願之分、

欣淨寺	靈巖寺	實性寺	一行寺	天機院
善稱寺	極樂寺	正悟寺	攝取院	信行院
專修院	大泉寺	淨泉院	會福寺	本誓寺

上善寺　大善寺　阿彌陀寺　大安寺　西福院
德壽寺　金胎寺　金藏寺　大蓮寺　西岸寺
歸命寺　圓明寺　長樂寺　蓮光寺　觀音寺
稱名寺　地藏院　還愚院　玄忠寺　大蓮寺

黑谷光明寺末
淨閑寺　善念寺　光照寺

百萬遍知恩寺末
大念寺　善導寺

增上寺末
理光院　寶積院　逢坂正覺寺

一心院末
淨清院　稱往院　入門寺

藤澤寺末
神光寺　大林寺

無本寺分、本末廢寺出願ニ付（此分無本寺ニテハ無之、本寺ナルモノ先ニ廢寺トナ

レルヨリ無本寺ト云フ）

光善寺　西迎院　向陽院　法持院　梅心院

日輪菴　慈眼院　曼荼羅寺　長樂寺末 正覺寺　西教菴

誓忠院　蓮生菴　德水院　心如軒　隣松院

妙貞院　一法院　圓福寺　掌善院　靈瑞院

眞正院　願生寺　淸壽院　珂養軒　長行院

春耕庵　安昌院　淨光院　西光寺　光樂寺

禪林寺末

慈眼寺　光照寺　盛廣院

以上鎭西合七拾九ケ寺全廢也、

他宗他門ノ寺數ハ確實ニハ分明セサレ𪜈、山田ハ淨土宗勝ニテ、村中ハ禪宗過半ニ有之候、

曹洞、臨濟廢寺合計六十ケ寺餘モ有之候、何レモ小院勝ニ御座候、

眞言、天台廢寺合計十ケ寺餘、

眞宗、日蓮宗ハ無之、

本山事務御殿へ上申書寫

右之通昨廿四日追々出願仕分ニ御座候、誠ニ悲歎至極ニ存候、今日ニ至り、殘り寺院十ヶ寺餘ニ相成、必然差迫り方角を相失ひ、當惑仕候、乍恐御賢察被爲成候、寺門永久之御下知偏ニ奉願上候、此段不取敢御注進奉申上候、以上、

明治二年正月廿五日　　正壽院　觀　譽印

　　　　　　　　　　　壽岩院　才　譽印

惣御本山

　御役者衆中

寺務御殿

　御役人衆中

歎願書之寫

去月中數度奉申上候通、當地諸寺院追々寺號廢山僧侶歸俗之出願仕候、私共六ヶ寺ハ、申合諸宗多勢之還俗之連名を遁れ、私共丈ケハ治國利民之佛法精々護持仕度と存、凝肝膽罷在候處、今度

行幸被爲仰出候ニ付、別紙寫し之通、佛閣佛像等可取扱（拂カ）旨、從度會御府被達、一同驚入當惑仕候、各寺數百年來、寺門相續仕來候處、今度
行幸ニ付、取拂ニ相成候而者、舊冬より粉骨碎身仕候甲斐も聊無之、水上之泡ト消失セ候哉与、落涙無止間慨歎罷在候、塗炭之苦患此事と被存候、巨細之義は、登山之（方々カ）口口より奉言上候、何卒御慈悲を以、各寺取拂之義御沙汰止ミ相成候樣、御取計被爲成下候ハヽ、廣大之御冥加、重々難有仕合ニ被存候、仍而此段乍恐奉歎願候、以上、

勢州山田

明治二巳年二月十五日　清雲院神譽印

寂照院足譽印

壽岩院才譽印

惣御本山御役者衆中

寺務御殿御役人衆中

〰〰〰〰〰〰〰〰

尾上町

市民一般神葬祭出願御聽屆ニ付きての達

壽巖院

蓮臺寺山之もの神葬祭願出被聞濟候間、其寺におゐて、檀家宗旨除名可有之事、

月　日　度會府

寺務御殿より御達書寫

達

勢州山田之寺院僧侶之者、追々歸俗出願廢寺相成候、事件不成容易、因茲天朝に從當御殿、御愁奏御伺上こ相成候處、決而廢佛廢寺之御趣意不被爲在候條、宗門之寺院こ可申渡旨、先般被　仰渡候、依之今般當御殿幷こ惣本山より、教諭取締爲鎮撫、大悲院雷雨被遣候、品こ寄而は、此上惣本山貫主前幷こ寺務執政之向に出張こも可及候、其門中御趣意厚敬承、大悲院申談、御盡力可有之候、此段相達候趣被仰出候、以上、

巳五月　御殿寺務役所

勢州山田

清雲院

寂照寺

山田門中

本文

御趣意知恩院末不限、何レ之末寺又ハ無本寺、又末ニ至ル迄、宗門一躰於最寄可事濟候、尤一宗寺務商量と被仰出候事、

嘗テ雷雨律師御出張ニ付、一時動搖鎭靜ニ至り、殘り寺院安位ニ住ス、

先般

朝廷御趣意廢佛廢寺之儀ハ不被爲在候旨、各寺へ相達候、　尚心得違爲不致動搖、大悲院被遣令教示候得共、各寺從前之弊風不宜、稍僧道之本分失却、俗情耳ニ相携候風聞茂有之、別而

御一新厚御仁恤之折柄候得共、是迄之弊風更ニ一洗いたし、行狀體之儀ハ申迄も無之、専ら殊勝如律相守、天下泰平之御祷爲報國、可令修行候、前條御趣意厚奉感佩、(マヽ)組々法類一同申合、相互ニ遂吟味不律不行跡之者有之候はゝ、不挾私心、速ニ可出

中出候、若其罪狀を押包憐之者、宗門之怨敵候條、無忌憚互ニ及詮議、其品可被屆出等閑ニ候而者、自然府藩縣之御沙汰ニ相成候節ハ、其組法類一同之越度急度可被仰付候條、心得違無之樣相達候、尤從御殿密々監察方差出、可及取締、此段達候間、各寺連印請書早々可差出候事、

巳六月　　　　寺務役所㊞

勢州山田
壽巖院
山田門中

現今淨土宗寺院
(再興)梅興院　○壽岩院　○正壽院　○清雲院　(再興)本誓寺　(再興)欣淨寺　(再興)正覺寺

天台宗
○善光寺　○法住院

禪宗
○等觀寺　○光明寺　(再興)高源寺　○不動院　○香泉庵　○增德庵

西山派

○養草寺

眞言

○太江寺

（丸ノ分ハ廢寺ニ殘リタルモノ、）

廢寺跡敷地及建物什器等、悉皆御府ヨリ歸俗僧ヘ下賜セラル、

〔郡市寺院調子帳〕 伊勢多氣度會二郡及宇治山田 東京帝國大學史料編纂掛所藏

明治二己巳年三月

一復正願居住之寺院、幷寺附屬田畑共被下之、假府兵格被申付候名前、

淨土宗

河崎町（宇治山田） 眞正院 河崎町 專修院末 辰十一月復正當時 正木童也

小川町 西岸寺 京都 知恩院末 巳正月同斷 西川常之助

辻久留町（宇治山田） 德壽寺 京都 知恩院末 巳正月同斷 久壽美長作

中島町（宇治山田） 理光院 東京 增上寺末 巳正月同斷 中田重作

京都知恩院末
巳正月同斷
中島町　歸命寺　珠島歸作

京都知恩院末
常盤町(宇治山田)　阿彌陀寺　福智泰作

京都知恩院末
常盤町　西福院　福井心作

同斷末
八日市場町　善導寺　西藤善悟

同斷末
越坂　一行寺　片桐定作

同斷末
同　欣淨寺　杉木仁作

京都粟生光明寺禪林寺兩末
巳正月同斷
浦口町(宇治山田)　光照寺　光本照源

東京增上寺末
常盤町　寶積院　寶積向作

京都知恩院末
曾禰町(宇治山田)　大安寺　安井大作

同斷末
大世古町(宇治山田)　靈巖寺　菱川杢作

同斷末
越坂　寶性寺　安達龍齊

無本寺
同　西迎院　西山祐造

京都黒谷光明寺末　同　淨閑寺　大鹿善司

越坂大念寺末　同　阿養軒　青木左司馬　巳正月同斷

京都知恩院末　同　天機院　天野晴喜　巳正月同斷

無本寺　同　正覺寺　正井新右衛門　巳正月同斷

京都知恩院末　同　極樂寺　神田光之助　巳正月同斷

無本寺　越坂　光善寺　光田善作　巳正月同斷

京都知恩院末　同　大念寺　大田篤藏　巳正月同斷

京都禪林寺粟生光明寺兩末　同　盛廣院　廣澤昇元　巳正月同斷

無本寺　同　法持院　法田傳次郎　巳正月同斷

知恩院内一心院末　同　淨清寺　長谷淨平　巳正月同斷

相州藤澤宿藤澤寺末　同　神光院　恩地一作　巳正月同斷

京都知恩院末　同　信行院　成貫得平　巳正月同斷

河崎町大泉寺末　同　圓福寺
福井圓藏
巳正月同斷

京都知恩院末　同　大泉寺
大泉一洗
巳正月同斷

京都知恩院末　同　會福寺
川口良順
巳正月同斷

京都知恩院末　久世戸町（宇治山田）本誓寺
西山白道
巳正月同斷

大湊長樂寺末　大湊　隣松院
林善藏
巳正月同斷

大湊長樂寺末　同　德水院
藤井元忠
巳正月同斷

京都知恩院末　同　專修院
今藤辨作
巳正月同斷

同斷　同　淨泉院
甘泉淨逸
巳正月同斷

同斷　岡本町（宇治山田）上善寺
山下匡運
巳正月同斷

同斷　大湊（度會郡）長樂寺
藤井元信
巳正月同斷

大湊長樂寺末　同　西敎菴
藤井元孝
巳正月同斷

京都知恩院末　同　金胎寺
館林忍
巳正月同斷

中村(度會郡四郷村)
稱往院
知恩院内一心院末
巳正月同斷
中山大龍

江村(度會郡東二見村)
正覺寺
大湊長樂寺末
巳正月同斷
島津正平

齋宮村(多氣郡)
蓮光寺
京都知恩院末
巳二月同斷
七林一遊

越坂
善稱寺
京都知恩院末
巳正月同斷
望月稻平

齋宮村
地藏院
京都知恩院末
巳二月同斷
平野龍之進
村方差配之寺ニ付、本人へ被下無之、

齋宮村
稱名寺
京都知恩院末
巳二月同斷
岡本增右衞門
村方差配之寺ニ付、本人へハ被下無之、

齋宮村
觀音寺
京都知恩院末
巳二月同斷
堀木晋門
村方差配之寺ニ付、本人へハ被下無之、

有爾中村(多氣郡明星村)
興隆寺
京都黑谷光明寺末
巳二月同斷
中村左右馬
村方差配之寺ニ付、本人へ被下無之、

禪　曹洞宗

久志本村(度會郡濱鄉村)

船江町(宇治山田)

越前永平寺末 青蓮寺
已二月復正當時 前瀧龍平
阿竹村

同永平寺末 弘安寺
已二月同斷 松田弘作
一色村(度會郡濱鄕村)

無本寺 潮音寺
已二月同斷 中川朝次郎
高向村(度會郡御薗村)

無本寺 高福寺
已二月同斷 曹下退之進
箕田村(度會郡濱鄕村)

無本寺 神崇菴
已二月同斷 本多宗之丞

無本寺 船江寺
已二月同斷 朝比奈篤之丞
神社(度會郡)

無本寺 禪桃菴
已二月同斷 三笠海藏
新開村(度會郡御薗村)

無本寺 江傳菴
已二月同斷 奥村覺之進
櫻木町(宇治山田)

越前永平寺末 清涼院
已二月同斷 梅田大輔

二俣町(宇治山田)　正法寺　京都妙心寺末　巳正月復正當時　廣山登

岡本町　如法寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　金剛力

岩淵町(宇治山田)　高源寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　海雲渡

船江町　慈眼菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　中山亘

同　海藏菴　京都東福寺末　巳正月同斷　結城叟菴

河崎町　南榮寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　梅田榮之進

常盤町　常勝寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　常盤勝藏

岡本町　中山寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　中山勇

越坂　慈徳菴　京都妙心寺末　辰十二月同斷　上田彦左衛門

船江町　大江寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　大江龍造

河崎町　寶珠院　京都東福寺末　巳正月同斷　米澤良齋

宇治　鈴嚴寺　京都妙心寺末　巳二月同斷　菅齋平

宇治
岩井寺
京都妙心寺末 巳二月同斷 岩井純介

神社
善應寺
京都妙心寺末 巳正月同斷 種山五十槻

楠部村(度會郡四郷村)
興禪菴
京都東福寺末 巳正月同斷 結城新之丞

東鹿海村(度會郡四郷村)
清源菴
京都妙心寺末 巳正月同斷 清原猛

同
東明軒
京都東福寺末 巳正月同斷 結城萬次郎

松下村(度會郡東二見村)
傳心菴
京都東福寺末 巳正月同斷 齋藤正夫

大湊
醫王寺
京都東福寺末 巳二月同斷 結城英

楠部村
養心寺
無本寺 巳正月同斷 稻山延壽

同
寶光院
無本寺 巳正月同斷 田邊元之進

西鹿海村(度會郡四郷村)
明高寺
京都東福寺末 巳正月同斷 喜多野顯之進

同
善住菴
京都東福寺末 巳正月同斷 結城新造

松下村
禪棟院
京都妙心寺末 巳正月同斷 關原慶次郎

一色村
阿彌陀寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　龜山友之進

田尻村(度會郡濱鄉村)
龍泉寺　京都妙心寺末　巳正月同斷　泉　龍造

通村(度會郡濱鄉村)
長圓寺　京都東福寺末　巳正月同斷　長川寛祐

長屋村
長德菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　長岡德之進

通村
惠日庵　京都妙心寺末　巳正月同斷　中山東内

竹ヶ鼻村(度會郡神社町)
龍珠菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　廣山元太郎

西二見村(度會郡)
慈音菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　西井紋右衛門

長屋村(度會郡御薗村)
花咲菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　英　勝見

通村
淨光院　京都妙心寺末　巳正月同斷　德田耕作

通村
廣修菴　京都妙心寺末　巳正月同斷　神廣爲三郎

明星(多氣郡)
安養寺　京都東福寺末　巳正月同斷　明星政尾

〆

眞言宗

下中之郷町(宇治山田)
不動院
無本寺
巳正月同斷　和田隆平

下中ノ郷町
善道院
無本寺
巳正月同斷　松橋仙之丞

中村
新樂寺
無本寺
巳正月同斷　玉置眞平

中村
菩提山
無本寺
池田進二郎

世義寺山内
慶寶寺
無本寺
巳正月同斷　上地盤根

船江町
來迎寺
無本寺
巳正月同斷　松橋龍之進

宇治
眞常院
無本寺
巳正月同斷　田中京三郎

齋宮村
弘正寺
京都嵯峨大覺寺末
久留清記

〆

一復正御聞屆、追而相續養子致し候へ共、假府兵格可致申付分、

越坂　淨土宗　河崎町

淨土宗 無本寺
寶林院

淨土宗 越坂大念寺末 河崎町
清壽院

禪臨濟宗 東福寺派末 船江町
金剛寺
巳正月復正

眞言宗 御室御所末 越坂
無量寺
巳正月同斷

ゝ

淨土宗 無本寺 越坂
梅心院
巳正月復正、復正之上寺並田畑共被下眼醫師爲職、

禪臨濟宗 京都妙心寺末 一色村
昌久寺
巳正月復正、復正之上假府兵格申付候處脫走致候事、

河崎町 專修寺末
願生寺

淨土宗 無本寺 同
慈眼院

禪臨濟宗 東福寺末
十輪寺
巳正月同斷

眞言宗 無本寺 鼓村（度會郡宮本村熱田）
蓮臺寺
巳二月同斷

淨土宗 京都知恩院末 齋宮村
還愚院
巳正月復正、復正村方會所ニ取立留守居ニ相成候、

禪臨濟宗 京都妙心寺末 長屋村
松林菴
巳正月復正、復正之上寺並田畑共被下農業致ス、

禪曹洞宗
永平寺末　越坂　崇恩寺
右ハ松坂養泉寺ヘ合寺、

眞言宗
嵯峨大覺寺末　齋宮村　梅香寺
巳正月復正、復正ニ而佛具等取拂有來之天滿宮社守ト相成、

一近來無住寺ニ付、村方會所ニ取立之分、

禪臨濟宗

京都妙心寺末　東鹿海村　向川菴
巳正月願

無本寺　松下村　臨皐寺
巳正月願

黒瀨村

禪臨濟宗
東福寺末　二見山田原村(度會郡西二見村)　密嚴寺
巳正月復正、村方會所ニ取立留守居會所守ニ相成、

京都妙心寺末　西鹿海村　大日寺
巳正月願

無本寺　一色村　福正寺
巳正月願

小木村(度會郡神社町)

無本寺　昌福寺
巳正月願
二見
無本寺　法泉寺
巳正月願

〆

禪曹洞宗

二見
無本寺　大盛菴
巳正月願
阿竹村
無本寺　福聚菴
巳正月願
神田村
無本寺　敎田菴
巳正月願
二見

京都妙心寺末　廣濟寺
辰十二月願

二見溝口村（度會郡西二見村）
無本寺　海藏寺
巳正月願
江村
無本寺　月江菴
巳正月願
前田村
無本寺　東禪院
巳正月願
田尻村

無本寺　巳正月願　光寶菴

越前永平寺末　巳正月願　清雲菴

〆

淨土宗

宮川町(宇治山田)　無本寺　巳正月願　妙眞院

〆

一無住寺ニ而大破ニ付、壘寺之分。

禪臨濟宗

光明寺中(宇治山田岩淵町)　京都東福寺末　巳二月願　瑞慶院

光明寺中　京都東福寺末　巳二月願　廣德寺

越坂　京都妙心寺末　神護院

宇治　京都妙心寺末　巳正月願　常慶院

京都東福寺末　巳正月願　河崎町　大智菴

京都妙心寺末　巳二月願　長屋村　如意菴

京都妙心寺末　巳正月願　西鹿海村　鹿門寺

京都妙心寺末　巳正月願　一色村　永藏菴

京都妙心寺末　巳二月願　同　龍德寺

京都東福寺末　巳二月願　西鹿海村　福善菴

京都妙心寺末　巳正月願　浦口町　正眼院

京都妙心寺末　巳二月願　通村　正眼菴

京都妙心寺末　巳二月願　東鹿海村　聚寶菴

京都妙心寺末　巳二月願　一色村　寶藏菴

京都妙心寺末　巳二月願　宇治　臨皐菴

京都妙心寺末　巳二月願　一色村　東光寺

京都東福寺末
巳二月願
黒瀨村（度會郡濱鄉村）
湯德菴

京都東福寺末
巳二月願
阿竹村
林昌菴

京都東福寺末
巳二月願
二見
芳春菴

禪曹洞宗

無本寺
巳二月願
中村
慶德菴

越前永平寺末
巳二月願
岡本町
休々菴

前田

京都東福寺末
巳二月願
黒瀨村
心月菴

京都東福寺末
巳二月願
西條村（度會郡豐濱村）
壽海院

京都妙心寺末
巳二月願
西二見村
最明寺

無本寺
巳正月願
櫻木町
眞敎寺

八日市場町等觀寺末
巳正月願
川崎町
景福菴

八日市場町 等観寺末 五大院 巳二月疊

眞言宗

無本寺 世義寺(宇治山田岡本町) 重清寺 辰十二月疊

無本寺 櫻木町 地藏院 巳正月疊

無本寺 楠部村 加持院 巳二月疊

無本寺 神社村 潮満寺 辰十二月疊

淨土宗

無本寺 同 南之坊 巳二月疊

無本寺 中村 西迎寺 巳二月疊

無本寺 楠部村 岩松寺 巳二月疊

無本寺 朝熊村(度會郡四郷村) 莊嚴寺 巳正月疊

京都知恩院末　巳正月登　浦口町　金藏寺

京都知恩院末　巳正月登　常盤町　大善寺

無本寺　巳正月登　越坂　淨念菴

無本寺　巳正月夕ヽム　同　曼陀羅寺

無本寺　巳正月登　同　祥永寺

京都知恩院末　（巳正月登脫カ）　同　正悟寺

京都知恩院末　巳正月登　同　大蓮寺

京都禪林寺末　巳正月登　常盤町　慈眼寺

無本寺　巳正月夕ヽム　越坂　惠椿菴

京都知恩院末　巳正月登　同　接（攝カ）取院

無本寺　巳正月登　向陽院

無本寺　巳正月登　同　日輪寺

河崎町 掌善院 無本寺 巳正月疊

同 一法院 無本寺 巳正月疊

河崎町 長行院 無本寺 巳正月疊

大湊 心與軒 大湊長樂寺末 巳正月疊

神社村 誓忠院 大湊長樂寺末 巳正月疊

河崎町 靈瑞院 無本寺 巳正月疊

同 寳樹菴 無本寺 巳正月疊

岡本町 念定寺 無本寺 巳正月疊

今一色村(度會郡西二見村) 圓明寺 無本寺 巳正月疊

一復正幷壘寺願出京師御伺中之分、

禪曹洞宗無本寺　二見庄村　不斷寺　復正願

同宗永平寺末　神田村　自性軒　復正願

同宗永平寺末　川崎町　不動院　俗家ニ取立願

同宗無本寺　新開村　遊全菴　俗家ニ取立願

同宗無本寺　今一色村　惠雲院　復正願

同宗無本寺　王中島村（度會郡御薗村）　長泉寺　會所取立願

同宗無本寺　神田村　夢德菴　俗家ニ取立願

同宗永平寺末　大湊　海眼院　合寺願

當時殘之寺院、

淨土宗

二俣町

同

京都知恩院末　玄忠寺

京都禪林寺 粟生光明寺 兩末　浦口町　守榮院

宮後西河原町(宇治山田)

同禪林寺 同光明寺 兩末　越坂　養艸寺

京都禪林寺 粟生光明寺 兩末　船江町　願成寺

京都知恩院末　岩淵町　慈眼菴　無住

京都知恩院末　同　歡喜寺　無住

京都知恩院末　岡本町　善念寺

二俣町玄忠寺末　法性寺

京都知恩院末　常盤町　梅香寺

同禪林寺 同光明寺 兩末　明鏡寺

京都知恩院末　岩淵町　正壽院

京都知恩院末　岩淵町　寶積庵　無住

知恩院內一心院末　岡本町　入門寺　無住

無本寺　同　文殊寺

無本寺　尾上町（宇治山田）超勝寺
京都知恩院末　同　念佛寺
京都禪林寺 粟生光明寺 兩末　古市町（宇治山田）大林寺
東京增上寺末　中ノ町（宇治山田）宗安寺
大湊長樂寺末　今一色村　西迎寺
大湊金胎寺末　小林村　清林寺
越坂極樂寺末　野依村　長泉寺
竹村（多氣郡齋宮村）

京都知恩院末　尾上町　壽巖院
京都知恩院末　岩淵町　淸雲院
京都知恩院末　中ノ町（宇治山田）寂照寺
大湊長樂寺末　神社村　淨光院
大湊長樂寺末　小林村（度會郡御薗村）寶林寺
京都知恩院末　野依村（度會郡豐濱村）西林寺
京都知恩院末　齋宮村　福壽院

知恩院内還愚院末　大樂寺

天台宗

日光御門跡御支配　常明寺

比叡山西塔末　浦口町　法住院

相可村(多氣郡)　淨光院

禪曹洞宗

越前永平寺末　八日市場町　等觀寺

無本寺　二見　常泉寺

永平寺末　上條村　西方寺

無本寺　五刧院

江州志賀郡坂本西教寺末　岩淵町　善光寺

右善光寺末　岩淵町　遍照菴

相可村　淨土寺

越前永平寺末　二見　東祥寺

永平寺末　上條村(度會郡御薗村)　高傳寺

永平寺末　有瀧村(度會郡北濱村)　大雲寺

永平寺末 菖蒲村(度會郡沼木村) 久昌寺

永平寺末 上村(度會郡沼木村) 圓通寺

禪臨濟宗

京都東福寺末 岩淵町 光明寺

右光明寺末 河崎町 永喜菴

光明寺末 河崎町 瑞雲菴

光明寺末 船江町 慶金菴

京都妙心寺末 松下村 瑞雲寺

磯村(度會郡豐濱村)

永平寺末 床之木村(度會郡沼木村) 高林寺

永平寺末 上村 瑞珠院

京都東福寺末 同 東漸菴

光明寺末 河崎町 慶林菴

光明寺末 同 養心菴

光明寺末 船江町 岳仙菴

京都妙心寺末 二見 慶春庵

樫原村(度會郡豐濱村)

同 妙心寺末　　玉雲寺

同 妙心寺末　　西條村　瑞雲菴

無本寺　　楠部村　壽岳軒

無本寺　　同　滿願寺

京都 東福寺末　　大湊　海徳寺

眞言宗

無本寺　　世義寺

世義寺末　　世義寺山内　延命院

江村

同 妙心寺末　　福壽庵

同 妙心寺末　　土路村（度會郡豐濱村）　高藏庵

無本寺　　楠部村　昌久庵

京都 妙心寺末　　竹ケ鼻村　海傳寺

世義寺末　　世義寺山内　威徳院

同寺末　　同　寶藏寺

朝熊村

無本寺　大江寺

嵯峨大覺寺院室　辻久留町　威勝寺

無本寺　辻久留町　大日寺　無住

江戸大塚護持院末　神社村　地藏院　無住

無本寺　下中之郷町　普光院　無住

無本寺　宮後西河原町越坂　祥永寺　無住

無本寺　世義寺内　覺弘院　無住

江戸大塚護持院末　明王院

無本寺御室參入　八日市場町　三寶院

無本寺　辻久留町　龍花院　無住

無本寺　八日市場町　常樂坊　無住

無本寺　中村　圓光院　無住

無本寺　櫻木町　地藏院　無住

無本寺　世義寺山内　寶雲寺　無住

無本寺　世義寺内　乘藏坊　無住　｜　無本寺　岡本町　觀性院　無住

〆

淨土眞宗

東派　野依村　託明寺　｜　同派　同　忍德寺

同派　有瀧村　本覺寺　｜　西派　野依村　福淨寺

西　横輪村（度會郡沼木村）　植林寺　｜　高田專修寺派　平尾村（多氣郡齋宮村）　福昌寺

〆

〔學林諸記〕七十八 本派本願寺所藏　慶應四戊辰年初秋

中澤見明氏報

勢州度會郡當節模様言上仕候、左之通、

一慶光院と申者、尼宮にて、毎年元朝早天如法衣にて、大神宮に參詣被致候義者、古來諸人之知る所に御座候、當春迄如舊例ニ御座候處、先達而より橋本殿御出役以來、御變格ニ相成、當節慶光院尼宮御儀も、京都に隨意上京歟、度會府之沙汰有之ニ而歟、慶光院上京後空坊ニ御座候、

一山田之大佛と申有之、是も餘之寺院より申請、只今之處ニ而者、餘院に轉坐ニ相成居候、其大佛之寺者不殘賣拂、代金貳百兩度會府役より住僧に相渡し、此金を路用ニ立退候歟、但し還俗致し、神領ニ其渡世致候歟、勝手ニ可致旨申渡有之、

一山田之不動と申て、名高き不動も、三州に賣渡ニ相成候、

一法樂舍と申も先口解拂ニ相成申候、掛之働き人貳人即死、三人病氣差起り申候、右ニ付諸材木買取細工物等ニ致度所望之人々も多御座候へ共、大恐怖致、炭焼候得共、其炭を買ひ候者も無御座候、因入候趣ニ御座候、

一山田之地ハ、殘らず神葬ニ相成候、是も能々探索仕見候處、排佛之役人町人申合せ、町人共より願出候ニ付、山田中一圓神葬ニ可致旨沙汰有之候趣ニ御座候、在家之内ニ、佛像位牌等迄廢止ニ相成候、從來之葬式とハ、神葬ハ雜費多く、中已下之者共ハ、却而困入申候、中ニも信佛ニ志之有之輩ハ、渡口內分ニて是迄之知音之僧に賴

ミ、寺ニて法事執行致候者も有之候趣、其地之人より承り申候、右ニ付度會郡一圓神葬と申事ニてハ無之候得共、願出候者有之候へば、何時ニ而も差免し可申趣ニ御座候、神領ニては無御座候得共、南勢ニは度會郡之內御末寺も御座候、其郡內丈者度會府之支配ニ御座候、然者神領同ニ相成可申も難計奉存候、

一山田內ニ常明寺と申大地有之、其町を同常明寺町と是迄相唱居候處、此度相改り申候、其外妙見町抔申分不殘、町名相改り申趣ニ御座候、

一山田之地ハ、不殘佛法廢止念佛停止ニ御座候、右追々寺院不殘廢絕ニ相成可申と奉存候、山田外之神領者、檀家有之寺院者、先其儘ニ被差置、無檀地ハ不殘破却ニ相成候趣ニ御座候、先山田之地は不殘神葬ニ相成候、

一當九月御祭之節、(此間欠字) 勅使到着之日內宮之扉不開、外宮之鳥居風無之て半より折飛申候、此義も其地之人より承り申候、右之通ニ御座候、猶拙寺近邊ニ而者、津分家久居城下八幡宮別當福壽院還俗致し、安達帶刀と改名致し、是まで眞言宗ニ而御座候、本地佛者阿彌陀如來、別ニ本地堂有之候得共、向爲(マヽ)杜ニ杉板ニ而圍致し有之候、當節勿論妻を迎、魚肉を玄關先ニて求候位之有樣、尤福壽院儀者、當節滿足之氣分ニ御座候、可憐事と奉存候、

一津八ヶた町八幡宮も兩部ニ而、別當有之候得共、今般唯一ニ相成、社僧ハ相離、神主計ニ相成申候、其外是等之義、數多ニ御座候得共、取急き申候故略之申候、明春ニも相成候得ば、亦々篤と探索仕言上可申、先は第一太神宮邊之勢言上仕度、以愚文如此御座候、以上、

伊勢國津

辰十二月廿日 正覺寺

宣照

學林

御役所

明治初年の鶴ヶ岡八幡

静川慈潤氏談

氏は、鶴ヶ岡八幡の門前なる寶戒寺住職なり、明治初年には、同寺住持澄海氏に從ひ、同寺にあり、弱年ながら、當時の八幡の狀況を見聞せらる、本年(明治四十五年)五十七歲なり、

慶應四年八月十五日の例祭の日でありました、十二坊の社僧が出仕して、古式庭儀の行列があり、神事を行はんとする一刹那に、幕府が大政を返上せられたと云ふことが傳はりまして、忽ち例祭に來集せる人々が大に騷ぎ立て、遂に神事が中止せられ、十二箇村の名主をはじめ、諸人夫等が空しく解散することゝなりました、その年九月の節句に、始めて改元のことを聞きました、卽ち明治元年となりました、翌二年に、公令により、諸國神社の別當なる寺院の僧尼は復飾することゝなり、それらの寺院の佛像佛器を燒棄したり、破毀したり、往々にして粗暴の擧のあつたことを聞きました、

太政官に、佛法を廢滅しようと云ふ議が喧しく起りましたので、比叡山正覺坊豪海大僧正が太政官に出頭して、大に抗論し、數日座を動かなんだと云ふやうなことを聞きました、比叡山の山王權現及び熱田神宮では、粗暴の擧があつて、佛像を打擲して微塵となし、經卷を破毀して燒棄したことを聞きました、當時當社の十二坊の社僧は、皆復飾しました、彼等は神奈川縣廳から布告を聞いて直に復飾し、自ら佛像佛器を放棄し、本社門前に僧尼不淨の輩入る可からずと掲示した、その激變の態度は、何人も驚いたことでありました、

當寺の先代、卽ち拙僧の師僧であります、澄海と云ひました、明治二十八年一月に寂しましたが、當時社僧の輩、節操もなく、信仰もなき激變の態度を見聞して、大に憤慨いたしました、拙僧は今にその大に憤慨して罵詈せられたことをよく記憶して居ります、彼等昨日三鈷を握つた手で、今日幣帛を執つてゐるのでないか、自ら僧尼不淨輩入る可からずと掲示して、得々たるは何の意ぞ、數百年以來の神事は、皆佛教關係の者に依つて行はれたものである、彼等の言行は、先祖を侮辱し、恩義を忘却し、實に宗門の大罪人である、汝よく心中に銘記せよと、拙僧に教誡せられました、當時拙僧は十四歲でありました、つまり當社は十二坊の社僧が、自ら佛教を排擊して、粗

暴の擧をなすに至つたのであります、
神奈川縣廳から屢々催促があつて、佛教關係の堂宇等を速に取除くべしとのことで、十二坊の社僧の復飾した新社司等が、相共にその取除に奔走しました、
當時の諸堂宇等の位置を話せば、先づ神橋の右に放生池があつて、辨才天祠がありました、次に仁王門があり、仁王門を入つて左に七間四面の護摩堂があり、次に經藏がありました、皆破壞せられましたが、經藏にあつた一切經は、淺草の觀音に移されました、護摩堂の向側に、多寶塔がありました、十間四面の大塔で、鎌倉の三名物の一と呼ばれたものであります、卽ち一は大佛、二は大塔、三は大鳥居で、當地人の自慢の言に、「二の鳥居を横に睨んで生れた鎌倉兒だ」と云ひました、多寶塔の右少し斜に方り、鐘樓がありました、梵鐘は三代將軍家光の寄附せられた名器でありましたが、鐵槌で打々破壞せられた音響は、五十年後の今日、尙ほ拙僧の耳底に殘つて居る心地がいたします、古道具商が買取つて鑄つぶし、純金數斤を得たといふことであります、鐘樓の右更に斜に方り、十間四面の本地堂があつて、本地藥師如來が安置せられてありました、名越の安養院に遷すことゝなりましたが、遂に建築せられませんでした、正面石段の前に神樂堂があり、右に若宮がありました、石段を登り、本社殿の

前右に六角堂があり、左に愛染堂があつて、愛染明王が安置せられてありました、諸堂宇は十餘日間に悉く破壞せられ、古材木として賣拂はれました、今日尙ほ當地の町家に、その古材木の用ゐられて居るのが見られます、本社殿の神體は、僧形八幡の石像でありましたが、取出されて後、如何にせられたかよく知りません、愛染明王等も如何にせられたかよく知りません、仁王の像は今壽福寺に存してあります、寶物は種々ありましたが、弘法大師の筆と傳ふる紺紙金泥の大般若經六百卷を六軸に細書したものがありました、橫濱附近の富豪の手に歸したとのことで、後高野山に寄附せられたとも聞きましたがよく知りません、

本社殿の後に十二坊ありましたが、正覺院に運慶の作と傳ふる地藏菩薩の像が安置せられてありました、昔當寶戒寺より遷されたものとか聞いて居りました、建長寺の妙光庵に遷して、安置せられ、後後藤齊記と云ふ者の家に遷され、更に二階堂の吉村氏の家に遷されました、今同氏の家に存してあります、十二坊は新義眞言宗でありました、

明治五年の頃、筥崎博尹氏が始めて宮司に任ぜられ、舊十二坊の一なる正覺院の跡に住宅を構へ、漸次に八幡宮の興隆を謀りました、舊十二坊の僧侶の復飾した者

は、いづれも職に堪へませんから、退散することゝなり、殊に零落して豆腐賣りとなつた者、車夫となつた者がありました、

宮崎氏が常に言ひました、今數年早く此職に當つたなら、かくも殘酷なる狀況を見るに至らず、適當な方法もあつたであらうと、氏は一たび散逸した寶物を回收することに力を盡されました、今廻廊に陳列せられてある寶物は、皆氏の丹誠に依つて蒐集せられたものであります、

明治七年の頃、神佛合併の中敎院が、建長寺に設けられ、相共に三條の敎憲の講習を行ふの際、拙僧は、偶々宮崎氏と同道し、行々、氏は佛敎の放生の出據等を問はれました、拙僧は金光明經に說かれてあることを話しました、その後九年の頃、氏が主となり、放生會を再興せられました、當時拙僧は東叡山に居りましたから、氏の考を聞く機會もありませんでしたが、氏は何かと八幡宮の興隆に意を用ゐられました、

法華堂に、賴朝念持の如意輪觀音が安置せられてありましたが、その堂は破壞せられ、觀音は西御門の來迎寺に遷されました、

今の賴朝の墓は、安永年間に、十二坊の一なる莊嚴院の住持が、大御堂から今の地に遷したものであります、寶戒寺門前の四郎左衛門と云ふ者が、その事をよく知つ

て居りまして、拙僧に詳しく話しました、

荏柄天神社別當一乘院復飾の際、菅原道眞公の親筆と云ふ法華經八軸が散逸しました、

松原院に賴朝歸依の地藏菩薩がありましたが、長谷寺に遷され、後三浦武山に遷されました、今如何になつたか知りません、

江之島辨天社別當復飾の際、銅の鳥居四臺、(島入口に一、岩屋近き道に一、片瀨鼻に一、藤澤宿に一、)三重塔、龍宮門等が破壞せられました、或る眞言師の說に、島入口は建久年中靈異により、沙土湧出して、一條の通路を作られたるも復飾後忽ち海水瀰漫し、參詣の便を缺くことゝなつた、これは、法味缺けて神力殺がれたる徵であるといふを聞きました、(文責記者)

記者曰はく、八幡宮の舊諸堂宇の位置は、新編相模風土記にも見え、且つ八幡宮に當時の繪圖を藏せり、今は氏の說く所を略記するのみ、

尙ほ、記者が鎌倉の地に至り、探聞したる一二を附記せん、八幡宮上の宮の神體は、石の僧形像にして、古物商店に曝されたるを、本郡飯島といふ地の農夫武藤某が買取り、背戸に一小堂を立てゝ祀れりとかいふ、若宮の神體は、木の僧形像にして、

十五六歳の童子の坐せる如し、光明寺の役僧中山某が、後に古物商となりて、當地に在り、その像を買取りたるが、今某の孫某が船大工となり、三浦の森戸地方に住し、尚ほその像を傳ふとか云ふ、

淺草寺に賣りたる殘餘の經卷は、塔の辻にて燒棄せられたりといふは、事實なるべし、

本地堂の藥師如來十二神將及び愛染堂の愛染明王は、或る者に依り、一たび東京にて開帳せられたるも、參詣者なく、遂に轉々して、武藤の青梅地方の某寺に在り、近頃愛染明王は、記者の知人某氏の有に歸す、記者嘗て、某氏の客室に置かれたるを見たり、優秀なる數尺の大木像なり、（明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載）

鶴岡八幡宮神佛分離事件調査報告

高柳光壽氏報

(一)

鶴岡八幡宮は、康平六年八月、源賴義が石淸水の神を勸請して、瑞籬を鎌倉郡由比郷に營んだのが始りで、治承四年に源賴朝が今の下宮の地に遷し、建久三年更に下宮の背後の山上、卽ち今の上宮の地に新に宮柱太敷立てゝより、動くことなく、今日に至つたと傳へられて居るのであるが、維新前までは、眞言宗僧侶の支配の下にあつて、神佛習合の狀態にあつたことは勿論である、

祭神は上宮は三座、中央は應神天皇、本地阿彌陀如來、右(東)は神功皇后、本地觀音菩薩、左(西)は應神天皇の御姉君比咩大神、本地勢至菩薩といふことになつて居り、下宮は若宮ともいひ、中央が仁德天皇、本地十一面觀音、右(東)が仁德天皇の御姉妹宇禮・久禮兩神、本地文殊菩薩・普賢菩薩、左(西)がこれも天皇の御妹君若殿、本地勢至菩薩といふことになつて居たのである、卽ち當社所藏の御殿司億持記には左の如く見えて

居る、なほ億持記に見ゆる武内社は別殿であり、白旗社は末社である、

八幡三所

(梵字) 東 神(功)宮皇后 本地正(聖)觀音

(梵字) 中 八幡大菩薩 本地阿彌陀

(梵字) 西 妃大神 本地勢至

若宮四所

(梵字) 中 第一若宮 本地十一面

(梵字) 西 第二若宮 本地勢至

(梵字) 東 第三宇禮 本地文殊

(梵字) 次東 第四久禮 本地普賢

(梵字) 武内 本地彌陀 白旗 本地十一面

神祇灌頂

眞言(梵字)化身印 亦名悉地 内縛ニ空並立出風

眞言(梵字)報身印 亦名入悉地 外五古印

眞言(梵字)法身印 亦名秘密悉地 無所不至塔印

從つて、その祭事及び祝詞の如きもまた全く習合のそれであつて、供僧主としてこれに奉仕し、神主・社人等あるも、助手として役せられて居たに過ぎないのである。今左に御殿司億持記から、上下兩宮の正月三箇日の祭事の次第、八月十五日の放生會、御供奉獻の作法幷びに祝詞を揭げて、その一斑を示さう、因にこの三箇日の祭事の條に、上宮三座の外に彌勒一座を加へてあるのは、普通傳ふるところと相違して居る樣であるが、今判然せしめ得ざるは遺憾である、

三箇日

御供所ヨリノ案内ヲ請テ、御鑰筥ヲ力士ニ持セテ出仕ス、西ノ門ヨリ入テ、幣殿ノ西ノ緣ヨリ筥ヲ請トリ、草カイヲハ(イ)ヒテ上リ、階ノ眞中ヨリ、少シ東ノ方エ(ヘ下同ジ)ヨツテ坐ス、御カギ扇等膝モトニ置ク、草カイハ左リノヒザノ方ニヌギソロヘ置ク、御戶開キノ樂ヲ聽テ、御カギ等ヲ持テ上ル、階ヲ一ツ一ツ踐テ上ル、正面ニテ三禮ス、次御鑰ヲ取出シ、鑰(ジヤウ)ヲハヅシ、右ノ方ノ柱ノ本ニヲク(オ下同ジ)、右膝着地シテ、ヲトシ(オ下同ジ)ヲ揚(アゲ)、先ツ右ノ方、次ニ左ノ方ノ戶ヲ開ク、次ニ簾(ミス)卷ク口傳アリ、次ニ西ノ方ノ扉ノヲトシヲ揚ゲ開ク、(神主來助、)次ニ東ノ方ノヲトシヲ揚ゲ開ク、(小別當寄助ク、)次第ニテ四所ノ机ノ塵ヲ拂ヒ、扇念珠ヲ中ノ机ノ下ノ臺輪ノ上ニ置ク、次ニ扇ノ陰ニテ覆面ス、(內々懷中スベシ、)次

ニ先ツ中ノ御供五膳スエル、次ニ西ノ御膳、同員、次ニ東ノ御膳、同員、次ニ中ト東トノ間ノ御供、是御袈裟ノ御供也、四膳スハル圖ノゴトシ、

東	三	聖觀音	神功皇后	應神天皇御母也
	四	彌勒	御袈裟	
中	一	阿彌陀	八幡御供	應神天皇也
西	二	勢至	姫大神	應神天皇御姉也

御ケサハ四膳ナリ

六種 二	鏡	八種 三
御汁 四	御飯 一	御盃 五

	鏡	
御汁三	御飯一	八種二
	御盃四	

御手長ノ中、西ノ神主ヨリ請トル、東ノ二處ニテハ、小別當ヨリ請トル、四所ナカラ、先ツ御飯ノ膳ヲ請トリ、（正月ハ鏡ヲスユル故ニ、御飯ノ膳ヲ前エ引出シテスユル也、四月八月ハ眞中ニスユヘシ、）御膳ノ著ヲ取リ、フチニ載テ置ヘシ、次御飯ヲ請トリ、御膳ニノセテ、ワラミゴ立タル方ヲ南エナル様ニヒネリ直シテヲク、次三飯ノ御皿ガ、若シ北ノ方ニ有ラバ、餘ノ御サイノ皿トトリ替テ、左カ右カニ置ヘシ、モシ御飯ノムカイニ有レバ、御サバ取ニクキ也、次ニ神主瓶子ヲ持テ畏ル、其ノ時ニ中ノ机ノ下ナル御銚子ヲ執テ、御酒ヲウツサセ、四所ノ御盃ニ、三ゴンヅヽウツシ奉ル、若シ酒ノ餘リアラバ、瓶子エシタミテ、銚子ヲ机ノ下ニヲクヘシ、（銚子ハ前方ヨリ洗ハセテ、机ノ臺輪ニフセテヲクナリ、）此間ニ小別當神主、中西東ノ御簾ヲヲロス、(オ下同ジ)（若シ或ハハクラク、或ハ温氣ナレハ、中ハハカリ下シテモヨシ、）次覆面ヲハヅシテ、懐中、次ニ中ノ御机ノ前ニ蹲踞シテ、淨三業、三部被甲、淨地淨土反、普禮等、次ニ立テ中西東御袈サト次第ニ、御三飯ヲトル、（四所各々御ハシニテトル、若シ御著ニ飯付タルヲバ、御サバ皿フテニテ落スヘシ、）次ニ枳里々々ノ明、軍茶利ノ明ニテ加持、次普供養印明等、次ニ四所、御本地印明等、長短多少時ニ順フ、次心經、尊勝陀ラ尼等、同斷、次天龍八部ノ讃、（合掌メ唱フヘシ、）次祝ヲ申ス、合掌メ上ル、終リニ歡喜拍掌三度、（中比マテハ祈願已テ簾ノ外ニ蹲踞メノツトヲ讀シナリ、今ハ法樂祈願ノ次ニ、祝ヲヨムテ拍掌スル也、）次ニ又タ先ノ銚子ヲ取テ、四所御酒ヲシタメテ、ソレヲ瓶子ニウツス、（瓶子ハ神主カ簾ノ中ニヲク也、）

瓶子ノ口ニアル紙ヲモツテ、銚子ノ内ヲヌグヒ、其紙ヲ瓶子ノ口エ本ノコトク指イレ、西ノ方ノ簾ヨリ出テ、但シ簾ノワキヨリソト出ルナリ、武内ノ鑰ヲ取リ出シ、衣ノ右ノタモトニヒツサゲモツテ、幣テンエ下リ、御カギ筥ハ先ヅサシヲク、草カイヲハキテ、武内エ参シ、右ノ上ニテ草カイヲヌキ、幣ヲワキエ取ノケ、一禮メ、若シハ三禮、ヲトシヲ揚開、次覆面、次御膳圖ノゴトシ、但シセバキ故ニ、御酒ヲバウツサズ、瓶子ナガラ獻ズル也、次ニ

八種三　三　　ヲン盃　四

御飯　一

ヲン汁　二

枳里々々ノ明、軍ダリノ明、普供養印明、本地ノ印明、法樂祈願等同前、任意、讃無シ、次ニ祝拍掌、同前、次ニ瓶子御膳等、四三二一ト次第シテ、アグル、次ニ扉ヲ出テ、扉ヲ閉テ、幣ヲ本ノゴトク直シ、一禮シテ鑰ヲ持テ、又大牀ニ上ル、一禮（メカ）ノ簾ヲ捲ク、西東同シ、或ハ神小テツタウ、次ニ銚子ハ本所ニフセテ置ク、瓶子神主ニワタス、次御膳ヲアグル、先ツ中ノ御膳、次ニ西、次ニ東、次ニ御ケサノ膳、イヅレモ逆五四三二一トアグル、但シ御飯膳ハ重キ故ニ、先御飯ヲアゲ、次ニ御膳ヲアグベシ、次ニ御扉ヲ閉ズ（ツ）、先ツ西シ、次ニ東シ、神小テツダウ、御簾ハ中ハカリ下シテ、右左ハサシヲキテモ吉シ、三ケ日ノ終リニハ皆ヲロス也、次ニ扇念珠ヲ執テ、正面ヨリ出テ、白旗ノ鑰バカリ執出シテ、筥ヲシマヒテ、白旗エ参ス、開戸、備供加持、本地印明、法樂祈願等同

前、

若宮四所御膳料

東	四	久禮	普賢	宇禮之御妹也
	三	宇禮	文殊	仁（天皇脱カ）德御妹也
中	一	若宮	十一面	應仁天皇御子仁德天皇也
西	二	若殿 又ハ云若姬也	勢至	仁德天皇御妹也

正月三箇日、八月十五日ニハ拜殿ヨリ上ル、四月ハ西ヒサシヨリ入ル、加持奉獻本地印明法樂讃祈願ノツト等同シ、上宮ノゴトク西ノ簾ノワキヨリ出テ、幣殿ニ下リ、本座ニ坐ス、此時小別當神樂ヲ云付ル、御樂已テ御供ヲサグル、上宮同斷、

一天龍八部ノ讃、昔シハ漢音ニ唱タリ、古キ記錄ニ漢音ヲ附ヲキタル有リ、爾モ近世ハ吳音ニヨムナリ、

一白旗ノ手長ハ、近比ヨリ始ル、法華樂等心ニマカスベシ、

一朔日、十五日ノ小御供ハ、先ツ右ノ方四膳ノ三飯ヲトリ、次ニ左ノ方ヲトル、面々箸ニテ執ル、爾モ三飯ノハシヲ別ニ置ク故、其通リニスベシ、正面ニ八幡上下幷攝社等ノ御名アリ、其ト(ホ)ヲリニ念メ法樂祈禱スベシ、

小八幡ノ南ノ緣ノ上、ハキモノハ風雨ノ刻ハ、手前ノ僕ニ持參致サスル也、近頃マデ能把ガ役ノヤウニ覺タル人アリ、不敬不義ノ至也、愚僧當職ノ時ヨリ、相役ノ海光院元珍ト談合シテ、向後手前ヨリ上ハキヲ持テ參ベキ由定了、

一正月三箇日並兩度ノ神事ニ、御殿司出仕スルニハ、左右便路ノ末社等ノ拜ナシ、唯一途ニ上ル作法也、中途ニ知人ニ逢ヒテモ、言ヲカハサズ、

一出仕ノ前、剃髮ノ時、血ヲアヤメヌ樣ニ用心スベシ、若シ少モ身ヨリ血出ルコトアラハ、鹽草ヲ和シテ行水スベシ、

以上竟、此本者執行正覺院宥翁ヨリ借リ書之、本ト淨國院宜任ノ書記歟、

八月十五日　放生會　是山城國八幡御祭禮之法式、

始寅一點　先祝詞　次奏亂聲

次神幸樂　慶雲樂

次山下路次之間御殿神輿入御之後（四將並ニ四府列立、）

次樂　賀王恩　次勅使幷參儀ノ辨列立

次再ヒ奏行列樂　慶雲樂

次御旅所御殿奉遷神

次獻神供　樂　ナシ（十カ）天樂

次獻小供作華　樂　菩薩

次牽御馬　樂　胡飲酒

次撤神供　樂　武德樂

次登高座　樂　酒胡子

次總禮　次唄　樂

次大行道　樂　裏頭樂

次着座之後　樂　迦陵頻

次讃幷鉢　樂　春鶯轉（颯踏）　次梵音

次錫杖　樂　廻盃樂　次分經

次表白　樂　羅陵王　次下高座

次勅樂　萬歳樂　延喜樂
賀殿　長保樂
退出樂長慶子
次宣命西赴　還幸之樂　還城樂　已上
御供奉獻之作法
先中ノ御膳ノ御マヘニ蹲踞メ三部被甲如常
次小三古印、根里々々明ニテ加持逆轉順如常
次普供養印明結誦三力偈唱之、
私云、三部被甲ノ次ニ淨地淨土變印明用之、普供養三力之後大虛空藏、小金剛、
○神祇大事觀念等幷秘密印明任意可用之、但用否可依人也、
次御箸ヲ取テ、御散飯三度取之、
次西東袈裟同之、但、加用印言等事者中御前ニテ尤可然、自餘者可依時儀也、
其後覆面ヲ取、懷中メ出大床、下御簾ヲ、三禮メ起居禮、蹲踞メ拱テ祝ヲ申テ、拍掌三度ス、祝ニ有廣略、可依時儀也、
祝

年號年干支月日、カケマクモカタシケナク鶴岡ニ御座セル八幡三所大井王子幷眷屬ノ御前ニシテ、雖爲恒例、捧テ種々ノ禮奠ヲ、天下泰平、國土安穩、萬民豐樂、五穀成就、殊ニハ將軍家、幷鎌倉御官位御實名別當官位實名供僧等、神主小別當已下社官等、宮中ノ上下僧俗、鎌倉中甲乙ノ人等、夜ノ守リ、晝ノ守リ、アラハシタテマツリテ、此所ニ久ク幸シ御（マシマセ）ト申ス、侑饗、再拜々々、

合掌〆唱之、

次拍掌三度、

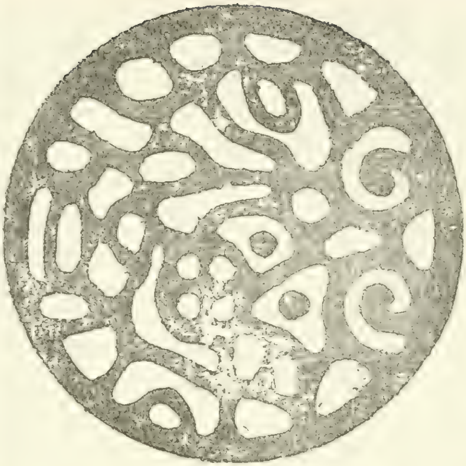
又樣

年號干支カケマクモカタシケナク鶴岡ニ御坐セル八幡三所大井ノ御前ニシテ、雖爲恒例、捧種々ノ禮奠、天下泰平、國土安穩、別當供僧等神主小別當已下ノ社官等、夜ノ守リ晝ノ守リアラハシタテマツリテ、此所ニ久ク幸シ御ト申、侑饗、再拜々々、敬白、

拍掌三度、

されば末社攝社の如きも、武内社を初として、白旗明神社、柳營社、丸山稻荷社、東四社、西四社、高良明神社、神明社、辨天社等何れも、或は本地佛を有し、本地佛なきものは、

それ自らが佛教風のものであつて、その祭神の如きも、また習合の風によつて居たのである。而してこれ等諸社が、神佛分離の當時に當つて、本地佛を離れ、佛教關係の作法をすて去つたこともまた論を待たない、



徑二寸八分

併しながら、こゝに一つ注意を要すべきは、習合時代の遺風として、現今なほ正月三ヶ日に御版行事といふたゞ一つの行事の存在して居ることとである、これは明治年間の宮司筥崎博尹氏が、もとの供僧出身であつたが爲に、たま〳〵殘つたものであらうけれども、一つは經濟的關係から存置されたものであらう、その行事は、維新前より行はれて居たものであつて、正月三日より同五日まで三日間、平常深く神殿に秘藏されてある八幡の神璽を取り出して、參拜者の望にまかせ、額・肩・胸等病患の部分に捺し當てる儀式であつて、これによつてその患部を平癒せしめ得ると信ぜられて居るものである、この神事は遠近の參拜者群集し、神社としては莫

大な收入を得たものであつて、その行事に佛教的要素の存在することは、右に掲ぐる畫影によつても想像し得られるところである、なほ神佛分離後といへども、宮崎氏宮司として在職中は、多少の佛教關係の行事が殘存して居たといふことであるけれども現在に於ては、この一行事の外全く見る事は出來ないのであつて、祭神祭事等に於ける佛教的色彩は、今日殆ど全く除去せられてしまつたといつて宜しい、

(二)

鶴岡八幡宮が眞言僧侶の支配の下にあつたことは、前にも述べた通りであるが、社務別當は早く永正の頃その姿を沒し、供僧これに代つて一山を統べたと傳へられて居る、供僧はもと東林・善松・文慧・寂靜・實藏・千南・密乘・佛乘・頓覺・安樂・南禪・慈月・永乘・玉泉・圓乘・悉覺・永嚴・寶圓・南藏・蓮華・坐心・華光・智覺・慈恩・如是の二十五坊、應永の頃より坊を院に改めたが、漸次衰微に赴き、天正の末に至りては、相承・莊嚴・惠光・淨國・等覺・我覺・香象の七院を存するのみとなり、文祿二年徳川家康の助力によつて、安樂・增福・最勝・正覺・海光の五院を再興し、爾來明治維新に至るまで、この十二院が合議の制の下に、﨟次によつて、一﨟を上首とし、一山を統轄して來たといふことである、

かくて供僧の下に、神主大友氏、小別當大庭氏、社僧花光院・松源寺、社人石川・坂井・岩

瀬・追川・金子・梶田・戸川・石井の八氏、承仕山口・藤田の二氏、伶人加茂(四家)・池田・大石・辻・多の八人、神樂師坂井(二家)・鈴木・小池・小坂・吉田・佐野・村岡の八人、八乙女小池・山崎・大澤・大石・富田・小島・小坂・黒川の八人が、何れもその職に奉仕して居たのである、

供僧十二院及び神主大友氏・小別當大庭氏については、當社所藏の記錄に、相模國鎌倉鶴岡一山拾四箇所由緒寫書上と題する一冊があるから、參考のため左にこれを揭げる、

相模國鎌倉鶴岡一山拾四箇所由緒寫書上

相州鎌倉鶴岡八幡宮供僧職

眞言宗古義派

相承院　初者　頓學坊

一開基　良喜律師　寛喜三年十月三日示寂

一本尊　不動明王立像　作人不知　臺座方惣丈四尺九寸

同　二童子惣丈壹尺六寸

一八幡大菩薩

一東照神君方御代々樣御尊牌

一白旗大明神神影　祭神頼朝卿　六字上人作 惣丈壹尺六寸
一押手聖天　慈覺大師請來　秘尊
一院領永七拾貫文配當
一武相豆眞言宗古義派檀林所
一將軍宣下御禮之節時服貳ッ拜領
一御納經拜禮之節御施物貳拾貫文拜領
　右之一山惣代之外、御由緒之筋を以別段ニ相勤申候、
　八幡宮廻廊之内
　　一壇所　貳間
　　一兩界壇所　貳間
　　　但シ相承院等覺院兩院預り
　　右御預り
右大將家法華堂別當從古來兼帶仕候
一法華堂本尊三尊彌陀座像
　臺座ゟ惣丈ケ五尺五寸

定朝作
同觀音勢至立像　臺座ヵ惣丈四尺餘　定朝作
一如意輪觀音座像　臺座ヵ惣丈六尺五寸　毘首羯磨作
右大職(織)冠末葉山井長者染屋太郎
大夫時忠造立、西御門村如意輪堂ニ安置之所、堂破壞ニ付、法華堂ニ移申候、尤
造立年暦相分り不申候、
一報恩地藏尊座像　七間掃部法眼作　臺座ヵ惣丈四尺九寸
右上椙兵部大夫憲能造立、西御門村報恩寺本尊ニ御座候所、廢寺ニ付、法華堂
ニ移申候、尤年暦相分り不申候、

御室御所院室兼帶
同宗　莊嚴院　初者林東坊
一開基　行耀法印　寛元元年七月十四日示寂
一本尊　不動明王立像　智證大師作　臺座ヵ惣丈三尺壹寸
同二童子

一八幡大菩薩
一東照神君ゟ御代々樣御尊牌
一院領永三拾八貫三百九拾貳文配當
一武相豆眞言宗古義派檀林所
一住職御禮於御白書院御目見
一將軍宣下御禮之節時服貳ッ拜領
一納經拜禮之節御施物五拾貫文拜領
一御年頭御禮三箇年目に相勤申候
右之關東眞言宗古義派五箇寺、寺格之筋を以、別段に相勤申候、且又御内寄合に罷出候節者、上の通り着座寺社御奉行所御用御座候節者、御直差紙頂戴仕候、
八幡廻廊之内
一擲所　貳間
一輪藏
右御預り

同宗

惠光院　初者文惠坊

一開基　永秀阿闍梨　示寂之年月不知

一本尊　聖觀音座像　智證大師作 臺座ゟ惣丈三尺八寸

一八幡大菩薩

一東照神君ゟ御代々樣御尊牌

一院領前同斷

八幡宮廻廊之内

一壇所　壹間

同

一神輿部屋　五間

御末社之内

下諏訪

右御預所

同宗

香象院　初者善松坊

一開基　重衍法印　示寂之年月不知

一本尊　愛染明王座像　作人不知　臺座ゟ惣丈三尺四寸

一八幡大菩薩

一東照神君ゟ御代々樣御尊牌

一院領前同斷

八幡宮廻廊之内

一壇所　壹間

右御預り

同宗

淨國院　初者佛乘坊

一開基　忠尊律師　示寂之年月不知

一本尊　不動明王立像　作人不知 臺座ゟ惣丈三尺四寸

一八幡大菩薩

一東照神君ゟ御代々樣御尊牌

一院領前同斷

一武相豆眞言宗古義派檀林所

一持社　扇ヶ谷村龜ヶ谷天神　神躰惣丈八寸

一持社　志一稻荷社　神躰御幣

八幡宮廻廊之内

一塲所　壹間

一闕塲所　貳間

御末社之内

一柳營社

一新宮社

右御預り

眞言宗新義派

等覺院　初者南禪坊

一開基　良智律師　示寂年月不知

一本尊　弘法大師座像　御直作 御丈貳尺七寸五分

右本堂號蓮華定院

一八幡大菩薩

一東照神君ゟ御代々樣御尊牌

一院領前同斷

一持社　扇ヶ谷村政宗稻荷社　神躰御幣

八幡宮廻廊之内

一兩壇所　貳間

但シ等覺院相承院兩院御預り

一壇所　壹間

右御預り

同宗

我覺院　初者　密乘坊

一開基　朝豪法印　示寂之年月不知

一本尊　弘法大師座像　作人不知　御丈貳尺七寸五分

一八幡大菩薩

一東照神君より御代々樣御尊牌

一院領前同斷

一納經拜禮之節も御施物三拾貫文

拜領

右一山惣代之外御由緒之節を以別段ニ相勤申候、

八幡宮御末社之内

一由井若宮

八幡宮廻廊之内

一境所　壹間

右御預り

右七箇院者、建久二年、頼朝卿二十五菩薩を表し、院宣を奏し、請供僧二十五坊を建立し給ふ、其後應永廿二年、又依院宣坊號を改院號、永正之頃ゟ漸く衰へて、七箇院相殘り、是を古院家と相唱へ申候、

眞言宗古義派

安樂院　初者安樂坊

一開基　重慶法眼　示寂之年月不知

一本尊　千手觀音立像　作人不知 臺座ゟ惣丈貳尺六寸五分

一八幡大菩薩

一東照神君ゟ御代々様御尊牌

一院領永三拾貫五百五文配當

八幡宮廻廊之内

一壇所　壹間

右御預り

同宗

增福院　初者　寂静坊

一開基　成慶律師　寳治元年正月九日示寂
一本尊　（聖）正觀音座像　作人不知 臺座ゟ惣丈貳尺三寸
一八幡大菩薩
一東照神君ゟ御代々樣御尊牌
一院領前同斷

八幡宮廻廊之内
一壇所　壹間
右御預り

同宗

最勝院　初者　静慮坊

一開基　良祐竪者　示寂之年月不知
一本尊　水月觀音座像　作人不知 臺座ゟ惣丈壹尺八寸

一八幡大菩薩
一東照神君ゟ御代々樣御尊牌
一院領前同斷
一持社　巨袋坂青梅聖天　祕尊
八幡宮廻廊之內
一壇所　壹間
右御預り

同宗
正覺院　初者千南坊
一開基　定曉僧都　建保五年示寂
一本尊　地藏尊立像　作人不知　惣丈五尺貳寸五分
一八幡大菩薩
一東照神君ゟ御代々樣御尊牌
一院領前同斷

八幡宮廻廊之內
一壇所　　壹間
右御預り

眞言宗新義派
海光院　　初者寶藏坊
一開基　義慶阿遮梨　寛喜元年八月廿日示寂
一本尊　不動明王立像　作人不知 臺座ゟ惣丈貳尺五寸
同　二童子惣丈壹尺貳寸
一法中拾貳院衲衆拾貳口甲衆拾貳口神主少別當共ニ親子勤ニ御座候、
一八幡大菩薩
一東照神君ゟ御代々樣御尊牌
一院領前同斷
八幡宮廻廊之內
一壇所　　壹間

右御預り

右五箇院、建久二年賴朝卿二十五菩薩を表し、院宣を奏し、請供僧二十五坊建立し給ふ、其後應永二十二年、文依院宣、坊號を改院號、永正頃ゟ漸々衰へ、古院家七箇院相殘り候所、文錄(祿)二年　東照神君五箇院御再興、是を新院家と唱へ、都合供僧拾貳箇院ニ相成候、

一八幡宮御末社之內

一武內社

一白旗社

八幡宮廻廊之內

一御殿司壇所　貳間

右時之御殿司兩人之內月番ニ而預之、

一十二箇院共勅願所ニ御座候、

一十二箇院共當時御室御所御客末ニ御座候、內古義派九箇院、新義派三箇院、

一御年頭御禮之儀者、十二箇院惣代壹人宛順番ニて獨禮席ニおゐて相勤申候、

一將軍宣下御禮之節も、一山惣代として一薦相勤申候、時服貳ッ拜領、

一御納經拜禮一山惣代として、一﨟相勤申候、御施物三拾貫文拜領、

神主

大伴主膳

一先祖中務大輔淸元

右從淸元後世代々系圖有之候、

一神前勸請八幡宮

一八幡宮上下御宮御拜殿　御預り

八幡宮廻廊之内

一壇所　二間御預り

一持社　大藏稻荷社

右御神躰之義ハ箱ニ納有之候ニ付、從古來拜し候者無御座候、

一配當高永百貫文

右之内を以下社家四人ゟ役料遣し申候、

一將軍宣下御禮之節時服貳ッ拜領、

一例年正月六日御年頭御禮獨禮序(席)ニおゐて相勤申候、
一代々初見家督共寺社御奉行御列序(席)ニおゐて被仰付候、

少別當
大庭元長

一先祖肥前法橋永契
一神前勸請八幡宮
一八幡宮御末社之内
一上諏訪　御預り
一八幡宮廻廊之内
一壇所　貳間御預り
一六角堂　御預り
一配當高永四拾五貫文
一將軍宣下御禮之節時服貳ッ拜領
一例年正月六日御年頭御禮獨禮席ニおゐて相勤申候、

一代々初見家督共寺社御奉行
御列席ニおゐて被仰付候、
一御連歌出勤之事
先祖元能より父永尙迄、柳營御連歌相勤申候、
一八幡宮御修復御成就御禮之節、供僧惣代一﨟幷神主少別當登城御目見被仰付
候、獻上物、
　御札　臺載
　御神酒
　御鏡餅
　御束卷
　御扇子
兩御丸樣に獻上仕候、其節時服貳ツ宛拜領仕候、
一兩御丸樣御厄年御祈禱相勤申候、
開闔（白下同ジ）御札一山惣代を以獻上、
結願御札供僧惣代壹人、神主少別當三人ニ而獻上仕候、

一御不例御祈禱相勤候節、開闔結願御札獻上前同斷、七時限貳ッ宛拜領仕候、
一山號之儀も、御宮ニ屬し候節も
鶴岡山与申、又私祀ニも雪下山ニても相祀し申候、
一雪下村鐵觀音　隆行書本寺惣丈壹丈壹尺　元禄十二己卯年九月吉祥日造立、
一同所井中出現觀音御首丈五尺
但し出現年曆相分り不申候、

（以上、相模國鎌倉鶴岡一山拾四箇所由緒寫書上、鶴岡八幡宮所藏）

なほ維新當時の供僧及び神主小別當其他について、鶴岡八幡宮主典小川鎌次氏及び雪下の故老内田久兵衛氏の談話によれば、十二院は八幡宮境内の外今の小袋坂入口のところにあり、各院住職を院家と稱し、若僧・小僧三四人乃至五六人を置き、寺男を使役し、別に目代・家中各一人があつて、主として會計事務を取扱つて居たといふことである、十二院は勢力遙に神主・小別當等を凌ぎ、生活もまた裕福であつたけれども、一般に貪欲の風多く、毎年一二回江戸へ出開帳して、莫大の收益を得て居たのみならず、また誅求を事とし、十二院共同の貸付所を中央に作り、こゝにて年貢米を調査する外、貸付を行ひ、不納者・怠納者に對しては嚴重な取調べをなし、後よそ

の不心得について、説諭などをしたといふことである、從つて一般村民からの氣受けは甚だよろしくなかつたのであつて、神佛分離の際の如きも、供僧に對する反感から、八幡宮に對しても好意を缺き、誰一人口を挾むものがなかつたと傳へられて居る、また目代・家中何れもその家が定まつて居た樣であるが、現今では分明し難いたゞ維新當時、淨國院の目代が三橋永輔氏であり、等覺院の目代が富田正左衛門氏であり、海光院の目代が石井氏、我覺院の目代が松尾氏であつたといふことが知られて居るだけである、そして家中は目代の下役であり、社役人岩瀨氏がかつてこの職にあつたといふことより外分明でない、

十二院の神佛分離令に對する態度は如何であつたかといふに、寶戒寺住職靜川慈潤氏も、佛教史學第二編第一號(明治四十五年四月發行)に述べて居られる通り、甚だ腑甲斐なき狀態であつた、餘裕のある生活が、早くから精進を嫌忌せしめて居たであらうけれども、復飾といふことが、直ちに日來羨望して居つた武士の妻となり兩刀を手挾み、肉食妻帶が出來るといふので、一人の反對者もなく、寧ろ欣喜雀躍復飾改名し、社頭の分離を斷行し、今まで僧侶であつた身が、僧尼不淨の輩入るべからずと揭示し、甚しきに至つては、最勝院の加藤某の如き、これ幸ひと藤澤から遊女を

迎へて妻としたといふことである、なほ復飾の日時については分明でないが、明治三年二月以前であつたことは、當社所藏の記錄によつて明である、

十二院の供僧が、復飾改名した俗名は、左の如くである、

淨國院	國司信成
等覺院	大島敎義
相承院	相良亮太
最勝院	加藤良知
正覺院	筥崎博尹
海光院	海野俊雅
增福院	增山尙義
惠光院	野田信高
香象院	香山良實
莊嚴院	武內康則
我覺院	岡本忠義
安樂院	畠山嘉正

右の內、我覺院と安樂院とは、分離當時無住であつて我覺院は淨國院國司氏が、安樂院は香象院香山氏が兼務して居たと內田久兵衞氏はいはれるけれども、明治四年神奈川縣廳へ出した鶴岡八幡宮收納高仕譯帳により推測する時は、分離當時卽ち明治三四年の交にあつては、我覺院は岡本氏、安樂院は畠山氏が住職して居た樣であつて、國司・香山兩氏の兼務は、或は分離以前のことではないかと想像される、

かくて十二院の供僧等は、完全に復飾還俗したのであるが、鶴岡八幡宮には神主として古來大友氏なるものが、嚴然と存在して居つた、そこでこれらの供僧十二名は、還俗して神職とはなつたものゝ、今まで目下に見下して居た大友氏と、肩を比ぶることは甚だ面白くない、況んや大友氏の下に立つことは、到底堪えられぬことである、さればといつて、大友氏から數百年來の神主の稱號を奪ふことは、これまた到底不可能である、そこで彼等は大友氏の上に立つべく、總神主なる名稱を案出したのである、神主が一名で、總神主が十二名といふのは、他に例のないことではあるがこれによつて彼等は自負心の滿足を求め、從來の勢力を維持しようとしたのである、まことに滑稽の至りといはざるを得ない、滑稽はひとりこれのみではない、彼等の新に冒した姓氏もまた全く出鱈目であつたのである、卽ち淨國院ならば、國とい

ふ文字を取つて國司と命名し、相承院ならば、相の一字をとつて相良と名付け、海光院ならば、海野と稱し、増福院は増山、香象院は香山といつた樣な有樣であつた、なほこれは一片の想像に過ぎないけれども、莊嚴院の武内氏は、別殿武内宿禰から思ひついたかも知れないし、安樂院の畠山氏は、物語で鎌倉を背負つて立つた畠山重忠から思ひ付いたのかも知れない、更にまた正覺院の箱崎氏の如きも、箱崎八幡宮から思ひ付いた姓かも知れないのである、因に分離當時の一﨟は淨國院國司氏であつたといふことである、

神主大友氏は、境内の西南馬場町に邸宅があつた、祖先中務大輔清元が、頼朝社參の時神主を命ぜられてより、維新の當時清胥氏に至るまで、連綿絶ゆることなくこの職に奉仕して來たと傳へられて居る、―明治四年の收納高仕譯帳に、大友要とあるは、蓋し清胥氏の前名か、―維新前は勿論勢力供僧の下にあり、神事にも供僧の奉仕に助役して居た樣である、從つて生活また供僧の如く餘裕はなく、まづ樂な方ではなかつたといふことである、で神佛分離の八幡宮に行はれるに際して、この大友氏はどんな態度に出でたかといふに、清胥氏自身が溫厚の人であつたが爲であつたか、それとも從來の歷史が然らしめたのか、とに角他の神社に於ける分離當時の

僧侶と神主との爭ひのごときことは、この八幡宮では更に見受けなかつたといふことである、卽ち淸胥氏は從來通り供僧の還俗した新總神主の下に神主として助役し甘んじて居たらしいのである、然るに淸胥氏が間もなく歿して、その女に養子をし養子某の代になつて、供僧の總神主及び小別當の大禰宜等と爭ひ、公事を起し、一時各々別々に勝手に神事に奉仕したことがあつたけれども、遂に大友氏の敗訴となり、大友氏はこの養子の時代に、遂に家を亡ぼしてしまつたといふことである、

小別當大庭氏は、馬場町の神主大友氏の北隣に住んで居た、先祖肥前法橋永契といふものが、建久年中當職に補せられてから以來、代々この職に奉仕して居たと傳へられて居る、神佛分離までは半僧半俗の姿であつて、肉食妻帶し、祭事に際しては、剃髮に十德を著したといふことである、配當は供僧・神主より遙に少く、從つて勢力もまた微弱であり、供僧等の驅使に甘んじて居たといふことである、分離の際には當主を大庭義師といつたらしく、復飾してからは、小別當の名稱を廢して、大禰宜と號した、蓋し供僧を總神主といひ、次の神主に次ぐといふ意味からかく改稱したものであらうか、

社僧花光院と松源寺とは、社領の中から分配を受けて居たのであるが、境內より

遠く離れて居り、また直接八幡宮に奉仕して居なかつた爲か、神佛分離事件には何等關係するところがなかつたらしい、因に松源寺は十二院供僧の埋葬所であつたといふことである、

社人石川・坂井・岩瀬・追川・金子・梶田・戸川・石井八氏と、承仕山口・藤田兩氏とは、幕末近くまで社人、承仕と判然區別されて居たのであるが、維新當時にあつては、共に社役人と稱して、兩者の區別は旣になかつた樣である、家は何れも世襲であつて、或は掃除掛であるとか、或は祈禱執次であるとか、或は神饌供執次であるとか、各々其職分が定つて居た樣であるが、維新當時には、この十氏がそのまゝ存續して居たか否や不明であつて、明治四年の例の收納高仕譯帳には、社家として杉浦・松島・石川・藤田・山口・梶田・金子・追川・岩瀨の九氏が載つて居るのである、これによると江戸時代とは人員に於て一員を減じ、坂井・戸川・石井の三氏は消え失せて、新に杉浦・松島の二氏が加つて居るのである、

社役人は社役人としての配當を貰つて居たけれども、それだけでは勿論生活が困難であつたが爲に、石井・松尾兩氏の如く、或は供僧の日代を務めたり、岩瀨氏の如く家中を務めたりして居たのであるが、大部分は常には農業に從事して居たと傳

へて居る、併しながら、分離當時の岩瀨一學氏は衆望もあり、且つ敏腕家でもあつたので、勢力自ら總神主・神主等を凌ぐものがあつたといふことである、

伶人・八乙女・神樂師の如きに至つては、同じく社領の中から多少の配當を受けて居たとはいふものゝ、その額は僅少であつて、生活を左右する程のことはなく、且つまたその職掌は、分離によつて影響を受くることもあるまじく、勢力も微弱であつて、分離に際して何等なすところなく、專ら傍觀の狀態にあつた樣である、

なほ當社所藏の記錄に、相模國鎌倉鶴岡八幡宮收納高仕譯帳と題する一綴がある、これは神佛分離後、明治四年七月神奈川縣廳へ差出した書類の控であつて、當時に於ける鶴岡八幡宮一山の關係者人員、姓名、職掌、收入高等を知り得る好史料である、

相模國鎌倉鶴岡八幡宮收納高仕譯帳

社役人　岩瀨　一學

祠官分配家錄(候)

總神主

本高永七拾貫文

相良　亮太

米七石貳斗六升四合六夕
麥五拾六石五斗三升三合六夕
金百四拾兩永百六拾四文貳分鐚貳貫五百文
此內元法華堂白旗社營繕及祭祀料出ル、

本高永三拾貫五百五文　同　筥崎博尹
米六石六斗貳升貳合四夕
麥貳拾六石八斗三升八夕
金六拾七兩壹分永貳百拾三文八分

本高永三拾八貫三百九拾貳文　同　大島敎義
米拾壹石五斗七升八合貳夕
麥貳拾九石三升四合九夕
金七拾壹兩三分永百七拾三文四分鐚壹貫九百文

本高永三拾八貫三百九拾貳文　同　香山良實
米六石壹斗壹升貳合八夕
麥三拾貳石壹斗八升貳合

金七拾九兩貳分永貳百貳拾文貳分鐚壹貫貳百文

同　加藤　良知

本高永三拾貫五百五文
米四石貳斗六升六合九夕
麥三拾三石六斗五升貳合七夕
金八拾三兩永百壹文貳分鐚壹貫九百文

同　國司　信成

本高永三拾八貫三百九拾貳文
米六石四斗貳升壹合五夕
麥四拾壹石七斗貳合八夕
金百三兩壹分永四拾六文壹分鐚壹貫五百文

同　海野　俊雅

本高永三拾貫五百五文
米五石五斗五升三合四夕
麥貳拾六石七斗三升七合九夕
金六拾六兩永貳百三拾三文六分鐚壹貫文

同　野田　信高

本高永三拾八貫三百九拾貳文
米五石六斗五合九夕

麥三拾五石貳斗八升四合三夕
金八拾七兩壹分永百五拾七文九分鐚壹貫百五拾文
本高永三拾八貫三百九拾貳文　同　武內　康則
米六石四斗七升三合貳夕
麥貳拾九石七斗六升四合貳夕
金七拾三兩貳分永貳百三拾文鐚壹貫五百文
本高永三拾八貫三百九拾貳文　同　岡本　忠義
米六石七斗八升五合壹夕
麥三拾四石七斗六升七合三夕
金八拾六兩壹分永九拾四文五分鐚貳貫貳百四拾四文
本高永三拾貫五百五文　同　增山　尙義
米三石五斗八升七合七夕
麥三拾三石五斗壹升壹合五夕
金八拾三兩永拾壹文貳分鐚四拾八文
本高永三拾貫五百五文　同　畠山　嘉正

米四石壹斗四合六夕
麥貳拾四石五斗四升貳合八夕
金六拾壹兩永四拾六文鐚壹貫文

本高永百貫文　　　　　　神主　大伴　要
米拾石四斗四升九夕
麥三拾四石七升八合九夕
金八拾四兩壹分永百五拾五文貳分鐚壹貫文
　此内下社家四人給料出ル、

本高永四拾五貫文　　　　大禰宜　大庭　義師
米拾六石九斗三升九合
麥四拾三石七斗壹升六合七夕
金百八兩三分永三拾文九分鐚貳貫百文
　此内大祭神饌供出ル、
　　社家分配家錄(祿)

本高永六百四拾貳文　　　神輿衛　杉浦　政雄

麥三斗五升貳合
金三分ト永百三文
本高永三貫文
米六升貳合七夕
麥七斗三升三合三夕
金壹兩三分ト永貳拾七文四分
本高永貳貫九百五拾貳文
麥壹石貳斗貳升八合三夕
金貳兩三分ト永貳百貳拾七文鐚五百文
本高永拾六貫八百三文
米貳石八斗四升貳合五夕
麥拾四石壹斗九升
金三拾四兩壹分ト永百四拾貳文鐚三百文
此內小祭神饌供出ル、
本高永七貫貳百文

同　松島　昇

御掃除指揮役　石川　清

御祈禱殿執次　藤田　左仲

同　山口　俊雄

麥五石貳斗貳合五夕
金拾貳兩貳分永百六拾四文壹分
本高永貳貫拾八文
麥壹石七斗貳升壹合五夕
金四兩永百七拾貳文
本高永三貫四百五拾四文
米壹石壹斗七升五合
麥壹石五斗三升貳合七夕
金三兩貳分永貳百拾四文七分鐚貳百文
本高永四貫六百六拾文
米貳斗三合七夕
麥三石五斗六升貳合貳夕
金八兩貳分ト永百三拾五文貳分
本高永四貫八拾五文
米三斗九升壹合七夕

同　梶田巖
神饌供執次　金子眞三郎
同　追川央
神饌調進司　岩瀨一學

麥三石五斗六升三夕
金八兩三分ト永百貳拾九文三分鐚百文

雅樂師　加茂將吾

本高永貳貫七百貳拾七文
米四斗五升貳合五夕
麥貳石六斗四升
金六兩壹分ト永百四拾八文五分

同　加茂正雄

本高永貳貫六百貳拾七文
米八升七合七夕
麥貳石貳斗貳升五合六夕
金五兩壹分ト永百四拾三文

同　加茂登

本高永貳貫七百六拾五文
麥貳石八斗九升六合七夕
金七兩ト永貳拾文七分

同　池田義雄

本高永貳貫七百六拾文
麥貳石四斗五升六合六夕

金五兩三分ト永貳百四文鐚三百四拾八文

本高永貳貫貳百三拾文
米壹斗壹升五合九夕
麥貳石三斗三升三合八夕
金五兩貳分ト永百五拾六文六分

同　多　晃

本高永貳貫六百貳拾七文
米貳斗七升四合貳夕
麥貳石五斗五升七合五夕
金六兩ト永百九拾九文五分

同　辻　傳內

本高永貳貫五百五拾貳文
米五斗三升七合四夕
麥壹石七斗七升八合三夕
金四兩壹分ト永五拾九文九分鐚壹貫貳百文

同　加茂　玄造

本高永貳貫七百五拾七文
米三斗壹升三合四夕

同　大石　衛

麥三石七升八夕
金七兩壹分ト永百八拾九文九分鐚五百四拾八文
八乙女
本高永貳貫六拾貳文　大石　若世
米六斗五升三夕
麥壹石五斗五升八合三夕
金三兩三分永六拾三文四分
本高永貳貫拾文　同　大澤　古扇
米五升四合八夕
麥壹石壹斗八升九合八夕
金貳兩三分ト永百三拾四文六分鐚五百四拾八文
本高永貳貫八拾六文　同　山崎　守世
麥壹石四斗壹升壹合六夕
金三兩壹分ト永百七拾壹文五分
本高永貳貫貳拾八文　同　富田　更科
麥壹石五斗六升七合五夕

金三両三分ト永四拾九文貮分

本高永八百文　同　小島松尾

麥壹石壹斗七升三合三夕

金貮両三分ト永八拾七文八分

本高永九百拾文　同　小坂盛恵

米三升貮合九夕

麥五斗六升八合三夕

金壹両壹分ト永百貮拾七文四分

本高永七百文　同　黒川松尾

麥四斗五升八合三夕

金壹両ト永百拾文八分

本高永八百六拾文　同　小池米尾

米三斗壹升三合四夕

麥五斗五升

金壹両壹分ト永八拾三文

神樂男　小池　五郎

本高永五貫四百九拾五文
米壹斗五升六合七夕
麥三石九斗六合八夕

同　鈴木　丹治

本高永貳貫四拾文
金九兩壹分ト永貳百拾九文壹分鐚五百文
米四斗四升八合壹夕
麥壹石貳斗六升五合

同　小池　主一

本高永壹貫九百貳拾貳文
金三兩ト永六拾五文八分鐚六百文
米壹斗四升七合貳夕
麥壹石三斗五升六合六夕

同　村岡　友衞

本高永貳貫五百拾六文
金三兩壹分ト永三拾七文五分
米四斗九升三合六夕
麥壹石六斗五升九合貳夕

金四兩ト永貳拾壹文

本高永九百貳拾七文　　同　吉田　豊

麥壹石貳斗六合六夕

金貳兩壹分永貳百三拾貳文三分

本高永壹貫九百七拾四文　　同　坂井未知雄

米貳斗三升五合

麥壹石壹斗

金貳兩貳分ト永百六拾六文鐚四百文

本高永壹貫九百六拾貳文　　同　坂井　廣蔭

米壹斗五升六合七夕

麥壹石壹斗五升壹合三夕

金貳兩三分ト永四拾文

本高永九百貳拾七文　　同　佐野小平太

麥九斗壹升六合六夕

金貳兩ト永貳百貳拾壹文七分

本高永貳貫貳百七拾文
米壹斗三升九合九夕
麥壹石五斗四升九合貳夕
金三兩三分ト永五拾四文七分

御幣殿番　戸川　安造

本高永壹貫文
米貳斗三合七夕
麥貳斗四升七合五夕
金貳分ト永九拾九文八分

神吏　二宮　牧太

本高永八百六文
米壹石壹斗八合五夕
麥貳升五合七夕
永六拾貳文貳分

同　細野　新

本高永壹貫貳拾文
米七升八合三夕
麥五斗五升

同　富田　龜二

金壹兩壹分ト永八拾三文壹分鐚百文

本高永壹貫貳百七拾五文　　同　山口　貞助

米壹斗五升六合七夕

麥七斗四升貳合五夕

金壹兩三分ト永四拾九文六分

本高永壹貫文　　同　吉田右平太

米壹升五合六夕

麥六斗四升壹合七夕

金壹兩貳分ト永五拾五文貳分

本高永壹貫文　　同　內田　富造

米三升壹合三夕

麥三斗七升三夕

金三分ト永百四拾八文四分鐚百文

本高永壹貫百拾八文　　同　追川　右內

米七升八合三夕

麥壹石八合三夕
金貳兩壹分ト永百九拾四文九分
本高永貳貫三百貳拾五文
米壹斗四升壹合
麥貳石三斗三升九合三夕
金五兩貳分ト永百七拾文
本高永壹貫百五拾文
米七斗八升三合五夕
本高永六百六拾文
麥壹斗八升三合三夕
金壹分ト永百九拾四文三分鐚六百文
本高永三百四拾文
麥九升壹合六夕
永貳百貳拾貳文壹分
右地方分配地味ニヨリ收納甲乙御座候、

社頭夜番　石井錄郎五郎
有職　加納精三郎
同　岡崎宇右衞門
同　川瀨敬次郎

境內大門通リ並木由比ヶ濱堤迄、
一松廻リ七尺ヨリ壹尺迄、凡貳千本
小松　四千本餘
右ハ相模灘暴風吹込ノ場所、風除ト相成候ヲ、若伐拂候ヘハ、作物ヘ汐風當リ、田畑ヘ砂吹上、大害有之候旨ニ付、拂代金所相場難申上候、
八幡宮非常御旅所字佐介ヶ谷御末社佐助稲荷社境內地共山貳町餘、
一松廻リ五尺ヨリ貳尺迄、凡百本
松廻リ貳尺ヨリ壹尺壹貳寸迄、凡八百本
此拂代金所相場金貳拾兩
右書面之通御座候、以上、

明治四年辛未七月

鶴岡社役人
大石　樹㊞
同
岩瀨　一學㊞

宮司總神主
筥崎　博尹㊞

神奈川縣
御役所

（以上、相模國鎌倉八幡宮收納高仕譯帳、鶴岡八幡宮所藏）

かくの如くして、明治四年頃までは、分離によつて總神主以下名稱を變更したのみで、德川氏以來の朱印地による收入を分配して居たのであるが、程なく朱印地は上納を命ぜられることになり、元來僧侶たる身で、なれぬ神主勤めといひ、かてゝ加へて、八幡宮そのものもまた財政困難に陷り、社殿の修理等も十分出來かねるといふ狀態に至つたので、神職をやめて小學敎員其他に轉職するもの漸く多く、舊相承院の相良氏の如きは、再び剃髮して僧侶となつた程であつて、明治八年の頃に至つては、祠官筥崎博尹、祠掌國司信成、香山良實、武內康則、大庭義師の五名が止つて居ただけであつた、當時如何に八幡宮の經濟が困難であつたか、また還俗の舊供僧神主等が如何に貧困に陷つたか、當社所藏の記錄から、願書二通を左に揭げて、參考に備へたいと思ふ、

願書

當鶴岡八幡宮諸建物祭器等ノ小破修復料當テ貸金五千五百兩有之候處、去ル辰年以來借用ノ者返濟相滯候故、用度ニ差支、小破修復難成、追々大破ニ至リ、雨漏等モ有之、何トモ難捨置、苦慮罷在候折柄、昨夏中貸金滯リ示談不行屆者ハ、御裁判被成下候段、御布告被爲在候ニ依リ、右貸金追々返濟モ可有之見込ヲ以、其節中立、速ニ修復ニ取懸リ、破損ノ箇所不殘修理仕候、既ニ見分モ奉願候通リニ御座候、其用度七百兩、先般明細帳奉差上置候通ニ御座候、七百兩一時他借仕居候處、內二百五十兩ハ、奉納勸財博覽會益分、不用ノ物賣却致シ、返辨仕候得共、殘四百五十兩ハ、貸金取納メ候テ、他借ヲ償ヒ度ト存シ、貸金滯リ人相手取リ、昨十月中御裁判所ヘ訴訟仕候處、不計モ士華族ノ例ニ依リ、御裁判無之旨、被仰渡、夏中ノ御趣意ト相反シ大ニ驚歎仕候、夫故貸金五千五百兩、皆無滅却仕候、然シ全ク夏中ノ御布告ニ、貸金滯リ御裁判被下候譯ヲ以、惣修復モ仕候處、今日御裁判無御座候ニテハ、修復用殘借金四百五十兩差向返濟可仕手段モ無之、當惑罷在候得共、追々何トカノ工夫ヲ以、社頭入財有之分等ヲ、…………以他借ハ不殘償却仕、決而社頭ヘ借金殘シ置、御上ヘ御苦勞懸ケ候樣ノ儀ハ不仕候、乍然貸金相滅シ候テハ、向後營繕ノ用度無之、

此ノ莊觀ノ大社、又零落ニ可立至哉ト歎敷奉存候間、仰願ハ、御管內戶口每ニ配札御許可被爲在候ハヽ、其札料羨財ヲ以、營繕結構ニ行屆キ候樣仕法致シ置度、且ハ敬神ノ御趣意ヲ推シ廣メ、御神德倍光輝致シ候樣仕度奉存候間、前條御賢考被爲在、右配札ノ儀何卒御准允被成下度、偏ニ奉懇願候、誠恐頓首、

相州鎌倉
鶴岡八幡宮祠官
宮崎　博尹　印

第一月

神奈川縣權令大江卓殿

元除地大繩場山林御拂下ケ願

第拾六大區七小區
相州鎌倉郡雪ノ下村
八幡宮境內屬
士族當務祠掌　國司　信成

字大谷、但屋敷付、
一山反別貳反貳拾六步
但壹反ニ付金壹圓五十錢
此代價金三圓拾三錢

右山立木
一雜木百三拾本
此代金拾三錢
但壹本ニ付金壹厘
字同斷、屋敷付、
一山反別三畝步
此代價金四拾五錢
但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊神官士族　岡本　忠義
右山
一立木無之、
字同斷、屋敷付、
一山反別四畝步
此代價金六拾錢
但壹反ニ付金壹圓五十錢
士族當務祠官　宮崎　博尹
右山立木
一雜木八拾本
此代金八錢
但壹本ニ付金壹厘
字同斷、屋敷付、

一山反別壹反四畝拾五歩　舊神官士族　海野　俊雅
　此代價金貳圓拾七錢五厘　但壹反ニ付金壹圓五十錢
右山
一立木無之、
字同斷、屋敷付、
一山反別壹畝貳拾五歩　舊神官士族　增山　尙義
　此代價金貳拾七錢五厘　但壹反ニ付金壹圓五十錢
右山立木
一杉拾壹本　但目通り七寸ヨリ八寸迄、
　此代金貳拾七錢五厘　但壹本ニ付金貳錢五厘
字同斷、屋敷付、
一山反別九畝歩　舊神官士族　野田　信高
　此代價金壹圓三拾五錢　但壹反ニ付金壹圓五十錢
右山
一立木無之、

字同斷、屋敷付、
一山反別壹反三畝六步
此代價金壹圓九拾八錢
但壹反ニ付金壹圓五十錢
士族當務祠掌　香山良實

右山立木
一小松五拾本
此代金拾錢
但壹本ニ付金貳厘

字同斷、屋敷付、
一山反別貳反步
此代價金三圓也
但壹反ニ付金壹圓五十錢
士族當務祠掌　武內康則

右山立木
一雜木百拾本
此代金拾壹錢
但壹本ニ付金壹厘

字同斷、屋敷付、
一山反別壹反五畝步
此代價金貳圓貳拾五錢
但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊神官士族　相良亮太

右山
一立木無之、
字同斷、屋敷付、
一山反別貳畝步
此代價金三拾錢　但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊神官士族　畠山　嘉正

右山
一立木無之、
字同斷、屋敷付、
一山反別貳反步
此代價金三圓也　但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊神官士族　大島　敎義

右山立木
一小杉三拾本　但目通リ六寸ヨリ七寸迄、
此代金四拾五錢　但壹本ニ付金壹錢五厘
字同斷、屋敷付、
一山反別四畝拾七步
舊神官士族　加藤　良知
此代價金六拾八錢五厘　但壹反ニ付金壹圓五十錢

右山立木
一雜木百本
　此代金拾錢　　但壹本ニ付金壹厘

士族當務祠掌　大庭義師

字馬場小路、屋敷付、
一山反別八畝步
　此代價金壹圓貳拾錢　　但壹反ニ付金壹圓五十錢
右山
一立木無之、

字同斷、屋敷付、
一山反別壹反貳畝步
　此代價金壹圓八拾錢　　但壹反ニ付金壹圓五十錢

舊神官士族　大伴清胥

右山
一立木無之、

字馬場小路、屋敷付、
一山反別壹畝步
　此代價金拾五錢　　但壹反ニ付金壹圓五十錢

舊社人農　岩瀨準三

右山
一立木無之、

字小袋坂、屋敷付、
一山反別壹畝壹歩
　此代價金拾五錢五厘　但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊社人農　石川正藏

右山立木
一松拾五本
　此代金三拾七錢五厘　但目通リ貳尺
　　　　　　　　　　但壹本ニ付金貳錢五厘

字鷲谷
一山反別五畝歩
　此代價金七拾五錢　但壹反ニ付金壹圓五十錢
舊社人農　大石若世

右山立木
一小松百貳拾本
　此代金三拾錢　但壹本ニ付金貳厘五毛

字法華堂
白籏神社及三廟所舊境內
一山反別壹反六畝歩
白籏社舊社守　相良亮太

此代價金貳圓四拾錢　但壹反ニ付金壹圓五十錢

右山
一立木無之、
右代價ヲ以御拂下ケ願上候、以上、

明治八年三月

右願人
國司　信成㊞
岡本　忠義㊞
筥崎　博尹㊞
海野　俊雅㊞
増山　尚義㊞
野田　信高㊞
香山　良實㊞
武内　康則㊞
相良　亮太㊞
畠山　嘉正㊞

大嶋　教義㊞
加藤　良知㊞
大庭　義師㊞
大伴　清肯㊞
岩瀬　準三㊞
石川　正藏㊞
大石　若世㊞
右戸長
三橋　永輔㊞
區長
山本庄太郎㊞

神奈川縣令中島信行殿代理
神奈川縣參事山東直砥殿

神奈川縣

（朱書）
書面雪之下村八幡宮外一社上地林反別壹町七反壹畝歩、特別ヲ以、願之通、舊神官拾八人之者ヘ拂下ケ候條、地代金貳拾五圓六拾五錢、立木代壹圓九拾貳錢、租稅課ヘ相納可申事、

明治八年四月八日

神奈川縣

神奈川縣

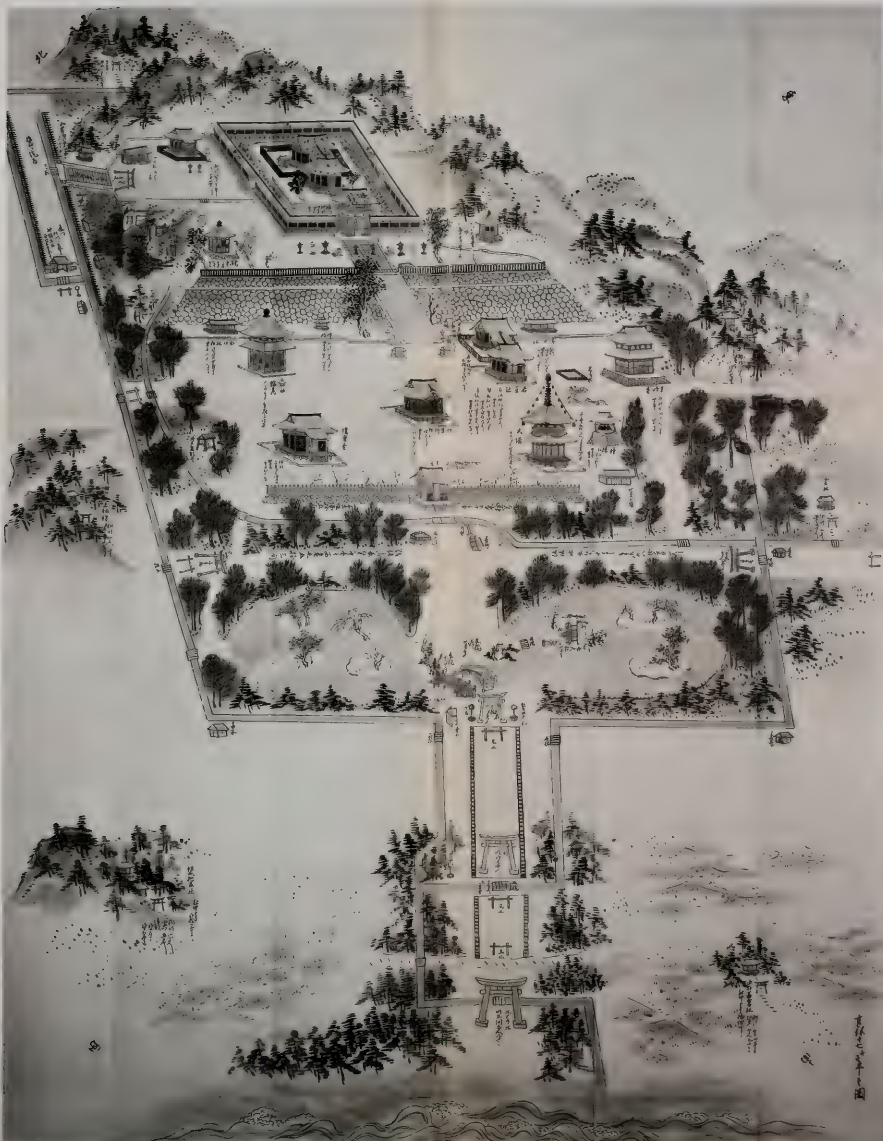
其縣管內鶴岡八幡宮舊神官配當祿ノ儀、先般伺出ノ節、指令ノ趣ニヨリ、追給ノ分、金券高調整ニ付、別紙帳簿壹冊致送附候、尤公債證書幷端數現金、及明治十一年ヨリ十三年マテ三ケ年分利金ハ、不日驛遞局ヨリ可致送附候條、到達ノ上、渡方可取計、且右帳簿中、番記號記載方等ハ、兼テ達シ置候通リ相心得、捺印濟、還納可致、且亦先般返納致シ候金券帳ノ內、杉浦政雄配當祿減額ノ廉、別紙ノ通リ更正致置候條、公債證書其外過渡ノ分、仕譯書ノ通リ、同人ヨリ取立、早々返納可致取計、此段相達候事、

明治十四年三月九日

大藏卿佐野常民印

(三)

神佛分離以前の鶴岡八幡宮の諸殿舍については、新編相模風土記にも見えて居るけれども、同社所藏の享保年間の境內圖によつて、頗る明瞭である、當社は享保以後に於いて、文政四年正月十七日夜、上宮以下樓門・迴廊・武內社・白旗社・大供所・愛染堂、六角堂・新宮社・及び裏門・鳥居等囘祿にかゝつたけれども、同十一年再建されて、舊態更に變るところはなかつたのである、で佛敎關係の堂舍についていへば、卽ち先づ神橋を渡れば、左右に放生池があり、右(東)の放生池の中島に辨才天の祠堂があり、次で中央より少し左(西)によつて仁王門が建ち、門を入つて左に七間四面の護摩堂があり、五大尊像を安置し、その奧に輪藏があつて、こゝに有名な實朝が宋から取り寄せたといふ宋版一切經が藏せられ、四天王の像が安置されてあつた、右方は護摩堂と向ひ合つて多寶塔があり、これは十間四面の大塔であつたといふことである、多寶塔の少し東南に當つて鐘樓があり、これには正和五年の銘文ある大梵鐘が釣られて居たといふことである、次で多寶塔と鐘樓との東北に當つて十間四面の藥師堂があり、これには藥師三尊及び十二神將が安置されてあつた、かくて正面石段を登ると、上宮本殿の前右に六角堂があり、これには聖觀音を安置し、左に愛染堂があ



1.

つて、これには愛染明王が安置せられてあつた、

これら佛教關係の諸堂宇は、神奈川縣廳から屢々取除くべき催促があり、明治三年五月一山を代表して、總神主筥崎博尹氏から、縣廳宛に左の屆書を出して、これを除くことになり、僅々十數日の間に悉く破却されてしまつたといふことである、

御屆書

鎌倉鶴岡八幡宮御社內在來之藥師堂、護摩堂、大塔、經藏、鐘堂（樓カ）、仁王門、右混淆之佛堂取除キ、仁王門跡に、華表取建、內廓三面、塀垣別紙繪圖面之通修理仕候、此段御屆申上候、以上、

鎌倉

鶴岡八幡宮一社惣代

總神主

筥崎　博尹印

明治三午年五月

神奈川縣

御役所

右の取除かれた諸堂舍の內、仁王門は浦賀在の某寺に移され、俗に浦賀の赤門と

稱へて、今日なほ存在して居るとのことであり、仁王尊の像は一時壽福寺へ預けたものが、そのまゝに今日に殘つて、壽福寺の本堂に安置されてあるとのことである、輪藏は建築物は扉とか欄間とかいふものだけが、中に安置されてあつた四天王像と共に淺草に運ばれ、更に中に藏せられて居た一切經も、東京の某氏の手によつて買ひ取られて、淺草寺へ送られたのである、卽ち現今淺草寺に藏する宋版一切經はこれである、淺草寺に行かなかつた殘餘の經卷は、塔の辻で燒棄されたといはれて居る、また藥師堂の藥師如來十二神將及び愛染堂の愛染明王は、鷲尾順敬氏の談話によれば、或る者の手により、一度東京で開帳せられたけれども、參詣者なく、遂に轉々して靑梅の某寺にあり、中愛染明王のみは、遂に小泉策太郎氏の手に渡り、現に同氏の所藏であり、鎌倉時代の立派な作品であるとのことである、なほ正和の大梵鐘は、橫濱の某道具商が買ひ取つて、鎌倉に於いてこれを鑄潰して持つて行つたといふことである、右の外の仕末不明の堂宇、佛像幷びに佛具類は何れも、或は賣却され、或は燒棄せられたものであらうと傳へられて居る、

なほまた右に揭げた、佛敎關係の諸堂宇の外に、上宮本殿を初として、諸末社及び供僧十二院にも、それ〳〵佛像佛具の類が澤山あつたのであるが、これまた取除か



相州八幡宮藏[illegible]愛染明王像

小島[illegible]氏寄贈

れたといふことである、現に本殿の如きは、今なほ曾て莊嚴其他の爲めに、佛教關係のもの丶置かれてあつた痕跡を明に認めることが出來るのである、そして上宮の神體は、これまた鷲尾氏の誌すところによれば、(佛教史學第二編第一號)右の僧形像であつて、古物商店に曝されたるを、鎌倉の飯島といふところの一農夫武藤某が買ひ取り、春戸に一小堂を建てゝ祀つたといふことである、下宮の神體はこれまた木の僧形像であつて、光明寺の役僧中山某が、後に古物商となつて鎌倉にあり、その像を買ひ取つたが、今は某の孫某が船大工となり、三浦の森戸地方に住し、なほその像を傳へて居ると、これまた鷲尾氏がいつて居るところである、また當社には神寶として廻御影と稱する有名な秘佛があつた、これは昔から終に見た人がないと傳へられて居るものであつて、長さ三尺計幅八寸四方の細長い箱に入つて居り、鳥居を立て注連を張り、十二院の供僧が輪番で一ヶ月づゝ守護して、毎日三座の行を勤め、一ヶ月に法華經一部、仁王經五部、法華三十講、仁王經講釋等を修行したものであつて、これについては、別に廻御影緣起といふものがあり、その緣起によれば、賴朝以來靈驗著しかつたものであるといふのである、この御影もまた佛教關係のものとして、處分さるべき運命の下にあつたのであるが、殊に一山の重寶であるといふので、

度々の合議の結果、これを一時某寺に預けることになつて、今は行衞不明との事である、これは他日取出さんが爲めであつたであらうといはれて居る。內田久兵衞氏の談話によれば、大小路某といふものが、或る時某所から持參して、それとは知らずに見たのであるが、畫像で幅二尺竪三尺位で、圖樣は僧形の神像が上方に一體、下方に三體あつた樣に記憶するといふことである、そしてこれには奉書の證文が一通ついて居り、廻御影といふ文句はなかつたけれども、木村大炊の印のある預け證文であつたといふことである、木村大炊は筥崎博尹氏の前名である、更にまた供僧等覺院にあつた鎭大師といふ弘法大師の木像は、弘法大師自作と傳へて居た程のものであるが、これは一時社僧松源寺に移され、今は深澤村字手廣の靑蓮寺の本尊になつて居るといふことである、かくて仕末の明でない本社末社幷に十二院の佛像佛具類も大半は賣却せられ、或は燒棄せられたであらうといふことである、因に十二院の建築は住宅として比較的長い間存在して居たけれども、一つ滅び二つ亡ぶといふ有樣で、現在では筥崎氏の正覺院が殘存するばかりであり、その正覺院も十年前筥崎氏がこゝを引拂つてから、貸家となつて居るとのことである、

附錄　本派本願寺所藏金光明最勝王經添狀

親鸞上人筆紺帋金泥

金光明最勝王經　一部

但、十卷、軸金物鱗紮彫、箱梨地二重錫緣、蓋書付、金粉蒔繪、後嵯峨帝御宸筆之由、

右者鶴岡八幡宮內陣安置空海上人石造之宇迦神ニ平朝臣時賴寄附之由、往々同社神寶之所、屬祭政一致之御代、神佛混淆引分之際、有故吾所藏、任御所望讓條如件、

神奈川縣下

相模國鎌倉雪之下

大石平右衛門

平　衆孝

明治十三年

十二月十日

益田包義殿

(四)

かくの如く、鶴岡八幡宮にあつては、明治三年神佛分離を斷行すると共に、一方神社の隆盛を期せんが爲めに、屢々願書を提出して、勅祭社たらんことを請ふたのであるが、勿論これは許可せられなかつたのみならず、朱印地までも上地を命ぜられるといふことになつて、一山疲弊の極に達したのであるが、それでも明治六年の頃には既に縣社に列せられ、爾來筥崎博尹氏の努力によつて、漸く整備を見、後に國幣中社に列せられて、今日に及び舊觀を復するといふ狀態に立ち至つたのである、煩

はしき嫌ひはあるが、明治三年に於ける勅祭社願書を左に掲げ、當時に於ける一山動搖の幾分かを偲ぶよすがとしたい、

昨午春中勅祭社格願手續書面

鶴岡八幡宮總神主筥崎　博尹

勅祭社格願書

相州鎌倉鶴岡八幡宮ハ、康平六年、源頼義朝臣、奉勅山城國男山宗廟ヲ被遷、東國鎮護總社ト被爲崇候、永保元年社務良暹、奉　勅命、祭典式男山ノ通リ被爲行候、尤祭資米モ賜リ候、養和元年ヨリ應永年間迄、後三條帝御孫圓曉宮、後鳥羽帝皇子一品覺寳親王、後嵯峨帝皇子二品覺助親王、其餘貴族方、當八幡宮祭主大別當御補職被爲在候、應永以後、元供僧今總神主大別當職ヲ兼、舊例ニ順ヒ、祭典不怠相勤候、壽永二年、鎌倉幕府社領被附候後ハ、其田租ヲ以、祭典料ニ當用仕候、世代幕府ニテ寄附ノ領地ハ、元ヨリ王土ニ候得ハ、全ク
朝廷之御入用ニテ、七百有餘年結構ニ御祭典相勤來候ト奉存候、且當宮ハ、建久二年以來、勅願所宣下ノ大社ニ候故、世代舊幕府ニモ、其御取扱ヲ以、別段御崇敬被成候間、方今一層之御社格ハ被仰出ヘクノ處、其儀無之、却テ平社ノ御取扱ト相成、御

神德モ闕衰シ、社頭モ零落ニ立到リ、社勤ノ者一同悲歎罷在候、乍恐復古盛世、祭政一致ノ御趣意被爲貫候御折柄、尊キ御祭神厚キ御由緒御座候間、勅祭神社ニ御許容被爲在度、奉懇願候、誠恐誠恐謹言、

明治三午年二月

總神主
大禰宜　連署

神祇官
御役所

右書面惣代筥崎博尹　御添翰頂戴（戴）、三月四日神祇官ヘ差出候處、近藤宮掌殿受取相成、八日御呼出ニ付、出頭仕候處、大前宮掌殿、難被及御沙汰御附札ヲ以、願面御下ケ渡シ相成候、其座ニテ旨存申立候處、書面ニテ可申立旨ニ付、左ノ通リ連々申立候、

相州鎌倉鶴岡八幡宮ハ、厚キ　御由緒モ有之候間、
勅祭神社ニ御許容被爲　在度段、建言仕候處、昨八日難被及御沙汰御附札ニテ、書面御下ケニ相成、恐歎仕候、鶴岡ハ、康平中ヨリ七百年來、勅許關東鎭護ノ總社、建久以來、勅願所宜下ノ大社ニテ、結構ノ御宮柄ニ御座候、然ルニ、方今却テ平社卑格ノ

御取扱ニ相成、御神威モ不輝、社頭モ追々零落ニ立至リ可申ト、痛心至極ニ奉存候、東京富岡八幡宮ハ、鶴岡ヲ御遷ニ相成、三百年來ノ御社ニ候、然ルニ富岡ハ准勅祭ニ被仰付候ノ趣、其本社ハ一層ノ社格モ不被仰出候テハ、甚歎ケハ敷、社勤ノ者不行屆ノ儀モ有之哉、神慮ニ對シ、重重懇懼至極ニ御座候、一旦御附札ヲ以御下ケ相成候得共、右富岡ノ例ト比考仕候得ハ、御趣意之程徹底仕兼候間、猶又押而言上仕候、何卒御公平ノ御處置被爲在候樣仕度、不顧陋昧多罪、誠恐謹白、

相州鎌倉
鶴岡八幡宮
總神主
筥崎　博尹㊞

明治三午年三月
神祇官
御役所

右三月十二日差出候處、岡本宮掌殿受取ニ相成、暫相立、御沙汰難相成旨申渡シ、退座相成候、

相州鎌倉鶴岡八幡宮　御由緒書ヲ以、去ル辰ノ閏四月中、西郷参謀殿へ社格ノ儀申
立置、追日伺出候處、御同方御申聞ニハ、書面ハ　三條殿へ差出候處、不外由緒モ有
之候ニ付、何レ奏聞之上、御沙汰可有之、先是迄通リ可相心得旨被仰聞候、其後辰ノ
八月中、大久保参與殿へ同　御由緒及社格願書差出候處、御同方ヨリ社寺裁判所
へ廻シニ相成候ニ付、同局ニ可伺旨被仰聞候間、即日裁判所へ伺出候處、願之趣追
而御沙汰可有之、先是迄通可相心得旨、御附札ニ御座候、依テ御沙汰相待居候處、追
々是迄通ノ御取扱振トハ、格外相違、平社之御取扱ニ相成、誠ニ歎カハ敷事ニ奉存
候間、昨巳ノ十月以來神奈川縣ニ及連訴候處、是迄ノ社格等碇（確カ）ト御調濟ニ相成、去
ル二月添翰頂戴、當御官ニ
勅祭社格儀奉願上候處、去ル八日難被及御沙汰御附札ニ相成、恐歎至極ニ奉存候、
一昨辰年、三條殿御沙汰ノ趣ハ、追テ結構可被仰付儀ト奉仰望候處、其儀無之、却而
卑格ノ御取扱ニ相成候儀ハ、乍恐前後御評議ノ程、愚慮會得仕兼候、方今復古ノ盛
世、古例ヲ擧ケ舊廢ヲ興シ、祭政一致ノ御趣意ヲ貫カセラレ候ニ付、苟モ御由緒ア
ル神社ハ、夫々一層ノ光輝ヲ加ヘ候折柄ニ方リ、當社ハ御由緒モ尊キ神社ニ在セ
ラレナカラ、却テ其御規模モ無之、追々零落ノ姿ニ立至リ候事、實以歎ケカハ敷私

共職分トシテハ、此儘拋置候儀、何分ニモ事情難被忍、去ル辰ノ四月中ヨリ、懇々奉申上候程ノ儀ニ付、此度御附札ノ趣モ有之候得共、猶又不顧狂妄奉懇願候儀ニ御座候、何卒速ニ勅祭ノ古例ヲ擧サセラレ、神慮ヲ奉慰候樣、御評議ノ段、幾重ニモ奉懇願候、恐惶謹言、

相州鎌倉
鶴岡八幡宮
總神主
筥崎　博尹㊞

明治三午年三月

神祇官
御役所

右三月十三日差出候處、加藤官掌殿受取ニ相成、暫相立、御沙汰ニ難成、可致歸邑ト申渡シ、退座相成候、

相州鎌倉鶴岡八幡宮

勅祭社格願書へ、去ル八日難被(及脫カ)御沙汰御附札承知奉畏候、但右御趣意之程、會得仕

雖候儘、別書ノ如ク、再々迄申立候得共、御採用無之、寸衷ノ達セサル儀ハ、無據候得共、歸邑仕候テハ、復古盛世祭政一致ノ御代ニ會ヒナカラ、私共職分不束ノ故ヲ以テ、却テ尊キ御神德ヲ墮シ、神慮ヲ可奉慰機會ヲ失ヒ候場合ニ立至リ、何共歸邑可仕面目無之付テハ、御大法ヲ犯シ、押而申立候段、何樣重科被仰付候共、聊不苦候、御布告通、大社ノ格ヲ以申立候儀ニ候間、其御取扱ヲ以、何卒一應ノ御社格被仰付度、偏ニ奉泣願候、以上、

相州鎌倉
鶴岡八幡宮
總神主
筥崎　博尹

明治三午年三月

神祇官
御役所

右之通リ、再三申立候得共、更ニ御趣意ノ程不相分、其都度官掌中ト、坐論ノ樣ニ成

行、上向ヘ中次ニモナラサル躰相見ヘ候間、無詮事ト存シ、此上ハ志願ノ旨、貴テ上向ハ寛(貫)徹致シ度儀、中山伯殿ヘ罷出、直訴致シ候處、田中從六位殿ヲ以、御中聞ニハ、鶴岡願ノ趣、又御附紙ニ相成候儀、伯殿ニハ御存知不被爲在、且數度ノ中立ニ、何トカ御趣意不申聞筈ハ無之、且又鶴岡舊大社ニ候得ハ、被捨置候儀ニモ不可有之、何レ伯殿神祇官ヘ御出勤ノ上、御沙汰可有之間、相扣候樣ニト被申渡候、

祭政一致ノ御趣意ヲ遵奉シ、他方大社結構被仰付候ヲ比例致シ、當鶴岡八幡宮勅祭神社御許容被爲在度段奉願上候處、難被及御沙汰候事ノ御附札ヲ以、願面御下ニ相成奉畏承候得共、一昨辰ノ八月中、鎭將府三條公ヨリ、鶴岡ハ不外由緒モ有之候ニ付、何レ奏聞之上、御沙汰可有之トノ御傳達ト、今般ノ御附札トハ御趣意兩端ニ出テ、何分愚慮會得仕兼候儀、三度建言仕、數度伺出候得共、碇(確カ)ト御趣意ノ程不被仰聞、何故斯ク諱(忌)嫌ハレ、重キ御由緒モ御採用無之、尊キ御祖神モ思ハセラレス、他方大社ト比考仕候ヘハ、偏執ノ御所置振カト、痴情ニ迫リ、願意徹底致シ度、中山伯殿迄直訴歎願罷出候儀ニ御座候處、伯殿ニハ鶴岡社中願之趣モ、又御附紙ニ相成候儀モ、御存シ不被爲在由、御同公神祇官ヘ御出勤ノ上御沙汰可被下被仰渡候ニ付、引取御沙汰相待候中、昨廿五日御呼出ニテ、加藤官掌殿ヨリ、私伯殿ヘ罷出候儀

ヲ御叱リニ相成、早々歸邑致セト被仰渡候間、願意不叶候ハ、據無之候得共、御附札ノ御趣意伺度、此儘歸邑仕候得ハ、鶴岡ハ平社ト相成、御神德ヲ瀆シ奉ル而已ナラス、數百歲綸旨ヲ奉シ、勅願所大社ノ廉ヲモ失ヒ候場合ニ立至リ、一社ノ者悲歎罷在候故、私此儘歸邑仕、一同ヘ申喩シ方モ無之候間、何卒申喩方相成候樣、御趣意被仰聞度旨申立候處、官掌更ニ返答無ク、退坐相成候、右樣御官中ヘ御見放ヲ蒙リ、下情ヲ通スルヿ不得候テハ、行末鶴岡八幡宮御衰弊ニ立至リ候儀ハ必然ニ候、夫モ全ク私不束ノ故ト、神慮ニ對シ恐懼至極、身ノ置所ヲ不知、依テ强願ノ罪ヲ重ネ奉恐入候間、私身分何樣ニモ嚴科ニ被爲處候テ、八幡宮ハ重キ御由緒被爲在候得ハ、何卒大社相當御社格被仰出度、伏テ奉仰願候、誠恐謹言、

相州鎌倉

鶴岡八幡宮

總神主

筥崎　博尹 ㊞

明治三午年三月

神祇官

御役所

右書面、三月廿六日四ツ時差出、八ツ時迄扣居候處、向井官掌殿、岩崎官掌殿、德岡官掌殿出合、願ノ趣尤ノ叓ニ候、先般難被及御沙汰御附紙ヲ以、願書御下ニハ相成候得共、決而被捨置候筋ニハ無之、相模國未タ御調中ニ候間、御調濟ノ上ハ、鶴岡ハ大社ノ事故、急度結構可被仰出候間、此度ハ歸邑イタシ、追テノ御沙汰可相待ト、上ヨリ御沙汰ノ旨、御演達相成候、私ヨリ其段管轄廳ヘ申立置候テ可然哉ト相伺候處、官掌宜キ旨被申聞候、依テ其節書面ニテ奉申上置候、

右昨午ノ春中、當國鶴岡八幡宮　勅祭社格之儀奉願上候手續ニ御座候、以上、

鶴岡一社惣代

明治四辛未年九月　宮崎　博尹㊞

神奈川縣

御廳

（以上、昨午春中勅祭社格願手續書面、鶴岡八幡宮所藏）

最後に明治三年神佛分離の以前より、國幣中社として隆盛を見るに至つた明治

の三十年まで、供僧として、總神主として、祠官として、將又宮司として、當社の柱石となつて、奮闘努力した筥崎博尹氏について、少しく記して置きたいと思ふ、

筥崎氏は長崎の生れで、幼にして京都に上り、華頂宮の侍醫を勤め、當時木村大炊と稱して居たといふことである、然るに宮の東京來住と共に、之に從つたけれども、病身の故を以て仕を辭し、且つ繁華の地に業を開くを欲せず、明治二年鎌倉に來り、閑寂の地に靜養するの目的を以て、當時無住であつた正覺院に入つたと傳へられて居る、而して當時八幡宮は、未だ神佛分離以前であつたけれども、氏の剃髪して僧侶となつたか否かは分明でない、また氏が正覺院に住持となるに至つたについては、淨國院の目代であつた三橋永輔氏が、東京で氏と懇意になり、八幡宮の窮狀を訴へて、氏の助力を乞はんとし、遂に招請して、無住であつた正覺院に入らしめたといふことである、兎に角氏が明治三年當社神佛分離の前に正覺院にあつたことは確實であつて、靜川慈潤氏が、筥崎氏は明治五年の頃、始めて宮司に任ぜられ、正覺院の跡に住宅を構へたといはれて居るのは明に誤りである、而して筥崎氏は分離當時にあつては、分離復飾に勿論賛成であつたらしく、僧侶としての修養に缺くるところある氏としては、蓋し當然であつたと思ふのである、現に氏が入寺した正覺院の

地藏菩薩像は、運慶の作と傳へられて居たものであるが、この像は分離によつて建長寺の妙光菴に遷され、更に二階堂の吉村某の手に移り、現にその家に藏せられて居るといふことである、そして氏は分離當時にも、恐らくは一山の中心であつたと思はれるのであるが、當時淨國院國司氏一萬たるの故を以て、これを上席に推しては居たもの丶、當社所藏の記錄等によつて、社務の大部分は氏自身が總攬して居た樣に想像されるのである、そして明治八年頃より明治三十年の死歿に至るまで、名實共に國司氏等の上に立つて、社運の挽回に勤めた樣である、現今當社廻廊に陳列せられてある寶物は、分離以後一度社頭を離れたものを再び買ひ戻したものか、新に買ひ入れたものであつて、殆ど全部が氏の蒐集になつたといふことである、それにしても僧侶出身でなかつたといふことが、氏を時勢に順應させて來た樣に思へるのである、（大正十一年一月調査、大正十四年十一月脫稿）

武藏大國魂神社神佛分離事件調査報告

鷲尾順敬

一、武藏大國魂神社の由來

武藏大國魂神社は、北多摩郡府中町に在り、官幣小社に列せらる、

古來武藏總社と號し、六所の神を配祀し、總社六所宮と稱せられた、本社神殿を三殿に區劃し、大國魂大神、國內諸神、御靈大神を中殿と爲し、一宮小野大神、二宮小河大神、三宮氷川大神を東殿と爲し、四宮秩父大神、五宮金佐奈大神、六宮杉山大神を西殿として三殿一社とす、これに各本地佛を配し、釋迦、聖觀音、毘沙門を中殿に、文殊、藥師十一面觀音を東殿に、地藏、彌勒、不動を西殿に配した、

寬永元年五月、猿渡盛道撰の武藏國總社六所宮緣起並社傳に次の如くある、

武藏國總社六所宮者、人皇第十二代景行天皇四十一年五月五日、威神現形告曰、吾是大國魂大神也、立祠於茲而能祭吾、不祭吾、則四海不安靜焉、鄉民等依神宣而營建神籬、稱號大國魂神社矣、乃祭相殿五神、伊弉冊命、素盞嗚尊、瓊々杵尊、布留大神、大宮

寶命也、故號二六所神社一矣、後來安二本地佛九尊一、其中者、釋迦牟尼佛、聖觀世音菩薩、毘沙門天、其左者、彌勒佛、地藏菩薩、不動明王、其右者、藥師瑠璃光佛、文殊師利菩薩、十一面觀自在菩薩也、云々、

然るに文政十一年七月、神主猿渡盛章撰の新撰總社傳記考證中には、此六所宮の本地佛配當につきて、安居院神道集を引き、抑此六所者、一宮ハ小野大明神ト申ス本地文殊也云々とし、二宮小川大明神の本地を藥師如來、氷川大明神の本地を觀音、秩父大明神の本地を毘沙門天王、金佐奈神社の本地を彌勒菩薩、杉山明神の本地を不動明王としてゐる、

吾妻鏡に、建久三年五月八日、白河法皇四十九日御佛事として百僧供を行はるゝ時、六所宮二口とあり、當時已に社僧の在りし事明かである、

武藏深大寺僧長辨の編せる私案抄に、當社に對する諸種の願文を載せ、轉讀第二法輪極理、賁二當社權迹之法然、讀二誦超八醍醐之妙典、脩二九(久)遠實成之内證、因レ茲本地內薰之花馥二應化利物之社稷、垂迹外護之月赫二和光圓滿之瑞籬一云々といひ、また同書に正長二年四月八日權少僧都光運が武州惣社六所大明神御寶前に、紺紙金泥大般若經一部六百卷を書寫施入するの願文を載せて、當國惣社六所大明神者、五百塵點古佛

一代教主應作也、儲熟蘇之法樂、均等四味之調養、吐洮(マヽ)汰之金言、磨瑩(瑩カ)三教之機根、常在靈山之月雖處朗然之大虛、隨類示現之花開敷和光之各地、佛德垂跡神恩厚哉深矣といひ、六所大明神之効驗無非般若功力、可揭諸一部之總接、奉號總社、表六百軸王之眞文稱六所明神といひ、また同じく、嘉慶二年三月十五日大頭左衛門少尉藤原光忠が當社般若會願文に、奉轉讀｜(奉修善根事)大般若經一部六百卷、奉轉讀｜一乘妙法蓮華經｜六部、奉誦讀｜諸社二徃講、｜(社名略之)奉勤行｜十種供養歌舞儀式莊嚴等、右奉爲六所大明神並天衆地類法樂莊嚴、依恒例勤行如右、

幸哉寄公使報神恩於社壇、興佛法萠善司於心用、云佛法、云神明、何不尊重、尤可欽仰、然則准十六之大會講妙文、移二處演說、專一乘之稱揚、

と寶前に大般若を轉讀した事、また妙法蓮華經を讀誦した事を記して居る、

江戸時代の初め、家康、寺領五百石を寄附し、幕府の信仰あり、當社より每年正月年頭として誦經卷數を獻じ、德川秀忠のこれを謝せる文書二通存す、

爲年頭卷數並蠟燭到來祝着候、猶青山常陸介可申候也、

二月十二日　秀忠(花押)

武州六所神主殿へ

爾後毎年正月六日年頭として神主、社僧年番一人登城致し、神主よりは、武州惣社六所宮御祈禱御祓の御祓札を獻じ、社僧よりは、武州惣社六所宮御祈禱御卷數と記した大般若御祈禱御卷數を獻ずるを例とした、

明治維新の際まで、本社内本地堂に安置せる建長五年の銘ある鐵の阿彌陀佛像は、今善明寺に移されて居る、これは當初當社の本地佛として造立せられたものであらうといふ、江戸時代末まで本社内に佛像を安置してゐた、今其佛像七軀は別に保存せられてゐる、其内の一軀に次の墨書銘あり、

奉施入六所御寶前　寶德二年庚午十二月十二日　福島長阿

此他、江戸時代には境内末社として存し、最近迄本殿内に安置されてあつた瀧の辨才天像がある、

二、江戸時代の狀況及び年中行事

慶長十一年幕府社殿を造立し、境内に本地堂、阿彌陀堂、護摩堂、般若殿、三重塔、鼓樓等を建て、その諸堂配置の古圖今に保存せられてある、正保三年火災に罹り、幕府再び之が再興を企て、寛文七年造營が出來上つた、三重塔は遂に建てられなかつたが、諸堂はほゞ舊觀に復したのである、

今慶長十一年造營時の記錄によるに、本地堂は本宮の東に在つて、桁行京間三間、梁間三間で朱塗瓦葺であり、中に佛像三軀を安置す、卽ち中央釋迦、左右十一面觀音、地藏菩薩で、本宮中殿三所の大神に配した、三重塔また同じく桁行三間、梁間三間(京間)の朱塗瓦葺で中門外右側に在つた、阿彌陀堂は本宮の東にあつて建長五年鑄造の鐵阿彌陀佛を安置した、之は供僧明王院境内にあつたのを享保年中に移し入れたものと云ふ、護摩堂は正保に燒失以後、享保十一年八月に至るも、未だ造立無かつたものゝ如く、宮作日錄に其大さを三間半四面と記し、造立を出願して居る、社僧として當社に出仕したものは惣行寺、明法寺、圓福寺、安樂寺、花光院、泉藏寺の六ヶ寺であつて、別に明王院あり、是等の社僧を支配した、七ヶ寺は天台宗であつて本社の附近に散在し、寺地及社僧の宅地は皆神領であつた、

天正十九年に家康寄附の五百石は、内三百石を神主に、二百石を禰宜社僧に分配する事とした、

延寶六年十月の神領書上に、銘々田畑披書留帳として次の如くある、

惣行寺分　田畑　合壹町八反七畝拾四歩

明法寺分　同　合貳町四反五畝廿九歩

圓福寺分　同　合四町三反壹畝拾歩
安樂寺分　同　合壹町五反三畝九歩
花光院分　同　合壹町三反四畝卄四歩
泉藏寺分　同　合貳町壹反七畝卄貳歩
護摩堂分　同　合壹町壹反七畝卄歩

各社僧の神領田畑配當分を書出して居る、此内護摩堂分は卽ち供僧頭明王院の支配せるもので、是等七ヶ寺は共に府中安養寺の末寺で、寺院の本末關係では安養寺の支配を受け、社僧としては神主猿渡家及明王院の支配せるものであつた、往々に安養寺と社家との間に、社僧の支配進退に關して訴訟を起したもので、今猿渡家に存せる文書に、寶曆三年六月六日社僧惣行寺の進退について、本寺安養寺東海が神主猿渡豐後幷に供僧七ヶ寺を相手取つて、寺社奉行に訴訟を提起し、寺社奉行のこれに對する裁許狀があり、その裁許狀に次の如くある、

右出入双方被遂御吟味候之處、安養寺申上候供僧共本寺之儀者、相違無御座候得共、社役之儀者、神主得差圖、本寺より差綺候儀無之、御朱印配當をも請候儀故、旁以勤方に付本寺致差圖候譯無御座、云云

されば供僧が當社より御朱印の配當を受けて居り、社務勤方に付いては、神主の差圖を受けるものなる事を明ます、其時の供僧は、惣行寺長匡、圓福寺顯海、明王院玄榮、安樂寺義香で、妙法寺、花光院、泉藏寺は無住となつて居た、

爾後嘉永四年神主社家社僧一同で制定した社法定書に、左の如くある、

一、社僧住職之儀、本寺より申付、尤本寺より神主方へ右之趣申來、入院之日、社家壹人社僧惣仲間立會什物帳相改申候事、

附、神主方へ繼目罷越候節、配分地水帳、幷社法定書寫請取之可申候、尤神主方こて、右請取印形案內之社僧立會印形取之候事、

一、社僧退院之節、本寺ゟ相願、本寺より神主へ申來、社家壹人社僧惣仲間立會配分地水帳社法定書社家方へ請取神主方へ納之、什物帳相改社僧方へ預り申候事、

と共兩支配を示し、社家社僧の座席に就ては、次の如くである、

一、御祈禱出勤之砌者不及申、神主宅へ惣仲間會席の節は、左は社家、右は社僧と列座、可致相談候事、

是等社僧は神事每に社殿內に出仕し、大般若を轉讀して日々の行事とした、慶長造營の時の般若殿は幣殿、神樂殿と合棟になつて居り、此に十六善神の畫像を掲げ、

本宮神事の時は供僧此に參集して讀經したのである、

今嘉永四年の寫による社法定書年中行事を見るに、神事毎に神主社家が内陣に於て祝言を讀み、社僧は般若堂に於て般若を轉讀し、神樂師は神樂を奏する、これを三所禱と稱し、正月三日間、毎月朔日、十五日並に五月四日の大祭、四月十七日の東照宮神事、六月廿日、七月七日、九月九日、十一月冬至の日には、必ず神主社家社僧惣出仕にて相勤めることゝし、正月廿八日は護摩堂不動尊に御供を備へて、普門品般若心經を讀誦して齋會を行ひ、二月十五日は涅槃會、四月八日は降誕會、五月四日五日は大祭、六月廿日は本地佛の開帳を爲し、四月八日には法華懺法、五月五日は般若心經法樂、十二月末日は除夜の祈禱として般若心經を讀誦し來つた、

正保三年に社殿燒失し、寛文七年に至つて再建せられたけれども、舊觀に復すること能はず、本地堂の如きも、小規模のものが建てられたけれども、間もなく大破し、元文年中迄再建立なく、供僧の般若轉讀の場所も、拜殿にて行うたのである、猿渡家に藏する寶暦十三年十二月六日府中安養寺東海と神主猿渡盛後、及び社僧との間に起つた訴訟の文中に、安養寺の申分は次の如くである、

兩部の社故、五節句、朔望には於神前供僧共、大般若轉讀仕候處、神主社家共巧を以

て古例と申、本地堂ニ而般若可致轉讀旨、供僧共に爲相願、萬端供僧共を相掠新法を企候、

卽ち毎年五節句及毎月朔望に大般若を轉讀したことを記し、而も正保三年燒失以前本地堂ありし時は、本地堂にてこれを轉讀した、神主猿渡豐後の同訴訟の中開狀文中に、次の如くある、

於本地堂大般若轉讀の儀者、供僧共古例を以て相願候故、舊記相糺候處無相違ニ付、社中一同連印にて相定候處、安養寺新法の由申立云々、

卽ち本地堂再建までの間、神殿にて般若を轉讀し、元文年中再建以後また本地堂にて轉讀したのである、又同訴訟文中に、供僧共の申分として、神殿にて般若轉讀の際、中仕切をして神主社家の休息所と爲し、從來拜殿中庭に安置してあつた鐵佛を、無斷で護摩堂側へ移轉したのは、古格を破るものだとして神主を攻撃したのである、

供僧惣行寺、圓福寺申上候者、神前にて大般若轉讀の場所中仕切いたし、神主社家共休息所に仕、拜殿庭に安置の鐵佛護摩堂脇へ引移、社地へ榊を植ゑ神佛相隔候之樣に致し古格を破り云々、

特に社地へ榊を植ゑて、神佛相隔つる樣にした事を以て、尤も不都合なるものとして攻撃してゐる、これに對して神主は次の如く云うてゐる、

神前御祈禱の場所を私共休息所に仕候段、供僧共申立候得共、前々より重き御方御參詣の節は、仕切等仕候儀有之、休息所と申子細曾而無之候、拜殿の庭に安置の鐵佛、護摩堂脇へ引候儀、供僧へも申談候、庭中を榊にて植切神佛隔候段申上候得共、是以任先例、榊苗少々植置候、然れども本地堂幷護摩堂共に、社地內に有之、神佛隔候儀無之候、

かくて江戶時代を通じて、神主禰宜及社僧七寺と本寺安養寺との間には、兎角の爭を生じたけれども、寺社奉行の時宜の裁斷によりて、大體事なきを得たものである、

江戶名所圖會、武藏名勝圖繪、武藏風土記稿等によるも、尙護摩堂、本地堂、鐵佛阿彌陀堂存在し、七ヶ寺の社僧も或は無住の時もあつたけれども、江戶時代末期まで、その供僧たるの位置を持續し來つたのである、

三、明治維新の狀況

慶應三年、慶喜將軍職を奉還し、同四年三月、官軍が東山道を進んで江戶に入らう

として、先鋒西尾遠江介、府中宿を通行し宿陣に至るの際、三月晦日に神主猿渡容盛が柳原殿の旅宿に出した口上覺に、當月十三日、東山道官軍御先鋒府中宿通行の節、御總督岩倉殿御名代之由にて、西尾遠江介當所へ宿陣有之候ニ付き、其節伺書差出可申處、差懸候義にて行屆兼無餘義遲滯罷在、然ル處今般當御殿當所御通行被爲在候ニ付、不取敢左之條々書付を以て奉伺候、として當社鎭座の由來、沿革、年中行事、神領の事等は追而言上可致とあつて、其次に左の如くある、

一今般御制度御復古に付而者、追而其筋より御沙汰の品も被爲在候御義とは奉存候へとも、當節萬一社中幷神領鄕中等に差懸候異變之義等出來仕候節は、如何樣相心得候而可然義哉、奉伺度奉存候事、

一今般御制度御改正ニ付、神社ニ有之候佛像等御取除ニ相成、且神職一同佛葬祭御停止被仰出候哉之趣、遙に傳承仕候、此段全く傳承之通之御義ニ御座候はゞ、追而其御筋より御沙汰被成下候御義と奉存候へども、當社にも本地堂幷社僧等も有之候義ニ付、心得之爲、右被仰出之御次第奉伺度奉存候事、中略

右之條々恐入候得共、御內沙汰奉伺度奉存候、以上、

辰三月廿九日　　武藏國府惣社神主　猿渡無位

右代兼禰宜　猿渡直麿

されば早く已に神佛分離の沙汰あるべき事を豫期して居る、次いで、同年七月廿日裁判所に差出して、廿四日御付紙下された覺書に次の如くある、

覺

今般勅諚に依而、本地佛取除幷社僧復飾等之儀取計方、神主禰宜廳官連印伺書差上候處、社僧共をも被召出、御糺の上、猶篤と示談に及、靡々書面を以可申上旨被仰渡、奉畏則熟評之上、左に奉申上候、

一本地堂護摩堂取拂ひ、右堂内に有之候佛像、佛具、經卷等、不殘取除可申候事、

一般若席に有之候佛像畫幅、幷大般若經、其外佛具等不殘取除可申候事、

一鐵鑄大佛像取除可申候事、

但取除ニ相成候佛像、佛具、經卷、幷破却ニ相成候佛殿等取形付方之儀は、伺之上御差圖之通取計ひ申度奉存候事、

一社僧七ヶ寺之內、明王院、圓福寺、泉藏寺者、寺は復飾奉願、永く社人の列に相加り申度、花光院儀は病身にて御神役相勤兼候ニ付、退院奉願候事、

但右退院奉願候花光院跡、幷無住之分惣(朔カ)行寺、妙法寺、安樂院、都合四ヶ寺(寺カ)之義も

今般寺號相廢し、追而相當之人物相選、社人之列に相加候樣仕度奉存候事、
一今般復飾奉願候社僧共、是迄の僧位等は、銘々より其筋へ返上可仕候事、
但復飾之上は、被仰出之通、淨衣着用、御神役相勤可申、
尤座順之義は、是迄之格合に不拘、今般復飾奉願候三人を上席と相定め、向後追々取立に相成候者は、其順序を以て席順相定候樣仕度奉存候事、
一復飾に相成候者共、御社務筋之儀は、追而社評の上相當之勤方神主より申渡候樣仕度奉存候事、
一是迄社僧七ヶ寺配當高不同有之候處、今般改而社人に相成候ニ付而者、向後田畑收納高平均に割合、猶社評の上、御社役永續之良法相立申度奉存候事、
右之條々、今般示談熟評の上、奉申上候間、可然御沙汰被成下置候樣奉願候、以上、

慶應四辰年七月廿日　武藏國府總社社僧　泉藏寺　全念
同　花光院　宜誠
同　圓福寺　豪蓮
同　明王院　泰道
神主　猿渡無位

社寺　御裁判所

乃ち佛像佛具等は取除き、佛堂は破却し、社僧は復飾して以て社人となり、社僧配當の田畑は、これを社役用に付する事とした、而して此の伺書に對して、同月廿四日社寺裁判所より指令があつたので、その請書を出して居る、

御請書

今般　勅掟（諚）に依而、本地佛取除、幷社僧復飾等之儀に付、連印伺書差上候處、伺之通可取計旨、御付札を以被仰渡、奉畏候、依之御請書差上候處如件、

慶應四辰年七月廿四日　武藏國府總社社僧

圓福寺

花光院

泉藏寺三寺代兼

明王院　泰道㊞

神主　猿渡無位㊞

社寺御裁判所

かくて社僧の內、明王院泰道は復飾して鹿島田千枝と改名し、圓福寺豪蓮は渡邊

復武者、泉藏寺全念は木村二毛と改名して社人に加はり、判官職を勤め、花光院宣誠退院の跡は、桑田勘次郎と云ひ、惣行寺跡は桑田與四郎、明法寺跡分は木村順三郎と云ひ、同じく社人に加はる事となつた、

御届之覺　八月十七日出ス、諏訪金之助請取

武藏國府總社

社僧明王院泰道復飾改名　鹿島田　千枝

同　圓福寺豪蓮復飾改名　渡邊　復武者

同　泉藏寺全念復飾改名　木村　二毛

右者、去月廿四日伺濟之通復飾改名仕候ニ付、社人之列ニ差加へ、判官職勤仕申付候、

社僧惣行寺無住跡社役　桑田　與四郎

同　花光院宣誠退院跡社役　桑田　勘次郎

同　妙法寺（明カ）退院跡社役　木村　順三郎

右三人、前々より社中へ由緒有之候者共ニ而、今般右社僧跡社役願出候ニ付、再應社評の上、願の通社人之列に差加へ、判官職勤仕申付候、

一右之外社僧安樂院（寺カ）無住跡之義も、新規社役取立可申候處、近來社用追々多端ニ相成、社中檢察職の者勤役難儀仕候ニ付、右一ヶ寺分配當高は、向後檢察職に相當り候者、役料に宛行候積社評一決仕候ニ付、此段御屆申上候、以上、

辰八月　神主

社寺御傳達所　猿渡　無位

八月廿日御付札

屆之趣承置候事

安樂寺分配當高は、社中檢察職の役料に宛てる事となつて居る、

次に佛像、佛堂の處置に付ては次の如くである、

奉伺覺　八月十七日出ス、諏訪金之助請取、

一木佛像　六軀

一鐵鑄大佛像　一軀

一大般若經　一部

一佛具銅器　大小凡三十品

右去月廿八日社外へ取除置申候、但銅器之分は、復飾仕候社僧跡社役之者へ當分

相預け置申候、

一本地堂　一宇 三間三間

一護摩堂　一宇 弐間半弐間半

一鐵佛堂　一宇 九尺弐間

右去月廿九日破却致し、社地林中へ積置申候、

右取除ニ相成候佛像、佛具、經巻等取形付方之義可然御沙汰被成下置候樣奉願候、佛殿之義も、年來大破に相成居候を、今般取崩し候儀ニ付用立可申材木等も無御座候間、可相成分ニ御座候はゞ、社僧の內復飾仕候者共へ、其儘差遣し候樣仕度奉存候、此段奉伺候、以上、

辰八月　　武藏國府惣社神主

猿渡無位

社寺御傳達所

木佛像六軀は卽ち取除かれて社役のものゝ手に入つたが、後に猿渡家へ譲受けて、現今に保存されてゐる、中に寶德二年在銘の毘沙門天像がある、鐵鑄大佛像は社地より近隣の善明寺境內へ移し、後大正二年四月胎內佛と共に國寶に指定せられ

たもので、座像丈六尺、上品上生の彌陀佛で、左肩に左の陽刻銘文がある、

大勸進念阿彌明蓮、大工藤原助近、右志者爲過去二親行嚴新發意乃至法界衆生平等利益奉鑄一丈二尺佛身也、

　建長五年癸丑二月十八日丙寅彼岸初日、

大般若經は、他の經卷と共に市井の巷に賣られた、

本地堂、護摩堂、阿彌陀堂は破却の上、林中に積置き、社役人の薪とした、鼓樓は其儘に存在して今も尚社地内に立ち、倉庫の代りとして使用されてゐる、

更に神佛分離の徹底を期する爲め、神主猿渡無位は、神官社中一同の佛葬祭停止は勿論、神領百姓の佛葬祭の停止を願出で、また社地内へ僧尼不可入の制札を立てる事を申請したが、それは却下せられた、

奉願覺　八月十七日出、諏訪金之助請取、

今般　勅掟（諚）ニ依而社中に有之候佛像　佛殿御取拂に相成、社僧共復飾被　仰付候上者、向後僧尼之輩社中へ立入不申樣、御制札被下置候樣仕度奉存候、且又神官一同是迄之如く菩提寺有之、佛葬祭執行仕候而は、自然佛法歸依之體に相當り、乍恐　勅意に相悖り候義哉に奉存、恐縮至極仕候、就而は舊弊御一洗之御趣意を以

で、社中は不及申、神領郷中百姓共に至迄、向後佛葬祭一切御停止被仰付被下置度
此段社中一同奉懇願候、以上、
辰八月　　　　　　武藏國府惣社神主
社寺御傳達所　　　　　　猿渡無位
八月廿日御付札

> 制札渡方、幷神領郷中百姓共
> 佛葬祭停止願之義は、難被及
> 御沙汰候事、

神佛分離を以て佛法廢毀と解し、社地に僧尼の立入を禁じ、佛法歸依を以て勅意に違背するものと考へたのである、
かくて社僧は復飾したので、從來その本寺であつた安養寺より上納した年賦金も、また此に停止し、全く安養寺との關係を斷つ事となつた、今猿渡氏に保存せる明治元年御社用金勘定帳に次の如くある、

明治元辰年御神用金入方
一金壹分　　安養寺年賦上納

此分當年より廢止、

此度社僧復飾いたし候ニ付、餞別の心得を以て安養寺賦金之儀は、當年消帳いたし候積り評議決着す、

供僧寺七ヶ寺の内、花光院の一寺は現存し、同寺に舊六所宮に在つたといふ不動明王像を安置してゐる、

右武藏大國魂神社神佛分離事件の調査に付いては、東京府史蹟調査囑託稻村坦元氏の援助を受けたると多し、玆に謝意を表す、

武藏谷保天滿宮神佛分離事件調査報告

鷲尾順敬

武藏北多摩郡谷保村の天滿宮は、今府社である、當社の傳に依れば、菅原道眞が配所に薨じて後、遺子が來り住して影像を祀つたものと云ふ、別當梅香山松壽院安樂寺は、太宰府の安樂寺に倣うて建立せられたもので、道眞の師事した比叡山の僧正尊意の孫弟子、僧都方圓と云ふ僧が開山となり、道眞の後裔だと云ふ津戸三郎爲守

が社殿等の造營をした、爲守は法然上人に歸依し、法名を尊願と號したと云ふ、それで安樂寺の興隆にも力を盡したもので、安樂寺の配下に梅本坊、松本坊、櫻本坊、色盛坊、尊住坊、瀧の坊の六坊があつた、

慶安貳年の朱印狀がある、

武藏國多摩郡谷保村天神社領、同所之內拾三石五斗事、任先規寄附之訖、全可收納幷社中寺中山林竹木諸役等免除、如有來永不可有相違者也、

慶安二年十一月十七日

瀧之坊舊址に存する墓地に、安樂寺歷代の石塔あり、其古きもの左の如くである、

權大僧都重圓法師　當住　寬永十九年午四月二十六日

當院中興權大僧都竪者法師祐盛大和尙位　貞享二年六月二十九日

今當社社地一町三反步の內に、本社、拜殿、神樂堂等がある、拜殿の東方に本地堂があつて、木彫十一面觀音立像丈け二尺五寸のを安置して居た、本社の西方二町を隔てゝ、別當安樂寺があつて天台宗深大寺に屬してゐた、爲守の本尊と云ふ血文阿彌陀如來を安置してゐたが、江戶時代中期以後大ゝ衰廢した、瀧之坊は安樂寺の東方一町許りに在つて、後世瀧の院と呼ばれた、

文政十二年仲夏法師貫超書寫の年中行事中佛事に屬するもの、次の如くである、

正月、御本地堂へ雜煮獻之、白坊諸天本尊靈前、十六日、齋日、本尊に參詣人有之、廿五日、初祭禮、法樂、本尊作師法然上人忌御膳備、

二月十五日、涅槃會、法華三昧供修行、如法衣隨身可有之事、廿五日、護摩大札

三月、三四月之內村方より宗門帳印形願來、

四月八日、誕生會、七日花堂かざる也、十五日、山王祭、

六月四日、傳敎會、法花三昧、廿九日、中興開基祐盛法師忌、貞享二年丑六月寂、

七月朔日、盆供、十五日、本檀那へ棚經僧出ス、十八日、四萬六千日、本地堂へ香花燈明、

十一月十四日、天台會、本寺へ出仕、法華三昧修行、如法衣隨身、

明治元年神佛分離で、韮山縣より通牒があつた、別當安樂寺六十一代憲顯は、直に復飾して津戶勘解由といひ、後監物と改め神職となる、武藏入間郡下久下村の人で、安樂寺最後の住持で當社最初の神職となる、明治五年七月十日歿した、

　當社は安樂寺住持が復飾して神主となつた故、佛像等を廢棄するに至らず、安樂寺の堂宇は、明治六年頃破壞し、社地內の本地堂なる觀音堂は、明治九年頃迄存して居たが、遂に破壞して燒盡した、瀧の院は舊堂宇を存し、元安樂寺に安置した血文阿

彌陀如來、如意輪觀音像等を保存してゐる、本地堂安置の十一面觀音菩薩金銅佛。爲守の所持佛と傳ふる不動明王像、爲守の兜前立と傳ふる藥師如來及十二神將木像は、當社の寶物の大般若寫經斷簡四卷と共に寶庫に藏せられて現存して居る、

右武藏谷保天滿宮の神佛分離事件の調査に付いては、東京府史蹟調査囑託稻村坦元氏の援助を受けたること多し、茲に謝意を表す、

武藏三峯山神佛分離の始末

鷲尾順敬

一　武藏三峯山の由緒

武藏の三峯山は、秩父の連山の間に聳へ、妙法、白石、雲採(くもとり)の三峯あり、上古日本武尊が甲斐より山路をこゝに登られたと傳へ、後、役小角、行基、空海等が登蹄したと云ふ、何年頃よりか、三峯大明神を祀り、本地觀世音菩薩を安置した、畠山重忠、新田義興の來つて祈願したことが喧く傳へられる、文龜二年の頃、月觀道滿と云ふ一道人があつて、社殿の造營を發願し、天文二年に落成したとの事が棟札に見える、

日本國武藏州秩父縣大瀧谷三峯宮者、代深遠、不知開闢時代、爰有月觀道滿菴主襲袖丹惆劇興之、造營功成者如此矣、蓋爲現世安穩、後世善處、乃至法界群生、平等利益、専尊時清道泰、風調雨順、五穀豐登、萬民樂業、娑婆訶冀、

維時天文二年癸巳夷則如意珠日敬白

乃で天文二年四月に、法印龍榮が京都に上り、聖護院の門主に謁し、始めて門主より三峯大權現の號を下された、これより天台宗の修驗となり、觀音院高雲寺と云ふ、天保九年四月に、幕府に出した一山の明細書あり、次の如くである、

奉差上山内銘(明)細書

一當山境内　　三里四方

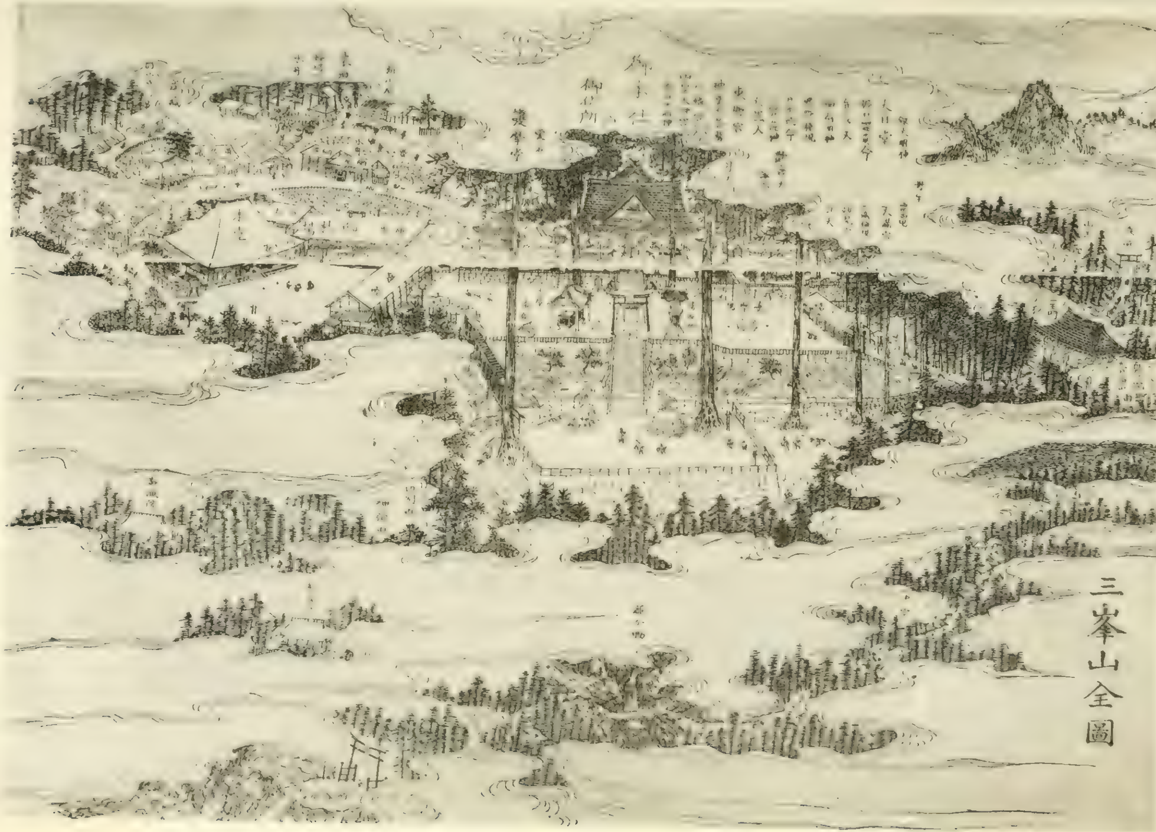
但、右之通申傳へ候得共、四方共に麓迄五拾貳丁餘に而、守護不入と申傳來、無高無反別諸役御免御取置地除地、御領所又者私領所に而も無御座候、

一本社三峯大權現　　壹宇

但、諸末社護摩堂等四拾軒餘御座候、

一別當所　山號三峰山 寺號高雲寺　院號觀音院 坊號平等坊

但聖護院宮院室天台宗兼修驗に御座候、


三峯山全圖

一御城年頭御禮之儀者

子(丑)牛兩年乘輿獨御禮奉申上候、

一神領百姓　　　　當時五拾軒餘

但宗門人別之儀者、年々院内に取置、子(丑)牛兩年七ヶ年目、本山役所氷川大乘院に、院内人別帳共差出申候、尤百姓共願向之儀者、山内手切に而取捌仕候而、其外御願(筋)向之儀者、寺社御奉行所に奉伺候、且百姓共山稼之儀者、大瀧村八邑之通、兩大瀧稼山之內、大洞谷山に入會相稼、山役永者、別に永三百文宛御代官所に直納仕候、

一配下修驗　　　　拾軒餘

右之通、聊相違無御座候、以上、

聖護院宮院室

武州秩父郡三峯山觀音院僧正

天保九戌年四月　　　　役僧　峯良院印

御巡見御役人衆中

二　明治維新時代の狀況

慶應四年正月元旦の嘉例には、一山未だ何等の動搖なく、數百年以來の儀式が擧

げられたのである、當時山主以下一山の諸役人は次の如くである、

慶應四戊辰年正月戊元旦

御山主權僧正到阿

吉田坊寛亘

智善坊實道

峰壽院有學

養善院正識

原內記直廉

守家內匠惟義

廣瀨勇爲道

手傳　榮學院實應

子供　茂木鶴松

此他に山主の隨身僧法體六人、卽ち台運房、密嚴房、泰紋房、素淨房、行圓房、麟光房、大奧附俗體四人、中之間勤役俗體十六人、酒造掛俗體三人、大工棟梁八人、桶屋三人、木挽四人、髮結一人、按摩一人、勝手頭俗體一人、勝手方俗體四人、下男四人、子供五人、御膳番

一人、壹番組六人ありたり、

日鑑の元日の條に次の如くある、

一御山主様益御機嫌能御越年被遊候事、

慶應四戊辰正月元旦、晴天、

一御神前御修法相濟、朝御膳素麵上る、

一中之間以上大廣間に罷出、役僧ゟ御院内一流年頭御賀儀申上る、

次に　茶　差串　引盃　屠蘇貳獻　躰肴　牛房　豆　富貴　芹　梅干

溫酒三獻　硯蓋出ス、　都合五獻に而御納夫ゟ

一御前表札場に御出御、神領村役人小前一同年頭之御禮、役僧ゟ申上る、勝手下男迄

御目見、直樣蒲室に御歸座候、

一御神前御法樂、諸堂末社法樂、

一御領村役人小前迄於中之間に、屠蘇酒　差串　體肴　豆　牛房　下男迄同樣也、

一御神前御法樂、

一夕御膳五菜中酒硯蓋上る、山内一流小豆飯三菜中酒硯蓋に而被下、

一御神領年禮申上候者に、夕飯三菜中酒被下、尤時節柄ニ付年頭不差上候事、

これに依つて、平穩の狀況が想見せらるゝのである、唯時節柄ニ付、年頭不差上候事とあるは、この世間からかけ離れたる山中にも、時勢の響があつたことが察知せらるゝのである、

然るに二月に入つて、王政復古に依つて、一山の形勢が變動すべきことが傳へられたのである、

日鑑の同年二月廿八日の條以下に、次の如くある、

二月廿八日、晴天、

一今般森御殿御年寄中御達書到來、右者王政復古之邊に而、種々御模樣替之御趣意、從朝廷被仰出候趣、御觸達也、御用留記に委し、依之配下修驗に回章に而相觸候事、

三月廿九日、朝降曇天、

一四ッ半時、大宮町陣屋御役人御代官坂口善右衞門、手附佐藤孝三郎、郡方組田代桂太郎、城野健三郎、田代亥之助、外白久村村內人六人、其外供主役拾六人登山、上金之間奧上菓吸貳酒出す、次鳥羽菓子吸一村鄉人御番下供平蓋、

口上相述候趣者、今般官軍御總督より、取締鎭方被仰付候、就而者當山如何敷樣申

候、左様之騷敷義ハ、於當山、曾而無之段及挨拶、八ッ時一同下山仕候、

十月二日、快晴、
一今日山内各勤之者へ、心得方申渡す、左之通、

覺

一今般王政御一新御布告之趣、厚相心得、各勤幷下部迄も、諸事心得違無之樣可致事、
一火之用心肝要に候間、晝夜共可心附事、
一院内者勿論、境内共灑掃向時々見廻可申、且參詣之衆中に、麁忽無之樣溫順ニ可致事、
一院主留守中者、何樣懇意之ものより申出候共、新規隨身之儀者、急度相斷り可申事、幷金銀融通是又同斷之事、
一物價格外高直之時節、諸事節儉第一之事、
一庖厨掛之ものハ、夫々入念に而、膳椀等奇麗に可致事、

月日　役所

十月廿日、曇天、

一岩鼻表より、下男庄七歸山、原內記より書翰持參、

一箇啓上仕候、此度出役被仰付罷出、昨四ッ時武士屋久右衞門方着、直樣着御屆け罷出候處、御掛被申聞候者、

王政御一新之折柄、三峰山者何れの支配受候哉御糺ニ付、社頭より五拾貳丁四方守護不入御除地に而、神領三峰村百姓三拾六軒諸事一山手限り進退罷在候、其外種々申立候處、着御屆書に、聖護院宮支配より認候義御尋、右者當春迄者、院室と唱來り候得ども、御一新之折柄ニ付、御支配と記樣被仰聞候と答、猶院主觀音院儀、宮御方御用召に而上京留守中之儀、智善院御伺之儀ニ付出府之義等相答候處、差紙にも、觀音院差添役人共と認候ニ、右代計にて差添人不出者、御役所對し不敬之段相聞候間、早々召連可罷出と嚴重被仰聞候ニ付、庄七歸山申付、逸見着相待候迄に御座候、向後何樣之義御尋に相成候哉難計候間、勅願所一件舊冬御殿表より御書下げ之本書御院代樣に御尋、御見當り候はゞ、御遣し可被下奉存候、先者右申上度如此御座候、恐々謹言、

十月十九日　原內記

吉田坊樣
御侍寮中

十一月十二日、晴天、
一智善院歸山、僕安之介歸山、原內記岩鼻より出府之趣、
一岩鼻御役所屋根替普請に而、五日六日七日御役所休に而、九日御呼出、大音瀧太郎殿直に御逢に而、書面認可差出趣、同日七ツ時書面に認被出候處、左に、

乍恐以書付奉申上候

聖護院宮御支配武州秩父郡三峯村三峯山別當觀音院代役僧、幷役人一同奉申上候、三峯山之儀者、境內五拾貳丁四方、往古より一山手切守護不入地与唱來候處、今般　王政御一新に付、已來當御支配被仰付候旨被仰聞、承知奉畏候、依之右被仰付之趣、聊違背仕候儀者毛頭無御座候間、前書境內五拾貳丁四方、社頭之儀、往古よりの姿を不失樣仕度、且勅願所之儀とも、仕來通り御札願上仕度奉存候間、何卒格別之以御仁恤、右之段御賢察被成下、是迄通、一山永續相成候樣、御憐愍之御沙汰被成下置度偏に奉願上候、以上、

明治元辰年十一月

聖護院宮御支配

武州秩父郡三峯村觀音院代役僧

智善院

役人　原內記

岩鼻縣

社寺御役所

右之通相認、九ロ七ッ時半時御役所に被出、知縣事大音瀧太郞殿直御調ニ而、右者院主觀音院早々呼下し、何れ復飾不致候而者不相成儀、乍然名代ニ而即答差支候儀者尤之事故、早々歸山院主之歸國執計肝要之旨被申渡、書付御下相成候事、

かくて一山は益動搖して、改革の時期が切迫することゝなつたのである、翌二年正月元旦は、尙ほ前年の形狀が存してゐた、然しこれが最後の儀式であることは、一山の諸役人等が感じてゐたのである、

三月十七日に至り、一山主權僧正到阿以下岩鼻縣に出頭し、復飾を願出づることゝなつたのである、その關係書類寫が傳はつてゐる、これに依つて事實が明白にせ

らるゝのである、

差上申書付之事

御神領三峰村々役人共一同奉申上候、今般御一新ニ付、神佛混淆不仕樣、其筋樣より被仰聞、御山務權僧正御儀復飾被成、山内修驗一途に相成、社務人之儀ハ、人選ヲ以吉田御房修驗相止、神道一途ニ相成、神勤被成候樣、御出願被成候ニ付、村役人小前迄、御尋被下、右願之儀、村内一同之者、難有承知奉畏候、御山内永續一同心願、村内補助是迄之通被申聞、難有右之段小前迄も、私共より申談、依而請書差出申所如件、

明治二巳年三月

百姓代　與四郎印
組頭　喜次郎印
名主　安兵衞印

三峯山御役寮
御役人中樣

前書之通神領百姓共難有承知奉畏候、乍恐右寫ヲ以奉申上候、以上、

三峰山役僧　吉田坊

明治二巳年三月

役人　逸見上枝

岩鼻縣御役所

奉願候口上覺

聖護院門跡末院室、武藏國秩父郡三峰村高雲寺別當觀音院奉申上候、當山境内奥院においては一山惣鎮守として熊野權現奉請、三峰大權現と稱來候處、先般御布告に奉對、自今三峰大明神と改稱仕、奥院鎮座ニ付、社務人附置、神佛混淆不仕樣、境堺相建候樣仕度、願之通御聞屆け被下置候樣、御仁恤之御沙汰偏に奉願上候、以上、

武藏國秩父郡三峰村
觀音院權僧正到阿
病氣ニ付代役僧
吉田坊印
役人
逸見上枝印

明治二巳年三月

岩鼻縣御役所

奉願候口上覺

聖護院門跡永院室、武藏國秩父郡三峰村高雲寺別當觀音院奉申上候、今般御一新ニ付、本山宮御方御復飾被遊候、就而者野院儀復飾仕、山內一派復飾爲仕、本山修驗一途に相成、相續仕度候間、前顯之次第御賢察之上御許容被成下度、御仁惠之御沙汰奉願候、以上、

武藏國秩父郡三峰村
觀音院權僧正到阿
病氣ニ付代
役僧
吉田坊印
役人
逸見上枝印

明治二巳年三月

岩鼻縣御役所

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

御書附奉願上候

聖護院門跡永院室、武藏國秩父郡三峰村高雲寺役僧吉田坊奉申上候、今般御一新ニ付、神佛混淆不仕樣被仰出、野院儀修驗相止、神道一途に相成、吉田街と相改、社務相勤度候間、何卒以御仁恤、右之通御聞濟被成下候樣、偏ニ奉願上候、以上、

武藏國秩父郡三峰村
觀音院權僧正
役僧
願人　吉田坊印
役人　逸見上枝印

明治二巳年三月
岩鼻縣御役所

今般御一新に付、復飾一條本山聖護院宮より御屆書之儀を先達而岩鼻縣御役所より願上、御聞濟に相成候、願書之寫ㇵ奥書左之通、

前書之通、岩鼻縣においで御願濟ニ相成候間、依之此段御屆奉申上候、以上、

武藏國秩父郡三峰村
三峰山觀音院權僧正

明治二巳年四月

役僧　智善院印

役人　逸見上枝印

右社務　吉田街印

森御殿御役人中

以書付奉願上候

今般御一新に付、神佛混淆不致樣、御布告之通、境界相建、三峰大明神社務之儀者、人選之上、吉田坊儀吉田街と改、社務可致、其餘一山法式等、都而是迄之通、其御筋に而御聞濟相成候に付、自今以後、社務人之儀者、役僧吉田坊、峰藏院、智善院、峰壽院、右四ヶ院に限、其時宜に隨ひ、人選之上御殿表伺濟壹人宛、社務可致筈、尤三峰山觀音院權僧正進退に付、山法是迄之通り相守、聊違亂致間舖、一山一同議定取極申候間、此段御聞濟被成下置度奉願上候、以上、

武州秩父郡三峰山
三峰山觀音院權僧正

明治二巳年四月

役僧　智善院　印

役人　逸見上枝　印

右社務

吉田街　印

森御殿御役人中

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

以書付奉願上候

拙院實父吉田坊儀、霞頭三峰山觀音院權僧正役僧年來相勤來候處、今般御布告に付、吉田街と改、神道一途に相成、三峰山社務被仰付候に付、拙院儀吉田坊に相成、院跡相續仕度奉願上候、尤其段上京參殿可奉願之處、病氣に付、名代を以奉申上候、快氣之上、追而參殿可仕候間、此段御聞濟被成下置度奉願上候、以上、

三峯山觀音院權僧正霞下

武州秩父郡吉田村

年行寺

吉田坊附弟

大藏院

森御殿御役人中

今般古器舊物之類所藏之者、委詳取調可差出旨、就御達、左之通書記、

一薙刀但し無銘　貳振

一金母侍娘之圖明馬元欽筆　壹軸

一蓮池鷹明俞增筆　同

一雲龍圖明大石居士筆　同

一布袋圖古法眼元信筆　同

一兩界曼茶羅　貳軸

一涅槃像　壹軸

一仁王經曼茶羅　同

一般若十六善神像　同

一華表竪額聖護院筆　壹面

一仁王門横額增山河內守筆　同

一拜殿横額　加茂季鷹筆　郡山藩主筆　貳面
一本堂横額　混陵源陽筆　壹面
一古簫　壹口
一梵鐘　竪五尺五寸厚四寸　差渡し三尺貳寸五分　壹釣
銘（本文略す）
大功德主南部山城守從五位下藤原重直朝臣當院住持華藏坊龍譽
萬松山東海禪寺住持淸巖宗渭暮齡七十一撰
鑄物師大工
武州江戸住中村助右衛（門脱カ）尉藤原重家作
奉寄進　鳧鐘　武州秩父郡三峯山
大明神　寶前
明曆三年丁酉五月十八日　南部山城守源重直
一黃網代輿　壹挺
聖護院御門主ヨリ拜領、
一屛風　右大臣愛德公筆　壹双

一同獅子牡丹之圖雪信筆　壹双

一唐銅手水鉢　竪貳尺三寸、横壹尺三寸五分、深サ壹尺三寸五分、　壹器

一同鰐口　差渡し二尺六寸、　同

一十一面觀音木像　壹軀

一(聖)正觀音木像　同

一神變菩薩木像　同

一阿彌陀佛木像　同

一仁王木像　壹對

一眞鍮佛具　壹面

一同五具足　壹組

一大壇眞鍮護摩器　壹面

一脇壇眞鍮唐銅雜護摩器　貳面

一眞鍮三具足　壹組

一太鼓　但シ、貳尺二寸五分、壹尺八寸、一尺七寸五分、　三つ

右之通取調書上候處、相違無御座候、以上、

明治四年未七月

武州秩父郡三峯山觀音院

岩鼻縣御役所

當時觀音院權僧正到阿は、復飾して俗名を高室祥峯と云ひ、最初の祠官となつたが、後に祠官を罷めて當地を去つた、

役僧等は、妻帶にして世襲であるから、いづれも復飾して俗名を稱し、祠掌となつた、今の本多氏、中山氏等は皆その後である、

佛教關係の建築物、幷に圖像器具は、一々調査したけれども、破壞することなく、建築物は保存し、圖像器具は寶藏に收藏したのである、今日尙ほこれを傳へてゐる、この一事は殆ど他に例がない、

明治四年に太政官令達により、社領の內境內地十四町七反八畝歩を存し、その餘を上地し、同十年六月に再び境內地八町七歩を上地した、然るに同三十年上地の引戾を申請し、行政裁判により、元の如く五十二町が社の所有になつた、

明治六年郷社に列せられ、同十六年縣社に昇格した、

右大正十五年八月十五日、三峯神社に詣し、社司薗田稻太郎氏等の好意により、便宜を得て調査したるところなり、

香取神宮別當寺廢止の始末

伊藤泰蔵氏稿

氏は現に香取神宮禰宜なり、明治初年の神佛分離の事件に關係し、爾來同神宮に在り、實際の事情に精通せらる、

香取神宮の別當寺は、香取山金剛寶寺と號し、新義眞言宗に屬して居ました、神宮より配當の高が三貫三百八十文であつて、外に二十石幕府の朱印地がありました、末寺は大聖院及び供僧寺院數箇寺ありましたが、御一新以前に既に廢寺となつて居りました、明治元年當時の金剛寶寺の住持は、七十餘歳の老僧でありましたが、神佛分離の公令を聞くに至り、速に復飾して農業に歸すことゝなり、社役人より、金三十兩を贈與しました、佛像佛具等は、同宗である新部村の如來寺に送ることゝなり、別段に騷動もなく、別當寺廢止の處置が執行せられました、乃で同年十一月、本堂庫裏及び三重塔等を破壞し、尋いで神宮境內の經堂愛染堂を破壞し、神宮の本殿にあつた佛像金銅像でありましたが、三重塔の九輪梵鐘等と共に、悉皆社役人が處理し、

古金買の商人に賣却し、當時の費途に充てました、梵鐘には至德四年の銘がありました、今日から思へば惜い物もありましたが、何分神佛を分離すと云ふことの外、何事も考へなかつたのであります、(文責記者)

(明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載)

廢佛毀釋と香取神宮本地佛

八代國治氏稿

維新の際に於ける廢佛毀釋は、政治上の一大事件であるが、また我が國民の思想上、はた神道史佛教史上から見ても、一大出來事であつて、之を研究するは、尤も興味ある大問題である、之を研究するには、其の當時の實際に行はれた廢佛毀釋の史料を蒐集するのが最も必要で、且つ急務である、藍山君がこの企ては最もよい思ひ付で、學界を裨益することが多いことゝ信ずる、

吾輩も、廢佛毀釋の厄難に逢うて、辛くも其の身を取りとめた香取神宮の神體たる本地佛に就て、少しく述べて參考に供へやうと思ふ、

明治戊辰王政復古と共に、神佛混淆を禁じた法令を出したが、廢佛毀釋は其の本意でない、卽ち政府では神佛分離をすゝめたのみであるのに、天下滔々として廢佛が行はれ、毀釋を事として、いかなる貴重な經卷でも、二度と得られない珍貴な佛像でも、顧みず悉く之を火に燒き水に捨てゝ快としたのは、いかなる理由であらうか、

僧侶が神佛混淆の說を唱へて、我が國の神祇は、其の本源を尋ぬれば、皆佛菩薩で、神も佛も、歸する所は皆同一であると說いて、所謂本地垂跡說を主張してから、いかなる大社でも、どんな名神でも、神宮寺を置かれて、社僧の名の下に、全部神社が僧侶の手に歸した、伊勢大神宮ですらも、內宮に天覺寺、外宮に常明寺があつた程であつた、江戶時代の初めに、德川家康が大に學問を奬勵した結果、大義名分論が起り、尊王論が起り、神祇尊崇說が起つて、廢佛の思想が芽を出した、朝廷では室町時代の中葉以來廢れてあつた諸社の祭典を再興したのも、民間に起つた山崎派の垂加流神道說も、南朝正統說も皆これが爲めである、就中水戶義公の如きは、國內の淫祠一千餘宇を毀ち、破戒の僧侶を追放し、一鄕一社の制を定めて、神佛混淆を禁じたのは、最も著しい例である、

其の後、荷田、賀茂、本居、平田の諸大家が、相繼いで出で、國學を唱導（道）し、尊王を說き、敬

神を鼓吹し、佛教を排斥したのは、義公と其後の廢佛毀釋の行はるゝ素地を作つたものであらう、嘉永六年米艦が浦賀に入港するに及んで、鎖港によりて、桃源場裏に泰平の春を樂んで居つた我が國民も、世界の大勢を知つた、大勢を知ると共に、世界に於ける日本の地位を鞏固にすることを覺つた、我が國を鞏固にする上には、最も不便を感じたのは、政令の公武二途に出づることであつた、尊王論も攘夷論も、歸する所は皆國家統一であつた、擧國一致であつた、

國家統一論、擧國一致說に從つて起つたのは、國民思想統一であつた、思想を統一するには、固有の神祇でなければならぬ、卽ち尊王攘夷論と結んで、最も盛になつたのは、敬神論であつた、敬神の念熱烈なるに及んで、神佛の混淆を禁ずることゝなり、從つて廢佛毀釋が行はるゝことゝなつたのである、水戶、薩摩、津和野の三藩で、佛寺を破却し、別當社僧を還俗せしめ、神佛の混淆を禁じて、大に神道の興隆を圖つたのは、卽ちそれである、

之を要するに、我が國民は、國家多難の際、或は思想混亂の時に當りては、いつも皇室を尊び、神祇を崇敬し、神國の大精神に基き、擧國一致の行動を取るは、一大特性である、彼の蒙古襲來に當ても、鎌倉幕府は事を奏上して、擧國一致の行動を取つて居

る、近くは日清戰爭でも、日露戰爭でも、擧國一致である、幕末より維新の際に當つても、同じく擧國一致で、神武の創業に復し、國を鞏固にするは、國民一般の思想であつた、卽ち廢佛毀釋は、此の一大思想の結果に出でたものであるが、又一には數百年間僧侶の下に屈して居つた神道者の反感に出でたものであらう、香取神宮に於ても、神佛分離の法令が出づると同時に、この思想は發して、廢佛毀釋を行つた、今現に同神宮に禰宜として、最も香取神宮興隆に力ある伊藤泰藏翁の如きも、其の主張者の一人である、翁及び香取佐原の古老の話によれば、先づ神宮寺を破却して、神殿內にあつた佛像や經卷は、社役人等が手當り次第、見つかり次第に社殿外に投げ出し、或は燒却し、或は賣拂つて、數百年來奉納せられてあつた貴重品は、一物も留めざるに至つたといふことである、

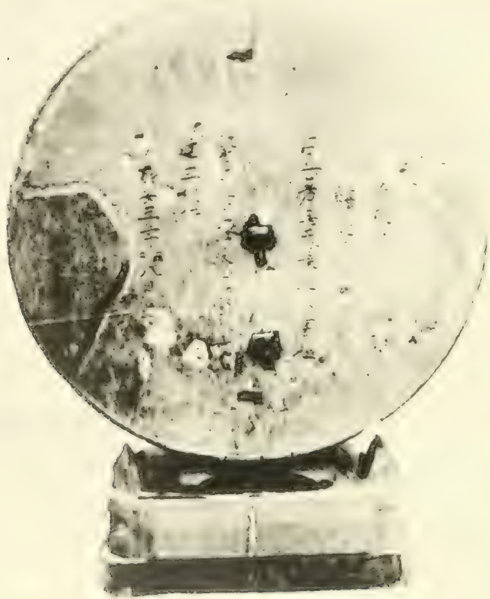
今神宮に、幸ひ古文書は多く存して居るが、寶物に至つては、皆無といふべきである、せめて香取神宮內で破却したるもの、又は燒失したるものゝ什寶の名前丈でも知りたいと、伊藤翁にも謀り、其の他の人々にも尋ねたが、更に知ることが出來なかつた、處がはからずも、先年觀福寺から一大珍寶を發見した、

觀福寺は、下總國香取郡香西村大字牧野の谷津作にあつて、香取よりは一里半許

隔たり、佐原停車場より西南十數町の處である、この寺は、關東武將の崇敬厚い寺で、關東管領足利基氏以下諸將の古文書及び什寶が少くない、其の什寶中に、四體の佛像がある、いづれも金銅佛で、一見古雅優美なものである、高さは一尺二三寸位、後背は圓形にて、直徑二尺位、これも同じく金銅で、厚さ六七分ある、十一面觀世音、釋迦牟尼如來、地藏菩薩の三體は、背後に銘がある、藥師如來の一體は惜いかな、後背亡びて、木を以て補うたものである、これぞ香取神宮の本地佛で、維新の際廢佛の厄難に逢ふたものである、今香取神宮の本地佛である證據として、銘文を左に示さう、

十一面觀世音の銘

奉送
　香取大神宮御本地四體內
　　十一面觀世音菩薩
右志者、爲天長地久、當社繁昌、異國降伏、
心願成就、造立如件、
　弘安五年壬午八月一日
佛師――――――運





552—553

釋迦牟尼如來の銘

奉送

香取大神宮御本地四體內

釋迦牟尼如來

右志者、爲天長地久、當社繁昌、異國降伏、

心願成就、造立如件、

弘安五年壬午八月一日

佛　　運

　　主願

地藏菩薩の銘

敬白下總國香取大明神御寶前

一奉造立金銅地藏大菩薩一體

一奉讀誦般若心經萬卷并觀音經千卷

右志者、爲亡父實政并海雲比丘尼、所奉承立如件、

延慶貳年己酉大歳三月八日佛[　　]地 敬白
橘[　　]胤

これで、香取神宮の本地佛であつたことが明であらう、右の銘文によりて見ると、後の地藏菩薩は、香取神宮の社家大中臣實胤が、父實政の爲めに造立供養したもので、別ものであるが、前の二體は、弘安四年蒙古襲來の時に、異國降伏を祈禱せしに、勝利を得たから、翌五年報賽の爲めに納めたもので、神宮の神體であつたらしい、無銘の藥師如來も、同時のものであらう、只だ惜しいことには、願主の名ある所が、缺損して姓名を知ることが出來ないが、恐らくは北條時宗が報賽したものであらうと思ふ、

時宗である直接の史料は見當らぬが、傍證となるべきものは、香取神宮所藏の古文書、正和五年二月香取大神宮留守大禰宜大中臣實長言上の狀に、抑當社者、　日域無双之名社、　異國征伐之軍神、　爲公家武家之仁祠者、靈場之、(誤脫アラン)　異國蜂起之時者、可被御祈禱之旨、　被成下御教書、　神官供僧等奉致精誠、　依令進上御卷數、　數多御書明白鏡也、　爭無急速之御沙汰哉と見えて居る、また東寺文書、正應四年二月廿日六波羅の御教書によりて見ると、幕府から諸國國分寺一宮に、異國降伏と(を)祈禱せ

しめたことがある、これらより推し考ふるに、弘安役にも、幕府が諸國の一宮等に祈禱せしめたものであらう、香取神宮は、鹿島神宮と共に、武の神として古來から崇尊されて居るから、かゝる場合、殊に祈禱を凝らしたに相違なからう、弘安役に、幕府の執權であつたものは、相模太郎時宗であつたから、この願主を時宗と定むるのも、強ち無理ではあるまい、

蒙古襲來は、元の世祖が歐亞を席卷した餘威を以て、我が國を屠らんと企てた侵略的戰爭であつて、我國開闢以來の一大出來事であつたにもかゝはらず、鎌倉幕府方の記錄や日記の存して居るものは、殆ど絶無で、幕府の異敵侵略に對する動作は、殆ど知る事が出來ない、然るにこの本地佛の銘によりて、時宗は勇敢なる士卒を訓練すると共に、關東諸社等に戰勝を祈り、異國降伏を祈禱せしめ、以て上下人心を鼓舞して、毫も油斷をしなかつた事實を知ることが出來る最も貴重な史料である、

猶この佛像は、弘安役の史料として價値あるのみならず、神道史の本地垂跡說研究の上からも、價値あるものである、廢佛毀釋の結果、社の本地佛は殆ど亡びて、今現存するものは、東大寺手向山八幡の神體、僧形八幡二三種のみである、又香取神宮の本地佛は、從來明でなく、只だ香取鹿島を移した春日社の本地佛より推想したのみ

であつた、然かも之には春日社紀(記)、同私紀(記)、空華日工集等によりて異説があつて、一定しなかつたが、此佛像によりて、本地佛を確定する事が出來る、

美術史の上からは、鎌倉時代の初期には、建築彫刻繪畫各方面に發達して、遺品も多く、藝術史上一大光輝ある時代であるが、鎌倉時代全盛期に至りては、却て彫刻物の遺品は稀であつて、この佛像の如く、優秀なるものは最も珍らしいのである、即ち慈悲圓滿の妙想(相)を備へて、恩愛の情溢るゝが如く、刀法の雄健にして端嚴犯すべからざる容姿は、よく鎌倉全盛の特色を發揮して餘す所がない、人をして自ら崇敬の念を起さしむるのである、

かゝる貴重な材料で、香取神宮には缺くべからざるものであるにもかゝはらず、社役人等は、何等の考もなく、佐原市場に持出して、一市人に賣却して顧みなかつた一市人は之を吹潰して、他のものに鑄直さうと企てた、時に佐原町の有志者加瀬庄次郎、伊能與右衛門以下、觀福寺の檀家數十人が之を聞き、其の暴擧を悲み、醵金して買取り、更に臺座を作り、缺損を修補して、菩提寺に寄附したものである、藥師の後背は既に吹潰され、其の他の三體の後背も文字の缺損した處は、既に吹潰にかゝつた處である、この外弘安五年の銘文によれば、四體あるべき筈だが、三體で一體缺けて

居るのは、既に吹潰されたものであらう、猶厄難に逢うた委しいこと、及び寄進した人の名前は、各其の臺座の下に記してある、今其の内藥師如來の銘を示して參考に供する、

茲ニ再建シ奉ル　藥師如來ハ、弘安五年天下泰平、異國降伏ノ爲メ、香取神揚奉行銅體尊像也、明治紀元辰年御維新ニ付キ、神佛混合ヲ禁セラル、社人等宮中ヨリ取出シ、市人ニ賣、既ニ吹潰サントス欲スルノ砌、加瀬庄次郎傳聞、藥師如來ノ尊像ハ、香取神宮ノ本地ナリ、殊ニ六百年ノ星霜ヲ經シ尊像ナリ、今ニ至テ廢センヲ歎キ、新ニ財ヲ施シ、買之、加之蓮臺其外ノ莊嚴ヲ營、明治二己巳年初秋妙光山觀福寺ヘ納ル所也、

施主　加瀬庄次郎

外國多難の際に當りては、戰勝報賽の記念物の樣なものは、尤も尊重さるべき筈なるに、却て廢毀の厄に逢うたのを見ても、廢佛毀釋の害毒が、いかに慘劇であつたかを想像することが出來やう、總て物維新なる時であるから、破壞に破壞相繼ぎ、亂暴な動作の加はるのは、騎虎の勢で止むを得ぬことであるが、今から考へたならば國家の珍寶神社の什を惜しげもなく捨て、影も形もなくして仕まつたのは、唯に惜むべきのみならず、これが爲め、神社佛寺の歷史を研究することの出來なくなつ

たものが多いのは、かへす〲も殘念なことである、

（明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載）

下總香取社神佛分離の始末

鷲尾順敬

一、江戶時代の狀況

古來本社殿の前に樓門があつて、仁王像が安置してあつたもので、樓門を入つて左側に神樂堂があり、その後方に愛染堂があつて、愛染明王の像が安置してあつた、正面を少し左に寄つて拜殿があり、その奥に本社があり、本社の後方左側に經藏があつて、一切經が安置してあつた、

別に香取社の鳥居から西九十間、宮中臺といふ地に、神宮寺大別當香取山金剛寶寺があつて、本堂、三重塔、鐘樓、仁王門等があつた、鐘樓には至德四年の銘ある大鐘が掛けてあつた、

寬政二年三月奉行所に出したる所次の如し、

金剛寶寺惣坪凡五百三拾九坪程
觀音堂　建坪四拾五坪五分五厘貳毛
三重塔　建坪十八坪七分四厘八毛
鐘樓　　九坪
門明キ　横壹丈五尺九尺五寸　建坪貳坪九分貳毛

香取參詣記久保木清淵著に記載する所は、文政十一年の實況である、左の如く見える、

西の方に、愛染堂愛染明王を安置す、社僧の夏經を勤むる所なり、本社の後、神林の中に經堂あり、建保年中左兵衞尉平朝臣常重、宋版の一切經を納め、神宮に法樂せし所なり、今はその經悉く散軼して、數百卷ばかり殘れり、云云、

神宮寺あり、眞言宗御朱印二千石、本堂の本尊は十一面觀世音、長一丈六尺、春日作脇士に十二天を安置す、毎年正月四日より十四日まで、觀音修正供あり、十四日滿會の夜は、追儺とてにぎやかなる祭あり、本堂の後に、三重塔高八丈七尺八寸、本尊藥師如來、東照大權現の神牌を安置す、本堂の前に鐘樓あり、古鐘一口を懸く、至德三年丙寅十月云云とあり、

古鐘銘文は次の如くであつた、

奉懸
下總州香取大神宮寺大鐘一口
大旦那　周防守宗廣
于時至德三丙寅十月日白敬

別に神德山新福寺、東光山惣持院等があつた、新福寺は本社の東南四丁餘隔つた地にあつて、曹洞宗で、本尊觀世音を安置してあつた、この寺は大禰宜香取眞平の剏立にかゝるもので、世々大禰宜家の菩提所であつた、惣持院は本社の西三丁隔つた地にあつて、眞言宗で本尊愛染明王を安置してあつた、この寺に阿彌陀佛像に元弘四年、文明九年等の刻銘ある塔が數基あつた、

毎年正月に召立といふ儀式があつて、御讀經所の座位が大別當の下に神職等が列したもので、毎年五ヶ度の祭事に、大別當以下諸寺が愛染堂にて行法を嚴修したのである

古來神領は寺社で分配したものである、神領寺社分配帳があるからこゝに掲ぐる、

神領寺社配當帳

天正十九年	慶長九年	
一三拾四貫五百	一百四拾石	大宮司
社内六貫三百五拾八文畑方		
一三拾四貫五百	一百四拾石	大禰宜
右同断		
一七貫四百	一三拾五石二斗	宮之助
一二貫八百二拾文	一十三石四斗	權禰宜
一三貫百	一十四石七斗	物申祝
一壹貫三拾	一五石	大祝
一壹貫匁	一四石八斗	副祝
一五貫四百五文	一卄五石八斗	國行事
一三貫四百拾文	一拾六石二斗	權之介
一壹貫三百文	一六石二斗	權之助
一壹貫貳拾文	一四石九斗	目代
一壹貫文	一四石七斗	正検非違使

一貳貫目　一九石五斗　權檢非違使
一貳貫八百七拾　一拾四石　錄司代
一貳貫五百五文　一拾壹石九斗　田所
一壹貫貳百貳拾　一五石八斗　案主
一壹貫　一四石七斗　側高祝
一壹貫六拾　一五石一斗　行事禰宜
一壹貫貳百五拾　一五石七斗　文三郎祝
一壹貫　一四石七斗　擬祝
一壹貫貳拾文　一四石九斗　吉原撿挍
一壹貫　一四石七斗　酒司
一八百拾　一三石七斗　禰宜祝
一壹貫百　一五石三斗　土器判官
一壹貫三百五拾文　一六石四斗　同人
一三貫三百六拾文　一拾五石　源太祝
一貳貫八百五拾　一拾三石　佐原禰宜

一貳貫四百五文	一拾壹石	權祝
一壹貫貳拾	一四石九斗	梶取
一壹貫七百	一八石五斗	西光內
一壹貫三百	一六石三斗	玄番
一七百	一三石七斗	權次郎祝
一七百拾文	一三石七斗	迫田撿挍
一七百拾文	一三石八斗	雉子
一七百五文	一三石八斗	鍛冶屋撿挍
一七百拾文	一四石二斗	秀屋長
一三百拾文	一六斗八升	
一六百五拾文	一三石九斗	茸手免
一貳拾文	一	同人
一貳百五拾	一壹石九斗	庭掃免
一百五拾	一	木守
一百五拾	一壹石	大命婦

一百五拾	一六斗八升	大夫免
一八百七拾	一四石五斗	中幣神主
一貳貫貳拾	一九石	返田神主
一三貫七百三拾	一拾八石	大長手
一壹貫三百拾文	一六石二斗	同人
一八百	一四石五斗	小長手
一九百五拾	一四石五斗	物忌
一九百	一四石七斗	三之守
一七百拾五文	一三石七斗	中祝
一七百	一三石八斗	修理撿挍
一七百	一三石六斗	五郎祝
一七百	一三石七斗	油井撿挍
一七百	一三石八斗	織綿長
一壹貫五百	一拾石貳斗	大細工
一壹貫九百	一九石八斗	田令

一三貫貳百七拾　一拾五石貳斗　分飯司
一壹貫五百　一七石壹斗　桶縁
一壹貫　一四石七斗　幣所
一壹貫貳百拾文　一五石七斗　三郎祝
一壹貫　一四石七斗　大神主
一壹貫七拾　一五石壹斗　四郎神主
一七百拾文　一三石八斗　堀口神主
一壹貫五百拾　一七石壹斗　次郎神主
一七百　一三石七斗　小井戸神主
一貳貫五百　一拾壹石九斗　六郎神主
一五拾　一三斗　おもの長
一三貫目　一廿石三斗　造榮免
一六貫八百　一卅五石七斗　新福寺
一三貫三百八拾　一拾六石壹斗　惣持院
一貳貫六百五拾　一拾貳石　大聖院

一貳貫六百　一拾石八斗　金剛寶寺
一六百　一貳石八斗　定額
一壹貫目　一五石四斗　護摩堂
一三百五拾　一貳石　不斷所
一三百五拾　一貳石　延壽院
天正十九年二月一日　慶長九年辰三月廿一日(都合八百九十三石八斗)
一百拾四貫七百　惣寺社
一六拾九貫　兩所
一三貫　祭田
一三口都合〆百八拾六貫七百目

江戸時代に大宮司大別當の間は常に軋轢し、數々幕府に訴訟したことがあつた當時の記錄一二を茲に掲ぐ、北之内氏記錄に次の文書がある、一讀して紛爭の狀況が想知せらるゝのである、

口上覺

一今度金剛寶寺中ニ御座候堂之開帳仕候ニ付、香取明神木地式別當之申立可仕旨

申候段、先代未聞之御儀奉存候、

一香取大明神者、上古伊弉諾尊所帶鋒劔垂血激越爲神、號曰、磐裂神、是香取大明神之祖也、又初當葦原國騷動不平時、受天神之勅使爲葦原國爲治平、此段神代卷舊事記、古語拾遺等詳ニ御座候、御宮柱神武年中建初、爾來朝敵討罸、軍神崇敬仕、神道行事不怠、至今勤行仕御事ニ御座候、別當之儀宮別當と申儀、傳記ニも見不申、年頭祭禮之節、物申祝と申、社人役儀ニ而御座候而、職事讀申節、寺別當与唱へ申候、加樣之儀者、先年戶田伊賀守樣、本多長門守樣御奉行之節も、相遊候御事ニ御座候、先代ゟ不承候義、今更宮別當と申儀、違社法申候事に御座候、

右記申通、香取明神根元神代ゟ分明ニ御座候間、金剛寶寺申、本地垂跡不申御事に候、願は委細御穿鑿被遊候はゞ難有可奉存候、猶御尋之上、口上に而可申上候、以上、

元祿年中別當御下置狀寫

右件の書には年號不記、筆者先大宮司美作守淸房書之、

下總國香取大宮司大禰宜訴出旨者、同所金剛寶寺此度觀音開帳之願ニ付、香取大明神之本地十一面觀音金剛寶寺者、明神之爲別當由申段、曾而何之證據も無之候、香取鹿嶋之兩社者、伊勢大神宮之正將軍香取大神宮、副將軍者鹿嶋大神宮与申來、神事祭

禮社僧敢而不相接、司召ニ茂寺別當与讀來之由申之、金剛寶寺答候者、觀音堂者香取明神之本地堂、其明證者、每年元日大神之幣所、兩人於此堂幣調之、其加持者、拙寺相勤之、是則祭禮之始、且正月八日同十四日迄一七日之間、本地供之神事勤行仕、其節大宮司大禰宜を始、其外社人等献供物、幷及結願之時、香取大神宮牛玉寶印有之、牛玉右之者共に令配賦之、經筒之銘ニ茂、香取金剛寶寺大別當与記之候處、美作藏人等、寺別當之由申候難意得之旨申之、

右雙方度々令對決、遂糺彈之處、神事祭禮僧而金剛寶寺不相接之由、美作藏人等雖申之、每年元日大神之幣所、兩人於觀音堂幣調之、且神事之節、大宮司大禰宜其外社人等贈供物、結願之砌、香取大神宮牛玉寶印与有之、牛玉右之者共に令配賦、其上從上古經筒之銘、香取金剛寶寺大別當与記有之、其餘之以諸證文令勘察之處、金剛寶寺僧、爲別當事無疑之條、向後彌以可稱香取明神別當、自今以後大宮司大禰宜社人等、与別當致和睦、如有來、神事祭禮無怠慢可相勤之、仍爲後證、双方に下置之狀如件、

元祿四辛未年二月廿七日

本　紀伊　印
戸　能登　印
小　佐渡　印

下總國香取大明神別當　金剛寶寺
同所　大宮司　香取美作
同所　大禰宜　香取藏人
同所　社人中

連印一札之事

一今般金剛寶寺儀、於御神前、大般若執行可致段、理無盡申遂ヶ候得共、恒例ニ無之候間、不神忠ニ相成事故、神官一統不承知ニ而、差留申候、且又六供無住の物成取込不屆御修理物差出不申候、明和九年ニ御裁許も有之候事故、是又難捨置、依之出入ニ及候共、神官一統申合、諸入用等無遲滯差止可申候、爲念神官一同連印一札仍而如件、

文化貳乙丑年二月日　　十番各番外四人不殘連印ス

二、明治初年の狀況

明治の初尙古隊を組み、神職等專ら軍事調練をなしてゐた、大宮司香取保禮、大禰宜香取國雄が初めて任ぜられ、二人が主となつて、神職以下を率ゐ、佛敎の圖像堂塔

等を破壞したのである、

香取年表（明治七年二月香取實暉編）に次の如くある、

慶應四年明治王政復古、尙古隊立、大宮司宗一人支配トナル、十一月九日、御勅使神祇判官事植松少將殿、副使權判事田中興太郎殿參向、愛染堂、幷金剛寶寺堂塔ヲコボツ、

二年五月改正、月次御祈禱始、男女一八員改マル、一社中一同改正、淨衣着用トナル、

十月橋本神祇少史殿參禮、點檢ニ參向ス

三年、大奉幣使參向、九月七日坊城大辨殿、鷹羽神祇少副殿、太政官神祇官々員參向トナル、

香取神宮小史（明治廿七年二月伊藤泰歳編）に次の如くある、

明治元年十二月九日、勅使神祇官判事右近衞權少將正四位下源雅言（植松）、副使神祇官權判事田中興太郎參向、御太刀一口御馬代黃金一枚を奉らる、關東及び奥羽鎭定御報賽なり、

同三年八月、大奉幣仰出され、同九月七日宣命使大辨從三位坊城俊政、大使北川泰明、主記工藤精義、奉幣使神祇少副從四位福羽美靜等參向、

當時佛教の圖像堂塔等の破壞については、神職等の亂暴に類する行爲があつた、されども別に記錄したるものなく、僅に香取織衛の手記（越川悠助氏所藏）に次の如くある、

御內陣より金佛御取出之事、

右之品御拂相成となり、奉納願主之名前も有之、年號をも有之となり、香取のものに拜したるもの無之、大禰宜家之土藏之中に入置、於是觀福寺世話人四人有之、此もの共買入、御寺へ納たる歟、香取にては極秘之所、他所の者はよく知りたることなり、

三重塔、九輪唐金賣物にいたし、代金之事大宮司家手切、

大別當金剛寶寺の堂舍を破壞し、佛像類を觀福寺に運搬して、僅に破壞を免れたる物もあつた、三重塔の九輪に綱を掛けて引き仆さんとしたけれども、仆れなかつたので、半壞にして朽廢に任かし、椽板は泥溝の修繕等に使用せられた、

社殿の紅殼（べにがら）塗は、佛教の建築法なりと云ひ、傭入の人足にて、日々紅殼塗を洗ひ落した、然るに大杉の群立して、社殿を覆うてゐるため、常に濕氣多く、紅殼塗で濕氣を防いであつたものであることに心附かなかつたので、紅殼塗を洗ひ落し、社殿が濕氣で腐朽し、神職等は大に後悔したことが話柄になつてゐる、

今字宮中臺と云ふ地に、祖靈社が建てられてゐる、その地が金剛寶寺の址である、

右大正十四年三月香取神宮に參詣し、舊關係の數氏を歷訪して調査したるものなり、

筑波山に於ける神佛分離

竹岡勝也氏稿

一

明治元年三月十三日、明治政府は太政官の布告として、次の如き態度を宣言して居る、

此度王政復古神武創業の始に被基、諸事御一新、祭政一致の御制度に回復被遊候に付ては、先第一神祇官御再興御造立の上、追々諸祭奠も可被爲興儀被仰出候、依て此旨五畿七道諸國に布告し、往古に立歸り、諸家執奏配下の儀は被止、普く天下の諸神社、神主、禰宜祝神部に至るまで、向後右神祇官附屬に被仰渡候間、官位を始諸事萬端同官へ願立候樣可相心得候事、但尙追々諸社御取調並諸祭奠の儀も可被仰出候へども、差向急務の儀有之候者は可訴出事、

尋いで十六日には、諸國大小の神社別當或は社僧と稱して、僧形を以て之に奉仕する事を禁じ、二十八日には佛像を以て神體とするもの、或は本地等と唱へて、佛像

を社頭に掛け、鰐口梵鐘等佛具を供へるものは、之を取除くべき事が仰出されて居る、その他或は神祇の權現號菩薩號を廢し、神職の佛葬を止める等、長く混淆の狀態にあつた神佛は、一切明治政府の力に依つて引き離される事になつたのである、此の事は當時の社會に大なる反響を惹き起して居る、之に依つて多數の僧侶は復飾して神職に變る事になつた、神職は聖代の美政と之を謳歌して、中には僧侶を迫害する者も少くなかつた、神佛分離の政府の方針が、果して廢佛の言葉に相當するか何うかは別問題として、廢佛の風評は早く一部僧侶の間に傳へられて居た、然るに政府は是等の風評に煩はさるゝ事なく、俺く迄最初の意志を貫徹する事に努めて居る、此の時幕末の戰爭は、尙諸國に繼續して居た、物價の騰貴と飢饉とは、多くの民衆を惱まして居た、盜賊は橫行し秩序は容易に恢復しない、一方藩籍(版)奉還、社寺領の上地、或は對外關係と云ふが如き、多くの重大な問題を前に控えて居る、かうした多難の中にあつて、政府は着々此の神佛の分離を實行して居る、併しながら、數百年の因習を打破する事であつた爲めに、此の事は少からざる困難が件つて來た、筑波山に於ける神佛分離の如き、その最も困難な事件の一つとして擧げる事が出來るであらう、

二

先づ事件の經過を辿つて見るに、元年十一月、筑波山の別當大塚護持院の執頭日輪院鏡壽、月輪院賢應の兩人、神祇官に復飾を願ひ出で、神祇官は直ちに之を許可して居る、但し祭主は追つて沙汰に及ぶとあるが、此の願ひ出には、種々の內情が絡つて居た、元來護持院は新義眞言宗であつて、元知足院と稱し、江戶幕府開府以來、筑波氏に代つて筑波一山を支配して來た、然るに享保二年正月、護持院類燒の事があつた爲めに、幕府は音羽護國寺隆慶に護持院住職を仰付け、隆慶は自ら護持院を稱して、此の後代々護國寺を連帶して來た、かくして明治に至つたのであるが、此の時護持院は、先住隆盛が元年二月大和長谷小池坊に轉任した後で、暫く無住の姿にあつた、一方市谷藥王寺には、矢張り護持院の先住快照が隱居して居る、此の時復飾を願ひ出た兩人と云ふのは、唯護持院の役僧として、五年交代に本山小池坊から派遣されて居ると云ふ關係にあつたに過ぎなかつた、而も此兩人は復飾の事に就いて、護持院には何等の相談もなかつた、殊に筑波一山の衆徒には何等の通知もなく、翌年二月に至つても、兩人は尙東京に止まつて居る、かくの如き關係にあつた爲めに、此の兩人の復飾は種々の問題を惹き起して居る、先づ二年二月一日、出村新六郎と云

ふ者から、護持院の代官池田六三郎の許に飛脚がやつて來た、是に依れば、筑波領の名主吉十郎、同村醫師小倉折平の兩人、前護持院快照の召しに依て、市谷藥王寺に之を訪ねて見ると、かういふ話がある、先きの兩人護持院役僧の職にあつて、勝手に復飾した事は、不束の至りである、依つて此の兩院を廢去したいに就いては、一山の衆徒殿輩決心する處あるかと、茲に山内の衆徒殿輩一同寶幢院に參會し、神郡三ヶ村の役人等、又密々參會して、大變な騷動になりさうだと云ふ事であつた、此の事を日輪院鏡壽改杉本右京、月輪院賢應改秦民部の兩人から、神祇官に申し出た、爲めに、神祇官は快照にその心得違を諭告し、以後筑波山に對して干涉する事を嚴禁した、かくして二十日には、秦民部と、新らたに取締役を仰付かつた瀨尾豐四郎との兩人が筑波に發向し、(右京は病氣の爲め暫く護持院に止まる事となつた)本地堂を始め、佛像佛器等の始末に着手する事になつた、更に三月十八日には、右京からの願出があつて、護持院地中大聖院、壽命院の兩院復飾し、同月筑波一山の衆徒寶幢院、宣揚院、大慈院、不動院、龍泉院の五ヶ寺は、擧つて退山を願出て居る、筑波山に於ける神佛の分離は、茲に一段落を告げたかの觀があつた、

三

併しながら、是は一時の小康であつて、問題は更に紛糾の中に陷つて行く、先づ二年五月には、杉田登二郎以下八名の殿輩連署して、次の如き意味の事を若森縣に嘆願に及んで居る、一體筑波は古來の名社であつて、天正年間迄は連綿として、我々の祖先が社職を務めて來た、然るに江戸幕府開かるゝに及んで、筑波氏は社職を廢せられ、知足院が新たに別當として、當山の主となつた、此後知足院は護持院と變るのであるが、その間にも、我々は舊來の關係に依り、殿輩と稱して、夏冬の祭には、警固取締り役を勤めて來た、然るに此度護持院の役僧共、無住中勝手に復飾を願ひ出で、我々には何等の沙汰もなく、一山を主宰しやうとするのは甚だ不都合である、而かも彼等の行動は不正不直であつて、領内の小民一同不安に襲はれて居る、かくの如き次第であるから、我々は復飾僧侶共の支配を受けないで、山内を守護し、且つは又神職にも取り立てゝ戴きたいと、是に對して、神祇官は前の行き掛り上、復飾神職の指揮を受けないのは不當であると云ふので、之を許さなかつた、

次ぎに七月に至つて、神郡村普門寺から、護持院處分の事に就いて、若森縣に建言があつた、護持院は今無住であつて、前住隱居快照、並豐山小池坊隆盛の兩人が、後見の形になつて居る、然るに役僧共兩人、護持院奪取の野望を以て勝手に還俗した、元

來護持院は筑波の別當であつて、當然祭主になるべき寺格であるが、前の兩人は護持院の法脈には何等の關係もない、その上祭主の決定を見る迄は、山内動搖して神佛の區分も立ち難いに依つて、先づ護持院の住僧を定め、之を復飾せしめて、祭主にして戴きたいと云ふのである、是には豐山小池坊、湯島根生院等が連帶して居る、此の祭主に關しては、已に殿輩一同からも、華族の二男或は三男を官選にして遣はして貰ひたいと云ふ願ひ出があつた、

かくの如く祭主の選擇が問題となつて來た反面に於て、復飾僧侶に對する建白は、尚頻々として現れて來る、六月には筑波神領の百姓名主二百五十五名の連署を以て、民部、右京兩人の横暴奸惡不正を陳述し、速かに兩人を解職して欲しい事を嘆願し、七月には大塚護持院の代官三橋森藏、杉田平一郎の兩人、右京、民部が脫籍無產の徒を一味に引入れ、種々奸計を企てゝ居る事を訴へ出で、八月には再び殿輩十人連署の嘆願が出て居る、之に依れば、右京、民部の兩人、復飾の後揚言して言ふには、方今神佛分離の世となつて、當山の伽藍も悉く破壞する事になつたのであるが、元々幕府代々の祈願所と云ふ關係もあり、一同願ひ出づるに於ては、此の儘差し置いてやる、就いては神領の百姓一同を以て、金千兩を調達するやうにと申渡した、百姓共

驚愕する等、彼是難澁一通りでないと、更に普門寺に對しては、彼は護持院の末寺河内國通法寺と結托して、一山奪取の野望を抱き、祭主の事に關して、縣當局に不都合な事を申し出た、かくて日月を經過するに於ては、惡僧共の奸計續出して、山内不穩であるから、早く然るべき祭主を決定して戴きたいと云つて居る、

此の事に關しては、殿輩の一人であつて、先きに筑波山惣取締役を仰せ付かつた瀨尾豐四郎からの建白もあつた、即ち護持院の役僧復飾の奸計たるや、今更云ふ迄もない、普門寺又奸僧である事は、鄕黨隣里に於いて熟知して居る、早く祭主を決定して云々と、大體に於いて前同樣の事を繰返へして居る、

併しながら、玆に注目しなければならないのは、此の瀨尾豐四郎である、彼に對しても、七月に筑波郡某なる匿名の下に刑部省に訴へ出た者があつた、瀨尾は昨年の夏頃、家督を幼少の忰武太郎に讓つて頻りに何事かの爲めに奔走して居た、然るに當二月、突然彼は筑波山惣取締役を仰付けられ、愈々一山奪取の惡計に着手して、神領の愚民を煽動し、或は之を威嚇して、右京、民部の兩人に無實の過失を申唱へ、一同不歸依の旨を調印嘆願せしめた、是が筑波山内動搖の手始めで、その爲めに一同難澁する事一通りでない、是も全く處は一に瀨尾の惡計にあると云ふのである、

かくの如く愁訴嘆願百出し、神祇官もその正邪を判定するに由なく、事件は益々迷宮の中に這入つて行くのであつた、此の間に二年五月、湯島根生院が護國寺住職を仰付けられ、護持院、護國寺分離の問題から、護國寺對右京、民部の間に訴訟の事件が起つて居る、

四

事件が色々錯雜して來たが、要するに是は三つの關係に歸着する、一つは此度復飾した右京、民部、當時の惡評に從へば、是は元來護持院の法脈には何等の關係もない、唯一時的に本山から派遣されて居た役僧であると云ふに過ぎなかつたのであるが、筑波山一山奪取の野望を抱いて、私かに復飾を願ひ出たものである、そしてその惡評に對する辯明としては、當時護持院が無住であつた爲めに、その留守を預つて居た我々が復飾するのは當然である事を主張して居る、何れにするも本山及び先住に何等の相談もなく、勝手に復飾を願ひ出た事は、或る程度迄、以上の疑惑に對する責任を負はなければならない、併しながら、神祇官が早く此の兩人の復飾を承認した關係上、最も有力な地位に置かれて居る、

次は右京、民部に對する護持院或は護國寺內部の關係、普門寺と云ふのも此の系

統に屬して居る、此處には一つは右京、民部の專斷に對する反感があると同時に、矢張り一山奪取の野心が之に關連して來て居る事は、普門寺の場合に於いて見る處があつた、

第三は筑波の鄕士、卽ち殿輩と稱する一團であつて、その黑幕には瀨尾豐四郎がある、是は此の機に乘じて一切の護持院の勢力を一山の內部から驅逐し、自らその實權を左右して、長く社僧に屈從して來た不遇の境涯を打破しやうとするものである、從つて是は前の二つの勢力に對抗して居るが、就中右京、民部に對しては猛烈な反抗を試みた、

かくの如く此の事件の內部には、激しく渦卷いて居る三つ巴がある、そしてその中心には千五百石の筑波の神領があり、之に利用されて居るものには、堂塔伽藍の破却を痛み悲んで居る神領三千村の住民がある、策士が縱橫に此の間を奔走して、事の正邪は容易に判定する事が出來ないが、かくして混亂に陷つた三つ巴の葛藤は、更に祭主の問題に移つて行く、

五

先きに護持院の役僧復飾許可の場合に於いて、祭主卽ち一山の長官は、追つて之

を決定すると云ふ條件が保留されて居た事を見た、そして此の祭主の決定に對しては、早く殿輩及び護持院の末寺等が夫々自らの希望を申し出て居る事に就いても見る處があつた、然るに突然茲に現れて來たのは右京、民部の兩人、白川神祇大副の弟千代麿に、筑波祭主になる事を懇願したと云ふ事實である、此の事は軈て實現されるのであるが、是には縣當局も全然出し拔かれたと云ふ感じがあつた、卽ち二年十月、白川神祇大副の實弟千代麿が、筑波山神社々務長官として朝廷から拜命になつた事を、同家から筑波一山に披露に及んだ、就いては之を神祇官に屆け出でたい旨、民部、右京の兩人から申し出たが、此事に關しては當縣には未だ何等の通知もない、それを却つて兩人から申し出たのは不都合のやうに思はれるが、果してそれは事實であるか何うかと云ふ問ひ合はせが、若森縣から神祇官に到達した、同時に二十二日、殿輩は神祇官に次の如き意味の事を嘆願して居る、右京、民部の兩人は千五百石の采地を奪取し、自ら一山を主宰せんとして、是迄種々の奸計を巧らんで居た、依つて春以來速かに祭主を決定せん事を再三再四兩人に交渉したが、容易に之に應じなかつた、茲に筑波の士民同志相募り、官選を以て主宰を決定せられん事を若森縣に懇願に及んだ、然るに兩人はその間竊かに白川殿に內談し、術策を施して

勝手に長官を決めて仕舞つた、かくして兩人は先には無住を僥倖として一山の奪取を企て、今に領内一般の不服を見るに及んでは、已むなく私曲の非を蔽はんとして、白川殿を祭主に懇望した、是も要するに永く自ら威權を逞うせんとする譎計に外ならない、一體神佛を分離するに當つては、我々殿輩も亦社職に轉じて然る可き事と思ふ、僧侶でなければ神職に取り立てないとさへ思はれる現在のやり方は甚だ不公平である、併しながら復飾は當今の御趣旨であるから敢て批議しないが、兎に角右京、民部の隱謀、惡計はかく〳〵の次第であると云ふのである、是には例の瀨尾豐四郞も連判して居る、そしてその十一月には右京、民部に對する瀨尾豐四郞、結東秀之丞の殿輩惣代、及び神領村々惣代數名の訴訟の問題から、双方一同出府すると云ふ騷動が起つて居る、

然るに此の出府滯在が延引して、その間に事件は思はぬ方向に發展した、卽ち三年四月に至つて瀨尾及び村役人惣代は、右京、民部に對する訴狀を願ひ下げて居る、その理由とする處は、一山が混亂して祭主も爲めに入山する事が出來ないで居る、それでは却つて祭典を興さんと欲つして之を廢頽させるやうなものである、依つて先づ祭主の入山を可能にし、その時を待つて兩人の曲非を明らかにして貰ひた

いと云ふのである、

然るに玆に考へなければならない一つの問題がある、それは三年三月、神領筑波町の百姓惣代三名から、瀨尾に關して次の如き歎願書が太政官に到達した事である、是に依れば筑波山殿輩の內兩人御改政の折柄を僥倖し、自らその主宰たらんことを欲して、種々奸謀を廻らして居る、初め堂塔を破壞するに及んでは、一山の衰微目前であるが故に、伽藍をその儘差し置く事を歎願すると稱して、村民を語らひ、親類緣邊の者を同志に引き入れて一同を調印させた、然るにそれは全くの僞りであつた、實は復飾僧侶に對する不歸依を出訴せんが爲めに、一同の調印を求めたものであつて、書面は後に勝手にその文言を書き改めたものである、此の事を知つた村民一同は驚愕した、依つて昨年の冬、私共惣代となつて民部省、彈正臺、太政官等へお箱を仕つた、その結果民部省からのお呼び出しがあつて、私共出府し委細事情を訴へて歸つて來た、然るに歸村すると彼輩一味の者共、願意叶はなくなつた事を遺恨に思ひ、私共に對して夜々砂を投げ込み、戶障子を打破り、或は居宅に糞汁を撒きちらし、夜中通行する事あれば石を投ずる等、その亂暴一通りでなく、中にはその强迫を恐れて、餘儀なく同意して居る者も少くない、かくの如き次第であるから、此度白

川殿實弟入社の事を聞いて一同踊躍歡喜して居る、就いては早く入山があつて祭典を興し、山内の正邪を判定して、一同を安心させて戴きたいとある、

此の歎願が如何に瀬尾一味の訴狀願ひ下げ事件に關係して居るかは、一つの問題であるが、兎に角三年四月には白川殿の入社を懇望する事に意見の一致を見、山内の動搖も漸く結末に近付いて來た事を思はしめるものがあつた、

六

白川殿の入山は、殿輩に取つて必らずしも呪ふべき事柄ではなかつた、白川殿に取つて第一の問題は、如何にして此の殿輩と復飾神職との間を融和せしむべきかにあつた、此の事に着眼した白川殿は、一方殿輩を社籍に編入すると同時に、從來の訴狀一件は示談内濟と云ふ事にして、茲に一段落が付いたのであつた、併しながら、殿輩は單に社籍に編入されたと云ふ丈では滿足する事が出來なかつた、再び右京、民部一派の復飾神職と衝突して、嘗つて復飾した四人の神職は爲めに隱居退出するの已むなきに至つて居る、然るに勝ち誇つた殿輩は、更に一人取り殘されたと云ふ形にあつた白川殿に對して、挑戰を試みたのであつた、

此の白川殿對殿輩の場合に於いて、爭ひの中心をなしたものは、名籍相續の問題、

卽ち白川殿が殿輩には何等の相談もなく、勝手に五島武彥以下四名の神職を選任したと云ふ事にあつた、是に對して殿輩は再び陳訴して云ふには、方今神領一般の上地が仰せ出され、その上先きに佛閣を破却して未だ神殿の造營も出來ないで居る、かくの如き困窮の場合に、無用の者多人數社籍に編入するのは甚だ不都合である、殊に彼は暗愚であつて祭主の器ではなく、又從來一山の金穀並びに佛堂廢毀賣拂ひの代金等も勝手に散財して仕舞つたと、一方祭主は、嘗つて入山の際は人員不足であつた爲めに、假りに社籍に編入はしたが、元來殿輩は護持院別當中譜代の家來であつて、祭祀等に關係すべき身分のものではない、況して社人の相續等に關しては相談する限りでないと主張する、

かくて神領村々邊も動搖するので、若森縣は嚴重に吟味を重ねたが、事件の眞相は容易に判明しない、依つて白川殿は神祇大副殿の實弟であるからと云ふので、關係書類を一切民部省に提出して、その判定を仰いで居る、

一方筑波山內がかくの如き動搖を繼續して居る間に、此の明治四年は、神社行政の上に多くの重大な問題を齎らして居る、卽ち正月には社寺領の上地が布告され、五月には神職世襲の舊習を廢止し、八月には神祇官に交はつて新たに神祇省が太

政官の下に設置される事になつた、此の神社行政の變動は、筑波山の問題にも波及して居る、六月四日、若森縣は、御維新已來別當社僧の輩復飾神勤を申し出る者が多く、右は殘らず神職に申し付けて置いた、併し乍ら、一時匆卒の際であつて、人物の是非、當器の選任等は行き屆き兼ね、その爲めに少からず紀綱が紊亂した、然るに此度御革正を仰出されたに就いては、人物精選の上夫々黜陟を致したいと申し出で、その一つの問題として筑波山を擧げて居る、

此の若森縣の申し出でに對する辨官並びに神祇官の意見は一致し、遂に白川殿以下一社一同に對して解任を申し付ける事となり、長く紛擾に紛擾を重ねて來た筑波一山の問題は、神領の上地と相俟つて、漸く茲に解決する事が出來たのであつた、此の後六年十月には縣社に列せられ、四十一年十月には祭神を筑波男神、筑波女神と決定せられ、引き續き今日に迄及んで來たのである、

七

以上は主として神祇官の記錄に依つて、筑波山に於ける神佛分離の經過を辿つて見たものである、更に方向を異にして當時の內樣に立ち入つて見たならば、或は之と異つた姿に於いて、事件の眞相が現れて來る場合もないとは限らないと思ふ、

併しながら、兎に角、かくして發展して來た筑波山に於ける神佛分離の一件は、此の時代の歷史に就いて、多くの問題を提出して居るものと云はなければならないと思ふ、（大正十一年十月、十一月發行、國學院雜誌第二十八卷第十號、第十一號所載）

水戸藩に於ける廢佛毀釋

井野邊茂雄氏稿

廢佛の思想は戰國の末より起りて、江戸時代の中葉以後、漸く世の思想界を動かし、其結果明治初年の廢佛毀釋となりて現はれたり、而して之を事實に行へるは、會津、備前、水戸の三藩を以てその魁と爲す、就中水戸藩の如きは、烈公の時に至りて漸く甚しく、その影響する所、只に一藩内のみに留らず、かの有名なる毀鐘鑄砲の太政官府となり、さては薩藩に於ける極端なる廢佛の政策となれり、水戸藩廢佛の事を研究するは、またやがて近世に於ける廢佛に就て研究するものといふべし、然れどもこの研究は、非常に大なる問題にして、一面には思想界に於ける現象たると共に、一面には政事界に於ける現象たり、この二方面より調査するに非らざれば、滿足なる結論を得べからず、これ吾人がいまだ十分に研究を重ねざる所なるが上に、幕末政事上の現象の如きは、いまなほ公言を憚るものあり、故に此編は單に水戸藩が佛教に對して如何なる政策を施したるかの事實のみを列記するに留め、それ以上の

說明は、他日に期せんとす、蓋し已むを得ざるなり、讀者幸に之を諒せられよ、

水戶藩に於ける廢佛の事たる、義公と烈公とによりて行はれたるものなるが、而も義公の事業は、純然たる廢佛の擧を以て見る可からず、然れども後年同藩の廢佛毀釋の端は實に玆に發したり、また烈公の時代には、水戶學の完成と共に、廢佛の思想は極めて熾なりしかども、その事實に現はれたるは、比較的甚しきに至らざりき、これ同藩内訌の結果、中道にして杜絕したるによれり、いま義烈二公を中心とし、順次その大要を語らんとす、

一　義公時代に於ける寺院の整理と僧侶の淘汰

義公が寺院を整理し、僧侶を淘汰せるは、寬文五年にはじまる、此年寺社奉行の新職を設け、河原景隆、山縣元纜の二人を補して、國府の寺社僧尼巫祝を調査せしめ、十二月始めて寺社の法令を頒ちたりしが、翌六年八月にも再び法令を發し、多數の寺院を破却し、破戒の僧侶は皆還俗を命じて、民籍に編す、六年八月に發したる令に曰く、

總て諸宗共、在々所々に至るまで、其所々に過て、小寺多く有之に付、檀方皆分散て、古跡大地及衰微者、由來有之寺にも渡世難成間、可然學僧は不住居、況其外の小寺

共には、無知無下の愚僧のみにて、法外の營仕る僧共は、俗とも不和、民を迷し、國の費を爲し、風俗の禍と成候に付、無益の小寺共今度遂御穿鑿、破却被仰付者也、佛法相續、鄕村人民滅罪の爲、其謂有之寺、今被立置之、右破却の餘地を、其寺々相應に增被下、右檀那共を相殘寺々悉被仰付者也、
右破却の小寺坊主の中、病衰或は不行步老體の者、其所庄屋組頭急度遂穿鑿、虛實を糺し、於無僞は奉行所へ訴へ、奉行所の下知次第に、其向寄の寺々へ預け置、可致介抱、其品により、郡奉行代官より、少々扶持之品も可有之候事、
右の通破却被仰付小寺共家財の儀は、坊主に被下候、路錢に仕、何方へも心次第に參候とも、又還俗致度存候者は、渡世の品により、居所被仰付被下候事、

寛文六年午八月

また同時に下したる施物御定に曰く、

今度小寺共破却被仰付、其寺の跡檀那を相殘大地古跡へ付候樣被仰出候條、大身小身共、此積りを以て施物可遣之、人々勝手に隨て、猶此積りより減少仕段、可爲心次第、惣て施物の微少を耻は名聞苦敷ゆゑ也、功德は一紙半錢によらず、將又出家檀家の富貴を愛し、貧賤を避る者、貪欲無道也、皆非佛法、僧俗共相心得もの也、

一高百石に付、父母並養父母の弔に、其家督取候者へ、壹分を以、葬送より百ヶ日迄施物に可出之、年忌の追善に、施物右の弔の時に積り三分一遣すべし、毎年寺方への心付には、年中鳥目百文の積り可遣事、

一次男以下男女の庶子、別家を持有之者、父母の弔に家督取候者の施物より、猶身體相應に、隨分可致減少、年忌並毎年寺への心付同前也、或は無足の庶子は不及施物事、

一曾祖父母、祖父母、伯叔父、兄弟姉妹、妻子の弔は、其施主父母の弔の積りより、猶以可爲減少事、

一隱居後室等の類は、家督の者分限相應に、佛寺作善相勤る上は、別に自分の施物に不可及、年中寺方への心付仕度存候者は、家督取候者の五分の一可遣事、

一大身小身切米に至る迄、右百石取の割法の積りを以、施物可遣事、

一葬禮の儀式、分限相應に輕く可仕、棺薪等の入目は、從手前可出之、御定の外に、牽馬諸道具等遣候儀、一圓可爲無用事、

一父母の墓所有之寺を、次男以下庶子共に、たとひ宗旨を改め、寺別所に賴候とも、父母の追善に於ては、右の父母の墓所有之寺にて可相勤事、

右の外神社の祈願祈禱、時宜により初尾高下可有之間、分限に應じ、是も輕く可仕置、ヶ樣の御定等被仰出候儀も、人々覺悟の爲被思召候間、分限をかへり見て、隨分過差を不可好者也、

寛文六年午八月

以て義公が佛寺を破却せる精神を伺ふべし、要するに佛寺の整理を行へるにて、強ちに廢佛毀釋の意に非らざりしなり、義公嘗て曰く、今の世の僧徒は、はじめより求法修道の爲に出家するにあらず、渡世の爲め、父兄勸めて出家せしむるが故に、如法戒行の人稀なるは理りなり、もし俄に戒律を以て之を責むれば、全人なかるべし、飲酒男色皆佛戒に背くと雖、久しく免し來れるを以て、皆其咎とせず、其宗門にて知るべく勤むべき事を、大方知りて、大法に外れざるを以て、出家と立てゝおくべしと、僧徒に對する見解かくの如し、これその末孫たる烈公と、大に異なる所なり、而して義公の時代に破却せる寺院の數は如何なりしかといふに、諸書異同あり、義公行實、義公年譜、東藩文獻志、桃源遺事、西山偉蹟には、新建寺院九百九十七を毀ち、三百四十四箇寺の僧の破戒の者を髮して編氓となすとあり、而して西山遺聞によれば、左の如し、

眞言宗千四百八十六箇寺　淨土宗百七箇寺
眞宗六十八箇寺　天台宗二百五箇寺
濟家三十八箇寺　曹洞宗百三十五箇寺
法華宗三十六箇寺　時宗十三箇寺
〆二千八十八箇寺
社人十八箇所　神主十八箇所
山伏二百八十坊　行人百三十二箇所
禰宜百六十九箇所　市子六箇所

不慍錄に記す所も、また眞宗を六十六箇寺と爲すの外、全く之と同じく、常陸帶に二千餘寺に作れるは、蓋し概數を示せるものなるべし、かの行實以下の諸書に、九百九十七箇寺に作れるとは、多大の相違あり、いまだ孰れか是なるを知らず、なほ右の表によれば、神主禰宜の如く、神職をも淘汰したるにて、必しも佛寺僧侶に對してのみ薄恩ならざりしこと明なり、

義公はかくの如く佛寺を破却し、破戒の僧を還俗せしめしと共に、更に佛像の整理をも行ひ、神佛の混淆をも禁じたり、卽ち寺院に安置せる佛像は、粗朴なるものの多

くして、人の信仰も起らず、加ふるに一場に十軀廿軀など數多立おくこと、そのいはれなし、其宗々の所持の佛ばかり立おくべしとて、數多の中より、宗旨の本尊を殘して、其餘は悉く取上げ、もし然るべき像なき時には、別に作らせて立おき、その取上げたる佛像は、久昌寺の境内に埋めしめたり、所謂千佛塚といへるものこれなり、また當時の神社は、いづれも神佛混淆の姿ならざるはなく、その神體の如きも、往々にして佛像を用ゐたるあり、義公以て非なりとし、悉くこれを改めて、神鏡又は幣を切りて神體と爲さしめたりき、なほ天神の社に、あらぬ裝束したる木像を祀れるを見て、有職家に命じ、衣冠束帶の制を調査せしめ、更に菅公の影像の傳はれるを比較研究して、その宜しきに從ひ、新に造作して、各社に安置せしむ、而してその尤も現著なるを、吉田、靜雨神社の修造と爲す、吉田神社は茨城郡吉田村にありて、日本武尊を祀り靜神社は、那珂郡靜村にありて、建葉槌尊を祀る、並に延喜式の神名帳に載する所なれば、義公特に意を用ゐ、寛文七年十月この二祠を修造し、結構凡て古式に據り、乙女八人、神樂男五人をおき、またその社僧を廢して、別寺に住せしめ、神人に命じ、宗源神道を學ばしむ、會々靜神社を修造するに當り、瑞垣の邊なる一大檜樹の下より、一箇の銅印を得たり、方二寸餘にして、靜神宮印の四字を彫し古色蒼然たり、公よりて自

らその事由を記して、之を祠中に納む、文に曰く、

今玆寛文丁未、修葺靜神廟、十一月四日、鑿土石變榛莽、獲一印于檜樹下、鐫靜神宮印四字、古銅楷書、方可二寸、遂命韞匱以爲神寶、於乎神靈赫々、和璧再出、其事不可誣、故記、

宰相中將水戸侯源朝臣光圀謹記

また那珂村の村松大神宮は、皇大神宮の分靈を奉安したるものなるに、中世以後五所明神と號し、兩部に屬したるを改めて、神佛の混淆を禁じ、祠殿を修造し、更に競馬祭を復興して神威を發揚せり、

總て義公が神社に對する一般の態度を見るに、右の如く神佛の混淆を禁じたるはいはずもあれ、一郷一社の制を定め、正しき謂れある神を崇めて、その地の鎭守となし、更に國内の淫祠三千八十八を毀つ、(寛文五年)この外、鹿島神宮を修理し、(常陸帶に、「鹿島の神宮にも、中古より神宮寺といふもの出來て、宮近き地にありしを、いまの地に移せしは、延寶年中のことなれば、これらも義公の建議し給ふならんとおもへど、いまだその確かなる事を知らず」とあり、)大洗磯前神社を改築して、その舊地に移し、那珂港の岩舟山並に多賀郡磯原の海邊などに、天妃神を勸請して之を祀り、久慈郡天

神林寺の七代天神宮の、菅家の天神なりと信ぜられしを考察して、式內稻村神社なるを發見し、新らたに祠殿を建つるなど、神社崇敬の實を擧げたること尠からず、いま此神社に對する態度と、かの寺院僧侶に對する態度とを比較するに、以て義公の志を見るべきものあり、蓋し義公の期する所は、決して廢佛にあらざるなり、只その神祇たり、佛道たるを問はず、いづれもその純一ならんを欲し、傳說の誤れるは之を訂し、古式に反せるは之を復興し、かくて迷信を排して、國民の信仰をして純潔ならしめんとするの意に出でたるや疑ふ可からず、桃源遺事に「神道は神道、佛道は佛道、修驗は修驗、各其道を專らにして、他を混雜せざれと敎へ給ふ、佛家とても、其宗々の外に他宗の旨を假初にも混雜する事大にきらひ給ひき」とあるは、その眞意を穿ちたりといふべし、かの神道家が義公を以て神道家なりとし、佛敎家が以て佛敎家と爲し、各々己が信ずる處によりて、公を說かんとするは、並に楯の一面のみを見たるの說なり、梅里先生碑文に、神儒を尊びて、神儒を駁し、佛老を崇めて、佛老を排すと記せるもの、實を得たるに近し、されば義公が佛寺を破却し、僧侶を還俗せしめたるの意は、卽ち淫祠三千餘を毀ち、神主禰宜を淘汰したるの意に異ならず、これやがて、佛道の邪道に陷るをば救ひて、國民の信仰を高きに導くと共に、また風敎を維持せん

とする所以なりき、かるが故に、義公は淫祠を毀ち、佛寺を破却するの傍ら、由緖ある神社を修繕するを怠らざるのみならず、佛寺を建立し或は修繕し、且は僧侶を敬し、之を保護したること多し、いま一例を擧ぐれば、公の生母谷氏の墳墓ある久昌寺を、水戶より稻木村に移して、七堂伽藍を營造し、京都本國寺の僧日隆を請じ、談林を設けて、佛徒を敎養せしめたり、本國寺の僧日輝以下、僧徒の來り學ぶ者尠なからず、また僧正以傳を那珂西寶寺に、僧正良運を吉田藥王院に、僧蓮山を宮田大雄院に置き、なほ明僧心越を常磐大德寺に請じ、後遂に祇園寺を建つ、而して心越の寂するや、義公自ら其墓碑に書せり、大寂仙の作なる碑後書あり、以て義公と心越との關係を伺ふべし、

東皐心越禪師碑後書

開祖老和尙、大明產、姓蔣氏、十歲出家、參禪年久、行脚江淛、親覲翠微文老人以承荊、住城之永福院、聖胎長養、有客偶言扶桑之請、附商船達長崎、住持興福寺、其間有水戶侯、天和元辛酉到東武、次趣水戶、受君命住當山、開堂結制、安衆六千指、一朝罹病、百藥不治、世壽五十有七、僧臘四十七、元祿八乙亥九月晦日端座示寂矣、元祿十三庚辰極月初六日、大護法君卒、然後開祖之法燈、如續如絕、寶永三丙戌、余依讖偈、得命而來住于

此山、正德元年卯、走僧於神京、塑開祖之像、既是滅度十七年也、正德二壬辰夏、有邦君之命、革宗山天德寺、曰壽昌山祇園禪寺、故令爲當派之根源、董門葉之規約、

右四代大寂仙老人作

また親鸞聖人の子孫にして、奥州白川より來りて、常州久米村に住するものあり、一女を有す、義公その名門の出なるを憐み、東本願寺琢如の男瑛乘を迎へて之に配し、岩船願入寺に住せしむ、其他淨光寺、常照寺、常福寺を新建し、心光寺を那珂郡向山に移して、淨鑑院と改めたるの類また尠なからず、(心光寺は武田信吉の菩提所にして、淨鑑院の稱はその法名を取りたるなり、)なほその姪(酒井周防守忠治の女、忠治の妻は義公の妹)を養うて、妹玉峯雄譽の弟子と爲し、鎌倉英勝寺に住せしめたり、加之義公箇人の信仰狀態を見るも、佛に對して敬虔の念を失へるにはあらざりき、されば久昌院の營造に意を用ゐたるは、前に述べたるが如く、生母谷氏の年忌には、法華千部の法事をはじめ、法花懺法、十輪供養、音樂和歌の披講等を行ひ、法事中は衣冠を着して、寺中に詰めるを常とせり、而して延寶五年十七回忌の折などは、衣冠を着けて、一字三禮に法華經開結の二經共に以上十卷を、薄板に書寫して、段々に重ね箱に入れ、上を黑漆にて塗り、日蓮上人正筆の題目を寫取りて、筥の面に彫らせ、之を久昌

寺佛殿の本尊となしたり、また谷氏の爲に、法華經を寫せるは、此時に限らず、逝去の際にも、七回、十三回、廿三回、廿七回の年忌等にも行ひ、且京都本國寺にも、同じく谷氏の爲に、佛具樂器等を奉納し、更に法事の料として、田畠を寄附せり、これもとより母氏菩提の爲なりきとはいへ、信仰薄きものゝ行爲にあらず、或は一生を通じて、佛事の折には精進を守る事、極めて嚴なりしと傳へられ、其他或は自ら法華壽量品を書して、妙法崎釋迦像胎中に藏し、或は每年の末、久昌寺に於て死罪囚の菩提を弔ひたるのみならず、(但隱居後の事なり、)その病革りし時、大聖院の僧某祈禱の札を上りし包紙に、

西山やいるさの月のはかなくも
　　しはしやとかる庭のしら露

と詠じたることもありき、

義公また各寺院に就いて佛像類を寄附し、或はその毀れたるをば修繕せること多かりしかば、自らその所由を記したるもの、往々にして今に存するものあり、只に佛像に留らず、苟も由緒ありて後世に傳ふべきものあらば、器具文書の別なく、必ず保存の道を講ずるに力めたり、かゝる有樣なれば、僧徒との交遊も淺からず、大雄院

連山との贈答の詩の殘れるあり、また願入寺瑛兼とは、交情尤も密にして、屢々往復して饗宴を設けたり、殊に隱棲の地たる西山は、久昌寺に近かりしを以て、同寺に詣でたること幾度といふを知らず、諸寺の僧も亦西山に出入するもの多かりき、而して延寶三年正月、後西院天皇の勅題に應じ、雪朝遠望の律詩三篇を作りし時の如きは、天龍寺の僧虎林に寄せて之を朝廷に上れり、されば京都本國寺には、妙法蓮華院、久昌寺には麻如衍庵の額を親書し、小金の東雲寺の爲にも、東雲の二字を書したるのみならず、大船快風丸の成るや、(蝦夷に遣はしたるは此船なり、)明僧心越に命じて、額を書せしめ、之を舷頭に掲ぐ、廢佛家にして豈かゝる行爲あるべけんや、

久昌寺の法式として、世に傳ふるものあり、實に義公の意を侍臣に授けて作らしめ、更に親しく點竄を加へたるものにして、佛教に對する信仰と注意と識見を見るに足る、

久昌寺法式

一欲學法華者、不論受布施不受布施、一致勝劣、富士門徒並他宗學徒、盡可許掛錫、若恣我意、不改衣體、返及法論之徒、速可擯出寺門、

一修正會、中興忌、涅槃會、佛生會、盂蘭盆會、祖師忌、開山忌、本願忌、大衆可具威儀、會于

佛殿、嚴重修法事、

一每月十三日十四日齋時、大衆可搭七條衣、展鉢之式如法行之、

一正月自元旦至三日、除夜安居之始終、每月朔望、大衆可具威儀拜住持、

一冬夏安居之暇、可尋宿師碩德、學他家宗義、

一僧房寮舍、不可安佛像、但掛曼陀羅、

一葬斂之儀、常光庵主專掌之、住持不可至葬處、如其薦則當於佛殿行之、

一不論有緣無緣、及斃於道路、葬本山者、住持當資其冥福、

一墓上石誌、前刻法華首題及法名、後刻姓名年月、若墳墓碑石、縱雖爲儒法、可隨其檀越之求、然禁祭之酒肉、

一鬼簿錄法名、其下記姓名鄕里年月及事實、不論貴賤可薦冥福、

一近世薦亡者修法事、出其牌位於佛殿、香華茶菓備極供養、而佛前供具、不及其百分之一、是大訛也、夫薦亡之法、以諸供物、奉獻如來、勤修法事、則依其功德、亡者昇脫、然不供如來而惟供亡者、則豈理也哉、向後薦亡法事、當如法行之、至亡者牌位、則於其平生所安之處、供養而可也、

一近世富人死、則不論其門地下賤、妄費財物、高大其石誌、莊飾其牌位、而無士庶人之

則、向後石誌牌位、共可堅守所定制量、

一以香花寺名、爲創建檀主之號、乃本朝中古之風、而名卿鉅公之稱也、然近世僧徒、不論士庶、謾授院號、是大訛也、向後堅禁之、且夫院之下安殿字、乃叢林禪徒所傳謬、而甚無義理、向後縱雖有官爵者、有故院號、亦不安殿字、

一近世書經文於布衫、以爲死人服、名曰經衫、是大訛也、夫經典當如法書寫、尊重恭敬、然書于布衫、以纒臭體、遂至焚燒而爲灰燼、非法之罪、莫斯爲甚、向後堅禁之、

一近世名曰横被者、古之覆肩也、夫覆肩者、本是尼之服、而非僧之服也、佛在世、阿難一人有因緣、聽覆肩、今僧徒著之者、大違佛制、又五條小袈裟者、絡子之類乎、絡子者唐朝南方禪僧之所著也、釋氏要覽引根本百一羯磨、強爲會通、雖曰實勝、而非佛制、而禪僧妄作、則何爲用之、又袈裟上色帶、名修多羅者、是亦後人謬制、而古師所訶也、又法服之領、名曰僧綱者、亦後人妄作也、又名花帽子而包頭者、本是國俗尼女之所蒙也、僧徒用之者、其始起禁裏、從修法密徒之所蒙也、是禦寒之服耳、今當宗僧徒襲其謬、競以蒙之、遂冒祖師像、甚至以綿帽代之、非法之甚、不足掛齒牙、向後著如上諸服者、不許入寺門、況於共住之僧徒乎、愼勿著非法之服、

一念珠本是課佛號經咒、而計其數之具也、近世僧徒拜佛時、揉以爲聲、甚無謂矣、夫揉

以爲聲、乃修外法者所作也、當宗僧徒、豈爲外法者流之態乎、向後堅禁之、

一近世鬼子母神之像、冒頭上以涔衣、褻慢之甚、殆似弄傀儡、向後堅禁之、當如法供養要之、義公は佛寺を破却し、僧侶を還俗せしめたること數多し、此の點よりいはゞ、所謂廢佛毀釋に類するものあり、義公を目して、廢佛家と稱すべきが如きも、佛寺に對する態度を熟考せば、決して廢佛家とはいふ可からず、寧ろ熱心なる信仰家たりしを知らん、これ吾人が永きを厭はずして、叙述を敢てせる所以なり、然れども、更に深くその事蹟を調査するに、義公が一身を國史の研究に委ねて、國體の闡明に力め、大義名分を明かにせんとする精神は、また當然の結果として、我國の古道たる神道を重んずるの念たらざるを得ず、況んやその史臣の中には、京儒の多かりしをや、故に義公甞ていへるあり、世の神道を談ずる者、古來陰に儒佛を藉りて以て之れを牽强附會し、皆其の眞を得ず、古道の眞を見るは、古文古書を明らかにするにありと、是に於て悉く儒佛附會の說を郤け、專ら史語古言によりて、之れを講明せり、卽ち僧契沖等に命じて、萬葉集を義釋せしめ、又史臣をして、神道要義、扶桑拾葉集を論ぜしむ、而して嵌註鈔の後に序して曰く、

謹按、以神道不爲天下國家道、爲神祇道社司祠官之業而已、甚以謬矣、抑遠則三才萬

物之理、近則人倫日用之行也、嗚呼世俗之惑甚大息、神道之當信當行、而異端之當惡者、所以日本之爲日本、儒佛之於竺漢者、其當然也、苟本朝之人而不知吾人倫大道、用竺漢異端者、不忠不孝之甚也、庶幾學者宜服膺、雖道或不違、理或不悖、其教法與國異若使孔子生本朝、則必從本朝之道、不知道所在、徒局々於異邦之教法、而終爲神道之敵、可以哀哉、

義公は明かに、神道の興隆せざる可からざる所以を意識せり、只いまだ佛を排するまでに進歩せざりしのみ、義公は實に神祇を尊び、佛道を崇び、儒學を重んじ、そのいづれにも偏せざるが如くにして、その行へる寺院破却の事も、單純なる廢佛の行爲にあらず、寧ろ信仰の純一を期して、風教を維持せんとする政策に出でたりとはいへ、而も思想發展の系統上より論ずれば、義公が佛寺僧侶に對して行へる事業は、敬神廢佛の發芽なりと稱するを得べし、後年水戶學が、藤田幽谷父子によりて大成せらるゝに及び、「奉神州之道、資西土之教」と標榜して、極力佛教の大害を疾呼し、遂に烈公の廢佛毀釋となれるもの、豈それ偶然ならんや、

二　烈公時代の廢佛毀釋

水戶學は、藤田幽谷によりて大成せられ、其子東湖及び其門人會澤憩齋、主として

之を天下に宣傳せり、弘道館述義と新論とは、實にその經典なりき、抑々水戸學とは何ぞや、弘道館記に、「奉神州之道、資西土之教、忠孝无二、文武不岐、學問事業、不殊其效、敬神崇儒、無有偏黨」といへるもの、卽ち水戸學の精神なり、水戸學は神州の道を奉じて神を敬するを理想とす、神道の興隆と、佛教の排斥とは、自然の結果なりといふべし故に東湖、憩齋等は、佛教を罵りて、異端邪說と稱し、國家に大害ある所以を論ずること頗る痛切を極む、水戸學の影響が水藩の政治上に現はれ來る可きは怪しむに足らず、況や東湖は烈公の股肱にして、憩齋は其師傅たりしに於てをや、かくて、同藩に於ける敬神排佛は、神道の興隆、佛寺の破却、及び佛像佛具の鑄潰の三策となりて、世の物議を招き、引いて朋黨の慘禍を釀すの基因を作れり、いま便宜に從ひ、項を分ちて之を語らんとす、

一、神道の興隆と神社の改革

水戸學にては、神道を崇び神社を敬することを敎ふ、而してこゝに神道といへるは、弘道館記に所謂神州の道といふものにして、藤田東湖は之を釋して左の如くいへり、

夫神州之道、浮圖奪之、俗儒壞之、神道者流小之、古學者流殆明之、又從而晦之、何以言

之、敬神重祭、斯道之尤大者、而浮屠設本地垂跡之說、擧天下神祇、隸諸胡鬼之末流、所在神宮創立伽藍、神佛並祀、祠官僧徒、比隣雜處、甚則陽神陰佛、唯僧主之、乃至朝廷典禮、往往用浮屠之法、遂擧喪祭大事、一切委諸髡首、是浮屠奪之也、上世未有文字、斯道或傳於言語歌詞、或存於風俗政教、或寓於氏族官職、名物制度之中、及其筆諸書、愼存其舊、猶恐失其眞、而操觚之士、徒眩西土之文、慊古風之質、一意摹倣、捨此從彼、雖以書紀禮例之嚴、而較諸稗田阿禮所誦、則就華失實者、未必無之、書紀猶且然、其他復何說、是俗儒壞之也、及至後世、浮華日長、異端益熾、凡其曰敎曰法、非儒則佛、古道所寓、不過禱祀祓除之事、於是好事者、剽竊儒佛、附會五行、別標立別戶、名曰神道、夫神者人之所本、而其道所謂生民不可須臾離者、豈巫覡所可得而私哉、而方伎之流、往往託其名、以爲餬口之具、是神道者流小之也、近世唱古學者、錯綜古言、網羅舊事、考證之力可謂勤矣、而至於其論道、則擧天下吉凶禍福、付諸直毘禍津日二神、以淸淨自然爲人道之極致、其言頗辯、要之、皆老莊之糟粕、其徒亦自嫌其說類老莊、乃曰、老莊所謂自然者、猶未免溺於聖人之道、吾所謂自然者、皆本神意、特不知其弊、必至於任胸臆逞私智、剛愎自喜而已、是殆明之、又從而晦之也、（弘道館述義、）

されば東湖はまた、天保五年八月、書を烈公に上りて、「神州の大道儒佛の爲に蔽れ

候て、今は禰宜神職の祝詞を讀候許を神道と心得候樣成行」きしを慨し、神道の本領を發揚闡明して、人心を正さん事をいへり、烈公の期する所、また玆にあり、されば、是より先天保三年十二月、東湖に命じて、神道備考を編せしむ、（菊地謙次郎氏の藤田東湖傳には、敬神錄に作る、いま同氏の編せる東湖全集の凡例に從ふ、而して東湖の封事には、神書取調など見えたり、吾人いまだ其性質を詳にせず、）五年に至りて、其總論を脫したれども、遂に全編を起稿するに及ばざりき、もしその研究にして、進みなば、水戶流の神道といふものを、具體的に形成するを得たりしならんも、いまだその域に達せざりしが爲にや、烈公が事實に施したるは、唯一神道に過ぎざりき、蓋し唯一神道は、威公嘗て之を萩原兼從に學びて義公に傳へ、以て烈公に及べるなり、故に烈公の當時廣く世に行はれたる兩部神道に對し、口を極めて之を攻擊せり、其說に曰く、

日本は勿論、唐天竺いづれの地にも、兩部といふ事は有間敷なり、我朝にても、光明皇后など、出家に欺れ給ふ事にて、其本は皆愚婦人よりの起なるべし、聖武帝、孝謙帝の間にありて、空海（弘法也、）坊主など、佛法を弘めん爲に、神國の人異國の邪道に入乘る故、神の威をかりて、何神は本地何々などいふ事を言初て、人を惑はしたる者なり、光明皇后佛を信じ給ふの故に、八幡の託宣京に向へ給ふべしと云は、帝后俱

に東大寺の毘盧遮那佛を尊ばんとするあまり、神託をかけて、八幡の神輿を京に廻し、其杜女をして、東大寺に至り佛を拜さしめたるにて知るべし、全佛を弘めんが爲に、神威をかりたるものなり、何神は本地何々、又は何佛の化身など、譯もなき事を言初て、人を欺く者なり、光明皇后はいふも更なり、聖武帝、孝謙帝、皆萬世へ惡名を殘し給へり、神國に生れ出る者は、異端邪法は用ふまじき事なり、神を汚といふものにて、必其者子孫長久なるべからず、神祖などの御事は、一時の御策なり、扨今俄に佛を止兼とならば、神は神職、佛は僧侶持とすべし、兩部といふ事は(脱アランこ)相可申者なり、(不恤緯)

水戸君臣の神祇に對する思想かくの如くなりしかば、烈公は自葬式といふを定めて、國內の人民の葬儀を營むに當り、之を僧侶の手より分離せしめんことを圖れり、卽ち人死すれば、家人の手によりて一切の事を經營し、埋葬畢るの後は、神として之を祭るものにして、一種の神葬式に異らず、故にその制定せる「自葬式」の末文に曰く、

自葬祭式は、往古の掟にはなけれども、賤者の祭式に候處、(此邊誤脫あるべし、今類本を得ず、)今漸く佛家の法になづみ、先祖父母の祭を破戒不如法の僧に賴み、經文を讀ませ、戒名と

て、譯もなきものに金銀を出して貰ひ、自祭の誠を失ひ、口を以先祖父母の事へ惑へる餘りに、金錢を費し、奢侈を極むるを以て、己々が葬祭の程を(マヽ)心得たるものも大方なきにしもあらず、有の樣なる事は、全く佛法の惡しきにても無之、自然弊風となりしにて、かやうなる淺間敷歎敷風俗に陷候故、是等の事を被思召、如何やうにも忠孝の風習に相成候樣被遊度御思慮被爲在、非常の御改革被仰出候以來、自葬祭願御聞濟に相成候條、人々心丈ケ先祖父母へ誠敬を盡し、兄弟妻子打寄、誠敬を以て一家一門に祭り候へば、些少の品備候ても、先祖父母の神靈實に被爲饗候なり、未聞不見の賣僧の經文讀たると、破戒僧の引導したるは、何の益あるべきや、依て自葬祭の式被下ものなり、

かくて天保十四年の秋、特に國内に令するとにはあらねども、望みのものは、勝手に自葬すべしと風諭せり、小目岡田眞弓あたりの民をはじめ、漸く之を行ふもの多かりき、これ蓋し排佛の意に出でたるなり、されば神佛の混淆を避くる事にも、いたく注意し、遂に常磐山東照宮の改革に着手せり、

常磐山の東照宮は、元和七年威公の勸請する所にして、宮領五百石あり、別當を大照寺といふ、天台宗にて、如日山常光院と稱し、東叡山吉祥院の兼帶所なり、尋で同十

年には、台德公の廟を、承應元年には、大猷公の廟をも建立し、前者は瓜連常福寺を別當とし、後者は同寺より看守を置きて管理せしむ、之を圓淨寺といふ、爾來幕府歴代の靈位を相殿に安んじ、天台淨土の二宗を分ち、以て年回を修す、而してその東照宮を營むや、僧天海下向して儀禮を掌り、兩部神道によりて之を祭れり、よりて東照三所權現と稱す、中央には東照宮衣冠の木像を安置し、左には三王權現の影像、右には藥師十二神の內寅の神なる古麻多羅神の影像を掛けたり、然るに、水戶學にては、兩部神道を排斥して、唯一神道を主唱するを以て、烈公は其主唱に從ひて、神佛の混淆を改めんとするの意あり、卽ち書を關白鷹司政通におくりて、その可否を尋ねたるに、東照宮の儀は、宮號を賜ひて神となされたれば、神に祭らん事は當然なれど唯一にするも兩部にするも、そは關東の勝手次第にて、京地にては更に御構あらせられずとの返答なり、加之船橋の東照宮は、古くより唯一神道にて祭れる類例あればとて、將にその改革に着手せんとす、戶田蓬軒之を聞きて、改革はあしきにあらねど、一應幕府の內意を伺ふべしと論じたれば、一時中止したりしを、執政結城寅壽は、ひたすらに烈公に勸め、決して其儀に及ばず、斷行して可なりといへるより、烈公初めて之に從ひ、遂に命を寺社奉行今井惟典に下し、天保十四年の秋を以て、唯一神道に改

めたり、台德、大猷二公の廟また之に倣ふ、に作る、いまは不慍錄に從ふ、烈公行實には、弘化元年の春然るに上野吉祥院は、その別當を兼ぬるの故を以て、將軍家に謁見するの特權を有したりしが、この改革の結果、吉祥院は別當を廢せられしを以て、自ら特權を失ひ、待遇前日の比にあらざれば、いたく烈公に平かならざりしといへり、

是より先、天保十年、烈公は弘道館を水戸城三の丸に營み、十二年に至りて粗々成る、卽ち鹿島神を勸請して、祠をその西方に建つ、蓋し天照大神は、皇室の御祖先にして、朝廷の齋き祭る所に係り、人臣の私に祭るべきにあらねば、關東の靈祠たる鹿島神宮の分靈を勸請したるなりといふ、卽ち其側にある孔子廟と共に、弘道館の奉祀する所なり、烈公が神道を以て士民を教化せんとせること以て伺ふべし、故に烈公はまた氏子帳といふを作り、氏神たる神社と、氏子たる士民との關係を密接ならしめし事、なほ寺院に於ける宗門改帳の如くなりき、

二、佛寺の破却

水藩に於ける神道興隆の事業は、ほゞ前章に述べたるがごとし、然らばその佛教に對する政策が、苛酷なるべきは當然なり、抑々江戸時代の佛教は、國家より多大の保護を蒙り、國民は生れながらにして、之に歸依すべき義務を負はされたれば、その

弘通の昔きと共に、僧侶は皆安逸を貪りて、また學業を修めず、戒律を守らず、酒に浸り、肉に飽き、色に耽るもの比々皆然り、水藩領内の僧侶とても、もとより同じ有様なれば、さなきだに佛教には好意を有せざりし烈公は、いたくその風教に害あるを思ひ、之を刷新するに意あり、而して祖先義公は、既に寺院を整理し、僧侶を淘汰したる前例を殘したれば、烈公が之を學ばんとせるは故なきにあらず、是に於てか寺院破却の事起る、

はじめ天保三年二月、藤田東湖が烈公に上りし封事に、

一體御國之儀は、義公様格別の尊慮を以、他國より佛寺も少く、口口も少く御座候處、乍恐御一代には、御手廻り被遊兼、まづ其端緒を御開き被遊、御子孫様にて、追而御志を御繼被遊候樣にとの尊慮と奉恐察候處、其後はあまり御世話も不被爲在候ゆゑ、只今に相成候而は、乍恐一得一失と申氣味も有之、御廟瑞龍の外、向山山寺有之、御祭御法事又は御普請其外すべて兩寺に相成居り、御家中も有同様の勞有之候間、是等之儀は、何となく御仕方被遊、大道は次第に行はれ、異端はいつとなくわれしらず衰へ候樣に仕度奉存候、

といひ、また同年五月の封事にも、

西山公御事業大眼目之儀、一端たらず候へ共、右之内御廟瑞龍御創建、神道御崇敬、一鄉一社の御定、寺院破却被遊候類ゆく〳〵大道を明にし給ふの卓識、明々了々と奉存候、尤久昌寺並幷舟等の事、乍恐英雄の御奇術とも可奉申上候處、世間尋常の人、其御深意は不相分候ゆゑ、兩寺の僧徒は勿論、世間の人も、西山公は法華御信仰、又は佛敎御歸依抔と、心得違候者も不少候へ共、是は無識の論不足取奉存候、扨西山之儀、まさしく公の御遺跡に有之、其御庭園居宅の御樣子拜見仕り、又光圀留西山峯の御句考出候へば、百餘年の今も猶、精靈如在奉存候儀に御座候、仍而者西山之儀は格別に御取扱被差置候而可然筈と奉存候所、其砌如何の御判斷に御座候哉、慧日庵へ御預けに罷成、久昌寺の子院同樣の姿に相成候段、誠に歎敷次第に奉存候、

と稱し、西山の遺跡をば、久昌寺より引離し、浮圖の臭氣を拂ひ淸めて、家中持にせんことをいへり、これ皆寺院の整理を行はんとするの異見に異らず、烈公たるもの、孰んぞ嘉納せざるべき、故に同年七月、烈公は社寺廢合の議を原田兵助に下して、其意見を徵せり、蓋し佛寺破却の計畫は、既に此際に至りて、ほゞ熟したるものゝ如し、既にして、烈公は就國の暇を賜ひ、天保十四年五月登城して、將軍德川家慶に謁するや、

家慶はその國政のよく整ひ、文武教育の行屆きたるを賞し、手づから太刀一腰を賜ふ、其時の上意書の中に「源義殿の遺志を被繼、益被勵忠誠候樣可被成候」とあり、既に義公の遺志を繼承すべきの台命あり、義公が嘗て寺院を破却したる跡を學びて、異端を排するは、またやがて台慮を奉ずる所以なりとは、烈公の胸中に浮みたる考なりき、折しも執政結城寅壽も、また寺院破却の策を按じ、頻りにその事を烈公に勸めたり、されど藤田東湖、戸田蓬軒などは、流石にこれが爲め世の物議を釀さんを慮り、衷心より賛同せざりしと雖、時は將に結城寅壽が烈公の寵を恣にして、全盛を極めたる時代なれば、中々に用ゐらるべくもあらず、殊に深く烈公をして、其意を動かさしめたるは、感應寺破却の事件なりき、

感應寺はもと谷中にあり、即ち今の天王寺なり、日蓮宗中の大寺なりしが、悲田派に屬せるを以て、元祿四年廢せらる、されど由緒ある寺院なればにや、特に上野寛永寺に屬して、寺號其まゝに殘され、爾來天台宗に改む、既にして天保四年に至り、幕府命じて之を再興し、新に地を雜司ヶ谷鼠山に卜して、伽藍を營み、池上本門寺の末寺と爲す、蓋し大奥の女中に法華の信者ありて、將軍德川家齊を動かしたる結果なりといへり、是に於て谷中の感應寺は、其名を改めて天王寺と號す、然るに未だ幾もな

くして、中山法華經寺の僧、大奥の女中と通ずるの事ありて、處罰せらるゝや、餘波引いて感應寺に及び、天保十二年五月之を廢毀せり、烈公目のあたり、此現象を見て、破戒不如法のものあらば、新建の後、程もなき壯大美麗の寺院さへ、幕府は之を破却して顧みず、天下の美事なりといふべし、幕府既に然り、之を水藩に行ふも、亦何かあらんと、その意はじめて定る、かくて同十四年六月、寺社改正の令を發し、領内諸宗の寺院に達す、その令文に曰く、

近來僧侶共、風儀不宜不如法之者不少候處、面々奉承知候通り、寛文之度には、寺院夥敷破却被仰付候へ共、如法之者は、破却等も不被仰付、品により追々御引立等にも相成候へば、一統別而難有奉存、宗法相守可申筈之所、愚民を欺き金錢を貪り、或は肉食博奕女犯等之類も不少候樣成行候段、御政敎之大害に相成候而已ならず、本山宗門へ對し候而も、不相濟候事に付、此度夫々御咎被仰付候、尤肉食妻帶之儀は、元より人情に悖り候譯故、篤く佛法歸依致候者は格別、幼年之節、何心なく得度いたし、又は貧窮に而無據致出家候者抔は、內心改悔致し居候者も可有之、其段は御不便に被思召候間、此上所詮如法に行屆兼候半と存候者は、有體願出候はゞ、御領中出生之者は勿論、他領之者たり共、是迄御領中罷在候者は、夫々歸俗申付、經營

相成候樣被成下置候にて可有之候、兎角向後御領內にて、寺院に罷在候僧は、聊破戒不如法等無之樣、被遊度との尊慮に被爲在候條、一統難有可奉承知候事、

これ實に烈公自らの立案する所なりき、尋で九月、若年寄今井惟典を貶して、寺社奉行と爲し、其事に專當せしむ、惟典は藤田東湖之を評して、「風岸孤峭、直言抗議、清潔無私」といひ、また「峭直氷清、疾惡之心有餘、而乏容物之量」といへるにて、その風采を想ふべし、故に東湖は、惟典が事を破らん事を恐れ、固く轉職の不可を爭ふ、烈公遂に聽かざりき、かくて所謂廢佛毀釋の事は行はれたり、

此時烈公が破却せしめたる寺院の數若干なりしにや詳ならず、回天詩史には、二百數十寺に作り、加藤寛齋の雜記には百數十寺に作る、並に其概數をいへるなり、思ふに二百寺內外なりしならん、而して其寺名の記錄に存せるは常福寺(向山)、久昌寺願入寺、(磯舟)、蓮乘寺、無二(亦カ)樂寺、醫王寺、(國安村)、前小屋村の觀音堂、水戸の羅漢堂、稻木村の法華檀林等にして、青龍寺(高野村)、醫王寺(田谷村)、正覺院(菅谷村)、歸願寺(太田村)は還俗して農民となるべく命ぜられ、また修驗の先達たりし大照院(成澤村)、大乘院(細谷村)、寶幢院(鴻巣村)、金剛寺(川山村)、玄光院(西宮村)は還俗を命ぜられ、同じく正覺院(下金町)は親不孝の罪にて入牢を命ぜられたれば、並に破却の運命に遭遇せるものなり

べし、なほ寺院にはあらねど、道教の神を祀れる大津村の天妃祠も廢毀せられたり き、而して祇園寺(常磐村)淨光寺(太田村)が、心得宜しきの故を以て、白銀七枚づゝ下賜せられしは、頗る異例なりとす、

三、佛像佛具の鑄潰し

毀鐘鑄砲の意見は、早くより藤田派の人々の主唱する所なりき、天保二年七月、郡奉行より、烈公に上りて、海防の急務を論じ、大砲鑄造の必要をいへる封事の中に、

大筒等御指支も御座候はゞ、處々濡れ佛燈籠共外無用の佛具類御取潰し、御張立に相成候はゞ、一廉の御用に相成候のみならず、民心の惑をも破り、旁一時の良策にも可有之、

と見ゆ、此時の郡奉行は、川瀨七郎左衞門、吉成又右衞門、石河德五郎及び藤田東湖の四人にして、いづれも藤田派中の俊傑なり、天保十二年五月、烈公はじめて鑄工に命じて大砲を製せしめ、明年に至りて成る、爾來屢々此事あり、會々同十三年七月幕府諸藩に令し、沿岸の防備を整へ、且人數武器等の手當を爲さしめしが、九月また同じ旨を達し、分限に應じて大小砲を製造せしむ、是に於て、烈公は、銃礮を造らんと欲するも、水藩もとよりその原料に乏し、卽ちかねて貯へおきたる多數の唐銅製熘

硝壺を鑄潰したれども、なほ不足なるを以て、昔は松平信綱佛像を毀て錢を鑄たり、我は銅鐘銀像を鎔て砲を鑄んと欲す、佛は身を捨てゝ人を救ふを以て教と爲せば、必ず當に其意に協ふべしと稱し、此年（何月の事なりや詳かならず）、領内の諸寺院に命じて、鐘像を出さしめ、之を原料に宛つ、蓋し烈公の意たる、水戸領に於ける撞鐘は、江戸とは異なり、人を抱へおく入費も多ければ、大抵は之を用ゐず、百姓の法事などにて撞く事も、極めて稀にて、要するに、寺院の裝飾品たるに留まれり、而も其品は、士民の寄附に寄るものなれば、幕府より大砲鑄の嚴令ありて、其原料窮を訴ふるの今日、天下の爲に之を改鑄せんも、不當の事にあらずと考へしなり、また濡れ佛の鑄潰しも、同じ意に出でたる者なるが、戸田蓬軒は、この濡れ佛鑄潰の事に關しては、いたく反對し、人心を激せしむる所以なるを論じて諫止せんとしたるに、結城寅壽は之を駁し、松平信綱の例を引いて、烈公の意を贊せり、是に於て蓬軒また爭ふ能はず、されど上町谷中光臺寺にある濡れ佛は、家中の士某に中間奉行せる義運（俗名未詳）が、主人の菩提を弔はんが爲め、多年念佛勸化して鑄造せるものにて、其志嘉すべく、既に褒美まで賜はりし程なれば、今更之を鑄潰さんは政教を害ふものといふべし、是非とも存置せられたしと請ひたれども、一つばかり殘置くも如何なりとて、許されざるより、然らば濡れ

佛丈の地金を獻上すべければ、枉げて許されんことを請ふと願ひしが、また納れられず、僅かに其代りとして、碑文を建て、義運の志を表彰すべしといふに定りぬ、蓬軒が此擧を賛せざりしこと以て伺ふべく、而して藤田東湖の意見も、また蓬軒と同じかりしといへり、之によりて考ふれば、かの天保二年の建白は、川瀨吉成等の意見に出でゝ、東湖は寧ろ喜ばざりしか、然らざれば其後に及びて政策を改めしものなるべし、

四、廢佛の擧に對する士民の反對

烈公が廢佛毀釋の事を行ふや、その事を專當せるは、寺社奉行今井惟典なりき、惟典の就職については、藤田東湖大に之を不可となしたるよしは、前章に於て述べおきしが、不幸にして、東湖の杞憂は事實となりて、いたく士民の反抗を買ひたり、蓋し惟典の爲す所、常規を逸する事多かりしを以てなり、前小屋村の觀音堂は、天竺より渡來せる靈佛なりとて、士民の信仰極めて厚く、或は觀音聲を發して讀經する事ありとまで傳へられし程なるに、之を破却するや、他寺の佛像などゝ共に、菰包繩からげにして、寺社奉行所に送り、奉行所の裏に積おきて、踏み散らす事、糞土に異ならず、また天妃祠は、漁獵を守護し、如何なる不漁の折にても、これを祈りなば、必ず靈驗あ

りとの信仰を伴ひしを破却せるのみならず、佛體は水戸におくらず、その境内にて、斧もて打割り、或は火をかけて燒きたるより、檀越の老若男女、此有樣を見て、血に泣きて恨みしといふ、なほ久昌寺破却の際、寺に藏したる義公の面を（義公在世中細工人前田介十郎、太田九藏に命じて彫刻せしめたるものなり）、奉行所に持ち來り、箱より取出して見れば、眉間に妙法蓮華經の題目を記したり、惟典あざ笑ひながら、指頭に唾を塗りて、こすり落したれば、側にあるもの舌を卷いて驚きしとぞ、惟典は今井新平といへるものゝ分家なり、向山の常福寺を破却せる頃、烈公に謁して、常福寺不身持なるに就いては、其本寺たる瓜連の常福寺をも、取締不行屆の廉にて破却すべきやと申したるに、烈公答へて、今井新平罪あればとて、分家なる其方まで取潰さん事、果して當を得たるものなりやといひしかば、惟典默して退きたりき、惟典が烈公の爲さんと欲する以上に、私意を以て、過激の行爲を敢てせるを想像するに難からずといふべし、故に國內の庶民等は殿樣には、御氣が狂ひしならん、此上もし公邊にて佛法を滅するやうの御處置あらば、佛恩に報ずるが爲に、兵を起し、身命を佛に捧ぐべしと罵りしといふ、信者の身にとりては、堪へがたき苦痛なりしや明らかなり、蓋し寺院破却佛像佛具鑄潰しの事、既に人心に反するもののあるに、況んや之に加ふるに、今井惟典の不穩なる擧動ありし

に於てを　、烈公が一部の領民より、怨望の中心となりし事怪しむに足らざるなり、

磐舟の願入寺破却の折、同寺の所化謠うて曰く、

鶯や高天原となぜ鳴かぬ、

一時傳へて人口に膾炙す、民心の向ふ所察すべし、

それ烈公の寺院を破却するや、僅かに二百寺內外に過ぎず、之を義公の時に比すれば、約一割の少數なり、然るに義公は何等の反抗をも招かざりしに、烈公のみ獨り衆庶の怨を買ひたるは、實にその精神に於て、著しき相違ありしによる、要するに義公は、いまだ排佛の意志あらざりしかども、烈公は水戶學の理想とする所を事實に行はんとし、而も其任に當れる今井惟典が、職權を濫用して、暴激の行爲に涉りしが爲めのみ、なほ又この反抗の勢を助けて、益々紛擾を大ならしめたるは、結城寅壽の一派と、藤田東湖の一派との間に起りたる感情の衝突及び政權の爭奪にありき、蓋し寅壽は廢佛の事業を利用して、藤田派排斥の方便に供したるなり、故に或は寺を失ひ、或は罪を得たる僧侶等は、東照宮の別當職より放たれし上野吉祥院と共に、謀を寅壽に通じ、內外相應じて烈公の政策を攻擊したるの結果、弘化元年に至り、烈公は遂に罪を幕府に得て、隱居愼を命ぜられしが、其罪案の中には、大砲を鑄造せる事、

寺院を破却せる事、東照宮を改革せる事の三箇條をも含みたりき、是より、烈公の施行せる所は、皆廢弛し、破却の寺院なども、また往々にして再興せらる、かくの如くにして、烈公の計畫は、其半ばに於て內訌を生じたれば、いまだ全く之を擧行するに及ばずして、空しく失敗の歷史を後世に留めたり、

（附言）廢佛毀釋といへる思想の沿原及び其經過、水戶學の性質並に朋黨の軋轢を語るにあらざれば、水藩に於ける廢佛の事情を詳かにする能はざるも、今思ふ所ありて、一切之を省略せり、茲に謹んで記述の精緻ならざりし罪を謝す、

（明治四十五年六月八日、七月八日發行、佛教史學第二編第三號、第四號所載）

水戶藩の廢佛毀釋餘談

無名氏稿

水戶藩の廢佛毀釋の始末は、井野邊茂雄氏が、本誌第二編第三號四號に詳細に論述せられてゐるから、重ねて記述するまでもない、乍併當時の大事變であつたから、

諸書に見ゆる所も少くない、餘談として、一二記述するも、亦必ずしも益ないことでなからう、

烈公は固より佛教を信ぜられなかつた、乍併佛教を排撃せられたのは、僧侶の墮落を厭惡せられた一結果と見ねばならぬ、乃て廢佛毀釋の一大事變の內面には、自ら當時の佛教界の狀況が窺はるゝのである、此點から觀察する必要がある、

當時の僧侶が自ら修養する所もなく、信仰する所もなく、徒に威福を恣にした、然るに愚俗は舊慣に依り、佛教の靈異を畏敬し、僧侶を崇重してゐた、此狀況を見て、苟くも事理を解する者は、自ら感憤せねばならぬ、烈公が僧侶を懲膺し、愚俗を覺醒しようとせられたは、寧ろ當然であらう、固より烈公の處置には、穩當を缺いてゐたこともある、乍併當時の僧侶に同情のあるべき筈もない、

「筑波根おろし」に、烈公の佛教を排擊せられたことに關し、種々記載してあるが、自ら烈公の半面も見らるゝ心地がする、左にその一話を掲げよう、

「畑村といふ所に、藥師如來の秘佛もたるあり、卽ち常福寺の配下なり、むかし義公の君此寺におはして、開扉せよと仰られける時、住持、秘佛に候、開扉せば中々なる災害や候はんとまをしければ、いざや國主の開扉せんに、何か祟りあらんとおほせら

れて、御手自おし開きて、とり出されける、勝れたる作佛なり、拜せる金箔など、稀代の上品なり、縄一すぢもち來り、荒縄とりよせ、その像を卷き縛り、やよ藥師佛、靈あらば明朝までに、我にその威敬をしめせ、さらば此寺に田地を寄せて、崇敬を加ふべし、若明朝までいさゝかのしるしもなくば、佛像を毀して、なを破却すべし、其有無決せむまで、かくいましめの縄かけおくぞと仰られて、御歸城まし〳〵ける、此曉にかしこき靈夢ありけりとて、ふかく感歎まし〳〵て、あくるも待ず、その寺におはして、その縄ときほどかせられ、恭敬禮拜して、卽ちはじめ御誓の如くになし給ひけりと、寺の縁起に傳りたりとぞ、

此頃齊昭卿も、其寺にて、開扉せよと仰ありにけれど、住持さきの蹤を執して、然るべからぬよしいさめまいらせければ、さらば、われも義公の跡をこそおはめとおふせられて、佛を引出し、しばり、逆につりおきて、さきの如く誓ひ玉ひ、あけむあしたを限りにと誓ひて、御歸城まし〳〵けれども、いさゝかの威靈もあらざりければ、奉行に仰せて、佛像をとりよせ、金箔はいかにもむかしの上品なり、あしくせむは實をうしなふなればとて、剝とらせ給ひ、赤裸の木像となして、奉行所庭上になん燒せ給ひける、此外木像の裝金を剝て、燒亡れける數いと多しとぞ、烈公は命を下し、突然祝町

等の妓樓の客帳を取上げて、種々取調べさせ、僧侶の遊興に耽るを明にし、それ〳〵處分せられたとのことであるが、定めて彼等を驚かしたことであらう、

常福寺役僧より上つた書一通、よく實際の狀況が察せらるゝのである、

換舌

先役之節、寺院不如法取調候箇條被仰下候趣、承知仕候、數多之事御座候得共、見川村多寶院、先沼村阿彌陀寺は、泉町縫殿左衛門、繰（操カ）興行の砌、見物之婦人召れ罷越、海魚等取亂置候に付、召捕候砌、祝町妓樓等、客帳相糺候處、一度ならず罷越候旨相違も無御座に付、其旨筋へ申上候樣相覺申候事御座候、餘は覺居廉も無御座候間、御承知可被下候、

四月十五日　　瓜連村

常福寺　役僧

當時藩内の寺院の處分の狀況を見れば、僧侶の狀況も知らるゝのである、

左にその寺院を列擧しよう、

此度御改正被仰付候寺院左の通、

一女犯、放蕩、追院、　　眞言　堅磐村　　圓鏡院

一同上、	法華	市毛	無二亦寺
一親不孝、同上、	一向	松ホサキ	上宮寺
一女犯、出奔、同上、	法華	成澤	寶塔寺
一同上、	同	赤ツシ	願成寺
一同上、此者隱妻子有之、遂に寺を辭、家を買、金貸付目論見有之、	眞言	大ツカ	西明寺
一同上、	曹洞	豐田	養命寺
一永年無住に疊、	眞言	中坂	福乘寺
一同上、	同	眞町	常照院
一同上、	同	磯部	寶壽院
一女犯、出奔、追院、	曹洞	磯原	松山院
一殿堂大破、修理不行屆候ニ付疊寺、	天台		大悲寺
一住僧破戒、不如法出奔、村方願の上同上、	眞言	稻田	東聖寺
一年來大破、殿堂修理不行屆、村方願の上同上、	同	東石川	覺乘院
一永年無住、村方願の上同上、	同	德田	遍照寺
一年來無住、大破ニ付、村方願の上同上、	同	山形村	長東寺

一同上、　同　高ハキ　眞福寺

一同上、　同　豆洗　東泉寺

一同上、　同　堀口　光明寺

一同上、　同　下深ヲキ　西照寺

一同上、　同　小妻　地藏寺

一博奕、放蕩、追院、　一向　額田　光照寺

一永年無住、疊寺、　曹洞　友部　平善寺

一博奕、放蕩、追院、　一向　門田村　淨願寺

一永年無住、疊寺、　眞言　春友　寶積院

一住持出奔、同上、　同　今瀨　福聚寺

一年來無住、殿堂大破に付、村願の上疊寺、　同　河原子　東福寺

一同上、　同　宮田　薩隆寺

一女犯、出奔、同上、　同　川尻　寶塔寺

一無住村方願の上同上、　同　町屋　福聚院

一同上、　同　小中　觀聲寺

一同上、	同	大中	永命寺
一殿堂修復不行屆、村願の上同上、	禪宗	井橋	橋昌寺
一同上、	淨土	大久保	淨光寺
一同上、	同	下手綱	引接寺
一同上、	曹洞	金澤	長清寺
一住持、出奔、同上、	同	大久保	正傳寺
一永年無住に付同上、	同	白羽	觀音寺
一島村金剛院寄寺、	同	額田	毘盧遮那寺
一住持出奔上、手綱村能仁寺へ寄寺、	天台	天津	天松寺
一殿堂修復不行屆に付寄寺、	同	石岡	西光寺
一住僧破戒、不律、出奔、疊寺、	眞言	瑞龍	密藏院
一出奔、同上、	曹洞	下岩田	松巖寺
一年來無住、白羽村大聖院へ寄寺、	天台	不名坂	地藏院
一殿堂大破、再建不行屆、村願の上疊寺、	同	田尻	觀泉寺
一女犯、出奔、	淨土	瑞龍	清光寺

一年來無住、大田村淨光寺寄寺、　時宗　額田　常念寺

一不如法に付追院、　小野寺　修多羅寺

一住持不心得の義、永無住、　天台　吉田　藥王院

一不如法に付追院、本寺へ寄寺、　法華　同　蓮乘寺

一山市村圓通寺へ寄寺、　禪宗　河和田　天德寺

一無住に付永無住、　天台　見川　多寶院

一無住、村方願の上疊寺、　同　米澤　不動院

一同上、　同　吉沼　阿彌陀院

一願の上筑波東へ罷越に付同上、　一向　河和田　報佛寺

一無住、村願の上疊寺、　天台　吉沼　觀音寺

一無住、永無住、　同　磯濱　西福寺

一稻木村久昌寺寄寺、　法華　千波　東法寺

一無住、村方願の上疊寺、　眞言　上青山　地藏寺

一同上、　同　枝川村　泉藏寺

一同上、　禪宗　畑谷　天界寺

一同上、	法華		妙法寺
一上岩瀬村延生村へ寄寺、	淨土	古田	清巖寺
一川島村へ引寺、	同	湯戸	空華寺
一無住、永無住、	曹洞	大橋	興谷寺
一山方村へ寄寺、	同	富澤	圓通寺
一不如法に付追院、	法華	見川	妙雲寺
一願の上歸俗、	一向	湊	西光寺
一常葉村神崎寺へ寄寺、	眞言	畑谷	寶幢院
一下古田村へ引、	臨濟	吉田	常照寺
一無住、村方願の上疊寺、	眞言	鳥羽田	龍眼寺
一願の上歸俗、	同	安食	福藏寺
一同上、	同	桐セキ	不斷院
一同上、	同	上戸	觀音寺
一同上、	法華	瀬來	慧雲寺
一同上、	同	井セキ	虎賢寺

一無住、殿堂修復行屆兼候に付疊寺、　眞言　飯富　龍光院

一出奔、同上、　一向　眞佛寺

一無住、修復不行屆、同上、　眞言　岩根　鏡智院

一那珂川村寶幢院へ寄寺、　同　石ツカ　金剛院

一年來無住、修復行屆兼、村方願の上疊寺、　同　石澤　西龍寺

一無住、戸崎村神應寺へ寄寺、　時宗　高頭　香休寺

一女犯、出奔、疊寺、　眞言　東野　東光院

一出奔、同上、　臨濟　小湯　傳燈院

一無住、村疊、　同　小田野　玉泉寺

一同上、　眞言　藤福寺

一留守居僧破戒、不如法、出奔、同上、　淨土　大岩　西方寺

一村方困窮、破堂修復不行屆に付疊、　眞言　利見　廣泉寺

一女犯、出奔、同上、　同　長田村　藥王寺

一無住、大破、修復不行屆、同上、　曹洞　上伊勢宿　永昌寺

一下小瀨村成龍院へ寄寺、　眞言　上小瀨　慧光院

一住僧願の上還俗、殿堂大破に付疊寺、　同　田谷　醫王院

一無住、殿堂修復不行屆、疊、　同　田サキ　聖興寺

一無住、同上、　同　渡部　勝幢寺

一同上、　臨濟　香積寺

一上入野小松寺へ寄寺、　眞言　高久　吉祥寺

一無住、寺大破、疊、　同　石澤　淨土寺

一同上、　同　長倉　法性寺

一同上、　淨土　正覺寺

一同上、　法華　長澤　蓮性寺

一下穴津龍谷寺へ寄寺、　曹洞　東漸院

一出奔、疊寺、　淨土　今田　寶泉寺

一無住大破、修復行屆兼候に付同上、　同　野田　長源寺

一同上、　曹洞　野口平　泉福寺

一同上、　同　村野　松林寺

一殿堂破壞修繕不行屆、同上、　同　孫根　淨賢寺

一破戒、不如法、出奔、同上、	臨濟	福田	金光寺
一出奔、同上、	曹洞	上覺	慈眼寺
一無住、同上、	眞言	小船	大聖院
一同上、	曹洞	小砂	東光寺
一同上、	眞言	駒高野	地藏院
一同上、	同	靑柳	了性寺
一同上、	同		長福寺
一同上、	同	照田	極東寺
一出犯（奔カ）、	同	下膽澤	大山寺
一年來無住、寺修復不行屆、同上、	曹洞	下伊勢宿	長昌寺
一同上、	法華		妙蓮寺
一同上、	眞言	菅谷	延命寺
一願の上還俗、	一向		正覺寺
一出奔、破戒、轉寺、	淨土		常蓮寺
一女犯、不如法、追院、	臨濟	常柴	江林寺

時宗		神應寺	一戸崎村へ曳寺、
淨土		光臺寺	一破戒、不如法、出奔、
一向		淨安寺	一願の上還俗、
眞言	戸村	文殊寺	一年來無住、疊寺、
臨濟	戸崎	靜安寺	一同上、
淨土	八田	一乘寺	一破戒、出奔、同上、
眞言	山方	密藏院	一博奕、女犯に付追院、
同	袋田（マヽ）	萬福寺	一同、
同	同部	開藏院	一殿堂修復行屆兼、村方願の上疊寺、
同	花房	觀照院	一同上、
同	和久	慈照院	一女犯、博奕、不如法に付追院、
同	中染	持寶院	一同上、
曹洞	下大川	松盛院	一女犯の上出奔、
法華	新宿	曼荼羅寺	一同上、
眞言	玉里	彌勒寺	一年來無住、大破に付、嶋村金剛院へ寄寺、

一無住村方願の上疊寺、　同　大田　梅照院
一同上、　同　棚谷　寶清院
一同上、　同　高柿　定珠院
一同上、　同　竹谷　養德院
一住持願の上寺役御免、　同　天下野　慧空院
一無住村方願の上疊寺、　同　下高倉　高倉院
一同上、　同　小生瀬　寶泉寺
一同上、　同　同　福藏寺
一同上、　同　門大野　寶桐院
一同上、　同　高柴　金姓寺
一同上、　同　大生瀬　千福寺
一同上、　同　中郷　大雲寺
一同上、　同　駒平　耕源寺
一同上、　同　塙　觀音寺
一同上、　同　西ノ門　成龍院

同　諸澤　鏡泉院　一同上、

同　大室　常蓮院　一同上、

同　小倉　長命寺　一同上、

同　泉　種性寺　一同上、

同　下岩瀬　寶藏院　一同上、

同　岩サキ　德乘院　一同上、

同　盛金　不動院　一同上、

法華　中利覧　常寂光寺　一女犯、出奔、

淨土　箕村　心巖寺　一博奕、破戒、追院、

同　國安　醫王寺　一破戒、不如法、追院、

同　下村田　福聚寺　一博奕、出奔、畳寺、

同　大方　大養寺　一同上、

曹洞　大子　永福寺　一村方願の上、畳寺、

同　西ノ内　德泉寺　一同上、

臨濟　大室　松吟寺　一同上、

一年來無住、大破、村方願の上疊寺、	曹洞	宇ルノ	向福寺
一無住、村方願の上疊寺、	臨濟	下大賀	弘願寺
一年來無住、右同斷、	淨土	小野	龍泉寺
一女犯、出奔、	同	上大賀	枕石寺
一年來無住、村方願の上疊寺、	同	松榮	來迎寺
一同上、	同	泉	光崇寺
一同上、	同	下村田	安養寺
一同上、	同	菜谷	龍谷寺
一同上、	同	西染	西光寺
一同上、	同	野上	大蓮寺
一住僧女犯、不律に付追院、永無住、	時宗	大田	遍照寺
一村方願の上疊寺、	眞言	池田	寶乘院
一同上、	同	下津平	三友院
一年來無住、寄寺、	時宗	瓜連	西福寺
一洪水之節川欠流失、	一向	小貫	常圓寺

一年來無住、村方願の上疊寺、　臨濟　増井　正林寺
一住僧破戒、不如法、出奔に付寄寺、　曹洞　南湯出　蒼龍寺
一住僧出奔、大聖院へ寄寺、　天台　大野　來迎寺
一年來無住持、本寺へ寄寺、　曹洞　富田　東光寺
一右同斷、常明寺へ寄寺、　同　上郷　高德寺
一年來無住、本寺へ寄寺、　同　比藤　三光院
一同上、　眞言　比富田　慈戸寺
一住持破戒、不如法、出奔、寺號除地、都而瑞龍清光寺へ寄寺、　淨土　土田　法然寺

右總計

一眞言八十九	一法華十三	一曹洞二十四
一天台十一	一一向八	一淨土二十六
一禪宗三	一時宗五	一臨濟十七

〆百九十六

（大正二年一月八日發行、佛教史學第二編第十號所載）

水戸藩の廢佛毀釋餘談（續）

無　名　氏

烈公の初め家を繼げる時、領内の人民の葬式の風儀を改めたが、これが後の所謂神葬の始めである、乍併當時は、神葬と云ふのでない、自葬と云ふものであつた、人民に死亡の者ある時は、五人組が取扱ひ、五人組の内に、死亡の者ある時は、庄屋が取扱ひ、庄屋が死亡の時には、目附が取扱ふことゝし、麻上下を着けさせて、棺に納めさせた、勿論火葬は禁止して、土葬に嚴定した、且つ葬詞を作つて、領内に播布し、葬式の時に必ず朗誦さすことゝした、その葬詞は左の如くである、

葬詞

天保某年某月某日止云、喪主姓名膝折伏弖、樞乃前仁言左久、天地闢初志與利、人民蕃息弖、於酒毛於酒毛、其遠祖與里、子々八十連綿佐弖、唯氣酒流通比盡事、無隨仁、今形魂古骨黃泉仁葬牟禮、御魂波、直爾家内仁歸給比弖、一向邇子孫乎日守夜守仁守給倍止、恐美恐美母申須、

これより領内の人民は、自葬することゝなつたが、忽ち寺院僧尼に大痛撃を與へ、寺院の廢地となつたもの、二百六十ヶ寺に及んだ、乃で除地施物等の回收等で、凡そ五百石餘の國益となつたとのことである、

領内の大寺と云へば、淨土宗十八檀林の一なる常福寺、日蓮宗の久昌寺、眞宗の願入寺等である、是等の寺は、殊に藩主の關係が深いのである、常福寺は元瓜連に在りしが、義公の時別に向山に分院を建立して、菩提所とし、貫主を請せられ、瓜連の方は院代に委してあつた、然るに烈公は貫主を瓜連へ送り、向山の分院を廢し、寺領を沒收せられた、同分院に安置の代々の位牌を城内に遷し、靈社を營みて祀られた、久昌寺は水戸の日蓮宗の根據地とも見らるゝ道場であつたが、烈公は廢地となした、願入寺は藩主の關係尤深い、義公以來親戚の間柄である、寺領千石許りあつた、義公の時久米村から磯濱内祝町岩舟に引移されたものであつたが、烈公は再び舊跡久米村へ引回させ、寺領を沒收せられた、引移の時住持の嘆願により、人夫千人馬千疋拜借の事が許可せられた、

一　岩船　願入寺

願入寺の事は、種々の記錄もあるが、茲に當時の文書一通を揭げておかう、

其寺此度久米村舊跡へ御返被遊、右御寄附地物入三百石、修理免三十八石被下置候條、早速引移、寺務可致旨仰出候ものなり、

但是迄被下置候御寄附地並御介力金等は都而上る、

お霊殿、寶照院殿御續柄も有之、尙又引移普請入用も可有之歟、格別之思召を以て、年々金五百兩づゝ被下置候事、

「筑波根おろし」に、當時の實況を見聞のまゝに記述してあるが、今日より想像もせらるゝ心地がする、

一、寺領無之寺院は、何宗によらず、一時に取拂被仰付、銅佛は鑄つぶし、木像は燒捨、石佛は取捨相成、御道具疊建具等迄賣拂被仰付、人家へ遠き山林にある寺をば、燒拂相成候、人家に近き(脫アルカ)屋根と床のみ殘りて、自から頽るゝを待さまなり云々、

一、二月十五日なるに、その日商人の話に、他國にては佛ねはんの日なれば、諸人寺々へ參詣致すべきに、當領はそれに引かへ、村方へは今日御役人方御出張にて、佛像を燒捨を行ふなりと物語れり、

一、坂東觀音札所水戸領二ケ所有之、いづれも寺領有之、其内佐竹寺といふは、住僧出奔して空寺となり、疊等もあげて、枯たる花建あるのみにて、人の寄付けはひ

もなき様子なり、八溝山といふは、何か權現とかいふ社も有之、別當兼帶せり、其寺へ宿して諸事を聞けるに、住僧の山伏の話に、拙僧も神主に轉じたき段願書を上げたれど、未仰付無之、心配致すと物語なり、

一、此年諸寺社の鐘を御取上有之、火砲を鑄させ給ふ、其鐘の數凡六百餘なりとぞ、

一、近頃村方の組頭役の者死去せしに、御止仰付の通、死體麻上下着せ、木にて大小を作りさゝせ、入棺いたし、机一脚、酒壺、洗米、菓子を備へ、二寸角程なる木に、村名苗字通稱の墓と記したる木を持行のみにて、外に道具なし、葬詞も庄屋より出たれど、得よみ不申に依て、棺の上にひろげおきて、拜し候へき、また跡の弔は、その死去の誕生日を祭ると定め、祭れと被仰候へぬ、

一、日光街道に施鉢の僧群をなせり、是れ水戸領御追放、また出奔の僧なりと所々にて噂なり、

天保十三年に、領內の諸寺院に命じ、梵鐘を上納せしめ、大砲を鑄造せられた時、諸寺院の住持に一人も抵抗した者はなかつたやうである、却て信徒の間に、種々請願した者があつたが、殊に許可して木製の梵鐘を製作して、鐘樓に懸けさせた滑稽談も傳はつてゐる、

諸　寺　院

一
海岸防禦之義、御急務に候處、何れも奉承知御通、御勝手向、御不如意に而、思召之樣にも御備御行屆不相成候故、御領中に有之濡佛撞鐘等に而、大砲等之利器御製相成候付而は、人々御國恩之程相辨、差出可申事、
（候カ）

天保十三年寅極月二十六日

以書付申觸候、寺院撞鐘等此度御引上可被遊旨、左之通被仰出候、右者異國船防禦之御手當として、御引上に相成候儀に有之、防禦之儀に付而は、公邊に於て、深御配慮被遊、深山幽險之領地を武備心掛候樣被仰出候上者、實に不容易事實に被思召候義に而、奉恐察候、萬一御領内海岸へ上陸をも爲致候而者、決而不相濟儀に而、上にも晝夜御苦心被遊候、異國防禦之御備大砲等、御手厚に御手當被遊候思召被爲在候間、速に差上候樣可致候、萬一心得違等に而、願立等之義有之候而も、決而不相濟事に候條、心得違無之樣、村中無洩可申觸候、

此時諸寺院中に、よく藩主の主意を奉じたと云ふを以て、殊に賞せられたものが數寺あつた、

一白銀十枚　紋絹五十四　常柴村神碕寺

此度異賊防禦之利器爲御製作、寺院に有之候諸佛銅鐘等可差上旨相達候義に付、其院義、御國恩を辨へ、末派之族へ諭方行屆、速に差上候段、達公聽候處、御感(マヽ)悦被思召、口錄之通被下置候旨被仰出もの也、

一 白銀十枚 紋絹五匹　　杉山寳鏡院

(前同文)

烈公は、諸寺院の僧侶の非行を檢擧して、追放せられたが、適々如法の言行なる者を賞表せられた、これは殊に傳へねばならぬ、

一 白銀七枚　　常柴村　祇園寺

如法篤實之趣相聞候に付、爲御褒美白銀被下置候ものなり、

一 白銀　　大田村　淨光寺

其方儀如法篤實之趣相聞、一段之事候と被思召候、依之爲御褒美、白銀被下置旨仰出ものなり、

(大正二年三月二十五日發行、佛教史學第二編第十二號所載)

水戸藩廢佛史料

〔御改正并回復秘錄〕　常陸瓜連常福寺所藏

御改革一條秘錄

○天保十三寅十二月廿六日、諸寺院濡佛撞鐘御引上之達、(如別記) ○同十四卯年八月十二日、圓淨寺兼職御免(如別記) ○同九月十四日向山御引移之達(如別記) ○同十月三日定式御代拜可成御止之達(如別記) ○同十一月六日華頂御殿御扶翼金之儀ニ付、向山幷瓜連兩山閉門、(但十五日)役者兩人追出(如別記) ○同日御牌堂御位牌三十餘基御引取(如別記) ○同月より十二月廿六日迄諸末寺被召捕幷出寺跡破却、永無住、御領分無願出家、還俗、他國僧住居難相成等(如別記) ○十一月閉門濟、然ル處、於江戸表、當年出府不相成樣ニ閉門被申付候義歟と推察ニ而、何を茂心配被呉、猶於御門主樣茂、御尊配被爲在、十二月十七日頃、水戸御簾中へ被仰進有之故哉、閉門御免、役僧名代ニ而相濟、卽刻乍病中出府致度段及內話候處、知恩院宮樣ニ茂、方丈に御逢被遊度御待兼之由、中納言樣へ被仰越候由故、早々御出府可然間、例之通御屆等可被成旨ニ付、屆相濟、廿八日曉發駕、廿九日藤代宿ニて立飛脚ニ出會、輿中ニ而開封之所、當暮出府之儀、於御學殿厚御配慮被遊

候ニ付、先達而水戸御簾中樣ニ、來春二月早々御歸洛ニ付、常福寺ニ御逢被遊度段、御懇ニ御文被進、依之御同所ゟ御返事、
扱常福寺事何も伺ひ𛂞、則御返事參り候故、一筆申上ひ𛂞、是ハ私認候御積りニて、御覽御賴候、
智樣御文、常福一條、何も伺申候、國政ニもかゝわり候事ニ候得共、御申聞も有之候故、何やか相含ミ候而、披せ可申候、智樣御登りも二月を存候、此たん御申上可被成候、已上御文面、
右ニ付御殿重役衆ゟ表向御用狀被遣候宿坊、立飛脚ニて、大略左、
智恩院宮御方、來二月朔日御發輿、御歸洛被遊候ニ付、御對面之御用被爲有之候間、早々出府可被致旨被仰出候、恐惶謹言、　檉田遠江守判、　岩波少進判、
十二月廿八日　常福寺
猶別書相添、御用人安藤氏ゟ茂同斷、途中ニ而飛脚へ出會、輿中ニ而熟覽、所詮出府六ヶ敷見込ニ而、表向可申立候との御配慮之段恐入奉存候次第、仍而藤代宿ゟ飛脚人足ニ返書爲持差戻之、
辰正月

元日七ツ時頃、天神谷宿坊巧嚴寮迄着、

此度出府之事、前以夫々方御申越有之、旁無滯着府候故、二日出府屆致候得共、住職已來御國內御改革非常之事共、撞鐘一條、常葉山御免、貳百石相減し、向山御引移一條、且開山已來無例之閉門、役者兩人追出、御位牌御引取、阿彌陀寺始被召捕、其外院代始出寺多分、寺跡破却、永無住、寄寺幷末寺交代、已來寺社役所ニ而申付ニ相成候次第、主伴共格外之心配、隨而夥敷入用相掛り、御寺ニも毛頭之得分も無之、貳百年來之寺格寺納寺跡等、一ヶ年之間ニ數多之改革、御改革之時節与ハ申條、當職におゐてハ、前代に對し、後進に對し、申譯無之、進退唯心痛耳、且御國許下說ニて、向山方丈出府ニ相成候ハヽ、公儀向御羽振能方与承り候故、定而事起り可申抔噂有之由、下說とハ申條、恐慮不少、且亦常照山御祭祀御改革之儀、尊牌前にハ勿論、奉對公儀、御別當之職分恐入候次第旁ニ付、押而出勤難相成程ニも無之候得共、舊冬已來風邪且疝氣腰痛ニ申立、御年頭幷御會評不參可仕ニ治定候而、新田樣に御內談、役寮にも御含相賴置候事、

四日未明方海順（宿坊使僧）小石川御屋形に遣之、水戸常福寺去暮廿八日出立、朔日夕芝山內に着被致候得共、三ヶ日故差扣、今日御屆申候、且御繪符返上、猶亦方丈も舊冬

已來寒邪ニ被犯罷在候得共、月迫故押而出府之處、再感之上、疝氣差添、無餘儀引籠療治被致、公儀御年頭引續御屋形御年禮被申上度存候得共、難計被存候、宜御含置被下候樣、手代佐々木重次良へ內話置、○御會評昨卯暮已來、國許御改革之廉々、其節ニ祿所へ相屆候得共、貫通不致、御一覽御得心出來兼可申ニ付、一緒ニ略抄して差出之、左之通、

○寅十二月廿六日、於水戶寺社役所、御領中諸寺院幷山伏へ濡佛撞鐘差出候樣御達左之通、

海岸防禦之儀御急務ニ候所、何迄も奉承知候通、御勝手も御不如意ニ而、思召之樣ニも御備御行屆ニ不相成候故、御領中ニ有之濡佛撞鐘等ニ而、大砲等之利器御製ニ相成候ニ付而ハ、人々御國恩之程相辨被差出可申事、

右御達之所、拙寺儀入院前御當山ニ滯留中故、飛脚差越候、留主居之役僧共ゟ、追々歎願差出、入院相濟候迄、日延之儀達而相願候處、漸正月十五日迄日延聞濟之上ニ而も、請書催促有之候段申越候ニ付、卯正月十三日小石川水戶御屋形寺社役所へ差出候書付、

右御達之趣敬承仕、不一形被遊御配慮候段奉恐入候、隨而爲國家安全、佛像を造り

洪鐘を鑄候等之儀も御座候得共、壞滅致候事も、佛家之嚴製(制)、僧侶之戒愼不容易儀殊更神祖之御遺狀ニ睍布出候、可尊崇神徳、是國家豐饒除災來祥之甚たる故也と御座候御規定之通、佛像鳴鐘等檀家ゟ睍布有之候靡々者、御寺幷諸末寺ニ至迄、悉く惣錄所增上寺に相屆候節、國家豐饒除災來祥御國恩報謝之祝禱、無怠慢永久相續も勿論、若破損等有之候ハヽ、乾度再興可致旨、同所ゟ嚴重之達方有之候ニ付一己之存意を以、錄所に伺方も難相成儀も、諸檀林一同古來之規定ニ御座候、此度御達之趣、檀林に申談、錄所に伺相立候ハヽ、公儀に伺ニも可相成筋、萬々一御稱號ニも相拘り候儀茂御座候而も、不相濟儀を深く恐慮仕候、殊ニ住職被仰付、未タ入院も不仕、万端不案內之儀ニ付、卒爾之御請も難申上、殆當惑仕候、尤不輕御達之儀ニ候へば、此上篤と思熟仕、申上候迄も、御請之儀御猶豫被成下候樣被奉願候間、可然御執成之程奉願候、以上、

卯正月　　向山常福寺役者

小石川御屋形　　慧周

寺社御奉行所

右之書面差出候得共、水戶表寺社役所ゟ、末寺共に御達之每度、取々之了簡申出

候ニ付、未タ入院も無之事故、御猶豫願差出置候間、追而差圖致し候迄ㇵ、何れも心得違無之樣、精々申諭取鎭め置候次第ニ而、留主居役僧共取計方甚難澁之趣故、同月下旬水戸表寺社役所ㇸ爲差出候常福寺直願之書付左之通、

○覺

海岸御防禦之儀御急務御用ニ付、早速御請可申上筈ニ御座候處、當月十三日役者共を以申上候通り、未タ入院も不仕不案内故、忽卒之儀も申上兼候間、篤と思熟候迄、御請之儀御猶豫被成下候樣奉願候處、御國元ㇸ到着已前、追々御達之御趣意、役者共ゟ具ニ申越之、不一形御厚配被爲在候御儀ㇵ恐入、奉敬承、猶更御國恩之厚を感佩仕、思召通御備被爲屆候樣、日夜奉懇禱候儀ニ付、末寺共萬一心得違之儀も有之候而ㇵ、不相濟儀ニ付、御國恩之程厚相辨候樣、精々申諭候上、御請申上候樣仕度候間、入院式相濟候迄、御猶豫之儀幾重ニも奉仰願候、以上、

卯正月　　　　　　　　　　　　常福寺印

寺社御奉行所

○小石川寺社役所ㇸ差出候書付ㇸ、二月三日掛紙を以、同所ゟ御達左之通、

書面申出候趣ㇵ有之候得共、其御寺之儀ㇵ、御菩提所之儀ニも有之候得ㇵ、御國恩

相辨、第一ニ請書差出可然所、却而致遲延候段如何之事ニ候間、早々請書差出候樣尤無理ニ御引上ニ相成候次第ニも無之、差上兼候との事ニ候ハヽ、右之振を以判談有之間、來ル十五日迄ニ否聢と可被申出候、此掛紙も中納言樣御案文之由、後日手代衆被申候、

○右ニ付、同月八日直願差出候左之通、

海岸防禦御用ニ付、御領中ニ有之濡佛撞鐘等ニ而、大炮等御製ニ相成候ニ付而も御國恩相辨差上可申と御達之趣奉敬承候得共、未タ入院も不仕、不案内故思熟仕候迄、御猶豫奉願候處、此度御附紙之通、無理ニ御引上ニ相成候次第ニも無之間、差上兼候との事ニ候ハヽ、右之振を以判談有之間、當月十五日迄ニ、否聢と可申出樣御達之旨奉承知候、隨而御寺儀も、御菩提所故、格別蒙御國恩深奉感佩、尊靈樣方御菩提之御追福も勿論、御武運長久御封内安寧之祝禱無怠慢奉申上候、住持職ニ而軍器御用之料ニ濡佛撞鐘等差上之儀、何共申上兼、只々痛心奉恐入候、乍去思召ニ而御引上ニ相成候儀も、何共不申上候、併御仁恕之程只管奉拜願候、此段宜御執計深所仰候、以上、

卯二月　　　常福寺

小石川御屋形

寺社御奉行所

同十日爲御年禮、水戶御屋形に參殿之所、寺社役靑木又四良對面、此程御差出有之書面ハ、差上兼候意味ニも猶豫願とも相見へ、御國許ゟ差越之附紙ニ、否屹ト可申出与有之ニ相振れ候間、否決擇之文面ニ認替有之度ト被申候ニ付、和漢ニおゐて佛像佛具を毀り、通用錢或ハ農具等ニ作り候先蹤ハ、粗史傳ニ相見へ候、何れも其後災害不祥之事共有之候、乍恐此度之儀、右ニ類例候ハヽ、深く痛心恐入次第、其上佛像等破滅之ためニ指上候而ハ、自身ニ破滅いたし候も同然、佛家之逆罪尤可戒愼儀ニ候、且濡佛撞鐘ハ其寺々之常什物にて、住持之了簡を以、致損滅候儀難相成ハ、古來之定法、就中佛像撞鐘等ハ、重立候什寶、既ニ御寺交代之節、御役所ゟ立合ニ而諸什物請取渡シ有之候、旁以不容易儀、一旦之御威嚴を憚り、御國恩を失却し、國家之御爲をも不顧、佛家之重禁、住持之身分を相忘、無慚与可差上之御請ハ堅申上兼候ト、其ニ申述候處、左候ハヽ、若思召ニ而御引上ニ相成候ハヽ、如何ト被尋候ニ付、思召ニ而御引上ト有之候事ハ、無餘儀次第、御異論不申上ト答候處、左候ハヽ其旨認加へ有之候樣ト被申候ニ付、思召次第ト申候而ハ、不敬之至恐入候、右等之譯

合恐慮有之事故、書面こも認兼候間、御役所ゟ御國元に宜被申遣度と頼入候處、理合相分り候故、此方ゟ委細書取、早々國元に可申遣由、猶又同十二日、役僧呼出し、最早御參府前こ差向候事故、此上猶豫願等難相成旨、昨夕國許ゟ申越候こ付、此頃之書面こ而も、方丈御趣意も通り兼、此方之書面計りこ而も不取計こも相成候間、末文に思召こ而御引上之儀も、何共不申上と書加被成候ハヽ、其餘も書取り可申遣との事こ而、書面被差戻候こ付、無餘義書替、翌十三日右之書面差出候處、○同十六日水戸表寺社役所こ而、向山役僧に口達、

此度も御領内一同之儀こ付、上之思召を以濡佛撞鐘等御引上こ相成候間、其旨被相心得、一派不洩樣通達可致候、

右こ付、兼而寺社役所に申立左之通、

瓜連舊跡之儀も勅願所、且神君樣御取立之檀林、公儀御菩提之儀こ付、今般思召を以撞鐘御引上之御達者、定而御除之儀と存候、若哉向山御寺同樣之御含こ而も、手切之御答難相成、彼是申立候樣こ而も、却而恐入次第、御達除こ相成候樣兼而御含置被下候樣、寺社手代衆迄申入爲置、

三月下旬入院諸般如先規相濟、五月中ゟ追々諸寺院濡佛撞鐘御引上こ相成候こ

付、責而御舊跡之撞鐘ハ御殘しニ相成候樣仕度段、末寺中ゟ申出、元ゟ御達除ニ相成候樣申入置候得共、寺社御役所ニ而も納得無之趣ニ相聞候、然ル處同月廿七日、郡方ゟ瓜連村庄屋へ口達左之通、

瓜連舊跡撞鐘近日之內御引上、大宮村へ時之鐘ニ被下置候ニ付、彼村役人掛合ニ來り候節、差支無之樣可取計旨被相達候段、村役人ゟ申出候由、院代屆出、向山ニ而も御沙汰も無之、猶又御達し除之歎願書差出度候得共、兎角彼是と上へ逆ひ、御趣意ニ相障り候趣、內沙汰粗相聞候故、無餘儀爲差出候書付左之通、

瓜連舊跡之儀も、公儀御菩提所且檀林ニ付、今般思召を以御引上ニ相成候旨、兼而公儀寺社御奉行所幷錄所增上寺へ相屆可申之所、御國政之儀御菩提所當職ゟ申出候段、恐慮不少深痛心仕候、何卒從當御奉行所、公邊へ御斷被成下、其振を以增上寺へ相屆候樣仕度候、尤御引上之儀彼是申上候次第にも決而無御座候、只管御手續之程幾重ニも奉願候間、宜敷御取成奉願候、以上、

卯六月　　　　　　　　　　　　　　　向山役者

寺社御奉行所　　　　　　　　　　　　　慧周印

右書付預り置ニ相成、七月十日役者呼出、右書付被差戾候、若押而被相願度候ハヽ、

方丈直願を以、委細に譯柄相認無之而は判談席に難差出候由、被申聞候趣意ニて、矢張彼是と道理を付、故障致し候様ニ被致推量趣ニ被察候故、再願致兼、時運極り候事と悲歎罷在候、其後何之沙汰茂無之處、九月八日寺社役所ニおゐて口達、

瓜連寂寄方角撞鐘不殘御引上ケ相濟候ニ付而て、舊跡撞鐘も近々御引上ニ相成候條、其旨可被相心得旨被相達候、

右ニ付院代にも、此上彼是内願等致し候而は、万端差支之程も難計間、時運ニ任セ置可申段相諭置候所、一旦ハ御殘ニ相成候様ニも相聞候得共、郡方内含之次第も有之事ニ候哉、閏九月八日瓜連村庄屋馬之助方に、郡手代兩人被相越、人足五拾人明朝可差出由ニ付、村役人共何之御用ニ哉と承り候處、御用之儀ハ明朝可相達との事故、翌九日朝人足相揃候處、今日常福寺之撞鐘御引上ニ相成候間、其段寺に可相斷旨被申付候ニ付、申通候哉否、人足取掛り、引落、早々寺外壹丁餘南之畑中に引出し打破掛候處、金性宜且巨鐘故、人足共手餘、太田ゟ鍛冶職を呼寄、六日夕刻迄ニ菰包ニ致し差送り候、目方凡三百貫目ト申傳候得共、吹散も有之哉、正味貳百四拾五貫目有之候由、庄屋ゟ申出候、右撞鐘ハ第十九世白譽而通代寛文四辰年鑄替、徑り三尺五寸、龍頭ゟ長ヶ五尺、鳴韻御領内第一ニ而、今年迄テ百八拾年之内、六時爲

撞來り候處、一時ニ滅却致し、院代幷役者共も當春來過分之心配水沫と相成、且數村之者共深く相歎候趣、依之共旨御屆申上候書付左之通、

○八月十二日寺社役所ニおゐて御城下圓淨寺兼帯御免之御達

常葉山御靈屋御享祀、此度御改被遊候ニ付、圓淨寺兼帯被遊御免候條、常福寺ニ可相達、

但し、看主二ヶ坊之儀も、山内に爲引取候條、尤二ヶ坊之儀も何れ之寺に成共、住職可申付候條、寺跡早々可伺出候、其間ハ御扶持給是迄通被下置候、

右常葉山之儀も、水戸家御太祖賴房卿(諡威公)御代、寛永十一戌年、御城廓中に、公儀御靈屋御造營、御供養料三百石被爲附、御別當寺御創建、松榮山圓淨寺と號し、常福寺第十六世傳譽臺山を以開山と被成候已來、常福寺ゟ兼帯、御法要等之節も罷越相勤、平生も看主差置、且御供養僧二ヶ坊支配爲致、貳百拾年來御勤仕申上來候所此度御享祀御改、御廟番兩人被仰付、御領中靜明神神主長官幷吉田大宮司之兩人に、格式昇進百石宛被下、且禰宜四人兼勤、唯一神道ニ被成、御靈屋之稱號相改メ、御廟と可稱旨被仰出、畢而、常福寺兼帯御免之旨御達有之ニ付而も、奉對尊靈樣、何共奉恐入候儀、且永世之住職ニ相抱(拘)り、旁深痛心仕、縱令御聞濟無之共、御別當職分之

本意。其節ハ申立度存し心配致候處、既ニ神主ハ被仰付候上ニ而、御免被仰付候事故、如何樣ニ申立候而も、御聞濟有之間敷、且深き思召も被爲在べく哉ニ相聞候故、退而勘考仕候處、神道取立役出來、佛門御拂被成度時風哉ニ被察候故、書付差出候ハヽ、如何樣之儀出來候半も難計、乍不本意、同十四日御請爲致、十六日御場所向幷圓淨寺爲引渡、佛像幷看主二ヶ坊共爲引取、尤御宮始天台方御靈屋共同斷ニ候、是迄之御宮始御道具悉燒捨ニ相成候趣ニ候、但し圓淨寺も疊立具取置、立朽り同樣ニ而、火之番壹人御差置有之趣ニ候、乍恐御宮之儀も、元來慈眼大師依御遺命、兩部御祭祀、御靈屋之儀も御代々尊靈樣方、唯佛門之御法式、然ル所唯一之御祭祀ニ相成候而も、神靈樣冥慮之程如何可有御座哉と深奉恐入候段御當山ハ御屆申上候、

○閏九月十四日向山常福寺瓜連舊跡ハ御引移し之御達

瓜連常福寺檀林古跡ニ有之候處、寶永度向山ハ御建立、寄寺之儀被仰付置候所、古跡衰微ニ相成候へも、此度瓜連村ハ御曳被遊、寺院號等都而是迄之通被仰付候條、向後瓜連村ハ相移り、先規之通佛事可致勤行旨被仰渡者也、次ニ寺社役口達、

瓜連普請出來迄ハ、其儘出來之上相達候間、其節引移り可被申候、

右御達之中ニ、寄寺之儀被仰付も有之候、書留ニ一切無之候、辨譽長慶上人向山

移住已來當年ニ至り百三拾六ヶ年相續致し來、御改革之時節ヽ申條、數十代三ヶ寺兼帶之所、先達而圓淨寺兼職御免、佛像迄引取、廢寺同樣、又候向山引移し、瓜連壹ヶ所ニ可相成段、住職壹ヶ年ニも不滿內、重々之替變、住職之面皮も無之次第、向山に引移之節も、公儀に御屆、增上寺に御賴ニ而取調ひ候次第故、公邊幷錄所に伺之上御請可致次第ニ候得共、左候ハヽ當今之時勢、難題出來候半も難計、

右大變默止候も不本意ニ付、同十六日差出之書付左之通、

御達之趣奉敬承候、隨而御當山儀は、寬初淨鑑院樣御火葬地へ一寺建立、常照山淨鑑院と稱候所、威公樣思召ニ而、尊號相除、心光寺と改號被仰付、寬永十九年年御供養料五拾石御寄附、常福寺末ニ相屬し候所、義公樣兼而爲淨鑑院樣威公樣御追孝、伽藍建立之思召被爲在候得共、心光寺境內地狹故、貞享四卯年地所御見立、於向山六萬坪餘御艸創、元祿二巳年冬迄ニ伽藍御成就ニ相成、心光寺御引移し、常照山淨鑑院と古名ニ御復し被遊、多年之思召立に而、疇昔瓜連常福寺淸譽林咋に開山之御契約被成置候所、已前遷化ニ而、江戶深川雲光院本譽源水御招被置候所、是亦先達而相果候故、益譽融心に開堂儀式被仰付候得共、林咋を以開祖と御定被遊、引續黑門唐門裏門東西兩庵等御普請ニ相成候、肅公樣御代瓜連常福寺ヘ兼而御菩提所、且林咋を以開山ニ

被成置候由緒旁、辨譽長嚴に御歸依ニ付、向山に常福寺之寺號引移シ、檜林一合ニ御構被遊度、寶永五子年公儀に御往復相調ひ、增上寺に御賴、大僧正ゟ寺社奉行所に御願濟、移住ニ相定り、小方丈等御建添、學寮追々引移し、翌丑年移住致し、舊跡には院代差置候趣、書留ニ御座候、乍恐義公樣肅公樣多年御深厚之思召、結構御建立、格別之御配慮を以、御菩提所且檀林兼帶ニ被成下候以來百三拾餘年、法務相續仕候段、全御仁德御國恩之程難有奉存候、何卒出格之御仁恕を以是迄之通、御當山ニ而法務仕度、只管奉懇願候、以上、

閏九月　　常福寺

寺社

御奉行所

右歎願書差出候處、此度引移之儀深思召被爲在候而被仰出候故、書面差出候而も、常福寺之爲ニ却而不宜候間、其趣役僧に能々可申聞と、奉行被申候由ニ而、被差戾候故、猶又直願之儀ニ候得と、一往御判談被成下度旨、㒵々申入候得共、同斷ニ付、內々掛りに問合候處、岩船願入寺參村舊地に引移し、山之寺三昧堂御取拂、同日御達之所、兩寺共請書差出候間、兎而も御聞濟有之間敷由ニ付、熟々時勢之次第を考ふ

るに撞鐘一條常葉山一件、此度之儀追々强盛ニ相成候故、無餘儀場合ニ至り、請ケ致候樣ニ而も、引移御作事ニも相障り可申間、速ニ請書差出、其上にて工風可然と內決致し、兼而御分家方御荷擔之願書御出被下候樣、直書を以願可遣と心組致し候得共、都而相止、廿一日役僧を以、請書爲差出、舊跡御普請之儀宜と爲申入置候ニ付、御時勢之嚴命無餘儀請書差出候段、御當山江御屆ケ申上候、同晦日寺社方ゟ向山常福寺瓜連江爲御曳ニ相成候ニ付、舊跡之方住居向爲見分、手代兩人被相越、有形繪圖も不及申、惣而地形幷御引移ニ相成候庵繪圖等被相認候、兩三日之間舊跡ニ逗留ニ付、役向も勿論、村方名主寺領庄屋迄請切、用辨爲致候、其節之模樣不遠御取掛りニ相成候哉ニ付、十月八日執政之老若幷寺社奉行江直參ニ而、舊跡衰微致候ニ付、瓜連村江御引移、御普請可被成下段難有奉存候、向山御建物都而御引移、御作事奉願候、此段宜敷御沙汰被成下候樣所仰候と、口上書を以致回勤、重役衆江も對面之上、舊跡開山已來由緖之次第、向山御新建幷檀林合柔之譯合、且古跡衰微ニ罷成候ニ付、此度御引移御再建可被成下段難有奉存候、如被爲思召、先年寛政四子年四月七日類燒已來、殊更致衰微候、元來難澁寺故、文化八未年暢譽代再建（脫アラン）之修理も不行屆候故、向山御建物都而御引移被成下候ハヽ結構ニ伽藍全備可仕と難有仕合候、右申述候次

第、古跡故御出來之上ニも、增上寺始檀林中ニも逐一吹聽仕度、何分ニも宜御沙汰被下候樣委細ニ演舌致候、猶其趣覺書ニ致し、御含之爲ニ差出候處、請込宜趣ニ相見候、同廿五日御普請方兩人向山ニ被相越、小方丈幷役向之部屋貳棟引移、御筋ゟ御差圖ニ而一通り見分、且道筋幷舊跡場所をも明日見積り候由、内々引移繪圖被爲見候處、申譯迄之御普請哉ニ被察候故、役僧共程克内話、例之通酒食出之、翌廿六日瓜連ニ而も同樣、依之廿九日寺社役所ニ差出候書付左之通、

今般瓜連舊跡ニ御引移ニ付、去廿五日御普請方手代衆御見分之上、先小方丈幷隨身共部屋向御引移被成下候趣、難有奉存候、隨而御趣意之程ハ難計奉存候得共、住居向御先ニ御引移ニ相成候而ハ、御崇敬にも如何と深恐入、住持職不本意之至ニ奉存候間、何卒御牌堂法堂幷大方丈向御先ニ御引移被成下候樣、偏ニ奉願候、尤早々御取掛り之御樣子ニ相伺候間、出格之御賢慮を以、速ニ御沙汰被成下候樣幾重ニも奉願候、以上、

十月　常福寺（早急之趣故直願ニ而出之、）

寺社

御奉行所

右書付爲差出、尤手代塙亮藏に內話爲致候所、此節ハ何事も仰立不宜、且右貳棟限り之御普請と申次第ニも無之、乍去御位牌堂之分ハ相合取扱可致間、書面不差出方宜と被申候得共、御合ニも可相成哉ニ候間、其元限りニ御預り置被下候樣賴置候、但し其後御引移ニ付而ハ、冬中何之沙汰も無之、春ニ相成、大工日雇方等兩度も見積りに來候得共、其筋ゟ差圖と申振ニも無之、只酒食致し候耳ニ而、一切譯合分り不申候

○十月三日寺社役所ニ而御代拜御止メニ相成候御達

中納言樣御簾中樣峰壽院樣年中定式被遣候御代拜、此度思召を以、已來御止メ被遊候旨被仰出候條、其旨可被相心得、但淨鑑院樣に御拜代ハ是迄之通り、被遣候段書付を以被相達候、尤御祥月料御茶湯料ハ是迄之通可被下旨、寺社役口達有之候、

此段先年も被仰出候事ニ候、其節御崇敬筋申立、御達止ニ相成候故、此度も可申立之處、思召を以御止被遊候与有之、且諸宗寺院追々減少被成候折柄、御曳移一條之御趣意彷彿として見止難出來次第、彼是思熟致し、御達之儘ニ差置候、但し出之寺摩訶衍庵も同樣之趣ニ御座候、

○十一月六日御位牌御引取之御達

此度思召有之、其寺江御安置被成候御位牌一圓御引取ニ相成候條、被仰出候間、可被得其意旨、以書付被相達候、

但し淨鑑院樣御位牌ハ被御殘置、尤御祥月料御法事等ハ不相替候、已來御牌堂ハ御構無之、但し自分ニ假御位牌相立御供養等ハ勝手次第之趣口達、

此條御扶翼金觸書一件落着ニ付、寺社役所ニおゐて、閉門愼被申渡、畢而役僧江被相達、猶御位(牌脱カ)請取役人御寺江被相越候間、早々歸山被成候樣被申候ニ付、差急夕刻歸山之所、晝後ゟ寺社役壹人、同手代兩人、并郡方壹人、目附兩人、長棹人足五拾人程、學頭寮并西庵ニ而歸山待兼被居候ニ付、丈內之者共ハ何事哉不相辨、驚動致居候故、早速丈內中并學頭寮西庵呼寄、閉門被仰付候故、嚴重ニ可相愼旨申達候而、出役江爲知遣、役僧并帳場立合御位牌三拾三基嚴密ニ爲引渡、挑燈ニ而御引取ニ相成候、多分御位牌裏書ニ置牌淨鑑院ゟ彫付有之候、思召之程難計痛心恐入候次第、依之假御位牌相立御供養申上候、但山之寺御位牌ハ兩三日後御引上ニ相成候由ニ候、

○御領中諸寺院江追々嚴重之仰出有之、自葬祭流行ニ付、御城下禪宗圓通寺寺社役所江、寺院心得方伺出、問答往復之上、御奉行ゟ終極之達し書取之寫

左之通、

近來佛法盛りニ雖被行、僧行不正不律不如法之もの、隨而檀中新亡之節施物不足抔と申、剩へ法名等ニあたけ多、多分之布施を貪り候ものも有之、古來源威公樣源義公樣と奉稱、法名之御用無之、御先代神儒葬祭御家中御濟し被成候、諸民ニ而も上之御行を慕ひ奉申上候もの共、自葬祭之儀願出者共には、御聞濟被遊、願之通被仰付候、雖然菩提寺離檀と申ニは無之、於上ニも常福寺久昌寺之御菩提所御離を不被遊有之候へは、小前之者共迚も、離檀之儀不相成事ニ候、乍去菩提所とて新亡之節相構ひ無之、施主之志ニて回向被相賴候ハヽ可致遣、法名等も施主之望ミに候ハヽ可遣、望無之候ハヽ不及遣、新亡之度々告來り候ハヽ、過去帳には是迄之通相印し可被置、檀中之者共潰を寺宗旨替之儀は御免ニ候ハヽ、何宗に成共檀中之ものとも勝手次第ニ可致候事、

右は寺社役所御趣意之由ニ相聞候へ共、當今御達振ニ而は深意有之哉難計、貳百餘年來之御仕來等、一時御改革之折柄、諸宗寺院何れも驚歎迷惑之趣ニ相聞候、然ル處十一月十日夜、大山村阿彌陀寺靈瑞、箕村心巖寺定有、菅谷常運寺秀忍、右三ヶ寺共、寺號取放、脫衣繩掛ケ召捕ニ相成候ニ付、末寺中何れも此節柄不安堵之折柄、

御用之儀有之候條、來ル十五日五ツ時、寺社役所ニ可被罷出候、

右舊跡院代始諸末寺ニ御呼狀到來ニ付、先達而中御呼出之上、卽時ニ追放被仰付候向も有之、旁如何之御用哉と大ニ驚動し、一乘寺稟瑞、香仙寺運帖、菊蓮寺超道、法然寺潮典、正覺寺勸道、大善寺留主居、福聚寺圓定出寺之旨、檀方村役人より追々屆出候ニ付、相糺し候所、無餘義次第ニ罷成り候故、寺社役所ニ相屆ヶ候、然ル處十六日之呼出し御用も、呵り一通り之事に而、進退ニ拘(拘)り候儀に無之故、醫王寺堪龍、淸光寺了典、西方寺眞翁、三ヶ寺之村役人屆方宜趣ニ相聞候ニ付、行方相尋呼返し、役所配符日限之節、病氣等申譯取はくらひ、在住相濟、依之無住寺多故、差支無之樣、所化共割振、留主居差遣度、夫々檀方村役人ニ爲掛合候所、自葬祭流行且も村々役人方自葬祭勸進方故、不及留主居由相斷候向も有之、一端(旦)留主ニ差置候而も、村役人方彼是申候ニ付、檀方共無餘儀斷り差返し候向も有之、何共取計方無之次第ニ候、右騷動ニ付、同月十五日舊跡所化共迄立去り、無據留主居遣し、取締り申付置候、猶寺々祠堂財多少共貸附有之處、村方難澁之事故、取扱當分相休可申旨、郡方ゟ村役人ニ被相達候、尋常之折柄ニ候ハヽ、寺社方ニ願立も出來候へ共、郡方跋扈之時節故、致方無之、寺々難澁之趣ニ相聞候、然ル處、

○十二月五日諸宗役寺觸頭へ御達し左之通

無願出家得度之儀ハ御大法も有之所、近來諸宗猥りニ弟子取致、壹寺住職を始メ、所化等ニ至迄、無願之僧徒不少不屆之至ニ候、畢竟御大法をも相犯し、濫度之僧侶故、速ニ戒行護持も不行屆、放逸無慚之輩有之、風を破り俗を亂し、國家蠹害御政道之御妨ニ相成候ニ付、夫々御吟味之上嚴重被仰付樣雖有之、格別之御仁恕を以、此砌何等之御沙汰ニ不被爲及、壹寺住職等之儀ハ、其儘被差置候條、一統難有奉存、此上如法ニ寺務可致、弟子所化等之儀ハ、何れも生村江御歸し被遊、還俗被仰付候、且右樣出家いゐし候者共儀ハ、孤獨之窮民ニ而、取分ケ不便之事ニ付、何れも御郡奉行所におゐて、夫々御扶助方有之候條、其旨申含メ、生村役人江引渡候樣、無滯一宗江可相觸者也、

但し、早速村役人江引渡、右請書を以、來ル廿日迄ニ可申出候、未不引渡内出奔等爲致候ハヽ、可爲越度候、

○同日諸宗役寺觸頭江御達左之通

此度御領民無願之出家生村江御歸し、還俗被仰付候ニ付而ハ、雲水之僧侶所化等之儀ハ、領國願濟之有無等急度相糺し、御領内寺拜領望之者共ハ、何れも一先歸國爲致、領主地頭役人之添書を以願出候樣可相觸候事、

〇十二月十一日御達左之通

宗祖舊跡被思召、格別之儀を以、今般河島村香仙寺、太田村法然寺、上岩瀨村誕生寺、寄寺被仰付、廷被指置候旨被仰出候條、此段可奉承知者也、

〇同日瑞龍村淸光寺に御達左之通

一派舊跡太田村法然寺、今般其寺に御寄セ被遊、住職被仰付候條、萬端是迄之通可致寺務旨被仰出もの也、

但し、檀家除地等之儀も、是迄之通可被付置候、淸光寺除地幷法然寺跡も上ル、

〇同日坂戸村定善寺に御達左之通

其寺今般一派舊跡川島村香仙寺へ御寄セ被遊、住職被仰付候條、萬端是迄之通可致寺務旨被仰出もの也、

但し、檀家除地等之儀も、是迄之通可被付置候、定善寺跡も上ル、

〇同日臺町淸巖寺へ御達左之通

其寺今般一派舊跡下岩瀨村誕生寺に御寄セ被遊、住職被仰付候條、萬端是迄之通可致寺務旨被仰出もの也、

但し、檀家除地等之儀も、是迄之通可被付置候、淸巖寺跡も上ル

○同十一日御達左之通

常福寺末寺常盤村光臺寺於寺中、年來無緣之石碑等悉く取拂、尚又墓所を引ならし、畑ニ相開き候趣相聞候ニ付、住僧召呼可及吟味と呼出相達候處、出奔之趣ニ付、役者召呼及吟味候得ハ、全住僧所爲而已ニも無之、代々住持未熟致來り候儀に候得共、今更御糺ニ相成恐入候旨、兼帶坂戸村定善寺申出等差添、尚役者共ゟも年來申付方不行屆不念恐入候旨申出候趣も有之候處、墓所之儀ハ檀家之族、各其先祖之遺骸葬埋致置候場所ニ而、子孫之身ニ取候而ハ、尤可爲重儀ハ勿論、永世不朽を謀り、夫々石碑等をも建置、末永く孝恩を相伸候事ニ有之、將又住持之儀ハ、其墓所を預り相守り候ものニ候得ハ、無緣ニ相成候程、尚以哀憐を加へ、無麁略追福をも營、體魄を安居(堵)し、可然筋ハ勿論之事ニ有之處、無其儀、常ニ貪欲而已ニ相走、檀家之施行ニ依り、旁々立居之儀を忘却いたし、一旦及斷絕、或ハ付屆無之迚、舊來檀家之恩を忘れ、石碑を倒し、墓所を引ならし、畑ニ開き、不淨之糞土に汚し候段、旁慘刻之至人情ニ有間敷所爲ニ候、加之右寺之儀ハ、市井雜居之寺院ニ而、連年破戒不如法之僧徒而已有之、風敎之御妨ニ相成候ニ付、寺破却被仰付候條、其他之寺院ニおゐても、訖(屹)と相心得、右等之儀無之樣可致事、

但し、古來銅地藏尊門外ニ安置有之所、種々下評有之ニ付、先年住僧幷檀家に內意申付、修復差加へ寺內に引移候節、少々土盛り上ケ、濡佛臺座之四方に所々ニ散在有之古石碑十餘基立並置候處、右濡佛ハ五月中御潰ニ相成候跡、右石碑而已殘り有之候を、寺社手代見廻り之節、無緣塚相築候樣ニ被見請候哉、且墓所地續、先年火葬場年來荒地ニ相成、篠笹追々墓所に蔓延致し候故、堀返し掃除致置候を、墓所堀崩し畑地ニ引ならし候樣ニ被見請、兩條如何之旨、先達而當山に被相達候ニ付、當時兼職定善寺幷檀中呼出し、早々相糺し、委細書付を以可申出旨申渡候處、無緣塚相築候譯合ニて無之、但し濡佛御潰し義相憚り云出ニ致置、て墓所堀返し畑地ニ致し候ニも無之段、委細申出書付を以及返答、兩三度往復、事濟候故、來春は修復ニも取掛り可申日論見之所、右之通御達ニ付、檀方一統深く相歎罷在候、

○十二月廿六日水戶寺社役所ゟ御達書之寫

國安村醫王寺、箕村心巖寺、菅谷村常運寺、右之寺院不束之儀有之ニ付、此度追放徒罪等之上、寺破却申付候條、其旨可相心得事、

○同廿六日御達左之通

上宮河內村菊蓮寺、內田村淨欣寺、八田村一乘寺、長倉村正覺寺、大岩村（西）西方寺、大方村

大善寺、下村田村福聚寺、右之寺院吟味之筋有之、先般呼出し相達候得共、何れも出奔いたし恐入候旨申出し、此上召捕次第可被所嚴科候所(マヽ)、村方出願出之趣も有之ニ付、先寺之儀も何をも永無住被仰付候條、可相心得事、

○同廿七日諸宗本寺觸頭七ヶ寺に御達し左之通

此度其寺々に度僧之儀御濟し被遊、度牒相渡候條、向後御領民出家望ミ之者も候ハヽ、其段郡奉行所へ爲願出、其寺々ゟも當奉行所に願出、何れも裁許之上弟子取可致旨被仰出もの也、

但し、雲水僧侶之儀も、隨身たり共、其領國願濟之有無訖(紀)を相糺し、地頭役人之添書を以、願出可請裁許事、

右御達ニ付、御領中當寺末四拾壹ヶ寺之所破却、幷永無住被申付候分も勿論、外留主居之所化共も、其領國願濟之添書無之候而も、住居難出來旨ニ付、追々爲致歸國、此節一宗内ニ而三五人ニ罷成、法務万端差支勝ニ候得共、御改革之御國政故可申出樣も無之、悲歎至極ニ御座候、此段御屆申上候、以上、

卯十二月　　　瓜連

常福寺印

增上寺御役者中

右御本坊ゟ入御内覽、畢而新田御丈室へ相賴、御會評ゟ差出之外ニ添書左之通、

○書付を以御屆申上候、

當寺末寺之儀ハ、元來瓜連舊跡檀林所附ニ而、移轉住職之節ハ、本寺ニおゐて致人撰、水戸寺社役所ゟ相伺候上、本寺ニ而住職申付候仕來之處、去卯十二月中、寺社役所ゟ一宗之僧侶移轉住職之儀伺濟之上、遠方等年來御任セ被指置候處、向後奉行所直撰申付候條、御領内寺拜領之僧侶有之候ハヽ、願出候樣可致と、書付を以被相達候ニ付而ハ、從公儀御取立、結構被成下置候餘寺不混之檀林寺格ニ相抱(拘)り、奉恐入候上、末寺取締方ニも種々差支有之ニ付、寺社役所ゟ可願出之處、先達而ゟ拙寺事知恩院宮御扶翼差上金之儀ニ付、役僧共ゟ觸達文言等不束之趣を以、逼塞被申付中、且末寺之内破却永無住寄寺等追々被仰出候折柄故、無致方御達之通ニ相成候、此段御屆申上候、以上、

辰五月　　瓜連

增上寺　　常福寺印

御役者中

○華頂御殿御扶翼一條幷閉門被仰付候子細、書取ニ而差出候樣、芝御役者ゟ

申來候ニ付差出候、左之通、

華頂御門主樣御扶翼冥加金、御當山ゟ御達之趣を以、去ル卯年五月中、舊跡入院式之砌、諸末寺ゟ篤と申聞セ、一同納得致し候ニ付、舊跡院代幷末寺老僧分ゟ相任セ候處、熟談之上、看主幷兼職寺ニ而ハ取計兼候邊も可有之ニ付、寺々相應無偏頗割合ニ而、先例之通院代より御達之趣、各寺寫置、檀方世話人村役人ゟ篤と談合可申、尤金高之儀ハ、一家ニ而五拾文百文當り之割合ニ候間、彼是難澁申立之儀不相成候旨致添書、遠近末寺ゟ相觸候處、九月中追々相納候折柄、自葬祭之催有之候故哉、內田村淨欣寺無住ニ付、同村役人、村方難澁ニ而聊も難相納由、院代ゟ斷り申出候、右ハ郡方手代ゟ內談、村役人一己之了簡之趣ニ相聞候故、其村方惣して檀家ニ候得共、一涯ニ難澁与申次第も有之間敷、檀方中ゟ申談、可成丈ケ可相納旨申諭し、其儘ニ差置候處、其段寺社役所ニ相通し候哉、同所ゟ十月十二日、此度本山納金之儀ニ付、增上寺ゟ達し有之由ニ而、宗門末々迄相觸、追々勸物取立、村々致難澁之趣相聞候、取立之分、村方ゟ相返し候間、御役所ゟ指出し、尙心得振可申出候段申來候ニ付、追々相納候貳十五ケ寺分金拾七兩貳步餘、名前付帳面差添、御役所ゟ相渡し、返答書爲差出候處、內合之儀も有之事哉、取請無之、其後院代幷役僧共度々被呼出、嚴重被申聞候ニ付、

公儀御免勸化之振合ニ而も無之、門末爲冥加差上候事ニ付、先例も有之故、御屆不申且各寺納得之上、相當之割合ニ而難澁ニ不相成樣取計、且添書文言ハ院代不行屆之邊も有之候得共、寺々相應之割合名前付帳面之通りニ候故、村々難澁と申次第ニ無之段、委細ニ譯合申入候得共、一切取上無之故、不得止事役僧引負、役人中被申候通りニ、口書ニ請印差出候、十一月五日二更過頃、常福寺幷役僧兩人共、今六日五ツ時御役所ニ可被罷出旨呼狀ニ付、早速寺社役所ニ罷出候處、御奉行今井金右衞門殿ゟ、當五月中末寺幷檀方ニ相觸、勸物取集之儀、當御役所ニ無屆取計、御國政ニ相障り、且公儀御免勸化ニも相振レ、彼是難澁申立、不相成との文言を以、爲相觸、村々難澁之趣相聞不念之次第ニ候、依之閉門被仰付之御達、次ニ役僧兩人ニも、同樣之次第ニ、數ヶ條申並へ、依之退出、御領中御構之旨被申付、寺內役僧ニ此度思召を以、其寺ニ御安置被指置候

御位牌一圓御引取被遊候旨被仰出候段、書付を以被相達候、右ニ付請取役人、其寺ニ罷越居候間、早々歸山可被致由ニ付、夕方歸寺之處、先刻ゟ寺社役幷手代等人足五六拾人引具、山內學寮ニ御待居候得共、閉門被申付候上之事故、應對も難出來、直樣御位牌三拾餘基爲引渡候、混雜可申樣も無御座候、右寺社役所ニて常福寺御呼出之先例

も無御座、無餘義面談之儀有之候節ハ、御奉行居宅に罷越、取扱之格合も有之處、此度ハ扣席始御達方等之振合、都而平寺同様之取扱、且院代役僧共之手落ニ相成候次第を以、瓜連舊跡幷向山共不慮之閉門被仰付候、從
公儀寺格結構被仰付置候上、水戸御大祖以來別段御取扱之廉迄も相潰し、何共奉恐入候得共、諸寺院大變之時節故、可申上樣も無御座候、

○二月七日去ル御會評之砌大僧正樣始諸檀林方重々御評論之處、瓜連壹ヶ寺ニ相限り候儀ニも無之、惣而佛法之興廢別而一宗之存滅ニ相抱(拘)り候事故、御役所方御奉行所に早々御屆可然哉之旨、御評決案文迄御渡シ被置候所、御先柄空中不容易儀ニ付、御役所ニ而御見合之よし候所、小石川御丈室儀ハ、向山御先住故、去年來之一件格別ニ御心配被成下、今度役者衆に度々御催促被成下候趣、且諸宗方も追々願出候哉之旨、內々被伺候ニ付、今日靑山大膳亮殿へ御屆左之通、

瓜連常福寺儀ハ、慶長之度權現樣格別之御神慮を以、十八檀林ニ御撰擧被成下、寺格結構被仰付難有奉存候、同八卯年神君樣御五男武田万千代君被成御逝去候ニ付、常福寺存把に御導師被仰付、御菩提所ニ御定被成下候、其後再建之砌、水戸家元祖賴房卿方、莫大之御助成有之、寺格相當伽藍全備洪鐘鑄替ニ相成候、然ル處昨卯年五月中

とり、追々御領中撞鐘銅佛等御引上ニ付、常福寺儀ハ格別御由緒之譯柄委細歎願書面再三差出候所、強而申立有之候而ハ、却而不爲ニ相成可申旨被申聞、書面被差戻、因九月九日洪鐘御引上ニ相成候、

一常福寺兼帶所水戸城廓內常葉山ニ、寬永之度賴房卿公儀御靈屋御造營有之、御供養料三百石被爲附、常福寺ニ御別當兼帶御申付、已後ハ凡貳百年餘御供養申上來候所、昨卯年八月中、唯一神道ニ御享祀御改、御靈屋之御稱號相止メ、御廟と可稱旨御達有之、神職靜長官ニ兼職御申付、常福寺兼帶御別當之儀御差許ニ相成候、

一向山常福寺儀ハ、貞享之度、水戸家御二代光圀卿多年之御志願を以、淨鑑院樣且源威公樣爲御菩提、伽藍御創建有之、御分家迄之御菩提所ニ御定ニ相成候已來、御累世御位牌御安置被成、長日御供養申上來候所、昨卯年閏九月中、御位牌不殘御引上ニ相成候上、寺ハ瓜連村舊跡ニ寄寺ニ相成候段御達御座候、尤淨鑑院樣幷御分家方之御位牌ハ殘置ニ相成候、

一同寺末寺御領內ニ四拾壹ヶ寺御座候所、無住寺或ハ住僧不束之儀有之、追放徒罪等之上、跡寺破却永無住等ニ被申付、或ハ住僧有之候而も、寄寺ニ相成候ニ付、卽今

無事在住之寺三四ヶ寺ニ相成候、

一御領民ノ内致出家罷在候ものハ、還俗被申付候分、末寺所化之内七人、且他國僧之儀ハ其領國願濟之添書無之候而ハ住居難相成旨ニ付、追々爲致歸國、當節一宗内ニ而出家漸三五人ニ罷成、法務万端差支候得共、御國政之事故、可申出樣も無之、悲歎至極仕候旨、常福寺屆出候間、此段御屆申上候、以上、

二月　　　増上寺役者

右御奉行青山侯御掛りニ而、先達而已來御取調中之所、御屆書差出候故、靡々御取被成候儀ハ被察候、依之、

○同十三日

瓜連常福寺由緒書持參ニ而、來ル十四日可被罷越候、

右ニ付、早々取調差出候樣御達故、去ル十二月中芝御役所より御達之振合取調左之通、

水戸殿領內瓜連常福寺御紋付袈裟致着用候儀聢と致し候極も不相見候所、傳通院等格別之寺跡住職被仰付候得ハ、寺格ニ而御紋付袈裟着用ニ候哉、御免之上着用ニ候哉、御目見等ニも着用候哉、右之境取調之事、又壹通、　瓜連常福寺、

檀林之儀ニ候ハヽ、一躰之寺格筋目巨細ニ取調可被差出之事、
別紙之通於松平和泉守殿御尋有之候間、書面之廉々巨細ニ取調、早急ニ御差出可被成候、尤御達ニ付、御役所ニ而も篤く御心配被下候、右ハ去十一月六日、水戸寺社役所ニ而御扶翼一件ニ付閉門被　仰付候節、例之通り御紋附袈裟着用ニ而罷出候節、奉行今井金右衞門御用御召之節ハ、御紋付遠慮可有之筈等、彼是被申候、手代塙亮藏御紋付着用之譯合役僧に被相尋候節、記錄之趣等不相辨事故、後日之障りニ不相成樣ニ、從容ニ答置候處、當今之時風何哉手落有之候ハヽと被存居候折柄故、右兩條公儀に御聞合被成候而、御返事之模樣ニ而、嚴敷被仰付度ての御事哉と被察候ニ付、好折柄ても存候故、兩條能々取調、請書差出候所、同廿七日御役所より御差出ニ相成候、依之此度右之由緒書へ、御紋附袈裟等之事書加へ差出候ニ付、璉界和尚同十四日御差出書付左之通、

瓜連常福寺儀ハ、淨土宗第六祖成阿了實上人、延元年中常州那珂郡瓜連鄕ニおゐて、草地ニ白蓮花之生候瑞相を感し、其地に伽藍致創建、草地山蓮花院常福寺と被名付、其頃同州太田城主佐竹權頭義篤爲祈願所、境内幷寺領寄附有之候所、嘉慶二辰年堂舍不殘類燒ニ付、第二世了譽聖冏上人同所北之方に引移し、被致再興、舊地

も白蓮塚と號し碑石有之候、右聖冏上人も淨土宗第七祖、智行拔群之大德ニ而、檀林之法式相傳之規則相立候も、全く此師之遺德ニ御座候、第三世明譽了智代寶德四申年、從後花園帝勅願所之綸旨頂戴仕候、以後無怠慢御祈願申上罷在候、第九世空譽玉泉代天文十卯年後奈良帝　御宸翰、常福寺之額字を賜り候、第十三世檀譽存把代、慶長六丑年神君樣檀林所ニ御取立被成下、寺格結構被仰付、翌寅年寺領百石山林竹木等御免除之御朱印頂戴仕難有奉存候、同年權現樣御五男武田万千代君水戸御治府、同八卯年御逝去ニ付、常福寺存把に御導師被仰付、御法號奉稱淨鑑院殿、御中陰御法事等同寺に被仰付、尊牌堂御建立御座候、淨鑑院殿御火葬地御城下備前町ニおゐて一寺御取立、常照山心光寺と號し、常福末ニ相屬し、御黑印五拾石幷境內貳拾石御寄附有之候、同十四酉年權現樣御十四男賴房卿水戸御治府之後、寛永十一戌年、水戸御城內常葉山に公儀御靈屋御造營、御供養料三百石被爲附、御別當所御建立、松榮山圓淨寺と號し、常福寺第十六世傳譽臺山を開山与被成候、已來貳百年餘、常福寺方兼帶仕、御法事等之節ニ罷越相勤、平生ハ看主差置、御供養僧貳ヶ坊長ク御勤仕申上候、同十一(三)亥年常陸國淨土宗惣本山ニ相定り候、第拾八世眞譽宗閑代、常福寺本堂始再建之砌、賴房卿莫大之御助成有之、伽藍全備仕候、第

十九世白譽而通代寛文元丑年、賴房卿御逝去、諡源威公、同代而通に御導師被仰付、尊牌御安置御菩提所与御定ニ相成候、第二十世清譽林昨代同四辰年光國卿被仰立、同年四月林昨依御召登城、蒙紫衣台命、同五月於小笠原山城守宅、御奉書頂戴、上京千種大納言殿、花山院大納言殿被遂奏聞、常紫衣不混他寺之
綸旨頂戴、六月七日参内仕候、其節光國卿より赤地金襴葵御紋付五條、緋緞子御紋附七條等被相贈、永々着用可致旨被仰渡候趣を以、右袈裟什物ニ仕、代々住持相傳而、水戸殿領内幷江戸御屋形御分家方へも着用仕候、光國公兼而淨鑑院殿源威公爲御菩提、七堂伽藍御建立被成度御意願之處、御城下備前町心光寺は境内狹少ニ付、貞享四卯年向山鄕之内ニ而六萬坪餘之地所御見立、元祿二巳年迄、伽藍御成就御城下心光寺之佛具撞鐘其外御黑印御寄附地迄御引移被成、常照山淨鑑院と御改水戸殿幷御分家御菩提所と被成候所、林昨相果候ニ付、岔譽融心御新建之伽藍に致入院候へ共林昨に開山之御契約被成置候事故、開山と御定被成候、其後瓜連常福貳拾九世辨譽長嚴代、寶永五子年綱條卿瓜連之寺號向山淨鑑院に引移し、御菩提所且檀林所一手ニ御備被成度、公儀に被仰立、則常照山淨鑑院常福寺与御改、御朱印諸什物幷末寺學寮等不殘引移ニ相成候、已來代々住持向山常福寺に在住仕、

檀林法務執行仕候、尤瓜連常福寺之方ハ、古來之靈場宗門之舊跡ニ候得共、向山と
り兼帶仕、法要等ハ其節ニ罷越相勤、平生ハ院代差置、諸事爲取扱候、右ハ瓜連常福
寺寺格筋目等書留之趣ニ御座候、

辰二月

増上寺

役者

右持參之所例と違ひ、證文所ニ而、留役豊藤五十助殿被請取、口上ニ而水戸表之
樣微細ニ承知と相見へ、種々被相尋候ニ付、承知被居候事共、尋ニ應して被相答
候所、其應々書付可差出樣被申付候ニ付、

○同十七日、青山侯寺社役赤松權三郎殿ゟ、遣界和尙宛ニ而、明十八日先日豊
藤五十助殿御談被申候書付御持參可被成旨、書札來り候間、下案返却候樣
遣海（界カ）和尙ゟ手紙來ル、則翌十八日御持參之書付左之通、

覺

一去寅十二月廿六日、於水戸殿寺社役所、御領中諸寺院幷山伏江濡佛撞鐘差出候樣
達左之通、
海岸防禦之儀御急務ニ候所、何れも奉承知候通、御勝手も御不如意ニ而、思召之樣

ニも御備御行屆ニ不相成候故、御領中ニ有之濡佛撞鐘等ニ而、大砲之利器御製ニ相成候ニ付て、人々御國恩之程相辨被指出可申事、

此段御達之趣、常福寺儀敬承仕候得共、國家安泰之ため、佛像を作り、洪鐘を鑄候等之儀は有之候得共、致壞滅候儀て、佛家制禁往古稀ニて有之候得共、遂ニ災害不祥之先蹤有之、不容易儀ニ御座候、殊更御遺狀ニも、顯布衆僧可尊崇神德、國家豐饒除災來祥之基たる故也と、御規定之趣を以、數度歎願仕候由、尤瓜連常福寺儀て、權現樣御取立被成置候檀林所、寺柄之儀、寂初都而從公儀被成下候儀故、同寺洪鐘之儀て、正五九月天下泰平之御祈願申上候節、且公儀尊靈樣方御法要之節、幷檀林四時法幢相營候要用に御座候間、瓜連常福寺洪鐘丈ケ御引上之儀、御容赦被成下候樣、度々歎願仕候得共、何等之御沙汰も無之、去ル閏九月九日御引上ニ相成候、

一去卯八月十二日、同所ゟ達左之通、

此度東照宮御祭儀、唯一ニ御改被遊、靜長官へ奉仕兼職被仰付、幷常葉山公儀御歷代樣御靈屋御享祀御改、當職に兼帶被仰付、以來常葉山御廟与可奉唱旨被仰出候條、此段可奉承知者也、

八月　　　　　　　　　　　　　　　寺社奉行

常葉山御靈屋御享祀此度御改被遊候ニ付、圓淨寺兼帶被遊御免候條、常福寺江可相達候、但し看主幷二ヶ坊之儀ハ、山内江爲引取候條、尤二ヶ坊之儀ハ、何レ之寺江成共、住職可申付候條、寺跡早々可伺出候、其間ハ御扶持給是迄之通被下置候、

八月十二日

一御宮御廟兼職　　　　　　靜長官

一同斷　　　　　　　　　　吉田大宮司

此段常葉山之儀ハ、水戸殿御太祖賴房卿（諡威公）御代、寛永十一戌年、御城廓中公儀御靈屋御造營御別當寺御創建、松（桀）葉山圓淨寺ト號し、常福寺拾六世傳譽臺山を以開山と被成候已來、常福寺兼帶御法要之節ハ、罷越相勤、平生ハ看主立置、御供養僧貳ヶ坊支配爲致、貳百拾年來勤仕相續罷在候所、此度御享祀御改、御廟番兩人被仰付靜明神神主幷吉田大宮司之兩人下禰宜四人兼勤、唯一神道ニ御改被成、御靈屋之稱號相止メ、御廟与可奉稱旨被仰出、常福寺兼帶御免之旨御達ニ御座候、

去閏九月十四日、同所ゟ達左之通、

瓜連常福寺檀林古跡ニ有之處、寶永度向山江御建立、寄寺之儀被仰付候所、古跡衰微ニ相成候得ハ、此度瓜連村江御曳被遊、寺院號都而是迄之通被仰付候條、向後瓜

達村に相移、先規之如く佛事可致勤行旨被仰出ものも也、

此段向山常福寺儀は、實初淨鑑院様御火葬地に一寺御建立、淨鑑院と稱し、御供養料五拾石被爲附候、威公御逝去之後、淨鑑院威公御兩所に義公御追孝ニ伽藍御建立被成度御存意之處、是迄之寺境手狹ニ付、貞享四卯年向山に轉地御再建、常福寺と御改被成候、則今時之向山常福寺ニ御座候、義公續而肅公多年之思召ニ而、追々結構御取立被成下候以來、百三拾餘年瓜連常福寺兼帶ニ而向山常福寺ニ在住法務相續仕來候、

一去卯十月三日、同所ゟ達左之通、

中納言様御簾中様峰壽院様、年中定式被遣候御代拜、此度思召を以、已來御止被遊候旨被仰出候條、其旨可相心得、但し淨鑑院様に御代拜是迄之通被遣候事、

一同十一月六日同所ゟ達左之通、

此度思召を以其寺御安置被成置候御位牌一圓御引取ニ相成候條、可奉得其意ものも也、

此段淨鑑院様御位牌丈御殘置ニ被成候旨、其節御達御座候、同日寺社役壹人、同手代兩人、幷郡方壹人、目付兩人被相越、威公御位牌始三拾餘基御引取ニ相成候、

右御尋ニ付、常福寺申出候趣を以此段申上候、

辰二月

增上寺
役者

右書面差出候所、豐藤殿對面、猶又細密ニ尋有之ニ付、正八へ差出候書付之趣を以、明白ニ被相答候所、重々之次第內密書取被呉候樣被申候、猶又寺社役赤松權三郞殿對面、大膳亮能々承り候旨ニ而被相尋候ニ付、同樣及應答候趣後日承之、

○同廿二日、先日御談申候常福寺之儀、重々ニ認候書付、今日御持參有之候樣、豐藤五十助殿被申聞候間、此段得御意如此御座候、以上、　璉界和尙一名宛ニ而手紙來ニ付、內密ニ而正八御屆書手渡し致置候、互ニ他言無用と被禁候段、後日內話承之、

三月廿一日

先月中之御樣子、其後御奉行御內話之趣も有之故、何卒歟御沙汰ニ可相成哉ニ傳承、依之、拙寺長之逗留ニ罷成候へ、御國許之推評も如何恐慮不少ニ付、近日出立ニ治定候而、小石川樣に罷出、內話申上候所、翌廿二日御使僧を以、近日出立之儀御隨意与申候へ共、歸國罷成候而ハ差支可有之間、強而御留申候段被仰越

候ニ付、逗留ニ治定、則、

廿四日、住坊巧嚴御屋形へ遣之、青木久四郎殿へ對面にて、方丈義先達而ゟ欝症相發し、種々醫療差加へ候得共、甚々敷順快不致、萬端心配被致、長逗留候而は、御國表之御推察之程深致痛心、此頃是非歸山致度樣被申聞候ニ付、醫師にも致相談候所、此分ニ而御歸山ニ而は、御順快之程無覺束申ニ付、法類共折寄御國許へ恐慮之處は、如何樣ニも貴所樣へ御談可申間、是非逗留せ申談候而、漸々落付療養ニ取極候段申入候所、病症之趣推察被呉、早速御國許へ具ニ申遣スへく間、右樣之所無御心配、緩々御加養可被成段御申傳可被下旨、懇ニ被申聞、早々被申遣候故哉、

四月六日、御屋形寺社手代佐々木重四郎ゟ來書左之通、

以手紙致啓上候、然は瓜連御方丈御所勞ニ付、來八日爲御尋之御使青木又四郎被相越候間、此段御案内申如斯ニ御座候、以上、

○同九日、青山侯へ書面差出候所、差支之文言も有之、旁差戻候、押而願度儀ニ候ハヽ、同役へ相談候而可差出旨ニ而御返しニ相成候ニ付、小石川樣へ御内談申上候所、何れニも差出可然樣被仰候へ共、一位樣御參詣前後御用多ニ而見

合候所、御奉行所ゟ御誘御座候故、廿八日差出願書左之通、

覺

瓜連常福寺儀ハ、慶長之度權現樣格別之御神慮を以、十八檀林ニ御撰擧御建立被成下、寺格結構被仰付、冥加至極難有仕合奉存候、然ル所去秋中水戸御城廓中常葉山公儀御靈屋御享祀御改、唯一神道ニ相成候段、權現樣御始御代々樣御規定ニ相振候儀ニて、奉對公邊深恐入奉存候、且水戸御領内ニ、同寺末四拾壹ヶ寺御座候所、去冬中ゟ過半破却或ハ佛像等御燒捨被成候由、又ハ檀家之ものとも自葬祭と稱し、菩提所に斷も不致、勝手ニ取計候趣、右葬祭之儀ハ、慶長之度被下置候御條目ニも有之候ニ付、歎訴不仕候而ハ、檀那寺之越度ニも相成、奉恐入候儀ニ御座候、常福寺儀ハ從公儀御取立被成下候御由緒も御座候ニ付、末寺破却被成候ハヽ、公儀に御伺濟之上、御取計可有御座儀と奉存候所、本寺に御達も無之、破却被成候向も有之候由、其節々同寺ゟ屆出候得共、御先柄之儀、殊ニ公邊ニおゐて御用途之折柄申上候儀奉恐入、旁差扣罷在候所、此節迚も寺院破却被成候、去秋中御靈屋御享祀之儀神道ニ御改被成候段、恐入奉存候、隨而同寺末破却、且又撞鐘等御潰被成候段、先達而中御屆申上候通、檀林一同何共悲歎至極仕候、尤淨土宗之儀ハ、御先祖樣已來權

現樣厚御信仰被遊、御宗門ニ御定被爲置候、就中檀林所之儀ハ、御治世被爲在候御酬報之爲メ、御譜代之國ニおゐて、十八ケ院御鼎建被成下候御條目之御趣意相立不申、奉對公儀恐入奉存候ニ付、不得止事申上候、右ニ付而ハ、常福寺儀も水戸御役所に只管御絶歎願仕候由ニ候得共、一圓御取上無之趣、何卒御靈屋御享祀御始、常福寺洪鐘幷同寺末破却被成候寺院共、都而元形之通ニ相成候樣、以御威光被仰出被成下候ハヽ、莫大之御仁恩ニ、方丈始拙僧共難有仕合奉存候、此段幾重ニも奉歎願候、以上、

増上寺

四月　　役者

右願書御奉行所御預りニ相成候旨、土井樣へも寫差上候所、猶御役人中方種々御噂有之候趣、璉界和尚面話、

○八月、佐々木重次郎方、大風雨故、御使延引之旨來簡、十一日五ッ時頃、青木又四郎殿入來、巧嚴罷出候所、

御使之口上、常福寺所勞之所、今以不被相勝由、達御聽御案事、何哉見舞被遣度御工風被遊候所、心氣之勞ニ申事故、國產之薯蕷壹籠被下置、又四郎ニ御使可相勤旨被

仰付候、病症も能〻相尋可申との事ニ候、返事、此頃之不順ニ而平臥罷在候間、乍失禮拙僧ニ御請可仕旨被申付候、依之對面不申、酒食出之、

右ㇵ御手元ゟ御内〻被仰越候義ニ而、表向ニは無之段、御口上申述候旨、後日斷り申來ル、

○先頃ゟ小石川樣御配意、下谷御丈室へ御相談之旨、同所ゟ傳說ニよりて、此書付三月晦日より四月朔日二日ニ淸書出來、同所義園院殿へ委細御面話之上、御賴被下、同三日法尼方御年頭登城、義園院とのより、先御定方へ内談之處、急度致候事故、表方姉小路とのへ御出し可然との御事故、御㕝之程御賴置被下、姉小路殿へ御面談之上ニて、御申上被下、姉小路殿種々御心配之上、十七日之頃被仰上ニ相成候よし、下谷まで十五日十九日兩度、義園院殿ゟ御文通、猶亦蔡花院とのへも上ケ置候所、是ㇵ御直ニ申上らを候趣、まゝ松蓮社へ壹通相賴、梅溪殿へも上之置、容易ならざる方々の心配、誠ニ護法神之冥加力とも言へし、廿日頃水戸樣へ臨時御出府被仰出候次第歟、依之別冊貳通、四月廿九日出之、手續右同斷、

瓜連常福寺儀ㇵ、淨土宗第六祖成阿了實上人、延元年中草原ニ白蓮の生し候瑞相を感し、伽藍を建立し、草地山蓮花院常福寺とも名けらる、其ニ後同州太田ㇾ城主佐竹

義篤歸依し、境内ならびに寺領を寄附して祈願所とす、第二世了譽聖冏上人は、淨土第七祖、智行兼そなへし高僧にて、御宗門の法式を定めおかれ、今に十八檀林、その規則相守り候、第三世明譽了知代寶德四申年、後花園帝勅願所になし下され、天文十卯年　後奈良帝　宸翰常福寺之額字を賜はり、慶長六丑年神君樣檀林所に御取建成下され、寺格結構仰付らせ、翌寅年御朱印百石頂戴有かたく存奉り候、同年神君樣御五男武田萬千代君水戸御治府、同八卯年御逝去のせつ、常福寺存把へ御導師仰付らせ、御法號淨鑑院殿と稱し奉る、尊牌堂同寺に御建立、御菩提所に成下され候、同十四酉年神君樣御十四男賴房卿水戸御治府、其後寛永十一戌年水戸御城内常葉山に公儀御靈屋御造營、御別當所圓淨寺御創建あのかゝ貳百拾年來、常福寺兼帶御崇敬申上候、義公御代延寶四辰年、常紫衣之綸旨頂戴仕候、元祿二巳年、淨鑑院殿并威公御菩提のため、向山に六万坪餘の境地をひらき、七堂伽藍御建立、水戸家御分家方御菩提所になされ、常照山淨鑑院と號し候、其後肅公御代、寶永五子年公儀へ御伺之うへ、瓜連常福寺の寺號を向山淨鑑院へ移しかへ、淨鑑院常福寺と名付そ、檀林兼帶在住に定まり、學寮等引移し候已來、百三拾餘年に相成候、尤瓜連の方は、古來の舊跡宗門の靈場に候へば、平生は院代さしおき、向山より兼帶仕候、よつて公儀にて古名の如

く瓜連常福寺と申上候、右いつれも一通りならさる御由緒御座候て、御取建ニ相成候所、去ル寅年の冬水戸殿寺社役所より御領中の諸寺院へ、海岸防禦の御備のため、御領内ニ有之候ぬき佛つき鐘をもて、大炮御製ニ相成候ゆへ、人々國恩を辨へさし上候よふとの御沙汰ニ付、國家案(安)泰のために佛像を造り、撞鐘を作り候例は御座候へ共、御恩を報するため破壊し候儀ハ、佛祖の重き戒めもあれと、殊更神君様の御遺状にも、衆僧に嚫(ふせ)布し、神德を尊崇すへし、これ國家豊饒除災來祥のもとひたる故也とこそ仰おかれ、かく國家の御為に相ならさる義を辨なから、御つぶしの為差上の義ハ、何とも申上かね、たゝ〳〵御仁恕之程を、常福寺ゟ度々相歎き候へとも、さらに御汲分御座なく、なほ御領中一同の御事とて、檀林所并ニ末寺のぬき佛つき鐘殘らに御潰しに相成、諸宗も同様の事にて、法事等の節ハ勿論、非常のせつさしつかへ候故、村々のもの共も深く相歎き候、まゝ御城中常葉山　公儀　御靈屋御別當圓淨寺ハ、水戸家御太祖御取建、御靈屋料三百石附させられ、常福寺兼(帯脱カ)いたし、貳百拾年來無怠慢御供養申上來候所、今度常福寺兼帯之儀は、御免にて、唯一神道の御祭祀ニ御改め、禰宜神主等ニ兼帯仰付られ候得は、さゐめし犧牲をも御備奉り候れん、天台方御宮御靈屋とも御同様、御祭りの御定日まて御改なされ、御神前の御法

樂ハ勿論、尊靈前の御法要ハすへて相止ミ、公邊の御定規ニも御障り可申哉と、輕からさる御事ニて、深く恐入奉り候、尤御別當所ハ廢寺ニ相成候、又向山常福寺ハ、舊跡瓜連村に御引移しなさるへき御達こ相成候、且水戸家御位牌三拾餘基御引取こ相成候、右ハ元祿年中義公樣厚き思召を以、伽藍御營建なしおかれ、肅公樣御代寶永五年、公邊に仰立られ、御菩提所檀林兼帶ニて、水戸家御代々御分家方御位牌も、向山に御安置ニ相成、御恩澤を以百三拾年餘法務相續仕來り、何レも御先祖樣に對し奉り恐多く御座候得共、中納言樣思召有之との御事ニて、嚴重の御達し故、常福寺より歎願も出來かたく、御位牌一時ニ御引取こ相成、言語ニ絶し候御事共、又御領中諸民に、御上ニても神儒祭にて御濟し候へハ、御上を慕ひ自葬祭を願ふへきよし、郡方小役人并こ村々庄屋とも、きひしく相ちゝめ、用ひさるもの共へハ、故障なと申かけ候故、無是非連印を以相願ひ、御領內大躰自葬祭に相成り候、もし新亡之節ハ、肉食を備へ、とかれの盃なと、度々酒食をいたし、葬り候事ニて、老年のもの共ハ別して歎居候、

葬儀（はうふりのれいまつりごと）奠祭の事ハ、佛道をもて執り行ふへきむね、　推古天皇の御時より天下の永式となしたまふ、また慶長の度天下の諸寺院へ賜り候御制條にも、死後死骸に剃刀をあて、戒名を授る事、是宗門寺の僧、死を見屆、怪しき事も無之段、合點之上、引導致す

爲く、能々吟味を遂爲き事等、十五ヶ條をもて御條目下しおかれ候にも相障り可申哉と、恐入奉り候、まゝ寄寺とて、壹ヶ寺へ貳ヶ寺三ヶ寺の寺號をよせあつめ、或ハ永無住と御達しおかれ、別して當正月末より、諸宗の寺院あまた破却に相なり候、常福寺末寺四十壹ヶ寺ハ内貳十ヶ寺餘破却なされ、佛像まて御取上ニ相成候ゆへ、諸宗を推して計り候に、貳百ヶ寺もたぬを、已前のなゐそょも相成候ハん、なほ追々破却これあるよしに候、又他國生れの所化僧ハ、其國主地頭より添簡なくてハ、御領内に住居なりかたきとの御達ょ付、皆々歸國いたし、御領内生れの所化小僧ともハ、舊里へ歸し、還俗いたさせ候との御達ゆへ、無餘儀生村へ送り返し、歸俗いたし候もの、諸寺院にあまたこれあり、見るょ忍ひかたく候、此節ニ而そ、御領内の僧十分の一ょも相成候、寂初ぬを佛たき鐘御引上ヶの御沙汰とり、御宮御初、御祭祀御改、御位牌御引取、佛像堂舍ハ破却、諸民自葬（みつからはうふりまつる）祭等、追々前代未聞の御事計ょて、神君様萬代不易之御永規ハ申上まても御座なく、御代々様御制條ハ御趣意をも、恐なから御輕爲つのよふにも相當り可申哉と、ふかく恐入奉り、水戸家御先祖威公様義公様の御素意ょも相戻り、何とも恐入候御儀と、增上寺ハ勿論檀林始め一宗の僧徒悲歎至極ょ存奉り候、尤一宗耳之儀ニ御座なく、惣して佛法衰廢いたし、自然と後々ハ邪見になり行

可申、當今ハ何事もふるく相歎、夫れ末如何樣の御達しも御座あるるく哉と、諸民のまへ迄も穩るならは、恐多くもたへ〳〵ひそるに公儀御仁德、御威光の程を仰奉り居候趣ニ相聞へ候、右ハ常福寺より屆出候あらまし、一同悲歎至極仕候ゆへ、乍恐奉申上候、以上、

辰四月

此貳通の書付、四月廿六日ヨ下案し、直ニ清書し、廿七八日晝頃三通ツヽ出來上り、下谷御丈室へ爲持遣之、同日蔡華院殿幷ニ義園院どのへ手渡被成候所、早々明日御本丸へ可相屆、追而御樣子御文通可申との事、礫川樣にも壹通ツヽ上之置、晦日御面謁之上、委細御咄申上候事、但し秘中の秘也、下之

一水戶御城內常葉山公儀御靈屋之儀は、御太祖賴房卿御代寬永十一年御造營、御尊牌御安置、御供養料三百石附させられ、御別當圓淨寺御取立、常福寺兼帶にて、貳百拾年來怠慢なく御供養申上來候處、今般兼帶御差止ニ相成、唯一神道の御祭祀に相改り、禰宜神主等の兼帶に相成候、定めし腥物をも供し奉り申るく、天台宗方御宮御靈屋とも御同樣まて、御神前の御法樂ハ勿論、尊牌前の御法要もすへて相るみ、公邊の御振に相違仕、輕からさる御事を深く恐入り奉り候、

一去年中大炮御製ニ付、御領内諸寺院にこれあり候濡佛撞鐘等御引上の御沙汰之節、舊跡瓜連常福寺儀も、勅願所かつ神君樣厚き思召を以御取建の檀林所御菩提寺の儀ニ付、御沙汰のおきに成下されたく、もし餘儀なき御次第も是あり、是非御引上けの事ニ候ハヽ、其よし公邊へ御屆下され度旨をも、常福寺歎願いたし候へとも、更に御聞入なく、閏九月九日郡方下役人相越、人足五拾人餘りにて、撞鐘引落し、壹丁餘も寺外へ持出し、鍛冶ニ申付、打破せ、御城下へ相送り候、右舊跡之儀も、寶德四年後花園帝勅願所に成下され、天文拾年後奈良帝宸翰をもて、常福寺の額字を賜り、慶長六年神君樣檀林所に御取建、御朱印百石下置れ、寺格も結構に仰付られしより、數百年來、正五九月ハもちろん、朝暮天下泰平の御祈願、御武運御長久ニ御祝禱申上、常行念佛相勤め、六時に撞せ來り候所、御引上の後、法要のせつハ、猶さら平生の法式も整らぬ候のミならす、村々まても惰弱を驚覺し、產業の遲速を量り候便りをうしなひ、彼是悲歎至極の趣ニ御座候、

一向山に水戸御歷代樣方之御位牌御安置成おかれ候所、一時に御引取なされ、猶また向山住居まても引拂ひ、舊跡瓜連の方へ移し、寄寺になさるへき旨御沙汰ニ付、歎願申上候へとも、御沒わけも御座なく、折節下役人見分に相越候故、寺內一同安堵

不仕趣ニ御座候、右向山之儀ハ、元祿年中義公樣厚き思召を以、御造建成おかれ、肅公樣御代、公邊に仰立られ、水戸樣幷御分家方御菩提所檀林兼帶にて、百三拾年餘御供養申上、御餘光を以法務相續仕來候へハ、御先祖樣方へ對し奉り、深く恐ゝ入奉り候、

前段申上候御廉々ハ、神君樣奉始、水戸家御先祖樣方萬代不易を思召立させられての御創起にて、何れも容易ならさる御志願に御座候所、一時に廢絶仕候段深く恐入、法中の者共ハ別して悲歎至極仕候、恐多き御儀ニ奉存候得共、右御先祖樣方御意願之通、追々復古に相成候樣、御仁德を以仰出し下置れ候ハヽ、永世の御恩澤檀林ハ不申及、一宗之僧徒まてそ有ゐさく奉存候、且又御領内諸寺院數多破却に相成、歸俗仰付られ候所化共多分ニ御座候て、いつれも迷惑難澁仕候趣ニ御座候、猶申上も恐慮多き儀ニ奉存候へ共、御治府已來淳朴の諸民も、新奇ニ押移り候樣相成るへくや、御國恩を相辨へ候ものとも、一同痛心罷在候趣ニ御座候間、御先祖威公樣義公樣なしおゐれ候神儒佛三教大成の御仕來り通りニ相成候樣、何卒御仁計を以、復古仰出され下置れ候ハヽ、邪見に成行候ものまても、仁義忠孝ニ立直り、平穩ニ追福作善を營ミ、自然と正直の風に相靡き、萬世の御仁恩有ゐたき仕儀と恐

なから存上奉り候、以上、

辰四月

○熟御領中の士風を考ふるに、昔日義公の思召、神儒佛の三道並へ行ひ、國ゆたかに民安からしめんとの御趣意故、神を崇め玉ふ事はいふもさらなり、大日本史を選（撰）せられて、皇朝の故實を明かにし、佛道を尊み、向山始久昌祇園等の伽藍を建られ、天下黄檗宗興起の折から故、心脱（越）禪師に歸依在して、また唐風もましわりぬ、儒教は舜水を師範と仰かれ、唐風に隨ひ、史官の一黨をおかれ仁義の道を弘められ、三道鼎足の如く明かにし給ふ、實にふたつとなき御明君といふへし、但し同し御代數多の寺院廢絶の事は、御憎みての御業にはあらは、村々に數軒の小寺小庵ありて、共に相續なりかたからんとの御遠慮まて、豫め當住一代限りの命を下し、其期に至りて廢せられ、或は轉地改造等の御事もありけらし、瓜連末東光引接（西）西方に準してしるへし、かつ儒士は篤行篤學を撰（選）擧して、諸士の列にも御取立ありて、儒學の策勵となし玉へとも、敢而神佛偏頗の沙汰あることとなし、人代り俗移りて、たま〳〵儒教を學ふといへとも、神佛の道を習はは、皇朝は異國と違ひ、三教大成の國法なる事をも辨へは、孔孟の一道のみ、御國の道

なりと偏見にまかせ、上におもねり下をしのき、遠くハ韓陋(歐)程朱之糟粕、近くハ荻生太宰等か涎唾を嗜て、天下の至言とおもひ、己か得ものゝ薄きをうらみ、佛寺の繁榮を妬ミ、去ル文政の頃より次第に僧分を軽しめ、寺納を削るを國益とやおもひけん、適々談義説法ょ諸民の歸仰する事を忌ミ嫌ふをもて、出家者もはれて文盲卑劣となり、自から佛光を汚すものなしともいふへからす、かく人情せちに及ひて、終に此度の大變とハなりぬ、其事の本末を考ふるに、俗士自から高ぶり、諸寺院に請印を頼む事を辱ち、切支丹の邪徒なけれハ寺請無用の事と言ひこしらへて、天下の御大法を閣き、人別ハ村長の取計事となりぬるゆへ、自然と佛寺を疎み、菩提所ハ死亡の用耳にて、施財ハ無益の費へといひならはし、閑なれて、さてハ神葬儒祭の好事も出來て、佛寺ハ無用の長物、出家ハ無益の遊民と、かの中井か草芒(茅)危言の偏執ょともなひぬ、若諸國の如く宗旨人別嚴ならハ、たとへうとんずとも捨がさく、かゝる邪風ハおたらましを、かく佛法の廢れてもまた興るへき時もあらなん、たゝいたむ所ハ神佛の守護を離れ邪鬼の魔網に盲せられ、邪見競ひ起り、國まに〳〵あれそ、民いよ〳〵窮し、如何なる大事を仕出さんとも計り難かるへしと、潜こ歎息の餘り、國のため民のために

微忠を發し、知識の人にも語りあひて、鄙陋を忘れて草起しぬること左のごとし、

推古天皇貳拾貳年三輪の大神巫に託して曰く、葬禮亡負は諸神の忌ところにして、巫者の穢に觸れは、三年のうち、諸神共巫に向ひ給はず、人是を行へは、殘穢を嫌ひて、諸神永くその人に近き給はず、今や僧者のあるをもて、諸神廢てこれに任せ給ふ、儒家の禮にまかせて行はしめは、後かならず牛鹿の穢れをもちひて、神威を廢せん、よろしく僧尼にまかすへし、僧尼は無爲の客にして、さらに穢をうけされは、任せて執り行そしむへし、今より已後改め行ふへからず、唯我國のみこの法に歸るにあらず、天の覆ふ處悉くしかり、僧尼の法は天外よりいたるかゆゑに、汚穢にかゝはらず、是れ至極の至理なる故に、吾國も異國も先法を廢して、これに移ると告給ふ、こゝにおゐて、天皇法を定めて勅を下して、死亡葬祭は永く佛門に歸せしめ給ふ、しかるに事を好て、儒宗神祭を用ふるは大神の冥慮に背き、天皇の勅定を犯せる人とも云ふへし、豈たゝ亡祭のみならんや、平生先亡を弔ふに、佛事をもて行ふこと、神意にかなへり、こゝをもて宇佐八幡の神勅に曰く、人代よりこのかた、人の魂鬼となり魅となる倫（ともか）ら數限りなし、祭にあはされは怒りて疫鬼となり、災狗となりて妖を國になし、害を人になし、食を得すして悲て化魔となり、貧麵となり、人精を奪ひみのりを盜む、飢年

穢歲是より起る、如今天皇盆供を修し、萬民是を行へゝ、我神輩これを守り、眷屬の神たちこれに從ひ、その身に福し、子孫に福せん、是れ遠くは佛命天命に從ひ、近くは皇命我命にしたがふによる、もし違背し輕慢して、押し捨る人は、我大神是を罪し、眷屬の神是を擊ち、或は其身に亡び子孫に亡せんこと、五代をさきに、是れ遠くは佛命天命に叛き、近くは皇命我命に叛くによる、我この言虛妄なし、後世にしるしてこれをしるべしと宣ふと、舊事本記(紀)に詳なり、しかるに上世は人もなほにして私なく、神明を崇め佛法を敬ひ、仁義をまもりて異論あることなし、世々の聖皇賢臣の芳躅、史傳に載て人のしる所なり、世下り人さかしくして、中頃吉田某唯一神道となのりて佛道を誹り始め、出家の神道を崇るを兩部の神道と申しより、唯一兩部の異論區々なり、恐ながら神君樣は、唯一兩部の理りを御傳へ遊もといへども、かねて慈眼大師に仰せおかれ、日光御鎭座の式は兩部の御祭儀萬代不易の御規定にて、諸國の御宮御祭禮御同樣の御事に候、其ゆへは、神君樣永祿の度三州大樹寺御開運の御時より、普く佛法をひろめ、神德を崇め、惡魔邪神を拂ひ、佛神の加護をもて四海を靜め、萬民を安んぜんとの御志願にて、遂に萬々歲の泰平を開せられ、總追捕使の御重任に登らせられし御時の御誂にて、四海に佛法を弘め一寺の檀家ならざるものは、日本の地

にハ住居せさせましとの御事ニて、諸侯を始め末〳〵の民まても、菩提寺を定め、家々分に隨ひ佛壇をおき、佛事を營ミ、先祖を追孝もなき定まりとそなりぬる、殊ニ切支丹邪宗門世ニ始り、佛法を誹り嫌ひ、國家ニ讎しそかなむ奉んと企てしにより て、御制禁嚴重の御事なれとも、なほ餘殘の者とも、たゝかしこニ伏しかくれ、表ハ佛法を信する躰をなして、潜に邪法を行ひ、人を惑し、命を惜まも死を輕もる邪執改めあさく、子孫に傳へて、終の際見分けかたきニより、慶長の度天下の諸寺院へ十五ヶの御條目を下し賜り、普天の民悉く菩提寺を定め、それ〳〵の檀那寺より宗旨請印をいたし、平生ハ勿論、相果候節も、死躰を改め剃刀をあて、佛事をもてとり行ひ、若し怪しき事あらハ、宗旨御役所に訴へ申へし、もし左もなくて等閑ニいたしおくにおゐてハ、其寺院ニ越度仰付らるへきとの御嚴制により、當今に至り、邪宗門の流類ハ絶えて候へとも、下民のたゝは常途の正しき事ニハ志しうもく、偏僻怪異なとを好む風俗にて、利慾ニ走る好事のもの、邪計をたくみ、人を惑し非常の事を仕出んなともあらんとの御事にや、諸國一統宗門の御改め御嚴重なり、しかるニ水戸御領中ニハ、いつのころよりか、宗旨の寺請中絶し、僻儒のもの佛法を誹り、因果を妄說と稱もる族もくなからは、去秋の頃より、御領中おしなへそ自葬祭と稱して、新亡之せつハ

村役人とも差圖をなし、魚肉を樞（柩）の前にそなへ、酒宴をいたし、勝手に取片付候新法始り、菩提寺へハふつにしらせ申さず、平生とても佛參を禁し、聊の施入も相止、檀家と申ハ有名無實にて、住持の相續も出來かたく、剩へ父母の遺骸を葬り、先祖の丹誠にて建置し堂舍をも小役人と相對にて破却をいたし向々も間々これあり候、かゝる邪見の仕業に候へハ、此ゆゑ仁義忠孝の道をも失ひ、恩を忘れ義にそむき、無慚無愧になりゆき、いかやうなる事の起らむもはかりかたく候、そのことのもとを考ふるに、宗旨寺請の御定も中絶せしゆゑ、自然と菩提寺へも疎遠にいたし、勸善懲惡の理にくらく、大方ハ人死すれハ魂魄天地に散して、燈の消ゆるかことく、後世のことなと申ハ、出家の渡世活命の謀にて、偶言とこゝろへ、或ハ死すれハ直にその屋に歸り來て、永く迷冥にかくれ居ることゝし、かく因果の道理にうときハ、畢竟菩提寺を麁略にし、佛參に怠るによる事にてそ候へき、此ありさま御領外に押移り、追福作善の孝行も廢れ申べくと、悲歎至極の事にて候、誠に宗旨御改の御嚴制ハ、古來例もなき治國利民の御まつりごとに候得ど、御仁德をもて、宗旨寺請中絶これなきよふ、御嚴重に仰出され候ハゝ、莫太之御仁恩、萬民の大幸此上もなき御儀と、恐ながら存上奉り候、以上、

辰四月

○廿四日、小石川御屋形青木又四郎殿ゟ來簡

中納言樣御在國中ニ而候得共、御用向も被爲在候間、一旦御參府可被遊候樣、公邊ゟ被仰出候、來月二日御發駕五日御參着ニ相成候、右ニ付差上ものゝ之義ハ御斷りニ相成候、此段得御意度如斯ニ御座候、以上、

四月廿四日　　　　　　　　青木又四郎

五月

二日御發駕ニ而、四日小金宿御泊り、五日朝御參着ニ相成候旨、從向山慧玄、出府御見請申上候段申出候、

六日昨五日御參着ニ付、使僧差出之口上書左之通、

口上覺

中納言樣御儀、當二日御國許御發駕、昨五日御參府被遊候段、恐悅至極奉存候、依之御機嫌御伺申上度、乍略儀使僧を以申上候、御序之刻御演上所仰御座候、以上、

五月　　　　　　　　常福寺使僧

巧隼

小石川御屋形　寺社御奉行所

○同日、御沙汰書幷對面狀寫左之通、

松平讃岐守　同大學頭　同播磨守

御座之間

右御目見上意有之、畢而水戶中納言殿〻御使被遣之、

御使　阿部伊勢守

牧野備前守

德川鶴千代麿殿

右御家督之儀被仰遣之、

御使　堀大和守

尾張大納言殿〻

右ニ付被遣之、

松平讃岐守

御暇被仰出候得共、當年滯府被仰付之、

右於御黑書院溜、老中大和守列坐、備前守申渡之、

松平讃岐守　同大學頭　同播磨守江

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨之趣相聞、且御驕慢ニ被募、都而御自己之御了簡を以、御制度に被觸候事共有之、御三家ハ國持始諸大名之可爲摸範候處、御遠慮も不被有之御始末、御不興に思召候、依之御隱居被仰出、駒込屋舗に御住居、穩便に急度御愼可被有之候、此段讃岐守、大學頭、播磨守相越候而可相達旨御意候、

御使之節　上意

水戸中納言殿御家政向、近年追々御氣隨之趣相聞、且御驕慢に被募、都而御自己之御了簡を以、御制度に被觸候事共被有之候、御三家ハ國持始諸大名之可爲摸範候處、御遠慮も不被有之候御始末、御不興之御事に思召候、依之御隱居被仰出、御家督之儀鶴千代麿殿へ被仰出候、此段可申聞旨御意に候、

水戸殿家老衆江

水戸殿御事、御家政向不宜ニ付、御隱居被仰出、御家督鶴千代麿殿へ被仰出、是迄中納言殿御一己之御了簡に而御取計之儀ハ不相用、前々之御家法之通り、可相守候、鶴千代麿殿御事、未御若年之儀にも候得ハ、萬端入念、已來御家政向御取亂無之樣、松平讃岐守、同大學頭、同播磨守、鶴千代麿殿家老衆申合可取計候、右之通松平讃岐守江相達

候間、被得其意、萬端入念可被申談候、

○同十日曉七ッ時、御城御本丸不殘御炎上、奉恐入候次第、右ニ付爲窺御機嫌別紙之箇所へ、日割を以使僧差出候樣、同十四日御役所ゟ御達ニ付、手札口上書使僧相廻し候ヶ所、 牧野備前守、 戶田山城守、 本莊安藝守、 松平玄蕃守(頭)、 松平和泉守、

○同十六日、御役所に屆書左之通、

書付を以御屆申上候

常州茨城郡阿波山村
御朱印寺
阿彌陀寺

右は當寺末ニ而、住持儀去卯十一月中御吟味之筋有之趣を以被召捕、無住ニ御座候所、當五月八日、同御役所ゟ、阿彌陀寺儀、今般上宮河內村菊蓮寺に寄寺被仰出候、但し御朱印幷佛具等ハ不殘菊蓮寺に被下之旨御達有之候、右村役人ゟハ、阿彌陀寺儀今日中に破却致し、村方に引取、且佛像等は瓜連常福寺に可預置候、御役所ゟ御達之由を以、當十一日佛像幷位牌等瓜連に持參仕候ニ付、什物早々持參候樣申達、其儘預り置候、此段御屆申上候、以上、

辰五月十七日　瓜連

常福寺印

増上寺

御役者中

○同廿三日、青木又四郎殿ゟ來簡、

以手紙致啓達候、去六日以上使、中納言樣御隱居、鶴千代麿樣御家督被仰出候、此段爲御知可得御意如此御座候、以上、

右ニ付廿四日使僧差出ス口上書左之通、

常福寺口上覺

去ル六日以上使、鶴千代麿樣御家督被仰出候段、恐悦至極奉存候、依之乍略儀、使僧を以御祝儀申上候、御序之刻宜御演上所仰御座候、以上、

五月　常福寺使僧　誰

右之通峰壽院樣御簾中樣江も同樣差出、且一種獻上、伺書差出し、以下宿坊日鑑に有之ニ付略之、

去ル六日御隱居被仰出、隨而同七日御年寄鵜殿平七退役愼、同戸田銀次郎、御側御用人藤田虎之助、寺社奉行今井金右衛門、右四人、公儀ゟ永蟄居被仰付候由、追而戸田三拾人扶持、藤田拾五人扶持、今井拾人扶持、永小普請に相成候趣、寺社役太田甚

太夫、同國友與五郎、寺社元〆水野鐵太郎、右三人急御召御吟味之上、小普請ニ相成候、右に付、改革掛り手代塙亮藏親類預ケ、依之、寺社奉行伊藤玄蕃、寺社役河津楠内（ナイ）同寛内匠、中役新役樫村春衛門、元〆役歸高野了助、手代歸役木村隼之助、同居成鈴木善四郎、同居成蓮田甚助、同新役金子熊太郎、右被仰付、

右之外役者ゟ差出候書付等、如向山賴聚、

○八月卅日去廿六日於寺社役所、書付を以御奉行直達左之通、

一　　　　　　　　　　　　　　瓜連役者

常葉山御靈屋御享祀御改被遊候ニ付、圓淨寺兼帶御免被遊候所、此度御回復被遊候付、已前之通圓淨寺兼帶被仰付、御靈屋料、跡方之通御寄附被遊候條、此旨常福寺へ可相達者也、

但し、御靈屋看主并貳ケ坊、以前之通被仰付候條、早々人撰伺出候様可被致候、

右ニ付、芝御役所に御屆書、左之通、

去秋中水戸城廓中公儀御靈屋御享祀御改ニ付、御別當圓淨寺兼帶御免ニ相成候所、御回復被遊候ニ付、已前之通、兼職被仰付候、全以御威光故と難有奉存候、依之別紙相添御屆申上候、以上、

瓜連常福寺

八月三十日

増上寺

御役者中

右ニ付大僧正樣へヽ本紙持參ニ而入御覽、御禮申上、小石川樣へも寫上之、

○吉田ヘ直達聞取寫

諸事御改正ニ付、神職御引立被仰付置候所、此度御免被仰付候條、此旨可相達もの也、

○靜長官ヘ直達聞取

御享（祀脱カ）御改ニ付、御宮幷弘道館ヘ百石被付置、兼帶被仰付處、此度御引上、弘道館鹿島明神ヘ五拾石御寄附、別當被仰付候條、此旨可相達もの也、

○圓淨寺預り侍貳人ヘ達

其方義、是迄御靈屋爲御供祭、給料五兩貳人扶持ニ而被仰付置候所、此度御取上相成候條、此旨可相達との也、

但し、御靈屋圓淨寺不殘引渡相濟候上、早々歸村可申付との也、

右粗聞取之よし故、記之置、

九月三日

○宗旨改復古之儀ニ付、去ル廿一日假名書幷俗文、且御役者ゟ被差出候願書寫貳通相認、方丈與ニ相廻し置候所、千駄木院家幷新橋ニ御廻し被下候趣、水野越前守殿へ、尚又右之通、三通ッヽ袋入ニ仕立、下谷御丈室ゟ千駄木へ相廻し、阿部侯御庭方御大奥ニ、且同所ゟ圓淨寺回復御達寫幷書簡相添、紅毛氈三枚賴之遣、左之通、

水戸様御領中村々役人頭取小前之者共を勸誘し、自葬祭致し度段、去卯年秋中、郡方役所へ願出聞濟ニ相成候由ニ而、新亡之節ハ親類幷村役人打寄、取片付致し候、新法追々押移り、一圓ニ相成、新亡之節ハ勿論、平生先祖之年忌等ニも、菩提寺ニ一切參詣相止メ、隨而因果報應之道理、勸善懲惡之佛敎ハ、都而虛誕之偶(寓)說ニして、追福作善ハ無益之事ニ相心得、邪見荒涼ニ罷成、仁義忠孝之道迄も、自然と等閑ニ成行可申と、悲歎至極ニ奉存候、皇朝ハ往古ゟ神儒佛三敎大成之御憲法、就中亡祭之儀ハ、佛門ニ而執行候儀ハ申上候迄も無御座、諸國一統古來之風儀ニ候所、切支丹邪宗門相渡り、正道の佛法を廢し、新奇之幻惑を勸め、終ニ神國の讎敵と相成候ニ付、慶長之度、十五箇之御制條、諸寺院ニ被下置候已來、改宗ハ勿論、猥ニ離檀等難相成御規定ニ而、先祖追孝等閑ニ不相成様、菩提寺より說法勸諭致し、毎年盆祭之節、檀家之佛壇を見屆、新亡

之節ハ死骸を改め、剃刀をあて法名を授け、引導渡し、若異變有之節ハ、其筋へ訟へ可申、萬一等閑ニ致し候ハヽ、急度可被仰付旨、御嚴制ニ付、當時切支丹邪宗門ハ不及申、轉ひの類族迄も絶果候耳ならす、邊鄙愚昧の者迄も、先祖追善おこたりなく相營み、善惡報應の天理を合點致し候事、是全く宗門改御嚴制之御儀故と、難有奉存候、然ル所水戸樣御領中、何頃ゟ哉、宗門改致中絶居、檀家之もの共、菩提寺に万端疎遠ニ而、因果の道理をなミし候もの不少、年久敷傳習致し候故哉、昨今年の御始末奉恐入候次第、御威光を以て、追々穩ニ可相成ト難有仕合ニ奉存候、然ルニ、御城下ハしめ村々ニおゐて、破却寺多分ニ付、郡方ゟ村役人に爲差合、又々差圖有之、無餘儀改宗替寺致し候もの不少趣ニ相聞候、左候而ハ、終ニ廢寺興復の時節有之間敷と悲歎至極ニ奉存候、若宗門改之御大法速ニ復古仕候ハヽ、改宗替寺猥ニ難相成、御制條も相立、有縁寺信仰之族安堵仕候儀ハ勿論、不信邪見之者も、追々正道ニ歸依致し、神佛を敬ひ、寺院の廢絶次第及興復、此末違亂有之間敷ト奉存候、何卒御仁徳の厚き御威光を以、宗門改の御大法、復古仕、等閑ニ不相成樣、嚴重ニ被仰出被下置候ハヽ、万世の御祈禱諸民の大幸、無此上も難有御儀ト奉存候、以上、

辰七月

上古の世ハ人正直溫順にして、天性道にかなひ、文字の教を用ひさること久し、仁德天皇の御時、はじめて文字を習ふといへども、また事を書籍に記す事なし、されハ異國の上古に繩を結ひて用をなせしかことし、推古天皇の御時、聖德太子はじめて神代已來の事を集めて、先代舊事本記(紀)を著し、また和訓を教へて、儒教の論語を讀しめ、佛經を講して佛法をひろめ、万世をかんかミて、憲法十七條を撰ひ、神儒佛の三教並べ行ふて、天下を治め、万民を撫育し給ひ、また三輪の神勅によりて、葬禮亡冥の事ハ、かく佛門にお任せらる、天武帝十三年、諸國に詔して家々に佛像經卷を置き、敬禮供養せしめ給ひしより、世々の聖皇賢臣もあえて是を改むることなし、恐ながら神君樣御開運の始より、神佛の御信仰深くまし〱、泰平の御世を開せられし御時の御諚に、四海に佛法を弘め一寺檀家ならさるものハ、日本の地にも住居せさせましとの御事にて、諸侯をはしめ末々の民までも、菩提寺を定め、家々に宗門の佛像をおき、法事を營ましめ給ふ、殊に切支丹邪宗門始まり、邪術を以て世を惑し、利德を以て人をひき、神德を妨け、佛法を破り、堂塔の修復を忌み、佛家へ布施する事を嫌ひ、終に正法を廢し、神國を傾けんと雖せしをもて、慶長十八年の御條目に、年々宗旨人別を改め、正法に紛れなきの請印を致し、寺々に談義講釋して、勸善懲惡の旨を教へ、宗門祖

師の忌日盆供、彼岸先祖の命日ニハ、かならず佛參怠りなきやう、常々教誡し、身分相應の檀那役を勤めて、佛用を辨し、堂舍を修復し、寺僧年ことニ盆廻りして、家々の佛檀(壇)をはらため、新亡の節は剃刀をあて、戒名を授け、死相を見屆け、引導をなし、若怪敷事あられ、宗旨役所へ訴へ、且改宗離檀は勿論、その菩提所を差置、村役人打寄て弔をなし、或は餘寺へ送り、法事を勤る事を制禁する等、十五ヶ條之內、若一ヶ條をも相背ハ、梵天帝釋四大天王五道の冥官、伊勢大神宮、八幡大菩薩、春日大明神、其外氏神六十餘州神明の神罰を蒙るべきとの神文を加へ、諸國の寺院へ賜りしハ、恐なから古來ためしもなき治國利民の御仁政ニて、切支丹の流類のたえて候のミならす、愚昧のもの共も、先祖父母の恩儀(義)を重んし、追孝の怠る事をはち、自然と仁義忠孝の人道を辨へ、善惡報應の天理を合點し候は、是全く宗門改めの御仁ゆへと存奉り候、しかるニ水戸樣御領內ハ、いつの頃よりや、宗旨請印中絶致し、菩提寺へ万端疎遠ニして善惡報應の道理を信せさるもの多く、剩へ御領內ニハ、切支丹の類もなきゆへ、宗門改め無益のやうニ心得、久しく中絶いたし候ゆへや、終ニ昨今年の御始末恐入奉り候御次第ニ候所、御仁德の御威光をもて、追々穩ニ相成べく、有かたき御儀と存上奉り候、しかるに御城下はしめ村々ニおゐて、破却寺多分ニて、菩提寺を失ひ候ものの數

多く候ゆゑ、郡方より村役人等へ申ふくませ、夫々ニも差圖いゑし候ニ付、餘儀なく改宗改寺いゑし候もの少からさるよし相聞へ候、左候而ハ終に廢寺再興の時節おを有間敷と、悲歎至極の事ニ御座候、若宗門改の御大法復古仕候ハヽ、改宗改寺みたりに相成さる權現樣御神慮之御制條も相立、隨而有緣寺信仰のものとも、安堵仕候儀ハ勿論、不信邪見のものも、自然と正道に趣（赴）き、神佛を敬ひ、破却の寺院ハ次第に興復いゑし、此末違亂もおをゐるましく、恐なゐら厚き御仁德の御威光を以て、速に宗門改の御大法復古に相成、以來等閑ならさるよふ嚴重に仰出さを下しおかを候ハヽ、萬世の御祈禱諸民の大幸此上もなき御仁恩、かつハ自然と外々へも相ひヽき、彌增御威光を仰き奉り候御儀と存上奉り候、以上、

辰八月

但し、大奥（假名文計り、）相廻し被呉候所、大奥ゟ所詮之所計り、短文にて分り安き樣認替候樣申來候旨、壽翁ゟ御本坊ニ申來候ニ付、御內談之上、極略ニ相認差遣候書付左之通、（但し長文も御心得ニ御覽被下候樣遣之候事、）

皇朝の御儀ハ、推古帝の御時、始て神儒佛の道を弘め、三道をもて、四海を治め、万民をゐさもんゐき（ず脫）の憲法を定め玉ふ、なゐんにく亡祭葬禮ハ、佛門にまかせらをしとりお

のかた、万代の御定と相成候、恐ながら權現様御治世の御時より、猶さら御嚴重にて、諸侯をはじめ、末々の民までも、菩提寺を定め、家々に宗々の佛檀(壇)を置しめ給ふ、殊に慶長十八年御條目を諸宗の寺院に賜りてより、年々宗旨人別をあらため、何寺檀那にまぎれこれなきの寺請印形をいたし、宗旨御役所へ差出し、年々棚經廻りして、檀家の佛檀(壇)をあらため、且改宗離檀猥りになりがたきの御制度は、諸國一統の御事にて候、しかる所水戸様御領内には、いつの頃よりや、宗旨寺請の御大法中絶いたし居、菩提寺へ檀家のもの、万端疎遠にて、善惡因果を廢し候ものともなくなからに、又佛壇の設けなく、先祖の追孝麁略に心得候もの相見へ候も、年久しく、宗旨寺請中絶いたし候より、自然と佛寺をうとみ、不信邪見に馴れ來り候ゆゑや、終に昨今年の御始末、恐入奉り候御次第に候、御威光を以て、追々元形に復し申度くと、ありがたき御儀に存上奉り候、此節御城下をはじめ在々く破却寺多にて、菩提寺を失ひ候ものの數多に付、郡方の役人村々の庄屋に申ふくませ、それ〴〵と差圖致し候ゆへ、餘儀なく先祖の宗旨をあらため、父母の菩提所をかへ候よしに候、もし諸國のごとく、年々宗旨改めの御定法相立候はゞ、改宗離檀猥りに相ならざるとの御條目相あらはれ、破却の寺院も次第に興復いたし、菩提所の疎略になりがたき事をも辨へ、邪見のものも自然

正道ほおもむき、神佛をうやまひ、古のきゑ違亂も古をあるましく候、乍恐舊弊御改革のおりから、御仁德厚き思召をもて、宗旨寺請の御大法復古いなし、等閑ならさるやう嚴重ほ仰出され下しおゐを候い丶、權現樣御深厚の御神慮もかい丶るき、万世の御祈禱諸民の大幸此上もなき廣大れ御仁恩やと、ありかゝく存上奉り候、以上、

右ニ付、慶長十八年御條目拾五箇條寫置候事、左之通、但御回復ニ付、書付數通內々差出候事有之候得共、後々御心得ニも不相成ニ付略之、尤御國許寺社役所に復古相願候節之寫し、礫川御山內天爾師御宿坊之邊を以、讃岐殿に相廻候へ共、記錄之通り故、略之、

掟

一切支丹之法ハ不顧死、身ともわ血を出し死をるを成佛と立る故、天下之法度嚴然也、依之死を怪(輕)をる者可遂吟味事、

一切支丹ニ元付者ハ、闔單國とり、毎日金七匣をなさへ、天下を切支丹ほなし、神國を妨る法也、此宗ほ元付者ハ、釋迦之法を不用故、檀那寺之檀役を始、佛法之建立を嫌ふ、因茲可遂吟味事、

一頭檀那なり共、其宗門之祖師忌日盆彼岸先祖之命日、絕而不爲參詣い、判形を引き、

宗旨役所ゟ断り、急度可遂吟味事、

一切支丹不受不施ハ、先祖之年忌僧之弔を不受、當日宗門寺ゟ一通り志を述へ、内證ニ而一類打寄、弔ひ之僧来ル事有之時ハ、不興として不用、依而可遂吟味事、

一檀那役を不勤、然も我意ニ任せ、宗門請合之住僧を不用、宗門寺之用事身分相應之事ニ而も不用、内心邪法を抱へるを、不受不施と云、可相心得事、

一不受不施之法ハ、何ニ而も宗門より申事を不受、其宗門之祖師本尊寺内ニ不施、且又他人他参之ものを受ず施ず、是邪法なり、人間之天之恩を受て地ニ施し、親之恩を請て子ニ施し、佛之恩を受て僧ニ施ば、是正法也、依之可遂吟味事、

一非(悲)田宗、切支丹、不受不施之三宗共ニ一流なり、彼の所尊之本尊ハ、牛頭切支丁頭佛といふ故、丁頭大うすと名る也、此佛を願奉り、鏡を見れハ、佛面となり、宗旨轉へハ鏡影犬と見せる、是邪法鏡なり、一度此鏡を見たる者ハ、深く牛頭切支丁頭佛を信仰し、日本を魔國ニなはす、然を共宗門吟味之神國故、一通り宗門寺ゟ相元つき、今日之人ニ交り、内心不受不施ニて、宗門寺ゟ不出入、因茲可遂吟味事、

一親代々ゟ、宗門ニ元付、八宗九宗之内、何を之宗旨ニ紛無之共、如何之迷ひニて、心底邪法ニ組し居申事も難相知、宗門寺より遂吟味、佛法を勧め、談儀(義)講釋を以為致参

詣、尤檀那役を以て、夫々之佛用修理建立可勤、邪宗ハ宗門寺之事一切世間一通りこして、內心佛法を破り、僧之勸を不用、依之可遂吟味事、

一死後死骸ニ剃刀をゐて授戒名事、是宗門寺之僧、死を見屆、怪事も無之段、慥ニ合點之上、引導可致、能々可遂吟味事、

一宗門寺を差置、外寺へ相賴弔ひ、其宗門寺役住持を退け申事、別而致撿(僉)議、可遂吟味事、

一先祖之佛事他寺に致持參、法事を勤る事堅く禁制、然を其他國他在ニ而死をる者ハ、格別之事、且又每年盆廻り之儀ハ、宗門之佛壇吟味として相廻り可申事、

一天下一統正法ニ紛無之者ニハ、判形を加へ、宗旨請合可申候、武士ハ其寺之請狀ニ證印を加へ指出し、其外血判ニ難出ものハ、請合を以、證文可差出事、

一相果候時分一切宗門寺之指圖を承り、取行可申事、

一天下之敵、民之怨ハ、切支丹不受不施非(悲)田宗とり轉候者之類族相果候節ハ、寺方役所に相斷り、檢使を請ゐ、宗門寺之住持弔ひ可申事、不斷役所に、弔ひ申時ハ、其僧之越度、能々可致吟味事、

一橫樣無體檀那役其者之不應分限之儀ハ、可有用捨事、信心を以佛法を敬ハ、正法之

者也、

右十五ヶ條之趣、一々相背ハ、梵天帝釋四大天王五道冥官日本伊勢大神宮八幡大菩薩春日大明神其外氏神日本六十餘州之神明之可蒙神罰者也、

慶長十八年癸丑五月　　　奉行

天下之諸寺院宗門請合之面々、此條一も闕而も越度可被仰付、能々可被相守者也、

日本國中諸寺院

○御回復ニ付、増上寺大僧正方、水戸御屋形に御使僧口上書寫左之通、

御城廓中、常葉山公儀御靈屋御享祀御回復ニ付、以前之通、常福寺に兼帶被仰付候趣、同寺難有奉存候段申出候、右御禮、且此已後も御仁惠之御沙汰被成下候樣、此段使僧を以申上候、

右同斷ニ付、松平讃岐守殿、大學頭殿、播磨守殿に、口上云云、

但し、此段使僧を以申達候、

○御佛像御預内願之事　但し　天保五午年禪譽上人類聚とく

覺

一阿彌陀如來尊像　但し二菩薩御脇立　黑塗御廚子入

一火除地藏尊像　白檀塗金蒔繪　御厨子入

一哀公樣御筆紺地金泥之梵字　桐箱入

右三品

御屋形奥御佛殿御安置　御先代樣方御持念の御佛像、御意をこめさせられ御莊おん迄も結かう御しゆしやうに奉存候、天保五午年八月、御當山に御あつけに相成、御安置申上へきなる處も御さなく、寶藏へ納め、大せつに護持仕、毎年風いれに出し奉り候のみゆへ、しふんとしつけにて御損しに相成候、當年ハ哀公樣御しん回の御事ゆへ、報恩の御追善に御修ふく申上候處、本の如く結構にならせられ、をたもち開眼供養仕、御菩提の御回向いたし度、御無しやうげの御祈念、かつ萬々歳の後ハ、俱會一處の御たのしみをも、と存させられ候やう御回願申上候、さりながら永く御供養も申上かね、まさ〳〵寶藏へ納め候ハヽ、いぜんのとく、御損じも出來申へく、そのかみ御信仰のほとを想ぞふ奉り、本意なき御事に存奉り候へとも、寺社御役所ゟ御預り、殊に御時節から愚寺より何とも申上かね、深く心配のみ仕候、何卒御守殿樣思召にて、御本所へ御歸り御拜もあらせられ候ハヽ、御先代樣方の御素意ハ申上までもなく御年回御追福にハ、此上もなき御事、かつ地藏尊ハ火除の御像に候へハ、永々の

の御祈禱かと存上奉り候間、御内々よろしく御沙汰のほど奉願候、以上、

巳九月　　　　　　　　　　　　　向山

常福寺

假御位牌之寫

表	裏	
如實院光顔智相大童女	松平氏庸姫君神座	天保十四年癸卯二月十四日
覺夢院如幻知法大童女	松平氏一乗姫君神座	天保十四年癸卯二月二十日
踊躍院歡喜敬心大童子	松平余二麿君神座	天保十五年甲辰八月十二日
桂香院無染心月大童子	松平余三麿君神座	天保十五年甲辰八月廿六日
靜心院快樂玅音大童女	松平氏靜姫君神座	天保十五年甲辰九月二日

先達而御守殿樣より、常姫君樣御始、御子供樣御五方に、盆ニ付、御え彩料幷御伽羅御備へ遊され、有かたく御供養仕、御回向申上奉り候、右御五方樣御事ハ、其節々御菩提所の心得を以、御法號差上、假御位牌ニて御安置申上候へとも、此後いぜんの如く御代々樣御始御安置ニ相成候節ハ、私ニてかりニ仕候事故、表立御なんち申上ゐさきニ付、後々ハ御法養も亥ねんに御麁まつニ相成申ゐくと、ふかく痛心御氣之毒ニ存上奉り候へども、表むき御位牌願立も、御時節ゐら仕り兼候間、何とぞ御守殿樣思召

を以、御五方御一所之御合牌まても、御納なし下さき候ハヽ、永々御法號御牌堂ま御安置御法養御回願申上へくと、有ふさく存上奉り候、則御法號別紙ニ而指上候間、よろしく御沙汰のほと奉願候、以上、

御心おほへ

卯としの春、御二方様御逝去の節、御中ゐん御法事願差出候處、此度ハいつきへも御法事仰付らきさるとの御事ニ付、御菩提所の心得を以、御法號指上ヶ、御かり位牌まて、御中陰幷御百ヶ日御回向申上候次第ゆへ、御一周忌御三回忌とも、御法事願出候やうも無御座なく（マヽ）、をふくしに御回向ハ申上候へとも、御位牌安置ハ仕兼、御氣のどくに存上おり候處へ、盆ニ付、御守殿様より、御香花御備へ、肅姫様始与仰出され候ニ付、早速御假位牌御安置御供養申上、有ふさく存上奉り候、余二麿様始御三方御逝去の節々、御中陰御法事願指出し候處、白銀三枚ツヽ御納め、御法事ハ仰付らきずと御座候へとも、則ち御法事幷御中陰御百ヶ日まて相勤、御役所へ御屆ヶ申候事故、當御一周忌まへま、御法事願指出候處、御一方へ白銀五枚ツヽ都合白銀拾五枚仰付らき、御一周忌御法事幷此のち御年回御回向料とも御打きりニ而、以來御法事仰付らきさるよし、御達ニ候へそ、御三方様御當日〱ま、御法事相勤め、御役所へ御屆申候、右

白銀之内、御祠堂に仕り、永々御回向申上候次第ニ御座候、猶亦御先代様方、御染色御き附の御品あまた御什物ニ御座候へとも、別紙三品之内、哀公様御筆之梵字ハ、永世御寺の御寶ニなしおかれ候而もよろしく存上奉り候、以上、

右書付三通、木狀箱に、書付とのミ記し、御守殿に手筋を以差出し候様、九月六日別飛脚ニ而、芝宿坊へ遣候處、思敷手筋も無之、十月初迄、彼是相滯り居候折節、鎌倉扇谷老尼、芝山奥ニ而、右本尊之行衞、御守殿ニ而御尋有之候由、内話被申上候と承之ニ付、御内役杢方、右老尼、妙雲尼へ宛遣し被下候後、妙雲尼に面會、具ニ演舌頼置候事、

會津地方の廢佛毀釋史料

藤本了泰氏報

〔增上寺記錄〕

會津若松諸寺院〻

歎願書纒寫

内々謹而建言

凡吾　皇國者、普天率土、皆神國事奉承知候、就右奉歎願候意趣者、羽黑山之儀、再往申上候通、天平年中、行基山麓修行之時、和光同塵之寅初、聖觀世音与三尊權現候、此行基再拜稽首、感其靈瑞、新和光利物、勸請羽黑大權現、亦創建大梵刹、而始名羽黑山、從爾已來、主別當職、然今般　王政御一新之折柄、神佛不混淆樣被爲在御令命候ニ付、奉伺候者、其神佛不混淆中者、被爲立置於神佛兩道候上之儀御座候得者、其混淆中者、不混同、淆淺(マヽ)樣爲令分離奉存候、然者堂社主尊、其体神歟佛歟、篤与御吟味之上、若内神體在、社而非堂、若内佛體在ハ、堂塔而非社也、仍其主尊佛體時、其儘復本、扱亦主尊若神體、即是被改當然理奉存候、若無左、一槩主尊神歟佛歟不擇、復飾等仕、改

堂社之族、還而神佛混淆可申歟、所謂萬民怖其威、不懷其德、以巧言令色、言意相違、不得止、計一時安惰、凌當座奉欺　御一新奉命奉存候、其上率濱皆無不王臣者、撫育亦被爲在御愛憎間敷候得者、其於混淆之儀、眞承伏仕度奉存候、就中、胸中乍抱疑、言意相違奉存命仕候而者、全以王政奉欺之儀ニ付、前段申上候通、被爲立置於神佛兩道候上之不混淆御座候得者、羽黑山之儀、主尊佛體而非神、佛體取分和光垂迹之最初、聖觀世音三尊而、其上先御役御改之節も、前立ハ木佛三尊、秘佛宮殿金佛之三尊御座候得者、其儘被具置候、右ニ付、全以從來會佛祭而不仕神祭、尤再三申上候山麓二王門御坂三拾三觀音、衡門羽黑山之額相違無御座候、此段不顧恐奉上書者、東光寺儀者、檀中一軒も無御座、彼以觀世音活計相續仕來候、然ル處此度引離相成候者、廢寺ニ被成候故、不得止、若以御至仁盛大之聖化、寬容百過御採用一得被成下置、公道御英斷奉仰

御明察度、伏而奉恐懼歎願候、誠惶敬白、

明治三年

秋社

若松縣

社寺方
　　御役所

謹而言上

別紙歎願之趣旨ニ付、淺見寡聞不懸、奉謹述候者、御維新之折柄、全府藩縣之御政體逼(マヽ)ニ而、人心動搖致、就中神佛判然と御分割被爲在候義も、愚民を兎角半疑半信仕候得者、恐神佛之感應靈驗も自然少薄ニ至可申、其以所(所以下同ジ)(マヽ)を譬を、如飯豐山名目を御改革ニ雖相成と、聊不變、是天愈不然而、人心歸伏無之以所と奉存候、又辨才天之如き者、諸國兩祭逼(マヽ)候得共、當御管內を皆神祭ニ相成候得共、是全嚴島靈像等之神者、祭神と者格別ニ而、釋迦佛經之中ゟ出而、敢而我朝之祖師達之開祀ニ而者無候、然處、今般右改祭ニ雖相成と、辨天愛宕を始、御身(マヽ)體共儘成者、譬者僧侶を神者と如和(マヽ)亦復飾人を藥師地藏之類を私ニ注連を張、神祭ニ致、或者法衣を着シ、讀經を以祈念致、甚敷を死家ゟ立入、跡(後)祈念、先祈禱等致候類、擧而不可員(數)、是結句神佛混淆と可申歟、皆是眞之奉命ニ非而、却而神佛奉欺之儀ニて、冥罰之程有恐候得ハ、冀ハ一層至仁之以　御寛典、右等之淆淺、全聖慮ニ違、天命非然之至候間、急度御改被成下置度、奉仰歎候、

別而願を（マヽ）、當羽黑山之儀、別當御召放之義被爲在御愛惜間敷候得共、是迄左樣之例格、承知不仕候、尤羽州羽黑山之儀も、我朝之大社ニ候處、今佛祭成事顯然ニ御座候、然者右同樣ニ而可然と奉存候、加之先御役之砌、再度御改被遊候處、佛體ニ付、其儘被指置候處、今般神祭ニ相成時者、先御改も空敷相成、然處今更御變格有之時者、御政體乍恐時々變候而、人心決定不仕候、若亦嚴令ニ仍而、復飾道ニ至候時ハ、兼而依
叡慮、御門主方ゟ嚴令御布告も有之儀ニ候得と、伺中御猶豫被成下置度、偏ニ奉仰歎候、

前件之次〔第、別而羽黑山之儀、一統一河之流を汲、不忍坐聽ニ奉愁訴候、誠惶恐惶頓首謹言、

右者羽黑山建白歎訴數通ニ及候處、役人既ニ登山改之上、佛器佛體踏倒シ、又ハ繩目ニ掛ケ傍若無人之働、是偏ニ俗心を覺シ佛德自然ニ失候事故、一統紅涙ニ沈罷在中候、乍恐是全
叡慮ニ違候邊、厚御尊評奉希候、

諸宗役寺

連名

付札

[寺法之儀者先規之通役寺可及始末候事、

謹而言上

[先般野澤組南山兩所之寺院ハ、津川新善光寺田島教林寺等之始末被仰付候ニ付役寺一同厭奉歎訴候得共、今確命無御座候ニ付、不顧恐懼俯伏奉追願候、夫宗掟之義ハ、諸宗共ニ口授心傳、戒ハ秘密顯密種々之奧藏有而、假令八宗縣(兼)學之雖僧と、其宗意難思議候處、今般前條之兩院ニおゐて、諸宗支配者勿論、住職等迄掌握之御請仕候由、然共有戒無戒之僧侶之差別、不能見聞義顯然ニ御座候、是宗掟違亂之基ニ候得者、假令蒙仰候共、僧道攝宗得之身ニ候て、前條之弊風可奉辭避筈候處、速ニ奉御受候義、更ニ宗掟不嗜之儀ニ御座候、尤前件之振合、蔓延仕候而者、必而法賊之類不相免而、乍恐

皇國之妨害を可生も難測、依之先般護國避邪之爲、於

御門主方、一統御商量之被爲蒙聖慮、則共命令を以、諸本山方、諸國諸役寺之宗掟違亂ハ勿論、僧道勉勤相勵候樣、御布告も有之、然る處、前條之次第ニ立至候得者、宗亂

者勿論、乍恐

叡慮違背之道ニ立至候義ニ御座候間、急速蒙（マヽ）管所致、尤右兩所ハ、猶當管內之義ニ

候得者餘事とハ格別、住職院代等之義者、役寺奥印を以被仰付被下置度、一同稽旨（首）奉

冀望候、誠惶頓首、

右者數通之歎訴ニ及、漸御採用ニ相成候間、猶後日右兩寺心得違無之樣、御本

山ゟ御奉書被下置度、奉願上候、

但敎林寺と申者、時宗之平寺ニ御座候、

付札

〔神祭葬之義、追而御規則相立候迄、猥ニ不差許候事、

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

謹而言上

〔拙寺共、舊冬中宗判之儀奉懇願候處、願書御下ニ相成候ニ付、奉歎願者、宗判之儀者、

諸國一統ニ御座候處、御當國而已洩候事歎敷、殊更同國兩山ニ者、宗判有之ヶ所も

御座候、然者御政道御一般之折柄、右格遍（マヽ）々之ヶ所も御座候間、何卒諸國ニ習、宗判

被　仰付ニも相成候ハヽ、

御高札之旨、邪宗門幷怪意之教法、堅く禁し息之、門徒中詳ニ糺之、聊不可有緩怠樣可仕候へ共、方今之時節、人氣引立宗判ニ而も無之候而者、御高札之旨、自然緩怠ニ至可申候半、加之近頃百姓とも、神道高信之意味聊無辨候處、社人神祭勸ニ付、佛法破滅之樣ニ流言有之間、諸民既ニ誑惑ニ臨、久來師檀之好を失、一向無沙汰ニ而、神祭を賴、剩其寺廢亡ニ及候儀、寺門之歎無上之次第ニ御座候、尤右樣被　仰付候得者、往々如何可相成と、寺院一統薄氷を如踏、今ニも心得違之もの出來可申と、案察仕候間、何卒以御厚許、神道願之儀ハ、師檀內和之上、被仰付被下置度、深く奉懇願候、已上、

右神葬祭之儀、當分御差留ニ候得共、往々役職ニ依而安心不仕候事、

下ケ札

〔御規則相立候次第可爲有御沙汰候事、

宗判之歎願ニ付御下札、

右宗判之儀、御規則如何ニ御座候哉、是又奉伺候、

辨才天佛祭願ニ付左之通御下札、

辨才天之社を建、衆庶崇敬信シラレケルコノモトハ、天朝ニ而、篤ク御祭アラセラレ候御社ニ而、則延喜式ト云御書ニ有之社、安藝國市杵嶋神社、筑前國宗像神社、近江國都久布須麻神社、陸奥國黄金山神社、是等之社者、何れも大社ニ而官幣ニ預り玉フ神ナルニ、本地佛ト云を立て、佛家ニ而辨才天ト云名を付ショリ、右社之神を祭ル者ハ、是大社ニ習て、皆辨才天ト唱フ、カヽレハ佛家之辨才天を祭レルニハナク候得者、社ニ坐スハ神ナルコ明也、其社の佛像立置候ハ、佛閣トカ寺抔ヘ移シ改ム爲し、

但シ寺之佛壇等ヘ相立候分ハ、佛家之辨天ナルヘシ、

元神ニ佛名を負祭り置候事故、正シキ神名改メ神祭可致事、

如此天部佛部と申而、神祭ニ被致候類、間々有之候事、御一新ト年中、實ニ歎ケ敷事ニ御座候、

謹言凡日待月待者、佛法從來仕來候事者、佛法東漸而、從藏經中出、其所以、釋尊一代所説之中、人乘天乘乃至佛乘有五乘、其中天乘申者、上梵天帝釋四大天王日月五星及欲界六天、色界十八、(天脱カ)無色界四天、其外忉利三十三天、并變化所生大黒、辨天、吉祥天、

種々無量之諸天、各經別說、此佛法顯教之中、天乘中、且除天置、今其日天月天之尊形、及住處宮殿名字、委說立世阿毘曇日月行品、起世經、倶舍世間品、其中立世阿毘曇、是日宮殿者、厚五十一由旬、廣五十一由旬、周廻一百五十三由旬、是日宮殿玻瓈所成、亦金所覆、火大分多下際、火分復爲最多、其下際光亦爲最勝、是宮殿者、說名修野、是日天子於其中住、又是月宮殿者、厚五十由旬、廣五十由旬、周廻一百五十由旬、是月宮殿者、說名栴檀、是月天子於其中住、此所謂倶舍所言日輪月輪、空居天而五風所持也、又近大聖不動經中說、外、護十二天、其中日天月天等、常來而加護、日天照象闇、月天清涼光、如是大力天來圍遶、彼或蒙明王伏、還敬作擁護云々、取意加之、密教中明王部秘密明王類者、號外金剛部、梵天帝釋日天月天等諸天唱護法諸天、故於密部百日日天法、或三百日乃至一千日天供中而、修法有之、是皆出大日覺王說、日天子眞言陀羅尼在之、月天子亦眞言陀羅尼有之、此則敬禮祭供之法御座候、於爰、昔吾朝　準大唐大內之內道場、於　禁中、年々金台兩部大法御修法御加持、幷御二間觀音供、日天子秘法、初聖天供修行、尤天長年中、弘法大師修法、其後承和元年從始行、是云御修法、且又佛世尊、於天竺說大集經、時勅四天王、驅十方一切鬼神赴會座、其時日天月天倶受佛囑、護正法、復宿曜經明宿品、日月五星七曜九執、幷二十八宿十二宮等明、其上摩登伽經、日

藏經、瑜伽論、明三光星象委々也、上來所言日月者、天乘天部、而於佛家唱護法之世、天從元不祭与神、依之日待時、歸命日天子、爲度衆生故、普照四天下、ヲンアニチヤソワカ、月待亦爾、ヲンセンタラヤソワカ、其外地祭火防等、眞言陀羅尼修法所作供養之軌則在、而密家敎家俱本佛說、聊神祭不仕、依地祭、守護國界經、最勝護國經所說、堅牢地神火防水天、ヲンバラダヤソワカ、幷ニ勸請八大龍王[illegible]字ノ智水、以加持、神道鎭火祭別儀御座候、且秘事佛家秘、若与樂解脫秘、四弘誓願大悲爲根候得と、一代五十餘年經卷、皆秘邪与正手段候、其上牟尼婆伽梵一代說經之列衆、天龍八部一時圍遶、如雲籠月、上始梵天帝釋四大天王日天子月天子、下至八大龍神迄、在說經會座事顯然、近法花經會座中、有名月天子、普光天子、寶光天子、与其眷屬萬天子俱、尙密敎胎金兩部、胎界理曼陀十三大院中世天院中、梵王帝釋日天月天水天火天風天等外護天唱申候、右付日待月待仕來候事御座候、其上又秘事三國(共)供秘在、唐土秘、周代始、左傳漢志等審、神道秘二十八本記中秘揔五十餘品、延喜式二十餘品出リ、然三國共秘在、儒者儒而秘、佛者佛而秘、神者神而秘、則敢混淆不仕歟、扨又一代藏經中、三世三寶大荒神宇賀神將、十五童子、大般若經十六善神、藥師經十二神、法華經守護鬼子母神、觀音二十八部衆中執金剛神、東南西北四雷神、大集經所說金毘羅神、金光明經散脂鬼

神、其外佛於靈鷲山爲天地祭十二神、爲伽藍祭十八神、爲佛法祭八十神、此皆佛法守護諸神、致佛祭不苦歟、右等前段申上候通、吾朝垂迹神佛祭不仕候得者、可宜歟、神佛不混淆樣仕候、

別紙願意之旨、諸經佛說顯然ニ御座候、尤日月我朝而已照影ニ有之候者、其神祭ニ可限候得共、一天萬國擁護所覆之日月ニ候得者、佛家佛祭之義、聊苦ヶ間敷と奉存候間、此段御聞濟被成下置度奉願上候、已上、

如形相願候處、佛家佛祭之義不苦候趣、一旦被仰出候處、期而嚴重停止之旨被仰出候、尚此地ニおゐてハ、如何樣ニ御座候哉、奉伺候、已上、

月日

諸宗役寺

連名

若松縣

社寺方御役所

謹上啓　時下秋氣之候

遙惟

各々尊位益御安寧被爲遊、御聖座法幸無量奉恭賀候、隨而弊境不肖共無魔消光(マヽ)罷在候條、乍恐被爲勞尊情被下間敷奉存候、右者時氣御伺旁奉捧愚翰候、先者折角御厭御保護專要奉懸祈候、誠惶頓首敬白、

暮秋

時宗　西光寺印
日蓮宗　實成寺印
　妙法寺印
　淨光寺印
西派　專福寺印
東派　長命寺印
淨土宗　高巖寺印
　融通寺印
曹洞宗　善龍寺印
　天寧寺印
　惠倫寺印

濟家宗　成願寺印
新義眞言宗　金剛寺印
觀音寺印
自在院印
彌勒寺印
天台宗　延壽寺印

諸本山
御役者中

追啓
奉慈(マヽ)候、陳者拙寺共出府之節者、何角御厚情之段、千萬難有奉謝上候、其後早速禮翰可奉呈候處、實ニ亡國同樣之折節、寺門之歎息打續、御無音之段、平ニ御高免可被下候、次ニ爰元同盟會ニ習、諸宗一統一月三席、其外時々打寄、僧道勉勤仕、歎願强謝等ニ心ヲ委ネ罷在候次第、別紙之件々、先奉入貴覽候間、猶爰元ニ而御採用無之分者、御尊評之上、宜御周旋之程伏奉希候、就中方今ハ、府藩縣之御政體逼(マヽ)々成、中ニも當縣ハ、別而嚴重ニ候得者、實ニ如踏薄氷ニ御座候、依之御本山ニ而御出願之趣旨、幷御採用之分御

座候ハヽ、一統爲安慮、何卒御奉書被下置度奉懇願候、書外奉期後音度、先御報迄、省略之段御高免可被下候、頓首、

欽上

一金壹兩　　　　　　　　　御菓子料

右菓子料諸宗集會へ差遣候事、

〔增上寺日鑑〕明治三年

三月九日

一岩代國若松寺院より願上二條ニ付、諸宗本寺觸頭之面々、源流院ニおゐて集會有之、衆評之上達書連印ニ而差遣ス、

今般各宗寺院より惣代を以被願出候次第、右者御一新以降神佛混淆之御引分者朝廷之御趣意ニ候得共、葬祭教導之義、下民ニおゐて爰可爲勝手之御條理ニ者無之間、於其宗ニ奉持戒律防禦邪宗、正法を以教化民間、可奉報御國恩、尤先祖之墳墓祭祀等相廢、猥ニ致離檀候而者、孝道爰相闕無謂事ニ候間、篤と致教諭、所和合候ハヽ、勤王之一端ニ爰可相成候間、此段觸下寺院ヘ不洩樣通達可被致候、以上、

午三月

西本願寺派　明西寺印
東本願寺派　正行寺
高田派　孝慈院
佛光寺派　大照寺
遊行派　日輪寺
日蓮宗　朗惺寺
洞宗總持號役局　永壽代
天台宗　寶積院
新義眞言宗　彌勒寺
古義眞言宗　明王院
淨土宗增上寺　役者

岩代國若松
諸宗觸頭幷諸寺院中

越前における合寺

藤本了泰氏報

〔増上寺日鑑〕明治三年

正月廿八日

一越前運正寺越前殿ニおゐて改革御達ニ付届書、

口上覺

一今般御一新ニ付、當地諸藩始寺院ニ至迄、夫々昨十二月中改革被仰出候間、拙寺儀左之通改正被申渡候、此段御屆申上候、以上、

越前
運正寺

午正月

増上寺
御役者中

運正寺

先般大參事始東京に御差出夫々御改正相成、寺錄之儀茂適宜改正、更ニ左之通被下候、且課金之儀茂、御藩中並之通、追而可被仰出候事、

但

造作向幷佛具修復等之儀、自今不被成下候事、

一御靈屋　御位牌所等之儀者、御家祿之內より御取扱之事、

一寺祿御改正被仰出候得共、當年拜地收納之儀者、是迄之通相心得可申事、

米百六十八俵四斗壹升三合

同三十俵

巳十二月

七月廿九日

一越州運正寺地中三ヶ院合寺之義ニ付屆、

口上覺

一拙寺塔頭從來四ヶ院之處、今般到源院、助心院、自遍院、右三ヶ院本坊に合併可致旨、當藩政府より內沙汰有之付、心痛罷在候得共、不止事、則合寺仕候間、此段御屆

申上候、以上、

午七月

越前
運正寺

増上寺
御役者中

越前暴動一件

〔顯順師殉難錄〕

金森顯眞編

序

今世佛事を經營するの施主を見るに、智德行學道心ある僧は言語に愛なく、或は袈裟衣服の敝壞し、名を隱して鄙に居し、一宇の住持を厭ふて、分衛活命する者、是等を見ては賤しみ貶しめ、無智無學無道無信の僧、既に無刀の大賊となし、佛祖慈光の下に潜れ、外現賢善の僞りを以て、貪暴昏欲の垢れを隱し、法服の鮮なるを以て、內懷虛

假の疵を覆ひ、檀那に向ては佞諂追從し、自讃毀他して我執の名利を莊嚴す、信徒無智にして、之を以て殊勝の智人と謂ひ、道德の僧伽として請聘し、作善を營なみ追福を恃む、靈壇に來り向ふに、心底平等の慈悲なく、未だ得ざるに施物の多寡を計し、讀經すれば淸濁を謬り、文字顚倒して正說を漫り、說誡すれば文義を失し、訥口の如くにして章段に惑ひ、言音混亂して譫語するに似たり、所說蛙鳴に類して、聞者耳風に同す、而して齋を行なふの席に坐して世話を談ずる辯舌懸河の如し、笑語戲言共の一座を傾け、或は己が座席を離れて白俗に向ふて殘盃を飲み、他を强て恰かも酒宴に似たり、新亡中陰の追吊、親屬離別の悲歎、戚々として愁ふるをも顧みず、不仁無慈の所行ぞ、之佛子の爲すことならんや、酔飽して蘭若に還り、行道修學の窓を閉て、假寒として鼾聲雷の如く、常に亡者の升沈を遺れて、追福の功能を念ぜず、是豈七分の中の一分も幽冥に達せんや、六分も亦施主に歸するの理なからん、嗚呼悼しい哉、

維時明治辛未仲春有感書之　　護法閣現住開巖顯順

右は亡父顯順が曾て所感を述べ、書齋の衝立に記し、自身修養の資に供したるものにして、聊か師の性行を知るに足るものあらんかと、玆に載せて序文に代ふ、

弟子式堂顯眞誌

緒言

今を去る事五十年、當郡内に前代未聞の一大悲劇あり、我父顯順等護法扶宗の感念より、殺身爲仁的の行動ありしも、其事蹟を詳かにするもの更に無く、唯金城の故南瓜堂雜誌法之雨に其一端を記せしのみ、而に本年は正に亡父五十回の忌辰に當れり、因て其實蹟を輯めて、聊か之を紀念せんと欲するも、奈何せん予は其當時年僅かに十六歳、其耳朶に存するもの洵に些なく、加るに淺學不文到底識者の嘲を免かること能はずと信ず、覧者幸に之を諒せよ、

大正十一年三月　　男　顯眞謹識

目次

第一章　維新革命及佛門

古人いへらく亂窮りて治を効し、盛極りて衰萠すと。謹て案ずるに佛教昔し西天に起り、唐土百濟と東漸し、葦原の瑞穗の國に入りしより、茲に一千七百年、上は萬乘の至尊より王公貴人に至るまで、三寶を尊崇し厚く外護をば加へし故、下は深山に柴こる賤の夫も荒磯に漁る蜑(あま)が子も、念佛誦經に餘念なく、諸惡莫作と身を愼み、衆善奉行と心に策ち、自然と政化を翼賛し、わけて元和の頃よりは政略上の手段として幕府の保護も厚くなり、隨て僧侶に威權もつき、其位置も高く、地頭領主に亞ぐ富貴榮華を極めける、去る程に勝るを妬み富めるを羨む人心、儒者や國學者を始とし、少しく學識ある者は竊に之を惡み妬み、中井積善、平田篤胤、巖垣松苗、賴襄の輩は書を著して是を毀りぬ、斯くて幕末には排佛毀釋の議論一層甚しく、遂に慶應四年正月二日多年の禍機遂に破裂し、千歲と祝ひし松が枝も、竹の伏見の朝風にもろくも折

て、三百年の覇業も土崩瓦解し、大權復び王室に歸し六十餘州明けく治る御世とぞなりにける、然るに日頃忌み嫌ひたる佛教なれば、神佛判然の政令を名とし祭政一致を首に戴き、排佛毀釋を企つる人のみ多かりけり、當時排佛の先驅者と聞へたるは、信州松本藩主戶田侯にして、明治三年八月頃より祭政一致の朝旨を奉じ、敬神の大義を立んには神祭改式に如くはなしと、祖先の祭祀を一切神式に改め、菩提所なる全久院前山寺の兩寺を廢して學校となし、數多の僧侶に歸農歸商を强迫するなんど穩ならぬ處置少なからず、續て毀釋の令を布かれしは、越中富山藩にして、同年十二月十二日大參事林太仲は、士族卒族の庶民に神祭改式を勸誘し、尋て領內寺院の梵鐘喚鐘其他の佛具を寺僧に迫て獻納させ、柳町正龍寺の境內に鞴を据へ鑄解かして諸般の機械となし、他藩より入込む僧尼の宿泊を嚴禁し、又六十歲未滿の者は父母の墓參を除く外、寺院に出入を差止め、同月二十七日領內寺院の多少を問はず今日中に一宗一寺に合併せよと、嚴令を下せしかば其困難言語に絕し、情を陳し寬宥恩典を請はんとすれど、朝命なれば是非もなしと藩吏は更にうけかはず、其慘狀松本藩に超へたる處置多かりき、然に排佛毀釋の狂風怒濤は各地に波及し、前の二藩に彌勝る一大珍事は德川氏創業の故地にして、三百年の泰平を築きたる母

國三州に起り、水野出羽守(駿州沼津の城主)の領地大濱に於て、明治三年九月の末つ方、世にも恐敷悲劇の幕は開かれぬ、先沼津本藩よりは少參事服部某を遣して長官と定め、菊間藩出張所と改稱しけり。この服部某は壯時より平田篤胤の門に入りて、國學に心を潜め篤胤の志を承繼ぎて、佛教を忌み嫌ふこと蛇蝎の如くなりしかば、今回長官となりしを幸に、魁けて排佛毀釋の手なみを示し、此身は例令竹槍の鋒尖にかゝり屍は茲に曝すとも、三河の國に佛法の根を絶やし、天晴なる神の御國として見せんと、第一着に領内の巨刹を開放させて、學校となし新民塾と名つけて、日頃崇拜せる篤胤の塑像を安し、教科書には出定笑語なんといふ排佛主義の書を加へて、自然佛教を厭ひ敬神の心を起さしむる樣に施設し、一般人民に對しては天拜日拜の祈禱を勸め且藩政改革の費用と稱して、殘忍苛酷の重税を課し、尋て寺院廢合の火蓋を切りぬ、或日領内寺院一同を出張所ゑ招喚し、本日の用談別義に非ず、豫て承知の如く今般王政復古の御趣意に基づき、當領内の如きは人民の割合に寺院多く、隨て坊主共も多人數住居致し、當御時節柄、
陛下の臣民たる身を以て、遊手徒食を致すなぞは、實以て恐れ入る次第、依て管内寺院有檀無檀にかゝわらず、夫々方法を設け速やかに合寺を行ひ、又坊主共取片付け

に付ては、廳議のみにて定めては、嘸ぞ迷惑致す者も之あらんと存じ、其方共を呼び出したる次第、一同厚く朝旨の所在を體認致し、卽座に何分の返答を申出せと嚴達せり、嗚呼壓制とやいはん、慘酷とや云はん、思ひ設ぬ唐突の難題に並居る僧侶は當惑し、互に顏を見合せつゝ、憂憤胸に充ち、何と答へん術もなし、此時二三の僧侶進み出問答往復を重ね、兎角一宗の興廢に關る一大事なれば、御請けの猶豫日延をと哀願すれど、更に聞入れざるのみか、其僧侶等に留置處分を申しつけぬ、此事早くも一般の門葉に、甲より乙へと喧傳せり、永祿の昔より宗門のためには、身命を賭して爭ふ西三河の篤信の徒なれば、間もなく數千群を爲して押寄せ來り、遂に早鐘竹槍の暴擧は演出せられぬ、此際碧海郡小川村蓮泉寺養男石川台嶺、同郡高取村專修坊住職星川法澤等、身命を拋つて鎭撫の勞を採りけれども、何時しか藩吏や農民にも數名の死傷を出し、悲慘言語に絕せり、其結果として罪せられし者石川台嶺始め僧侶三十一名、在家九名に上り、其內死刑二名、准流一名、其他も悉く三年或は一年懲役の嚴刑に處せられたり、いかに澆季の世とは云へ、哀れと云もをろかなり、斯かる信徒恐慌の折柄とて我が大野郡にも前代未聞の慘事突發する事とはなりぬ、

第二章　本郡暴擧之導火線

屈指算ふれば王政維新もはや、五十餘年の既往譚りとなりたれど、世の風潮はいづこも同じ廢佛毀釋の波高く、法の燈火の明滅さへ判じ難き、明治初年の宗教危機の秋に當り、泰然自若信心堅固なる金剛の如く、晨朝より佛前に香華を捧げ、恭しく禮拜勤行につゞく和讃の聲朗らかに、

如來大悲の恩德は　　身を粉にしても報ずべし
師主知識の恩德も　　骨をくだきても謝すべし

と誦したるものを誰とかなす、否啻口に誦したるのみならず、全く其骨を粉となし其身を虀となし、承元の昔し住蓮安樂の蹟を慕ひて、報恩謝德の實を行ひしは、實に眞宗高田派の僧侶即ち我亡父顯順其人なり、今其法難に殉せし顚末を記すに先だち、其出身性行を筆の序に略敍せん、亡父は天保四年の春、福井縣大野郡上庄村友兼專福寺に生れ、稍長ずるに隨ひ內外二典の學に通じ、殊に二諦相資の宗風に依り、道念堅固に身を住し、父顯明の後を襲ぎ同寺住職となりてよりは、猶更護法扶宗に身を委ね、專ら法義宣傳に東奔西走し席の暖まる日もなかりき、されば己が門徒のみならず、他宗他門の人までも深く渴仰したりしが、是なん後日法の爲め、却りて身に災厄の及ぶ基となりしぞ是非もなき、實にや時勢の變遷は人力の得て支ふべきに

あらず、一瀉千里の勢にて、鎖國攘夷の說は影を潜め、內地の開放萬國の交際は始められ、百般の事物悉く先進國の西洋に倣ひ、歐米の文物頻りに輸入して世の面目を一新し、大に文化の有樣となりしは嬉しき事なれど、一利一害其數を免れ難く、之につれ自然西洋崇拜の熱度を高め、日本固有の事物は理非長短の別なく、只管因循姑息と厭ひ弊風陋習と嫌ふに至り、千數百年來世道人心を涵養したる佛教が、德川覇府の泰平に慣れて、比丘比丘尼の稍不如法なるを口實として、強く厭忌し、排佛毀釋の聲は各方面に紛起し、斯教は四面楚歌裡のいとも危うき法運に臨まんとし、かてゝ加へて年久しく怨みを呑みし、神道連や儒者の輩は、此機に乘じ種々の手段を廻して、僧侶を苦しめ寺院を毀ち、金岡典司の筆の香も、雲慶定朝の鑿の痕も、國の寶となるべき佛像經卷も、一朝の烏有に歸するなど、佛教頽廢の悲期は迫り來れり、されど政府も宗教に重きを置かず、唯成行に任せ置くに止まらず、遂に三條教憲の外は說教さへも禁じ、芝の增上寺には幣帛を飾りて神物を供へ、大教院と爲せし程にて、前に述べたる信濃越中三河の珍事を釀し、聞も物憂きことなりしが、我大野郡は由來佛教有緣の地にて、殊に眞宗繁盛比ひなかりしに、大野舊藩士の中には專ら儒學に心を傾け、自然佛教を忌み嫌ふ輩も存し、維新後は神葬祭も許されし事とて、愈々

佛法排斥の熱度を高めける折柄、明治五年の冬偶隣郡今立にては定友村唯寶寺石丸某、東都より歸省の序何故にや寺院の廢合を主張し、且神道を擴張し、王政復古の實を擧ぐるは、其筋の目的なりと言ひふらせしにより、淺慮にも其手續きに及ぶ箇所さへありしより內外の事情實に容易ならず、如何にせむと所々會合鳩首論談する等、郡內の人心痛く信仰上の不安を來し、家業をも打忘れ、年の暮の餠搗だに爲す者無きに至りぬ、これぞ我郡暴動の導火線とぞなりにける、其前後の事情は我亡父の手記にて了することを得、

顯順日記

明治六年癸酉一月二十四日、味見より飛脚三人到着、內一人は黑谷同行、卽時香葉寺を喚び寄せ、示談の上龜井清七へ遣し、支度相整ひ發足致し、途中々据齋藤奧右衞門下舌安川城兵衞を夜中喚び起し始末相咄し、味見坂峠にて提燈を消し、聖德寺へ到着の上見受候處、臺所に同行四十人ばかりも並居、其粧ひ今にも打留に出掛申候勢ひに相見へ候、然處椿坂光輪寺折立誠諦寺隱居、昨夕より味見へ參り居、五箇邊の趣き委曲聞取り候處、唯驚き入の外なし、夫より協議の上、右兩僧を大野町法中へ探索の爲め參り候、然る處上据より味見坂下に同行三人居合せ、右は味

見へ事情聞正しの爲參るべく存意の處兩僧に出會候故、光輪寺を伴ひ上据へ歸寺、誠諦寺は町最勝寺へ城兵衞同道にて參り申候、二十五日朝安川城兵衞齋藤甚七の兩人、味見へ見舞旁聞正しに參る、甚七光輪寺は又上据へ行き申候、味見にて協議の上五箇方面へ同行三人探偵に遣す、然るに右三人途中より赤阪及び福井高田派出張所へ參る、當日赤阪に泊り、二十六日夜味見へ歸寺候に付、小生二十七日午前九時頃味見を出立、歸寺の頃は大雪にて、味見同行四人道踏送り黑谷まで來る、宣信院同道午後五時頃歸寺致す、逮夜參詣五六名待合せ居、當地方も小生味見へ行候より、何となく人心騷々敷皆々心痛致し候、當寺二十五日門徒等次第に集り、夕景までには、本堂一杯にも相成候、上庄法中何れも大動搖致し、今井は別して打驚き、本堂及び臺所を片付け、五尊は佐開まで御立退きのこと、舊曆終年も押詰め、正月にも相成候故、先人氣も少々落附の模樣に相見へ、當寺は正月四日より六日まで先亡光曉院年回執行、四日朝上据より書狀持來る、右法會中に付斷り申置き、七日上据へ同行三名同道し、午後棚氏同伴にて今井へ行き、八日御給にて四箇寺會合、十日上据にて山の内眞宗一派大會を開き、十一日朝歸寺致し、十五日町法中福井より歸り候に付出町す、十三日町法中より飛脚來り、即刻出町、右は兩坊

舍より印形持參の喚出に付協議の事、西派總代三箇寺出福並に東派明源寺も出福す、十三日御給山内久兵衞、松山九兵衞、五箇方面へ探索にゆき、因に出福の上高田派出張所を訪問し、新暦二月十四日歸宅す、出張所より當十五日示談の義有之、呼出狀を持參候故、直ちに出福の心算なるも、大雪にて延期となり、二月十日より毎晚法話を致し候處、居村は勿論森山其他近村より多數の聽衆有之候、新暦二月十三日今井西應寺門徒二名同道にて、町へ會合のため當寺へ來り、門徒は當寺より歸村し、西應寺は當院に一泊、翌十四日同道にて出町、淨勝寺明源寺にて聞合せ候處、福井坊舍は頓と首尾不都合のみにて不得要領のことゝなり、同日晚景歸寺の節、山内久兵衞坂南より戻り庄境の發端よりの書面數通持來り、不取敢披見するに彌々驚愕悲歎の外なし、

此悲と驚とを惹起せし書狀は卽ち次の如し、

第三章　今立郡坂南之情報

早速御尋の趣き奉畏候、然者去る春大變此方より、人差上可申儀に御座候處、拙寺等騷動の根元に有之候へば可遣人も無之、定めて御安(案)事も御座候へども、火元の拙寺等當惑致し、廢寺合寺差當り候へば、御知らせ可申日間も無之、此段御承知可

被下候、

一出所定友村唯實寺長男石丸八郎と申者、舊暦十二月十七日岩本村時宗成願寺と申す寺に於て、五箇月尾谷法中十七箇寺會議致し候、

(其二) 石丸八郎の廻文

教法之儀に付、至急可致僉議の儀有之候間、明日早朝岩本成願寺方へ、御出合被下候、相違候也、

教部省十一等出仕
石丸八郎朱印

酉一月十五日

大瀧村
眞宗 圓成寺
新在家
本覺寺道場遺教

笈津村
同 好善寺
新在家
三門徒善法寺

月尾谷
唯法寺
轟井村
東派 南林寺

岩本村
時宗 成願寺
別印村
眞宗 教德寺

大瀧村　　　　　　中印村
天台　法德寺　　　眞宗　本龍寺
杉尾村　　　　　　山室村
眞宗　善休寺　　　眞宗　善休寺
坂下村　　　　　　八石村
眞宗　瑞政寺　　　眞宗　觀瑞

(其二)　本縣出張所へ差出候始末書

去る一月十六日午前九時、岩本成願寺に於て被申候儀は、元定友村唯實寺新發意石丸八郎殿、今般東京より歸國の節、敦賀御縣へ御屆被成候儀は、拙寺五尊は大瀧村成願寺方へ預け、家内諸共東京私宅迄引越し申旨御屆被成候砌、敦賀御縣に於て御示談被成候趣きは、今度此地方に於て小教院を設立し、追々官員も指向可申候條被仰付、依て差當り岩本成願寺を假教院と相定め、癸酉中には小教院を創立し、第一重に町村の氏神を安置し、第二重に諸寺院の佛祖を安置し、第三重には教導職を集め、四方に長屋を相建、家内眷屬を同居し、且宗名及び門徒同行の名稱を廢し、已來有人宗名を相尋ね候時は、三條宗と相唱へ、月々六齋三條の說諭を教導

職へ申付、其上人才取調べ、月給可相渡旨申達候也、
一指當り一月二十一日二十二日、於假敎院人才取調の爲、三條の說諭可致旨銘々
共へ被申渡候事、

善休寺住職
井藤瑞眞
南林寺住職
藤井轔井
瑞政寺住職
鹿浦智鳳

（其三）

御縣御出張役人中

指上申御請の事

今般元定友村唯寶寺長男石丸八郎と申者、當時敎部省へ勤居候處、指當り岩本成願寺宅迄呼出し、其後二十日杉尾善休寺へ會合致し、翌二十一日粟田部道場へ寺院追々寄合候處、御役員御出張有之、石丸八郎方へは直ちに取正し候間、何分追々參集の寺院並に檀中の者共、只今歸寺歸村可仕樣御達に付引取仕候、就ては已後

右樣の次第出來候ては不相成候、猶又本縣より御達無之節は、豫て被仰渡候趣きも有之候間、會合等不相成旨御沙汰に付承知奉畏候、其爲寺院一統一札指上申處仍て如件、

今立郡法中總代
善休寺
南林寺
瑞政寺

御出張御役人衆中

(其四) 舊曆二十七日岩本成願寺に於て、石丸八郎演達の趣き有之候に付、呼出しに相成候、

(法中三條之朝命御請に付印形持參之事)

右に付早速三名之者拙寺迄參會致し、演達の趣は、五尊並に佛具殘ず成願寺迄差出し可申旨相達し、若し彼是申者有之候時は、追て官員差向け、兵隊も繰出し可申と、石丸の演達に候へば、其儘捨置きがたく、依之何卒坂南寺院不殘、當寺迄寄合御願申度と申入候、三十日杉尾善休寺に會合、多數出合有之、

（其時欠席寺院は）

松成滿願寺　磯部敎覺寺　落井正立寺
橫住眞勝寺　四方谷正覺寺　寺地正光寺
山室善休寺　新在家妙順寺　中印本龍寺
吉谷西敎寺

（內通にて同服す）

（其五）石丸八郎印形指戾しの來書

過日岩本成願寺に於て會議の砌、三條の朝命可相守に付姓名印形被成候處、檀家頑愚の向にては、却て不辨之、寺院廢絕の樣に申成し、種々心配の趣き承り候、偖て愚民と申者は致方無之、所謂繩を見蛇と怖れる喩の如くに候、依て姓名印指戾し候間、此書附を以て、決して寺院廢絕抔云儀は無之候、彌神佛二道を盛大にして、內國は無論外國まで、宣布可致御趣意に付、僧侶も乞鉢まで御廢し被成、敎導職と云階級まで被下候義なれば、乞食か出世して大名に成た譬への如くにて候間、右御趣意厚く御說得有之、開悟明曉の域に至り候樣、御盡力有之度、右申進候也

敎部省十一等出仕

今立郡坂南某寺よりの報道等尙多けれど省略す、

石丸八郎印

第四章　本郡內悲劇之開幕

斯く亡父顯順の日記、及び今立郡よりの報道に見ゆる狀況は、自然當郡內の人心を恟々たらしめ、一つ違へば騷擾を釀しかねまじき、危機一髮の折も折に、法談停止の布告を發せられぬ、ソリヤコソ、愈々地雷線に導火したりと、周章狼狽を始めし際、復た大野町の辻々へ、左の張紙を揭示され、遂に世にも恐ろしき、悲劇を演ずる序幕となりしこそ、實に沙汰の限りと云ふべけれ、

一今般東西兩部の名號を廢停し、爾後一般に神道と稱すべき事、

右意得之爲相達候也、

太政官

此事たるや從來の兩部神道の名稱を唯一樣に神道と稱せよとの布告に止まり、左のみ佛法共物に關係あらざりしに、事理に暗らき農民の、之を詳かに知るよしもなく、東西兩部とあるは眞宗東西兩本願寺、又名號とは卽ち六字の尊號の事と早呑込し、念佛停止と思ひ誤り、偖こそ仝く佛法破却の世となりたりと、一犬虛に吠萬犬實

を傳へて、村より村へ人より人にと云觸し、安き心もなきものから、此處に三人彼處に五人、思ひ〳〵に寄集り、小田原評議もまち〳〵にて、更に要領を得ることなし、之を傍觀する僧侶は、固より斯計なる道理を解せざるにはあらねども、差當りて目に一丁字なき者多き、一徹頑固の農民を諭す良法好術も見出し兼ね、逡巡躊躇するのみなりき、斯くては愈々以て、朝廷全く廢佛主義西洋崇拜耶蘇贔負と、臆斷するに立ち至り、若し此儘に措かば、如何なる珍事起らんも計りがたき有樣故、茲に我亡父金森顯順は、身を殺して仁を爲す日頃の氣象、殊に護法扶宗の熱血胸に溢れ默視するに忍びず、遂に斷乎たる決心をなし奮然蹶起し、豫て親近する隣寺眞宗本派最勝寺の住職柵専乘師等と議を凝し、其村の豪農竹尾五右衛門始め、重立つ五六の有志に意中を明し、門徒同行を自坊に招き寄せ、例令朝廷如何樣の思召あるにもせよ、此土地にては、廢佛は決して行はしめざるべし、萬一意志の通ぜざる時は、我等一命に代へ佛法を護持する程に、夫迄は各自心痛することなく、家業を出精致されよ、其言葉に僞なきを證するため、此連判狀に血判して誓ふべしと懇篤說諭せしかば、一同安堵の思に住し、兩寺の住職斯く迄引受けあるうへは、何條吾々心配すべき、唯此上は何卒宜き樣に賴み入ると、銘々は連判狀に調印し、各々家路に立歸り、稍鎭靜に歸し

たりけり、これ偏に法の爲め時に取りての好方便か、良に共圖に中りしなり、

然るに此事官邊に早くも洩れ、誤りたる探聞者は、我父顯順等愚民を教唆し、政道を妨害なすものと思ひ取り、既に連判徒黨の上は、捨置きがたしとて、引立來りて、鞠問を遂ぐる事に一決し、明治六年三月六日午前四時頃、突然專福寺へ、捕亡吏數名差向ひぬ、幸か不幸か、我父顯順は他行不在なりし故、坊内を遍く探り連判狀其他證據物品を押收せんと、書齋を始め心當りを隅なく穿鑿せしかど、機を見るに敏なる我母琴路は、之に先ち手早く連判狀等を匿せるため、更に手掛りだに得る能はず、夫より直ちに轉じて、上据村なる竹尾五右衛門の宅に到り、先五右衛門を召捕て歸る途上、ゆくりなく我父顯順に出逢ひ、幸先よしと、有無を言はせず引立てゝ、意氣揚々と伴ひ歸りしに、齡尙壯なる五右衛門は何思ひけん、捕亡吏の隙を窺ひ、早速の早業突き放すと見る間もなく、六尺餘りの小川を飛越へ、途中より雲を霞と逃失せたれば、捕亡吏は慌てふためき、周章狼狽跡追ひ掛けしも、遂に其行衛を見失ひ、止なく我父顯順一人引連れて、今しも大野町へと近づきし頃、附近の寺鐘は一齊に鳴り始めぬ、こは前に逃失せし五右衛門咄嗟に考慮し、若し此儘に成し置かば、顯順法師の一命危しと、氣も狂亂、最寄の寺院へ駈付けて、頻りに早鐘撞き立てければ、豫て非常の共の

時は、斯くせんものと、夫々に諜し合せることありしにや、誰れ撞くともなくたちまちに、遠近の寺々相傳へて、早鐘撞き始めしものなりき、村々の人々は、スハ何事の起りしぞと、聞けばしか／＼かく／＼と、傳へ傳へて騒ぎ出し、親とも師とも仰ぐべき院主を召捕られ何條此儘默止すべき、ソレ取戻せ奪ひ戻せと、罵り噪ぐ聲の下、ハヤ竹筒を吹き大鼓を扣き、竹槍手に／＼に身繕ひし、南無阿彌陀佛の六字の紙旗席旗又は布旗を思ひ／＼に押立てゝ、繰出す樣は、其昔の石山合戰も斯やありけんと想ひやらるゝ許なり、邏卒等は之を見て、事の意外に打愕き、人の身よりも我身の大事と、互ひに顏を見合せて別に思案もあらばこそ、先づ我父顯順を放ち遣り、吾も吾もと怖れを懷き、難なき方へと姿を隱しぬ、斯くて我父顯順は何事もなく一旦自坊へ歸りしが、之を少しも知る由もなき、一揆の農民は自宗他宗の差別なく、行手々々に人數を加へ、大野町にと近づく頃は、幾千と云ふ群集を成し、同月七日午前八時と覺しき頃、晒木綿の大旗に六字名號筆太く書顯し、荒島山の朝風に吹流せるを眞先に高く擎げ、之に次ぐ輩は、簑笠に身をかためたる非常の裝束にて、手に々々竹槍其他の兇器を携へ、二手に分れ、一手は春日町(現今仙翁道)より、一手は末吉町(現今美濃道)筋より、矢庭に町家へ押寄せ來るに、斯もあらんと待設けたる邏卒は、最早是迄なり

と、各々拔刀を振りかざし、威嚇して防ぎ止めんと努めたれども奈何せん、精神已に逆上せし命知ずの農民等は、多勢を憑みにし、何とて之に怖るべき、ソレ打撲れ、ソレ突殺せ院主を何故召捕た、佛敵共よと口々に言罵りて、竹槍あつめ犇めきかゝれば、邏卒共は之に辟易し、稍負色を見せたりしが、邏卒中の血氣の壯夫、氣を勵まし聲を荒らげ、ナニ猪子才な百姓どもに目に物見せんと、大刀振り上げ進み出で、先なる暴徒に斬付くれば次なる暴民憤り、オノレ佛敵思ひ知れと、突出す竹槍受け損じ片腹グザと貫ぬかれ、ウンとばかりに倒るゝにぞ、這は叶はじと邏卒共、蜘蛛の子の風に散る如く、右往左往に逃げ行ける、

偖て暴徒等之に氣を得て、鬨の聲を揚げつゝ、潮の如く一時にドッと亂入し、先づ第一に、本町なる縣廳出張所に押掛けて、邏卒を捕へ、反對に種々の糺問を始め、何故院主を召捕た、院主返した共上で、事有體に白狀せよと、踏やら蹴やらの呵責に堪へ兼ね、眞僞打まぜ一時逃れの邏卒の言譯をみな眞に受け、いよ／＼ます／＼荒れ立ち、日頃の鬱憤晴らすは此時なりと、誰指揮するものなきに、各々氣は一樣遂に出張所に放火をなし、次に豫て佛法嫌ひと評判ありし、七間町酒造家某の家に押寄せ、酒藏を開きて六尺を打毀し、或は衣類諸道具を、手當り次第に大道へ抛り出して、粉な微

塵となす抔、夫より本町大阪屋某と云舊藩主の商社を燒き拂ひ、次に柳町の藩士某の宅に至り、思ひの儘に荒れ狂ひ、又別の一手は上庄村木本領家、豪農某の宅にと押寄せ、打毀ち燒拂ひ、猶夜に入り下庄村菖蒲池の豪農某、是又平素佛法嫌ひの人なりとて、同じく其宅を燒拂ひぬ、明けて三月八日となるも、更に鎭まる模樣なく、東は油坂南は蠅帽子峠と云ふ遠方よりも、追々と馳せ加はり、一揆の人數今は幾萬とも計り難く、所々に焚立る篝火の烟は、天をも焦さんばかりにて、到る所より焚出す飯に飽き酒にも醉うて、狂ひに狂ひ、益々亂暴を敢てし、イデヤ是より縣廳へ向はんと、沖天の氣勢を示しぬ、平素樸野の農民が、一朝事の行違ひより、忽ちかゝる淺間敷き、修羅の悲劇を演出したる其心根はなか〳〵に亦哀れなり、

第五章　暴動鎭靜顯順自首

却說是より先此事を早くも、敦賀縣廳にと急報する者あり、權令始め役員一同、意外の珍事に强く驚愕したりしが、去迚寸時も猶豫すべき事に非ずとなし、取敢ず鎭撫のために、少屬天野精成出張し、藩士の中地方民に其名を知られたる、西川忍夫に旨を含めて、暴徒の本據善導寺(大野土井藩の香華院)にと遣し、先づ農民蜂起の根源たる願意の筋を聞正し、夫より心利きたる木本村楠屋長安(長安は實名ならず、父按摩

の緯名なり)なる者を、七間町の豪商某の屋根に登らしめ、大音聲に呼ばしむるは、今回の騷動は諸人の氣に入らぬ事多きより、餘儀なく起りしことなれば、三丸西川殿上へ出願致されて、ハヤ何事も御聞濟み、此事若しも間違あらば、切腹して申譯をば致さるゝ、其上元御家老岡某殿及び田村某殿等、各々善導寺へ出張致され、豫ての願意悉く引受けに相成たり、其採許狀は此通りと、何事やらん書付たる紙を朗讀すれば、暴民ども聞き耳すまし、稍しばしは鎭まりしより、西川氏其機を外さず大音聲に、皆々安堵いたされよ、吾々萬事引受けたり、萬一間違ある時は、某乾度切腹して申開きを立つべしと、雙肌脱ぎて腹を指さし、嘘なき事を誓ひつゝ、下渡したる採許狀の文面左の如し、

越前國中人民の氣心に相拘り候義有之候而は、重々不宜義に付、前々德川掤中の如く、兵隊取立有之場所へ、從前之通兵隊取立可申旨、昨日晝九ッ時、令參事中より、改而御達有之候、依之大野人民共へ、三ノ丸西川忍夫を以て相達候間、村々小前末々に至る迄、少しも無疑心爲得其意、可爲致安心者也、

明治六癸酉三月　　　　敦賀縣少屬天野精成(朱印)

記

一耶蘇宗門越前國へ不入樣願之事、
一法談御差許に相成候樣願之事、
一於學校洋學文御留に相成候樣願之事、
右三ヶ條願之通り聞屆候者也、
明治六年三月八日
敦賀縣天野精成

寄集りたる暴民どもへ、夫から夫へと、讀み聞かせしに、斯なる上は我等の願望成就せりと、一時鎭撫の策略とは知る由もなく、一同喜びの色に充ち、それ〳〵に引取る用意して、採許狀をば、竹槍の先きに結ひ付け、六字の旗と諸共に眞先に押立て、意氣揚々と勢を揃へ、村々へ引上げ歸る共有樣は、勇ましくも又氣の毒の至りなり、斯くて其後農民は、從前通り說敎法談、思ひの儘に聞かるゝことゝ喜びしも、唯一夜の夢と化し、縣廳にては、夫より非番の邏卒を召集し、夜を日に繼ぎて、兵隊繰出す準備を急ぎ、いとも嚴重の警戒をなし、遂に兵威を示し(名古屋鎭臺步兵一中隊)徐ろに暴徒の巨魁と思しき者、諸家に侵入して亂暴せし農民等の捕縛に着手したりしかば、偖は西川始め係の者に、欺むかれしか、殘念や口惜しやと、始めて心付きしも、兵威に打勝つ術べもなく、忽ち恐怖の念に充ち、抵抗する思ひもなく、何れも吾身の咎を人に

ぬり、身の安全を計らんものと、千々に心を碎きつゝ家業家職も手に就かず、安き心とてはなかりしなり、

されば我父顯順は、事の意外に成行きしを慨き悲しむも、今更悔て甲斐なきことなれば、唯此上は諸人の罪を、一身に引受け、許多の人を救はんものと、心に深く覺悟を定め、或夜の事我母人始め、不肖顯眞、舍弟顯實、其他の兒女を書齋に招き、威儀を正し言はるゝやう、事新しく申迄もなく、豫て承知の如く、我々寺院に住む者は、佛の白毫に衣食して、佛陀大悲の恩德を、二重に受くるものなれば、世の人々に先立ちて、御法の爲めに、身命を惜まず報謝の赤誠を盡す事は、素より覺悟あるべき筈、今や佛法廢滅ともいふべき程の大難を、眼前に控へて捨置きがたき時なれば、我とても何時之を身に引受け、命を捨ることあるやも計りがたし、例令斯なる上とても、少しも未練の振舞あるべからず、特に琴路（ことじ）には、跡に殘りし兒女等の、敎育よきに賴みをく、又顯眞は寺を嗣ぎ、能く佛祖に奉事して、父が心を心とし、護法扶宗に身を委ね、必ず家名を墜すこと勿れ、次男顯實はまだ幼なし、いづれ進歩すべき世につれて、道德智識を開展せよと、我なき後の事共を、唯夫となく、言遺す切なる心、打明けて云はぬはいふにいやまさる、悲み色にあらはれて、早くもそれと推したる、我母始め子供等も、涙に

咽び聲を呑み、唯々と答ふるばかりなる、親子の者の斷腸の苦しき思は、今こゝに記さむ筆も折果てゝ、我は唯涙の他ぞなかりけり、斯くて翌朝用事に托し、森山村に赴き、竹尾五右衛門其他二三の有志を招き、我が決心の程を打明かし、此上は捕縛に先立ち、片時も早く自首せんものと、心置きなく遺言狀をぞ認めける、

此外には何も申たきことはなく、此世の事はみな因緣事と、御心得なさるべく候、

一筆申入候、此度之往生は願力の不思議にて、御たすけにまちがひなきぞと決定して、少しも疑ふことなく明に信じて、御報謝のために念佛するばかりなり、未來は淨土にてうれしき對面いたし候を、まちうけ申候、家内中へとくと御きかせ、同行中へも御つたへ下さるべく候なり、

森山にて

顯順

ことどの

顯眞どの

子供中

舊二月二十四日朝

右遺言狀を森山齋藤三右衞門に托し置き、法のためとて、潔よく自首に赴く途次ら、折好く捕吏に出逢ひしより、其旨を告げ縛に就き、大野四番町の牢舍へこそは引かれける、夫より引續き暴動の發頭人として、嫌疑ある人々や暴民等を日毎に召し捕り、何れも入監せしめ、寺町長勝寺並に本町廣島屋旅館の一部に假取調所を設け、日夜係りの役人より、嚴しき糺問を受けたるも、我父顯順は原來其罪を一身に引受けて、一日も早く事の落着を望み、少しも抗辯する思なく、言はるゝ儘に諾がいて、口供茲に結了せり、此時不肖顯眞一通の願書を相認め、村役龜廣市治附添ひ、調所へ出頭し、我父顯順の助命を出願せしが、固より採用せらるゝ筈もなく、遂に福井市元大工町の監獄へと移されたり、隣寺の澗專乘師は、世上の形勢本山の態度を探らんものと、竊かに上京の途に就きしも、途中何かの思慮ありしものか、滋賀縣木邊派本山錦織寺に暫らく滯在して、一時行衞不明なりしかば噫慘酷にも、其代人として何等罪なき、令弟澗專亮師を引捕へ、我父と同じく入監せしめぬ、されど本人專乘師も、豫て生ては事を倶になし、死ては屍を並べんと、最初の誓を實行せんと、雄々しく一首の辭世を遺し

ひと日づゝすゝむ浄土のたびのそら

雨もあられも物のかずかは　　　専　乗

是亦四月一日自首して、入監の身となりし故、代人専亮師は、十五日間の在監にて放免せられぬ、其他發頭人や、暴動を爲したる農民を、日々夜々に取調べ、罪の輕きは四番町牢舍より放免し、重きは悉く福井大工町へと護送したり、

第六章　亡父顯順等之處刑

于時明治六年四月四日、世にも恐ろしき死刑の執行を受く、我父顯順四十一歳、専乗師三十九歳、竹尾五右衛門二十九歳を一期とし、福井監獄の斷頭場裏に、泰然自若各々西に向て、最後の稱名數遍、たちまち一刀閃めく下に、身首處を異にして、空しく朝たの露とぞ消へにける、聞く昔し祖元禪師は、虜兵に刎られんとせし時、乾坤無地卓孤笻、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風、と嫣然頸を差し延べしと、今想ふに我父顯順の最後も、定めて莞爾として、法難に殉せられしならんか、其捨札(宣告書)は左の如し、

敦賀縣管下越前之國大野郡

友兼専福寺住職

金森顯順

當四十一歲

右之者說敎ノ儀ニ就テハ、每々公布之通、三條之趣意ヲ體シ衆庶無識ヲ敎導シテ地方ノ風化ヲ賛ケ、縣治萬一ノ裨補ヲノミ心掛クヘキ身ヲ以テ、却上据最勝寺住職柵專乘ト、宗法主張發議ニ及ブノミナラス、當國所々同宗之寺々相集メ、大勢黨與ノ企ヲ致シ、說敎許可ノ强願ヲ圖リ、暴動未發前縣廳ヘ呼出之節虛病ヲ構ヘ、再徵ニ於テ能出ル折柄、郡中村々兼而約定ノ通リ、鐘鼓ノ相圖ニ應ジ、一時蜂起シ、大野市ニ亂入スルノミナラズ、各所不可謂暴動ニ立至ラスル始末、畢竟御趣意ニ背キ、愚民ヲ煽動スル所業犯大禁、不憚朝威(マヽ)、賊盜律兇徒聚衆ノ條ニ依リ、斬罪申付ルモノ也、

一　明治六年四月四日

敦賀縣權令藤井勉三

猶同日斬首以下夫々處刑を受けし人々の姓名は左の如し、

一　斬罪

大野郡上据村最勝寺住職

柵專乘

斬罪　同郡同村同寺門徒農　竹尾五右衛門

斬罪　同郡木本村農　藥師太右衛門

藥師とは藥師堂守の略稱にして木本某宅に放火したる下手人なりと云ふ、

斬罪　同郡大野末吉町桶屋職　閻魔治助

閻魔とは閻松の通稱略語にして柳町某宅其他に放火したる下手人なりと云ふ、

絞罪　同郡木本地頭村農　穴田與八郎

此者六字名號を大書したる晒木綿の大旗を高く捧げて眞先に進みたる者なりと云ふ、

懲役十年（減等六年）　同郡森政地頭村農　齋藤與兵衛

刑滿て後香葉寺衆徒となり、本山に得度し、名を智照と改め、大野町高田派說教場の留主居となり、同所にて病死す、

懲役十年（減等五年）　同郡司給村農　山内久兵衛

懲役十年（刑期中死亡）　同　郡森政地頭村農　森永庄右衛門

懲役十年（刑期中死亡）　同　郡大野本町商　九野里德次郎

懲役十年（減等三年）　同　郡下舌村農　牧野市左衛門

懲役十年　同　郡大野八間町商　小矢戸屋惣七

懲役七年　同　郡牛ケ原村農　足利久兵衛

懲役三年　同　郡下据村農　松田太良右衛門

懲役三年　同　郡上据村農　伊藤甚兵衛

懲役三年　同　郡同　村農　佐藤佐右衛門

懲役三年　同　郡木本地頭村農　岩井藤四郎

懲役三年　同郡同村農　福田重兵衛

懲役三年　同郡同村農　笹島傳右衛門

懲役三年　同郡同村農　福田武右衛門

懲役三年　同郡猪島村農　伊藤彌三郎

懲役二年　同郡友兼村農　龜井清七

懲役一年　同郡森政地頭村農　山田治良右衛門

懲役一年　同郡稻鄕村農　川端孫左衛門

外に小山の鄕及び富田坂谷鄕下庄等に、處刑を受けたる者多數あれども、奈何せん、姓名年限不分明に付之を省く、

此悲報を直ちに自坊へ通し來りしは、河内村光照寺、並に大野横町齋藤彌三右衛門なりしが、死骸請取人としては、寺内香藥寺深廣始め、親戚足羽郡小稻津光福寺闈倉

乘順(我母の兄)富郡河内聖德寺土屋實香(我叔母の婿)出福し、遺骸を棺に納め、轎輿に乘せ、出迎ひの門徒及び光福寺の門徒にて、泣々その夜半自坊に歸着す、

斯て葬儀の如きは、實に悲痛愁傷の折柄とて、遺族は勿論親戚及び門徒一同、唯有耶無耶のうちに、舊慣先例を論ずる暇もなく、唯善後の策と、官邊へ對する遠慮より、只管質素を旨とし、涙の中に型ばかりの式を擧げしに止まりしかど、親疎遠近の別なく、善男善女の會葬するもの、其數幾千なるを知らず、又有志の人々の香資を贈り、追悼の情を表されし其數の多きこと、實に前代未聞と云の外なし、加之我父顯順等處刑の消息、遍ねく遠鄕近在に傳はりしより、數萬の信徒は幼兒の慈父に別れ、闇夜に燈火を失ふに等しく、何れも緣故の有無を問はず、哀惜の情禁じがたく、殉難の勞苦と其靈を慰むる芳志より、各々僧侶を招聘し慇懃鄭重に、我父顯順等の佛事を營まれたりと傳ふ、

幸に極刑を免かれたる人々も、鐵窓の下に涙を呑み、日々苦役に呻吟したりしが、其筋にても大に悟る所ありしにや、說敎停止の沙汰はいつしか止み、求法聽聞差閊なきに至りしは、我父顯順等の功績とは固より云ひ得ざるも、其死が與かりて幾多の力ありしものならんか、

第七章　依聖恩免罪建碑

實に光陰のをしうつるや、山水の流れてとゞまらざるが如く、明治も既に廿餘年の星霜を重ぬる間に、千數百年來人心を涵養したる、佛法の勳功は昔に倍して、自然と社會に認識せらるゝに至り、世の渇仰も淺からず、布教傳道も思ひのまゝに、都鄙の別なく行はれ、昔にまさる御法の繁盛を見るに付ても、想ひ出すは本部の暴動と、其爲め空しくなりし人々の功績、わけても我父顯順等の生前の勇斷と最期の悲壯となれば、其滅後の遺德はいと高く、自他の門葉等、年囘毎に、此處彼處相談らうて、嚴重に法會を營むほどなれば、況して遺族の不肖顯眞等、常に亡き父の事蹟を思ひ、夢の間も忘れがたなき眞情を、佛陀慈眼も照覽ありしか、叡聖文武なる明治天皇陛下が明治二十二年紀元節に、皇祖皇宗の遺訓を奉戴せられ、萬世不磨の憲法を發布したまひしと共に、勅令第十二號を以て、國事犯者を大赦し、罪名消滅の恩典を賜はりしを開き、明治二十七年五月赦免證明の願書を認め、其筋へ差出したり、

赦免證明願

福井縣大野郡上庄村友兼

專福寺前住職

故　金森　顯順

右明治六年三月六日、兇徒嘯聚ノ罪ヲ犯シ、同年四月四日、舊法ニ依リ所斷セラレ、死刑ノ執行ヲ受タルモノニシテ、明治二十二年勅令第十二號第二條ニ適當スルモノナリ、依テ赦免ヲ得タル旨御證明被成下度、此段奉願候也、

明治二十七年五月日

右寺住職

金森　顯眞印

福井縣地方裁判所檢察官

檢事正　中西　盾雄殿

其翌六月願ひの趣き、速かに採用せられ、左の如く證明書を下附せられぬ、

證　明　書

福井縣越前國大野郡

上庄村友兼專福寺

故　金森　顯順

右明治六年四月四日、敦賀縣ニ於テ、處斷ヲ受ケタル兇徒聚衆ニ關スル罪ハ、明治二十二年勅令第十二號、大赦令ニ依リ消滅ス、

明治二十七年六月二十一日

福井地方裁判所檢事正　中西盾雄朱印

斯く罪名は除去せられ、功績のみは永く存ずる事となりしかば遺族の喜び譬へん方もなく、其由を高田派本山へ上申せしに、法主より異例の追賞を賜はり、最早世に憚る事もなければ、此上は一時も早く一大石碑を建て、父の偉蹟を永遠に傳へんものと、足羽郡境寺地籍より石材を引寄せ、南條博士に碑銘を依賴し、舊福井藩主家松平康莊侯に篆額を請ひ、寺域内の勝地をトして建設せり、其碑の文左の如し、

師諱顯順金森氏、號隨光院、又號開巖、大乘院諱顯明之第三子也、天保四年生、十年八月得度于本山、安政四年二月、繼父爲越前大野郡上庄村友兼專福寺第十七世住職、萬延元年七月、進堂班院家、師早有護法扶宗之念、乃遊學伊勢、從忍州鑑學、研習宗乘及天台敎義、傍學悉曇、明治三年四月爲誠心講鑒儀、十月爲福井藩所立僧學寮監察、專力布敎、六年一月、官發令廢無檀無住之寺、及停止說敎、人心躁然、三月六日、頑民誤解朝旨、暴擧蹂躙大野町、以迫官衙、四月四日、敦賀縣廳、歸罪于師等、處以嚴刑、師時四十一、是日豫作書、敎誡家人、二十二年二月、有大赦之恩典、二十七年五月、福井裁判廳、附與免罪證明書、明年三月、宗主追賞師之護法心、許肖像服朱鳶色衣、蓋特典也、頃日

遺族、將レ建レ碑以傳二之後世一、寄レ狀請レ銘、因敍二其梗概一、係以レ銘、々曰、

敎令日新　雖レ化頑民　越山有レ人　殺レ身成レ仁　短筆直陳　乃二諸因一

忽遇二回春一　高志永伸

明治二十九年五月二十八日　文學博士　南條文雄撰

その工程も障事なく竣了を告しより、明治卅四年四月四日廿五回の忌辰に際し、除幕の式に併せて、大敎の奉告と、盛大なる法會を執行せしに、本山よりは法主の代香として、坂井郡黒目稱名寺住職佐々木潮を、特に差向けられ、親戚及び組内寺院、大野郡長、警察署長、其他の官吏も參列し、碑前に燒香をなし、又有緣の道俗我を先にと參集し、境内は勿論、境外まで立錐の地なく、實に希有の群參なりき、讀經の聲は微妙の奏樂に和し、散華は風なきに飜り、念佛稱名は四方に響き、遺族の者の隨喜せしこと限りなかりき、殊に明治四十五年三月廿日、本山に於て、開山大師六百五十回遠忌大會執行に當り、法主輪下は特別の尊慮を以て、左の如く再び追賞せられぬ、

越前國大野郡友兼

專福寺前住職

權大僧都　金森顯眞

其許父故顯順、資性溫厚、夙ニ教學ノ念慮深ク、專心門徒教導ニ盡セシモ、不圖維新創業ノ際、上下意思ノ通セザルヨリ、大法護持トハ申シ乍ラ、誤テ兇徒聚衆(嘯聚)ノ名ヲ以テ、嚴科ニ處セラレシハ、誠ニ遺憾ナリトス、然ルニ明治二十二年、大赦ノ恩典ニ浴スルヲ機トシテ、門徒有志相謀リ、其寺境内ニ一大建碑ノ擧アルヲ以テ、顯順地下ニ瞑目スルヤ必セリ、茲ニ　大法主輪下、當時ノ情況深ク御追感ノ餘リ、破格ノ尊慮ヲ以テ、今般九字十字尊號ニ院號法名御書加ヘ、且ツ永代金桐御紋章五條袈裟、令書ノ通リ御沙汰相成候間、謹而敬承有之、愈進而教義出精可有之、此段稟命相達候也、

明治四十五年三月二十日

執事權中僧正　岩崎　慶聞

福井縣大野郡上庄村

最勝寺住職

桐專　淳

桐專乘師へも、本派法主輪下より、當時の狀況を憐察して、左の如く追賞せられたり、

其寺先住桐專乘儀、存生中護法扶宗ノ志篤ク、遂ニ身命ヲ佛門ニ致シタル段、衷情

洵ニ御懸察被爲在、今般院號御授與、並ニ御染筆院號法名御下附相成、且自影出願候節、同人ノ畫像ニ內陣上座二等ノ衣體着用被差許候條、御趣意難有感戴致スヘシ、

明治三十年十一月十二日

執行長　大洲　鐵然印
監督局長　藤島　了穩印

同時に竹尾五右衞門へも、同樣の賞狀並に御染筆の院號法名御下附ありたるも、遺憾なるかな、先年居宅出火の際燒失せりとぞ、

其後大正五年五月我　法主當國巡化の時格別の尊慮より親しく碑前に參拜せられたるは、是亦特例にして、參列の遺族並に一般門徒と共に歡淚に咽びしが、我父顯順も安養の寶座より之をながめて、定めて欣喜せしならん、西哲の格言にも、名譽の花は墓前に咲くと、實に宜なるかな、御法の爲に身命を捨てし事とて、永遠に譽れを止め、末の世までも法の師の、龜鑑と欽仰さるゝぞ、尊く嬉しき極にはある、あなかしこ、

附記　石碑建設に際し、東山藤森吉右衞門、並に厥生城地字之松の二氏、多大の勞力を寄附せられし事、深く感謝するものなり、

（大正十一年三月四日發行、編輯兼發行者、福井縣大野郡上庄村友兼、金森顯眞）

〔暴動御請書扣〕平泉澄氏所藏

明治六年　足羽縣被廢敦賀縣ニ成ル、元福井支廳ニ成ル、

敦賀縣管轄

第六拾二區大野郡

酉三月第五日　加藤甚左衛門

早速御尋之趣承知奉畏候、然者去幕ノ大變此方ヨリ、人々指上申上候儀ニ御座候得共、兼而拙寺等大變ノ根元ニ御座候得トモ、可遣（遺）人足モ無御座、定而御安事（案）モ御座候得共、火ノ元拙寺等當惑致シ、廢寺合併指當リ候得ハヾ（マヽ）、御知可申日間モ無御座候、此故御承引被下度候、

一出所定本村唯寶寺長男俗名石丸八郎ト申者、舊曆十二月十七日、五ヶ岩本村時宗成願寺ト中寺ニ於テ、五ヶ月尾谷法中十七ヶ寺會儀（議）致シ候、

石丸八郎廻文之寫

教法ニ付至急會儀(議)可致旨有之候間、明日早朝岩本村成願寺方に御出合被成下候樣相違候也、

酉一月十五日

教部省十一等出仕石丸八郎朱印

村々連名

大瀧村眞宗　圓成寺	ヲイツ村眞宗　善法寺	大瀧村禪宗　寶德寺
岩本村時宗　成願寺	新在家村三門宗　唯寶寺	月尾谷杉尾村眞宗　善休寺
藺井村東　南林寺	別印村眞宗　教德寺	中印村眞宗　木瀧寺
坂下村眞宗　端政寺	山室村眞宗　善休寺	八石村眞宗　觀端

指上中御受書ノ事

今般元定元村唯寶寺長男石丸八郎ト申者、當時教部省勤居候處、指當十六日岩本村成願寺宅迄呼出シ、其後廿日杉尾善休寺方に寄合致シ、其翌朝廿一日粟田部道場へ寺院追々寄合候處、御役人御出張有之、石丸八郎方ヘハ直樣此方ヨリ取正シ候間、何分追々來寺院幷(檀)且中ノ者トモ、只今歸村可仕候樣、御達ニ付引取仕候、就テ

ハ已來右樣之次第出來候テハ不相成候旨、猶亦本縣ヨリ御達モ無之節ハ、兼而被
仰渡候趣モ有之間、寄合ト(コトカ)不相成候旨御沙汰ニ付、承知奉畏候、爲其寺院一統一札
ヲ指上申所依而如件、

今立郡法中總代
善休寺
南林寺
端政寺

御出張
御役人衆中

舊暦十二月十七日、岩本村成願寺石丸八郎演達ノ趣、此ニ付呼出シ候法中三條朝命
ニ者、各寺印形タクワヘニテ相調申候、右ニ付、十八日早朝右等之三人拙寺方迄參合
致シ、右樣之趣キ五尊モ佛供具、皆岩本村成願寺方迄取揚可申旨相咄シ申處、若々彼
是申者有之候時ハ、追々官員指向、併對(兵隊)モ繰出シ可申ト、右丸演達ニ相成候得ハ、其儘
捨置ガタク、仍之何卒坂南不殘御當山ニテ寄合御賴申入候ト申出シ候、依之無據三
人名印ニテ、寺院不殘、廿日杉尾善休寺ニテ寄合仕候、大概出合有之、其時無御出席之

寺號、松成村滿願寺、山印村本瀧寺、落井村正立寺、四方谷正覺寺、山室村善休寺、別印村教徳(寺號カ)、吉谷村西教寺、礒部村教覺寺、横住村眞勝寺、寺地村正光寺、新在家村教順寺、

略內通ニテ同服ス、

五ヶ新在家邑善法寺ト申者、讀門徒ニテ、覺文(學問)モ御座候テ、猶亦法談モ上手、人才ヲ見込、直ニ師弟ノ約ヲ結ヒ、金子五拾兩相渡、右等同服ノ寺々、大概拾兩五兩宛皆受納致シ候、趣意ハ教導ノ月給相各(マヽ)ヘ相渡可申候也、善法寺ハ東京引越ノ後、歸教院ノ教師被相願候事、此等ノ寺々ハ、皆散髪殘切リニ御座候、五ヶ門徒ハ、大概同服致シ、大瀧迄五尊迄ルニ、伊勢ヲンドニテ、手前ハ足佛(ニカ)像ヲ掛申候處、脇ニ見屆候、當時勤方ハ三條ノミニ御座候得トモ、拙寺等ニ門徒石丸八郎寄留ニ相成候得トモ、引落サレ候事ト苦慮仕候、

本縣役人出張場指出候始末書寫

去ル一月十六日九時、岩本村成願寺ニ於テ、被申渡候義ハ、元定元村唯寶寺新發意石丸八郎殿　今般東京ヨリ歸國ノ節、敦賀縣ニ御屆被成候義ハ、拙寺五尊者大瀧邑圓成寺方ヘ預ケ、家內諸共東京私宅迄引越申旨被御屆候砌、敦賀御縣ニ於テ御示談被成候趣候者、今般其地方ニ於テ小教院ヲ基立、追々ニ官員モ指向可申候條被仰付、仍

而指當リ岩本村成願寺ヲ假教院ト相定、癸酉中ニハ小教院ヲ創立シ、第一重ニハ村々町々氏神ヲ安置シ、第二重ニハ諸寺院ノ佛祖ヲ安置シ、第三重ニハ教道識(導職)ヲ集メ、四方ニハ長屋ヲ相立、家内券(眷)屬諸共ニ合併シ、且ツ宗名ヲ廢シ、寺號ヲ廢シ、門徒同行ヲ廢シ、已來有人宗名相尋候時者、三條宗ト相唱エ可申、月々六歳(齋)三條ノ説喩(諭下同ジ)教導職申付候、其上人才取調、月給可相渡旨申達候也、

一、差當リ一月廿一日二日、假教院ニ於テ人才取調ニ候条(條)、三條則可申説喩旨銘々トモ被申渡候事、

善休寺住識(職カ下同ジ)

拙寺親子底意書

此大一件ニ付、身命不借(惜)ハ肝要ニ候得トモ、今日時體彌廢佛一致ハ時尅徧滿ス、石丸八郎如キ縣ノ布告モ無キ命ヲ捨テ無キ益カ故ニ、今日迄延命致シ候、何レ當月中來月迄ニハ表向テ合併三條試便(マヽ)云ニ及、猶亦廢寺被申付候迄、治定之見込ニ候テ、其時坂南ノ先陳(陣)ト成、同行門徒引連念佛三味(昧)ニ入リ、俗ニハ元ヨリカタキヌ手ニ數珠ヲ等シ、僧侶ハ三衣ヲ不離シテ、敦賀迄押込、願言可決等、猶又拙寺ノ近邊ハ説教止シ未(マヽ)タ不來故ニ、毎日毎晩三條更ニ不云、只急ノ大事件秘談ノミ、同服ノ同行ニハ印形ヲ

內秘ニ取リ奉リ、法談ト改、日夜ニ心配仕候、扨々內談ト申者平生實機ヲ不知難咄、拙僧者當所生ツカサル故ニ、內實見定聞定、同心スル者用意ニ難決、甚迷惑致候、何邊人間ト申者、世間之噺ニマキレテ、平生ノ決心無之時、誠ニ恐入コトニ候、一大事ト申出離ニ御座候ハヽ、三條ト申モ佛法命ノ有間ニテ、佛法落地候時體ニ決シテ何等忘(妄)說ニ隨心ハ不仕候間、何卒御憐モ御座候得ハ、御自得ノ御安心直ニ御認、早々御送リ被下度候、御待申上候、

井藤　瑞眞

南林寺住職

藤井　轔井

瑞政寺住職

鹿浦　智鳳

御縣御出張

御役人中

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

石丸八郎印形指戾ノ來意

過日岩本村成願寺ニ於テ、會儀(議)之砌、三ケ條之朝命可相守ニ付、姓名印被成候處、檀下頑愚之向者、都而不辨之、寺院廢之樣ニ申者、種々心配之趣一寸承リ候、扨愚民ト申者致方無之者、所謂繩ヲ見テ蛇ト怖レタル如キ候、依之右樣右印押戻候間、此書ヲ以テ、決シテ寺院廢止抔云儀ハ无之、彌神佛二道ヲ盛大トシテ、內國ハヲロカ外國マテ宣布可致候御趣意ニ付、僧侶モ乞鉢迄御廢被成、教導識(職)ト云天朝ノ御役ヲ爲勤被下、人方ニヨリ十四級ト云級迄被下候事ナレハ、乞食カ出世シテ大名成譬ノ如ク候間、右御趣意厚ク御說得有之開悟曉、明曉ト誠ニ致シテ候樣、御盡力有之度、右申進候也、

教部省十一等出仕

石丸　八郎朱印

寺號

連名

明治六年癸酉二月廿五日張出寫

諸導識(職)補仕(任)之向、姓名認方區々一定不致候處、元來本識(職)之義者、其身分ニ相屬候條、以姓名姓名(ママ)認方寺號職ヲ肩書ニ致、本職苗宗(字)名一行ニ相認可申、此段相達候事、

明治六年癸酉一月

第八號

罪案凡例第廿四條之通改正相成候條、此段相達候事、

僧侶之位階自今被廢停候事、

自今華士族平民ニ到迄養子取組不苦事、

第五號　明治六年癸酉二月廿七日張出之寫

敎導職中東西兩部之名號廢停、自今一般ニ神道ト可相稱旨、更ニ定候條、此段爲心得相達候事、

明治六年酉一月〔三〕十日

敎部省

以手紙申上候、然者御法儀引立ニ付、酉二月廿三日朝六ッ時辨當御持參ニ而、猪ノ嶋村導(道)場ニ而御相談申上度御座候間、御賴申上候以上、

酉正月廿三日

中挾村

友江村

右頭同行中樣

中挾村

上同行猪ノ嶋

彥兵衞樣

右彥兵衞名當之彥兵衞方へ相屆罷歸リ候故、彥兵衞持參ニ而、二月廿一日午後一時私へ持參リ、彥兵衞被申候樣者、此紙面私名當ニ御座候間、當村方ゟ友江村方へ御送リ被下間敷哉、被申候故、相談ノ上、右名當成リニ友江村へ相送リ申候事、

一日々地券仕立ニ村方長立衆中寄集リ被居候ニ付、猪ノ嶋道場相談ニ、新左衞門善左衞門兩人罷出、夕方歸リ、私義者御用ニ張出致候留守中ニ、兩人相談ニ而、番子ヲ以、明早朝印形持參ニ而、副戶長宅迄罷出候樣、兩人相觸置候ニ付、私義一向存不申候得共、翌朝村方一統寄集リ候故、私相尋候樣者、何故寄合被致レ候哉ゝ相尋候處、兩人相答候樣、昨日猪ノ島相談之義者、邪(耶)蘇宗ニ御座候哉、亦眞宗紛無之哉、若眞宗ニ相違無之候ハヽ、調印致、友兼寺迄可差出ス、調印無之候時者、上ノ庄同行一統、其

村方へすゝめニ參リ度由被申候間、何分早々調印致可遣と、兩人被申候ニ付、村方へ相談致候處、上ノ庄一統當村へ被參候而者、村難澁ニ候間、無紛印形致シ可申、其時兩人ニ被申候樣者、昨日猪ノ嶋ニ而竹尾五右衞門等被申聞候樣者、若當郡へ邪(耶)蘇宗之者參リ候時者、可追拂約定ニ候間、其御村方茂、竹鑓御拵置可被下と申ニ付、是亦村方へ申聞、翌日無紛印形者友兼寺迄、與左衞門長三郎持參ニ而、差遣シ候事、

明治六年正月廿七日

新曆正月十日夜九ツ過新左衞門忰新三郎幷深井與左衞門兩人、私共夜神事之事故親類御給治兵衞三番谷屋善七家內子供等私与佛間ニ休居候處、右兩人へ私申候樣者、只今御給久兵衞、上据竹尾五右衞門、猪ノ嶋村治左衞門、友江村與右衞門、御召捕ニ相成候ニ付、勝山町迄御送ニ相成候處、中野村白山室ゟ只今新左衞門迄來リ、早速上据迄申遣呉候樣申ニ付、急ニ人足差出シ呉候樣申候故、私相答候樣者、御上ノ御召捕之人逊候遣ニ者、人足壹人茂差出之義者決而不相成与斷候處、兩人相答候樣者、人足差出義不相成候ハヽ、村方寄合致シ呉候樣申候得共、其義者急度相斷申ト申遣シ候處、兩人申答候樣者、左樣被申候而者、後日御爲ニ者相成間敷ト申答候ニ付、私申答候樣者、兼而新左衞門兩人之心底者承知ニ候間、少茂はんじ被下間敷ト申、兩人罷歸リ

申候事、扨夫ゟ新左衛門兩人彥兵衛へ參リ、右竹尾五右衛門等ガ始末相咄シ、夫ゟ甚
右衛門へ參リ右三人相談致シ、甚右衛門ゟ者村方又右衛門ヲ遣、彥兵衛ゟハ源助ヲ
遣、夫ゟ中村ヲ始メ、兩据猪ノ嶋邊、上据竹尾五右衛門迄觸步行仕、にげ方ニ相成候比
者、上据寺鐘、今井寺鐘、御給友兼寺鐘、村々大鼓打鳴シ、大變ニ相成、其夜御給久兵衛弟
治兵衛名跡ニ而、私宅ニ泊リ被居候故、私ニ申候樣者、私兄久兵衛御召捕ニ相成行候
ハヽ、私義茂久兵衛宅へ歸リ度ト、夜八ツ時申出シ候ニ付、私申候樣者、尤ニハ候得共、
只今當家ゟ左樣之義ヲさわぎ立候而者、御上江申譯茂無之、且者貴家是ゟ御出之時
分者、下荒井ヲ越候間、何分明朝迄ゆるり被居候ト申候得者、治兵衛名跡も此段尤ニ
候間、明方迄休居申候、扨五ツ前ゟ、上ノ庄大變ニ相成、村方爲取締、寄合爲觸候處へ、善
右衛門來リ、上ノ庄一統罷出町方へヲシヨセ候義者、ウンカノゴトクニ相見へ、寄合
之義者、壹人茂參リ不申由ニ被申、間茂無ク最勝寺鐘、諸寺院ノ鐘太鼓打鳴シ、間茂無
之、町方ニ者、煙リ立大亂ニ相成、依之以副戶長役故人足召連レ罷出候處、御出張所者
一圓煙リ相成、依之近火故、元御代官役吉村儀三郎樣へ相詰、是ゟ人足者大變故、行衛
不知、私義者四番町上高岡屋與三右衛門方へ罷出居支度仕、是ゟ六間町戶長役矢田
與三右衛門樣へ參リ、夕方歸宅仕候、同夕方木本村郡中杉本彌三右衛門樣火ヲ掛ケ、

夫ゟ町方一統罷出、大阪屋七太郎ヲこぼち、亦々火ヲ掛ケ、夫ゟ柳町內山太郎右衞門樣へ火掛、其日御出張所へ火掛ケ、七間町茶屋源兵衞ヲこぼち、夫ゟ二ノ下教顯寺ヲこぼち、同十二日明方ニ者正ふ池村（莒蒲下同ジ）戶長役正津孫重郞樣ヲ火掛ケ、其時私義者休居候得共、正ふ池村ニ火事ト聞罷出候處、家作者一圓火相成、土藏四ツゟ火出候處者言語ニ難申、夫ゟ正ふ池彥兵衞罷越休居候而、正ふ池彥兵衞佐右衞門喜兵衞私四人同道ニ而、十二日四ツ半時出張、七間角籠屋長兵衞方ニ而致支度、町方之樣子承リ候處谷々鄕內者不及申、町方人勢リニ而みち〳〵（マヽ）なり、依之七ツ時町方ゟ罷歸リ申候、右ニ付三ノ丸ニ元士族ノ內西川ト忍夫ト申人有之、右大變ニ付、大屋橫地樣御出張、天野精成樣西川同道ニ而善道寺へ出張被致、其時書下ケ、其文曰、

記

一、諸願之義以後聞届可遣候事、

一、橫文字之義不可相用候事、

一、邪（耶）蘇宗之義者當鄕內へ不可入候事、

右三ヶ條急度聞届候也、

月　日

天野ノ精成印

右書付一村へ壹枚宛御渡シ相成候得共、私義(儀)者後日ようなん出來候哉と心得、不申受候處、其翌日新右衛門被申候樣者、村副戸長役ゟ勤居候而、其書付ゟ不申受候者如何之譯柄ニ候哉、以之外惡言被申候ニ付、後日外村中村藤助方借受來リ、村方惣寄合之節、私右書付取出シ、先達天野樣御渡シ之書付只今持參仕候間、何方成共此書付御望候ハヽ、相渡可申と申候得共、壹人ゟ無言ニ而被居候、其時私申候樣者、何方ゟ此書付御所持之御方者、後日ようなん出來無之樣可被成候と申候所、村方長三郎壹枚奧右衛門壹枚所持居候事、

別紙之通リ御達シ相成候間、各村々無疑心、村名之下ニ承知致印形少ゟ早々順達可致候也、

二月　　　　西川　忍夫

村々庄屋中

邑々鎭靜相成候ニ付、出張之役者不及申、一同福井表へ罷歸リ候條、得共意、若此度之義ニ付願向等有之候節者、其次第相認、村總代ヲ以テ、大野三九西川忍夫方へ持參、福

并役所ヘ取次可願出候、尤以後心得違無之様、小前末々迄無洩相諭シ可申候、此狀早々順達留リ村ゟ西川忍夫方迄可相返候也、

酉二月

大野出張
敦賀縣
天野精成印

一西川忍夫善道寺ヲ假詰所ニ致シ、鄉內不殘呼出シ、被申聞候儀(義)左ノ通リ、

一此度福井鄉內五箇邊迄、大變ニ相成、元士族御差向ニ相成、甚タ大亂故、各々村々小前末々迄壹人足リ(マヽ)共不出候樣可申付候事、

一舊藩士族之衆中、兵隊被仰付候間、必得心(心得)違無之樣可致事、

一此以後壹人足リ(マヽ)共得心(心得)違之節者、何樣之咎被仰付候共是非無之候事、

一此度朝廷ゟ西川御召捕相成、其節被打候共、村役衆中ゟ篤ト死骸相改被下、其上ニ而何樣思召ニ相成候共、草場蔭ニ而鄉內ヲいろり可申事、

右之通リ西川忍夫鄉內者ヘ申渡シ、善道寺ニ而被相賴候事、

越前國中人民氣心ニ相拘リ候義有之候而ハ、重々不宜義ニ付、前々徳川捌中之如ク、兵隊取立有之候場所ヘ者、從前之通リ兵隊取立可申旨、昨日晝九ツ時、令參事中ゟ改而御達有之候、依之大野郡人民共ヘ、三ノ丸西川忍夫ヲ以テ相達候間、村々小前末々ニ到迄、少茂無疑心爲共意、安心可致候事、

明治六年癸酉二月　　敦賀縣小屬

天野　精成朱印

右ノ通リ善道寺ニ於テ、被爲讀聞、其時西川坂谷郷嶋内上ノ庄村々不殘ヘ被申聞候樣者、此後何事相觸候共、若相違有之候而者不宜候間、此印鏡(鑑カ)相渡シ申置候事、

新暦三月

今晩大宮宿御泊リニ而、明朝午前七時比、朝廷ゟ當地鎭撫として而、兵隊御操(繰)込ニ相成候之趣相聞候ニ付而者、村々(ニ脱カ)於テ壹人足(マヽ)リ共、さわぎ立申間鋪候、若萬一御手向等致し候節者、直以御打拂ニ可被成候茂難計候間、與々茂靜リ居可申候、此段三ノ丸西川忍夫切ニ爲得(心得)心相諭シ置候也、

三月廿一日

猶兵隊御用等ニ而人足被仰付候ハヽ、無疑心早々差出シ被申度候也、

假詰所善道寺

西川　忍夫

一、同廿一日晩方ニ者、敦賀縣大參事樣幷兵隊百人斗リ大野町へ御着被成候由、大參事樣御宿尾崎周右衞門に被仰付、同晩六時ゟ、町入口不殘かゞり火ヲたかせ、火消人足共へねつ(ず)之番、町内へ往來壹人茂無用之事、

一、同廿二日朝方ニ者、貳百人斗ちようちんニ而、鎭撫衆中善道寺へ御着被成候、亦勝山口ゟ百人計御町方へ御出とも承リ候事、

一、同廿二日午前六時ニ者、上ノ庄村々へ八九拾人計、兵隊御差向ニ相成、御召捕之人數者數不知候事、

一、同廿二日早朝ゟ、長勝寺門ニ者、大文字ニ而、敦賀縣假斷獄所与張出シ被成候事、

一、同廿二日長勝寺御許ニ者、新莚ヲ敷、御召捕人ヲ集、御堂ヲ玄らにこ被成、御堂ゑんかわ御召捕人ヲ七拾人八拾人計茂ならべ、聽訟方者南向ニ御出張被成、御詮義之義者、言ニ者申かタク、其上極罪人者、同寺臺所ニ而縄せゑ、泣クろせめ、其數拾五品

与承リ候事、

一、同廿二日ゟ善道寺門ニ者、昼夜門番、昼三人夜六人ツヽ立切、町廻リ昼夜六人ツヽ御廻リ被成候事、

但シ劔鉄鉋(砲)ニ而御廻リ之事、

一、聴訟方御宿阿部善七へ被仰付候事、

一、兵隊之御方御宿者、柳屋吉右衛門、赤尾小兵衛其外頭立町人へ被仰付候事、

一、同廿二日午後二時比、兵隊六人、新右衛門へ御出ニ相成、新右衛門親子両人御召捕ニ相成、其時彦兵衛來リ申候様、新右衛門両人御召捕ニ相成、如何可致哉与被申候ニ付、私申上様者、左様之義ニ候ハヽ、甚右衛門へ此段申遣し候処、甚右衛門直ニ被來、右末始(始末)相咄し、直様三人共捌戸長矢田與三右衛門殿参リ、右御召捕之末始(始末)御咄し申候処へ、堂本村孫右衛門來リ、無間淺御取締方御出被成、堂本村孫右衛門者、當家ニ被居候哉与御尋有之、孫右衛門直ニ私ニ御座候与申候処、直様六間町戸長矢田與三右衛門殿入口ニ而、御召捕ニ相成、夫ゟ私三人も直様罷帰リ候事、

一、同廿三日午後三時比、新右衛門倅新三郎者罷帰リ申候事、

新三郎御受書之義者、右之新助倅忠治郎同様之事、

一、同廿四日午後二時比、取締御中新助方へ御出被成、其方悴忠治郎義者、居宅仕候哉与御尋有之、其時申上候樣者、私悴唯野村出生ニ付、今朝唯野へ參リ候与申上候處、左樣之義ニ候ハヽ、副戸長へ案内致し候樣被仰付、依之私宅へ御出ニ相成、私悴へ被仰付候樣者、新助（悴睦カ）忠治郎義（儀）、相尋候義有之處、他行致居候樣申ニ付、明早朝長勝寺迄召連可罷出、若不參ニおゐて者、當村御打拂ニ相成候間、左樣相心得候樣被仰付、依之私義（儀）ハ御用ニ付、町方へ出張致居候故、直樣以使申來リ、依之私歸宅仕候所、村一統寄合被致居、甚右衞門被申候樣者、忠治郎御召捕之樣子、一々被申聞、私申候樣、村方一統御寄被成候ニ、私ニ相談無之候、唯野村へ呼ビニ被遣候而も宜敷ト存候ニ、何と而御待被下候哉ト申候處、甚右衞門并村方被答候樣者、若貴家留守中ニ、若迯去リ候而者、申譯無之候故、御待申候与被答、依之親類甚助、奥右衞門、親新助三人遣候處、夜九時比忠治郎歸宅致候、依之又新助、忠治郎、甚助三人召連、聽訟方御宿阿部善四郎方へ參リ、聽訟方へ申上候樣者、今日御用人忠治郎召連罷出申候与、御屆申候處、聽訟方左樣ニ候ハヽ、今晩之處、入牢申付候樣被仰付候ニ付、私申上候樣者、今晩あまり夜ニ入申候間、何卒今夜之所、私ニ御預ケ被下候上者、明早朝私同道ニ而御役所へ罷出申候間、何卒御慈悲之上、私願之通リ御聞屆ケ被成下候ハヽ、難有

（ト脱カ）
申上候所、被仰聞候様者、左様致候上、若共者之義、今夜迯去候時者、其方副戸長之義者不及申、其村御打拂ニ相成候間、左様心得、厳敷御預リ申居、明朝長勝寺役所迄、明早朝副戸長同道ニ而罷出可申様被仰付、難有右忠治郎幷親新助甚助同道ニ而罷歸リ、翌早朝小前惣代五兵衛、私、新助、悴忠治郎、長勝寺假斷獄所へ罷出候時、一々御志らへ有之候所、右忠治郎申上候者、私義（儀）者、冬稼ニ江洲へ参リ、其前日罷歸リ、足いたみ候ニ付、休居候所へ、後ゟよむり來リ、早々繩ヲ出候様申ニ付、何心なク繩差出し申候ゟ外者、一向存不申候与申上候處、彌相違無之候ハヽ、村副戸長へ御預ケ相成候間、何時成共、御差圖次第可罷出由被仰付、其時御受書之寫、

第六十二區大野郡中挾村

新助悴

忠治郎

右之者此度村役へ御預相成候ニ付、慥ニ御預リ申上候、後日何時成共、御用被仰付次第、無遅滯村役同道ニ而可罷出候、依而御受書差上申處如件、

年號月日　　右村副戸長

加藤甚右衛門印

聽訟方
　御中

一、五日メ新右衛門、此度村方惣願ニ致候願書可差出、村方一統相談之上ニ而、戶長矢田與三右衛門樣へ、內々御賴申候所、廷(詫カ)テキノ御ワビ書ニ者、奧印不相成樣、私彥兵衛へ被申聞、御尤ニ者候得共、格別之御慈悲を以テ、右奧印被成下樣御賴申候處、左樣御賴ニ付、無據奧印可致旨被申聞、兩人直樣本町蠟燭屋伊兵衛申方參リ、前件之譯柄一々相咄シ、至急願相賴候所へ甚右衛門來リ、只今新右衛門村役預ケ被仰付候間、急々甚右衛門長勝寺へ罷出、御受書を以テ、御願呉候樣、甚右衛門被申候ニ付、直樣長勝寺へ罷出候所、聽訟方仰ニ者、其方此度入牢被仰付候得共、此度村役へ御預ケ相成候間、御用之節者、無遲刻罷出樣、急度申付、村役御受書差上候樣被仰付候ニ付、御受書上寫、

御受書證之事

第六十二區大野郡
中挾村　植村新右衛門

右之者此度村役へ御預ケ相成ニ付、慥ニ御預リ申候、依之何時成共、御用之節者、

私共召連同道ニ而可罷出候、依之御受書差上申處依而如件、

年號月日

右村副戸長

加藤　甚右衛門

御縣聽訟方

御中

尋之義有之候間、明後一日午前七時、斷獄所へ村役同道ニ而可罷出候、若不參ニおゐてハ曲事たるへ(く脫カ)候也、

三月三十日

新助悴

忠治郎

右御用書午後四時比ニ着仕、私義(儀)者御支廳用故、御願ニ罷出歸宅致シ、其儘未タおうかけも取さる内ニ、右御用狀着仕、其儘新助悴忠治郎召連、私新助親子小前惣代五兵衛四人ニ而、早朝罷出候所、大久保宿迄私罷出候處、病氣ニ付、大久保宿ゟ前波宿迄罷

ニ而参リ、其道ニ而、品ケ瀬村ニ而、唯野村寺并常勝寺様両人ニ御目ニ掛リ候所、常勝寺南専寺御ニ者、今朝指其勝寺、友兼村専福寺、竹尾五右衛門、木本村薬師、末吉町桶屋圓松右五人者御免、抜き被仰付候、依之、拙寺等罷帰候与申され候、是ゟ至急参リ候所、私共四人前波ニ而休居候處へ、南寺并竹尾五右衛門者死骸を桶ニ入、其儘籠ニのせ、寺中御供ニ而被帰候後、弐人死骸者、桶なりニさきをはき付、つれ帰り候事、其翌日右新助悴忠治郎断獄所へ御呼出シ相成、色々御調有之候上、亦々村役へ御預ケ相成、而はり難有候故、其夕方午後四時比ニ、福井表ヲ出立致シ、五兵衛、忠治郎同道ニ而相戻し、私新助者、翌日罷帰リ申候事、

一、四月三日午前五時御用状着拜見仕候處、

一、其村新右衛門

右之者、取調之義有之候間、明後五日午前七時、断獄所迄召連可罷出候、若不参ニおゐてハ曲事たるへく候也、

四月三日　　御支廳取調方

大野郡

中挟村

副戸長

惣代五兵衛、善右衛門、新右衛門同道ニ而、午前五時比出立致し、御支廳江罷出候所、色々御調之上、直様忰新三郎御召出シ被仰付、午後四時比ゟ、治郎八道同（同道）ニ而、夜通ニ御支廳へ罷出御届申候所、七時ニ断獄所御用被仰付、断獄所色々ぢうモンニ被掛、夕方入牢被仰付、親子共入牢ニ相成、依之村方役替りニ、二三人つゝ福井ニ寄留致し居り、新右衛門親之義、十日餘ニ而村預ケ相成候得共、忰新三郎之義者、三十日餘ニ相成、村方ニ而雑用甚夕敷候故、五月四日、私義夌餘りアンジ候故、亦々福井へ罷出候所、其日夕方新三郎村預ケ被仰付、其翌日新三郎帰宅仕、私義者宿雑用勘定仕、同六日罷帰リ申候、右両人入費〆高金三拾五圓餘ニ相成、此割合新右衛門色々申ニ付、惣高割ニ仕候、猶贖罪金彦兵衛取立與候時、七百廿つゝ取立過致シ被置、依之、私留守中故、支廳ゟ帰宅致、甚右衛門彦兵衛へ相答候様者、贖罪金御取立之義、御苦勞ニ存候、乍併過銀之義者、割返シ度由申候所、両人申候様者、先々過銀之義者、末ニ致し候様被申候故、延引ニ致シ置候、右雑用小前ヒソヽ申候様者、新右衛門両人雑用之義者、何程相嵩候而も、三人ゟ諸拂致し候義コソ尤ニ候得、全村方へ割出シ候不得其意、乍併村役ゟ五右

衞門へ使被遣候事ニ雜用出來有之時、村方何樣割合被致候而も尤ニ候得共、三人之了簡ヲ以、使被遣、夫ニ付入用出來候而も、村入用ニ被致候義、一向不承知之樣內々申候得共、何分つゝ贖罪金取立過五百つゝ有之候ニ付、殘金之分高割致シ、外役へ者壹錢モ掛不申候、右ニ付村役代リニ、五兵衞、善右衞門、長三郎、深井與右衞門、數度遣ヒ候得共、兩人歸宅之後、數日村役幷同役代リ相賴申候者へ茂、酒計リ之禮茂無之、歸宅之後、村役幷村方へも言之禮茂無之、誠ニ非道之致方ニ候、私茂新右衞門歸宅之時參リ候得共、ホウキ村道場幷深井與右衞門幷五平ハ村相役故、福井御役所ゟ新右衞門ヲ村役ニ而預リ罷歸リ候故、右三人イロ〳〵ゴチソウ致シ居候處へ、私參リ候得共、茶壹勺私ニ者出シ不申、私ニ者不實之致方与相見候、右ニ付新右衞門幷悴新三郎、此者不動堂村吉太夫弟新左衞門養子ニ致し候、幷新助悴忠治郎此者ハ唯野村忠藏弟ヲ新助養子ニ致し置候事、右三人村役御預ケ相成居候ニ付、後月區長友兼廣瀨明樣へ御願申上、近村他行御免ニ相成、其後月色々難義之義、內々申立候處、新右衞門悴之義者一向壹日之他行茂不相成、併新（助脱カ）悴之義者、壹日泊り丈ケ者御差ユルシニ相成申候、

口上書

源　七印

三月六日五ッ過出火之時、火消人足ニ而、元家中吉村樣行居、支度之義者、七間町赤尾ニ而仕、七ッ時ニ歸宅仕候、七月八日不參、

太三郎印

三月六日四ッ時五番町西市屋行、夕方歸ル、七日四ッ時善道寺行、夕方歸ル、八日不參、

利右衞門印

三月六日五ッ過長勝寺行、是ゟ西市屋行、七ッ過ニ歸ル、七日正ふ池出火ニ付、同村孫助へ行、是ゟ亦西市屋行、

久　八印

去暮ゟ七間町赤尾方ニ冬稼ニ行、不法之義者決而無御座候、

勘四郎印

病氣ニ而不參、

善左衞門印

三月六日五ッ過水落淺山へ行、夕方歸ル、七日淺山行、八日善道寺行、直ニ歸ル、

治郎八印

去暮ゟ冬稼ニ而七間町赤尾ニ罷居候、

彥左衞門印

三月六日親類ニ付、八間町五右衞門方ニ罷居、夕方歸ル、七日正ふ池村行、是ゟ歸ル、八日善道寺行、

忠三郞印

女壹人不參、

五兵衞印

三月六日七日八日六間町吉野屋詰、但出入ニ付行、

治郞兵衞印

三月六日七間町糸屋源藏方ニ罷居、夕方歸、七日正ふ池正津親類ニ付、七日八日正津ニ罷居候、

善右衞門印

老人ニ付不參、

彌四郞印

三月六日鋸町親類彌右衞門方行、是ゟ赤尾罷居、七時ニ歸ル、七日出火ニ付正ふ池道場親類ニ付行、八日善道寺行、直ニ歸リ申候、

五平次印

三月六日五ツ時罷出、六間町親類長右衞門方罷居、夕方歸宅仕候、七日親類與右衞門

へ行、八日善道寺へ行、

又四郎印

病氣ニ付不參、

三月六日家中吉村へ行、是ゟ赤尾へ行、夕方歸宅、七日出火ニ付正ふ池行、八日不參、

奥右衛門印

三月六日五ツ過ゟ六日七日八日赤尾へ罷居候、

五郎兵衛印

三月六日家中吉村樣へ行、是ゟ龜屋ニ而支度、晝過歸ル、

七日八日不參、

奥兵衛印

三月六日五ツ時ゟ、龜屋行、晝支度、夕方ニ者木本大ヨノ木迄行、是ゟ歸ル、七日不參、

六右衛門印

八日善道寺へ行、

善吉印

三月六日五ツ過龜屋行支度、是ゟ歸ル、七日長勝寺前ゟ歸ル、

庄五郎印

女壹人故不參、

太右衛門印

三月六日家中吉村樣行、是ゟ七間町龜屋方ニ而支度、夕方歸ル、七日四ツ時ゟ、赤尾へ罷出、夕方歸ル、八日善道寺行、

甚右衛門印

三月六日五ツ過罷出、春日町ゟ罷歸り申候、是ゟ六間橋本ニ而休、

亦左衛門印

病氣ニ而不參、

長三郎印

三月六日五ツ過ゟ吉村樣へ參り、是ゟ牛首屋權兵衛方ニ而支度仕、夕方歸ル、七日同權兵衛方へ行支度仕候、八日善道寺行、

孫左衛門印

三月六日五ツ過罷出、吉村樣へ參り、是ゟ赤尾へ行支度仕候、夕方歸ル、七日出火ニ付正ふ池へ行、直ニ歸ル、八日善道寺行、

入牢　新左(右)衛門
村預ケ　忰　新三郎
三月六日五ツ過、熊野町親類與治兵衛ニ夕方迄罷居、是ゟ歸ル、七日八日不參、　太三右衛門印
三月六日五ツ過、曾源寺越ニたゐし詰置候故、番仕居候、七日不參、八日善道寺行、　文右衛門印
　源助印
三月六日清水中井樣行、夕方歸ル、七日八日不參、　市兵衛印
病氣ニ而不參、　善六印
三月六日火消水桶持參、龜屋方ニ而支度、七日正ふ池行、直ニ歸ル、八日不參、　與右衛門印
三月六日四ツ時過罷出、龜屋方ニ而支度、直ニ歸ル、七日八日不參、　甚助印

三月六日五ッ過ゟ、六日七日八日七間牛首屋出入ニ付、晝夜罷居候、

新　　助印

三月六日五ッ過ゟ正膳町(マヽ)高井樣行、晝夜共三日間歸(罷カ)居候、

與右衞門印

三月六日五ッ過ゟ家中吉村樣へ行、是ゟ春日町中挾屋ニ罷居、夕方罷歸リ申候、七日五ッ過出張仕、阿部ニ而支度、八日新堀岡田ニ罷居申候、

右者小前種重(マヽ)取調候處、相違無御座候、若後日惡事相顯候節、當人者不及申、村役何樣之御咎被仰付候共、御恨申上間敷候、依而三役印形差上申所如件、

第六十二區大野郡

明治六年三月

中挾村

小前惣代

植村　五兵衞印

村惣代

江波　彥兵衞印

副戶長

加藤甚左衛門印

〔聽下同ジ〕
廳訟方
御中

右者長勝寺廳訟方御出張所へ、數度御用被召出、御調之上、右口上書相調候所、若萬々一小前相違有之候而者、不都合候故、伍長ゟ左之一札受取置候事、

口上之覺

源七㊞
太三郎㊞
利右衛門㊞
久八㊞

右者御上樣へ書上申候通り、少茂相違無之候、若萬一惡事後日相顯候時者、村役へ者少茂御恨無御座候、依之伍長奥印仕、相渡し申所如件、

明治六癸酉年
三月

伍長
勘四郎㊞

口上覺

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

善左衛門㊞
治　郞　八㊞
彥左衛門㊞
忠　三　郞㊞

右者御上樣へ書上申候通リ、少茂相違無之候、若萬一惡事相顯候時者、村役へ者少茂御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

明治六癸酉年
三月

伍長　五　兵　衞㊞

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

口上覺

善右衛門㊞
治郞兵衞㊞
三右衛門㊞

右者御上様へ書上申候通リ、少〻相違無之候、若萬一後日悪事相顕候時者、村役へ者少〻御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

彌四郎㊞

同年同月

伍長　五平次㊞

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

口上覺

奥右衛門㊞

亦四郎㊞

奥兵衛㊞

庄五郎㊞

右者御上様へ書上申候通リ、少〻相違無之候、若萬一後日(悪事脱カ)相顕候時者、村役へ者少〻御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

年號月(同脱カ)右斷

伍長　五郎兵衛㊞

口上覺

〰〰〰〰〰〰〰〰

善　吉㊞
六右衛門㊞
太右衛門㊞
亦左衛門㊞

右者御上樣へ書上申候通リ、少〻相違無之候、若萬一後日惡事相顯候時者、村役へ者少〻御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

年號月右同斷

伍長　甚右衛門㊞

口上覺

〰〰〰〰〰〰〰〰

長三郎㊞
孫左衛門㊞
新左衛門㊞

右者御上様へ書上申候通り、少〻相違無之候、もし萬一後日悪事相顯候時者、村役へ者少〻御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

年號月右同斷

重兵衛㊞

伍長　甚左衛門（印ナシ）

口上覺

太三右衛門㊞

文右衛門㊞

源助㊞

善六㊞

右者御上様へ書上申候通り、少〻相違無之候、若萬一後日悪事相顯候時者、村役へ者少〻御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

年號月右同斷

伍長　彦兵衛㊞

口上覺

奥左衛門㊞
甚　助㊞
新　助㊞

右者御上樣へ書上申候通り、少〻相違無之候、若萬一後日惡事相顯候時者、村役へ者少茂御恨無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所如件、

年號月右同斷

伍長　奥左衛門㊞

右之通り相違無御座候、依之伍長奥印仕相渡し申所依而如件、

明治六癸酉年

三月

勘四郎㊞
五兵衛㊞
五平次㊞
五郎兵衛㊞

甚右衛門㊞
甚左衛門（印ナシ）
彦兵衛㊞
與左衛門㊞

村役
御中

差上申御請證之寫

一舊暦を廢シ新暦ヲ可奉事、
一時鐘ヲ改正すへき事、
一毎戸ニ番號標札兼而御定之通り相守可申事、
一學校洋學可相用事、
一邪（耶）蘇宗門ハ素より
朝廷之嚴禁たる勿論之事、
一說法之義ハ教部省御規則之通り可相心得事、

右六ヶ條屹度可相守者勿論、此外總而御布令之義、決而違背不仕樣、平素可心掛、若萬一心得違之義於有之者、嚴重御處置可被仰付候、依之御請書指上申所如件、

明治六癸酉年三月日

三役人印

源七㊞
太三郎㊞
理右衞門㊞
久八㊞
勘四郎㊞
善左衞門㊞
次郎八㊞
彥左衞門㊞
忠三郎㊞

藤井敦賀縣權令殿

右之通り急度相守可申候、依之連印以致し相渡し申處、依而如件、

五兵衛㊞
善右衛門㊞
次郎兵衛㊞
彌四郎㊞
五平次㊞
五郎兵衛㊞
奥右衛門㊞
亦四郎㊞
奥兵衛㊞
庄五郎㊞
六右衛門㊞
善吉㊞
太右衛門㊞
甚右衛門㊞
亦左衛門㊞

長　三　郎㊞
甚左衞門㊞
孫左衞門㊞
新左衞門㊞
彥　兵　衞㊞
太三右衞門㊞
文右衞門㊞
源　　　助㊞
市　兵　衞㊞
善　　　六㊞
奥左衞門㊞
甚　　　助㊞
新　　　助㊞
與左衞門㊞

村役

御中

差帋

尋儀有之候、其村役人幷重立候者一兩人、村方人別帳持參、來ル十二日午前第九時罷出相屆候、若於不參者、爲曲事者也、(可脱カ)(可脱カ)

敦賀縣

支廳

中挾村

役人へ

右者七日午後四時、右差紙着仕候、賃錢者金三朱、但シ相賴ニ付、一泊リ爲仕候、依之村方相談上ニ而、

右御用狀着仕候ニ付、罷出御相談致シ候處、村方被申候樣者、何分乍御苦勞、私ニ參リ吳候樣被相賴候故、私相答候樣者、私義者老年故、何分何方樣成共御出被下候樣申候處、伊左衛門被申候樣者、此度私義茂參リ候間、何分乍御苦勞、私ニ參リ吳候樣被申候ニ付、私答申候者、何分此度者、何レ何人樣成不苦勞御出可被下与申答候得共、是非參(儀)(候)(御カ)

リ候樣被申、伊左衞門、彦兵衞外衆中被相賴候ニ付、無據左樣被申候ハヽ、私參リ申候間、何方樣成共、御出御同道可仕ト申候所、村方相談之上、伊左衞門五平治三人參リ候相談相極リ、右御用狀持參之者泊リ居候故、明十一日早朝三人ニ而福井へ參リ申候樣翌日十二日廳詰方へ參リ候所、相尋之義者、其方村方ニ小前一々相改書出シ申候樣被仰聞候ニ付、私申上候義者、先達大野ニ而申上候通リ相違無御座候与申上處、相違無之候ハヽ、御受書差上候樣被仰付、無據受書差上申候、依之壹人ヌ町方へ不參者無之候得共、贖罪金被仰付之時、福井御支廳ニ而、病氣拾人有之候樣申上處、(以下闕)

越前國大野郡中挾村
副長 農 加藤甚左衞門印
年五十二歲

自分明治六年二月廿一日比、宅ニ而地券帳取調ニ付、長立候者打寄居候處へ、往來端ニ遊ひ居候子供等、手紙持參リ候ニ付、子細相尋候處、名前不知者、村方へ差出シ吳候樣申聞相渡シ行候樣申答候故、開封致し見候處、佛法之義ニ付、相談致し度有之候間、猪ノ嶋(道)導場迄罷越吳候樣認有之候、尤當村友江村之名宛ニ付、夫ゟ友江村へ相造リ

申候、右ニ就、新左衛門と申者差遣シ候處、同人罷歸、先方次第申聞候者、上据竹尾五右衛門、御給村久兵衛等、此度粟田邊ニ耶蘇宗之者罷越候而、佛法廢止ニ相成候樣子ニ付、彌當鄉中ヘ罷越候ハヽ、鐘鼓之相圖ニ而、村々罷出可追拂誓約之連判狀致、來ル廿七日友兼村寺迄差出候樣、若連判ニ相洩ル村方者、上ノ庄村々押掛可參旨申聞候趣申傳候ニ付、連判ニ相洩候而者、一村之難題ニも可相成与存、一同呼寄連判可致旨申聞候處、同意仕候ニ付、伊左衛門ニ爲認、銘々調印仕、廿七日使ヲ以友兼村寺迄爲持遣候事、

右之通リ相違不申上候、以上、

明治六年四月十七日

第六十二區大野郡

中挾村

小前惣代　五兵衛印

村　惣代　彥兵衛印

副戶長　甚左衛門印

藤井敦賀縣權令殿

動搖之節村方一同罷出候儀御尋ニ付、左ニ奉申上候、

一、三月六日村方一同大野町へ罷出候儀ハ、耶蘇（ヤソ）宗之者罷越候ハヽ、鐘鼓之相圖可致旨、兼而約定仕置候所、當日於所々ニ而、鐘太鼓相鳴シ候ニ付、罷出候儀ニ而、觸歩行候者無御座候事、

右御支廳ヨリ人別帳持參ニ而罷出候樣、御用有之候ニ付、罷出候處、御尋ニ相成候故、腰掛へ下リ、相談致し候所、先月御支廳ヨリ御尋之節申上候通リ、小前之末々迄取調候餘者相違茂有之間敷ト存、又々御支廳へ罷出、小前末々迄取調候得共、手道具携候者無之段申上候處、相違無之候ハヽ、御受正（書カ下同ジ）可差（出脱カ）段被仰付候ニ付、無據一札差上候、文左之通リ、

差上申御請正之事

先般大野郡ニおゐて暴動一件ニ付、手道具携罷出者有之候ハヽ、可書上被仰渡候得共、當村ニおゐて小前末々迄取調候處、手道具携罷出候者、決而無御座候、萬一後日露顯致候時、何之御咎被仰付候而も、一言之御恨申上間敷候、依之御受書差上申處如件、

七月十二日　　當御支配所

第廿七大區大野郡
中挾村
甚左衛門
伊左衛門
利兵衛 五年次之事

藤井敦賀縣權令殿

右三月廿二日長勝寺斷獄所被仰付候時、入牢之人數ハ不數知、四ノ牢屋ゟ、長勝寺地內外集リ候人みち〳〵ゐり、町方在方へ取締役數拾人御廻リニ相成、御召捕之人數不知、在町方賣買農業致し候者、男女方壹人茂無之、誠ニ大變之事ニ候、共後元家中岡源右衛門樣、小田村幷岡源大夫樣、幷西川忍夫、福井御用ニ付、百日餘御出張有之候、其時(マ、)村新右衛門幷悴新三郎御召捕ニ相成、入牢被仰付、翌日村役へ御預ヶニ相成、其時御受狀右之通リ、御受證大野郡中挾村新右衛門悴新三郎義入牢被仰付候處、村役へ御預ニ相成居候處、此度村役へ、(以下闕)

白山比咩神社に關する神佛分離顚末

上田三平氏報

一、石川縣に於ける維新當時の神佛分離處置は、嚴重を極め、神社に於ける佛教關係の事實は、極力排毀に努めたり、其由つて來る處を察するに、藩政時代の威壓的情力を發揮して、法令を斷行せんとせしこと、及び藩祖以來宗教抑壓の方針を執りしに起因すべく、前田氏の立場として、常に上局よりの命令を嚴格に遵奉するに努めし積年の施政方針を踏襲せるに依るなるべし、

二、白山比咩神社石川郡河内村字三宮には、藩政時代に本殿の北に本地堂あり、其傍に地藏堂あり、其東方に長吏屋敷及邸宅あり、參道手洗水の上に露佛の地藏尊像を安置し、拜殿の南に大居間ありしが、本地堂は前口三間四尺、奥行四間、檜造り、正面に内陣を設けたるものにして、正面上に、寶永五年前田直堅の寄附に係る「白山本地堂」と題する扁額を掲げ、通俗に白山護摩堂と稱したりしが、明治二年之を石川郡林中村字木津に賣却せり、(額の幅三尺三寸、長八尺五寸、裏面に、扁額一幹、寄附于白山大權現本地堂、以擬宿禱之報賽、寶永五年五月吉祥日、從五位下守近江守菅原朝臣直堅」

元白山[illegible]本[illegible]額



[illegible]所[illegible]

白山比咩神社に關する神佛分離顛末

上田三平氏報

一　石川縣に於ける維新當時の神佛分離處置は、嚴重を極め、神社に於ける佛教關係の事實は、極力排毀に努めたり、其由つて來る處を察するに、藩政時代の威壓的惰力を發揮して、法令を斷行せんとせしこと、及び藩祖以來宗教抑壓の方針を執りしに起因すべく、前田氏の立場として、常に上局よりの命令を嚴格に遵奉するに努めし積年の施政方針を踏襲せるに依るなるべし、

二　白山比咩神社(石川郡河內村字三宮)には、藩政時代に本殿の北に本地堂あり、其傍に地藏堂あり、其東方に長吏屋敷及邸宅あり、參道手洗水の上に露佛の地藏尊像を安置し、拜殿の南に大居間ありしが、本地堂は前口三間四尺、奥行四間、檜造り、正面に內陣を設けたるものにして、正面上に、寶永五年前田直堅の寄附に係る「白山本地堂」と題する扁額を揭げ、通俗に白山護摩堂と稱したりしが、明治二年之を石川郡林中村字木津に賣却せり、(額の幅三尺三寸、長八尺五寸、裏面に、「扁額一幹、寄附于白山大權現本地堂、以擬宿禱之報賽、寶永五年五月吉祥日、從五位下守近江守菅原朝臣直堅」



[illegible]

[illegible]

826—827

とあり)木津に於ては、村社守郷白山神社の社殿となしたりしが、後別に本殿を造營したるを以て、現今同神社の拜殿となれり、

地藏堂は明治初年神佛分離の令出づるや、佛像を長吏の家に藏し堂宇を破却せり、長吏は明治の初め還俗し、等外神職として奉仕せしが、後沒落し、家屋は門長屋、納屋等と共に、白山村の住民に賣却して取り毀ち、現時其屋敷は水田となれり、露佛の地藏尊像は、元小堂宇にありしものなるが、幕末に至り露出せしものにして、天和二年平井但馬守家長の鑄造に係り、高さ一尺八寸(青銅像)現今石川郡松任町白山堂(今地藏堂と改稱)に安置せり、

本地堂に安置せし本地佛は、十一面觀世音の坐像(木彫)にして、高さ一尺一寸、全體腐朽して、體樣明ならず、黑塗の粗末なる厨子の中に藏し、現今金澤市白山町波着寺に安置せり、猶本地堂に安置せし「ビンズル尊像」は、藩政時代に婦人の崇敬を集めたるものなるが、現に前記波着寺に存在せり、大居間に安置せられし大黑天像は、今猶白山比咩神社に藏せられ、中將姫製織の所傳ある涅槃像は、毎年二月十五日に、大居間に掲げ、全國の信徒の拜覽に供せしものなるが、現に金澤市野田寺町祇陀寺に所藏せり、其箱蓋裏書に曰く、

護持白山社裏　文政戊寅

維時明治二巳年二月朔旦、本州石川郡白山社殿案(安)置有之處、更當山江御預ニ相成候也、是則王政維新之時也、

現祇陀四十三世絕三代新添

畫面橫幅八尺八寸、長さ十尺二寸、中央の釋迦像身丈四尺五分兆殿司の筆なりと傳ふ、本地堂の八稜鏡及び雞頭附の酒瓶等は、石川郡林中村字木津の守鄕白山神社に移り、鐘樓堂、梵鐘、鰐口等は破却せり、文書記錄の主なるものは、白山之記、三宮記、莊嚴講巾舊錄、神皇正統記、(以上國寶)天正以後の綸旨、莊嚴講に關する文書、前田氏の寄進狀、長吏日記、講式類にして、現に白山比咩神社に所藏せらる、

三　祭禮は期日に於て繼續せるものあるも、全部神式に據り、舊慣を襲へるものなし、只參拜者は二月十五日、七月十五日に多數集合すること昔時と異ならず、又參拜者は夫婦同伴せざるの慣習あり、本殿參道の權木に紙振りを結びて、緣結びを祈ることも昔と異らず、鎭火祭等に竈拂ひ神札を頒布する外、神事に舊慣を用ふるものなし、

四　神官は、藩政の初期まで東西に分れ、各十神主迄存在し、東神主は建部氏、西神主

は上道氏たりし所傳あり、且元和五年鑄造の鐘銘に、東神主建部守澄、西神主上道氏弘の名あり、後西神主衰頽し東神主のみを以て奉仕せり、河内村字三宮の神職墓地には、現に建部氏のものゝみ保存せらる、長吏は藩政の初め、白光院と稱し、後仙藏坊と稱せしこと、長吏日記に見ゆ、神主は河内村字白山レの部卽ち神社の門前南北の通路の兩側に居住せしものにして、今猶神主町と稱す、現今小部落を形成し、現住人の內に其後裔たるものあり、鍛冶を業とす、又其末葉にして神職たるものあり、長吏は河內村字三宮ニの部百及び百一の地籍に住し、維新の際の長吏を田惣澄遙と稱せしが、還俗して俗名を直、姓を三神と改む、蓋し泰澄の子孫たるの意を表するものなり、長吏は法印職と號し、眞言宗に屬す、天正以前は多數の衆徒を抱擁せしが、前田氏に至り、山僧の跋扈に懲りて、單に一名の長吏を置き、之に祿百石を與へたり、社僧と神官の公務上の關係は、社僧は總ての權利を有し、藩主參拜の際は、先達を務め、神官は社殿に就きて拜禮し、神社建築の造營、及び寄附等に就ては、社僧神職と相謀りて之を經營せしと云ふ、又神職の缺員補充又は長吏家相續の件は、相互に奥書して、藩の社寺奉行に願出するの形式を執れり、又私交上の關係に就ては、互に婚を通じたる事實あり、長吏は表面に權威を有せしも、其數は單に一家に止り、神主家は多數

なりしを以て、極めて平穩なる關係を持續せる如く、藩政の初期に多少の動搖あり、又維新の際には、殘存せる神主と、新に就職せる神主との間に、多少の衝突ありし外、重大なる爭論のありしことを聞かず、

五　藩政の初期、今の社地の附近に、波着寺屋敷あり、藩祖利家の崇敬を受けたる沙門空照居住せしが、金澤に移りて後、寺は廢滅し、長吏の家屋は恰も寺院の如く、白山參拜者は祈禱札を受くる爲め參邸せしが、維新の際賣却せり、佛畫類及び經卷は、多少長吏家に傳へたりしが、沒落と共に賣却して殘存せるものなし、鰐口及び梵鐘は、明治元年五月十一日に破却し、長吏給分百石は公地となりしも、社地は變化なく、現今に持續せり、

六　維新時代の當局として、石川縣大屬草薙尙志、石川縣十五等出仕森田平次を擧ぐべく、直接關係者は森田平次なりとす、平次は柿園と號し、三州志の著者富田景周の學を繼ぎて、博識の稱あり、明治初年縣下の神社係として、佛教を嫌ひ、由緒縁起に加筆して、神社の來歷を改めたる所多く、爲めに佛教關係の史料は殆ど破毀して省る處なし、之を以て明治七年白山山頂佛體下山の際の如き、附近部落の反對に遇ひしと云ふ、

七　神佛分離當時に於ては、多くは之を惜み、白山本地堂を破却して、林中村に其木材を運搬する際の如き、暴風雨屢起りて、木材運搬を妨げしと云ふ傳說あり、然れども其信仰狀態は敢て異る處なく、日々賽客絕えず、殊に大正五六年頃より、金澤市に於ける相場師等の祈願するもの多く、又緣結びの神として、婦女子の參拜者多し、維新以後白山々頂社殿は奧宮として、社地に入りしを以て、年々登山者增加し、新に室堂を改築し、奧宮事務所を之に遷したりしに依り、益々白山比咩神社の崇敬を高め、昔時の如く藩主等參拜の儀式なきも、年々崇敬者を增加しつゝあり、

八　故老にして、其意見を述ぶるものなし、石川縣の如きは、官命に就ては、服從强く、此等に就て其由來淵源等を語るものなく、聞くに足るものなし、

備考　白山々頂に關する神佛分離狀況は、白山比咩神社類聚社記稿本に詳記せり、

白山比咩神社神佛分離史料

〔白山比咩神社類聚社記稿本〕奧宮之部

今上皇帝明治四年辛未十月、新置縣ノ際、元本保縣ヨリ、白山麓十八ケ村ヲ伺中、假ニ

足羽縣へ引渡ス、

〔考證〕明治五年三月元本保縣ヨリ足羽縣ヘノ書面ニ云ク、白山麓十八ヶ村伺中ニ付、先般假ニ及御引渡候處、方今戸籍御査究、其他御取締等ノ義ニ付、村役人共取扱方御差支有之、一應當縣ヨリ右村役人共ヘ布達可致旨、敦賀縣横地權大屬ヘ御示談ノ趣致承知候、右ハ郡名ノ稱呼ナキ一閑地故、遂ニ新置何縣統轄ノ御達ハ無之候共、古昔多クハ大野郡所屬ノ村々ニテ、御縣御所轄ハ必然ノ義ニ付、追テ御下知有之上、御示達有之度、此段及御賴汰（マヽ）候也、

壬申三月　　元本保縣

足羽縣御中

同五年壬申七月、足羽縣權典事本多眞事、同大屬近藤懋、同史生五十嵐直甫、同高田知周、石川縣大屬草薙尙志、同十五等出仕森田平次出張、立會地形ヲ檢査シ、兩縣ヨリ書面ヲ差出ス、

〔考證〕足羽縣上申書ニ云、

先般白山麓十八ヶ村ノ義ニ付、委細以書面相伺候處、石川縣打合ノ上、實地致檢査、地理ノ模樣尙可申出旨御指揮ノ趣承知仕候、卽石川縣打合、兩縣官員一同實地及

檢査候處、經界(境)ノ義ハ、舊幕ノ時、尾添荒谷中谷三ケ村ノ中間ニ流ルル濁淸川ヲ以テ彊域ト定メシ舊貫(慣)ニ仍候ヘハ、地勢判然可有之、加之白山神社一件ニ付、十八村再度爭論ノ端緒ヲ開カスシテ、全部合一、永ク無障礙安堵可致候、元來十八村儀ハ、高嶽幽谷ニ添、偏陬ノ一部落ニシテ、殊ニ初冬以後晩春ニ至ル迄、常ニ氷雪ヲ踐ミ、他ト往來交通ノ難キ諸端便宜ヲ得サル難所ニ有之候、依之舊來全部中、牛首村ニ惣代ヲ置、公布貢納ヲ初、尋常ノ庶務及全部取締等事件、悉皆右ノ惣代ニテ取計、即十八村何モ一意確守致居候處、若又今後所轄相分レ候時ハ、是等ノ便宜ヲ失、且白山神社諍論再發ノ義モ不可知、彼是苦情可立至候間、先般差出候十八村願意ノ次第ハ、御聞居相成候方御至當ニ存候、依テ圖面相添、前件相伺申候、右ハ石川縣見込モ可有候ヘハ、夫是御酌量被下、何分ニモ郡名所轄御定相成、村民致安堵候樣、至急御指揮可被下候、以上、

壬申月日　　足羽縣權參事千本久信

足羽縣　參事村田氏淸

石川縣上申書ニ云、

白山麓十八ケ村實地檢査ノ上見込御屆

白山麓十八ヶ村ノ義、足羽縣官員立會、實地ノ模樣逐檢査、猶舊書取調候處、管轄沿革は御座候へモ、十八ヶ村地所ハ、判然加賀國内ニ御座候、尤も今後ノ統轄ハ、敢テ可申上筋ハ無之候へモ、中古以後越前地方ニ屬シ居候續モ御座候間、更ニ足羽縣ノ管轄ニ被仰付、併郡村ノ境界ハ、右十八ヶ村ノ内加賀國能美郡十七村、石川郡一村ト、其郡名復古候ハヽ、爾後ノ異論無之、可然ト奉存候、依テ爲御照準、沿革等調書幷繪圖相添此段御届申上候、以上、

壬申九月

石川縣權參事　桐山純孝
石川縣參事　內田政風

大藏大輔井上馨殿

〔解釋〕（編者宮司横山政和）政和曰、足羽縣書面中ニ、十八村願意ノ次第トハ、先是該村惣代戸長副戸長ヨリ、該縣ヘノ願書ニ、元本保縣ノ見込ニテハ、尾添荒谷兩村ヲ、加賀ヘ、牛首等十六村ヲ越前大野郡ヘ被屬度トノ伺ノ趣ニ候ヘモ、萬一右樣引分候時ハ、鄕盛家別高掛等、双方自然多分ノ割相掛リ、益微弱貧困、却テ引潰相成可申候間、一村タリモ分割不相成樣ニトノ願ヲ云ナリ、石川縣書面中、沿革等調書ノ旨趣ハ、前文揭載シ來タル沿革ノ模樣ヲ摘出シタルモノナレハ今略之、

同年十一月十七日附ヲ以テ、白山社幷麓牛首外十七ヶ村加賀國能美郡ヘ組入、石川縣管轄被仰付旨、翌年二月ニ至リ太政官ヨリ被達、

〔考證〕太政官御達ニ云、

石川縣

白山社幷麓附牛首村始外十七ヶ村、加賀國能美郡ヘ組入、其縣管轄被仰付候事、

壬申十一月十七日　　太政官

又御渡ノ際、太政官ノ手落ニテ、遲延相成候ニ付、不都合ニ候ヘ、𪜈、元ノ日附ニテ御渡相成候口達有之、

同六年癸酉五月廿七日、石川縣廳ヨリ、白山々上三社ノ義ハ、白山比咩神社本社ノ旨、且麓十八ヶ村中ニ在之社ハ、末社ト可心得旨達アリ、

〔考證〕石川縣廳ノ達ニ云、

白山々上三社ノ義ハ、白山比咩神社本社ノ義ニ付、自今所轄申付候條、本社末社幷室堂營(繕)方可致處分候、且麓十八ヶ村同社氏子ニ付、右村々ニ有之社共ハ、末社ト可相心得候、此段神官一同可被相達候事、

明治六年五月廿七日　　石川縣參事桐山純孝

白山比咩神社宮司狩谷竹鞆殿
白山比咩神社權宮司高木有制殿

〔備考〕此時當社ヨリ、左ノ書面ヲ出シ、璧石川縣ノ答書等左ノ如シ、

先頃白山々上ノ社ノ義ニ付、別紙御達ニ相成候、右ハ後鑑ニ可相備品ノ處、御文中本社ノ二字萬一後來疑惑ノ端ニモ可相成哉ト心附申候ニ付、差出申候間、可相成ハ御削除御渡被下度候、以上、

明治六年八月

白山比咩神社權宮司　高木有制
白山比咩神社宮司　狩谷竹鞆

石川縣權令内田政風殿

書面本社ノ二字ニ付、後來疑惑ノ情實有之候ハヽ、證據ヲ以可被申立候事、

明治六年八月廿八日　石川縣

白山々上三社ノ義ニ付、重テ御談ノ趣承知仕候、過日申上候義ハ、餘論ト存、聊實而已陳述仕候段、不都合ノ至恐縮仕候、依テ私存込ノ次第、別紙ニ書添相伺申候間、可然御示教被下度奉願候、以上、

明治六年十月十九日

白山比咩神社權宮司高木有制

石川縣權令內田政風殿

白山々上三社白山比咩神社區別之事

白山比咩神社ノ義ハ、上古ヨリ白山ノ麓ニ鎭座有之、祭神菊理媛神、伊邪那岐命、伊邪那美命ニテ、別白山ノ本社タルヘキ處、釋泰澄修道錬行ノタメ、白山ヲ踏開キ、本地垂迹ノ妄說ヲ以テ、一峯ヲ妙理權現、一峯大名武知、一峯ヲ大山祇ト稱シ候ヨリ、僧徒愚民ヲ欺キ、社壇ヲ設ケ、頂上ヲ本社トナシ、山麓神社ノ遠近位置ヲ量リ、中宮、別宮、三宮名付ケ、神佛ヲ混淆シ、跋扈自由ニ振舞候、コノカタ世ノ擾亂ニ因テ、彌紛淆シ、終ニ曖昧タル淫詞（祠）ヲ以テ、公然本社ノ名稱ヲ犯スニ至レルモノト、舊記ニ據テ被考候、固ヨリ白山比咩神社ハ、同一ニテ、頂上三社ハ白山ニモ比咩神社ニモ關係無之贅物ト被存候間、御取拂ノ義申立度候ヘ𪜈、北陸未開ノ人氣ニ差障可申哉ニ付、社殿其儘被差置、現存ノ銅佛像御取除、比咩神社ノ靈代ヲ鎭成サシメ、本社ノ名稱御削除御座候テ、當社所轄ニ被命候ハヽ、條理相立可申義ト存込、罷在候事、過日被申立ノ趣ニ付、書替ニ相成候別紙御達申候間、受取ノ段御申越可被成候也、

第十月廿五日　　石川縣庶務課

白山比咩神社權宮司高木有制殿

政和云、此時書替ニ成タル辭令見當ラズ、

同七年三月廿三日、白山嶺上ノ神社ハ、白山比咩神社ノ本社ノ旨教部省ヨリ達アリ、

〔考證〕沿革ノ條參照、

同年五月九日、平泉寺村ノ内高二百石ハ、白山比咩神社へ可被付筋ノ旨、教部省ヨリ石川縣へ達アリ、八月二日右ノ趣內務省ヨリ達アリ、

〔考證〕教部省達ニ云、

石川縣

其縣管內白山比咩神社々領ノ義ニ付、今般同社ヨリ伺出候趣有之候處、右ハ先達其縣へモ相達候通、白山嶺上白山神社ハ、同社ノ本社ニ候上ハ、山上社領越前國大野郡平泉寺村ノ内高二百石ハ、即白山比咩神社へ可相附筋ニ付、其旨內務省へモ申入置候條、右ノ次第ヲ以テ其縣ヨリ同省へ可申立、此旨相達候事、

明治七年五月九日　　教部大輔宍戶璣

政和云、此歲五月十八日附、石川縣ヨリ內務省へ上申書、同八月二日附內務卿指令共ニ本社神領ノ條ニ記ス、參考スヘシ、

同年七月十三日、縣官宮司登嶺シ、佛像ヲ下シ、同月三十一日更ニ神鏡ヲ納ム、

〔考證〕石川縣令書面ニ云、

加賀國廿二區
二區區長

白山嶺上三社ハ、白山比咩神社ノ本社ニテ、神靈御鎭座ノ神地ニ候處、中古以來、浮屠者ノ所有ト成、各社佛躰ヲ安置、鰐口梵鐘ノ差置等、戊戌（辰カ）以來ノ公布ニモ相戻、不都合ノ次第ニ候、依テ來ル七月上旬、官員幷神官出張、右佛躰佛器ヲ取除、神寶ヲ相納筈ニ候、就テハ牛首、尾添、其外十六ケ村ノ氏子從來ノ神恩ヲ奉戴シ、佛躰下山ノ節、互ニ運輸ノ勢子可致、尤佛躰安置ノケ所ハ、下山ノ上決定ノ筈ニ候條、此旨相心得、豫テ懇ニ說諭致、各村惣代連印請書取立、本月廿五日限可差出、此旨相達候事、

明治七年六月廿五日　　石川縣令内田政風

白山嶺上三社等ノ佛躰取除候ニ付テハ、兼テ宮司小鹽良景見込ノ次第モ有之、神鏡ヲ納、且三社神靈舊記諸記錄ニ徵シ、別紙ノ通神號決定候條、神鏡ノ裏ニ各神號ヲ鑄込可然、尤モ佛躰取除畢リ、神鏡納方遲延相成候テハ、人情ニモ差障可申、迅速出來方注意可被致、納方ノ都合等ハ、社寺專務可被承合候、此段相達候也、

明治七年六月廿八日　　石川縣庶務課

白山比咩神社權宮司大野木克征殿

大己貴神　　大己貴嶽
白山比咩神　　白山御前
大山祇神　　別宮

右三神々鏡各亘一尺、檜神宮等末社ノ分五寸、
地方區長等ヨリ石川縣ヘ差出タル書面ニ云々、

◎下山佛日錄

一十一面觀音像　一躰
但、白山御前ニ安置有之、銅像目形凡四拾貫目餘、外ニ阿彌陀銅像目形凡七八貫目計、
一阿彌陀如來像　一躰
但、奧院ニ安置有之、銅像目形凡四拾貫目計、
一勢至菩薩像　一躰
但、別山ニ安置有之、銅像目形凡二拾貫目計、
一六道ノ地藏尊　一躰

但、御前ト奥院トノ間安置有之、銅像ナリ、目形凡四十貫目餘、

一泰澄木像　一躰

但、室堂ニ有之、

一阿彌陀佛像　一躰

但、敬松堂ニ有之、銅像目形七八貫目計、

一金佛木佛　二躰

但、檜ノ宿社ニ有之、

一觀音銅像閻浮壇（檀）金ト稱ス、

一地藏銅像　一躰

一十一面觀音木像　同

一阿彌陀木像　同

一役行者陶器像　同

但、檜ノ新宮ニ有之、外ニ小佛像九躰、

一半鐘　參ツ

一鉦鼓　壹ツ

右今般下山佛像等取調候處、如斯御座候也、

明治七年七月

第二區々長　池田正松

同副區長　駒井清八

庶務課御中

白山嶺上等神殿佛堂間數附

一大御前本社　但、寛政年中ノ留記ナリ、　見附七尺　梁壹丈貳尺

但、惣金具滅金打屋根長板葺、

一奥院越南知社　見付七尺　梁九尺九寸

一別山社　見付七尺六寸　梁壹丈貳寸

但、兩社共本社同斷、　雷火後再建無之、即今假殿、見附四尺梁五尺四寸

一高天原社　見付五尺　梁五尺九寸　即今廢社遺趾有之、

但、右同斷、

一六道地藏堂　見附五尺　梁六尺貳寸

但、右同斷、

一御前堂　桁七間　梁弐間半

但、屋根長板葺、

一別山堂　桁六間　梁弐間　即今大破壊、

一檜宿社　見附三尺　梁四尺五寸

一尾添堂

一檜神宮

一同觀音堂

以上

教部省ヘ地方廳ヨリ届左ノ如シ、

白山嶺上諸社引渡方等御届

當縣管內加賀國白山嶺上ノ社ハ、國幣社白山比咩神社ノ本社ニ候間、同神社神官所管奉仕可致、受取方ノ儀ハ、地方官ヘ可申立旨、本年三月神官ヘ御達有之、就テハ右山中都テ古浮屠者ノ所有ト成、嶺上白山本社及左右ノ高峰大己貴嶽別山ノ嶺上三社ハ勿論、山中ノ末社等、各大小重量ノ銅像佛ヲ安置シ、梵鐘等ノ佛器ヲ飾リ、

寶ニ佛地ノ如シ、戊辰以來公布ノ次第モ有之トイヘ氏、千有餘年ノ弊害特ニ麓ナル十八ケ村ノ幽谷ノ頑民、神佛ノ區分モ了解不致、動モスレハ彼是浮說ヲ唱ヘ、不穩俗情モ有之候次第ニ付、無據猶豫罷在處、今度御達ノ都合ヲ以テ、機會ヲ得、縣官神官及該區ノ區戶長等數名派出爲致、山麓字一ノ瀨遙拜所ニ於テ、佛躰下山ノ祭典執行十八ケ村ノ頑民ニ、御趣意ヲ奉戴セシメ、本月十三日邑民七十餘名率ヒ、縣官以下一同登山シ、大小ノ佛躰佛器悉皆下山セシメ、嶺上各社ニ於テ、神官淸祓式執行ノ上、社殿不殘引渡シ、翌十四日、一ノ瀨遙拜所ニ於テ、更ニ祭典執行麓ノ邑民男女數百名群參、御趣旨ヲ奉戴シ、歡樂ヲ究候、且又嶺上三社等ノ神寶ハ、近日神鏡ヲ鑄立、神官等護送可仕筈、下山ノ佛躰ハ、一ノ瀨藥子(師)堂へ取纒、一室ニ封緘致シ、邑民ノ目擊ヲ禁シ置候、尤不取敢處分可致筈ニ候ヘ氏、人情ノ障礙ヲ釀シ候情實有之ニ付、當分此儘差置、追テ處分方御屆可申、此段景況書ヲ以テ御屆申候、以上、

明治七年七月十九日　石川縣令內田政風

教部太輔宍戶璣殿

當社正權宮司ヨリ教部省へ上申書ニ云、

加賀國白山嶺上白山神社ハ、白山比咩神社ノ本社ニ付、自今所管奉仕可致ニ付、右

社受取方、地方官へ可申立旨、本年三月廿三日御達相成、其際申立置候ヘモ、嶺上積雪ニテ、登嶺不行屆、漸ク此節氷解ノ都合ニ相運ヒ、過ル七月十三日縣官立會、檢査ノ上佛像下山、本社等夫々受取、同月三十一日本社始爲神寶神鏡相納、引續社務出張爲置申候、依テ御屆申上候也、

明治七年八月十七日

白山比咩神社權宮司大野木克征

白山比咩神社宮司　小鹽　良景

敎部太輔宍戸璣殿

附言　石川縣ヨリ敎部省ヘ屆書ニ云、

白山下山佛躰等處分方御屆

當縣管內加賀國白山嶺上各社ニ納有之佛躰佛具下山ノ義ハ、旣ニ本年七月景況書ヲ以テ具狀仕置候處、右佛躰ノ義ハ、麓十八ケ村ノ邑民歎願ノ次第モ有之、他所ヘ移シ候テハ、人情ニモ關係致候ニ付、十八ケ村ヘ下渡シ、右村落ノ內、牛首村林西寺ト申眞言宗寺院ヘ爲指預、同寺本堂ヘ安置爲致、且佛具ハ區會所ヘ下附、下山入費償却ノ爲、賣却爲致申候、此段御屆申候、以上、

明治七年十二月八日

縣令代理

石川縣參事桐山純孝

教部太輔宍戸璣殿

追テ、白山中央檜ノ神宮ト申末社ニ納有之佛躰モ、尤前顯ノ寺院ヘ取纒可申筈ニ候ヘ共、先年白山地界爭論ノ末難默止情實有之ニ付、此分ハ山下尾添村ト申村落ニ當分差預置申候、此義モ併セテ具狀仕候、以上、

〔白山記攷證〕

加賀國石川郡味智郷有一名山號白山、其山頂名禪定、住有德大明神、即號正一位白山妙理大菩薩、其本地十一面觀自在菩薩、建立一間一面寶殿安置五尺金銅像、今に存する御前嶺上の神殿なり、白山莊嚴講中錄に、「天福二年七月十三日庚戌、白山禪頂御寶殿造替之」とあり、金子有斐の白山遊覽圖說に、「傳へ道、昔源將軍頼朝始建祠置佛像、係雷火而廢頹焉、後人再脩之、至今遂不廢云々」とあれとも、頼朝の創立するに非ず、其初め彼泰澄か徒など造立して佛像を置きたるなるへし、永正五年の白山禪頂私記に、泰澄の事を畢て、「雪山の頂きには、本地の佛體を自ら模し、三所に

[illegible]

十八世法印義順、治工芝原住藤原家次」と彫刻せり、此文に據れば、總に五十年前に



明治七年十二月八日

縣令代理

石川縣參事桐山純孝

あらはして云々」とも見ゆ、白嶽圖解に「大御前の神祠は九尺に二間、屋根は厚き板にて葺、前に鰐口を掛たり」とあれども、寛政年中の頂上神殿佛閣間數調書には、「大御前本社見付七尺、梁壹丈二尺、惣金具滅金打屋根長板葺」とありて、今も此通りなり、又金銅像は、下文に「南嚴坊勸進、奥州秀衡五尺金銅像奉治鑄之」と見えたれば、五尺の大銅像を置たるは、秀衡の創立なるを、賴朝と誤り傳へたるにや、白嶽圖解に「大御前の本地十一面觀音菩薩の銅像は人の座したる程なり」といへり、明治七年七月、予（森田平次）縣命を奉し、登山して此銅像を下山せしめ、親しく改め見るに、實に人の座したる程の大像にて、惣身金滅金になし、其量目凡四拾貫餘にて背に銘文あり、其の文に云「此薩埵施無畏慈悲于妙理權現之威力、棟梁拾佛法者也久矣、其靈難思其感無量、言其靈則大士應機、無一時不在衆生心想中、言其感則衆生亦無一時不在大士心想中、若百三業相密行人者、無一不蒙感應、依之先是凡六百年間、二化大臣宰官造立尊像而俱燒燬（マヽ）矣、今奉馳專人于永平請云、希鑄立堅固不壞尊影、其所望至誠、予不勝感懷、乃命鍛冶鑄焉、所祈、皇風永扇、國土昇平、佛日增輝、法輪常轉、文政第七歲在甲申季春摩訶吉祥辰、勅特賜天臨高長禪師永平大因敬識、別當玄成院第十八世法印義順、冶工芝原住藤原家次」と彫刻せり、此文に據れば、纔に五十年前に

鑄造せし像なりし故、其由麓の區民に質問するに、そのさき雷火の爲めに破壞す、故に文政年中越前永平寺より改造すといふ、白山遊覽圖說に「凡此地二三十年間雷火必燒之、輙隨脩之、」註に「係越前永平寺脩造」といへり、按するに永平寺の開祖道元和尚、貞應二年宋に入て碧岩集を書寫せし時、白衣の神人來て助筆す、是白山權現なりとの俗傳あるを以て、禪家には殊に白山を信仰す、故に此銅像も永平寺より脩造せしなるへし、

殿、前繫一尺八寸鰐口、依末代聖人ノ請禪頂法皇ノ御願也、又立長一丈錫杖、同請同御願、東有社號兒宮如意輪垂迹也、西有一社、別山本宮也、北並峙高峰、其頂住大明神、號高祖太男知、阿彌陀如來垂迹也、建立一間一面寶殿、安置五尺金銅像、

今に存する大己貴嶽の神祠也、白山莊嚴講中錄に「天文十年辛丑八月十一日、大風吹、禪頂大己貴の御殿吹ころはす、此時三石一本の柳倒る也、同十七年戊申六月十一日、大己貴社頭新立在之、同廿八日假棟上云々」とあり、白山史に「大汝其頂平坦方二十丈許建神祠、其裡構造堅固而素朴也、可謂有太古之風、外繞石垣以固封之、祠前懸小鐘、進香人鳴之、山之僧來而開神祠、祠中安彌陀之像」と見え、圖解には「神祠の作り樣、大御前と同しけれと、此邊絕頂なるか故に、大荒の時は神祠をも吹飜す事あ

るにより、皆石垣を積繞せり、椽の下は高さ三尺斗にて、箱の如く、板にてさくみ、それに石を積て大風にても吹返さぬやうに、至て丈夫に建たり、前に半鐘あり、進香の人、此半鐘を打ては、室堂より平泉寺の僧來て神祠を開く」といへり、維新前はさる事なるへし、寛政年中の嶺上神殿佛閣間數調書に「奥院越南知社見付七尺梁九尺六寸」とありて、今も此通りなり、明治七年七月、予縣命を奉し、登嶺して、佛體下山せしめ、親く改め見るに、銅像の量目四拾貫目許にて、背に願文あり、其の文に云「白山禪定越南知大權現、御本地阿彌陀如來之御尊像、於越前國大野郡靈應山平泉寺奉鑄者也、夫當尊之尋垂迹者、西方極樂國土之教主、窺本者妙覺究竟之境界、實本果圓滿之尊躰也、依之信心族者、惠日照曜而破三業諸塵、運歩輩者、覺月清淨而拂六根諸垢、然則一天泰平、萬邦清康、風雨順時、含生蒙潤、別而信心大施主、現世者武運長久、諸願成辨、當來者、必至安養淨刹、仍諸願之意趣如件、文政五年歲次壬午三月吉辰、大施主南越勝山城主從五位下小笠原相模守源朝臣長貴、別當玄成院第十八世法印義順、松岡住藤兵衛藤原朝臣家次」と彫刻せり、御前の神祠なる銅像とは二年前に鑄造せしかと、僅五十年前の製作にて、冶工も同人なり、是も麓の邑民に質問するに、古銅像はそのさき雷火の爲めに破壞せしを、勝山の藩主より再造ありしとい

へり、

其前立二一丈ノ錫杖一、末代如レ前、繫二一尺八寸鰐口一、願主越前國足羽住證意、香呂一枚、願主如レ前、南ニ去二數十里一有二高山一、其山ノ頂ニ住二大明神一、號二別山大行事一、是大山ノ地神也、聖觀音垂迹也、有二一間一面寶殿一、安二置ス五尺ノ金銅像一、殿前立二錫杖一、末代如レ前、繫二一尺八寸鰐口一、香呂一枚、如レ前證意、

今に存する別山の神祠也、下文に「小白山御體、長瀧寺明房勸進ス、五尺金銅像」と見え、長瀧寺は源平盛衰記に載たる木曾義仲の願書に「美濃馬場長瀧寺」と見え、美濃明細記に「郡上郡長瀧村、天台宗長瀧寺ハ加賀白山社僧之內」とあり、下文に委しく云へし、寛政年中の嶺上神殿佛堂間數調書に「別山社見付七尺六寸梁壹丈二寸」とあれとも、明治七年七月、予縣命を奉て登山せし頃は、其先雷火の爲に破壞し、再建の擧いまた無之とて、假殿にて見付四尺梁五尺五寸、御體も勢至菩薩の銅像其量目凡二十貫目許也、下山の上親しく改め見るといへとも、銘文等もなく、雷火の後假に安置せし像なりと、舊の邑民いへり、

此ノ名二白山ノ三御山ノ御在所一ト、

是所謂嶺上三所權現と稱し、御前大己貴別山の神靈鎭座所にて、下文に「三所權現御寶殿ハ依レ爲二本馬場一奉レ造二替之一處」と見え、源平盛衰記壽永二年五月九日の木曾義仲

願書に、「於三州之馬場、仰感應於三所權現耳云々」と記載し、さて泰澄登嶺の事を擧て、「和尚靈感を仰て、白山の絕頂に攀登り、大權現の神靈を感し、左の峰に登れは、一宰官人にあへり、是妙理大菩薩の神務輔佐の貫首、名をは小白山別山大行事と云、右の嶺に登れは、一の老翁あり、是妙理大菩薩の神務靜謐啓沃輔弼也、名をは大己貴と云、是を白山三所權現と申也」と、元亨釋書に載たる處も同說にて、元より澄の事蹟は例の恠誕なれとも、三峰の神靈を白山三所と稱せし證とするのみ、白山禪頂私記に、「先禪頂の正殿、第二越南地、第三別山大行事小白山權現、已上禪頂の三社也」とて、三所權現の祭神を擧るといへとも、所謂天神七代地神五代なと云俗說に據て附會し、大永神書に載する處も亦同し、日本紀通證に、「白山三所中鎭ハ祭菊理媛、而東西諸冊焉、其所以示入至矣」といへとも非なり、三所神靈は、既に論辯する如く、白山比咩大己貴大山祇の三神にて、比賣神は嶺上の主神なるか故に、此一座は延喜式神名帳にも載られ、上代より官祭に預り、維新復古の際、國幣小社に列せられ、嶺上なる神祠も、其本社たるに依て、白山比咩神社より所官奉仕すべき旨、明治七年三月教部省より更に達相成に付、同年七月縣官神官登嶺して、御前大己貴別山の三祠を初め、末社に至るまて佛體佛像悉く取除け、三祠へは更に神鏡を鑄造し

て、各納て神寶とす、彼泰澄登山以來千有餘年、神佛混淆の處爰に於て佛穢を除かれたり、（中略）

又山頂有池、瀧南池、（奇異白石泉水）傍有堂宇、室一宇、安置三所御體寶社、其下不幾有瀧水、號高瀧、人無通、不計其長幾許萬仭、其瀧非凡處、所計、淨水落下形如白雲聳、赤光屢現疑明王火炎、見之淚不留、无始罪障自滅歟、立其次石室、坂下有一岳、名葉履御峰、上道進葉履、有小社、安多門天、次又有一靈驗寶社、號檜新宮、並速禪師權現、本地是地藏井也、建立人乃美郡輕海鄉松谷住如是房云人奉崇之、後及二百歲矣、練行之輩來集此所、精進勤行於寶社、夏衆勤行同注蓋、始自五月廿日比、終至于八月、彼岸三時懺法自七月十七日同至于廿三日夜半、七ケ日夜程不斷花香燈、不斷法花觀音經大般若經一部奉轉讀、奉供養舍利供一座、曼陀羅供、地藏會廿四日朝勤仕也、寶社二宇、一宇小白山大山御體御座、一宇太男知禪師權現御體、金銅多御坐、

寶社は則檜新宮にて、今も二祠あり、小白山は別山、大山は大御前の御體也、大男知は大己貴にて、其御體といふもの皆佛軀なるへし、白山遊覽圖說に、日神宮山高三里、形勢雖與白山異、其山脈則相通、故係于白山稱之也、絕頂有兩祠、南者爲本祠、北者爲別祠、皆安十一面觀音銅像、本祠像長四寸、別祠像長三尺、土人云、本祠像卽閻浮檀

金也、未知然否」、白山史には、「神祠在林中方丈餘、造構極堅固、爲大雪之不壓覆也、安觀世音、金像長四寸、世所謂閻浮檀金者也、前懸鰐口、北有觀音堂、大小結構亦同、安十一面觀世音金像長三尺、往古此祠祀天照皇大神、故曰日神宮、亦稱日之宮、後安觀世音爲之本尊、爾後卒失所祀神名、噫嬴氏爲呂人不知其初、誠堪嘆」といへれと、天照大神を祀るといふは、日神宮と書なしたるより附會せしものにて、その安置する佛體も往古よりの銅像共紛失したるなとにて、更に兩祠とも觀音の像を納めたるなるへし、白嶽圖解に「檜神宮の本尊は、世にいふ閻浮檀金の佛像長ケ四寸、立像にて、手に未開蓮を持給ふ觀音也、昔飛驒國に賊あり、此像を盜み取りて家に歸り、鞴を設け鑄鎔かすに更に鎔す、鐵槌を以て打ては、其音加賀の白山に響く、賊大きに懼きて、自ら負來て元の如く祠中に安置す」と、予明治七年七月縣命を奉し、此佛像を下山せしめ、親く見るに、其像銅の板金を以て覆をなし、其覆に由來を彫刻す、其文に云「加州白山麓有神宮云、安置觀音之像者久矣、尾添之民傳言、昔從異國來自居此處、像乃閻浮檀金也、先是飛州惡賊欲鎚碎之、而取其金也、乃擊其首、鎚聲大響白山、其賊驚異之、棄其、(マヽ)於見飛州道路崩絕而不通、蓋揚其惡而誡其後賊、佛在世之時有金翁之難示不可造也、此亦有因歟、民得埋秘焉、不知所在者五十年于茲矣、元祿癸酉夏、民

背神宮得聖首於茅間、瞻禮相謂、函之深、或曰出之常拜、民來質之於畫像、畫像曰、大都聖人顯晦、異時而昔欲有化益也、但有不具全體者、豈其大士之心哉、乙亥春、畫像載書于洛陽、又欲治之年復如本也、傷夫像之逢厄、自抽衣資、得治工、專懇(マヽ)摸寫修補、且以銅函藏焉、乃令僕々(マヽ)光、送彼山、大士聖容僕(マヽ)然再其全、於戲我與大士、獲於一時乎、乃告彼鄕民曰、顯晦與全闕、大士之迹也、玆道德大士之本、向後使登山者、拜瞻之、捨其迹而取本、則大士眞容昭晳於叔世、元祿第八仲夏十八日加陽德藩不空子慈門合掌、書洛陽二條旅館」とあり、此文に據れば、元祿六年癸酉祠の修繕の時、屋裏より佛頭の出たるを修補せしものにて、其像の面部に鑄畫の如きヶ所をさして、是則飛驒の盜か槌跡なりと、邑民いひ傳れとゝ、附會の妄誕實に人を欺くの甚しきといふべし、又閻浮檀金は黄金の最上をいふとあれとも、此銅像は今世の唐金にて、黄金佛の類に非す、浮屠者の人を欺くたくみなるへし、(中略)

白山本宮靈龜元年隆他現給、

隆は雖の古體ならん、靈龜元年云云は、元亨釋書に「初泰澄法師棲越前州越智峰、常望白山、彼雪嶺必有靈神、我當登彼乞顯應、靈龜二年夢天女瓔珞嚴身出紫雲中曰云云」「白山禪頂私記には、「靈龜二年に、下白山舟岡の邊り、妙法の石室に入て、觀念誠を

いたし、呪遍劫をつみ、天に仰き地に伏て、靈驗を祈る處に夢中に貴女の白馬に乘て、今の拜殿の前ひら岩の上に立て、和尙にまみえて告て云々」と載たれは此の時の事なるへし、又禪頂私記に「元正天皇御在位養老元年丁巳四月一日戊午の日、また貴女直に形を現し告て曰、吾此安久濤の淵にすみ、此處を中居として、上一人を守り下萬民を守つへし云々」と託宣ありたるよし載たり、白山諸雜事記に、「白山は養老元年、泰澄大師の開基也、當社權現は四月朔日御出現、禪頂は同年六月十八日御出現也、仍て今毎月朔日十八日當社祭禮ある也」といへり、禪頂私記「舟岡山安久濤の淵にては、垂跡貴女の靈體を拜見し、白山禪頂綠の池にては、本地救世の玉體を瞻仰す」なと載たる舟岡山は、今鶴來村の往還脇なる古城跡にて、舟岡の城跡とも白山の城跡とも呼へり、また安久濤淵は白山舊社地の下なる手取川の淵名にて、舊社地は古宮(フルミヤ)と稱し、則安久濤淵の高也、妙法の石室は、白山神主町へ行往來脇に、大石の下に巖窟ありて、大岩に僧形を彫刻す、之を妙法の岩屋と稱し、僧形は泰澄の像なりと云傳へ、俗にかたがり地藏と呼へり、此地は舟岡山の麓にて、大石多く、從前は此石どもに不動或は觀音などの形像を多く彫刻しありしかど、明治五年十月路傍の石佛取除方、縣廳より達せられたるに依て、多くは破壞なしたり、

殊ニ有ㇾ勅命被ㇾ造ㇾ立四十五宇神殿佛閣、

寛正製天神祇王代記に、「養老元年加賀國白山權現立」と見え、白山莊嚴講中鈔に「文明十二年十二月十二日戊午、神殿御社柚取之、養老二年戊午本宮造立」の嘉例と載たれは、本宮の創立は養老二年ならんか、白山禪頂私記に「爰に和尚元正天皇に奏問し、勅を請て、麓には白山垂跡の神殿あらたに甍をならへて建立し、國家の泰平を祈給ふ、利生の掲焉他にこと也、雪山の頂には、本地の佛躰を自ら摸し、三所にあらはして、貴賤歩をはこひて、供養恭敬して、心身の罪業を盡す」なと載たり、是今國幣小社白山比咩神社の草創なり、

被ㇾ奉ㇾ免若干ノ神講田等、鎮護國家ノ壇場ト被ㇾ定置者、嘉祥元年戊辰也、凡公家造替ノ屋々ハ寶殿、拜殿、彼岸所、本宮ノ社ハ、政所、大倉、本所倉、傍官倉、荒御前(本地毘沙門)、糟神、瀧宮(本地不動)、各寶殿三宇、拜殿、同秡殿アリ、禪師宮(本地地藏)、寶殿、拜殿アリ、講堂、劍講堂、西堂、東堂、十一面堂、法花常行堂、新十一面、五堂ハ、馬頭堂、新三昧堂等、御內八堂、鐘樓、武德殿、五重塔、四足門、廻廊等、四十餘宇舍屋內也、委ハ造宮注文ニ在ㇾ之、(中略)

凡本宮ノ王子眷屬ノ社三ヶ國ニ充滿セリ、佐那武(大野ノ庄ニ在ㇾ之)、拜殿講堂アリ、王子五所、白早取(五所宮)、大宮ハ毘沙門、內宮ハ不動、

（中略）佐那武明神は祭神猿田彦の神にて、式内大野湊神社なり、八幡は此地の土地神なり、神明は今の社地邊いにしへ伊勢神宮の神領富永御厨なるに依て祀れり、故に内宮の名ありといへり、然に大野湊神社建長四年社殿燒亡に付、佐那武の社地に迁座す、故に今三社並建たり、又其別社に白山社あり、享保六年五月、兩神宮の書面に「佐那武白山神祠は中古社僧方の鎭守にて、坊跡寺中村に鎭座の處、在家次第に多く成、混穢の恐あるを以て、寛永十九年佐那武の境内に迁座す」とありて、元は寺中村にありし社也、維新前は、社内に本地觀音の古佛を安置し、紺地金泥の法華經の古寫卷軸など納ありたり、是そのさき社僧多く居たりし頃の遺物也、享保十四年の社記に、社司兩家布施、河崎兩氏にて、布施は神明宮の祠官たりしか、長享年中一揆亂に斷絕す、河崎は佐那武の祠官にて今に相續す、神人は山戶氏に數家ありといへども、悉く斷絕せり、社僧は龍宮寺、圓龍寺、普照寺、佐那武寺、正學坊等三十六坊ありといへとも、今悉く廢絕すといへり、今寺中村の隣邑に、普正寺村、無量寺村、二等村、觀音堂村なとあるもの皆其遺跡にて、金澤卯辰眞言宗賢聖坊の由來書に、「往古は宮腰寺中村に在之、佐那武の社僧にて、本尊佐那武觀音と稱し、則觀音堂村中の守本尊之由傳言す」と載たり、此觀音は則佐那武白山の本地佛にて、觀音

堂村に觀音堂の遺跡存せり、往古衆徒多く居たりし事、右等にて知へし、

小白山　小河ニ在之、三ノ宮本地千手、寶殿、彼岸所ハ本尊千手、五間三面、講堂ハ五間二面、本佛大日、鐘樓小社ハ

小禪師、次ニ大行事、

（中略）此社は石川郡三宮村、則今の本宮是也、白山莊嚴講中錄に「正和四年八月、八幡院眞如周防阿闍梨靜照之夢想に云、三ノ宮の大門に仁あり云々、同十二月廿四日夜半薩摩公善承の夢想に云、三宮の右橋を北へ下と云々なと見えたるにて、そのさき社殿の容體想像すへし、今神主町の末より社道の路傍に、彼岸所の遺名あり、是則彼岸所の遺跡也、又神主町の裏に、鐘堂土橋古屋敷なとの遺名ありて、昔は社前より白山村の往還へ直道なりしといへり、又小社の小禪師は、今本社の傍に禪師宮とて小祠あり、廿二社註式に、日吉中七社の内に小禪師を載たれは、日吉ノ小禪師を勸請せしなるへし、按するに、源平盛衰記卷四安元二年涌泉寺鬪諍の段に「君本金劔下白山三宮等の衆徒馳來て同意する」よし見えたれは、そのかみ三ノ宮にも衆徒共多く居たるなるへし、白山莊嚴講中錄に「天文二年十月八幡結緣寺燒亡に付、其暮の修正は、三宮慈尊院にて修行したるよし見え、今社地より辰巳の方なる畑地に、蓮華寺と字するありて、大石の地藏一軀畑中に在し、五輪石なと多く掘

出せり、又此隣邑なる八幡村の地内に、玉泉寺、佛大寺、西方寺なといへる寺跡多くあり、是皆いにしへ衆徒共の居跡なるへし、

八幡宮(本地阿彌陀)、寶殿(釋迦如來)、拜殿、結緣寺(一間四面)、三間二面、禮堂、鐘樓、寶藏、春日社寶殿、拜殿、金劍宮寶殿、拜殿、講堂(大日如來)、寶藏、三重塔、鐘樓、荒御前、紀宮、大行事乙劍、岩本宮寶殿、拜殿、講堂、(五間二面本地大日)、鐘樓、水宮、小社巨多也、(中略)

凡白山本宮入ニ延喜神名帳ニ、(中略)神主ハ寬弘以來上道氏、始ナリ々ノ、神人ハ者守部椋、兩流共ニ虫丸ノ末孫也、長吏ハ藤氏ノ末流院主順次功勞也、

尊卑分脈大系圖に「藤原利仁朝臣八代の孫、富樫介家國の子富樫介信家、爲ニ白山惣長吏ニ」と見え、また富樫の庶流倉光小六郎成資の子家成爲ニ白山本宮長吏ニともあり、されは長吏は富樫氏の末裔にして、世々相承補任せし故に、藤原氏とす、按するに長吏は持統紀に「六年六月勅ニ郡國ノ長吏ニ各禱ニ名山岳瀆ニ」とありて、長官の稱なり、故に中古諸寺院の貫首をは長吏と呼へり、但白山ノ長吏は、そのはしめは神官なりしか、後には坊官の稱とす、三宮古記に「四所貫首次第惣長吏院主大勸進大先達行事夏一」と載たり、是いにしへ坊官の次第也、康永三年二月牒狀の連署にも、「惣長吏權少僧都法眼和尚位、院主權律師法橋上人位、大(勸カ)權進權律師上人位、大先達權律師上人

位、修理別當上人位、上座法眼和尚位、寺主法眼和尚位、都附（マヽ）呢法眼和尚、神主惣行事事大宮司建部朝臣」と連名す、そのさき神官社僧全盛の頃、坊官等の次第此連署にて知るへし、長吏もむかしは白山本宮のみならす、金劔宮、三宮、岩本宮、佐羅別宮の七社に、夫々長吏職を置、其上に七社惣長吏職を補せられ、白山本宮並七社を惣轄せり、白山莊嚴講中錄に「嘉祿二年十二月二日法眼成舜、本宮分長吏職被補、同三年十月十六日白山長吏法眼成舜被補任七社惣長吏職」とある是也、然るに、中古より各社衰微して、坊官にも斷絶し、纔に白山本宮に長吏一名殘りつれども、いにしへよりの流例にて、代々七社惣長吏職に補任し來るといへとも、明治元年神佛混淆御廢止に付、長吏復飾して神官に命せられ、三神氏を稱し神官に列す、往古以來天台宗にて肉食妻帶す、

禪定、御躰本木佛也、禪房聖人其御躰本堂奉居之、根本玉殿岩屋化現御姿刻木奉居、故岩屋名古所云々、（中略）三所權現、御寶殿依爲本馬場奉造替之處、別山小白山、御寶殿越前馬場頻申請之間、近頃被避渡之云々、

下文に白山三所權現奉崇之、禪頂三所御事也ともありて、御前大己貴別山の三祠にて、下文に加賀馬場本馬場也、進退御山諸事、加賀馬場沙汰之也と載たれは、三祠

造替等の事、却て加賀の本宮より處分し來るといへとも、別山は越前國大野郡の境に接し、白山御前より三里も隔たるに依て、越前馬場平泉寺より、頻に請ける故に、彼へ引渡し、平泉寺の所轄となりたるよしなり、大路水經に、別山は先越前大野郡の地也といへとも、此山の別當所を、石徹代と云て、美濃の地成故に美濃の別山と云といへり、是別山は往古越前馬場へ引渡たるに依て、越前大野郡の地に屬すといへるなるへし、明暦元年の爭論以來、平泉寺より白山の三祠をはしめ、都て闔山を久しく所轄せし事の起原も、別山を引渡たるなとより根さしたるならん、

三箇馬場者加賀馬場、越前馬場、美乃馬場、加賀馬場本馬場也、

上文に、雖垂跡加州、天長九年壬子三方、馬場開とあるは、則此三ヶ馬場の事也、源平盛衰記卷廿九に載たる壽永二年五月木曾義仲の願書に、可奉勤仕加賀馬場白山本宮、越前馬場平泉寺、美濃馬場長瀧寺、三十講頭事、右於三州之馬場仰感應於三所權現耳云々」と記載し、又大夫坊覺明か事を擧て、白山三箇之馬場願書をも、此覺明書たりとあり、馬場は上文にいへる如く、道場の意にて、各社の神宮寺なり、中にも加賀馬場は、本宮の神宮寺なるに依て、本馬場と稱し、寺號を白山寺と號す、三宮古記に載たる牒狀案にも、白山寺家政所牒狀とあり、又白山莊嚴講中鈔の本書の裏な

る康永四年九月十二日の觸文に「白山寺莊嚴勸學講所」と記載し、貞和三年十二月三日觸文に「白山寺莊嚴講所」なと載たれは、昔は衆徒相互に白山寺の寺號を稱したるよしなれとも、後には此寺號を稱する事なし、白山長吏とのみ呼へり、是社僧の衰微せし故なるへし、

三馬場參合之時、加賀馬場先達御戸開也、御出進退、諸事沙汰加賀馬場、沙汰也、

上文に「三所權現御寶殿、依爲本馬場奉造替」と見ゆ、天文十三年六月五日、白山惣長吏澄辰への綸旨に「賀州白山禪頂諸堂柚取之事、開闢以來爲山內庄尾添村令存知云々、彌守先規永代不可有相違」ともありて、嶺上三祠の造營をはしめ、山中の諸事都て本宮加賀馬場の所轄なるか故に、白山莊嚴講中錄に「天文廿三年當禪頂煙立登惟之、五月廿八日に、山伏之實乘房永賢、遣見之」なと載たり、天正十二年七月廿八日、惣長吏澄勝への綸旨に「賀州白山禪頂同權現之事、近年依國中錯亂、社頭退轉云々、所被歎思食也、早進都鄙奉加勵再興功者、可爲神妙之旨、天氣所候也」とありて、天文天正の國亂に、本宮白山比咩神社も衰頹し、神宮社僧も零落して、加賀馬場の名も廢絕し、長吏さへ中絕せし程なりし故に、嶺上三祠も社頭退轉に至りしか、明曆元年、加賀藩前田家より嶺上の神祠造替せらるゝに付、古例に任せ、石川郡尾添村

の邑民材木杣取の爲め、工匠と共に登嶺して、造替の擧に及ひし處、牛首島風嵐等越前藩所轄の邑民共彼是造替の事を差支へ、牛首村加藤藤兵衛なる者、巨魁と成、牛首より白山登嶺の新路を開き、嶺上に砲臺を築き、兵器を運送し、數十名の邑民を率ひ、防禦して尾添口よりの登山人を拒み、關山をは我意に任せんとす、其由加賀藩より幕府へ具狀せられ、尾添等の邑民は勿論、本宮の白山比咩神社に於ても、一切山中の諸事手さすましきよし加賀藩より下知せられたるにより、傍觀せし處、夫より嶺上三祠は勿論、山中の諸事、越前大野郡平泉寺の所轄と成たり、其後寛文八年、更に加賀藩前田家より幕府へ具狀し、山中及ひ牛首等の十六村、並に尾添、荒谷の二村幕府領と成、山論の魁首加藤藤兵衛は追放せらる、之に依て彼平泉寺益僥倖を得て、白山關域全く己か所有となし、三祠附屬の神領をも收納し、室堂の賽納、一ノ瀨の湯税等までも寺產とする事二百年、山中及ひ麓十八村の地、越前國大野郡の部內たる如く心得、郡名を私稱すといへとも、公然越前の國內に定めん事を謀り、維新の際足羽縣より大藏省へ具狀す、依て同省より足羽石川兩縣打合、實地檢査なすへき旨達られ、明治五年七月、兩縣の官員派出檢査して、兩縣より地理の模樣具狀ありし處、同年十一月白山社並麓附牛首始十八ケ村共、加賀國能美

郡へ組入、石川縣の所轄に被仰付旨、太政官より御達相成、同七年三月敎部省より、白山嶺上白山神社は、白山比咩神社の本社に付、自今所轄奉仕可致旨神官へ達しあるに付、嶺上の神社引渡方に可取計旨、縣廳へ達られ、之に依て、同年七月縣官神官登嶺して、御前大己貴別山の三祠をはしめ、山中の小祠等に有之佛體佛器を取除、社殿並に室堂等悉く神官へ引渡相成に付、室堂並に一瀨の遙拜所に、神官神人等を置、登山人を處分し、嶺上三祠の祭典は勿論、山中の諸事を惣轄する事三百年前の古に復歸しける、

加賀ノ下山七社、白山、金劍、岩本、三ノ宮此ヲ號ス本宮四社ト、中宮、佐羅、別宮此ヲ號ス中宮三社ト也、惣テ云七社ト、

本宮白山比咩神社以下七社をは、白山七社と稱し、むかしは七社に各神官社僧ありといへとも、七社惣轄の貫首をは、七社惣長吏と號し、補任の綸旨頂戴する例にて、右七社をは惣轄せしか、衰頽の後は、七社惣長吏も名のみにて、屬社の實を失したれと、明治八年諸神社の攝社裔神取調の際、金劍宮以下六社をは、白山比咩神社の攝社となしたり、又或は比叡の廿一社に模擬して、上七社、中七社、下七社の名あり、大永神書に、上七社次第、白山、大己貴、別山、金劔、中宮、佐羅、岩根、中七社、白山、金劔、中

宮、佐羅、岩本、別宮、下七社、白山、不動、荒御前、禪師、三宮、戸宮、火御子」と載たり、白山問答に「上七社は本地、中七社は垂跡、下七社は社内に神祕を祭り、惣て七社と中、中宮、佐羅、別宮、岩根、金劔宮、日御子、下白山、三宮を上中下廿一社に配したる」よしいへり、いにしへ衆徒多く居たりし頃、比叡に模擬して云出たるなるへし、

越前、下山七社號二平泉寺一、白山三所權現奉レ祟之、禪頂三所御事也、

源平盛衰記卷廿九、木曾願書に「越前馬場平泉寺」と載たり、越前誌に「平泉寺は大野郡勝山城の東南にあり、玄成院と號す、養老元年泰澄の開基也、神祠四十八宇、寶殿金堂の佛像皆大師の彫刻也」といへり、今彼地圖を見るに、勝山より一里、其地を平泉寺村と稱す、此地は白山の南麓なり、故に白山禪定私記に「正面の南道をは垂跡、平泉涌出神宮道と號す、又南の馬場麓の宮に坐す、平泉涌出神宮平泉寺是也」とあり、百練抄に「近衞天皇久安三年四月七日、天台僧綱以二越前白山一可レ爲二延暦寺末寺一之由訴申、無二裁許一、五月四日覺宗入滅之後、以二白山一可レ爲二延暦寺末寺一之由被二仰下一」とあるは、則平泉寺の事也、越前の下山なりし故に、越前白山と呼たるなるへし、源平盛衰記卷四に「鳥羽院の御時、平泉寺を以て園城寺へ被附由、其聞え有しに、山門の衆徒騷動して、奏狀を捧て訴申、非據之亂訴也けれは、院宣には歸依不レ淺、遂に以レ非レ爲レ理

所被裁許也とて被仰下ける」とあり、義經記卷七に「平泉寺と申は、山門の末社なり、されは衆徒の規則も山上に劣らす、大衆二百人、政所の勢もひたかぶとにそ夜半はかりに觀音堂に押しかけ」といふ事見え、平家物語卷七壽永二年礪波山合戰の段に、木曾義仲諸社へ神領をよせらる時、「平泉寺へは藤島七郷を寄進す」とあり、又太平記卷廿に、建武五年足利高經、越前に於て爭戰の時、「平泉寺の衆徒助力して、武功を顯しけるに依て、感狀を遣しける、其文に、今度合戰之雌雄併借衆徒合力、憑靈神之擁護之上者、先以藤島庄所附平泉寺也、若得勝運之利者、重可申行恩賞云々」と載たり、此外にも度々武家の援軍をなしたるよし見ゆ、おもふに、本宮の衆徒は、太平記卷十八に、「加賀國劔白山の衆徒、南朝の御方に參り、富樫介か籠たる那多の城を責落して金崎の後攻す」とありて、南朝方をなし、國の守護富樫介も敵對するに、平泉寺は北朝方にて、足利氏の助力をなしけるに依て、武家の賞美に預り、衆徒の威勢ます〳〵強く、始終衰頽せさりしにや、加越鬪諍記に、「一年關東の客僧此山に詣て、當寺の体を詩に綴て、講堂の柱に書付ける、初見平泉秀異鄉、玉樓銀閣二千房、終宵酒宴又歌會、錦上敷花坐燒香」然るに、天正二年四月越前一揆、平泉寺を攻落す、此時兵火に罹り、講堂、拜殿、三所權現、社頭、今宮、若宮、大師堂、大堂、寶塔、常行堂、三ノ宮、

三ノ社、鐘樓、此外末社宮々寺內、院々房々朱欄金台玉殿甍を並べ造營ありしも、片時の煙と成、泰澄大師養老二年に草創せしより、八百餘歲是也、偏に當山衆徒の慾心不義より事起る」といへり、越前誌に、「天正二年五月四日、賊火の爲に一山悉く回祿し、領地もまた織田氏に沒收せらるといへとも、同十一年に至て、顯海僧都廢地に因て、一山を興復し、白山數社を建立し、慶長二年玄成院の住坊及藥師堂を造營す、同十五年、大聖院、延命院、明王坊を建、今は大聖院、圓敎院、花王院、敎林院、千手院、顯海寺の六坊なり、今領する社領二百七十石也」といへり、さて上文にも云る如く、明曆元年白山爭論以來、嶺上三祠をはしめ、山中の室堂等都て己か所有となしける處、維新の際、神佛混淆御廢止に付、別當玄成院復飾して、平泉菜と改稱し、更に白山神社の神官と成しかと、事故ありて、明治五年三月、元本地堂の護摩堂に於て自害し、同年十一月、嶺上白山三祠及ひ麓十八ヶ村加賀國能美郡へ屬られ、白山の諸祠殘らす本宮の所轄と成、嶺上社領平泉寺村高の內二百石の領地も、本宮白山比咩神社へ屬せられたり、

美乃ノ下山長瀧寺七社、石同代ト云社マテ女人ハ參詣スト云々、加賀ハ中宮マテ參詣ス、

土屋義休の大路水經に、「別山の別當所を石礪代と云、濃州の地成に依て、美濃の別

山といふ、此石礪代より南に、美濃へ越る道あり」といへり、美濃明細記に、此地の事を載たりし故に、其地詳ならすといへとも、石礪代といふ地は、美濃國より白山へ登る禪定道にて、別山の麓なりといへり、又中宮は石川郡尾添村の隣邑にて、中宮尾添道より登山するを禪定道の裏口とす、又牛首谷の一瀨より登る道は、越前より登山する禪定道にて、尾添一瀨共に大麓の詰りなるか故に、從前は婦人は尾添一瀨までにて、夫より參詣を禁したれとも、明治五年三月廿七日、神社佛閣の地にて、女人結界の場所、自今被廢止、登山參詣等可爲勝手旨太政官より御達あるにより、今は其麓の邑民は元より、登山人の婦人を携へ同道すともくるしからす、白山遊覽圖說に「美女石の傳話を記載して、至今禁婦女之登山者其由此歟」といへり、

(中略)

白山五院、柏野、中宮ノ末寺、溫泉寺、

溫泉寺五院中の一寺也、此寺は、今江沼郡山代村藥王寺是也、緣起に「神龜二年、行基菩薩錫を越路の雲に飛して、我白山に登り、初て山代の溫泉に浴し、靈泉を感し、溫室の傍に一宇を結ひ、藥師如來及ひ日光月光十二神將の像を彫刻し、之を安置して、溫泉の鎭護とし、靈方山藥師寺と號す、後二百餘年の星霜を經て、無廢する處、長

德年中花山法皇北陸道に臨幸したまひ、當郡吸坂に到て、東山の隈を望給ふに、一片の氣氤氳として鼎に蒸か如し、尋視給ふに此溫泉也、則入浴ましまして、茅舍に假息し給ふ、夢に一老翁來て、法皇に溫泉の來歷を奏す、法皇醫王善逝の告なる事を悟り、精舍を興復經營し給ひ、山代の鄕內一庄を寺產に宛、藥師寺を改て藥王院溫泉寺と號し、法皇隨從の僧妙覺比丘をして爰に住しめ、護國安民を祈しめ給ふ、然るに天文年中、越前の守護朝倉義景、同姓敎景をして、屢隣境を侵さしむ、此時兵火に罹り、佛閣悉く灰燼と成、時の寺務圓藏僅に茅葺を結ひ、幽に法旨を嗣くといへとも、天文の回祿にかゝり、書籍記錄燒亡して、法嗣の次第詳ならず」といへり、今は眞言宗新儀(義)にて、本寺は大聖寺町慈光院とす、則境內に白山社ありて、山代一村の產土神となし來る處、明治元年神佛混淆御廢止に付、社寺の區別を立神勅を止められたり、

極樂寺、小野坂、大聖寺、

(中略)三州志來因槪覽に、「大聖寺は往古白山五院中の一寺にて、其伽藍卽ち此地に在しを以て、後來地名となる、今大聖寺城山の奧に、津葉城と唱る一山あり、津葉は大聖寺城の奧城とか云ものならん、曆應の頃、津葉五郎爰に據たる故に、此城名を

得るか、或云津葉は此地の本名也、而して此山の大聖寺跡に築城せしより、人皆大聖寺城と唱へり」と、北越軍談には、大聖寺津葉を一城とし、織田軍記には、津葉大聖寺各一城とすといへり、又城山に金ヶ丸と云一郭あり此地寺院ありし時の鐘樓跡なりと云、今按するに、太平記十三に「越前と加賀との境大聖寺と云處にて云々」卷十九に「津葉五郎は大聖寺城を責落して」なと見えたれは、地名に呼へるも輓近の事にあらす、さて、大聖寺町市中の產土神山下神明社の別當眞言宗慈光院は、徃昔大聖寺と號し、卽城山の地に居たりしが、城地と成たる比、城下山下へ移轉す、昔は大地にて數坊ありて、惣號を大聖寺と呼べりとそ、明治元年、神佛混淆取調の際、復飾して慈光院の寺號を廢し、神官と成たり、（中略）

中宮八院、護國寺、昌隆寺、松谷寺、蓮花寺、善興寺、長寛寺、涌泉寺、隆明寺、（中略）

三箇寺、

那谷、溫谷、榮谷の三寺をいへり、源平盛衰記卷四、安元二年涌泉寺鬪諍の段に「別宮、佐羅、中宮三社の衆徒、急き下て一になる、岩本、金劔、下白山、三宮、奈谷寺、榮谷寺、宇谷寺、三寺四社の大衆も同意す」と見えたれは、三ヶ寺は白山本宮の末寺なるへし、

那谷寺號岩屋寺、

三ヶ寺の一寺也、今江沼郡那谷村に存す、境内奇石怪巖峙て巖窟中に觀音堂あり、故に自生山岩屋寺と號す、(中略)又那谷の白山社とて、從來神官橋本氏奉仕す、是いにしへ那谷寺の鎭守にて、觀音堂は此社の本地佛なるへし、

温谷、

三ヶ寺の一寺也、源平盛衰記には宇谷寺とあり、今那谷より一里許を隔、宇谷村あり、是其寺地なり、此地にいにしへ有たるにより、地名を以て寺號とし、那谷寺と同しく數宇の佛閣ありて、衆徒多く居たりしかと、天文天正頃の御亂に、兵火に罹り、悉く斷絕して、遺址のみ殘れりといへり、故に其來歷等詳ならす、(中略)

榮谷、

三ヶ寺の一寺也、源平盛衰記に榮谷寺とす、今那谷の隣邑に榮谷村あり、是其寺地にて、いにしへ此地に數宇の佛閣ありしかと、是も諍亂の頃悉く斷絕して、今其寺跡のみ殘れり、但今は邑人の傳記もなく、纔に其遺地を寺の谷と稱するのみ、(中略)太平記卷廿一、天正本に「延元四年足利高經、越前より加賀國富樫介の構たる那谷城に立籠云々」卷十八に、「加賀國劒白山の衆徒等、南方の御方に參り、富樫介か籠たる那多城を責落して、金崎の後攻をせんと企たるよし、後醍醐天皇へ密奏するよ

し」記載す、那谷の地は、三ヶ寺の衆徒共多く居たるにより、其衆徒共の巨魁本宮の衆徒と荷擔して、那谷城も責落したるなるへし、三壺記に、「那谷の寺家二百五十ヶ寺三百ヶ寺にも及ふ、甲冑を帶する衆徒三百餘騎に及へり、國中兵亂の頃は、一方の味方と成たるよし傳言す」とあるも、那谷寺のみの事にあらす、此地の三ヶ寺の衆徒共を云傳へたるなるへし、(下略)

那谷寺と若宮白山神社との關係

上田三平氏報

加賀國江沼郡那谷寺は、沙門泰澄の開基にして、其鎮守を白山社とす、元來寺域に之を祀しこと明にして、其境域は寺域に密接の關係を有す、神佛分離の際、若宮白山神社は村社となり、那谷の氏神となり神職之を奉仕す、然るに若宮白山神社の參道は特に設けられたるものなく、氏子の參拜及び祭禮の際等に於ては、那谷寺の正門より入りて參詣するを常とす、

寺院に於ては、之の通路は觀音の通路にして、神社の參拜路にあらずと主張せし

ことあり、明治維新前に於ては、神主、寺僧、共に祭儀に與かりしを以て、何等の問題なく、且寺院側と神社側と何等扞格する問題なき時は、同一區民の崇敬する處なるを以て、敢て意とするに足らざるも、神社、佛寺共に境内の管理權を主張するに於ては、かゝる神佛分離の處置は考慮の乏しかりしものなり、寺院の鎭守社の神佛分離處分には、往々かゝる例あることは諸國に於て見聞する處なり、那谷寺の例は單に其の一に過ぎず、

平泉寺の神佛分離

武内鐵也氏報

平泉寺の全盛時代元龜天正の頃は、寺領九萬貫九萬石を擁し、四十八社三十六堂、南谿三千六百坊、北谷二千四百坊の堂舍鱗次櫛比し、朱欄金壁山中に相映し、實に空前絶後の盛觀を極めた、一年、關東の客僧當山に來り、此寺の體を題して、一首の詩を講堂の柱に記した、

初見平泉秀異鄕、玉樓銀閣數千坊、終宵酒宴亦歌會、錦上敷花座燒香、

天正二年四月十四日、加越一向宗一揆の兵燹に罹り、一宇も殘らず灰燼に歸し、
天正十一年、顯海僧正によりて再興せられ、中宮三所の假御殿を建立せられた、
同十四年、天嶺の尊體再鑄、社頭造營、大野城主金森五郎八の建立、
同十五年、大師堂建立、
同十七年、假拜殿を、同十九年、今の拜殿を、
同十八年、大乘妙典奉納所を、
文祿四年、愛宕社を、
慶長二年、奥の院三の宮を、
同年、賢聖院の住坊を、
同年、結の神の社を、同藥師堂を、
同年八月、鐘樓堂を、授職灌頂殿(護摩堂)を、鐘は藤原秀衡の寄附、
同年、今宮社を、禪師王子社を、
同八年、大講堂を、秀康卿寄附、
同九年、中宮寶殿を、秀康卿寄附、
同十二年、天嶺の御前堂を、秀康卿の御母公長松殿寄附、

平泉須賀波様



天正二年四月十四日、加越一向宗一揆の兵燹に罹り、一宇も殘らず灰燼に歸し、

同十三年、天嶺越南知の社頭を、大守忠直卿寄附、
寛永十年、現今の本殿建立、
右の如く、境内には本殿、拜殿、攝社八座(今の神社)の外に、講堂、護摩堂、開山堂、鐘樓、玄成院(本坊)等あり、一山六坊、塔中一ヶ寺、末寺三ヶ寺、中宮諸堂社二十一ヶ所、此境内は、東西二十一町、南北九町、白山天嶺には三社と五ヶ所の室堂あり、麓に溫泉事務所あり御朱印は二百石、越前國主より百石、勝山藩主より三十石の寄進あり、白山天嶺の境内十里四方、此内に公儀御林八ヶ所有之、又買附の地高五十一石二斗、境外山林二ヶ所、此高六石三斗の寺領を有して居た、
右の如く、再興の後、三百年を經て明治維新に至り、再び廢寺の止むなきに至つた、
明治四年二月十二日、勝山藩より寄附の三十石廢止の通達があつた、
以剪紙得御意候、然者是迄當藩ゟ白山社に寄附之三拾石、舊臘自朝庭被　仰出之趣茂有之ニ付、當年ゟ御寄附ニ不相成候間、左樣御承知置可被下候、此段可及御通達旨、知事被申付、如此ニ御座候、以上、

二月十二日　　　　小木栁也

平泉須賀波樣

福井國主より百石、御朱印二百石についても別ニ文書はないが同樣の運命に遭つた、同年十二月白山中宮元除地（境內接續地）外山二ヶ所は、從前通り進退すべしとの指令を受けた、

平泉寺村

白山中宮元除地

一高百六石壹斗七升五合三夕

外ニ山貳ヶ所

右者、今般上地被仰出候ニ付て者、相當之代金ヲ以御拂下可相成候處、從來百姓持地ニ相成、往々轉賣致來、今更持地相離候て者、難澁之趣相聞候ニ付、本縣に稟議之上、許可相成候間、從前之通永々進退可致候也、

辛未十二月　勝山縣〔朱印〕

元

同年四月末寺藥師寺の末社稲荷社を本社として神祭すべきやを伺出た、

勝山後町

平泉寺村
玄成院末
別當
明王院

氏神
藥師如來
境内
貳百坪
氏子
貳百六拾軒餘
右藥師堂を小棟造ト相唱へ、社壇造トハ少シ相違也、別當明王院義、寶暦年中火災已後再建無之、
末社
稻荷社　一宇
右之氏子共ゟ神祭願出候ニ付、本寺玄成院に掛合之上、佛體取除ケ、末社稻荷を本社ト相定候ても不苦哉、
明治四年四月

同年五月に至り、麓村百姓惣代より、白山天嶺安置の尊體を下山せさる樣歎願に及んだ、

乍恐以書付奉歎願候

白山麓市之瀨赤岩密谷門前入會百姓一同奉歎願候、私共住居所義ハ、兼而御案内被下置候通、北國第一之嶮岨、高山半覆（腹）ニ渡世仕候者共ニ而、往古白山開闢以前ハ人倫之住居可相成地ニ而ハ無御座候得共、泰澄大師白山を御開き、被爲蒙勅許、三所ニ奉居神躰候而ゟ、諸國信仰之族、多分參詣御座候處、素ゟ嶮岨之山坂、荷物懸ケハ勿論、往返共案内無之而ハ登山難相成、右人足ニ被雇、或ハ山宿席を以、溫泉湯治山中ノ事故、魚類ハ無之、山内獨活（ウド）狗背（ゼンマイ）蕨等之野菜を賣、或ハ白山土産と號、藥草等色々之品を相拵賣、其餘ハ蠶飼山拵等いたし相續仕候處、今般不慮同白山權現下山可致樣相成候而ハ、御廣社之風聞ニ相成、諸國參詣人も無之、麓之谷之者半渡世之道を失ひ、鳥ノ兩翼片方相欠候躰ニ而、相續難相成、誠ニ以歎ケ敷奉存候間、何卒右等之次第、御賢慮を被爲以、縱令白山御峯ニおいて御落付相成候而も、神躰下山之義御免御願被成下度、就而ハ愚昧之心得ゟ恐多願方ニハ御座候共、御承知通、白山ハ靈山之義ニ而、諸參詣人神躰を麁略ニいたし、或ハ山内ニ而死人汚穢

不淨等之義御座候時ハ、大風震雷强雨等之山荒致し候事も間々有之候、然ル處近年ハ御承知之通、打續大凶作ニ而、諸國一般とハ乍申、別而私共住居所を始と而、白山水流加州江懸ケ大凶作ニ而、麓八ケ村ニハ、諸作皆無之亡作、村人一同活計之道無之、一同渴命可及之候、昨年格別之御救助、御手當被下、萬死を逃、漸ク取續候處、去午年ゟ年柄も立直候得共、仕付微力ニ而、秋穫少ク、當年ハ春以來ゟ、十分之作付致し候處、殊ノ外順氣もよろしく、當時之作躰ニ而ハ、先豐熟之見込ニ而被入候へ共、此末江土用中不時之變候ニ相成候而ハ、節角作付いたし候而も無甲斐、唯土用中之御照を氣張入候折柄、不慮內權現奉成下山候趣承、一同當惑仕候、尤是迄前書奉上候通、色々祟り山荒等御座候而も、全ク神佛ニ被爲僉、右樣之御所作御座在間敷候得共、縱往昔白山ニおゐて聊之障り有之時ハ、大風强雨雷震之大變可有之、その義ハ三歲之童子も聞傳江恐怖仕居候事故、一同興を失ひ相歎キ罷在候事ニ而、萬一此末時候之增損天地之變化ニよつて、寒冷風雨之天變御座候時ハ、白山之祟り抔と一大興をふらし、何樣之變事出來申間敷も難計、晝夜心痛罷在候事ニ御座候間、愚昧之了簡を以、右樣之歎願申上候事、實以恐多奉存候得共、不顧恐奉願上候、何卒〳〵前顯之始末、御賢察被成下、在來通之義御聞濟被成下候ハヽ、難有奉存

候、若又是非下山之御趣意被仰出候時ハ、不及是非候得共、何卒當作取入御回迄御日延御猶豫御願達被成下度、此段奉歎願候、以上、

明治四未年五月

白山麓市之瀬門前惣代
源　五　郎
源　兵　衛
平右衛門
赤岩入會惣代
孫右衛門
密谷同
七　藏

此願書を提出したけれども、當時中宮平泉寺は廢止し、佛像等全部を廢棄した際であつたので、白山天嶺の本尊などを顧みるの暇もなく、放任してあつたが、麓牛首村の林西寺が勿體ないとて、嶺より卸し、今も保管して居る、

明治四年、當時の平泉寺本坊賢聖院住職義章は、復飾神勤して、平泉須賀波と稱し妻帯し、寺を廢して神社となし、本坊は勿論、平泉寺白山社に屬する社堂佛像佛具そ

の他の什寶、境内の立木山林田畑等、總べて須賀波の所有物となり、須賀波の意の儘に處分せられた、先づ本殿拜殿鳥居を除く其他の建造物は、悉く破壞せられた、境外の土地立木及び什寶等も賣拂はれた、衆徒六坊末寺三ヶ寺は悉く廢寺とせられた、塔中一ヶ寺は、門前百姓の嘆願に依り漸く廢寺を免れた、即今の顯海寺である、總ての建物は村内の材木商人たる辻元三郎右衛門と小林惣右衛門の二名が、僅かの禮金で貰ひ受け、彼等は其一部分づゝを崩し賣りにしたのであつた、講堂は其當時新築の小學校舍に充用された、

鐘は殊に名高く、音聲は遠く三里の外に響いた、之れには黄金が含まれあるとの口傳があつたので、買主は鑄潰にしたが、其甲斐がなかつたとのことである、開山堂は是れ又前記の材木商人に、勝山札三貫五百匁の禮金で下與したので、此兩人は御像(厨子入)を勝山藩の備荒倉であつた明き倉の中へ移して置いたのである、

須賀波は明治五年四月例祭の日自殺した、

同年七月、須賀波の先代住職義敬が、衆徒の內現存の華王院一字を貰ひ、白山天嶺幷に平泉寺に殘存せる開山堂佛像を引移し、安置して開祖の正意を繼續したいとの歎願書を、足羽縣へ提出したのであつた、その願書は左の如し、

奉歎願口上之覺

一北國白山幷中宮平泉寺之儀者、泰
元正天皇勅、養老元年泰澄大師開基ニ而、開闢以來僧侶住持之舊地ニ候處、先般
神佛混交御制止之依　御趣意、別當玄成院鏡之上、復飾被仰付、更に平泉須賀波
ト相改、神職罷成候得共、抑泰澄草創ニ而、式內之神社トモ違多ク、佛像勸請之靈
場ニ御座候處、矢庭ニ堂塔鐘樓靈佛等沽却仕、廢佛之體、却而　御趣意ニ相戾り
候哉ト、一同深悲歎罷在候得共、其節拙僧儀、宿疾之痼僻(癖)頻ニ差募苦痛罷在、只々
心痛而已相過候中、八月山門爲惣代、寶珠院被差向、樣々談判有之、元勝山縣に願
達仕、御沙汰相待居候所、當四月五日、例祭之日須賀波義不慮ニ落命仕、是全神佛
之內鑑ニも不叶故ニも可有之哉ト、猶以恐懼仕候、誠恐多御願筋ニハ御座候得
共、去秋延曆寺ヨリ願達之趣被聞召譯、去年廢止之衆徒之內、現存之華王院一宇
拙僧に被下置、天嶺幷平泉寺ニ相殘り候堂宇佛像引移し、安置仕、遠養老之
勅願ヲ奉戴し、四海靜謐之御祈願相勤候樣、被　仰付被下置度、左候得ハ、永開祖
之正意も廢絕不仕難有仕合奉存候、何卒以
御仁惠、御聞屆被下置候樣、偏奉伏願候、以上、

第五拾九區大野郡
平泉寺村
元玄成院隠居
義　敬

壬申七月

足　羽　縣
御出張所

須賀波の死亡後は、平泉寺の末寺たりし勝山町神宮寺の住職が、平泉家へ入り、相續して徴と稱へた、先々代義敬の懇願もあり、村人の重立ちしものも希望するので、徴は開山堂の買戻を餘義なくさせられた、其際材木商人に與へた證書は左の通りである、開山堂の建物は未た破壊せられず其儘に在つたから、御像を元の如く安置し、且つ廢佛としたる藥師如來、(講堂)護摩堂にありし不動明王、白山天嶺安置佛の鑄形佛、本地佛十一面觀世音等を此開山堂内へ收容したのである、此れが義敬の願意を襲ふて、明治參拾八年再興許可を得た根本となるのである、

記

去ル辛未年二月開山堂并ニ御像共被下置候ハヽ、御安置御給仕致度趣願出候ニ

付、願之通り聞濟ミ相渡候、依而御禮として、勝山札三貫五百匁相納申度段申出候ニ付、是又聞届納置候、然ル處今般元形ニ致度段申入候處、御承引有之、差戻しに相成候、依之謝禮として勝山札五貫匁進呈致候、以來ハ他方に渡遷致候義決而無之候間、左樣御承知可有之候、尤も例祭の節ハ、無闕參拜有之度候、爲後證書付相渡置申候狀如件、

明治五壬申年九月　　主　平泉　徵㊞

扱人　龍　和仲㊞

辻元三郎右衛門殿

小林　惣右衛門殿

いよ〳〵開山堂だけが元の平泉寺の形見として保存せらるゝ事となつたが、平泉家では、須賀波死し、徵(又の名操)も死し、妻子のみにて神職も勤まらず、家政整はず、而已ならず、寶物類が平泉家の爲めに賣拂はるゝ次第なりしを以て、明治十一年三月村内の重立つもの協議の上、平泉寺白山社の財產にして現存のものを三分し、一

を白山神社へ、一を開山堂へ、其殘りを平泉家へ附屬せしめ、全く分離の實を見るに至つた、其契約證は左の如し、

（印）一錢印紙（印）

爲取替證

一本末社祭奠其外之社用道具幷奉納物寄附品、舊記古證古書物類ハ、社頭附屬無論事、

一從前境内枯痛之諸木下草拂代、須賀波殿復飾後、不用之什物沽却之代價速ニ積立金之內、

白山社に三百圓
開山堂に貳百五拾圓 合金五百五拾圓、祠堂ニ相備置、殘金之分、其上先般御拂下相成候開墾數ケ所之耕地共、平泉家相續之資料ニ相渡候事、

一逓減錄之内、配當錄（祿）之分、前條相續資本有之上者、不殘社用積金之內に加金可致事、

但、平泉家に御差下相成候ハヽ、其儘積金取扱方に速ニ相渡可申事、

一官林支配者、社附屬ト定、下草代米者神職之給分ニ見込之事、

附、社用御用他行之失費、自分賄之筈、若此後官林御引揚相成候ハヽ、給料者其節之協議を以可被極事、

一元玄成院什物之諸品者、社用幷開山堂附屬之外者、不殘平泉家に附渡候事、
　但、別紙振分記帳双方ニ致所持候事、
一本社頭拜殿ヲ始、瑣細之攝社末社之營繕、境內道路破損掃除、樹木之手入、例祭禮之諸失脚者、祠堂備金三百圓、其餘社納金取扱方ゟ一切仕拂可申事、
　但、神官氏子立會遂勘定、不足有之共、神職にハ醵金等懸間敷事、
一臨時祭禮不時之開扉等、催主有之者、神官氏子協議之上、興行候共、入費損益筋積金方關係無之事、
一神前捧物莊嚴向神職受持之上者、諸賽物者共失費、手數之方に受納之事、
　附、器具新調之代價ハ、社用ニ相立可申事、
一開山堂大師像始、堂內現在之　佛體佛具佛畫佛經佛書籍等、村方に引受、追而平泉宅地南西隅に引移シ、其敷地者平泉家ゟ永寄附之事、
　但、祠堂金貳百五拾兩ヲ以、向後堂宇營繕一切之入費仕拂、決而平泉家に合力賴間敷事、
一平泉宅地內之神庫敷地、爲年貢米五升宛、年々社費拂ニ相立候事、
　但、用事之節出納共、神官氏子立會、開閉可致、且又年貢不足無之候ハヽ、取拂等

之儀決而申間敷事、

一平泉家戸主者勿論、家族ニても、神官相應之仁有之上者、差除他ゟ招請之所存於村方曾而無之事、

但、於平泉家も、隨意之辭職申出間敷事、

凡拾壹ヶ條

右者明治十年七月五日、內務省甲十三號を以、神社附屬之什器古書物類御改、御布達ニ付、舊神官家氏子惣代遂協議、檢分候上者、向後毛頭違論無之筈候得共、猶爲後念、印紙貼用双方連印爲取替換證仍如件、

明治十一年寅三月

平泉寺村白山社

舊神官平泉操

平泉　はま㊞

右後見人

原　藤右衛門㊞

右親類

龍　和仲（黑印）

同

坂本仙右衞門（黑印）

右氏子惣代

梅田治右衞門（黑印）

大村　八兵衞（黑印）

柳町　助太郎（黑印）

中村　長兵衞（黑印）

武内　鐵五郎（黑印）

中村　九兵衞（黑印）

牧野　平治郞（黑印）

開山堂の買戻はしたが、神職が給仕する譯にゆかず、又神社の境内に佛堂を殘存せしめ置くこともできぬので、顯海寺の東方の高台、元の本坊離れ座敷の位置が、平泉家の所有に移つてあるけれども、元寺地であつたことは明かであるから、平泉家より寄附の名を以て返還せしむる事とし、明治十二年此處に移築し、爾來開山堂は顯

海寺をして給仕せしめて居る、

敷地寄附證書左の如し、

證

一宅地　　居屋鋪坤隅天神堂跡ト唱候分不殘、

此代金

東、石垣根通り、

南、白山社境内、

西、緣顯海寺墓地同寺境內井柳町助太郞草地境、

北、石垣外根通西に見通し、

右平泉寺開山泰澄大師堂場所替ニ付、爲鋪地永致寄附候處實正也、尤右境內當家亡靈埋葬致候定ニ候、然ル上者、向後地租課役、於其許相勤可被申候、爲其寄附證書仍而如件、

明治十一年三月　　平泉　はま㊞

後見人

原　藤右ヱ門㊞

右親類
龍　和仲　(黒印)
同
坂本仙右衞門　(黒印)

開山堂給仕
顯海寺住職
野村智傳殿

追而雪消之上、地坪相改、地代金割符致本證引替可申事、

開山大師堂に附屬せしめた佛堂佛具佛像等は、一の堂宇たるに過ぎず、人格を有せざるを以て、明治三十八年三月十四日、福井縣知事の許可を得て、平泉寺を再興した大正元年平泉寺區共有の山林中六百六十七町餘歩の寄附を受け、永續資本爲めに確立し、寺の境內として二千三百二十二坪を買收し、之れへ本堂幷に庫裡を建築すべく計劃して居る、

平泉寺區共有山林千八百餘町步の內、平泉寺へ寄附六百六十七町步、平泉寺村へ八百町步、白山神社へ三百三十八町步を寄附し、以て平泉寺區は部落有財產の統一

整理を行ひ、神社は昇格して縣社となつた、依て今後は社寺共に兩立維持することができよう、

長瀧寺神佛分離事件

市村眞盛氏稿

一

長瀧寺ハ、泰澄大師ノ開基ニシテ、寛保三年マデ、加州白山ノ別當職ヲ勤ム、昔養老七年、元正天皇一刀三禮敕作ノ十一面觀音、聖觀音、阿彌陀如來、御丈二尺五寸ノ三尊ヲ當社ニ納メ、白山中宮ノ間ニ、本地ノ二字ヲ加ヘ、美濃之馬場白山本地中宮長瀧寺ト宣旨ヲ賜ハリ、淳和天皇天長五年、法相宗ノ流儀ヲ天台宗ニ改メ、滿山衆徒三百六十坊、大谷六院ニ分チ、上保一圓ノ地ヲ與ヘ、寛治八年、飛州燒野ノ地ヲ寄附シ、建長七年、河上庄ヲ賜ハリ、承久二年、和田川以北前谷以南ノ地ヲ加ヘ、濃飛兩國ニテ、一萬三千石ノ地ヲ領シ、濃州第一ト稱スル權威アル巨刹タリシニ、榮枯盛衰ハ免カル能ハズ、足利氏ノ末織田豐臣ノ時代、悉ク寺祿ヲ褫ハレ、加ノミナラズ、其ノ頃本願念佛門

ノ教ハ、遠近ニ弘通シ、末寺ハ漸次轉宗シテ、寺運日日ニ衰退シ、衆徒ハ各地ニ離散シ、爾來地頭ノ保護ト篤志者ノ援助ニ依リ、漸ク舊觀ヲ維持シ來リシニ、皇政維新ト云フ前古未曾有ノ盛時ニ遭遇シタレドモ、明治元年三月、神佛ノ混淆ヲ禁ジ、社僧別當停止ノ御布令ニヨリ、社僧ハ還俗スベキ旨領主ヨリ達セラレ、當山ノ如キハ、一方ナラズ驚愕セリ、併シナガラ衆徒十三ケ坊滅罪寺院一院神主一家ニシテ、殘存ノ衆徒餘勢侮リ難クアリケル、而ルニ、神主ハ御布令ノ趣旨ヲ體トシ、氏子ノモノヲバ、利ヲ以テ誘致シ、家來ヲ使トシテ、石徹白社家上杉某ヲ依頼シ、吉田家ニ請ヒ、後援ヲ仰ギ、增威力ヲ逞クセントスルモ、衆徒タルモノ、如何デカ之レヲ諾スベキ、出デヽ領主ニ伺ヒタルニ、社僧ヲ廢止サレタル上ハ、還俗スベキモノデアルト、頗公平ヲ缺キタル役人ノ答ニ、滿足スル能ハズ、因テ本山ニ走リ尋ヌレバ、從來ノ如ク社僧トシテ、神社ニ勤仕スルヲ停止セラレタルモノニコレアリ、決シテ僧侶ヲ廢止相成リタルモノニ非ラザルヲ以テ、將來一層法務ヲ努力スベキ方然ルベシト、談示セラレ、其ノ意ヲ了解シテ歸リ、平泉寺或ハ南宮寺院ニ赴キテハ、意見ヲ叩キ、又本郡岩本院ニ計ル、斯ニ於テ、越應ト申ス僧來リ、一歩ヲ進メテ、白山三社ノ本地十一面觀音、聖觀音、阿彌陀如來ニシテ、向拜ニハ上品上生中品中生下品下生ノ額ヲ懸ケ、拜殿ノ莊嚴殆ド佛式

ナルヲ以テ、即チ觀音大士堂ナリト申シ立テ、領主ヘ願書ヲ提出セントシ、或ハ神主ヲ本山ニ呼ビ出シ、僧侶タルベキ旨ヲ申シ渡シ相成候樣、書面ヲ認メ、間屋ニ托シアル所ヲ、神主ニ盜ミ視ラルヽ等ノ不首尾ヲ招キ、種々混亂ヲ生ジタルノミニテ、他ニ見ル如キ廢佛毀釋ノ騷擾ハナカリシモ、相應ナル入組ヲ重ネタル後、郡內有力者ノ挨拶ニテ、神佛關係ノ神體佛像器具等殘ラズ相互ニ差出シ、受ケ渡シスルコトニ定メ、中ノ社頭東西兩社頭拜殿ヲ白山神社トシ、神主之レヲ主宰シ、衆徒各坊ハ大講堂ヲ本堂ト稱シテ、長瀧寺一山トナル、

二

神社ニ附屬スル建物

中之社頭　五間半 八間　一棟

沿革、養老元年泰澄大師ノ創立ニシテ、彥火々出見尊ノ一社ナリ、同六年泰澄大師神告ニヨリ、伊弉諾伊弉冊尊ヲ合祀シ、本地十一面觀音彩色ノ立像ヲ三尺ニ彫刻シ、同七年元正天皇一刀三禮ニテ敕作ノ十一面觀音ヲ納メ賜フ、社頭ハ文永八年灰燼シ、正應三年再建セリ、當時ノ社頭ハ、寛政八年改築ニテ、明治三十二年四月十日燒失セリ、

東之社頭　三間半四間　一棟

沿革、祭神天忍穂耳尊本地聖觀音、中ノ社頭ノ如シ、

西之社頭　三間半四間　一棟

沿革、祭神大己貴尊本地阿彌陀如來、中ノ社頭ノ如シ、

拜殿　八間半十四間　一棟

沿革、建築年月未詳、文永八年燒失シ、其後再建セリ、天正八年改築ノ建造物ナリシモ、明治三十二年四月十日燒失セリ、

大將軍　一間四面　一棟

沿革、祭神伴安麻呂ト申シ傳フ、往古ノコトハ詳ナラズ、天正三年造立ニシテ、元和五年ノ改築ナリ、同燒失ス、

若宮社　一間四面　一棟

沿革、祭神祖ニシテ佐補大納言ナリト云フ、大將軍ニ同ジ、燒失ス、

御鍬社　一間四面　一棟

沿革、祭神天照皇大神宮、由緒記スルニ及バズ、燒失、

竈社　一間四面　一棟

沿革、
以上八點、
寺院附屬ノ建物
大講堂（十八間十四間）一棟
本尊大日如來、釋迦如來、阿彌陀如來、四天王、慶譽定辨定盛ノ彫刻ナリ、
沿革、往古ノ建物ハ五間四面ニシテ、如何ナル佛天ヲ安置シタルモノナルカ、更ニ詳ラカナラズ、法花八講或ハ灌頂ヲ勤修セリ、文永八年灰燼シ、應長元年ノ再建ニシテ、後青山侯ノ盡力ニテ、文化十五年ノ改造、明治三十二年四月十日燒失セリ、
古經藏（三間二間）一棟
本尊釋迦文殊普賢四天王ヲ安置ス、春日佛師ノ作ト申シ傳フレドモ、運慶ノ作ナラン、
沿革、往古ハ輪造ニテ、一切經ヲ納メラル、文永八年灰燼シ、其後慶長十五年、遠藤慶隆ノ建立ナリ、明治八九年ノ頃、山内阿名院ノ物置ニ移轉セリ、社地ニ在リタリ、
廊下（長九間巾九尺）一棟
拜殿ヨリ大講堂ニ通フ曲尺形ノ所壹棟、

沿革、往古ノ建物ハ詳ナラズ、其ノ後、慶長十年遠藤慶隆ノ建立ニシテ、文化十五年改造ナリ、明治三十二年四月十日灰燼ス、社地ニ在リタリ、

鐘樓　三間四間　一棟

沿革、梵鐘ハ藤原秀衡ノ寄進ト申シ傳ヘ、樓堂ハ文永七年眞洞廓公記室禪師ノ大願ニテ、攝津多田ノ住人藤原氏施主云々、文永八年灰燼、其ノ後再建シ、又天保六年改造セリ、明治三十二年四月十日燒失ス、社地ニ在リタリ、

藥師堂　三間四面　一棟

沿革詳ナラズ、藥師如來ヲ安置ス、諸寶物ヲ納メ、一切經ヲ藏ス、明治三十二年四月十日燒失ス、

辨天堂　一間四面　一棟

沿革、辨財天ヲ安置ス、往古ノ建立ハ詳ナラズ、慶長十九年造立シ、後又改築セリ、明治三十二年四月十日燒失ス、

金剛童子本殿　九尺四面　一棟

沿革、金剛童子ヲ安置ス、往古ノコトハ詳ナラズ、正應三年建立、次ハ應仁二年、天文六年改築ニシテ、現在ノ建物ハ慶長二年ノ改造ナリ、

同拜殿　三間二間　一棟

沿革、往古ノコトハ詳ナラズ、慶長年中ノ建築ナリ、

以上八點、

兒子御前社　四尺四面　一棟

沿革、泰澄大師、天照皇大神宮稚兒ノ尊形ヲ拜シ、木像ヲ彫刻シ祀リタル社ニシテ、明應三年再建、其ノ他詳ナラズ、寺院地ニアリタルモ神社ニ附ス、明治三十二年四月十日燒失、

三

白山三社ノ本地佛、元正天皇一刀三禮ノ敕作、幷ニ泰澄大師作十一面觀音、聖觀音、阿彌陀如來ハ、古來祕佛トシテ、安置シアルヲ以テ、神主ヨリ受渡シヲ終リタルコトヽシ、此儘ニ差置レタシトノ希望ニ依リ、立會者協議ノ上、社內ニ殘シ置キ、其ノ餘ハ悉ク引キ渡スコトニ定メ、御前立十一面觀音、聖觀音木金二體、拜殿內安置ノ泰澄大師自作ノ像、鬼子母神、不動尊二軀、十六善神一幅受渡ヲナシ、之レニテ一段落ヲ告ゲタルニ、其ノ後神主ハ隱シ置キタル金佛、及ビ金屬佛具類ヲ社內ヨリ盜ミ取リ、越前國大野郡戸目村ノ某ニ賣却セシコト發覺シ、之レガ大紛擾ヲ惹起スルニ至リ、或ル

仲裁者盡力ニテ追々買ヒ戻シ、寺院ニ交付スルコトヽシ、同時ニ社頭ノ鑰ハ氏子ニ引渡シ、立會入社スルコトヽナリ、落着セリ、本地垂跡ノ古畫軸一幅ハ、後ヨリ一山ニ渡サルベキコトニ相成リ居リタルモ、其ノ儘ナリ、今尚社內ニ現在セリ、同時ニ一山ヨリハ、稚兒ノ御前神體社頭ト共ニ、神主ニ引渡セリ、

四

鐵釣燈爐　一

銘奉寄進金燈爐諸願成就滿(足)息也

白山長瀧寺尾張國犬山住人水野勘左衛門

天延十五年　云々

年號中延ノ字不分明ニ付、發表ヲ見合ス、

神供鉢　參器　圓形外部蓮花彫刻

銘

延文二年八月願主蓮阿彌、　高サ五寸七分、徑一尺一寸五分、

元亨(亨)三年十一月日　高サ五寸、徑一尺一寸五分、

奉施入白山權現御鉢一前　支永敬白、

正和三年甲寅十一月日　高サ四寸五分、徑一尺一寸、

白山中宮寶殿御鉢壺具　伴支長、

經筥　一個

銘　奉施入　大乘經壹部、

白山別山社御寶前　弘安二年八月日　願主寂入、

以上社內ニ殘存ス、

佛經典寫經若干

神輿用眞鍮花蔓(鬘)十二枚　旗十二枚

護摩壇及器具共

三社ノ額　上品上生　中品上生(マヽ)　下品中生(マヽ)　正安三年六月十三日　阿闍梨祐辨再修、

庭燈爐　一基　一丈一尺　正安四年七月日、

寶篋印塔　一　天保四年建立　高二丈餘　豪潮願人、

鰐口　二個　永享年中ノモノナリ、

釣燈爐　二個

以上神社ヨリ寺院ニ移轉ス、

五

往古ノコト詳ナラズ、僧(綱)剛大概權大僧都以下ノ補任アリ、鎌倉足利時代ノ中頃マデハ、法華八講灌頂ヲモ勤修シタリ、

一山ノ座次、　參考、

應長元年七月四日上棟大講堂棟札ノ寫

院主唯性大德　　學頭權律師慶讃

大勸進法橋榮誠　　小勸進貞家大誠

惣在廳阿闍梨光圓　　并滿山衆徒

以上五人ヲ除クノ外、先若輩、若輩ノ二ツナリ、

學頭ニテ他ヨリ入リシモノ、

園城寺南院善乘坊學頭ニ至德元年六月十日ニ始メテ下向、本寺南院上生坊當寺請下、應永五年六月十八日下着學頭重泉權律師トアリ、

寶曆ノ頃マデハ、五人ノ老僧アリテ、一山ノ統一嚴正ナリシモ、爾來寺運ト共ニ衰退セシモノナランカ、維新ノ際ニハ、院主、學頭、中老、先若輩、若輩等ノ如シ、

院主權大僧都性純　學頭權大僧都光營
中老　光映　先若輩　賢盛　道融
若輩　榮瑞　良秀　良善

六

本社内事務ハ神主ニテ處理ス、但大晦日ニ祀(祝)詞ヲ奉ジ、或ハ遷宮式ニ於ケル社内ノ準備等ノ如ク、院主ハ當山ノ最高權威者ニシテ、神主ハ本社拜殿共常ニ院主ノ指揮ノ下ニ進退セリ、

往古ノ儀式ハ嚴正ナリシモ、更ニ明ラカナラズ、中興改正サレシ祭禮行事ハ維新ノ際マデ行ハレタリ、

七

正月六日祭

社掌之レヲ主ドリ、氏子祭能ヲ修ス、當日ハ區内一般紙ヲ以テ花ヲ造リ、販賣ス、估(價カ)ノ騰落ニヨリ、地方人絲估(價カ)ノ前兆ヲ知レルト信ズ、

五月五日

方今ハ例祭トシテ行ハレ、當日奉幣使參着、古來ノ如ク神輿渡御アリ、維新以后(後)ハ

能舞ハ除カレタリ、

神輿入殿ノ際ニ、御ハントテ、三個ノ佛式用ナル神供鉢ヲ用ヒテ、神饌ヲ供スルコト、古例ノ如シ、

八

古文章若干通ト、莊嚴講引附帳十餘冊、其他寺院ニ領收セリ、

九

社僧ハ天台宗比叡山延暦寺末徒ニシテ、當時本寺トテハナク、所謂長瀧寺ハ一山ノ總稱ナリ、

社僧ハ傍ラ農事ヲ營ミ、寺坊ヲ維持シ、社僧ハ一切ノ神事祭禮ヲ行ヒ、神主ハ萬端院主ノ差圖ヲ請ク、尙山門ニテ、官位補任ノ諸願、其他ノ場合、必ズ院主又ハ年行事ノ添書ヲ要セリ、神佛分離ノ際ニ於ケル社僧ハ、恰モ木ニ離レタル山猿ノ如キ狀態ニテアリキ、

一〇

靑山侯ノ家老、小出、朝比奈、鈴木、關山、佐治、下津、岐田等ニテ、郡代高木平太夫、南波丈左衞門、大場作大夫アリ、分離ニ關スル事務ハ、郡代ニテ取扱ヒ、當時一般ノ風習ニテ、神

官ニ利ニシテ、僧侶ニ害アリシト云フ、

一一

千有餘年間、本地垂跡說ニテ信仰シ來リシ遠近ノ神社崇拜者ノ參詣尠クナリシハ、加州白山ノ本地佛撤退ト、交通不便ト、西洋文明ノ輸入ニテ科學ノ發達トニヨルモノカ、敬神思想昔日感ナキ能ハズ、

一二

政府ガ神佛ノ混淆ヲ解キシハ、全ク佛敎ヲ廢滅セント計リタルモノニテ、當時民心ノ激昂ニ會ヒ、其ノ方針ヲ一變シタルモノナラント思ハルヽ點ナキニアラズ、比叡山ニ正行坊右泉信女等ヲ、橫井平四郞等數名ガ訪問シ、還俗仕官ヲ奬メタル例ニ考フレバ、

一三

當山ハ殘餘ノ僧徒、神主ノ八九倍モアリシヲ以テ、近キ越前國大野郡石徹白中居社ニ於ケル如キ、佛像經論等ヲ燒毀セシ如キ、過激ナル事變ヲ見ルニ至ラズ、無住寺院各三ケ坊ヅヽ、社寺ニ割當シ、境內ヲ二分シ僧侶ニテ還俗セシモノ一口モナシ、

(大正十年三月日、岐阜縣郡上郡北濃村長瀧、白山長瀧寺寶幢坊市村眞盛稿)

石徹白村神佛分離書類

明治二年己巳九十月之内
御本山に願書并願中之日記
上村五郎左衛門
須甲磯右衛門

于時明治元年戊辰五六月頃ゟ、社人之者、神葬祭たるべき旨、御布告有之候處、亦權現御廢止、神佛混淆判然之御趣意、兩端之御布告を、當地之頑者共、素より惡逆之徒ゆへ、廢佛毀釋と己レカ得手ニ取勝チ、大キニ心得違、明治二年己巳四月廿七日、晩方御宮之前の河原へ、御社内の佛像殘り少ニ燒捨、打研（碎カ）候故、一同仰天歎悲ミ、例年晦日之祭例ニ、參詣いさし、燒跡の佛像の御手やら、御光やら、燒け殘りを拾ひ持來る人もあり、又參詣ゟ歸り左（さ）ニ、磯右衛門（五郎左衛門 彦左衛門）宅へ、兩三人者共寄集り、歎き悲ミ大形不成口惜次第と思ひ候へ共、仕方なし、然ル處須甲磯右衛門家ニハ、重代之寶物白山御本書大鏡の卷を以て、當六月頃ゟ、郡上安養寺樣へ、（彦左衛門を使として）御覽ニ入レ、御賴ミ申候處、御院主樣、右譯合得と御聞被成、

右譯合御腹入、夫ゟ懇ニ御苦勞被成下候也、然處甚五右衛門、九郎助、夫々の衆中ゟ噺
候得ハ、何れも殘念口惜き所業かなとありて、其後甚五右衛門宅へ集り候連中ニハ、
最初議右衛門、彥左衛門、小右衛門、五郎左衛門、九郎助、三右衛門、與左衛門都而八人也、
夫ゟ追々と人增シ、段々右連中決誓斷然身命材(財)ヲ抛チ出訴、此故ハ、御本山へ御願ひ
申上候故、如何とも相可成与相談事候得ハ、何れも覺悟を疑と定メ候樣子ニ相見へ、
御本山へ願出て候へハ、入費相談と成候處、御上へ御引上ケの殘り貳分金計ニ而拾
貳三兩ハ出來、後ゟ金子調達して、追々ニ御本山へ願出る手筈を定メ、右金子を以て
五郎左衛門、彥左衛門連レ、明治二巳ノ八月廿九日出立仕候、其夜ハ鈑村大一郎右衛門ニ一宿、
其翌日德永村ニ而、重郎兵衛と喜左衛門ニ出合、互ニ挨拶いたし、樣子を能く詠め候
得者、喜左衛門、重郎兵衛面色惡しく、重郎兵衛衣裳の風躰ハ、こもんの半襦シメめに
股引脚半腰物大小手挾、同喜左も割羽織大小半脚(脚半)付之松皮色のいら袴ニて、御前た
ちハどこへ行と尋ける、手前共申けるは、神葬祭提む事不得心ゆへ、依而御本山ゟ御
願ひ申て見る積りニ而、出掛候と言へハ、喜左、重郎申けるハ、それハ此間其事の譯ケ
聞たさに、安養寺から京都へ飛脚か行ましたで、其飛脚に、ともしらも金貳兩遣金ニや
りましたと申ける、手前共ふゝと申居候へハ、御前達ハ町のおれ等が宿へ寄て貰ひ

たびと申、何時頃ニ御かへりじや、彦右衛門(左カ下同ジ)被申けるも、おれ等ハ此願か叶ふ迄ハ、死んでも返らぬ、どこ／＼迄も願ふと被申ければ、重郎も喜左(九右衛門)も羽織をんてんの緣までびり／＼震ふと見ニけり、夫ゟ別ける、阿部ほきにて常成ニ今(八幡うかへるのに)、小瀬子村ニて丹右衛門に相ふ、丹右衛門もどこに行のじやと問イければ、彦右衛門被申けるも、我等も神葬祭ニハ得ならぬで、どこ／＼迄も命のあらふずる内ハ、願ひふと思ふといへバ、丹右衛門も笑て申けるは、今の御趣旨では被殺るあぶなけはないげなでゑゝひいといふて別ける、夫ゟ急々ニ、程なく安養寺様へ着く致候所、御院主様も仲様も御二タ方ながら御在京と承り、御留主の御寺へ行キ、御庫裏の庭ニ跪キ、御役僧(照山法師の事)ニ、高山御坊御輪番眞行寺様より、御本山へ御願之添狀を頂戴致候趣意を申上候へハ、御役僧被申候も、只今も淨圓寺様ハ長敎寺へ何やらかやら相談事御出て、留守之由を被申ける上、私共申様は、遠方へ出懸故、片時も早く先へ急キ候へ共、淨圓寺様ニも屑(篤カ)と御諭ニも預り度候得共、御留守なれバ、是非もなくと申候へハ、照山様被仰候ハ、何分ニも今晩ハ爰ニ泊りて、先ツ長敎寺へ行て、淨圓寺様とも長敎寺様とも得と咄て御出掛ゥ宜しかららふと御申被下、辱なふ御座ります、其夜御坊(安養寺ノ事)ニ一宿、御世話ニ預り、其日之内ニ、長敎寺に参り、淨圓寺様長敎寺様ニも能々御相談ニあつかり、又御坊へ歸り、

其夜淨圓寺樣ニも、段々大鏡又ハ垂跡由來傳記等之御咄申候得共、淨圓寺樣も千變萬化と御噺被下候得共、何申も朝廷御沙汰故、御咄も不決せ、其翌日御院主樣之方へ、淨圓寺樣より御手紙を御遣り被下、御貰ひ申して出懸ました所か、遣惡キ貳分金御坊之臺所主シ平助殿を賴樣ニと、三兩替て貰、今壹兩ハ米札と替へ候處、下へハ米札ハ通用不致、米札壹兩無是非新町の越前ニて澁程賴ミて、當日五〆六百文ニ最負分ニ替貰い、夫ゟ本町之越前屋(やど)へ御寄被下と、德永ニて、神葬共が憑ミ候故立寄候得共、越前屋(郡上八幡やどや)ニハ、治左と長左と出向、御前樣達ハどこへ御出被成ますと申候、手前共ハ御本山へ出ル積りじやと申候得ハ、治左も長左も御本山切りかなあゝと答へける、又御本山切りかなと繰返し尋ける故、あゝと又答へて別ける、夫ゟ御坊へ歸り、下へ出懸ける、二日の晩、嵯峨坂宿り、其節宿錢ハ金札三朱から、辨當を持てハ三朱貳百三百といふ時節、晝遣ハ壹朱から壹朱百貳百位候、草鞋買たゞ草(一膳)汁喰と壹匁宛つりいらず、旅之道中するにハ、壹人前ニ一日ニ拾七八匁雜費のかゝる時節、三日には舟ニも不乘、岐阜向ひの長良ゟ宗(崇)福寺前を通り、鷺山村柿ケ瀨村邊を通り、芝北方に出、宗慶村ゟ、十四條村、善三郎弟と源藏殿方ニ兩人一所ニ御世話あずかり、四日の晩ハ、番場宿り、五日の晩は森山宿り、拙亦二ケ町村平兵衞ニて承り、京都ニ御院主樣都而郡上

之御取持、同行衆中之詰所を乗たる定宿ハ、東之洞院中珠数屋下ろる東側井筒屋安次郎と宿中へ、九月六日やうやく着く致シ、時ニ宿之亭主ニ申やう、美濃郡上安養寺御院主様御在宿成ル哉と申候へハ、亭主御院主ハ御新發意も、此間勢州之方へ御二タ方御同道ニて、御發駕と申、手前宜ふ京にハ御歸りハ有まいろと申候へハ、安次郎、左れバ中様御壹人りハ、國へ御歸り有らふも不知、御院主ハ今晩ニも御歸り候やも不知と申候故、手前共、御二人りなろら、國へ御歸り有るまいかしらぬと申候得ハ、亭主いや／＼御歸りニ無違、此方へ未だ宿之御仕拂ろない、爰一兩日之内ニハ、無間違御歸りしやと申候ゆへ、六日之晩ゟ七日と、八日之晩御歸り被遊候ゆへ、椽先ニ御腰被爲掛るゟ、右之御願之段を、御斷申上、御憑ミ申候へハ、夫ハ貴様達ハ能く登りたもふと被仰、其事ハわしも乗而承知之事じやて、先々明日之事と被仰候ゆへニ、其夜ハ緩りと御休ミ、明ル日、御院主之座敷へ出候得ハ、御院主被仰候ハ、わしも此間國ゟ飛脚爰へ參り、又伊勢迄參候故、神葬祭之儀委くひきやくニ、其方達が賴ミ譯を、飛脚に委ク手紙ニ認め、郡上へ遣し候と被仰候へ共、私等兩人等爰へ參りがけに、御尊方ニ一宿、御世話ニ相成、右譯合段々と御役僧方ニ御咄申候得バ、御尊の方へ、淨圓寺様ゟ御手紙を被下、持參致候とて、手紙差出し候得ハ、御院主御取披見被成、能々御勘考之躰

こて、問て被仰候ハ、先ツ其方達之心腹如何やと御座候御意こて御座候、私等と申候ハ、素より社人こて候得ハ、神恩佛恩ヲ奉仰き、上白山開闢泰澄大師御恩徳、御開山様大御高恩、附てハ當社法社禮往古之通り、嚴重こ相守り度心腹こ而候へ共、今般御一新之御觸とやら、志んさうさいの事、私等こおいてハ誠以難心得次第こ候得ハ、あなとの御力を被爲加へ、御本山へ御願ひ申上、御本山の御慈非(悲)、私共御宗門之御手離レ無之様、又所之御寺へも障無之様と申上候へバ、郡上御院主被仰候ハ、其方達ろ様成者ハ何程有るやと、私等同腹之(者脱カ)只今八拾人餘御座候と申上候得ハ、此連中も宗旨を離れるハ、實こ歎ケ敷と申まると申けれハ、夫レなれハ、おれが願書を認め遣ス程こ、集會所へ願と被仰、願書を貰ひ、

○九月十日こ集會所へ差出シ、御願ハ申候へハ、集會所御役僧光徳寺様、願書御披見被成、家數百五十計とあるがたうろと御尋有之、左様こて御座候、人數ハ一家こ五人宛こ致ても、七百餘人も御座候、此人數ハ神葬祭抔といふ事は私等ヲ始、無宗旨こ成事故、眞々こいやこ御座候へハ、何卒御本山様こ而、御慈非(悲)の御勘察こ預り度、御願奉申上候、誠に私等ハ貧窮者こ候得ハ、

○御役僧方被仰候ハ、何分同役へも談ル間、先ツ差扣へよと御座候間、宿(十日ニ日ハ)こ候也、

一同十二日、兩人集會所へ罷出候へハ、御役僧被仰候ハ、そちら願い之趣、あちらにもケ樣ニしてやらふといふ事ニも不參、天朝にも伺、郡上知事方へ書狀ヲ遣シ、能うけ合、急ニこふと申事なく、夫困窮之者とあるから、早く歸國致さるゝかよいと被仰、御狀箱被下候、其時大鏡之卷を御覽可被下と差上候得ハ、御手取くるく\と卷戻し、御覽被成、是ハ本旨（紙下同ジ）ハとこに有ると被仰、本旨ハ大師之像の腹中ニ御座候と申候へハ、是ハ最早（もつと）やう出せハ、かんかうもあらふニと被仰、是を少時かしてくれと御座候故、御かし申置候、集會所から、郡上知事樣への書狀を持て、彥左衞門九月十四日ニ歸國被致ける、

十四日ゟ十八日迄、五郎左衞門唯壹人心配して、宿ニ居候得ハ、宿の亭主私（五郎左衞門）ノ座敷へ參り申けるハ、御客樣大キニ御心配被成れますか、今度あなた方御願ひ不叶、神葬祭の奴等か勝（負）を得、御尊方が御省成れハ、私か當御殿へ御願申て、此御門先ニ白山町を立、百軒でも貳百軒でも、御家内中引連御出被成ましよ、各（格）別御心配を被成ますなと申て、私の胸を滌（ナッサ）洗て吳候也、毎日く\誰れか來てくれるかと待居候へハ、十八日之晩方、礒右衞門壹人被參、大きニ安心ん仕候、

同十七日ニ、五郎左衞門壹人集會所へ出て、御覽ニ入ましたる卷書を乍憚御貰い申

度と御願申候へハ、御役僧ハアと今爰にないがと、御殿の方へ御目遣を被成候ハ、定メ而御門主様へ御覧ニ入レ爲被成候様子ニ相考らき候也、明日ニも歸國するのらと御座候故、いゝへまだ三四日も居まするト申候得ハ、それなれハ行前ニ來てくれと被仰候ゆへ、歸宿致ス、

夫ゟ同廿二日ニ五郎左衛門礒右衛門兩人集會所へ罷出申上候ハ、今日又御願ひ申上まする、先日郡上御知事にて之御書狀頂戴致たるは持參シ、彦右衛門濃州路ゟ歸國仕候、此人（礒右衛門）ハ一昨日西し江州路を上京仕り、彦右衛門と往來違となりまして、乍恐又御願申上度、私共同腹神葬祭不得心之者之連名書、乍恐御覧入レ、御慈非（悲）之御勘考ニ預り度と差上候得者、御役僧御取上、卷戻シ御披見有り、是何人程有ルと御座候故、凡八十五軒計御座候と申候、是も印形ハ一ツハ無キらと被成（仰）、イヱ皆別々ニて御座候、中ニハ爪印も御座候と申候、次ニ御役僧被仰候ハ、其地ニハ威德寺といふか有ルら、住寺（持）がなぜ出てこぬと被仰候、御尤ニ御座候、此威德寺と申ハ、御掛所成れ共、土地極山中故、飛州高山御坊所より、替る々御役坊御勤番ニ而、今般六七月頃ニ、先役交代、後役未タ土地昨（今）近ニ風儀不知す、先差扣て被居ますて御座候と申候得ハ、フウト計りニ候ゆへ、礒右衛門大師の本地垂跡之譯、少時御咄申上候へハ、御役僧夫レハ餘り永くなるに、

追而可願儀有ら(ば脱カ)願うてるゝ様ニ被仰候故、下宿へ歸り候也、
夫より郡上御院主様へ御咄申候へハ、段々御深切之御工夫被成下、淨圓寺様ゟ、在京御院主様への御狀便ニ而、御八幡役所而をもて、亦石徹白之事共、具ニ御讀ミ聞被下、夫故石徹白の事も能く心得申候、廿四日九ッ時、御院主様、集會所に御出被下、礒右衞門連れ御役僧と段々御相談被下、御返り被成候也、又御院主様、私等と御談し被下、白山之內の石徹白ニ出來佛法之地ゆへ、不信心では、所ハ惑亂する筈しや、何分所之治る事を工夫せねばならぬと、先今日ハ役僧と內談をせねハならんと被仰て、礒右衞門を連御出まし被下、內談をして御かへりなり、夫ゟ御院主二三日御工夫被成、願書を作り被成、同廿八日ニ集會所へ御出シ被成、同廿九日御役僧方と御談示被成下候て、御役僧方之御咄ニ、江州ニ石徹白之様成ル所有て、村中社人ニ而、朝廷ゟ神葬之御觸有之、辭退なく更て村て壹人りか二人りとか、神葬祭となり、月番ニして居候が、月番の者煩ふたり、死去でも仕候てうなら、神葬神主役を同役之方へ讓り抔ふして、社人の勤沈して居所有げなと、御院主御咄シ被成候也、同廿九日、四ッ時、於大震(寢)殿ニ御直命有之、下間様御書立御讀ミ聞セ、夫ゟ少時、後ニ御門主様、諸國坊主衆幷ニ同行の方へ御向ひ被成、御直命難有事無限、直ニ御簾中御簾之內ニて、被爲成御着座、四講師之御

演説能く御聞被成候由、御籠之内ニ見へ申候、次ニ御輪番御教示ノ、其御後へ、尾州之
四講司淨土眞宗之眞之字の廣大なる事、和合といふ事、孝弟忠信、三光(綱)五常、仁義禮智
信之事共、事細かニ御演説被成、有難事無限り、直ニ下向致候、同廿九日、御院主私等の
宿へ御越被下候故、御本山へ願之程御問ひ申候へハ、御院主、御本山ニも神祇官へ御
相談有ゆへ、御本山ゟ御沙汰有迄、二三日待て居るがよいと被仰、同晦日ニ、集會所へ
出候へと、御使い參り候、二人一所ニ罷出候得ハ、光德寺佛願寺被仰候、家數ハ何程有
と被仰れ、百七八拾計御座候、皆夫ゟ社人ゟと御座候、左樣ニて御座候、皆吉田ゟ夫々
免許不受者ハ無御座候と申候、又佛願寺被仰候ハ、七八人之者ニ、神の御給仕をさし
てハどふしやと被仰候也、私等御門徒ニて、神ノ勤メハ禪宗の者へ代人ニて勤メさ
せ、神の御給仕ハ致不申と申候へハ、佛願寺殿仰ニ、それハ泰澄大師之宗へ願ハれよ
と被仰、私等申ハ、大師ハ宗といふ譯でハ御座らぬと申候へハ、又仰ニ、天台とか大師
ハ、此宗旨之開山てハないゆへ、泰澄大師之事を、御本山ニもこふといふ事ニも不參、
七八人之者ニ神の勤めをさせて、後ハ神職置ても、所を立のくゟハ、神職止ても宜敷
てハないらと被仰、夫レハ神職ハ止てもよけれ共、元と大師之開闢の土地ニ居るく
らいなら、社人ニて御座候へハ、光德寺殿仰ニ、今神葬祭爲止被下と申タ所が、朝敵と

なるなり、御本山にも、誠に仕様がないと被仰、御尤に御座候、何卒御本山之御慈悲之御手厚キ思召被下候所を、國への土産に頂戴仕度と申候得ハ、何なり共、見上(土産)になる様成物をやり度とハ思へ共、誠に六ヶ敷と被仰、御前達がケ様してもらひたいといふ事、工夫して見られよと有、宿へ返り、

○夫ゟ御院主之方行(カタヘユキ)、右之段々を咄申候得ハ、御院主仰にハ、夫ハまづ押か弱かたつ(つた)と被仰、同二日に、佛願寺殿御宅ハ、東之洞院三條下る下坂小路迄尋行、佛願寺様へ上り、私共ハ越前石徹白と申所之者に而、此度御本山へ御願申儀御座候而、御役様方之御苦勞に成まする義て御座りますと申上候へハ、御家内御住寺(持)へ御取次、早朝故に、まだ御休被成てあるか、私等參り候へハ、早々に起て、まづ手水も不仕、私等に向て、先日も申通り、比叡山山王權現ハ、當年てハ比叡山に離れ祭り、當年にハ出來ぬ様に成たげな、御前達も知ル通り、山王祭りハゑらひ事なれ共、左様之通りて、石徹白も皆社人之神葬祭ハ、當前之事なれハ、神葬祭にならぬといふ事は、どふも謂ふてやれぬと被申候也、そこでこちらは申にハ、禪宗之者ハともあれ、此門徒の者ハ、御本山之御慈悲之思召之御書下け被下候ハヽ、誠に大勢之者嬉敷有難仕合とや奉存候間、何卒御願申上ますと申候へハ、又呉々申様なれ共、山王様な者て、夫傳教大師之開闢之山

王なれ共、此度の御一新に背事ハならぬに依而之事故、又小身の廿石や三十石ぐらいむいしん者が、本願寺も社人之者ハ、不殘神葬祭といふ事にハ成事ならぬ抔と申さバ、夫ハ門主を呼てこいなどいふ様になつてハ、甚たいやな者しや、どふも皆之者の安心する様な書下ハ、出來（ぬ脱カ）と被仰、私共申候ハ、御願ひ申シ御書付を頂戴致まするると、大勢之者が一かたまり成りて、誠によろこびまするゝ、御書付を御もらひ申候へバ、忝仕合に御座候、御願相叶ひ不申バ、大師様も御寺をも、大勢之者かひつしまつて、京に登りまするのしやと申候也、又々色々と御咄が是有候得共、具にハ書驗ズ候、次に佛願寺殿被仰候ハ、先御家老中にも、御咄申候上へ、集會所へ被出候様被仰下候間宿へ返り申候、

○十月二日に御院主と私共兩人（礒右衛門五郎左衛門）と、集會所へ罷出、御院主も私等も段々と願出之趣願ひ候へバ、御役僧（光德寺佛願寺）仰にハ、何分にも、所ハ泰澄大師の地也、不殘社人也、今神葬祭となると、永く惡趣に沈む抔といへハ、神道ハ地獄へ行のら抔と、相手の者がいふて、神祇官太政官じやあらふが、何ともない奴等が謂いや抔とをると、御本山にも甚々御迷惑なり、皆なの者のよろこぶ様な事ハ書ぬと被仰候故、安養寺様も、千變萬化御掛合被下候へ共、何分にも役僧方（光德寺佛願寺）が聞入無之、無是非、其日ハ宿へ返り申候、三日四日と、御

院主ト役僧佛願寺樣や四講司樣やと、段々と御手を盡シて、御勘考被成下候共、誠ニ六ヶ敷譯じやと被仰、役僧や四講司樣や、御内談被下候趣を、私等ニ御聞セ被下候、御書下之文意ハ、只善知識樣（識下同ジ）思召の一人より共、心得違が有てハ不便な事の思召也、猶又石徹白といふハ、別而天恩國恩ハいふに不及、泰澄大師の御恩、佛祖之御恩、必す心得違無キ樣、深重之思召不便ニ思召被下樣之御書下ケ被下候が共書下でハ、所が一致しようと被仰下候、私等や大勢之者ハ、誠ニ恭（忝）キ思召と、大キニヨロコビますれ共、五六人頭分ハどふとも忘れませぬ、御院主、そうじや有らふやのふと被仰、安養寺樣ハ、十月の十日ニ、富の小路へ御移り被成候、富の小路へ御迎ニ參り候へハ、六條之宿へ御出被下、私等兩人へ仰被下候ハ、段々集會所へ呼置候ニハ、同行共ヶ樣ニ御頼申候得共、御本山ニ、はらむらしふ御書下も被下も、私等ハ妻子眷屬をも產故鄉も捨て、御本山樣を力として、御願い申候ニ、如何のことやら御書付も被下す候へハ、あまり水くさき思召と見へるといふて歎いて居たり、一雙（層）神葬祭ニ成ッテ仕舞ふらと歎て居る事じやら、役僧方へ御呼被下、又其方達も左樣なやけな事いはす待て居よ、おれら御書下ケ頂戴出來樣に願ふてくれるにと申て、同行共だましして置てをるといふて、御呼シ被下候へハ、御役僧方仰ニハ、夫忘れハ、神葬祭之事ハ兎ニも角ニも、善知

職思召之御化導之御手厚ハ、佛法ヲ大事ニ相心得ねハ成らんと思召御意之趣、御深重之程を書下ニする程ニと、被仰たと、御院主御咄被下、私共寔ニそれハ難有仕合ニ奉存候と申候也、明日ニも、あなさ様ニ、私等ら連出、御貰ひ申すで御座りませふらと申候へハ、いや夫ハおれが方へか、貴様達か方へか、あちらより沙汰か有るとい、沙汰が有れハ、其時一所ニ出るじやと被仰候也、貴様達も退屈ても、二三日待て居るらよいと被仰、同十月十三日ニ、御教諭書之寫、御院主ゟ御貰い申候、同く十三日御院主ゟ御本山へ御書下之願書御上被下、先御院主私等へ被仰候ハ、御本山ゟ御沙汰有る筈ニ、待て居よと御座候、扨亦同九月廿七八日頃、國ゟ彦左衛門か誰ぞ金子持て來てくれそうな物じやと心待ても不來ス、同十月五日頃ニハ、御本山へ參りを兼而、誰ぞ來てくれそうな物じやと思へ共、來りてくれず、扨是ハ五日時分ニ國を出かけるに依而、十三日ニハ急度來てくれる、手前共か路金無きハ、皆の衆か承知じや故、今日見る、明日ハ見るとゆへ共不來、いや十一二日ニ出掛たに仍て、十六日ニハ、急度壹人りか貳人りくるじやあらずと、首ひ長らふし待て居も不來、扨々私等をハ、ケ様ニいふて、たまいて御本山へ願ハせて、何ども亭主らハ、神葬祭、家属ハ寺付として、入費之いらぬ事ニしたと見へる、是ゟも覺悟じや、同十月十八日ニハ礒右衛門ハ、大義ても國へ

一返行て被御座、是ゟら路金のつもりを致さまやならぬと、先宿ニ而金札壹兩借用申、又富小路へ行、御院主ニ壹兩借用申、右貳兩路用として、礒右衞門十月十八日ニ京都を立、歸國致候處、郡上小瀨子村迄參り候處、彥右衞門ニ出合、段々咄合、又礒右衞門、彥右衞門同道いたし、又京都歸り申候、(十月廿八日(マヽ))右御本山ゟ御沙汰可有と、每日待て居ても、御沙汰なきゆへ、五郞左衞門壹人、十月十九日ニ集會所へ罷出候へハ、集會所ニ被仰るニハ、先日安養寺方へ書下ヶ遣りた筈しやが、是て能キろ、もるいら、被仰候故、もくに罷歸り申候、夫ゟ御院主樣へ右之譯御咄申候得者、御院主、夫なら貰いニ行と被仰、御院主と五郞左衞門と、集會所へ出、御願申上候得ハ、十月廿九日集會所御役僧と御院主と共ニ、御書下と、集會所よりの御添狀と貳通、私等へ被下、恭(忝)頂戴仕候、右貳通之御書ヶ(下脫カ)御渡被成る時被仰る樣ハ、今般善知識不徹白(同行)、別而深く御不便ニ被爲思召、御書下被爲成下候者也、附而ハヶ樣なる六ヶ舖事、重而願出ぬ樣、必御取上者無之程ニ、左樣ニ相可く心得也、明治二年巳(己)の十月廿九日、集會所ニおゐて、被下置恭(忝)頂戴仕候也、是ゟ宿へ返り、永〻之宿料仕拂勘定、中々自力ニハ無及、亦候御院主樣を御憑ミ申候得も、其頃井筒屋ニ同宿して、江戶之商人甚三郞と申人、能金を廻ス人て、此人を御院主と宿之亭主とニ憑て貰い、うもせ金之通りニして、宿料濟て貰ひ、又其甚三郞ハ

安養寺ノ娵入りニ八幡迄くる筈ニ候得共、八幡ニ而、返濟之積りて、樣々と京の宿を、霜月二日ニ罷立候也、御書下御添狀と貳通を入候白木之箱壹朱出してこしらへさせ、十一月二日にひとへ物着の樣て、御箱を首ニ掛、二日ニ京都出立、其夜草津宿り、三日夜高宮ニ宿り、四日ニ赤坂ニ宿り、五日ニ下有知村ニ宿り、六日ニ千虎村ニ宿り、七日ニ釼村ニ宿り、八日ニ（礒右衛門 彦右衛門）ハ在所へ、五郎左衛門ハ八日夜ハ前谷ニ宿り居候處、在所迎いの人八郎右衛門を始め、大勢御出被下、誠ニ難有御事ニ候也、出立ゟ歸迄〆七拾日め罷歸り申候、其次十日夜百貳拾人惣寄ニ而、神葬祭不畏ニ付ハ、面々身命(財)材抛チ、神明佛陀之加被力をも受、一連ニ維定(ギシヤウ)(議カ)決心書を相認メ置候也、

明治己巳二十一月十日　　　　佛葬方百貳拾人一連

于時

明治八乙亥歲六月廿九日、白山宿社二之峯水飲御釋迦御誕生御靈像ト、同宿社神鳩、金剛童子兩尊ト、同宿社熊淸水、山王權現、猿田彥尊、同行者ノ像ト、同年六月廿九日ニ、當靈山ニ御迎イ御下ケり、御迎人ハ（中石徹白 西石徹白）上村與左衛門　上村愛右衛門

上村庄兵衞　下石徹白上村彥兵衞

明治三午年
神葬祭仰出され御趣意ニ付願上候
願書三通寫

實相菴控

乍恐奉願上候口上之覺

一先達而神葬祭被仰出候ニ付、於在所ニ、機邊區々相成、彼是入組混雜仕候、其譯と申ハ、乍恐石徹白之儀ハ、其濫觴ハ佛法之大棟梁と世上一般尊敬仕候泰澄大師開闢之佛法有緣之靈地ニて、則佛法守護のため、七社明神を勸請御座候、右七社と申ハ、

第一正殿ハ　十一面觀世音
第二本地　大日如來
第三ハ　正觀音
第四ハ　虛空藏菩薩

第五ハ　　　　薬師如來

第六ハ　　　　阿彌陀如來

第七ハ　　　　泰澄大師

右之外末社之分、不動釋迦文珠（殊）普賢金剛童子等、都而佛法菩薩ニて、大師佛法興隆諸願成就、第一勤　王尊奉ハ、寶祚長久國家安全之御祈願勉力被遊、諸惡莫作（諸）修善奉行、孝悌忠臣之佛教を以、諸民濟度有之候趣、委曲大鏡其外舊記傳記等詳ニ御座候、比叡山高野山同樣、全く佛地ニ相違無御座候、依而大師御忌ニハ、越知山大谷寺往昔より自今至迄、態々ニ罷越、被相勤候舊例ニ御座候、然處、社地と申募、不殘神地と申立、泰澄大師をヤスヽミノ靈社抔と、私ニ異名を表し取膳（繕）候て、畢竟除地を不被召上樣之詐謀ニて、其發端ハ十一ヶ年已前、萬延元申年、先杉本左近兩三人申合せ、白山權現を大神宮と願ゐへ、右ニ付返（叛）逆之企有之候得共、其節不遠相果、空敷相成申候、如何躰申謀候共、石徹白ハ白山之中居ニ而、諸所地名、都而大師佛名を以て舊跡を遺し、御當所前谷村阿彌陀ヶ瀧と申も、大師御名附被成候事、諸國迄高名之義分明ニ御座候、其外社內ニ佛像安置仕有之、從來白山參詣之行者、諸人に爲拜候儀ハ、目前之證據ニ御座候、然處慶應三卯年、大宮燒失仕候節、五千餘卷之經、參河國

より奉納之撞鐘燒失仕、尙又一昨年密ニ佛像燒捨候樣之風聞有之、其證據ニ而分明之義ニ御座候、右も私共御訴訟申上候義ニて𪜈、毛頭無御座候、

石徹白之由緒舊跡明白正直ニ申上候義、御英斷奉希候懇願ニ御座候、猶又乍恐、先般被仰渡候神佛混淆御廢止と申御趣意、兩道を被爲立、御愛憎も且而不被爲在、神の神たる道、佛の佛たる道を、被爲分、神葬祭被仰出候𪜈、道を道として、其人を人と被爲遊候公明政（正）大深重至當之御趣意と、深敬承仕、御大切之大事件と、銘々共晝夜寢食を忘、心痛仕候ニ付、彼是混雜仕候、然處、石徹白之義も、前文申上候通之譯柄ニ付、往昔之仕來ニ任セ、何心なく打過候處、今般舊弊御一洗之御趣意、追々敬承仕候而𪜈、私共從來石徹白義除地と申立、一粒之御年貢も不奉納、今日迄王地を掠め候分野、一同社人と申立なから、其職業𪜈一々相辨不申罷有、今般改而被仰出候御制法等、拜見仕候得も、敬神奉教常々淸淨を守、勤學相勵ミ、神州之大義を明まし、祭祀禮典等、專務ニ仕候樣之義𪜈、迚も出來不申、剩へ常ニ牛馬をつかひ、不淨を取扱、且暮農業相勵ミ、社人仲間之内まて𪜈、祈禱呪咀を以、諸人を誑惑仕候者も御座候、神慮まも、佛慮まも不相協、王法まも相背、非禮非法ニ打過候段、恐入候御事、此上寸地も私有仕理毛頭無御座候間、速ニ土地御返上奉申上、社人御斷申上、已後百姓ニ被仰付

被下置候ハヽ、別而農業相勵ミ協力同心仕、精誠勤王尊奉之實効を顯し謝罪可仕、然ル上ハ、白山氏子と相成、神事大切ニ崇敬仕、泰澄大師ハ石徹白開闢之高僧知識まて、全く御先祖ニ御座候間、遺志を仰、大師堂を始メ、其外佛像類ハ、乍恐私共大切ニ守護、御給事仕度懇願ニ御座候、諸社之義ハ、壹兩人神職被仰付、右之御制法相守、大切ニ神務相勵ミ候樣被仰付被下置度奉願上、當時僞中立、眞を貶メ候樣之在所之分野、誠ニ以歎ヶ敷奉存候間、眞僞之御取捨、邪正分明之御英斷、幾重ニも奉願上候、私共自今以後、石徹白社家等之支配ハ、一切請不申候義、是又前以分テ奉願上候此度舊弊御一洗、政（正）大御明分、寛典御愛憐を以、願之通、品能被仰付被下置候ハヽ、冥加至極難有奉存候、以上、

明（治脱カ）三午年

四月二日　　　　郡上　郡政司へ差上申候

乍恐再應奉歎願口上之覺

一先達以願書、恐多も、意底共大略御歎奉申上候得共、猶又追追御布告之御旨趣、諸民御告諭、社家御制法等、再三奉拜見候得者、御大政更始、舊弊御一洗之御時節、御國體

を重シ、大義を明瞭仕、御制法嚴カニ仕候樣との御告諭之御趣意、奉敬承候而も、石徹白義、從來之惡弊彌恐入奉畏縮候、始終御多端之御中、重々奉恐入候得共、何卒在所之始中終、萬端御糺明之上、虛實邪正等篤と御調理被下度、伏而奉歎願候、則先達奉申上候通、石徹白之義も、至之佛地ニ而、既ニ中居と申傳候、其外諸所之地名、洞々谷々、地藏洞、彌陀ヶ洞、大日ヶ嶽、大佛谷、藥師谷、法川毘沙門ヶ嶽抔と名附、于今申傳候、尙又大宮殿ハ、大般若淸淨經讀誦所と有之、阿彌陀堂、藥師堂ハ合造りまて、長板葺ニ御座候、鳥居もとく鳥居ニて、都而共證據明白ニ御座候、加之中古迄ハ、社僧ニ而守護崇敬仕候、其證據ハ、杉本坊、上杉坊、藤本坊、平四郎坊、小四郎坊等、各跡有之、諸國配札ニ徹實院と表候、元ハ導法院相認候處、近頃徹實(院)印と相認候、然處前以申上奉り候通、乍恐同所從來神職之法則ハ相背、表まも社人と申募、內實ハ私欲ニ耽り、誠ニ非禮非法のみ、依而第一在所不和合ニ而、多年公事故障已(而已)而出來仕、當知事樣へ再々御手數御苦勞筋奉懸候計奉恐入候御事、委曲御見聞之次第まて、重々奉恐入候、是迄上座仕候面々、猥りニ權威を振ひ、私曲を構へ、兎角無理ヲ相募り候故、公事故障之絕間とてハ無御座、上を僞り妄りニ名利を專ラと仕、社職を汚シ候計、別而諸國に罷出、貪供物を、祈禱呪咀を以諸人を誑惑仕野(分野)分、絕言語ニ候義、今神葬祭

御請仕候共、非社之大賊ニ而、其作法ハ迚も相守り候事出來不申、眞ニ非法非禮之擧動計、殊ニ第一弊風御一洗被爲在候叡慮を奉戴不仕、神ニも背キ、人道ニも缺ケ、現罸眼前之道理と、一同心痛恐懼仕候、依而乍恐双方篤と御糺明被成下、虛實邪正相分り候ハヽ、私共微志も相顯レ可申、恐多ながら、一視同仁御大慶之御愛憐を以、御敎育被成下、人撰之入札之御良法を以、神職之者兩三人被仰付、其餘ハ不殘百姓ニ御引直し被下置、自分無理非道之擧動無御座、正路ニ業相勵ミ、已後勤王奉戴之實効を表し、毫末たりとも御一新之御旨趣ニも相協ひ、神州之御爲筋相成候、銘々冥加ニ相叶候樣、御寛典の御撫恤幾重ニも奉歎候、已上、

乍恐奉願上候口上之覺

一石徹白御祭之義ハ、年中ニ四ヶ度ニ御座候處、中ニも四月晦日ハ、開山泰澄大師中居石徹白ニ御來宿之日を定日として、自往昔之祭禮日ニ而、年中之大祭ニ御座候、諸都而敬神勤行規定、當日之要務勤仕ニ相究候義、大切と相心得、一同參詣仕候處、諸社之本地不殘取除、空社計ニ付、一同打驚評議仕候處、昨年之御祭兩三日已前、廿七日之夕方、堂内本地之像悉ク取除候、中ニも大師堂ニ大師御座し候得共、當年ハ不

殘無御座、大師其外行者も如何取計候哉、一切爲拜不申、言語道斷之儀、一同唯仰天當惑心痛のミ仕候義御座候、別而近年當所頭分役威を振ひ、下を蔑ニ仕、我意ニ任セ、無作法之取計はあり、剩當年之御祭禮ハ、諸事舊格舊例ニ違ヒ、神酒御供引流シ等之舊禮も相違仕、御輿御旅所御幸等之拘丁人も、新規之者を差加へ、都而舊例相違候而は、頭分之者共、己が隨意一己之僻案を以、非禮非義之得手勝手のミ取計、不共意、一同心外ニ奉存候、右徹白義ハ、何事ニよらず、大事件ハ勿論、小事たりとも、一同に相談之上取計候義、往昔ゟ之確定ニ御座候處、近年無其義、たヽ役威振ひ我意を募り、入組故障之絶間無御座、迷惑仕候、殊更此度之於大事件、乍恐今般　朝廷御一新、舊弊御一洗之御時ニ當り、神佛混淆御廢止、神職之者神葬祭たるへき事と被仰出、右ニ付、心得違無之樣、御布令社家御制法等、一一深ク奉敬承候得共、誠ニ公明政（正）大之御旨趣ニ而、疎忽之義無御座候樣、一同遂衆儀（議）を、右徹白義は、大師開闢之儘兩部之姿ニ而、全ク佛法之靈地ニ御座候處、神佛混淆被仰出候ニ付、往古之由緒舊跡等有之儘、具ニ申上、神ハ神、佛ハ佛と判然ニ申上、蒙　御英斷、御差圖を奉請候筈之處、無其義、全之神地と申立、神職之行狀、少も相守不申候義、布（却カ）而非を餝り、今般舊弊御一洗、公明正大之御趣意を、私欲の道具ニ遣ひ、表裏相違僞りのミ申立候、不埒

之始末柄、筆頭ニ難盡、一同悲歎胸痛仕、口惜次第ニ御座候、乍恐私共今般之御趣意、重ク敬承仕候而も、從來之心得違舊弊不作法之擧動等、發明改心仕、恐多クも朝廷ハ勿論、神佛へ對し奉り恐入誤入候而、神樣へハ可相成丈清淨を守り、正直を心懸ケ、精誠御崇敬申上、且亦大師ハ、銘々大切ニ開闢之御先祖ニ御座候間、由緒舊跡大切ニ仕、永々連續仕候樣、相守り申度、別而朝廷へハ、勤王尊奉之上、可相成丈之實効を表し、御鴻恩奉謝度寸志ニ御座候、然處、双方邪正御糺明し無御座、社家頭分之者申立候虛談無實ハ、其儘被差置候而者、是非邪正之差別なく、背正歸邪之姿ニ相成行候而も、歎ケ敷、以之外口惜次第奉存候間、乍恐　御上樣御威光を以、御糺明被成下、片時も早ク安堵仕候樣、出格之御愛憐を以、公明寛大之御處置奉歎願候、吳々も社家頭分申合、神佛混淆御廢止ニ事をよせ、排佛毀釋之取扱仕義、誠ニ獅子身中之虫ニて、白山中居石徹白之由緒舊跡、一天下に聞き諸人見聞之民、乍恐九夏之節絕頂に躋り候得も、綠りの池と申處ニ而、權現九頭之龍と現して、大師に被拜玉ひ、復彌陀觀音勢至之三尊と現し玉ひ、數々之御奇端ハ、揚て難計、昔ゟ于今至迄、山上ニ而、夏比ハ別而日暮ニ五色之雲靉靆テ、雲中ニ三尊佛來迎御座シ候事、眼前紛無御座、全く不思儀之奇瑞、佛地之證據明白ニ御座候、是ゟ麓へ下り、白山への道筋、大師

名付玉ふ舊跡、石徹白境內、小谷道地藏堂前、谷坂道ョ一之瀨之森、本地金剛童子、中居石徹白七社靈神（宮の尾へ上り）、大師山伐開き、元鉞置給ふ石あり、則斧を抛入給ふ淵あり、亦美女化之森ノ下大石有之、初河其川上ニ天狗岩あり、并八反瀧と申ハ、大師南無十一面の秘法を凝し玉ふ瀧水、右之外修行之瀧諸所ニ御座候、其上之倉谷と申て、諸國參詣人淨洗行水之谷、又四拾八瀨之行川と申ス御座候、次ニ熊清水之森、此森ニ大師金剛杖を差し玉ふ、誠日本無双之大木となり、廻り拾貳抱御座候、右壹本之杉、大なる森之如くニ相見へ、諸人目を驚し候、次ニ御晴ら坂、并雨やとり岩屋、次ニ三本檜、次ニ禿杉、是亦大師金剛杖差玉ふと申傳、千有餘年を經候得共、わづか廻り五六寸、丈ハ七八尺位有之候、不思儀なる杉ニ御座候、次ニ神鳩宿、本地不動明王、次ニ母御石、次ニ鬼之鼻面石、次ニ一之峯、二之峯、釋迦誕生之金像堂有之、三之峯續而別山堂、次ニ四海浪平壁岩、次ニ油坂、次ニ龍ヶ馬場、并馬頭觀音、次ニ畜生谷、次御前之こり御前坂、貝ヶ岩、さいの河原、御前室ョ、大師八拾六歲之像有之、次ニ新宮御前奧之院六道の地藏金像有之、千歲ヶ池、雪寒氷、數千歲消る事なく、紺屋地獄、鍛屋地獄、釼の山、三途之川、次ニ千本檜狩入の池と申て、白山中之惡蛇を大師狩込玉ふ池なり、都而舊跡之あらまし如斯ニ御座候、右之書籍ニも諸部ニ表し御座候得之、

分明之御事ニ御座候、然處、右高山之中居ニ出生仕候大師之遺子なから、大師之洪恩を忘却仕、加之上攷偽下を經(輕)卒ニ仕、私欲ニ耽り、追々被仰出候御布令之御趣意ニ背キ、無實非道の數々、絶言語ニ、本地佛大師の木像等取除候ニ付而ヽ、在所一同へ爲申聞、納得之上ニ取計候義ヽ格別、一切沙汰も不仕、行衞不相分と申候樣、不埒之取計、一同飽迄御糺明狀奉願上候、尙又差當大師之木像、其外本地佛、大宮殿、大師堂へ双方立會之上、急ニ相納置候樣、乍恐　知事樣　御威光を以、嚴敷被仰付候樣、幾ヽ重も御仁慈ニ縋り奉り候、

午五月十四日ニ差上申候、

第五むんめ佛具御引渡之手番之無き樣之願書下書

乍恐奉窺上候口上之覺

一今般　御書下ケを以て、社人歸農引分ケ奉蒙御載(裁下同ジ)許、重疊難有奉拜請候、就而ハ、近日檢地御役員樣御差向被下置、御見分之節、諸事不都合無之樣、兼而手番致可置候樣、被　仰付、奉畏り候、右手番ニ付、爲念御伺旁奉願上度廉々左ニ申上候、

一最初當四月已來願上候通り、石徹白義ハ、全ク泰澄大師開闢之白山中居ニ御座候

間、悉く佛法興立之靈地ニて、七社明神或ハ末社と稱し候分、不動釋迦普賢等、都而佛像佛堂計ニ御座候、別而七社之內、大日堂を始メ、藥師堂、阿ミ陀堂、皆佛堂造りニ五輪御座候間、不殘歸農之者へ御引渡被下置度奉願上置候、

一土地御引分ケ租稅等之義、民部省へ御伺被爲遊候義、石徹白者、別ニ由緒と申てハ、決而無御座候、大師開闢已來之除地ニ尤寒國、至て惡地ニ而、後世人員增加ニ隨ひ、私ニ新開拓うら、租稅を壓(厭)ひ、一躰ニ社人と申立、年貢一粒も不相勤罷有候處、今般王政御一新、邪正分明之御一洗ニ付、乍恐大小之御藩ヲ始メ、土地人民御返上被爲遊、勤　王御尊奉被爲在候御時節、最初之願面ニ奉申上候通り、社地と申立、王地を掠メ、社人と申立ながら、其職業不相辨、剩百姓業のミにて、牛馬を仕ひ、日々不淨を取扱ひ、非法非禮ニて打過候段、眞ニ國賊同樣之分野と驚怖恐懼之　悔先非、土地返上、社人御斷申上、歸農奉歎願候譯柄ニ御座候、然ル處、土地御引分ニ付、租稅之義ハ、社人に茂御同樣ニ被仰付と奉存候得共、若し此上御除キ被爲遊、在來通り、社家之御制法も不相守、私ニ神佛混淆も勝手次第、都而神祇を申立、配札等ニ事を寄セ、諸方徘徊仕、金錢を貪り、既ニ每々御上樣奉懸御苦勞候樣之不埒之所業不少、以之外歎ヶ敷奉恐入候御事ニ御座候、仍而歸農之者ハ、已後勤　王尊奉之實効を顯シ、

從來之謝罪仕候心得ニ御座候間、今度社人相願候者へハ、前條申上候樣之不行跡無之樣、御敎諭被成下置、社家之御制法急度相守、家内ニ至ル迄、神葬祭ハ勿論私ニ内佛安置仕候樣之混淆無之樣、被　仰付被下度、偏ニ奉願上候、萬一社人相願候者、祖稅御除キ、且今般被仰出候神職之所業ら〻相守り不申、從來之姿ニて、神葬祭名目のミニて、私ニ内佛安置仕、混淆之身分ニて相濟候ハヽ、乍恐私共土地社人御斷申上候眞精(情)實意之寸効も相立難、且ハ愚昧之者一同人氣騷立、不都合之義御座候ては、誠ニ何共奉恐入候間、御役方樣御立越無之前廣ニ、右之段御伺旁御願奉申上候、乍恐御許容被下置候ハヽ、難有奉存候、以上、

惣代印

礒右衛門印

五郎左衛門印

九郎助印

八左衛門印

儀右衛門印

明治三庚午九月八日

石徹白村神佛分離書類

御裁許午九月五日御書下ケ被下候、其後七八日ニ差上候願書、

第六番

明治三年庚午十二月四日

歎願書寫

郡上御役所へ差上

乍恐奉歎願候口上之覺

一乍恐多、先日私共歸村仕、村方之模樣見分仕、取調べ候處、去月廿日八ッ時より、安養寺道場へ踏込、無法之働キ仕候、其頭取名前之儀奉申上候、丹右衞門、重郎兵衞、次左衞門、九右衞門、右四人之者共差圖仕、新三郎、七兵衞、與兵衞、右三人土足にて踏込、佛具等取除ケ候、是亦小谷堂ニて、大野長勝寺道場へハ九右衞門、喜右衞門、源右衞門、治郎右衞門、右四人之差圖ニて、甚左衞門、治左衞門、小治郎、新平踏込、無法相働キ候、尙又上在所圓周寺義ハ、同廿三日八ッ時、上在所一同打寄り、無法相働、右之内傳右衞門、長松、治郎兵衞、右三人向拜ゴハイ引倒燒捨候、右樣銘々不法我情相募り、不埒之働仕候事、第一御上樣を不奉恐、蔑仕、先般之御裁許ニ悖候儀、奉恐入候御事と奉恐縮候、

夫ニ付、私共歸村之上、廿六日、上在所迄罷越シ、御役所ニおゐて、御沙汰之趣を以て、及懸合候處、右御談書差出可申段申聞セ候間、別段御書キ下けと申ては無之段申答へ候處、左候得も御沙汰と被申候ハ虚談と申、一切不相用、依て段々及懸合候處、其許達へ急度御談有之候義ニ候ハヽ、此方共へも共旨　御沙汰可有之筈之處、無共義候間、此方共得承知不致と申募り、一切聞入不申候ニ付、無是非空敷立歸り申候、然ル所誠ニ恐多ク奉存候得共、先月廿日夜、不思議之告を蒙り候、夢ともなし現ともなく、大師、一同意を合セ、早々迎ひに來れと申御告被蒙り候、翌日銘々不思議之御告を蒙り候發言仕候ニ付、兩三人位之義に御座候得ハ、御告とハ不奉存候得共、別紙之通、三拾人同刻同樣之趣意ニ御座候間、愚昧之者共、全く大師御告に無相違と相心得、夫々銘々不惜身命之思ひニ決心仕り、廿三日銘々上在所へ御迎に罷出、右之趣を以て、及應答ニ候得共、都而何事ニよらず、一切相用ヒ不申候ニ付、不得止事、同日ゟ持辨當ニて、晝夜共詰切、大師之守護仕居候、右之始末柄にて、此度ハ銘々一命を抛、一同奉歎願候ハ、何卒此度、是非共御役人御差向被下、先般　御裁許被下候通り、佛堂佛具佛體等、歸農之者へ、早々御引渡被下度、偏ニ奉願上候、右樣申上候得ハ、唯一筋ニ佛法のミ歸依仕候樣被思召候段ハ、奉恐入候得共、全く左樣ニて

ハ無御座、從來追々奉申上候通り、大師ハ石徹白之開山、銘々共全く之御先祖ふ御座候得ば、子々孫々まて、永久洪恩を奉謝度、一同之懇願に付、今般神佛混淆御引分ケ被　仰出候ニ付、上之在所本社人ハ勿論、末社人迄、社人望ミ之者共ハ、大師尊像を始、都而佛體塵芥之如く心得打碎燒捨候心得ハ從來私共急度見屆ケ、第一不忠不孝人外之罪非道を好ミ候段、一同一筋ニ相歎候義ニ御座候、是亦前來申上候通り、社人望ミ之者共、意庭(底)ハ神地を中立、在來の通り無年貢ニて、社人と中立、種々取繕ひ申立候得共、神職之姿ハ一切無御座、常ニ不淨ヲ取扱、年中百姓(雖)のミまて、有名無實之社人ニて、乍恐神を僞り、朝廷ヲ欺キ、背正歸邪之有樣、一々御糺明ニ相成候て、非義ニ陷り候始末、恐入候御事と奉存候、乍恐迄多ク、歸農之者共、億兆一視之御仁恤ヲ以て、御賢察被成下、片時も早く安堵之上、勤　王護法之家業相勵ミ候樣、只管奉歎願候、萬一今度御役人樣御差向、佛堂佛體佛具等御引渡ニ不被成下候ハゝ、乍恐多、大師を始佛體佛具　御役人へ御引上、御　上樣思召を以て、御役人樣御立越、御引分之處、何卒なり共、御預ヶ置被下候ハゝ、御蔭を以一同安心仕り、重疊難有仕合と可奉存候、是亦寺道場之儀ハ、石徹白不殘神地ニて無御座、全く　王地ニ御座候間、御役人樣御立越、地所御引分ヶ迄之處、在來り通り引直シ置候樣、社人共

へ急度被仰付、被　下置候樣幾重（マヽ）へにも御歎奉申上候、無左御座候ハヽ村方一同
難取鎭、當惑仕候、今度銘々一命掛けて奉歎願候仕合、何卒出格之御憐愍を以て、右
歎願之通被仰付被下置候ハヽ、難有仕合可奉存候、以上、

惣代人　須甲磯右衛門
上村小右衛門
同　小助
須甲助左衛門
同　礒（儀カ）右衛門

明治三庚午年十二月四日

郡上
御役所

中石徹白
上村五郎左衛門
持印

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

明治三庚午年十二月十一日
石徹白村神佛分離書類

歸依佛前歸農

規定決心書

幷

連名附

規定之覺

一今般

御一新之御時ニ當り、神佛判然之御趣意ニ付、神職之者、家内ニ至ル迄、以後神葬祭相改メ可申事ト被仰出候義ハ、乍恐深重之御旨趣と奉仰上候、就（脫アラン）夫地石徹白之儀ハ、其濫觴ハ、泰澄大師御開闢、猶亦祖師聖人御直弟ニ而、見佛開法ニ付、現當二世之御利益廣大ニ而、誠ニ無比類靈地ニて、先祖代々以後、子々孫々ニいたるまで、第一天恩ハ不及申ニ、全ク兩聖人之奉蒙護持、養育候御洪恩之儀、二六時中忘却致事相不成、別て此時當り、大師之御遺志、御開闢之御本意をあらはし可申時ニ候得共、此度一同相談之上、身抔粉ニし、骨を碎ひて、神明佛陀之加被力抔（乞カ）与、正路之抽レ實義抔規定決心之致候、萬一右之段相背致違約候者、大師之蒙リ現罰ヲ、永キ世惡趣ニ去

はむるきもの也、

歸依佛前歸農連名次第不同、

彥右衛門	礒右衛門	五郎左衛門	小右衛門
下 九郎助	甚五右衛門	三右衛門	中 與左衛門
西 助左衛門	儀左衛門	勘兵衛	勘右衛門
九郎左衛門	九郎右衛門	亦左衛門	中 太郎兵衛
小重郎	西 助右衛門	中 彥左衛門	紋右衛門
幸右衛門	彌次兵衛	西 孫助	中 孫助
治右衛門	紋左衛門	茂左衛門	庄兵衛
小助	佐忠	忠右衛門	傳六
市左衛門	西 源左衛門	西 六郎右衛門	三郎左衛門
三郎右衛門	忠六	下 太郎右衛門	爲三郎
佐右衛門	萬右衛門	西 孫右衛門	中 六郎左衛門
下 彥兵衛	小七	西 彥兵衛	惣七
彌左衛門	中 助右衛門	中 太郎左衛門	文四郎

西 清藏
小左衛門
作兵衛
善三郎
久助
文六
傳左衛門
仲右衛門
九重郎
小谷堂 太郎兵衛
た(マヽ)之茂
中 太郎右衛門
勘左衛門
源八
中 源藏

茂作
六左衛門
甚左衛門
中 八郎右衛門
忠左衛門
中 孫左衛門
重郎右衛門
西 孫七
小谷堂 新左衛門
善次郎
六郎兵衛
半重郎
彌七
仁兵衛
源助

茂助
忠左衛門
西 彥左衛門
八兵衛
西 源七
同 定四郎
七左衛門
下 孫七
惣兵衛
太重郎
西 源右衛門
五兵衛
下下(マヽ) 治郎兵衛
八右衛門
和吉

庄次郎
西 彥助
西 善左衛門
仁助
中 佐兵衛
七郎治
孫重郎
四郎右衛門
新藏
西 定右衛門
中 三郎兵衛
中 助左衛門
五左衛門
仁左衛門
下 六郎右衛門

清右衛門　　長助　　長吉

一たひれもなれ（て）事をあふさんこふの石徹白なる心たらては
縁にしあられハ又も榮ん法のしる御さゝけおもし祈玉らん
時なれハ今佛を有ながら再ひ榮ふ縁にしおそまり
諸ともにあら能なりぬる世の習ひさゝけはくしていのる外なし
もる〳〵とたはま玉ふそう能しけ能おもし大師のあとをおもへハ

越智山和尚　御一新に付、石徹白御愛憐之あまり詠し玉ふ也、

明治三午年正月日

一當石徹白之義も往昔越之大徳泰澄大師開闢之地ニ御座候而、社地境内家宅作物之地所等、何ニも除地ニ相成在、舊幕府之御朱印等も頂戴不仕居候事ニ御座候、於御當守、宗門御改之外、萬端當在所ニ而取締役相立、是迄安穩ニ數多堂社之修覆御供等相備、永續仕來候仕合ニ御座候、然ル處今般　王政御一新之折柄ニ相當候ニ付、諸事御支配之程、奉願上度候、寔爲我等ニ而も無御座、是迄大師之恩澤を蒙、安

穩ニ過來候得共、此末無相變、堂守給仕等仕、法燈相輝候樣仕度存心ニ御座候間、何卒格別之御衆評を以、自今以後寬大之御支配被成下置候樣、一同願ニ御座候、願之通御寫（聽）濟被下置候ハヽ、難有仕合ニ可奉存候、以上、

石徹白

明治三年

午何月

御郡政司

御執事中

未

六

明治四辛未年

三月十七日

三役定ヶ條書

奉願上候口上之覺

一乍恐石徹白義ハ、乘而申上候通り、大師開闢已來、神地除地と申立、住居仕候者ニ、不殘社人と定メ來り候得共、有名無實之譯柄ニて、先般　王政御維新ニ付、追々被仰出候　御布告之御趣意奉敬承候而者、全く從來王地を掠め、銘々私有之ものと一同心得違仕り居候義、明瞭發明仕、奉恐入候、依而之土地奉返上、歸農奉願上候處、右歎願之通り、品能歸農被仰付、重疊難有仕合奉存候、夫ニ付、當三月御役人樣御立越之上、御改メ御引分ヶ御取計ひ被成下候段、昨年八月御裁許之節被仰渡被下置候ニ付、今日迄差扣へ延べ置候得共、御立越御延引ニ付、今度御願奉申上度候ニ、每々御承知被下置候通り、石徹白義ハ、從來銘々棟梁之姿ニ而、甚ゟ不取締り之在所ニ御座候、別而村方多人數之義ニ御座候故、不締りニ而、一同ニ彼是心配仕候ニ付、何卒從來之惡き風儀ハ相改メ、都而舊弊一洗仕、可相成丈、篤實堅固ニ取締り付ヶ申度、一同心願ニ御座候、仍而乍恐、今度　御上樣御慈悲を以て、三役御立被下置候ハヾ、一筋ニ家業家職精誠相勵ミ、勤　王者不及申上、　御國恩を奉報候實効を顯

し申度と、一同示合セ候ニ付、只管奉願上候、右之願之通り被仰付被下置候ハヽ、難有可奉存候、以上、

一同示合候ケ條書之事

一庄屋役ハ不及申、跡二役之義ハ、村方ニおいて、御上様ゟ被　仰付候長役之義ニ御座候得共、右切ニ相心得、公事訴訟ニ付賄賂を取り、依怙贔屓之取計ひ等堅ク仕間敷事、

一知事様ゟ、　御布令ニ相成候從　朝廷被　仰出候御趣意、別而大切ニ奉敬承、早速審かに村中不洩様可申渡事、

一博奕其外諸之諸勝負ハ、　御制禁ニ候得ハ、常ニ相互ニ遂吟味、急度相愼ミ可申様、無油斷氣を付可申事、

一御田地幷ニ畠等不荒樣、道筋谷川筋等心を付ケ、手入等可致、尤大破水損等之義ハ、窺之上、御差圖ニ任セ可申事、

一御田地用水山林畠共、境を正敷、爭論等不起候樣、相互ニ相嗜ミ、都而實意を以て、常ゟ廉直ニ相改置可申事、

一御上様ゟ被　仰付候御收納、其外上納物等、可相成丈大切ニ相勤、尤不及力、且難澁

之義ハ、及歎願御差圖を請可申事、

一村入用等之儀ハ、可相成丈、無益之費無之樣、精誠相減シ、勿論明細ニ書記シ、村內之百性（姓）壹人ニても、疑を不起樣正直ニ取計可申事、

一水利致起し、土地を開き、良木を植付、産物を心懸ケ、林里榮へ候、兼而被　仰出候御事ニ御座候間、役前之者、心懸存し付候義ハ、村中潤敷熟談之上相窺開發可致事、

一村方宗門人別改メニ付、村中常々無油斷、心を付ケ、不審之者不差置候事、

一當村之義ハ、從來我慢勝他之了簡を相募り、公事　知事樣にも毎々御苦勞奉懸ケ恐入候御事、已後之處ハ、村中和合第一ニ心懸ケ、實意ニ不背候樣、相心得、公事故障無之、常々示合セ可申候事、

右條々かたく相守り可申候、萬一心得違ケ條ニ相背き候ものハ、　御窺之上、急度嚴重ニ取計可申事、

石徹白

明治四年

上村五郎左衛門

須甲磯右衛門

上村小右衛門

未三月十七日　須甲儀右衞門
須甲助左衞門

御上樣

第四番

願書下書
明治四年七月十二日
未

乍恐奉歎願候口上之覺

一恐多ク奉存候得共、愚昧陋風之下拙とも、塗炭之困苦ニ陷り、別而自今已後之後難後害差起候事ハ、眼前必定之義ニ而、歸農一同寢食を忘レ、心痛苦惱仕候、其譯左ニ奉申上候間、乍恐　御憐愍之程奉歎願候、

一當方社人神葬祭相願候衆中、私共へ第一之遺恨と申ハ、先般土地返上、社人御斷り申上、歸農奉願上候ニ付、怨敵とのみ思込、諸事報怨之仕向のみにて、一同煩悶苦心仕候、然ル處、乍恐私共土地御返上、社人御斷、歸農奉歎願候の(了カ)石徹白義ハ、宗源宣旨を以テ、前從　正一位白山南正面通り舟岡中居石徹白七社と唱へ來り、一體大鄕

ニ而、幽邃之悪地、場所廣く、山川共東西三里餘り、南ハ西馬留村、七ケ里嶽之頂キより、北ハ御山へ突貫、越前國六拾萬石之水帳ニ除き有之候大悪地ニ御座候故、大師開闢已來、除地ニ相成御座候て、住居之者壹人も不殘社人ニて、銘々御免狀拜受仕居、勿論氏系圖ハ、上下勝劣之差別無御座、一同大師之遺孫ニ御座候、尤其中ニ、先前祭祀之節、神務之者、取締之警固、諸事世話ら乙拾貳人相定メ、上下ニ而席ヲ設ケ、着座仕候計まて、勝劣之譯柄ハ更ニ無御座候、依而神務造營向、道橋直シ集錢人足等、身上之大小ニ拘かハらず、一體平等ニ相勤め來り、高下ハ無御座候、一山和合仕、穩當ニ治り來り候、然ル處、星霜ヲ經候ニ付、銘々私見を募り、故障入組等之絶間なく、從來御　上樣に奉掛御苦勞候御事、兼々恐入候、然るニ一昨年來、　大政更始、四海一家之御宏謨被爲立候、　御一新ニ付、一昨年神佛混淆御廢止、且神職たる者、神葬祭たるへき被　仰出シ、追々御布告ニ相成候御主意拜承仕、殊ニ諸藩方版籍御奉還等之趣、追々承り候ニ付てハ、後（從カ）來土地を盗ミ、社人を名として、神佛ハ勿論、恐多も　天朝ヲ欺キ、天理ニ背き、人倫之道を失ひ候大逆無道人面獸心にて、天地ニ不容大罪人と驚愕恐縮仕、先非を悔、既往之大罪奉謝、土地御返上奉申上、社人御斷申上、歸農奉歎願候處、出格之　御仁恕を以て、願之通り品能御聞濟み之上、歸農被仰

付被下置候段、重疊難有奉大謝候、就夫、乍恐私共社人衆中ハ、全く心得違と不足ニ存候、趣意と申ハ、先般被仰出候混淆之御主意ハ、全く排佛之　御沙汰ハ毛頭無御座、さてに去ル辰ノ六月、

先般神祇官御再興、神佛判然、御處分被爲在候ハ、專ラ孝敬を　在天　祖宗ニ被爲盡るためまて、今更宗門を褒貶せらるゝにあらず、然ルま、賊徒誹（訛）言を以て、朝廷排佛毀釋さきをつとむなど申觸し、下民を煽（煽）惑動搖せしむる由、素より彼等斯好生至仁億兆一新之　叡慮孜奉戴せざるのみならず、則宗門之法敵とも謂ッゐし等、

倫（綸旨カ）明を以テ被　仰出候義、聢と承知仕候御事、別而先般奉申上候通り、　大師ハ當所開基キ、先祖ニ御座候得ハ、當所ニ居住仕候ハゞ、則大師之遺孫ニ、且亦大師ハ恐多くも、　天孫ニ而、專　天恩を被爲盡候ため、菊理姫を尊崇被爲在、一實神道之深理を以、所開闢之思召ハ、諸傳記明白之義ニ御座候、然るま、神佛混淆御廢止を名として、私欲ニ惑ヒ、往昔ゟ之除地孜侮迄申上、私領ニ替んと謀り、無益ニ佛體佛具等を燒捨打碎キ、大師遺孫之身として、大師をやきゝみ社抔と無實之異名を取繕ヒ申上、且ッ神葬祭被相願候儀も、神職を名とし、名利を慾（貪カ）り、二字帶刀ニ而權利を振

ヒ、石徹白を正ニ私有せる意庭（底下同ジ）ニて、種々中立、　御上様へ法外無實之御苦勞御手數奉懸候、今日迄之分野ハ、公明正大之聖慮を不奉體認、内心ハ違勅之道理ニ相當り、佛敵法敵、大師へ對して恩を仇之仕向、言語（マヽ）ニ同斷之始末柄と、實ハ以之外口惜次第、殘念ニ奉存候、右之通り、社人中と乍恐、私共と意庭ハ、雲泥水火之相違ニ御座候間、萬事萬端不和合ニて、塗炭之困苦ニ陷り候義ニ御座候、且亦後難後害を恐れ、苦心仕候義ハ、石徹白山之義ハ、拾貳人之者へ引分ケ、預け支配仕、何ッ之比よりか、銘々持山持林之姿ニ相成、夫々買請候仁も御座候得共、或は借請開拓仕、木草を取、田畑やしなひ耕作仕罷在候、然所、何時引揚け勝手ニ儘ニ取計仕候義も難計、其節ハ田畑養ひ等一切出來不申、其節ハ必困陷り凍餓ニおよひ候故、不止得事、一同動搖仕り、双方亂妨狼藉非法之擧動仕、逆害起り可申と、自今千辛萬苦仕候、無益ニ佛躰佛具を燒捨打碎キ、先祖之遺志を潰し、第一寸地も　王土ならざるはなく、一民も　王臣ならざるはなくとの　御政令敬承仕ならハ、先非も不恐、私有する我意を募、専孝敬を在天祖宗ニ被爲盡候となる、神道再興之　叡慮となる、明分大義の御主意を飽迄拜承しながら、不學文盲汚穢不淨ニて、神職之本業ハ一ッとしてまらす、不行年内無油斷百姓のし業として、二字帶刀社人を名として、權威を振ヒ、强

欲我執ニ惑、未タ不忠不孝不埒之心庭發明出來不申候義と、歎敷、今日迄の姿タにては、已後當躰之難題難澁差起り候程も難計、寢食安からす、薄氷之心地、呉々千辛萬苦仕日送り候、仍而、何卒四海一家億兆一視之　御仁恤を以、不難ニ農業家事相勵、勤　王護國御洪恩一ッ謝シ候樣被仰付可被下、伏て奉歎願候、乍恐右件々委細ニ奉申上候ハ、全く社人衆中之舊惡申立、誹毀仕候譯ニては無御座候、今日までの爲躰にては、日増　御政體ニ相背、人倫之道も失ヒ、不仁不義不忠不孝のミに相成行、双方是非を爭ヒ、終ニ御上樣へ度々奉懸御苦勞奉恐入候御事、其上無益ニ手間日間、米金之失費追々相嵩ミ候てハ、自然と田畑ハ荒蕪仕、五穀不熟仕、村方大困窮仕候得ハ、夫々凍餓仕候而、益々惡心惡業増上仕候てハ、互ニ自滅仕候と、一同深ク心痛仕候ニ付、恐ミおも顧ズ、委細申上呉々歎願仕候、夫ニ付、村方　朝廷御用　知事樣御用向ハ不申及、村支配取締ハ他村同樣、都而一締ニ相成候樣被仰付下置候ハヾ、村方一般ニ相成、自然と和合仕り、双方御布告之御主意を奉體認、協力同心之上、農業相勵ミ候ハヾ、御蔭ニて安心ニ家業渡世仕、子孫永續可仕と、重疊難有可奉存候、以上、

明治四未七月十二日

役代
須甲　彦藏印
須甲彦五郎印

御役所

差上申請書之事

一観世音　金佛一躰
一金剛童子　金佛二躰
一泰澄大師自作木像一躰
一泰澄大師十六歳像一躰
一行者木像　二躰
一金燈籠四ッ　但シ二ッハ燒損し
一鰐口三ッ　但シ一ッ元龜二辛未年六月吉日信心
大施主平信長
一木佛二躰

一泰澄大師戶張赤地藤御紋紫花蔓

右之外佛躰佛具損し候分、品々、右之佛躰佛具今般御改上、私共に御渡被下、慥ニ請取申候、御請書依而如件、

明治四辛未年

十月廿九日

石徹白村

副戶長

須甲助左衛門㊞

戶長

上村　五兵衛㊞

郡上縣

御廳

石徹白

荒遂廣惡地願書

并ニ神葬祭方ノ身持不當之願書

乍恐奉歎(マヽ)願候口上之覺

一石徹白之義、宗源

宣旨を以、前從、正一位白山南正面通り舟岡中居石徹白七社と唱へ來り、一躰大鄕まて、幽邃之悪地、場所廣く山川共東西三里餘、南者　留村七重嶽之頂より、北ハ御山へ突貫き、越前國六拾萬石之水帳ニ除キ有之候大悪地ニ御座候故、大師開闢已來、除地ニ相成御座候、住居之者壹人も不殘社人ニ而、銘々御免狀を拜受仕居、勿論氏系圖ハ上下勝劣之差別無御座、一同ニ大師之遺孫ニ御座候、尤共中ニ先前、祭祀之節、神務之者取締之警固諸事世話方十貳人相定、上下ニ席を設、着座仕候計ニて、勝劣之譯柄ハ更ニ無御座候、依而神務造營向道橋直し集錢人足等、身上之大小ニ不拘、一躰平等ニ相勤メ來り、高下ハ無御座、一山和合仕、穩當ニ治り來り候、然處星霜を經候ニ付、銘々私見を募り、故障入組等之絶間なく、從來　御上樣へ奉掛御苦勞候御事、兼々奉恐入候、然るニ一昨年來(マヽ)

大政更始、四海一家之　御宏謨被爲立、神佛混淆御廢止、神職たるもの、神葬祭たるべきの旨、　公明正大之　御親政、追々御布告之御政令等、乍恐愚痴蒙昧之私共、厚

く敬承難有奉拜戴、先非を悔、驚愕恐縮仕、昨年土地返上、社職御斷奉申上、歸農歎願仕候處、寛大之以　御仁恤、昨年八月願之通り被仰付、別而佛堂佛躰佛具ハ、歸農之者共へ御引渡被下置候段、判然之　御裁許被仰付、一同ニ力ヲ得、重疊難有奉戴仕候、然ル處、神葬祭被相願社人衆中ハ、今日迄も御主意敬承、舊弊一洗之姿一切相見得不申、依之諸事齟齬仕、和融出來不申候ニ付、萬端差支多く、一同歎息、日夜勞煩迷惑仕候、其譯柄乍恐左ニ申上候、

一石徹白ハ今神地と申立、舊弊相募り候事、
一廢佛毀釋亂妨之所業仕候事、
一白山道刈之事、
一道者案内不相當之事、
一白山室破損之事、
一朝廷ヘ突訴之事、
一泰澄大師十六歲之像厨子破却之事、
一佛具等無益ニ破損仕候事、
一小谷堂治右衛門子火葬之事、

一（下在所）四郎左衛門宅へ多人數踏込候事、

一勅使僞り一同動搖爲仕事、

一有名無實之事、

右之外御一新之御趣意、齟齬仕候義、多端ニ付文略仕候、

一石徹白之義ハ、諸記ヨリ書顯御座候通り、大師開闢之古地ニて相違無御座、譯柄ハ、其舊跡證據眼前明白之義、然ル處、強ヨ神地と申立候者、除地ニ御座候ニ付、私有仕候強惡邪欲之意庭を取勝（繕）候舊弊ニて、今般　御一新ニ付、普天卒（率）土之御國體、御一洗之御主意體認仕候之、只管舊弊之邪曲を恐入改心仕候上ハ、敬承之實効可表筈之處、追々神職之權威を振ひ、私共ハ農民と蹈しめ、都而無理非道所業有之迷惑仕候、

一廢佛毀釋亂妨之所業仕譯と申ハ、神佛混淆御廢止を幸ひヨ、自己之邪欲を以て、諸堂の佛像（御御神躰之寺ニ御座候、）一所ニ狩寄せ、上之御本堂之御像を始、左（右カ）名之御神形ひきつり出たる樣子ニ相見へ、其節佛躰十三躰燒捨候樣子、右之外非道之所業難盡筆頭文略仕候、

一白山道刈之事と申ハ、毎年土用ヨ相成候得ども、村中一同申合、貳拾餘人登山仕り

御山ニ而一宿仕り、草木刈取道筋手入仕候義、往古より之仕來ニ御座候處、今年ハ社人方一人も出勤不仕、歸農(歸依佛前イ歸農)之者ゞかりにて、道刈手入仕候、右ハ絶頂を始め、佛躰安置佛之靈場故、忌嫌ひ候事哉ニ存候處、全く社人之權威を立候不埒ニ御座候、

一道者案内不相當と申譯、白山登山之儀ハ、諸國より修行者ハ勿論、有志之輩夏中登山仕候義ハ、往昔より之流例にて、別而尾濃參三ヶ國ゟ、滅罪生善のため、謝罪之志を專らとして、登山有之、念佛を唱へ、登山之輩ら多く、依之神職之身分として、修行者道心者之案内ハ、背本意候義全く名利を慾(貪カ)り候邪欲之所業歟ヶ敷奉存候、

一むろ破損仕候義ハ、關をやぶり、莚等を捨て、諸人難澁仕候事を好ミ候姿、不仁之至り、如何之意庭ニ御座候哉、不審ニ奉存候、

一朝廷突訴之事、

右ハ當春正月上旬、常成平左衛門、次左衛門、九右衛門等、西京夫ゟ東京神祇官に罷出候所、一切取揚無御座候趣風聞承之候、

一大師十六歲之厨子破却仕、幷佛具等破損仕候者、今六月之事にて、彼是混雜多端

之義ニ付、委曲郷連ニて申上度奉存候、
一小谷堂治右衛門子火葬之事、
右者社人ニて、神葬祭御願申上なから、舊例之姿ニて、神葬祭之法式不仕、火葬ニ
仕候、
一下石徹白四郎左衛門宅へ多く人數踏込、家内子供ニ至まて、無據逃去り候事、幷勅使御入
來と申僞り、村方一同心配動搖爲仕候事、右ハ彼是入組、長文ニ相成恐入候間、口
上ニ而申上候、右之件々奉申上候者、全ク社人中之舊惡を申立、誹毀仕候義ニて
ハ決而無御座候得共、乍恐右之件々之始末ニては、萬端双方不和合ニて、諸事齟
齬仕候ニ付、双方是非を爭ひ、　御上樣へ度々奉掛御苦勞、就夫家業家職ニ怠り
候得ぞ、第一勤王報國之要務も相勵まれぞ、田畑自ら荒蕪仕、五穀不熟仕候得ぞ、
村方飢窮之難澁ニ蹈(陷)り、追々大困窮仕候得ぞ、強者邪欲を恣ニ仕、弱きものハ凍
餓之苦ミ仕候樣相成行候ハ目前、其兆御座候間、一同後難を恐れ、且萃心痛仕候。
仍而今度乍恐御親政之秋ニ御座候間、億兆一親(視)之　御仁術(恤)を以て、石徹白一ヶ
村之義ハ、一社一寺社家一軒ニ合併被　仰付被下、右之外ハ都而不殘三役支配、
地方ハ勿論、三役支配ニ成候樣、村中治り潤敷、勤　王報國之御用務無滯相勵、子

孫無滯、家名相續可仕、何卒出格之　御沙汰を以て、一村一和無難に相治り候樣
御所置奉仰上候、以上、

歸依佛方十人宛規定連印記

定

一今般
王政御維新之御時ニ當り、神佛判然、權現菩薩號御廢止、御奉還之御政令有之候處、
素ヨリ大逆無道、尊頑者排佛毀釋を企て、御社内御神像殘り少く、燒捨打碎キ、御容
チ少シ被爲殘候て、御本社觀音之像、白山開闢泰澄大師之御眞影計り成茂、歸依佛
前歸農万端、御上樣に奉歎願御申受、本中居より十町餘り下モニ御免ニ而、新中居
之御屋舖を築き、右靈像御尊敬奉り、歸農百三拾軒餘之人數、破佛後歸農、四拾餘軒
之者之人氣、意底天地雲泥之相違故、以後永々世親子兄弟ハ勿論、同苗同家たり共
懇意之交り、決而致間敷、相互ニ氣を付相、觸而不依何事、吟味仕合、御寺新社堂兩
高祖御大切ニ可奉崇敬候事、可爲肝要、佛敵者共、新社堂へ參詣禁制、何故なれバ如
何躰なる事を仕來も難計、亦若身分ハ十五以上之者之女男夜遊ひ不通ハ勿論、酒

の付合、呑ミ仲間、商ハ都而佛敵者と、懇意之付合事、決而不爲樣ニ、相愼ミ若キ者た遊ひよ宿ニ而此定メ書折節取出し讀ミ、面々各々ニ胸ニ決心可致、依而規矩書如件、

一中居七社明神改舗地、諸造營向キ不依何事ニ、少違背致間敷候事、

一新舗地ニ付、佛像ハ不及申、御堂屋敷取御構ひ、又樣子石燈籠玉垣幷樹木植へ、都而何事ニ不寄、思付次第、我れ先キ勝ニ再興可致事、

一歸依佛方の者、寺參詣して、下たの留だん迄も、履物晝夜共ニ履キ上ル不可事、

一歸依佛百貳三拾軒之亭主分之者ハ、御寺堂社ニ而、御勤メ中ハ、家内眷屬如何成ル小兒ニ至迄を質素と、無言ニ居る樣ニ可付申(申付)候事、

一其家之亭主分之謂付ル事ハ、急度相守り可申事、

付り新御屋敷橋爪ニ而、下駄高足ハのぎ置、參詣可致事、

一歸依佛之者ハ、兩高祖之御大恩ハ無キ議り申ス事ト聽聞可仕ル、必ス輕忽ニ聞キ可不(不可)申候事、

一大御法主樣、新御法主樣、衆生不便ニ甚深懇ニ從被爲思召、千辛萬苦、數千萬里之波渡被爲遊、御淩キ御渡天被成下、御無難ニ而御歸朝、御滿說可不(悅不可カ)有盡期、一同有

難キ恐敬奉存候御事、

一大師ハ我等ら御先祖ニ正敷相違無之候故、晝夜朝暮ニ無忘(却)脚奉敬拜シ可申候事、

一歸依佛方相談示ヒを、佛敵者共へ、堅く爲聞間敷候事、若シ爲聞ル者ハ、貰物せるために、たひしやうニ、細ニ咄シ候族ら有之候と見にて、佛敵者の知ルまい事を聞て居る故、定て犬あるに違なし、左樣之者ハ、歸依佛前歸農連中相省れてゟ無仕方、左樣事無之樣、以後急度相愼ミ可申事、

一猝姫緣だん之儀ハ、邪教佛敵之者共とハ、我ら心底か決而遣り取り爲まいと思ひ詰可申支、

一排佛毀釋とハ、親ニも子ニも兄弟ニも、廣劫無量之御大恩汝蒙り奉りなから、兩高祖之怨敵となりし大罪之徒者とハ、銘々意恨之心魂ニ貫通ふ(マヽ)可致候事、

一歸依佛方ハ博奕都て諸之諸勝負急度相愼ミ可申候事、

一歸依佛之者ハ、人之立置萱芝テ、當作際ハ之荒シ之中之草木決而剪刈り致間敷、相心得可申候支、

一右連中ハ、梨柿(マヽ)所隱作り、草木花等取荒を間敷樣相心得、子供ニ至迄ゟ、親より能

々申聞せ、委(妄カ)りニ野荒爲致間敷、子供ハ行機(儀)能育つる樣、肝要たるゑくと、相心得可申候ヱ、

一歸依佛方と破佛とハ、機邊天地水火之違い、多劫數劫之別れなれは、此離レ之儀ハ、子々孫々へ申聞せ、𢈘可置候ヱ、

一若い者ニ而も、佛敵とハ常ニ唄い舞い大酒を可不(不可)呑ム、佛法之敎を聽聞しても大酒せよ博奕打の喧嘩せよといふ事ハ不聞、能々相愼ミ可申候ヱ、

右拾六ヶ條、佛へ歸依方ハ相心得可申ヶ條ニして、少茂忘きやく被ル(マヽ)爲致樣、右愼み可申候事、

今般

王廷(ちやう)三箇條之御趣意と申ハ、王法ヲヲモテトシ、仁義ヲサキトシ、

敬神愛國　天理人道

皇上奉戴　朝旨遵趣

人たる者、神佛を敬ひ、孝悌忠信、我ぅ胸中ニ相治め可申候ヱ、

右前文之通り、相當ニ以後相守り可申候、已上、

歸依佛十人規定連印(宛)

明治八年
亥　　上村五郎左衛門

神佛混淆禁ノ時ノ談話筆記　　威徳寺

神佛混淆禁ノ時ノ談話筆記

明治己巳卯月ノ中ノ七日こ、重郎兵衛大(山)城國京都をさして出でまけり、櫻井氏九右衛門、同共前日十六日のむん、月の光を便となし、さそひなそして、談をせんと、夕飯後ま、寺へ行き○○ノ云フ、吉田へ御出被下候へむ、神さうさいハ、御受なき様宜敷御賴申と云へハ、重郎兵衛ノ返答に、神葬祭ハ受ともあいかと、○○答て、手前申様、是非受手ハあらぬ御儀ならむ、一度立かへり有之て、一同會議談合之上、又々御願ひ申様と兩手をさけて賴しま、重郎兵衛不取敢、此度之上京ハ、神祇官附屬之そのことなれむ、宗旨宗門之儀こハ關せずと、玆に一同顔見合せ、夫ハ難有、乍併若し請ねむならぬあとあれむ、受さる先こ、本山こ乍御手數、御伺ひ賜それと、口を掛て云ひけれむ、重郎兵衛左樣ならむ、急度御本山へ御願ひ申とあ(マヽ)とそ云それけり、

又由緒ニ本付ケとの御觸れなれど、泰澄大師之由緒を以て、御願ひ被下候樣と、念をこめてそ云ひければ、重郎兵衞、此由緒ニもとづけとある所が、おれも餘程たのしみじやと、此語にて、一同ニをしかへして云ふよふは、何卒其大師之御由いしやう押立て、御願イ可被下候樣、賴て其場を立去りにき、

白駒ノひまを過ぐるとか、程なく二人は歸國なり、各々へ三秡を配りてぞ、申渡の仰には、宗門之儀は、來四月は、東京諸大名御下り故、御かへり迄御日延なれど、未だ願ふべき場所ニ至らずと、于時一同申まは、然ハ三秡文義共、宗旨ニハ相抱(拘下同ジ)り申さぬものかと云ひけるに、夫れハ宗旨ニ抱る譯ては、聊かなひと被仰、夫故一同翕然として、心しづかに身は安なり、其後四月の祭祀の前、在所ゝ(マヽ)ニか相談致、當年之御祭禮も、例年之通りと相談相きはまり候處、同月廿七日、恐多くも白山の中居と共名もかくれなき靈體尊像取り集め、阝(マヽ)筐川の邊まて、篝をたきて燒にけるを、明廿八日には、御社内幷ニ御境內掃除爲と、社人共一同社へ參りしに、河の邊りに殘れるは、只炭のみぞ殘りける、其後長左衞門ニ而、夏ツ惣立合ニ、一同方上在所之者共へ、御神形燒き候ことを、なケ／＼と云ひ立るに、上在所之者共は、只默然として首をたれ、一言もいはぞありて、其座を其儘ニ捨て立去りけり、夫より一同ニハ、神像を燒き、又道々の石地藏を

取て、あゞなぞをるをきゝ、如何様身れ行ひやらと、尋ねあければ、其時九右衛門申ニは、此地に住むからは、知らでも知らんといへまいがあと申し候計りなり、返答は少も無之候、其時九右衛門が、一同をひしき付而、顔色誠に鬼之如く、其比彦右衛門、安養寺様へ御伺ひニ出候者之返り候迄、延て被下と申れ、其時重郎兵衛怒て申様は、いかに安養寺が大坊じやと云ふても、今日迄こそ、師匠寺じやに依而、下知も受けたれ共、是からは安養寺にさい（緒カ下同ジ）とうはうけませんそへ、一同　夏ごろのだん〳〵相談之内、一同之者、段々泰澄大師之由い所を願ひ度旨申候得ば、其時九右衛門申候は、泰澄大師之由所は、中々立ような事はない、左様之事申さば、世間へたいして、はずかしいわいなと被申候、其後秋之相立合よ、一同申候は、神様を焼きたという風聞、世間一ぱいよ成、神様を焼きたゆゑに、世柄至つてわろく成りたと申風聞故、口をぎに出ても、手之内も出さん、一や（夜）之宿も致さぬとゆうやうに相成り候故、我々は、もはや今日がゆきませぬニ依而、何卒〳〵我等立行様ニ被成被下よと申候得ば、役所申候は、此度御一新之事故、取よけよと有からは、神様を焼ても埋みても、川に流しても、此神地におけぬものぢやによつて、中々此ぎんみはならぬと被申候、

八月二日之相立合ニ、左近罷出被申候は、其方たちは、神様焼たがわるいと申さるゝ

が、そんなら、此方は太政官に出て、神様を我等焼きたと申上るが、其時どういふつもりぢやと申しけり、其時一同何ともいゑす、あきれハてゝ居る所ニ、役前一同に申々るようそ、それみよ、それぢやで、ぎんみハならぬゑいと云たむかりて、餘義となし、其後九月十二日ゟ十四日迄の相立合ニ、役前被申候は、當年は宗門に而は治らぬ故ニ、人べつ帳ニ付出さねばならぬニ依而、各々左様に致しよと被申候、其時一同申候は、それは誠ニかなはぬ御座りませ、我々美濃國郡上郡八幡町安養寺様ニ茂願ひ、御本山様ニ茂伺中ニ御座候間、何卒〳〵歸國致候迄、日延被成被下よと、段々願ひ候得ハ、役前申候は、神葬祭之人びつ（別下同ジ）付上致さねばならぬといゆて、夫れゟ、人びつ帳はぢまり、畏るべしと、長々被申候故、其時一同申候は、神形を焼奉様なる神葬祭ニわ難成候と申候得ハ、役前被申候ハ、夫レはいちよく（違勅）ぢやと申て、不畏と帳面ニ記を、一同申候は、是迄段々安養寺様之御世話様ニ相成り、猶又此度も日延之儀被願よとわ御紙面茂有之候得は、何卒日延願被成被下よと申所ニ九右衛門 重兵衛被申候は、寺方を申者は、いつまでも此通りぢや、日延願は中々ならぬ申候、然ば、我々是非無、御上様へ乍恐日延願ひニ出ねばなりませぬが、どうぞ年番様ニつれて出てもらひさいと申ニ、役前申候様、つれて出る事はならめ（ぬカ）と申候故、然ばそゑかんを御出被下よと頼み候得は、い

やそゑかんを出せぬと被申候、依而無是非、助左衛門、儀右衛門、勘兵衛、右三人一同ゟ頼まれ罷出候道ニ而、三人申様は、差願之儀は、何方様參上仕て宜ク候哉と相伺候處、年番被申候は、夫れは其方たちの差願は此方致せと被申候、二日目之日、年番我等宿に被來せ、御役所様石徹白之祭後迄之所、御日延に相成候間、我々も今日出立致(様脱カ)を被申候間、此三人、其次之日出立申候也、

下在所地嚴談

九月三日ゟ、四日之ばん迄、ぢげだんいさし候て、山城申候様ハ、高山御坊ゟ、そにかんを彦右衛門、五郎右衛門ぬすんで、京にいつたが、此ぎんみ急度するが、役所をもてへ、宗しきりかへてから、本山へ騰がり、神葬祭かしこまるか、かしこまらぬか、どうしや、八人申様は、をうせはそむかぬといには、九右衛門申様は、口でいゆうではしれぬ、しやうちのしんをせよと申、八人申様ハ、まずしやうちいんぎやうハできませぬと申せハ、喜右衛門申様は、八人之内之茂左衛門に向て、急度できぬかとねめッ(け脱カ)る、八人申様ハ、所の由いしやうがねがてもらいたいと申、山城申様にも、ゆいしやうは何しやといふ、八人申様は、白山泰澄大師切ひらきのゆいしやうを、ねがてもらいた(い脱カ)と申、山

城中様、それはかなはぬ、ちうこう之事、八人申様、宗門切かに之事なら、御本山へ頼申候てから之事ふ被成てもらいたいと申、山城申ニは、それみよ、高山御坊ゟ之、そゑかんぬすまれたぞや、急度ぎんみする、八人ゟ、此春吉田ゟをかゑり之時被申候様ハ、本山ふはなれるいろめニなりたニ仍、とくしやう寺様へ参り、あんねう寺様之若御いんぢう様を御頼申候て、御本山様に、御うかゞいニ御座候得も、御本山ゟ御へんとうのあるまで、宗門は御頼被成てもらひたい、申せは、山城それは違勅ぞや、いや〱いちよくではない、あんねう寺様へ茂ねがいをだしたと、をつしやるが、そのゐんとうある迄之(のカ)べて被下、山城申様ハ、いや〱一日茂ならんとがみつける、神そうさいをかしこまれ、八人は、所のゆいしやうを頼み而、茂羅いたいと申、山城申様、それはいちよくぞや、八人申様、いや〱、いや〱、いちよくでない、御一新付、神様をほろぶしたのもある、焼さらしにしたのも有、又石地蔵様をあげたり、ぶちをつたりする様な神葬祭は、どうもかしこまれませぬ、山城申様、神様やくのも、甚(神社カ)ぞや、取子(マヽ)京とある王せいぞやに仍、此石徹白之神地ふをけるのでない、川にながすか、土のそこにいずむか、焼かせるが、本いぞや、をくとこがないで之事なれは、焼はだ(大事)ぞないと申、八人は而と面とを見合、なみだをながし申様は、神様をちやうちやくしたり、焼たり、石地蔵様を

つきたをしゐりするので、當年之年のわるいのも、其きよじ(内事カ)かと思ふたび、にてる人も、此わざニ而、じひ之宿之ないのじや、此様な神葬祭これなれぬと申せば、山城申に、泰澄大師わ生たりしんだりする人間じや、あれはむかしニ白山わ切ひらきてあるので、大師のゆいしやうもたゝんといふ、八人も、それでも、いかにもかなしいといゑども、喜右衛門申ニ、年之わるいのも、そのきよじでない、古神代之時も、神刑はなかり(つ)たのじやが、夫でも米之大きさも壹寸八分あつたとある、夫で神様を焼ても、年のさわりもならん、明日からでも、登の口にじめなわをはると申、夫は山城、重郎兵衛をまねき、重郎兵衛申ニも、ほう〳〵今日はなに事で御座るといふ、山城、是は〳〵よう御出被下候、八人ぬけ候間、ことの外むつかしう御座ります、御前様も頼というて、八人をはじしめる、八人は、右徹白泰澄大師様の白山切ひらきゆいじやうを頼被下よと、うつむいている、又林五郎申ニ、今日ついゑるも、八人之わごじや、今日之日用をとると申候、山城申ニ、本山行と申ものに、ぐじ(帯上)やうであふたが、此頼かなわん内も、ふたたび所にもかいらんと申たが、そういうものふ、一所になるな、用心せよと申候、

喜右衛門申様、茂左衛門、向而申様、是がくつふつく(屈服)ができんか、できねど、明日ニ役所にひきだいて、かなぼう之下ニ而、くつぶツくをさせてみせる、其時も、わがなでる時

之ともんまい代一せんもようたやいならぬと申候、又九右衛門申様、
コノアトハシレマセヌ

古文書綴　　維新ノ一

奉願上候御事

此度周防儀、先達而御達、松本周防申上、下筋に廻、且相居候ニ付、通ヨリ誘引
仕度、此段御聞済奉願上候、

松本周防
石徹白伊豫
石徹白長門
上村上總
櫻井攝津

右者當所神職等之義、是迄京都吉田殿に万端寛願来候處、此度　王政御一新ニ付、
神祇官に御政(改)正ニ相成候間、當所神、或社法、神職等之定仰(ママ)爲御達、御願社中惣代右五
人之者、神祇官に差出申度奉存候、何卒

御添狀被成下置候樣奉願上候、何分

右願之通り被爲仰付被下置(可被下置カ)可奉存候、以上、

明治二巳年二月

石徹白頭社人

石徹白長門

同所幣司

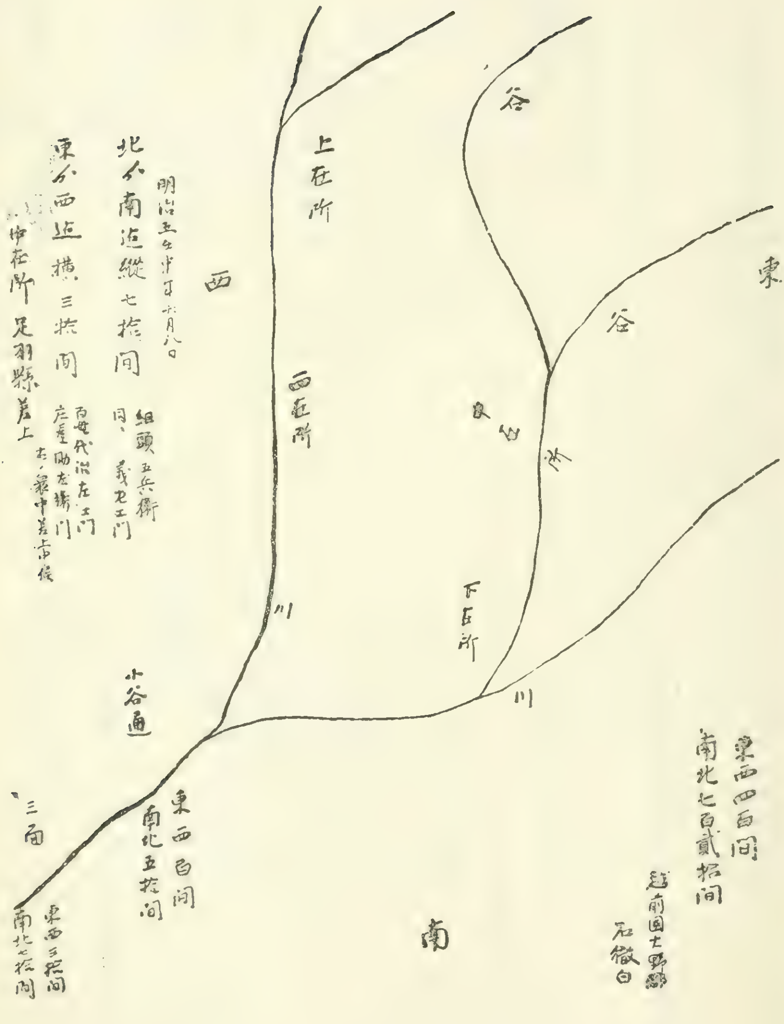
櫻井肥後

郡司

御役所

口上之覺

一先般從　朝廷被仰出候無税之地御改之義、奉畏、則相改、間數書を以申上候通りニ御座候、然ルニ、當所之義、極山中ニ而、高山之麓、在所迄茂何方ヨリ二三里茂登り候程之場所ニ而、谷深く、其上極寒國ニ而、秋之土用ヨリ春之土用迄、雪消不申、高山ニ者千歳雪ト申シ、雪絶不申程之場所ニ而、山野田地四分六分、畑地之内茂三分二ハ稗作ニ而、田畑共諸作一作限り、極々惡地ニ御座候、九、拾ケ年ニハ、諸作皆無、種茂失ひ候程之場所ニ御座候、尤當所之義ハ、從往古、白山中居大神宮之神地除地ニ御座候へ共、從


北ハ南迄縦七拾間
東ハ西迄横三拾間
組頭 五兵衛
上在所
西在所
下在所
谷
谷
東
西
南
川
川
小谷通
三面
東西百間
南北五拾間
東西三拾間
南北七拾間
東西四百間
南北七百貳拾間
越前国大野郡
石徹白

朝廷御改ニ付、銘細書記奉差上候、以上、

明治三午年四月

石徹白頭社人
上村重郎兵衛

同所同所
上村治左衛門

同所同所
石徹白藤重郎

同所同所年番
櫻井九右衛門

御郡政司
御役所

神樂司
石徹白平太夫

幣司
櫻井幣司良

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

乍恐御達シ申上候御事

一當所正一位白山中居大神宮社號之義ハ、船岡白山中居社、亦白山下神社石徹白社と茂奉稱、

祭神ハ伊弉諾尊、東相殿大日孁貴、西相殿伊弉冊尊、大宮殿天太玉命、末社素盞嗚尊、大己貴命、泰澄靈社、神明社ハ、天照大御神、次猿田彦命之社、美女下社磐長姫命、今冷水社ハ、彦火々出見命、神鳩社ハ猿田彦命、水呑社ハ鸕鷀草葺不合尊、瓊々杵命之社、一之瀬社ハ、猿田彦命、伊野原社ハ猿田彦命、右之次第ニ御座候、當社白山中居太神宮ハ、人王(皇)拾貳代景行天皇之御宇、御鎭座御社ニ而、其後二十二代雄略天皇之御由緒ニ御座候而、四十四代元正天皇勅許之御社ニ而、其後皇太后宮之宮より、御紋付之神戸帳御寄附、右御紋所從來相用來候神位、去ル享保十八丑年三月十八日、奉願神號ハ、萬延元申八月二日奉願候義ニ御座候、扨又白山峯御社ハ、當所之支配ニ而無御座候、白山船岡中居之義ハ、從古神地ニ而、除地之場所御座候、私シ共義ハ、從來神職ニ而、神事祭禮、遷宮、遷座、年中行事、今上皇帝國家安全、御支配御城主武運長久之祈禱仕、別而月々六祭月並等相勤來候、御國政之義ハ、古へ　朝廷御支配、其後越前朝倉家御支配、德河(川)家之御代ニ至、福井家之御支配方、金森家御支配、寶暦之比石徹白爭論中、江州多良尾四郎右衛門樣御領より、御當家樣に御引渡シ相成、御支配

御代々如先規爲被立置、數百年來今ゝ社家社人計ニ而、百姓等中者壹人茂無御座候、然ル處、此度御一新ニ付、神佛混淆不相成旨被仰出候處、社人共之内より、彼是申ニ付、身分相當之義与存、御一新相守り、社人相務り候樣御願申上候處、神社を佛閣ニ中立候者共出來仕、是等之者共、社人之免許拜帶乍仕、然御一新之折柄、勅許之御社を、佛閣ニ中立候樣之者ニ、神職之所禁ニ無御座候間、是迄御當藩ニ御願申上、吉田家より之御免許御取上之上、神地備り、百姓ニ被爲仰付、其外唯一神（道）通相改候者共、從來勅許之御社、無怠慢方神勤仕度、此段奉願上候、以上、

明治三年四月日

頭社人　石徹（白脫カ）藤十良

頭社人　上村重兵衛

頭社人　上村治右衛門

頭社人　同　彦三郎

頭社人
同　源右衞門
頭社人年番
神樂司　櫻井九右衞門
石徹白種範
幣司　櫻井常幣司良

御郡役司
御役所

奉願候口上之覺

一先般御達書を以申上候通、御一新ニ付、社人共多勢連印仕、神社を佛閣ニ中立候程之義而、御神前附之神供米少々𪜈作配[し]仕候者、御初穂米出之來り候處、右神供米𪜈、神事柄を見て差出し候抔ト申、押取ニ仕候者𪜈御座候間、御早行御呼出之上、神供米差出し候様、且又當月晦日より之御祭禮ニ、右佛閣ニ中立候者共、御祭禮ニ壹人𪜈立入不申候様、被仰付被下置候様、奉願上候、以上、

石徹白年番
櫻井九右衞門

明治三年四月　　同所幣司
櫻井幣司郎

御郡政司
御役所

石徹白社人
櫻井常成
外壹兩人
須甲磯右衞門
外壹兩人

其方共義、先般神佛混淆引分之義、被　仰出候ニ付、双方品々願立、右ハ不容易事件ニ付、願書を以、神祇官に相窺濟ニ而、社人望之者ハ、社人申付、歸農望之者ハ歸農申付、判然社農引分、佛堂佛具等取除可致、淸淨地候間、得其意、右佛躰佛具等歸農之者に、可引渡、就而ハ、土地引分租税等之義、民部省に可相窺ニ付、近日檢地役員可差向候之間、場所可致案内、幷田畑持主名前帳年中神社入用書可指出候、見分之節、諸事不都合

無之様、年番致可被置候者也、

午八月

六月廿日持參差出し、佐久間小錄、薄手相成、但別紙神祇官伺ヒ、御附紙濟、美濃寫帳添差出シ、

當藩管內、越前國大野郡石徹白之儀ハ、闔村社人而已ニ而、往古ヨリ無稅無役之地ニ候處、今般社人相續、又ハ歸農納稅之儀、兩端之願書差出シ、藩廳限リ所置相成兼候ニ付、神佛引分方、別帋之通リ、神祇官ヘ相伺ヒ候處、御附帋之通リ、御差圖相濟候、依之、歸農承リ屆候、場所ハ、檢地之上、近村ニ照準シ、租稅高取究メ候上、御屆申上候心得ニ而宜敷御座候哉、別帋寫相添、此段奉伺ヒ候、以上、

郡上藩公用人

庚午六月廿日　戸川涼

民部省

御役所

六月廿日

民部省ゟ御呼出シ石賀租稅

少佑ヲ以而、左之廉々御尋問有之、

去ル廿日、其(管)官內石徹白社人之內、歸農願之者ハ、檢地之上、租稅取立等申儀、一躰石徹白之儀ハ、社人共之地所ニハ有之間鋪、石徹白神社附屬之地ニ可有之、左候得ハ、歸農之向ヨリ、納稅有之上ハ、自然社務入用相減シ、不都合ニ有之爲く哉之事、右石徹白幽邃雪國ト雖も、閭村百七拾人之社人共、從來社務相續仕來り候者共、山間田畑等有之、何歟生產之穀類ヲ以而、生活相立居候儀ニ可有之、依之、惣躰檢地之上、田畑惣高明詳取調差出シ可申事、

但、本文年々社務入用大概、幷頃日村高帳ニ添差出候附錄ニ有之、九拾八町三反六畝之內、社人共銘々配當致ス處之田畑高區別等、巨細取調、且又可差出事、

一諸藩(管)官轄中、舊來之朱印地、社寺領、其他高ニ結ヒ有之、餘地等、今般御規則御改正、從朝廷御手當有之、租稅等不殘、

朝廷ゟ上納之事ニ相成、近々御布令可有之、然ル上ハ、右石徹白之儀も、惣高取調差出シ、除地与相定候上ハ、前文諸藩除地同樣相成候事、

書面石徹白之儀、元來之佛地与心得候者、本末顚倒之儀ニ付、速ニ佛堂佛具等取除可致清淨之地、且社人歸農願候分ハ、聞屆可申、地方及ヒ人民ハ、地方官之管轄勿論之事、

附、社人共ヨリ差出候書面之內、泰澄靈社之儀ヽ、不都合ニ付、堂宇等取除可申事、

乍恐奉歎願上候御事

當州之義、追々奉申上候通、從來神地ニ而、除地配分支配仕候蔭ニ而、數多大小之神社再建修覆、社家社人ニ而仕來り候處、御一新ニ付、神佛混淆不相成折柄、百餘軒之者共、神道を捨、百姓產業相願候ニ付、御開濟之義ハ、奉恐承候間、百餘軒人民丈ハ、別御支配ニ被成下置候而も、神地相滅不申樣、是迄之通御立置被下置候樣奉願上候、右百餘軒之者、社人中、神地配分支配罷在候ニ付、諸社再建修覆共、力を合仕來り候處、土民ニ下り候時ハ、神社ニ構ひ不申、然ル時ハ、少分之社家社人、聊之神地ニ而、大小之神社再建修覆不相成樣成行之義ハ、眼前之義と心痛仕、且又私シ共對神社、神慮之程も恐多奉存候間、再三之恐をも不顧、奉歎願候段、哀御憐察被下置、何分ニも是迄之通、神地御立置被下置候樣、偏ニ奉願上候、以上、

明治三午年

（閏十月カ）
壬十一月　　　　　　　　　　上村種明印

石徹白胤貞印

櫻井胤澄印

御藩廳　　　　　　　　　　　石徹白種範印

御役所　　　　　　　　　　　櫻井常成印

先般以書付御願申上置候得共、猶又社中相談之上、再御願奉申上候、

一當所之義、追々奉申上候通、往古ゟ社家社人計ニ而、神號奉始、萬端唯一神道之神勤ニ御座候而、葬式丈之義、佛道を用ひ候者御座候、御一新被仰出候ニ付、私し共仲々（衍カ）間之義ハ、孰も佛道を離レ、神葬祭ニ相改候處、社人之内、百餘人一向宗門之者共、神葬祭を嫌ひ候ゟ、同國平泉寺支配ニ罷在候峯之社白山同樣ニ中成、士民ニ下り候義、相願候得共、全く當所之義ハ、平泉寺とハ別格ニ而、御一新以前ゟ、神號神勤共神佛混淆ハ不仕段、毎々奉申上候通ニ御座候、然ル處、佛堂佛具等、歸農之者ニ可引渡旨、被仰出候得共、佛堂佛具等申ハ、飛州高山照蓮寺末寺ニ而、威德寺、圓周寺貳ヶ寺、圓周寺ハ従來無住、威德寺ハ右照蓮寺ゟ折々交代留主居壹人罷在候計ニ而、此外

佛堂佛具無御座候間、歸農之者ゟ可引渡義も無御座候哉と奉存候、尙又檢地御繩入之義も、兼而御布令こも、神地除地、是迄之通と之御觸こ御座候間、神祇官懸り之義者、

朝廷內侍所御守衛、神威隊相勤候次第、厚く御賢察被成下置、當所一體こ、是迄之通被爲仰付、百餘人從來之神職を捨、士民こ下り候者共ハ、神地備之百姓と被　仰付被下置候樣、　神祇官ゟ御窺奉申上度、實こ當所之義、山上こハ六月土用こも雪絕不申、極々寒國こ而、數多大小之神社、少勢こ而、修覆も難相成と心痛至極之折柄こ御座候間、何分夫是御憐察之上、御添翰被成下置候樣、偏こ奉願上候、以上、

明治三午年十月

上村治左衛門
石徹白藤十郎
櫻井九右衛門
石徹白種範
櫻井常成

民政

御役所

明治四年
歎願書

越前國大野郡石徹白白山大神宮幣司
櫻井常成
外三人

乍恐以書付奉歎願候

郡上藩支配所越前國大野郡石徹白正一位白山大神宮社家社人五拾七人惣代幣司櫻井常成外三人奉申上候、右白山大神宮、幷末社拾九社之儀ゟ、石徹白御除地、凡東西三里南北八里程之內、往古ゟ所々に勸請有之候得共、元來高山谷間幽邃雪國邊鄙之土地故、連々切開候場所ニ付、畑地之分麥作等實法乘、粟稗ならでハ仕付不申、聊之田地之分ハ、谷間濕地故、稀成年柄ニ無之候てハ、是以實法乘、極々難澁之中、舊來銘々丹精、漸生活相立、社務修復相續罷在候得共、近來凶作打續キ候ゟ、追々疲勞成行候ニ付、自然社殿及大破候分も出來、然ル處、飛驒國高山縣支配所、高山照蓮寺末ニ而、圓周寺

威德寺、右貳ヶ寺、前書白山大神宮御除地之内に、中興建立ニ相成、檀家等も出來、尤圓周寺ハ、從來無住、威德寺交代留主居樣之もの而已罷在候處、兎角社人共、多人數之内ニハ、心得違之者有之、永續神事本源を失ひ、不淨之族出來、當惑罷在候折柄、神佛混淆不相成御趣意被仰出、難有相心得、夫々請判中之處、一同白山大神宮附屬御除地之内ニ住居、數年來活計罷在候儀を亡(忘)却、往々社修復等ニ不差構心底より、自己之了間(簡)相發シ、彼是差縺、去午三月中、社人共之内ゟ、歸農之義、支配藩に相願、私共をゐても、存意申立候處、何分治定不仕候間、何れニも被仰出之御趣意相立候樣、私共ゟ再應相願候ニ付、同六月中、當(闕) 御役所幷其後民部省御役所に、夫々支配藩ゟ御伺相成、右難有御沙汰奉承伏、前書御伺、御下知之趣ハ、一應御達ニ有之候得共、只今以、右貳ヶ寺ハ勿論、佛具等御取除無之、夫而已ならす、私共五拾七人之外、歸農相望候者、百貳拾六軒有之、右之ものに、白山附屬之地所割合進退爲致、前書貳ヶ寺之檀中ニいさし被置候手續ニ相見へ、右樣ニ而ハ、本社共貳拾ヶ所之社修復不行屆候ハ眼前、第一被仰出之御規則ニ相觸、私共神務相續出來兼候ニ付、其段數度相願候得共、御信用無之候ゟ、只今以、其儘相成居、實ニ心底罷在候間、不得止事奉恐入候得共、遙々出京、此段御愁訴奉申上候、何卒格別之以御仁恤、前件逸々御憐案被成下置、右除地内ニ有之候圓周寺、威德

寺貳ヶ寺之分、不淨ニ付、速ニ御取拂被仰付、白山大神宮附屬之地所之儀ハ、御差圖通取計、以來双方共、神葬祭執行無難相續出來候樣、被成置こも、御慈悲之御沙汰偏ニ奉歎願候、以上、

明治四未四月

郡上藩支配所越前國大野郡石徹白
正一位白山大神宮社家社人五拾七人惣代
幣司　櫻井常成
神樂司　石徹白種範
頭社人　上村種明
同　櫻井胤澄

神祇官
御役所

（右、石徹白村神佛分離書類、越前大野郡石徹白村威德寺所藏、）

能登須須神社における神佛分離

〔須須神社記〕（能登國珠洲郡三崎村大字寺家）

宮寺

奈良朝以來、佛敎の崇信漸く諸國に普きに及びて、諸國の神社中、殊に著名なる大社に、宮寺又は別當寺の附設せらるゝもの漸く多きを加へ、丹楹碧瓦の堂塔は、茅葺素椽の祠殿と相對して、梟鐘の響、梵唄の聲、朝暮神林にひゞくの有様となりたりしが、佛敎盛行の結果、後には舊來の祀職宮司の權力も、次第に緇衣圓頂の別當僧の掌中に歸するに至りしもの、其例決して少からざるに至れり、我が須須神社に於ても、亦夙く宮寺の創建を見たりしが如し、後に高座山高勝寺といへるもの卽ち是れなり、高座山高勝寺は、其の創立の年代明確ならざれども、僧良澄の開基に係ると傳へ、又妙成就院は、平安朝の末に僧運慶の建立せるところなり、今も本社に傳ふる「萬治之三載夏之孟吉辰、高座山高勝寺增長坊良恵」の記名ある「社傳緣起」に據れば、

高勝寺及講堂等之寺者、釋良澄上人之所建、刻多少之佛像、以安置焉、其後釋運慶爲當寺之院主、改作寺社樓閣云々、

とありて、高座宮の宮寺たる高勝寺、及び其の講堂は、良澄上人に依りて創建せられ後院主運慶の時に至りて、興隆せられたるものなるが如し、而して一說に、良澄の創立は、神護景雲の頃なりと云へども、（珠洲郡志）確實なる徵據あるを聞かず、且つ良澄上人の傳記も、全く不明に屬す、然れども、文治二年八月、院主傳燈大法師運慶以下十二人連署の解狀は、「高座宮」の名を記載せる最古の文書なるが、其文中に、「於高座宮者、依爲靈驗无雙之地、浮雲之修行者等、殊令勤行靈崛也云々、」又は「住僧百餘輩云々」の記載有るを以て見れば、當時宮寺の既に盛大なりしこと、略推想することを得べし妙成就院に關しては、之より先、承安五年二月廿八日、大介平朝臣（平通盛なるべし）の國宣に、方上保內の荒田壹町を以て、妙成就院の佛聖料と爲すべきことを令したる文中に、「右件寺僧運慶之建立也」と見えたり、妙成就院が高勝寺の寺中なること、後の文明九年六月十四日良淸注狀、及び永正元年十二月廿八日注狀に依りて明かなれば、運慶は安元、治承、養和、壽永、文治の間に亘りて、高座宮の宮寺の院主と爲りて、社寺の興隆につとめたること、蓋し著しきもの有りたるが如し、平安朝時代の末に、當社の宮寺に、妙成就院ありて、運慶の建立に係り、且つ國衙より所在地方の荒田壹町の寄進の承認を得たること、前記承安五年の國宣にて明確な

り、加之運慶等の文治二年八月の解狀は、當時の國司が「久年承例」に背いて、宮寺に屬する講經田の免田たるの特權を停止するの指令を下したるに對して、抗議を申立てたるものなるが、高座宮に於ては、靈驗无雙の地たるに依りて、浮雲の修行者等、殊に勤行せしむる靈崛にして、其の經講田は「從往古被奉免處免田」なるに、今其の特權を停止せらるゝは、驚愁中の愁とするところなり、由來菓蓏の外、更に一鉢の儲なき貧道の憑むところは、唯「十方之助」に在るのみにして、經講田の如きも、住僧百餘輩の各々支配するところにして、九牛の一毛にも及ばざるものなり、然るを今若し此の如き違亂に遇はゞ、「僧徒等不成止住之思間、往古長日之勤、殆及退轉歟」とて、結衆十二人の連名を以て、切に裁免を請求せしものなり、此の請願が果して聽許せられたりや否やは、史料の徵すべきもの無きを以て、之を確知すること能はずと雖も、以て運慶等の宮寺の維持興隆に努力するところ有りたるを推知することを得ると同時に、當社が僻遠邊境の祠社なるにも拘らず、當時比較的有力のものなりしを想見するに足るべし、

「高座宮」の名稱は、文治以來、文獻上の徵據有ること、既に記したるが如くなるが、宮寺の社僧が、常に之に奉仕したりし結果、又「高座山」なる山號を以ても、之を稱すること

ゝなり、宮寺高勝寺は、後には「高座山高勝寺」と稱するを例とするに至れり、「高勝寺」の名稱の文書に見えたるは、應永四年二月僧快尊の施入狀を以て初見と爲す、「高座山」の名稱の文獻上に現はれたるは、文和元年三月、高座山院主快善の本經田目錄を以て最初と爲すと雖も、此の名稱は、恐らくは「高座宮」の名稱と共に、夙くより用ひられたるものなるが如し、而して應永四年二月の快尊の施入狀には、「高座山高勝寺」と明記せり、これを高勝寺の名稱の初見と爲す、是れ以前の文書には、「高座宮」又は「高座山」の名を用ひ、當時の別當は、「高座宮院主」又は「高座山院主」なる名を用ひたり、斯くて嘉吉元年六月、沙彌某の寄進狀の宛名には、「高勝寺住持」と記し、寬正四年十月、直賴寄進狀には、「高勝寺惣中」と宛名せり、又永正十四年五月の衆徒起請文には、「高座山高勝寺衆徒」と記し、共文中に「鎭守當山高座大菩薩」の文字見え、大永三年五月小倉民部丞吉信寄進狀には「珠々三崎高座山高勝寺」と記せり、

鎌倉時代に於ける高勝寺の模樣は、今全く之を知るに由無しといへども、足利時代の中世、文安、文明年間の古記の傳ふる所に據れば、その頃高勝寺の堂塔には、妙成就院の外に、高勝寺の講堂、及び、藥師堂、仁王堂、例時堂、學頭坊ありたり、又永正年間の古記の記載する所に據れば、當時高勝寺の本堂(講堂)及び妙成就院の外に、釋迦堂、觀音

堂、神宮寺、寶珠院有り、又宿坊には、增長坊、松本坊等の十二坊ありて、其中の增長坊には、持佛堂あり、尙ほ又當時の寺領下地の惣高は合計五千百四十苅の多きに及べり、之に依りて之を觀れば、當時高勝寺の堂舍宿坊の規模は、比較的盛大殷賑なるもの有りて、能州奧郡に於ける唯一の盛觀なりしこと、推想するに堪へたりと謂はざるべからず、「舊記書籍之寫覺帳(櫻井重守氏所藏)と題する古寫本に、「三崎所傳」と題して、當社に關する舊記を鈔錄したる中に、高勝寺に關する次の如き記事有り、

一高勝寺十二房稱號

惣寺號高勝寺 是モ權現惡鬼追伐金神ニ高ク勝ルヽト云義トナン、

山號高座山　院號妙成就院、

寶珠院　福壽坊　金藏坊　十地坊　增長坊　佛眼坊　松本坊　六房

右六房實名良ノ字ヲツケリ、仍而云良門徒、

延命院　實相坊　東之坊　福泉坊　圓龍坊　大乘坊　山本坊　六房

右六房實名快ノ字ヲツケリ、仍而云快門徒ト、

夫寶珠院者、談義所而行死道、延命院者密道場而專祈禱、增長坊學頭也、

一十二房於大講堂勤行次第、

正月七日　修正、

二月　常樂會並大師講、

三月七日八日九日　童竪義並衆徒一七日法花問答三十座、

卯月七日八日　童舞、

七月自朔日、社頭一七日兒大衆參籠、日夜不退勤行、同本地堂一七日參籠、日夜不退行事、

八月十四日十五日　舞童、

四季八講　長日不退最勝王經、

三部講經　三部ト者　法華　金光明　仁王、

毎朝轉讀大般若經、

毎月廿八日　大日講、　一品經、　法花問答一問一答、

四季祭　七十五度神事、

以上　有古筆、

前掲の記載は、恐らくは戰國擾亂時代、當社衰頽以前の高勝寺の狀況を傳へたるものなるが如し、而して之に據るときは、前記諸古文書の記載と相俟つて、高勝寺十二

坊の狀況を知ることを得るのみならず、前揭の大講堂勤行次第は、寛正六年二月、良憲注狀、文明九年六月良清注狀の記載と相俟つて、當時高勝寺の年中の佛事が如何に勤行せられたりしかを知ることを得るなり、

高勝寺は、天台宗にして、其の本堂には、高座宮の本地佛たる大日如來を安置せり、故に之を本地堂とも云へり、又前記の十二坊の中にて最も勢力有りしものは、增長坊なりしが如し、而して金分高座兩宮の祀職たりし神主は、後に記すが如く六家有りて、其の中宮司神主猿女氏は、頭役として、最も勢力を有し、大宮と稱せり、蓋し大宮は大宮司の略稱なり、然るに足利氏の季世、戰國擾亂の時に及びて、當社も亦大に衰頽を來たし、寺僧神職等は、或は諸國へ退散し、或は農耕の民に歸する者有るに至りしかば、神主職の中にては大宮一家、別當十二坊の中にては、增長坊一坊のみ、僅に殘り居りて、兩宮及び高勝寺の祀奠佛事を繼續することゝ爲れり、故に天正年中前田氏の入國以來、德川時代を通じて、永く當社の祀職に當りしものは、實に神主大宮卽ち猿女氏(大宮司と稱せり)にして、高勝寺の別當たりしものは、增長坊法印なりしなり、

德川時代に於ける高勝寺の模樣につきては、安永六年の自序ある「能登名跡志」に、

別當高勝寺は天台宗にて、講堂、觀音堂、阿彌陀堂、鐘樓、客殿、庫裏建てならべて、奥郡

の大寺なり、塔司安養寺とて小院あり、當社寶物多し云々、

と記せり、以て其の盛大なりしを知るに足る、維新前に於ては、高勝寺は、金澤の西養寺を觸頭と爲し、其の配下に屬せり、明治維新の際、高勝寺の別當増長坊は、復飾して、高山氏を稱することゝ爲り、高勝寺の堂舍は、講堂、觀音堂、阿彌陀堂の外に、護摩堂、地藏堂、客殿、庫裏、鐘樓等有りしが、明治八年高勝寺廢寺と爲りて、間もなく此等の堂舍も失はれたり、其の中觀音堂は海濱より約壹丁の處(今の須須神社鳥居横の地點)に在りしが、後に毀たれて、今は其跡に人家建てり、

現今高勝寺の跡に存在する翠雲寺は、明治六年に金澤市野田寺町に在りし同寺(當時の住職は三津善源氏)を移したるものにして、昔時の高勝寺とは全く關係無し、

此の如く、當山に於ては、神佛習合の事實は、夙くより行はれ、高勝寺なる別當寺ありて、古來長日不斷の勤行を營めるを以て、他の諸社の例に於て見るが如く、兩宮の祭神を以て、如來菩薩の垂迹なりと爲し、後には高座宮を稱して、「高座大菩薩」といひ、又金分高座の兩宮を併稱して、普通に「須須權現」又は「三崎大權現」とも稱するに至れり、「高座大菩薩」の名は、永正十四年五月の高勝寺衆徒起請文に見えたるを初見とし、「珠々權現」の名は、天正五年十一月の高勝寺衆徒の訟狀に見えたるを初見と爲す、

兩宮の本地佛は、高座宮の御本地は、金剛界の大日如來にして、古來高勝寺の本堂に之を奉安せり、大永三年五月小倉民部丞吉信の寄進狀に、「珠々高座山高勝寺本堂大日之御寶前」と明記したるもの、卽ち是れなり、而して金(分カ)文宮の御本地は、不動明王なり、萬治三年高勝寺增長坊良憲の記名有る社傳緣起には、左の如く之を記せり、

傳曰、高座宮者本地金剛界大日也、金分社者、不動明王之垂迹、爲惡魔降伏之主將、大講堂者胎大日也、海濱觀音者守護船舫、有重寶齋持之利益、康濟天下之眞佛、養育衆生之如來、而權現瓊々杵尊、木花之開耶姫、故號三崎大權現、

また文化十五年三月に行はれたる高座宮正遷宮祭に當りて、高勝寺の入口の濱に樹てたる標札には、實に次の如く記せりといふ、(大宮司友能記錄)

從來三月廿日晦日迄

高座宮
大日如來　當山執事
御本地

十日間御祈禱執行

神職家

當社の祀奠は、別當高勝寺の創立以來、神主及び僧侶相竝びて之に奉仕せしこと、恐らくは他の諸社の例に於て見るが如くなりしならむと思はるれども、南北朝時代

以前に於ける當社關係の古文書には、院主住僧に關する記載の外、神主社人に關しては、何等記載するところ有るなし、唯僅に康應元年十月の貞慶支證狀に於て「神主」及び「社家」に關する記載有るを見るに過ぎず、然れども、同文書中に「社家」「寺家」の兩者を相對せしめて、記載したるに依つて見るも、古來「神主」及び「社家」と「院主」及び「寺家」とが相並びて、當宮及び宮寺高勝寺の祀奠佛事を繼修したるものなること、毫も疑無きが如し、而して當社奉仕の神職家中に於て、最も由緒古きを猿女氏とす、同家に傳ふるところに據れば、猿女氏は當社の祟神朝に草創せられし以來、世々相襲いで、祀職に奉仕せるものなりと云ふ、然れども、佛教の盛行以來、兩部習合の結果として、讀經梵唄供養法樂を先きと爲し、随つて宮寺の住僧たる院主別當の勢力は、遂に首位に居りて、神主はたゞ舊來の家柄に依りて、古來の祀奠を繼承するに過ぎざるの有樣となりしこと、猶ほ他の多くの神社の例に同じかりしが如し、當社鎭座地の里名を、後に「寺家」と定め呼ぶに至りしが如きも、全く別當寺の勢力盛大にして、寺家の繁榮著しかりしに因るものなるが如し、

足利時代に至りて、別當高勝寺の伽藍堂舍頗る盛大なるもの有りしこと、既記の如くなるが、此の時代の季世には、高勝寺には十二坊有り、神主家また六家の多きを算

へたり、「舊記書籍之寫覺帳」に載せたる「三崎所傳」に、

一神主之事

高座宮　彦大宮　脇神主　南番頭　北番頭

金分宮　河　端　脇神主　經　典　中田三老

と有り、此の所傳に據れば、高座宮と金分宮とには、彦大宮(大宮司猿女氏)及び河端の二神主家が奉仕し、これに南番頭、北番頭及び經典、中田三老の四家が分屬し、併せて六家の神主家ありたること知らる、然るに、元龜年中、織田信長比叡山を燒きて、台徒に一大打擊を加ふるに及び、高勝寺も亦天台宗なりし關係上、其の影響を免るゝこと能はず、加ふるに當時は戰國擾亂の時代にして、民心動搖し、所領犯され易き有様なりしかば、寺僧神主の中にて、或は他國に退轉し、或は農耕の田夫に身を隱す者有るに至りて、社頭の形勢頓に衰頽を見るに至れり、其結果從來の十二坊の中にて、僅に増長坊一坊と、神主六家の中にて、僅に大宮司家一家のみ遺りて、兩宮の祀奠と、高勝寺の勤仕を全うするの有様となりたり、(貞享二年五月金分高倉神主書上控、及び文化三年四月大宮司書上控)大宮司家は、卽ち猿女氏にして、連綿其家職を傳へ、代々粟津に居住せり、今も三崎村字粟津の俗稱大宮司山の前方「ジロク」川の南に沿ふと

ころに、大宮司屋敷と稱して、其の遺跡存し、(高座宮の鳥居前より約十二町餘を距て、現今三崎村立第一尋常高等小學校の敷地たり)其の附近に、猿女家祖先の墓地現存せり、猿女家は、其の後金分宮の南方の坂下に其邸を徙し、以て明治の初に及べり、明治維新の際、神佛混淆の祀奠を改め、從來大宮司及び別當相並びて奉仕し來れる制を更むるに及び、明治二年十二月金澤藩社祠方より令して、今までの大宮司家たる猿女鈴雄氏を、高座宮の祠職に命じ、同時に高勝寺別當の復飾したる高山勝見氏をして、金分宮に奉仕せしめらるゝ事と定められたり、是れ大宮司家及び別當職の本社に對する從來の關係の密着且つ久しきもの有りたるに依るものなり、此時の金澤藩よりの辭令書は次の如し、

高座金分兩社高山勝見與振分、高座社神勤可致候也、

猿女鈴雄

巳十二月

此の後、明治六年、猿女鈴雄、高山勝見の二氏、須須神社祠掌申付けられ、明治十五年に至りて、猿女鈴雄氏須須神社祠官を命ぜられ、高山勝見氏祠掌として奉仕せしが、高山氏の歿後は、猿女氏獨り當社の祠職に任じて、遠祖以來の重職に當れり、

猿女氏と當社との關係は、其由來頗る久しきもの有り、前記明治維新の際に、神佛を分離し、高山勝見氏が、高勝寺別當職より復飾して、當社の祀職に當らんとせし際、猿女鈴雄氏より藩廳に差出したる請願書に次の如く記せり、

私奉仕

須々神社之儀は、高座宮

天孫瓊瓊杵尊、并金分宮

木花開耶姫命兩社ニ御座候處、今度御一新ニ付、復飾仕候高山勝見義、右兩社之内持分ケ奉仕ニ仕度段願出、且高山義　高座宮奉仕ニ仕度段も願出候由ニ御座候得共、左樣御座候而は、順序相違仕候義と奉存候、元來私家系之義は、猿女命

神孫之故を以、

崇神天皇御宮御建立被　仰付候節より、奉仕被仰付、往古以來重キ御由緣も有之ニ付、大宮司等之重き職をも勅許之義に御座候、然者持分ケ奉仕仕候時は、私

へ

高座宮、高山ニ

金分宮奉仕被仰付候はゞ、順序と奉存候間、此段達而奉願候、以上、

須々神社神職
猿女鈴雄印

明治二巳十二月十八日

社祠方

之に依りて猿女、高山の二氏が、一時高座宮、金分宮を分掌せし事情を知ることを得べし、

石動山に於ける神佛分離

上田三平氏報

石動山は能登と越中の境界にあり、寺社の地域は現今能登國鹿島郡越路村に屬し、海拔五百六十五米突の山頂を御前と稱し、伊須流岐彦命を祀り、其南斜面なる海拔四百米突の高原性の地域に堂塔、寺坊を備へたるものにして、舊時は石動山天平寺と號せり、

養老元年越の沙門泰澄之を開き、永世勅願の綸旨を受けたりと稱し、僧坊三百餘あり、南北朝以來特に衆徒の勢力旺盛にして、屢々兵亂の巷と化し、天正年間佐久間盛政、前田利家の討伐を受け、一山燒亡し、殘徒は五社權現御本體を奉じて大呑庄澤野に避難せり、天正十一年正親町天皇の綸旨に據て、再興の氣運に向ひ、慶長四年前田利家石動山坊中の還住を許し、慶安五年前田犬千代更に寺領を增加す、此時石動山寺坊五十八を有す、爾來仁和寺宮の支配に屬し、以て明治維新に至る、

明治二年神佛分離の斷行に依り、山頂なる伊須流岐彦命を舊時の神輿堂の正面

に奉遷し、全山復飾を屆け出でたりしが、其實行は、仁和寺宮會津御征討祈願のため延期して明治三年に至り、三藏坊隆度、寶池院某等復飾して伊須流岐彥神社に奉仕し、他の佛法奉仕者は悉く立ち去らしめ、延命院のみ天平寺を繼承し佛像寺院を擁護せり、

此時の寺院は、三十九ケ寺なりしも兼住者あり、無住八ケ寺、其他は廢寺となり居りしものにして、其形勢舊時の如くならず、殆ど維持困難の狀態にありしと云ふ、然れども神領百五十石、其他近隣諸國より集め來る給米に依て、神佛奉仕の資に供せり、

寺院住職は多くは寺地を近隣の農民に賣り、買得者は之を開墾して田地となし又は居住するものあり、官は暫く之を無稅地となせり、明治四年加賀國に飢饉あり殊に白山下に甚しかりしを以て、人民諸方に流浪す、此等の農民にして石動山に入り來り炭燒をなすものあり、越中方面よりも登りて居住するものあり、舊寺院にして還俗して農をなすものあり、漸次現今の石動山部落を形成するに至れり、明治八年檢地の擧あり、山林にして官林に編入せられしもの多く、個人所有のもの少し、現今石動山縣有林は其起源を之に發したるものにして、來由を知るべし、

石動山を退去せる僧侶の内には、中央院覺圓の如き、一宮正覺院に住職せしものあり、或は家庭敎師を爲し、巡査を志願し、實業に從事する等種々あり、各寺坊に有せし念持佛、佛畫、佛具の類は、主なるものは天平寺に集めたりしが、住職の有爲なるものは、多く之を持ち去りたるものゝ如く、現今能州各地の寺院に、石動山關係の佛像佛畫類を見るは之れが爲めなりとす、猶石動山の地方寺院に對する勢力は旺盛にして、能州各地の寺社の沿革には、多少の關係を見ざるなく、就中、石動山の別坊關係として多根の四位、曾良の坂東の如き著名なるものとす、何れも今地方の舊家として佛畫佛像の類を保持せり、

寺地の現狀は諸所に石垣を殘し、水田、畑地となれる外今猶寺跡民家の屋敷地となれるもの多く、延命院は西尾氏、普門院は西氏、中央院は岡山氏、大智院は藤林氏、三藏坊は廣田氏、花王院は寶池氏、來迎院、重善院跡は某々氏、阿彌陀院跡は山本氏の宅地となれり、

鎭守五社權現の本地佛五體は、現今伊須流岐彥神社の寶物として社殿に安置し、今猶地方人の崇敬する處たり、其他の寶物は今(脱アルカ)氏子總代に保管す、

石動山の根源と稱する動字石及び智德上人は現存するも、其他の佛敎關係の建

築物は、多く神社の用に供せられ、又は撤廢して痕跡を殘すのみ、然れども神社附近の規模壯大にして、舊時の盛大を知るべく、かゝる僻地に比較的住民の多き其由來を知るべきなり、

石動山神佛分離史料

〔石川縣史蹟名勝調査報告〕第二輯

第四章　石動山舊跡

【位置】鹿島郡越路村ニ屬シ、越中ノ國境ニ近ク、海拔五百六十五米突ノ頂點ヲ御前ト稱シ、其ノ南側ニ、同名ノ部落アリテ、縣營林ノ經營、並田畑ノ耕作ニ從事ス、登山口ハ、西方二ノ宮ヨリ登ルヲ現今ノ本道トシ、南方越中ニ出デ、氷見方面ニ連絡スルヲ得ベク、北方多根ニ通ズルモノハ、古來ノ本道ト稱シ、幅員稍廣キ通路並路傍ニ石佛石塔ノ殘存セルモノアリテ、昔時ヲ彷彿タラシムルモ、今ハ交通スルモノ少シ、又西南蟻ケ原方面ヨリ、峰傳ヘニ登リ得ルモノアレドモ、現今荒廢セリ、

【地形】能登半島ノ脊梁タル寶達山脈ノ北ハ、漸次海拔ヲ減ジ、逶迤トシテ鹿島郡ニ

入リ、稍東ニ偏シ石動山ヲ起ス、此山ハ山脈ノ北部ニ於ケル最高點ニシテ、此ヨリ山勢次第ニ低下シ、七尾南灣ノ東ヲ限リテ、海ニ盡ク、二宮ヨリ石動山ヘハ約五十八町ト稱シ、谷ニ沿ヒ、山脊ヲ攀ヂテ、海拔四百米ノ處ニ至レバ、高原性ノ稍廣キ處アリ、昔時ノ寺院ハ、此處ニ開展セラレタルモノニシテ、獨立セル自然ノ一區域ヲ爲シ、其ノ最高點ナル御前ニ本社ヲ置キ、奉仕セシモノニシテ、形勢雄偉頗ル眺望ニ富ム、越中方面ニ對シテハ、東馬場出ニヨリテ通ズベク、越中灣ヲ脚下ニ望ミ、遙ニ北日本アルプノ連峰ヲ指呼スルヲ得ベシ

【沿革】養老元年越ノ沙門泰澄、此山ニ登臨シ、造營ヲ新ニシ、天平勝寶八年一山ヲ總轄シテ、天平寺ノ號ヲ立テ、永世勅願ノ綸旨ヲ受ケタリト稱セラレ、鬼門鎭護ノ靈場トシテ、僧坊三百有餘甍ヲ並ベ、梵唄ノ響山谷ヲ震動セシメシト云フ、建武二年越中ノ守護普門藏人利清、足利將軍ノ命ヲ奉ジ、能登國司中院定清ヲ攻メシコトアリ、定清此ノ山ニ登リ、防戰遂ニ死シ、諸堂社悉ク烏有ニ歸セシガ、吉見賴隆能登ノ守護トナリシヨリ、漸次再興ノ氣運ニ向ヒ、國中諸所ノ堂社ニ、石動山衆徒ノ關係奉仕セルモノ多ク、今猶社寺ノ由緒トシテ傳フルモノ少カラズ、羽咋郡加茂村加茂神社ニ所藏セル應永二年ノ掛佛ノ裏書ニ、大願主石動山住權少僧都祐賢明王坊ノ署名アリ

テ、一端ヲ知ルベシ、天正十年溫井景隆、三宅長盛、七尾城ヲ落チ、此山ニ入ルヤ、一山ノ衆徒之ニ加擔セシヲ以テ、佐久間盛政、前田利家ノ攻擊ニ遇ヒ、一山燒亡シ、殘徒五社權現御本體ヲ奉ジテ、大呑庄澤野ニ避難セリ、天正十一年、正親町天皇左ノ綸旨ヲ賜ヒテ再興ヲ命ジ給フ、

能州石動山之事、有馳走之旨被聞召候、勅願所異乎他之間、筑前守以權威、再造無相違樣、可有申沙汰候、別而可爲叡忠候、天氣執達如件、

天正十一年十月十七日　　左中辨〇花押

蒲生飛驒守殿

天正十九年、前田利家、鹿島郡大呑澤野ノ內ニ於テ、百俵ノ領地ヲ寄進シ、慶長四年石動山坊中ノ還住ヲ許シ、慶安五年前田犬千代、更ニ寺領ヲ增進ス、卽チ

天正十九年利家卿先判五十石、今又百石附之、引合百五十石、以能州鹿島郡多根村之內令寄進訖、全可有領知狀仍如件、

慶安五年九月十五日　　犬千代

犬千代就在江戶、一判如此、利常〇花押

能州石動山　天平寺



承應三年九月、社殿ヲ建立ス、其ノ棟札ノ裏書ニ依レバ、遷宮導師大宮坊澄榮ハ、剃髪ノ時内大臣中院通村ノ養子トナリ、三寶院門跡院家タリシコト知ラル、此ノ關係ハ、石動山ノ再興ニ與テ力アリシナルベク、元祿年間ニ至リ、新ニ神輿堂ヲ造營シ、開山智德上人ノ墓石ヲ建立スル等、一山ノ面目ヲ新ニセルモノ多シ、元祿十四年八月廿四日、石動山天平寺神輿堂棟札ノ裏ニ、當時ノ坊ヲ記載セリ、卽チ

大宮坊	大善院	重藏院	顯實坊	良智坊	心王院
華藏院	乘照院	寶珠院	釋迦院	重善院	妙高院
隨觀坊	大德坊	東藏院	大智院	寶性院	來智院
佛頂院	月光坊	行住院	妙覺坊	大覺坊	成福院
福智院	安養院	寶達坊	舊觀坊	妙藏院	祐定院
普門院	慈光院	阿彌陀院	戒定院	寶行院	三藏院
東林院	一明坊	五智院	眞藏院	延命院	寶池院
千手院	總行院	性空坊	妙法院	重寶院	來迎院
佛藏院	中央院	道任坊	日乘院	圓光院	松本坊
大寶院	明勝坊	尊祥院	華王院		

再興石動山五十八坊ハ、今猶人口ニ喧（膾）炙ス、明和ノ頃綸旨ヲ下サレ、仁和寺宮ヨリ寺祿座祿配當方ヲ示セリ、卽チ

能登國石動山天平寺者、一千餘回之勅願所、法驗揭焉之靈區、異于他之處也、因玆加賀、能登、越中、越後、佐渡、飛驒、信濃七ヶ國之人民、爲產子御穀神納之綸命先畢、者、衆徒等、益守先規、天長地久寶祚延長、安鎭國家、守護鬼門等之懇祈、彌無怠慢、可抽精誠之旨、者、依天氣執達如件、

明和九年二月十九日　　右小辨〇花押

天平寺衆徒中

〇

能州石動山天平寺衆徒寺祿座祿配當方之事

一寺祿配當方衆徒一列宛行先規可相守事、

一七箇國收納米配當方之事、

大宮坊、寶池院者、可爲格別、衆徒中者一﨟以下二十人僧侶座祿應其座邊、可有配當事、

右者依爲長日

勅願、御祈禱之下行、如古法彌無違亂、可宛行之旨、依寺務總法務宮令命、執達如件、

明和九年二月廿五日

幕末頃、一山衰運ニ向ヒ、無住ノ坊僧增加シ、明治維新ノ時三十九坊ヲ殘スノミ、然カモ猶兼帶住職アリ、甚シキハ一人ニシテ數寺ヲ兼ネタルモノアリシト云フ、明治元年、神佛分離ノ行ハルルヤ、同三年三藏坊隆度、寶池院復飾シテ、伊須流岐比古神社ニ奉仕シ、延命院ハ舊寺ヲ維持シ、他ノ僧侶ハ下山シテ地方寺院ノ住職トナリ、或ハ還俗シテ歸村セルモノ等アリ、五社權現本地佛並各寺院ノ佛具類ノ一部ハ、一寺ニ集メ、後天平寺ノ寺號ヲ以テ維持スルニ至レリ、然シテ自餘ノモノハ、多ク各地ニ散亂セリ、羽咋郡一宮村正覺院ハ、當時石動山住僧タリシモノノ襲職セシニヨリ、石動山關係ノ佛畫類多數ヲ藏シ、當時ノ狀態ヲ知ルニ足レリ、

越中石武雄神社における神佛分離

山本信哉氏報

〔石武雄神社社掌河合正則氏所藏文書〕（越中礪波郡野尻村）

改相御伺一件

今般

神武帝創業に被爲御基候御趣意、度々被　仰出候之趣、奉得其意候、就夫拙寺共開祖以來、兩部秘法を以神社鄕社産神鎭守等別當寺務如法に仕來候得共、今般神體社檀（壇）等御改莊被　仰出候に付、以後拙寺共致改相（莊カ）、神祇官御附屬に被　仰付被下候樣奉願上度、此段御伺奉申上候、以上、

慶應四辰閏月

法嚴寺㊞

法船寺㊞

海乘寺㊞

大城寺㊞
寛仁寺㊞
寛勝寺㊞
光覺寺㊞
成福院㊞
泉龍寺㊞
養福寺㊞
想善寺㊞
寶傳寺㊞
光勝寺㊞
圓祐院㊞（法藏寺ノ印ニ同ジ、兼帶ナラン、）
松林寺㊞
實想院㊞
代判養福寺

明治二年七月　佛體取除ニ付神鏡相越ノ件一般通牒相成度申請

書附を以奉願上候、

御一新ニ付、神佛混淆不相成義、去年以來御觸達ニ相成、私共氏子村々に共趣申諭候得共、里中之氏子、數年來異敎ニ染心仕、神社を敬而遠之形樣故、私共方社中佛體取除方押而申談候而ゟ、職柄故与思込之躰ニ而、歸伏難仕躰、强而申候得者、氣向不調、還而銘々迷惑之筋も出來仕、中ニも佛躰取除御幣納候ヶ所も、空社之心持ニ、參詣も仕哉ニ被見請、依而上京之砌、皇學所御鏡師方ゟ買求來、御神鏡納候ヶ所も、氣向調ゐ信心之姿ニ被思候間、依而郡宰所ゟ一統ゐ御神鏡納之儀被　仰渡被下候樣奉願上候、且御神鏡も大概壹石高ニ三分宛位之所ニ而、御神鏡出來仕事ニ、大數御觸達被成下、左候得も社中之佛體取除方明白相立、往還筋抔も他藩之見入も如何と奉存、　御一新之姿急度相立申候樣ニ乍恐奉願上候、以上、

明治二年七月

河合市頭㊞（慶應四年ノ伺書法嚴寺ノ印、圓祐院ノ印ト同ジ、同院ノ還俗ナラン、但朱ヲ墨ニシタリ）
利波主祝（稅カ）㊞
喜志麻進㊞

河邊主殿㊞（寶傳寺ノ印ニ同ジ、但朱ヲ墨ニシタリ）
野村織部㊞
長岡數馬㊞
井頭内膳㊞
山田宗男㊞
宮木民部㊞
寺井宮内㊞
谷　右京㊞
上田宮内㊞
林　兵庫㊞（光覺寺ノ印ニ同ジ）
河合伊織㊞
篠原藏人㊞（寬勝寺ノ印ニ同ジ）
綿貫大城㊞（大城寺ノ印ニ同ジ）
石黑兵部㊞（寬仁寺ノ印ニ同ジ）
代判河合市頭
石黑修理㊞

山森一之進㊞（養福寺ノ印ニ同ジ）

吉原　主馬殿

天野道之輔殿

信越地方土寇蜂起

〔自文久二年八月 至明治五年 年次私記〕

初瀬川健増氏報

明治五年申四月、信越之間土寇蜂起、是ヨリ先、舊會津藩渡部悌輔、近藤慶治、吉田藤太郎、村上藤治、及舊庄内藩吉川大介、米澤藩竹田何某等、奥羽鎮定之後ヨリ、信越之間ニ流寓ス、會々土工ノ工事起リ、(信濃川北海ヘ疏鑿ノ工)官地方人民ニ課シ、溝渠ヲ鑿ル、又訛言アリ、官廢佛ヲ釋(マヽ)スト、土民是ヲ信用シ、相屯集ス、乃チ課役ヲ停メ、佛教ヲ興シ、或ハ新潟港ヲ鎖シ、租稅法ヲ復スル等ヲ縣廳ニ請フ、官吏諭メ潰散ス、土民等肯セス、是ニ於テ渡部以下四人機ニ乘シ、窃ニ月岡村安正寺之僧月岡帶刀ト謀リ其黨ヲ煽動ス、土民大ニ勢ヲ得、遂ニ渡部以下月岡ヲ推シ、主將トシ、渡部等徳川氏回復之五大字ノ旗章を樹テ、共ニ一隅ニ據ラントス、其徒殆ント二萬人、是月二日遂ニ大河津(オウカウヅ)ノ川口ニ向ヒ、沿道ノ民家ヲ火シ、進テ新潟港ニ迫ラントス、時ニ松平參事、南部權參事等、賊中ニ入説諭、賊徒益猖獗、反テ官吏ヲ傷ク、大道盈伊死之、縣廳鎮台兵四小隊ヲ請ヒ、

平島村ニ派シ、急ニ賊ヲ炮撃ス、賊辟易四散シ、事尋テ平ク、後渡部、月岡以下數人斬ニ處ス、云々、

越後地方の廢佛毀釋（佛教信徒の反抗）

權田雷斧氏談

氏は前新義眞言宗豐山派管長にして、今同宗大學々長の要職に在り、明治初年には、越後の郷里に在りて、同地方の廢佛毀釋の實況を目擊せられたりと云ふ、

維新の初めは、總べて佛教を全廢しようと云ふ官の方針であつたやうだ、僧侶は皆復飾せしめ、佛寺は神社となし、僧侶を社司としようとした、それで神社の別當でなくとも、僧侶が遊說し廻つたから、遂に廢寺になつたものも少くない、かやうに、官は勿論僧侶自身も一緒になつて、廢佛を行ふ時に方つて、意外にも佛教を信仰する俗人に依つて、その實行が出來なくなつたことがある、之は自分の地方越後の如きであるが、越後では、信徒が蓆の旗を押立てゝ反抗した、殆ど百姓一揆の樣なものが起つたのである、それで今度は神佛判然と云ふを奇貨として、僧侶を盛んに復飾せしめた、僧侶は施緣がなくなつたものだから、復飾さへすれば官から保護せられるといふものから、頗る不忠實の考で、十中の八九は、生計上の關係から復飾した、さう

してその復飾させた仕方が至つて妙であつた、否な暴であつた、それは彼れは復飾しさうかどうかを見定め、若し復飾しさうだと見れば、直に呼び出してかういふ尋問をした、

貴樣の所の本尊は何んだ、

不動明王、

いやそれは不動明神であらう

と、此の如くにして、復飾せしめたのである、之はその一例であるが、隨分亂暴なことであつた、併し當時はまあかやうな始末であつた、

神祇官を太政官の上に置かれたら、頻りに遊說して廻り、廢佛の氣焰は益々盛んになつた、總べて神社には本地佛があつたが、神官は之を引き出して、鉈で割つて燒いた、官から出張した役人は、足で蹴り小便を頭から仕掛けたりした、遂に人民の反抗を買つたので、竊に川に流すに至つた、此內には今日國寶として尊重すべき物も少くなかつたのは勿論であるが、當時はそんな事には更に無頓着であつた、

大和の三輪明神若宮の別當を大御輪寺といふ、その本地堂は奈良朝時代の建築で、壁畫は皆弘法大師の筆と云ひ、又その三重塔も、奈良時代の建造物であつたが、皆

破壞して仕舞つて跡形もない、今若宮神社となつて居る多武峰の十三重塔も破壞されやうとしたのが、大阪の信者が時價千圓許で買取つて保存して置いたもので、今では特別保護建造物となつて居る、かやうな例は實に夥しい、

此の頃民政局といふものが置かれて、此處へ僧侶が呼出されて出頭する時に、若し羽織袴といふやうな俗服を着けて往けば、相當の待遇をしたけれど、法衣など著て行かうものなら、殆ど罪人扱を受けて、莚の上に坐らせられたのである、

又僧侶をして復飾せしめん爲め、佛教は印度の教法であつて、日本人の奉ずべきものでないと說き廻つたので、他の地方もさうであつたらうが、越後などは、神葬祭を行はしむるやうになつた、後佛教に復歸したものもあつたけれども、現に其儘のもある、

青蓮院門跡の久邇宮樣なども、當時復飾なされた廢佛家の御一人であつた、

一局部の話なれど、越後の彌彥明神の本地眞言院の本尊阿彌陀佛は、行基の作と傳へた靈像であつた、その住持は老僧で復飾を肯ぜなかつたので、之を追ひ出し、その像を破壞して燒いて仕舞はうとしたのであるが、同地方の信者共が蜂起して、恰も百姓一揆同樣の騷動をしたので、已むを得ず、別に假小屋を立てゝ閉込めて置き、

五六年して出雲崎に民政局が出來たので、此處に移して燒かうとし、運搬に取掛つたけれども、又信徒の爲めに妨げられて、實行するに至らなかつた、乍併途中迄持ち出し、途中で放棄した、今は矢張り舊の如く、彌彥山に阿彌陀堂を建てゝ安置せられて居る、

要するに、當時官の役人は勿論だが、僧侶に無知無識の者が多く、その佛の何たるを辨解する者が殆ど一人もなく、皆時の風潮に雷同して、滔々として自ら廢佛をやつたので、唯一の反對者たりしものは、實に地方の信徒であつたのである、實に奇妙な現象と謂はねばならぬ、以上は明治元年二年頃のことであつて、拙僧は越後の自坊に居り、實際の狀況を目擊しました、

官も遂に佛教を壓服し得なかつた爲め、後に教部省を置いて、神佛合併の大教院を設け、三條の教憲は敬神愛國、天理人道及び皇室を奉戴し、朝旨を遵守せしむべきものであつて、佛教には何等の關係を有して居らぬ、是よりして大教院分離となつたのである、（文責記者、明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載）

越後彌彦神社神佛分離調査報告

鷲尾順敬

一、彌彦神社の佛寺の由來

彌彦神社に、佛寺の創設せられたるは、何時代であるか、史證を缺いてゐるが、古く國上山が神領であつて、奈良朝時代に泰澄が登攀して、佛寺を建立したことが傳へられてゐる、鎌倉時代に、此地の賴章の弟賴定が出家して心覺と云ひ、神領の內八王子神田に付て、兄弟相爭うた、心覺は此田は名賀崎の藥師堂免田で自分の所務であると云ひ、幕府に訴へたが、正應四年に、幕府は兄弟の申條共に不分明であるとて公收し、改めて僧禪朝に附し、藥師堂別當職に補した、禪朝は北條氏の族であつて、鎌倉より下向し、名賀崎にあつた藥師堂を彌彦に移轉して大に造營し、紫雲山龍池寺と號し、天台宗の學頭となつた、

これより此地に佛教大に興り、禰宜等の歸依する者も少くなかつた、此後神宮寺が建立せられ、龍池寺の一子院東正寺の佛像が遷座せられた、龍池寺が廢亡の後、神

宮寺が大に勢力があつた、(以上櫻井古水鏡に依る)

江戸時代の初、彌彦神社の社人の内に、佛教を排撃する傾向のあつたことは、林羅山に依囑して彌彦山緣起を改めて、彌彦神廟記を作らせた一事でも判るのである、同地花井氏所藏の羅山自筆の彌彦神廟記一卷が、元の彌彦山緣起の函に納められて傳はつてゐる、これを實見して、寧ろ皮肉な事實であると感じた、

元祿の頃、社人等の佛教を排撃する傾向は、大に著しくなつた、彼等は遂に神宮寺の宗門帳に連名せず、別に神祇宗と云ひ、宗門帳を作つて連判したので、神宮寺では大に驚き、幕府に訴へて、禰宜等を懲戒した、一時この地方の騷動であつた、

今この神社に神祇宗門帳が保存せられてある、その表書及び內容の一端は次の如くである、

元祿十一戊寅歲
切死丹宗門御改帳
四月五日

開卷に、

神祇宗門御改之事

越後國一宮伊夜比古大明神惣神官、并諸役人之分

大神主

一神祇宗　　高橋杢之進㊞

一同宗門　　〻〻〻とあり

別に當時の文書一通ある、首に越後國蒲原郡彌彥明神社僧與神主社家異論付中渡之覺と題し、本文あり、末に元祿十二己卯年十二月十八日阿飛驒、永伊豆、松志摩、青播磨とある、これにより騷動の始末がほゞ判るのである、

二、維新時代の狀況及び現況

明治維新の際、此地は水原縣下であつた、此地方の神佛分離は、小池內廣(嚴藻と號す)が實施の任に當り、大に排佛的行動をした、小池氏は彌彥神社の神宮寺に至り、佛像佛具等を破壞し、手斧で佛像の頂を斫つた、神宮寺の本尊は、今寶光院の阿彌陀堂に安置せられてあるが、頂が割られてある、小池氏の手斧の痕が見らるゝのである、

此寶光院は龍池寺の一末寺であつたが、明治維新の際一たび破壞せられ、後移轉して今の地に建立せられたのである、卽ち彌彥村に蕭然たる堂宇が存してある、新

義眞言宗智山派の一寺である、

彌彦神社に於ける神佛分離

〔越後府書類〕　高橋義彦氏所藏

彌彦大明神神主高橋縫殿介伺書

彌彦大明神社内ニ、神宮寺幷本地佛ト唱ヘ、彌陀之木像居置候處、今般御一新ニ付、御布告之趣申渡し、佛具取拂、本地佛之唱差留候、尤右眞言院何比創立共事實相分不申、元祿以後ゟ、相見候得共、其前如何樣之事務仕居候哉、書類ニも相見不申、本寺間合候處、京都醍醐報恩院末之由申立候、然處元錄(祿)度神宮寺佛具取除神葬祭ニ相改候義ニ付、眞言院ゟ及出訴、同寺利分ニ相成候任威勢、小破修覆金出納役席ニ加り、其上於神前、年三度日神祭席に押而進候事も御座候由、乍去寺社奉行所ゟ被申渡候は、神事祭禮は、社人務之、眞言院義ゟ神宮寺進退、於護摩堂月次修護摩、御祈禱可相勤旨ニ而、更ニ神勤ニは不拘申候得共、社僧ト申來候只今、右神宮寺佛具取拂候上は、外寺役も無御座、全不用之事ニ御座候故、早速諸堂共取拂可仕處、左候而は、私憤ヲ晴し候姿ニ相聞え、且七十歲有餘之老躰、氣之毒ニ存、願義も候ハヽ可申出旨申渡候處、還俗神勤仕

度由ニ候得共、素ゟ神席も無御座、且神系相續之神職中に、筋目も不知者立交、神勤仕候而ハ、神慮之程も如何之次第ニ付、是迄彼進退仕候佛具諸堂家作吳遣し候而、他村へ致隱居候樣申聞度候、且彌彦本地佛ト唱候佛像ハ、以後之障ニ相成候儀故、燒拂仕度奉存候、依之乍恐此段以書附御沙汰奉伺候、以上、

明治二巳年六月十一日

御下知

伊夜比古之神本地佛ト唱置候佛軀一箇ヲ可令燒却候事、

一神宮寺諸堂家作佛具共、眞言院住僧へ附與いたし、神地退去、故郷本藉(籍)へ爲引取候事、

一神宮寺梵鐘ハ、御用之義候間、府に可差出候事、

但、運送之入費ハ、相當可相渡候事、

巳六月十二日

伊夜比古神主ゟ、神宮寺廢棄幷梵鐘之義伺出候間、別紙之通御沙汰相成候間、早速其局ゟ出役之上、眞言院に達方幷本地佛燒捨、梵鐘運輸之事、御所置可有之候也、

巳六月十二日　本府判事

出雲崎局

御中

伊夜日子本地佛燒却ニ付、出雲崎局伺書

伊夜日子神本地佛ト唱置候佛體燒却云々、御達ニ付、去月廿九日出役差出候處、於麓村而、近邊寺院之由十八ヶ寺集居、右惣代須比村西照寺及與板領照瑞寺ゟ、別紙願書幷領主添翰共差出候ニ付願意難取用旨申渡、願書相下ケ、尙夫ゟ彌彥村迄之間、村々家每老若男女五人十人ツヽ集居候体、右ハ今般佛体燒却ヲ相歎、罷出居候由、彌彥着候處、尙又當國寺院取締として、三條與板へ出張罷在候本願寺使僧共も、同樣申出候ニ付、何分も難立筋之旨、及理解、速ニ燒却之積、神主幷眞言院に申渡候義之處、本府ゟ大祓神事修行被仰付候ニ付、七月朔日迄、佛軀燒却方日延之義、神主ゟ願出、依而朔日可致燒却与相定、內實篤ト及探索候處、右燒却ニ付而ハ、僧俗共不服之もの共多人數、中ニハ身命ニ替り候而も、飽迄致歎願度覺語(悟)罷在候族も有之哉ニ相聞候趣、出役ゟ申越候ニ付、篤ト致勘辨候處、當國ハ佛法歸依之愚俗多ク、自然心得違之者出來間敷とも難申、萬一動搖致し候樣相成候而ハ、不容易次第、右諭方等之爲、彼是致猶豫候而

ハ不都合ニ付、一先佛軀ハ當局へ引揚候積、家財佛具等ハ、眞言院へ附與いたし、早々神地退去爲致候樣可相計旨申遣候、此上右佛軀之儀、如何取計可申哉、至急御報有之度候、依而如此候也、

巳七月三日

右之返事

伊夜日子本地佛燒却之儀ニ付被申越之趣致承知候、右者先月十二日、早々出役之上、處置有之候樣相達候處、遲滯ニ及候カ、自然下方に漏聞え、奸僧愚俗同類ヲ集メ、小民ヲ鼓動シ、令言不被行體之場合ニ立至、且又奉命之出役人、其事ヲ能せば、今日ニ至候段、旁不本意之至ニ候、仍而右佛軀之義ハ、本府ニ於而處置有之候條、其局ニおいて、先差構ニ不及候、就而ハ兼而相廻し候願書付札之分、返却可有之候也、

但、伊夜日子神社幷社務職之者進退等ハ、凡而本府ニ所置、社領之民政ハ其局管轄ニ相定候間、是又可被置心得候、

追而出雲崎局に御達書

伊夜日子本地佛燒却之儀ニ付、申被立候趣致承知候、其局に引取候佛軀ハ、郡內に藏庫之中見計可差置候、

一先月十二日相廻候伊夜日子神主高橋縫殿之輔ゟ、神宮寺眞言院本地佛等之儀ニ付伺出候書面へ、御沙汰書相添差遣し候分、早々返却可被致候也、

巳七月九日

蒲原郡國上村國上寺使僧本覺院純能願書採意

乍恐奉言上候、兼而歎願仕置候彌彥村眞言院之儀、國上寺境内ニ引移候儀、御聞濟被成下置度、伏而奉仰願候、恐惶謹言、

明治二年巳八月

御附札

眞言院諸堂幷本地佛ト唱候外、佛像佛具快壽へ附與之義ニ、既ニ申渡相濟候、眞言院國上寺山内ニ引移之義ニ、隆恭快壽和熟對談行届候ハヽ可爲勝手候、勿論右山内ゟり共、本地佛堂抔ト名付候堂舍相建候儀ニ、堅不相成候事、

巳八月

越後長岡藏王堂神佛分離調査報告

鷲尾順敬

一、長岡藏王堂の由來

寺傳に依れば、天武天皇の頃、道昭法師頸に藏王權現像を掛けて、越後の地方に來化して安置したるものとて、古く古志郡楡原に藏王堂があつた、鎌倉幕府時代に大に興隆し、供僧十二坊あつたと云ふ、その十二坊の一なる三尺坊の僧が、遠江の秋葉山に入つて、不動三昧法を修し、火防の靈驗を以て聞ゆることゝなつた、今栃尾に曹洞宗常安寺あり、卽ち三尺坊の遺跡なりとて、地方の人々の間に喧傳せられてゐる、

室町幕府時代に、三島郡の矢田に勸請安置せられ、尋いで長岡に勸請安置せられたるものである、この後の狀況は、安禪寺所藏の記錄によりほゞ知らる、享德四年に別當權律師惠實が願主となり、梵鐘を改鑄したること見え、その銘に越後國古志郡大島莊藏王大權現とある、江戸幕府時代に入り、寬永の頃、大僧正天海の意により、この藏王堂別當安禪寺が、東叡山に附せらるゝことゝなり、後東叡山の春性院僧正義

道じ當寺ょ入りて住し、中興第一世となるょ及び、大ょ勢力を張つた、當時寺領三百石を附せられたるが、實は一千石以上あつた、別ょ藩主牧野氏より祭典料四十石を附せられた、されば別當安禪寺は大ょ富裕であつて、其下ょ社僧三寺、即ち智妙院、教學院、千手院、社家三戶、即ち十樂寺氏、海津氏、河上氏があつた、併し一山の實權は社僧三寺ょあつたもので、社家は祭典の時ょ、太鼓を敲く役をなす位のものであつた、

二、維新時代の狀況及び現況

明治元年五月兵火ょ罹り、諸堂大半燒失したるが、一部分は免れた、同五年ょ柏崎の役人等が此地方ょ出張し、藏王權現は神か佛か判らずとて、本體を實見せんとのことで、始めて戶扉を開きたれば、古き木箱があつて、內ょ小さき五色の幣があつたので、即ち一決して神とせられた、併し乍らその五色の幣の下ょ、銅の打出の藏王權現像があり、尙ほその下ょ、鐵の釋迦牟尼佛像があつた、兎も角も小さき五色の幣があつたので神であるとし、乃で藏王權現堂は、改めて神社とせられ、祭神金山彥命とし、金峰神社と號せられた、乃で別當安禪寺、及び社僧三寺は廢止せられたので、社家三戶が急ょ勢力を振ふこととなつた、即ち當時十樂寺志摩、海津出雲、河上土佐の三人が神事を掌ることとなつた、

別當安禪寺の住持亮寛は、大に慨嘆したれども、時勢の變で何とも仕方もなかつた、然るに自ら大に思ふところあり、忽ち僧籍を脱して三芳野千春と改名し、金峰神社の祠官となりて奉仕することゝなつた、此變に應した態度は、社家等を驚かしたが、當然社家三戸は祠掌となり附屬することゝなつた、社僧も俗になつて祠掌となつた、かくて明治十七年に至り、三芳野千春は、再び安禪寺を再興せんとし、苦心盡力し、遂に其素志を成し、再び法衣を着する身となつた、乃て十樂寺氏が代つて祠官となり、海津氏、河上氏は相次いで此地を去つた、明治二十三年三芳野千春は、七十三歳を一期となし、安禪寺中興の名を留めて寂し、その弟子法順が後を繼いだ、現に天台宗の一寺であつて、三芳野法順が住職してゐる、金峰神社は十樂寺氏が祠官である、

今安禪寺に、銅の打出の藏王權現像、鐵の釋迦牟尼佛像が安置せられてある、實見するに共に古い像である、

丹波桑田郡弓削村神社における神佛兼帶廢止の問題

岩橋小彌太氏報

〔京都市牧磯五郎氏所藏文書〕

覺

丹波桑田郡弓削之庄と申ハ、往古ゟ御領一所之處ニ而御座候得共、只今知行上下分々ニ罷成、上弓削村武田刑部殿領分、下弓削村者松平紀伊守殿領分ニ而御座候而、神事祭禮等上下一所ニ相勤來候御事、

一上弓削村ニ熊野權現金剛童子末社四社

一下弓削村ニ八幡宮末社四社

右不殘御除地ニ而、熊野寺寶泉坊、神宮寺大藏坊此貳ヶ寺惣兩社別當ニ而御座候御事、

右神宮寺大藏坊者、弓削道鏡之時分ゟ別當職仕來候御事、

一本寺之儀、古來ハ高野山最勝院末寺ニて御座候處、何拾年以前何之何年ニ、御當院樣御末寺ニ成し被下候而、代々相勤申候、以上、

享保五年
子ノ四月日

上中村惣代
清兵衛
草木傳兵衛

下中村惣代
ゑらせ源右衛門
清左衛門

清田村惣代
牧　權右衛門
與兵衛

倉谷村惣代
草木清右衛門

大覺寺様

口上

一兩社御除地造宮山之儀ニ付、上弓削村地頭武田刑部殿家來並河文藏と申者、去年亥之九月ゟ申掛候ハ、弓削兩社氏神上下別々に仕、金剛童子境內造宮山取上可申

と上弓削百姓中ゟ一札を取立候へ共、一本も伐取申間敷候と差留候處、下弓削百姓共御奉行所に以口上書を奉願候へハ、先規之通仕(支)配仕可申と被爲仰付、濟狀差上ケ相濟候御事、

一當二月廿六日、寶泉坊ニ被申渡候ハ、神道菩提兼帶難成候間、何ぞ之道成共一方ニかゝ付申候樣ニ、並河文藏被申候、左樣之儀ハ往古ゟ神道佛道兩用共ニ兼帶仕來候、然共御本寺に窺可申候御事、

一右之趣、御室僧正樣に申上候得共、其儀ハ往古ゟ勤來候上ハ、殊ニ眞言宗法例ニ有之候と可申と御座候、

一並河文藏ゟ吉田二位殿に申込、段々御室樣に通達仕候時ニ、御室樣ゟ兩御奉行に以書付を御申上被成候へハ、其儀ハ先刑部方に以書狀通達可被成候ハヽ、如何樣共相濟可申と御申被成候御事、

右之通ニ御座候間、御當院樣ゟも可然御了簡成し被下候ハヽ、難有奉存候、以上、

下弓削中

嵯峨

大覺尊寺樣

御役人様

丹波地方の廢佛

丹波は廢佛毀釋の氣焔が盛であつた、織田氏九鬼氏の領は、實際寺院を破却した、今柏原地方の寺院に梵鐘の存してゐるのは極めて稀である、殆ど皆毀れたものであるそうな、鐘樓だけ殘つてゐるのが、殊に哀れに見られるのがある、（明治四十五年七月八日發行、佛教史學第二編第四號所載）

伯耆大山の廢佛毀釋

沼田頼輔氏稿

伯州大山(ダイセン)寺の廢佛事件を述ぶるに先だち、豫めその歴史の大體を説くの必要がある、伊呂波字類抄には、行基菩薩の開基とし、寺傳に從へば、養老年中出雲國の人金蓮上人の開基に係ると記してあるが、いづれも正史に見えないから、確説とは認められないけれども、今この寺に所藏せる佛像が、割合にこの時代に屬するもの多きことから考へて見ても、この寺の創建が、少なくともこの時代であつたであらうといふことが知らるゝのである、光仁桓武の際、高僧として名を當代に知られた玄賓僧都も、元亨釋書には伯州の山に入るとあつて、伯耆民諺記には、この大山寺に入つたことゝしてある、降つて藤原時代に至つては、寺運が益々隆盛を極めたことは、今もその常行堂に安置されてる丈六の阿彌陀像が、當時の佛師の隨一であつた定朝の作であつて、其後これを修繕した佛師も、亦當代の鉅匠良圓であるところから考へて見ても、この寺の盛大であつたことが容易に想ひ知られるのである、西行の著

迹と傳へられた撰集抄にも、本尊の地藏菩薩の記事が載せられて、大山寺の名は早くから世に知られたのである、承安の頃、州豪紀成盛の如きは、深くこの本尊を崇信し、鐵製の厨子を鑄造して、これを大山寺に寄進したのであるが、この厨子は、今なほこの寺に傳はつて、國寶の第四等に列せられてる、臨濟禪宗の傳來者たる榮西禪師も、曾て此寺に居つて、時の高僧基好に法を問うたことがある、思ふに寺運の盛大なると共に、高僧碩徳も割合に多かつたことゝ思はれる、

王朝の末、佛法も兵力の加護を受ける必要が起るやうになつてから、慈悲忍辱を事とする薙髮染衣の僧侶も、長劍大槍をたばさみて、殺伐鬪爭に從事することゝなつたので、大山寺も時代の趨勢から、この例に漏るゝことが出來ず、多少の僧兵を有して居つたことは勿論である、元弘の時、名和長年が船上山に義兵を擧げたとき、長年の弟なる源盛僧正は、この寺に居つて、一隊の僧兵を提げて、兄の急に赴いて、王事に勤めたとは、伯耆卷にも見えて、よく人の知つてることである、其後寺運益々盛大となり、降つて戰國の際には、大山寺は中國に於いては、隱然一敵國の觀をなした、當時出雲の豪族尼子氏の如きは、夙にこの本尊を崇拜し、堂塔佛宇を造營修理したことは現存する棟札等にも見えて、容易にこれを知ることができる、されば大山寺の

僧兵は、尼子氏を助けて、大内毛利の二氏に反抗した、毛利元就の遺言にも、佛寺供養の代りに、必ず大山寺の經悟院を破れといふことであつた、十州の太守であつた元就が、瀕死の際にも、なほその念頭を離れなかつたのを見ても、如何に大山寺が當代に重きをなして居つたかが知られる、

右の如きことは、寺院の本來から見ると、餘り喜ぶべき現象ではないが、時勢の然らしむる所であつて、必しもひとり大山寺を律すべきものでない、かくて德川氏の一統に及び、全國の寺院も着々順潮の氣運に復し、大山寺も、名僧豪圓を出して、大に面目を改めた、

其後大山寺は、輪王寺宮の支配となり、三千石の所領を附せられ、山道の御紋章は、恰も當時の葵の紋章と同一視せられ、到る所の關門も、誰何譏視することを得ず、天下の大道を橫行濶步し、從つてこれに從屬せる寺僧迄も、自然に虎の威を假る狐となり、謂はゆる叱咤風を生じて下民に臨み、或は鳥取米子の藩士に對して、頗る暴慢を極めたので、是等の藩士は戰々兢々として、恰もその昔源平の武士が、南都北嶺の僧徒に對せる態度を以て、これを迎へ、謂はゆる障らぬ神に祟なしとし、敬遠主義を以てこれを待つやうになつた、この主義の反動は、やがて明治の初に至り、大山寺に

於ける激烈なる廢佛毀釋の遠因をなすに至つたのである、

大山寺が維新の初に大打擊を受けたのは、彰義隊が輪王寺宮を擁して、奥羽に脫走したことである、不幸にも、大山寺は一時朝敵と見做されたる首領を仰ぐことゝなり、深く勤王黨の敵視する所となり、一山はこれがために方向を失ひ、積年の弊害は爰に破裂して、三十六坊二派に分れて互に反目嫉視するやうになつた、かくて學頭代（○本坊西樂院に留守居を置き、これを統率せしめ、その事務を掌るものを學頭代といひ、三名を置くが故に、これを三學頭と通稱す、）は鳥取藩に適從して、其指揮を仰がんとし、一方山徒の多くは、俗人の干渉を屑とせず、その本山たる叡山の支配を受けやうとして、互にその說を固執して讓らなかつた、ソコデ學頭代は遂に意を決して、鳥取藩に訴へた、謂はゆる鷸蚌の爭は漁夫の利とやらで、かつて山徒の驕傲を惡める鳥取藩は、時こそ至れと直にこれに乘じて、積年の鬱憤を晴さんとし、その請を容れて、先づ山徒の强硬なるもの數人を放逐したので、その他の鯁骨なる士は、相率ゐて憤然として山を下つた、一山の紛擾はこれがために靜穩に復したが、大山寺はこれがために全く骨髓を取り去られ、纔に殘留したものは、野心を包藏せる奸僧と、未丁年の雛僧ばかりで、一人として能く寺院の爲めに圖るものなく、一山三十六坊の巨刹も、たゞ形骸を止めるばかりになつたのである、此の時に當

り、維新の政治日なほ淺く、廟堂の士急劇の改革を行つて、快を一時に執るものが多く、況してや維新の原因は、尊王主義の唱道から起つたもので、從つて大業を翼賛せる人の中には、本居平田等の國學者の說に心醉したものも多く、斯る人士は、何れも佛法は己れの仇讐であるかの如く考へ、剩さへ維新の政治は、王政の復古を標榜してるので、心なき噴々者流は、時勢の如何を顧みず、奈良平安朝の昔を夢み、大寶の令律は、俄に復活されて、神祇官は太政官の上に位し、次いで敎部省の設置となり、名は神佛兩敎を管掌するにあるも、その椅子を占めたものは、大率頑冥なる國學者流を以て充たされたのであるから、やがて其の政策は廢佛毀釋となりて現はれ、到る所に守屋勝海の徒を現出し、後世國寶の中に數へられて、美を海外に衒ふべき佛像佛畫は更なり、金碧璀瑰を極めた古建築も、可惜水火に委して怪しまざるに至つたのである、斯る際に當つて、鳥取藩には本居の流を汲める飯田年平、門脇綾雄、佐々木喜蔭、小谷融の諸氏が居つた、中にも小谷融の如きは、神社取調掛となり、多年大山寺の勢威を嫉視して居たのであるから、是に於て自己の職權を振つて、甘心せんとし、明治二年、早くも左の如き廢佛毀釋の建白書を、新政府に提出した、その文は冗長の嫌があるので、爰にはその大意を掲ぐ、

其一に、大山は大山祇神であつて、中古以來地藏菩薩を安置し、大智明權現と稱して居る、この大智明權現と申すは、中古出羽國羽黒山の衆徒が、當山を押領して、全く兩部習合の社としたものである、然るに此度衆徒會議いたし、大山寺關係の社を廢し、一佛山に御立て下さる樣願出候につき、伺ひたいとのことである、

其二には、方今明治新政行はせらるゝ折柄、神山を佛山に御立替相成候は、後代の正史を穢す恐れがあるから、若かず、この際無住及廢寺のものは、其のまゝ政府より御見切なされ、住職のものは復飾して神職となし、寺領を改めて神領となし下され度、もし大山寺より歎願するとも、今日の時勢を知らしめて、斷然たる決議を願ひ奉るといふのである、

其三に、大智明權現は、本地垂跡の社地柄にて、社僧は地藏を以て本尊とし、神職は大山祇を以つて祭神と申傳候、續日本後紀承和二年、文德實錄齊衡三年、三代實錄貞觀六年位を授けられた伯耆大山神とあるは卽ちこれである、一說に大山神を、延喜式に見えた大神山神社となせるも、これは當山の南隅にある大神谷(オホガミタニ)にあつたもので、中古より尾高村に祀られた大神山神社はこれである、

其四に、出雲風土記に見えたる大神岳は、大山なること、

共互に、大山寺の僧侶は、中古肉食妻帶をなし、亂行を極めたものであつて、その淸僧の居つたのは、豪圓僧正から始まつたものである、すべて習合者は、神祇を先とし、後に己が佛法に附會するの說を設け、表面には隨機方便を說き、心裏には神祇を蔑如し、終に己が有とするのであるから、從つて神代の靈跡も、遂に佛屠の占有する所となり、實に慨歎の至りである、幸に御一新の大典を奉じ、速に版籍を奉還せしめ、神山を復舊せしむることは、一大盛事であつて、而も神慮に協ふことである、

この浮薄にして而も牽强附會なる建白文も、一面には新政府の政策に迎合し、一面には久しく大山寺の驕傲を惡める折柄とて、大に當路者の視聽を聳動せしめ、新を好み奇を衒へる俗吏を雷同せしめ、遂に千數百年の大伽藍をして、衰頽に歸せしめた重なる動機となつたのである、

右の建白書が果して小谷氏の建白せし如き理由があつたとすれば、時勢の然らしむる所、當然の事であるが、而かもこの建白は、大に牽正鵠を失した牽强附會の陳說であるので、一言これを辯じて置く必要がある、本地は大智明權現、垂跡が大山祇神であるといへど、大山寺は他の本地垂跡とは全く例を異にして居つて、多くの場合

には、もと神であつたものが、後に佛とせらるゝのであるが、大山寺はもと地藏菩薩であつたのが、大智明權現となつたのである、それは西行の撰集抄にも、

其時俊方あさましくかなしく覺えて、地藏に取りつき奉りて、なきおめきけれども、さらにかひなし、やがて手づから、もとゞりを切り、我家を堂に作り、永く殺生を留まり侍りけり、去程に稱德天皇の御時、社にいつき奉れといふ託宣侍りて、やがて堂を社になして、大智明神とぞ申侍る、

右の如く記されて憶に堂を社になして、大智明神とぞ申侍とある、この大智とは、智德圓滿の義にして、既に大智なれば一點の暗翳なし、これを大明といふ、地藏菩薩は、等覺無垢地の尊なれば、謂ゆる大智大明の義であつて、地藏尊を云ひ換へたるに過ないのである、既に大智大明は地藏と異名同義なる以上は、大山祇命が、大國主命の如何を問ふ必要はないのである、尤も同じ神官仲間でも、佐々木喜蔭の如きは、大山神は大山祇でなくつて、大國主命といつて居る、又小谷氏は、中古羽黑山の衆徒が、大山神を押領せしことを記せども、是實に其誣謗の甚しきものであつて、大山寺が平安朝の昔より創建せられてあつたことは辨を俟たない、又大山寺の僧は、肉食妻帶であることを擧げてこれを辨駁したのであるが、多少の弊害はあつたにせよ、肉

食妻帶の如きは絕無であつたのである、此の如く事理を沒却せる建白書も、制度草創に際し、俗吏の容るゝ所となり、是より大山に於ける廢佛毀釋を唱ふるものゝ再起するに至つたのは、實に惜むべきの限りである、

此頃大山寺を距る三里餘、會見郡尾高村鎭座の大神山神社は、明治四年に國幣小社に列せられた、然るに其の宣旨に、大神山神社とあつたので、此頃鳥取縣の神社取調掛佐々木喜蔭は、小谷氏に次いで、大山寺分離の建白書を具上するに至つた、其の言ふ所、小谷氏の言ふ所と、大同小異なるも、唯大智明大權現は、大山祇神にあらずして、延喜式に見えたる大神山神社であるから、當然今度宣旨を下されたる大神山神社の奥院であるといふことを主張した、然るに大神山神社の社地は、大神谷といふ大山の南麓にあつて、今も其所には、社壇の遺跡がある、この所は、もとの會見郡に屬して居つて、延喜式に大神山神社會見郡にあるといふ記載に一致して居る、然るに、大智明權現の社地は、八橋郡に屬し、後郡境の變遷によつて、汗入郡に編入せられたものである、然るにこの沒理的の建白も、當時新政府の方針が、廢佛毀釋にあつたので、一方寺院側より數多の歎願あつたにも拘らず、遂に明治八年九月三十日附を以つて、鳥取縣よりは大山寺の僧侶に對して、左の指令を下すに至つた、

教部省御指令、大山寺號廢絶、智明權現ノ佛體ヲ始メ、自餘ノ佛體佛具ヲ取除キ、本社ヲ以ッテ國幣小社大神山神社ノ奥宮ト被定候條、此旨可相心得事、

但、寺錄ノ儀ハ、追テ何分ノ可及差圖事、

明治八年九月三十日　　鳥取縣

かくて大山寺の智明權現は、その大神山にあるが故を以て、三里餘も隔たり、加ふるに由緣もなき大神山神社より、奥院と認定せられ、その佛體佛具は勿論、建物までも、これを大神山神社に引渡すことゝなり、從來堂塔社殿の修理等に積立來れる金穀すら、悉くこれを大神山神社に引渡さしめ、急に僧侶の鳥居内に立入るを禁じ、從來山内に於いて擧行し來れる佛式の年中行事は、悉くこれを禁止するに至つたのである、

是に於いて、一山の僧徒悉く活路に窮し、甚しきは憖死したものもあつた、千有餘年、中國の巨刹と稱せられ、曾ては十州の太守をして肝膽を寒からしめた大山寺も、今やその本尊を祀れる社殿を奪はれ、法燈全く光を收めたのである、唯熱誠なる僧徒の、形の如き草庵を營み、時に勤行を修むるものあるも、收入の途、年を追ふて次第に減少し、堂塔僧房空しく廢絶に歸し、徒に狐狸の巣窟となつたのである、噫、(明治四十五年四月八日發行、佛敎史學第二編第一號所載)

伯耆大山廢佛史料

〔大山雜考〕沼田頼輔氏著

第廿二　大山の寺域（一）

大山寺の全盛時代は、其の寺域最廣濶にして、而して「其の大智明權現のために建てられたる鳥居の如き、近きは四五里より、遠きは七八里に及べるものあり、北面に於ける大鳥居は、今の西伯郡淀江町の西端に建てられたるものにして、今其地を大山鳥居と稱し、こゝに大山鳥居の松と云へる大木あり、口碑に古昔大山に登るは、この處よりしたるものにして、この地に大鳥居を建てしより名づくと、「伯陽六社三地の記」に、

（上文略）淀江のこなふの礒邊に、大山の鳥居松といへる有り、是や、彼舊記に麓の岡に松あり、枝必神前をさすといふならん、誠に千秋のよそほひ神さびてみゆ、

岩木さへ神まぬかづく心あれや

ただきしたるゝ岡の邊の松

とあり、「伯陽六社三地の記」は、元祿七年の竹内自安齋の著にして、今を距る二百餘年

にあたる、(當時この松は磯邊にありし如きも、今は海岸を距る直徑四五町にあり、)當時既に鳥居は失せて、其の名のみこの傍の松にのみ殘りしが如し、

また東面に於ける大鳥居は、今の東伯郡矢送(やおくり)村大字大鳥居にして、口碑に昔時大山智明權現の鳥居ありしより、この名ありといふ、(今は口碑にのみ存して、其遺跡はこれを知る能はず、)南面に於ける大鳥居は、美作國なる今の眞庭郡茅部村に鳥居ありて、かつて承安の昔、地藏菩薩を寄進せる紀成盛の末葉と傳ふる作州進氏の一黨より寄進せるものに係る、今年道路改修に際し、これを取り除け、今はその一社のみ空しく荊棘の中に橫はるといふ、

西面に於ける大鳥居の遺跡は、日野郡及今の西伯郡の東部にありしならんも、今は口碑にも存せざれば、これを知る由なし、往時大山に通ずる道路には、右の鳥居の外に、山王及二王堂を置きしものにして、此の堂社は、大山寺に近く實際の四至を示せるものにして、今大山寺に傳ふる大山寺古圖によるときは、橫手道、尾高道、坊領道、川床道等はいづれもこれを置きしが如し、橫手道、坊領道及川床道に置ける山王社の位置は詳ならずといへども、尾高道に置ける二王堂は、今の分の茶屋といへる一茅屋のある所より五六町、博勞座に近き所にありしといふ、大山寺の盛時に當りて

は、堂塔伽藍建て連なり、一山の僧坊百餘に及びしといへども、德川氏の中世に至りては、寺運漸衰頽して、僧坊の數の如き、其の三分の二を減するに至りしが如し、今大山寺に傳ふる古圖について、これを見るも、僧坊の數は謂はゆる三院四十二坊の時と、遥に其の數の多きのみならず、仔細にこれを踏査する時は、この圖に於いてすら、堂社の存在を認めざる場所に於いて、今尙殘壘遺礎の荊棘中に存するもの極めて多ければなり、博勞座の南大神山本社の東北隅に當れる寂淨寺山の如きは、今は全く榛莽の鎖す所となりて、人のこれゝ登るもの極めて稀なるも、大山の盛時には、この山上にも尙多數の僧坊を有せしことは、其殘壘遺礎について、歷々これを指點することを得べし、其他阿彌陀堂の後面の林叢中にも、尙多數の僧坊の存在せし遺跡を留むれば、口碑に大山寺の盛時には一百六十坊を有せしと傳ふるも、決して虛言ゝあらざるを知るへし、

第廿三　大山の寺域　(二)

往時金門の左側南光河の左岸ゝは、求聞持堂、金剛童子、山神護法、釋迦の諸堂社より、謂はゆる南光坊十四坊に至るまで、皆此地にありしも、屢水害を蒙りて、他に移轉し、地理上に於ける西明、中門、南光三院の區別は、後世唯舊稱を襲ふに過ぎざりき、か



くて徳川氏の末に至り、寺運の衰頽と共ゝ、寺坊の數も漸減じけるが、所領上の關係より、たゞ坊名のみを存して、其實は僧坊を有せざるものあり、されば三院四十二坊の名は、維新以前まで存在せしも、實際の僧坊は、始その三分の二に過ぎざりしなり、文政六年の著に係る「やつれみのの日記」にも、

(上略)鳥居よりいりもてゆくに、左右ゝ、昔は四十二の僧坊ありしを、今は二十あまり殘れり、

とあり、維新以後ゝ至り、其の寺領は沒收せられ、殊に兩部習合の禁出でしより、大智明權現の神社は、その社地を擧けて本坊西樂院と共に、これを大神山神社ゝ引き渡すことゝなり、是より結構莊麗を極めたる西樂院は、無住の廢屋となり、空しく狐狸の巢窟と變せしが、後これを破壞して、其用材は悉くその廟祝等の沽却する所となれり、歎きても亦餘ありといふべし、是より先、本坊西樂院の門は、日野郡根雨の豪農近藤某の寄進に成りしものなりしが、氏は其の寄進せる門の空しく廢壞するを惜しみ、更に夫を役し、これを曳きて更に本社の門として、これを寄進するに至れり、されども土地狹隘にして、工事に不便なりければ、止むを得ず、表裏相反してこれを立つるに至りしかば、世人この門を稱して大山の逆門といふ、今日存するもの卽是な

り、本坊の廢壞すること既に斯の如ければ、從つて其の屬坊の衰頽する、もとより論なきのみ、是より僧徒四散し、貴重なる佛像佛具も空しく沽却せられて、其の所在を失し、今日存する寺坊は、僅に金剛、蓮淨、洞明、法雲、淸光、普明等の數坊に過ぎず、憶ひ起す三百年の昔、百六の僧坊、三千の衆徒を有し、尼子毛利の兩雄をして、其の心膽を寒からしめし大山寺も、今や法燈全く光を收め、朝梵夕鐘の聲微にして、募化租賃僅にその口を糊するに過ぎず、曷ぞ今昔の感に勝へんや、

第廿九　神佛の分離說

寶永七年、大山寺は、輪王寺の宮の直轄する所となりしより、留守居を置きて、これを統宰せしかば、實際寺務を掌るものは、謂わゆる三學頭代にして、一山の實權自ら之れに歸し、因襲の久しき漸く情弊を生じ、二者の間相嫉視するに至れり、かくて、幕府の末に至り、彰義隊の事起り、大山寺の門主たる輪王寺の宮は、脫兵の擁する所となり、奥羽の地方に其後を晦まし給ひしかば、不幸にも大山寺は、一時朝敵たる主領を仰ぐに至り、一山爲めにその方向を失をるに至りしかば、積年の弊竇は爰に破裂して、以て相爭ふに至れり、卽學頭代は鳥取藩に適從して、其指揮を仰がんとせしも、山徒の多くは俗人の干涉を受くるを屑とせず、本山の關係より、叡山の支配に屬せん

とし、互にその主張を執りて相下らざりしが、當時學頭代たりし清光院實傳は、其徒經悟院實心、最勝院台隆、東陽院榮俊等と共に、狀を具して池田家に訴ふる所ありき、是より先き、池田家も亦久しく山徒の驕傲を惡みしかば、これに乘じて甘心せんと欲し、洞明院禪淳、本覺院台信、本智院豪盛、佛教院常潤、禪智院依光等强硬のもの數人を放逐するに至りぬ、かくて一山の紛擾は、一時靜穩に屬しけるも、是より硬直の僧徒四散し、其の纔かに殘留せるものは、野心を包藏せる佞僧と、未丁年の雛僧に過ぎざれは、未一人の能く寺院のために圖るものなく、神社佛閣寂然として、賽客の跡を斷ち、門庭雀羅を張るに至りぬ、

此時に當りて、維新の政治日淺く、廟堂新進の士、力めて急激の改革を斷行して、快を一時に取るもの多し、況や維新大業の原因は、尊王主義の唱導より起りしものなれば、從つて大業を翼賛せるもの、本居、平田等の國學者の說に心醉するもの多くして、是等の徒は、いつれも佛法を見ること、仇讎の如くなりき、加之ならず、維新の政治は、その標榜する所王政の復古と云ふにありければ、心なき曉々者流は、時勢の如何を問はず、一千年以前施行せられたる王政を擬して、これを今日に實行せんとし、大寶の律令は、俄かに復活せられて、神祇官は太政官の上に位せられ、ついで教部省の

設置となり、名は神佛兩教を管掌するにありといへども、其椅子を占むるものは、大率頑固なる國學者流を以て充たしければ、彼等の頭腦には、一點の美的觀念あるはなく、到る所に幾多の守屋勝海の徒を現出し、後世國寶の內に數へられ美を外國に衒ふべき佛像佛畫は更なり、金碧璀瑰たる古建築も、可惜これを水火に委して怪しまざるに至りぬ、

斯かる際に當りて、鳥取藩には、其神社取調係りに、小谷融といへる一小俗吏を出せり、彼は惟神の道を以て自家の本領となし、其頭腦は極めて冷酷にして、佛教を見ること亦蛇蝎も啻ならず、多年大山寺の暴威を振ふを惡みしかば、是に於て自己の職權を振ひて、まづ之れを大山に試み、以て甘心する所あらんと欲し、明治二年一篇の建白書を、藩廳に上りて大山寺の退轉を促すに至れり、其謂ふ所左の如し、

一、大山智明權現　舊幕府支配の處、今度因幡支配に相成申候、右者祭神大山祇命と申傳候處、中古以來地藏菩薩を安置し、社僧四十二坊三千石を領地し、社宇宏大にして、每年祭禮有之候、尤當山者、延喜式內大神山神社の山にて、出雲風土記にも相見候通、正敷神山に御座候、右大神山神社は、往古大神谷と申す所に有之候處、中古山下に移し、當時尾高村鎭坐に御坐候、智明權現の儀者、中古出羽の國羽黑山之

衆徒當山を押領し、兩部習合の社と相成、其後慶長年中、經悟院豪圓と申す僧、肉食妻帶を禁じ、淸僧と相成候由、然處此度衆徒會議仕り、大山寺關係の社を悉く廢し、唯一佛山に御建置被下候樣願出候に付、左の通り奉伺候、

一、方今明政被爲行候折柄、神山を佛山に御立替相成候而者、後代正史を汚し奉恐候、依之先大山領之版籍返上仕候樣被仰出、追々御所置之儀者、佛像を廢し、神體を安置し、神號を改め、四十二坊之內廢寺有之ニ付、或者無住等も可有之候哉、依而廢寺の分は、御見切相成、當時住職之者は、復餝神勤被仰付、若又不心得之者立退可申ニ付、殘る所之苗跡御立置、寺領を改めて神領を被下置候樣、右ニ付而者、大山寺より歎訴仕候儀も可有之候得共、全く新規の儀には無之、舊復被仰付候儀ニ付、御時勢可存知旨、被仰渡候樣、斷然御決議奉願候事、

一、大山智明權現祭神大山祇命事

右い本地垂跡之社地柄まて、社僧は地藏を以て本尊となし、神職は大山祇命を以て、祭神と申傳候なり、追々穿鑿仕候所、當社は式外の舊式なり、其確證ニ曰ク、續日本後紀承和四年二月戊戌、授伯耆國無位大山神從五位下、文德實錄齊衡三年八月乙亥、加伯耆國大山神正五位下、三代實錄貞觀九年四月八日丁丑、授伯耆國正五位

下大山神正五位上と相見候、是所謂智明權現なり、一説に大山神を大神山神社とするは非なり、神號似たるを以て後人疑惑し、其實を失へるなるべし、如何となれば、大神山は大山の舊名なれば、正史に載る所全く舊名を擧ぐべきを承知、齊衡貞觀の授任、何れも大山神とあり、大山神社は當山の南隅に大神谷と申す所あり、是舊社地と申傳候、今尾高村に祭れるは、中古の移轉なり、于時智明權現每歲恒例の祭禮あり、固より佛地なれば、神職關係すべからず、全く兩部習合にて、東照宮從前社例の如くに御坐候、

一出雲風土記に相見へ候大山の事

右は風土記意宇郡の條々、所以號意宇者、國引坐八束水臣津野命詔云々、引來縫國者三穗之埼也、持引綱者夜見島是也、堅固立加志者、有伯耆大神岳是也、今者國引訖詔而、意宇社爾御杖衝立而、意恵登詔、故云意宇云々、右者天平五年勘造の書なり、文中に見へ候大神岳即大山に御坐候事、

一出羽國羽黑山の衆徒大山押領の事

右は本地垂跡の記を以て、俗耳を驚かし、終に當山を押領すと、神職申傳候也、依りて衆徒社務を掌り、神職下官に屬す、中古の頃權門貴族すら、佛氏に膝を屈す、況や

無學の神職に於てをや、僧徒に神地を奪はれ候事、其ためし多き中に、羽黒山の修行者、天下を横行せし事、往々古書中に相見候也、尤然りつらんと奉存候事、

一經悟院豪圓の事

右ハ慶長年間、權僧正に昇進す、是淸僧の始めなり、其前は肉食妻帶にて、既に山中に經悟院妻の墳墓あり、尾高の城主杉原播磨守の家女と申傳候事、

一習合者流は、神祇を以て先とし、後に己が法を修し、牽合(強カ)附會の說を設けて、隨機方便を表面し、心裏に神祇を蔑如し、終に己か有となす、故に神代の舊跡も、佛場と相成候事、豈不歎哉、此度大山寺の申立に、懿德天皇四代孝靈天皇七代當山行幸の事を述へて、尊大に取構へ候事杜撰甚し、何となれば、佛法は欽明天皇の御代始て百濟國より來り候事、國史に歷然たるを、四代七代の先皇、何ぞ當山佛場に行幸あらんや、大山の緣起信ぞべからず、民諺記の說亦取るべからず、其仔細は、伯耆誌に辯解も、總て古傳は古老の口實に殘れり、幸に祭神の尊號を申傳へ候へば、御一新の大典を奉じ、神山復舊せしむる事、一大盛事ならざらん哉、これ偏に神慮のなさしむる所と奉存候、仰き望むらく、何卒先版籍返上の事被仰出、然て復舊の御所置被爲在候樣、伏て奉冀候、依て右段申上候、以上、

今右の建白文並に其考證を案ざるに、其說く所、大率正鵠を失し、その例證する事柄の如きは、所謂牽强附會の說にして、一顧の價値なきものなるも、由來大山寺と鳥取藩とは、其關係親密ならざりしのみならず、其施政の方針も、固より中央政府の風潮に從ふものなれば、小谷氏が杜撰極まるこの建白文及其考說も、大に當路者の視聽を聳動し、遂に奇を衒ひ事を好む俗吏を雷同せしめて、未幾年も出でざるに、中國の名刹たる大山寺をして、空しく禾黍油々たらしむるに至れり、

されば、大山寺攻擊の陳吳たる小谷氏の考說は、少なくとも大山寺破滅の動機たりしものなれば、玆にこれを批評するも亦已むを得ざるに出づるなり、

小谷氏は前文引用せる如く、大智明權現の祭神を以て、大山祇命となせり、成程、續日本後紀、文德實錄、三代實錄等には、大山神に授階の事あり、其の大山神とあるよりこれを大山祇命と速斷するは、突飛なる暴論たるのみならず、「續日本後紀」には、明かに大山神と假名を附するにあらずや、假りに一歩を讓りて、氏の說の如く、大山祇を祀れるものとするも、その山名は中古大神山と呼びしことは、氏か引證せる如く、「出雲風土記」にも見たるにあらずや、大山祇の鎭座せる山たるが故に、大山と云ひしものなりとすれば、風土記勘造の頃に、何故にこれを大神山と謂はさりしか、余輩は不

幸にして、未大山祇神が、古典に於て單に大神と尊稱せられたるを聞かず、從來國史に於いて大神と呼れしものは、大日靈貴命、大己貴命のみ、而して上古山陰に於いて、大神と呼るものは、疑もなく夙に此地方を開拓せられたる出雲民族の祖神なる大己貴命にあらずや、されば、上古この山中に大己貴命の鎭坐せしより大神山の名稱ありしことは、何人も首肯する所なるべし、されども大神山の名稱あればとて、智明權現は必ず大神卽大己貴命たることを速斷する能はざ、何となれば、大神山神社の舊社地は、今の大山寺所在の地を距ること殆と一里ばかりの隔絶せる所にあるにあらずや、思ふに上古の社地は、これを本邦各地に例するも、何れも國民か參拜を屢することを得べき市邑近傍の勝地を擇びしものにして、彼の高山崇嶺の勝地を擇ぶに至りしは、中古佛徒が宗敎練行の便宜を得んが爲めに、殊にこれを擇びしを倣へるものにして、これを山陰諸州に徵するも、因幡の宇倍神社、出雲の大社、日御崎神社、美保關神社、石見の物部神社等、いづれも市邑村落を距る遠からざる地にあるにあらずや、余輩は、本邦諸州の名山が、往々高僧碩德の手を假りて、開拓せられたるを知るも、未神人廟祝が、此等の事業を成効せしを聞かず、大山の如きは、山麓村落を距ること、近くも三四里を下らず、思ふに僧徒が大山寺を經營せさる以前に於ては、今

の大山寺所在の地は、必や千古不斧の深林に蔽し、榛莽荊棘の鎖す所たりしに相違なかるべければ、是等の地に微々たる大神山神社の鎭坐ありと云ふ、寧甚た怪むへきにあらずや、

(國史を按ずるに、神位を授け給ふは、既に天平勝寶元年に始まるに、大山神社は久しくその撰に漏れ、無位に渡らせ給ひ、仁明天皇の承和四年、漸從五位下を授けられ、爾後累進せられけるも、正五位の上を過きさせ給はされば、その往時に於いても、亦その社格甚だ高かりしものにあらざるを知るべし、)

「伊呂波字類抄」に、「大山在伯耆國、此高岳山陰道神秀窟、伯耆國神靈岳、秘之前幾萬歳哉、窟現後數千年矣、此山行基菩薩作羅處、以處、始造宮立殿、以地藏觀音爲本體、釋迦多寶爲末像、面足尊垂跡、權現兩頭分身之貨化、所接三千餘僧徒也」とありて、大山の開基を以て行基となせり、余輩はかつて、大山寺の開基を陳ぶるに當りて、既にこれを云ふべかりしも、他に傍證を發見し得ざりしが故に、しばらく之れに論及せざりしも、其の後調査する所に據れば、利生池と稱して、金門の左側に一の名跡を存せり、傳へて行基の法を修する所となす、行基が諸國を巡錫し、山を開き道を通ぜることは、國史の傳ふる所なれば、思ふに大山の開拓の如きも、其始めかゝる名僧の手を假りし

や知るべからず、果して然れば、行基が蘿廬を作り、謂ゆる寺の始めを起し、然る後宮を建て殿を作りしものにして、卽寺院の草建に次いで、社殿を經營せられたるものにして、本地垂跡の唱導者たる行基菩薩が、斯かる設計をなせしは怪むに足らず、否斯くあるべしと思ふなり、されば大山に於いては、寺の創建に次いで、然る后社殿の經營ありしものにして、他州に於ける神佛混合とは、自その例を異にするものあり、

其他前篇引用せる西行法師の撰集抄に記する所を見るも、「上略、其時、傍方あさましくかなしく覺へて、地藏に取つき奉りて、なきためきけれども、さらにかひなし、やがて手づからもとゞりを切り、我家を堂に作りて、永く殺生を留り侍りけり、去程に、稱德天皇の御時、社にいつき奉れといふ託宣侍りて、やがて堂を社になして、大智明神とぞ申し侍べる」とあり、卽ち此說に從へば、大智明權現は、もと地藏佛にして、稱德天皇のとき、これを神と崇め、從來堂作りなりしを社殿に改めたるものにして、決して佛徒か擅に大山神社を押領して、恣に混合えたるものにあらざるなり、若小谷氏の言ふが如く、本地垂跡の結果により、大智明權現となりしものならば、之れを分離するに於いては、理論上地藏菩薩となさゞるを得ず、唯に山名が大山と呼わるより、國史なる大山神社を以て其位置を直ちにこれに擬し、毫も記錄に徵證する所なく

して、一切これを排斥せんとせしは、甚しき偏頗の所置と云はざるべからず、

次に、小谷氏は、出羽(羽黒山)の衆徒が、大山神社を押領せしことを傳ふれども、これ全く無根の事實にして、毫もこれを史籍に見る能はず、たま〳〵神人廟祝等に、この口碑を傳ふることありといへども、所謂齊東野人の語にして、輕しく信すべきものにあらず、大山寺の創建は、史籍の傳ふる所によれば、神社の建立に先つこと前條引用せるが如くにして、爾后寺運ます〳〵隆盛に赴きければ、決して遠隔せる羽黒山僧等の横奪せるものにあらざることは、從來余か記述せる事項に徴するも、明かに之れを反證することを得べきのみならず、尙前文脫漏せしことを謂はば、光仁桓武の際高僧として名を史籍に知られたる玄賓僧都も、元亨釋書に依れば伯州の山に入るとありて、古人は其伯州の山とあるは、大山寺を指稱せるものなるべきことは、伯耆民諺記にも記されて、久しくその傳說ありしのみならず、寬弘の碩德蓮入もまた此寺に居り、ついで承安の頃には、甚好上人また天台の密教を以て、天下に鳴り、有名なる臨濟宗の開祖たりし榮西も、台嶺を下りてこの寺に學びしことは、共に「元亨釋書」に記されて、人の知る所にあらずや、紀成盛が、承安年間寄進せる鐵製厨子を見るに、大山寺には既に西明南光中門の三院あるを見れば、僧房の建設せられしも

の已に多かりしことを知るべし、元弘の頃ょは、高僧日興を出すと共に、勤王の勇僧信濃坊を出し、其の後戰國の頃に至り、經悟院の如き、梟勇の衆徒を生し、雄勇を中國の列强の間に振ひしことは、鑿々として史籍に炳焉たり、かくの如く、建立以后歴世連綿として、寺運の隆盛を極めけるものなれば、到底隔離せる羽黑の山僧等に、中頃橫奪せらるゝが如きことは万々なかるべければ、其の虛誕たるもとより辯を俟たざるべし、

次に小谷氏は經悟院豪圓の事を擧げて、豪圓以前に於ける肉食妻帶の不法を論ぜしも、經悟院に豪圓と云ふものはなく、またたとへ豪圓以前に、肉食妻帶の不法ありとせるも、これ過去の事に屬し、必しも大山寺を律すべきにあらず、若も過去の事を擧げて論ぜるに至らば、〇〇〇社、宗像神社の如きも、多少異論を免れざるべし、小谷氏たるもの、もし國典をも解し、少くとも「類聚三代格」貞觀十七年十一月の官符を一見したらんには、思ひ半ばに過ぎざるべし、余輩は必しも既往を追窮するを好まず、たゞその現在或は將來に於て、其の缺點を認むるにあらざれば、寧これを謂はざること寬洪の量あるにあらずや、

次に小谷氏は、習合の次第を論じ、習合者は神祇を以て先とし、後に己法を修し、牽

强附會の說を以て、隨機方便を表面し、心裏に神祇を蔑如し、終に己が有となす、故に神代の舊跡も、佛場と相成候事豈不歎哉といへども、これこの例なきにしもあらざるべけれども、大山に於いては、全くこれとその例を異にし、撰集抄伊呂波字類抄に記されたるが如く、もと御堂なりしを改めて神社となせしものにして、決して小谷氏の云へるが如く、もと神社なりしを習合せしものにもあらず、さればその神號の如きも、大神山神社とも云はず、大山神社とも謂はず、新に智明權現と云ひ、大山獨得の名稱にして、而してその名稱の起草(源カ)の如きも、もとより佛說より來たりしものとす、佛說に、智德の究竟圓滿するもの、これを名づけて大智といふ、大智は暗なし、而して一點の暗なきもの、これを大明と云ふ、而して地藏菩薩は、旣に等覺無垢地の尊にして所謂大智大明なれば、智明の二字は菩薩の二字にして、その名は神號を稱するも、その實は佛體と異なるなく、大に他の本地垂跡と異なるものあり、さればその神像の如きも、佛體を安置し奉りて、毫も佛刹と異るなく、猶彼の稻荷社といへる神社に、吒枳尼天の佛像を祀れると同じきものにして、小谷氏がこの考說は、少くとも事理を辨へざるものと云ふべし、

かくの如く、事理を沒却せる建白も、時世の紛擾に投じ、奇を好む俗物の容るゝ所

となりて、これより大山に於ける神佛分離を唱導するもの再起するに至りしは、實に惜むべきの至りとなす、

小谷氏の神佛分離説について、佐々木喜蔭の分離説また出でゝ、更に小谷氏の説を紹述せり、喜蔭もまた鳥取縣の神社係りたり、明治六年、次の如き一篇の考説を具して、時の地方廳に具申せるに至りぬ、其説左の如し、

延喜式所載大神山神社ハ、上古此山ノ大神谷ト稱ヘル所ニアリシガ、後世移轉シテ、今會見郡尾高村ニ坐ス神社ナリ、此智明權現ト申スハ、續日本紀ニ承和三年二月戊戌、授伯耆國無位大山神從五位下、文德實錄ニ、齊衡三年八月乙亥、加伯耆國從五位下大山神正五位下、三代實錄ニ貞觀九年四月八日丁丑、伯耆國正五位下大山神授正五位上ト見エタル如ク、元ハ大山神大山祇命ナルヲ、中世佛者ノ關セシヨリ、神佛混合スト云ヘル説アレドモ、其ハ式ノ大神山神社ト、國史ノ大山神トヲ二神トスルノ强説ニテ、信用シガタシ、按フニ此山ハ其本大己貴大神（此神ヲ書紀崇神ノ卷又出雲風土記等ニハタダ大神ト記セリ、）ノ在スヲ以テ、大神山（出雲風土記ニハ大神岳トアリ、）ト呼ビ來リ、即社號トナリシモノナリ、石見國佐比賣山神社モ此例ナルベシ、大神山モ大神岳モ大山モ、其稱呼ハ少シクカハレドモ、何レモ此山ノ總名ナルコト論ナシ、又大神谷ハ總名ノ中、

其社邊ヲ呼ベル小名ニテ、譬ヘバ郡名ト同ジキ郷名アルガ如シ、尤大神谷ハ古書ニ所見ナケレバ、漸後世ノ俗稱ナランカ、式ニハ大神山神社トアリテ、國史ニハ大山神ト書セルヲ、熟々推考スルニ、神名帳（至天平年中勘造スル神帳ヲ云フコト、古語拾遺ニ見ヘタリ、サレバ其神帳ヲ延喜ノ式ニ編ミ入レタルナルベシ、）ノ勘造モ、出雲風土記ノ勘造モ、同ジク天平年間ナレバ、其書ドモニハ、山ノ本名ヲ記シタレドモ、其后百餘年ヲ經ルニ從ヒテ、本名ハ蔽ワレ、承和ノ頃ニハ、大山（ダイセン）（三代實録ニ大山ト假名ヲ附ケタルハ、オオヤマヲ字音ニテ呼ビ來タレルヲ、後世攙入セシナランカ、續日本後紀、文德實録等ニハ假名見ヘズ、）ト呼ビ慣レタル世諺ノマヽヲ續日本後紀ニハ書キ載セタルナランカ、（齊衡貞觀ノ實録ニモ、此神ノ加級ヲ記ニセルナレバ、書體ハ必ズ其本ノ續日本後記ニ準據シテ錄セシナルベシ、）或ハ又、式ノ比賣許曾神社ヲ、史ニハ下照比女神トアリ、式ノ香取神社ヲ史ニハ伊波比（イハヒ）主命トアリ、式ノ石上ニ坐マス布留御魂神社ヲ、史ニハ石上神ト書セリ、式ノ葛木水分（ミクマリ）神社、吉野水分神社、宇太水分神社、都初水分神社ト同國ニ、同神四所アルヲ、史ニハ吉野ノ神ヲ舉ゲテタダ水分神トサヘアリ、式ト史ト書躰ノ異ナルコト、舉ゲテ數ヘガタシ、大神山神社モ類推スヘキナリ、サテ神社ノ境内ニ、佛ヲ設ケ混合セシ其例ノ一二申サバ、式ニ近江國滋賀郡日吉神社名神大トナルハ、大山咋神ニテ、此神ノ主ハキ坐ス日枝（今比叡ト書ス、）ニ、延暦年間僧最澄佛寺ヲ建テ、山王廿一社ナド佛ワザニテ、祠ヲ設ケタルヨリ、宗トアルベキ

神社ハ何レニ坐スカ、タトラルハカリ埋レ賜ヒヌ、又後世ナガラ、和泉志ト云フ書ニ、彼國ノ大鳥神社ノ御事ヲ誌セルヲ見ルニ、慶長中罹兵火、元祿中僧快圓興建神鳳寺之域內寺隅僅存小祠云々ト誌セルヲ見テ、涕モコボル丶バカリ悲シクゾオボユル、此社ハ神名帳ニ、大鳥郡大鳥神社、名神大月次新嘗ト見エ、高キ御位ヲモ授ケ奉リ給ヘル御社ニ坐スモノヲ、其域ヲシモ佛所ニナシタル禍津日ノシワザセンスベモナキモノナリケリ、サテ御社ハ、其片隅ニ僅カニ貽リテマシマスナラン云々、玉勝間ニ見エタリ、大神山モ中世創立ノ佛ハ、稍々盛大ニ陷リ、上古ヨリノ神社ハ微々トシテ、社號サヘ世ニ知レル人ノ罕ナルマデ衰ヘサセ賜ヒ、況テ所在モ沿革セシ故、今ハ疑フモノアレドモ、上古ヨリ此山ニ坐スハ、大己貴神一柱ト決ムベキ事ナリ、

右の說たる小谷氏の說に對し、大神山神社も大山神社も共に同一にして、大神の大己貴命なることを說き、大山祇命と異なることを說けるは、小谷氏の說に對して頗進步せるものなりといへども、然れども結局する所、智明權現を以て大神山神社となし、これを分離することを主張するに至りては、共に同一なりとす、余輩は前文小谷氏に對して、其の正鵠を失せることを極論して、已に餘蘊なければ、今これと大

要その主旨を同ふせる佐々木氏の説に對しては、爰に同一の説を反復するの煩を避くべし、唯玆には大神山神社の祭神及其社殿の沿革に付て、聊か附記する所あるべし、

大神山神社の祭神に就いては、古來その説一定せず、神名帳考證には、會見郡大神山神社大物主神とあり、また、和漢三才圖會大山大智明神在大山祭神一座大己貴命となり、其他神祇拾遺には、日本八島大山祇伯耆大山とあり、大日本神祇志巻十七に、大神山神社、或云大神山、蓋出雲風土記所謂大神岳、據國土記、疑祀八束水臣津野命、附以備考となす、尤異説とすべきは、竹内白安齋の伯耆六社詣に記されたる一節なりとす、

（上略）祠官内藤掃部家におとづれ、二宮の來由を尋ぬれば、福萬の山の古跡には、山の神といひて、御神木の松神さびたり、山の寺といひて、神宮寺の跡あり、みな山號もつて名づくれば、大神山の神とは此神なり、ふるき棟札に、二宮は天地開闢神陰陽（不脱カ）測現大祖也と、又、神社啓蒙にいわく、山王二宮者兩常立尊とあり、されば、當社の尊號天御中主尊にて尊たる（マヽ）ときく事、又うへもなくおわします、世に風土記なければ、人とあらそふにはならねど右の心をこゝろとして、みづからはひたすら大神山

神とながめ奉る也と、ねもころに聞ゆれば、吾儕としごろのまどひ一時にとけてありがたし、さらば、まうでんといへば、あないして御戸をひらきをがませらる、

右の說に據れば、天御中主尊ともありて、もとは、福萬の山にあり、また、神宮寺の跡ありしと見れば、彼の小谷氏等の云ふが如く、兩部習合のために佛徒の驕傲を憤慨して、大山寺を距りたるものとすれば何ぞ再神宮寺を建てゝ佛徒の管掌を仰がんや、伯耆六社詣の書たる、今を距ること二百餘年前に係り、而して其の記す所歷代大神山神社に奉仕せる祠官內藤氏の家に宿し、其の談話を記されたるものなれば、當時神宮寺の遺跡見るべきものありしや疑なし、

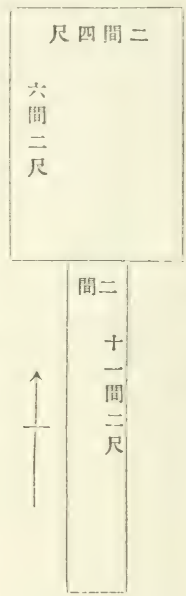
又伯耆志にも、大神山神社の社地の沿革も記すること最詳なり、同書に據るに、

（上略）當社は、村の西南の鎭坐にて、社地東西百間、南北八十間なり、松樹境內を掩ふ、東南西の三方は、田上にて南方石田川に稍近く、上古は此地を距ること東南二里許にして大山の麓日野郡丸山村境內大神谷と云ふ地に鎭座ありしこと如何なる故にや、往昔當郡の領主吉川藏人廣家福万原の坎內（此地より西三十丁許り）に移し（天正より慶長の間なり）又五六十年を經て、承應二年、當村の大本坊と云ふ地に遷し、（今の社より東北二町ばかり）又、二十餘年の後、（延寶年間なり）當村の郡八兵衞と云ふ者議を發して此地に還すと云へり、かく

履遷座し奉る事、其子細を知らず、大神谷の舊地は式の頃は會見郡なれども、今、日野郡に屬す、（中略）福万原の舊地は、村の東南二丁許の處なり、大松村の中なり、二十年前迄は、渺々たる曠野にして、一望に舊地を知りしを、村民官許を得て、此松を植えしといへり、福万原と呼びて、東西凡百七八十間、南北三百間の林なり、故に土人を伴はざれば、古蹟に至る事能はず、社の跡に、土階有り、礎あり、皆自然石にて頗古風を見るべし、（中略）此仁王門隨神門の礎の間西北より大山丸山村に至る大道あり、社の蹟は、此道の左傍なり、當時社方三間廻廊七間拜殿十三間なりしと云ふ、（中略）社領千石有りて日下村の田租悉く納めし故に、今の社領田も彼村にありと云へり、大本坊の舊地は上に記すが如く畠となれり、祭神は、大己貴命にて、往年少名（衍）彦名命を合せ祭る、相殿に素盞（戔）嗚尊大山祇是は古より祭れりと云へり、

大神山神社と號する義は、彼大神谷に鎭座ありし故なる事は論はなけれども、此大神の在すを以つて、返（て脱カ）彼山を大神山と呼來り、其の名卽ち社號となれるものなり、

右の書に據りて、これを見るに、大神山神社が、福万原にありし頃、兩部習合せしことは明にして、仁王門本坊等のあるにてこれを知るべし、



而してその福万原に移りし以前は、大神谷にありしものにして、昔時會見郡に屬すると云ふを見れば、延喜式載する所、會見郡二坐の一なる大神山神社たること明なるものにして、その福万原に移したるは、吉川廣家の爲めに移されたるものにして、毫も大山寺僧の抑壓に出でたるものにあらざる事を知るべし、神官等の說に從へば、その丸山村に移りし以前は、（大神谷は丸山村にあり、）もと智明權現の所在地にありしものなりといへども、是の說たる毫も史籍に見る所なくして、維新以后神官等の爲にする所ありて、揑造せられたる想像說に過ぎず、若延喜式當時この地にありしならば、神名帳には宜ろしく汗入郡と書すべき筈なるに、然るに會見郡とあるは、大神山神社の大神谷にありしことと知るべく、而してその大神谷より移りし神社の、尚未だ兩部習合の跡を留めしを見れば、大神山神社の而して兩部習合を嫌いて移轉せしもの

にあらざるを知るべし、或者は大神山神社の大山寺所在地より大神谷に移りしは、延喜式制定以前に屬するものならんといへども、是れ史傳口碑の傳ふる所にあらざれば、もとより信ずべき價値なく、況祟山高嶺の開拓は、行基及其他山修山業を要する僧徒の力を假るもの多ければ、大山は專僧徒の力によりて、開拓せられることそ、信ずべきの道理あること已に陳べたるが如し、

要するに、大神山神社の最初大山寺所在の地にありて、兩部習合の結果、佛徒の壓迫を憚り移轉せしといふは、神官等の爲めにする所ありて、史傳口碑に傳へさる僻說に過ぎざるなり、而してこの僻說の導火となり、大山寺の破滅を誘起せしことは、後章に就てこれを知るべし、

第三十　大山寺號の廢止

維新の初、神佛混合禁止の令下り、ついで小谷融が、大山に於ける神佛分離說出づるに及び、大山寺僧徒は、周章措く能はず、大山寺緣起に基き、菩薩號復舊の事を請願するに至れり、(年月日不詳)その願書今傳らずといへども、其大山緣起を根據とするより考ふるも、蓋滑稽極まるものにして、忽一笑に附し去られたるものゝ如し、是に於いて、明治五年二月、時の三學頭代最勝院、東陽院、理觀院は、再これを訴願するに至

りぬ、其云ふこと左の如し、

一昨午歲奉歎願候當山舊號大智明大權現者、本體則地藏菩薩ニ御座候處、御一新之御趣意、神佛混淆無之樣、且權現號御廢止ノ御布告ヲ奉戴シ、菩薩之本號ニ復申度段、當山之緣起ニ基キ、奉願候處、杜撰之由緖以奉願候共、御聞届難、被爲成御附札之御趣意被仰渡、其段深奉恐入候、右者全一山私意ヲ以テ奉願候譯ニ者決而無御坐、證書モ御坐候得共、數度之火災ニ燒失、漸七百餘歲ニ相成候承安二年之金銅之銘、並緣起燒殘居候、右文中ニ往古ヨリ地藏菩薩ト相見申候、此緣起ニハ、去應永ノ頃畫ヲ加ヘ、拾卷ニ書スル處ニテ、于今四百七拾餘歲ニ相成申候、素ヨリ當山邊鄙ニテ、書籍モ御坐ナク、只在合セ之他之古書ニモ、大凡八百年ハ地藏菩薩ニ相違ナク趣相見候ニ付、見當リ候分ハ、抜書仕リ、其外燒殘之金銅之銘並棟札寫等、左之通奉差上候間、御取調被仰付被成下候樣奉願候、且又式內會見郡二座之內大神山神社ト相混候樣之世評モ有之哉ニ承候得共、大神山神社之舊地者、當山之麓丸山村之分字大神谷ト申處、右舊社地ニ御坐候趣、當今會見郡尾高村ニ確然鎭座ニ御坐候、右大神谷舊社地ト、大山山上ノ土地トハ、別紙如圖、其間二里許相隔候場所ニ而古今共、山上ノ智明權現ニ關係無御坐候樣奉存候、尙他ノ書類ニモ相見候通リ、山

上之智明權現者地藏菩薩ニ御坐候間、何卒一山願之通、本體其儘地藏ノ本號ニ復シ、法義相續仕リ、益奉抽天下泰平之懇祈度候間、尙又此段奉歎願候、以上、

右の請願たる、敢て無理なる要求にあらざるも、當時大山寺には、硬骨の淸僧既に追放せられて、其の纔かに殘留せるもの、多くは野心を懷抱せる俗衲にあらざれば、事理を解せざる雛僧のみなりければ、神佛の分離の如きも、彼等の爲めに何等の痛痒を感ぜず、甚しきは神佛の分離せられて、地藏菩薩の大神山神社となるに至らば、圓頂黑衣の僧徒も、還俗して長袖衣冠の神人となり、肉食妻帶も亦意の如くなれば、寧地藏菩薩を純然たる神祇となさんことの勝れるに若かずと云ふものあるに至り、是等の徒は、暗に小谷佐々木兩氏の說に贊同し、却りて此の菩薩號復舊に異議を挾むものあるに至りしは、歎きても又餘りあることゝ云ふべし、

この時に當り、維新政府の方針は、排佛崇神の主義に偏しければ、菩薩號復舊の願は、遂に疏通するに至らず、明治八年九月卅日、一片の指令は、突然大山寺に傳へられ、千餘年の巨刹も俄かにその名を史上に絕つに至る、而してその運命を決せし恐るべき宣告は左の如し、

教部省御指令、大山寺號廢絕、智明權現の佛體を始、自餘の佛體佛具を取り除け、本

社を以て國幣小社大神山神社の奥宮と被相定候條、此旨可相心得候事、
但、寺錄(祿)之儀者、追而何分可及差圖事、今般大山寺號廢絕ニ付テハ、左之通リ可相心得事、

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

一、本社寶物之內、佛寺ニ關係無之器品者、大神山神社神宮に引渡可申候事、
但、佛寺ニ關係之分ハ佛像ニ付シ候事、
一、本社佛體佛具、並西樂院什物雜具等ハ、銘々望ミニ可任候、處分方之儀可伺出事、
一、山上鎭座之下山神社、山神、東照宮荒神之祠ハ、永存シ末社ニ相立候ニ付、佛體佛具ヲ取除可申事、
但、佛體佛具ハ第二條ノ通リ可相心得事、
一、本社營繕等ノ爲、積立有之候米金、並去ル明治六年以來之分トシテ、相渡候五分通遣拂殘金米、有物員數取調可申出、其餘ハ總テ銘々望ミニ可任候條、處分之儀可伺出事、
一、西樂院里坊建物、其外雜具等ハ、銘々望ミニ任スヘク候條、所分之儀可伺出事、
但、境內地之儀ハ追而可願出事、

一、一山僧侶歸俗、或ハ僧業相營候共、銘々情願ニ可任候條、其旨可願出事、

この指令の下に、大山寺の稱號は、容易に取り去られたり、多年僧俗の渇仰し來れる大智明權現は、其の社殿を擧げて、三里有餘を隔絕せる大神山神社に明け渡すの止を得ざるに至りたり、從來大山寺に寄進せるものにして、權現社殿に保存し來れるものは、悉大神山神社に引渡されたり、中には神佛何れに屬するか詳かならざるものは、可惜これを破碎して、折半するに至りきと云ふ、其の他佛體佛具、西樂院建物、什物雜具等は、悉く僧徒の處分に任じたりければ、さなきだに散逸少なからざる器財は、俄かに散逸し去りて、大山物の名は、一時骨董家の套語となりて、今尙これを稱するものあり、

第卅一　西樂院の處分

かく器財什物は處理せられたりといへども、從來大智明權現下山明神の社殿に安置せられたる佛像に至りては、多年大山の主神と崇め來たれるものなれば、更にこれを遷し奉らざるべからず、こゝに於て、山徒等相議し、同年十月五日、佛敎院住職大西台燈以下二十八人は、連署して當該地方官の處分を待つに至れり、其の言ふ所左の如し、

今般大山寺々號廢絕、本社下山社等佛體佛具を取除候樣被仰付候ニ付而者、智明權現之佛體地藏菩薩厨子共、山內中門院谷大日堂に安置、地藏堂ト相唱、下山觀音の佛體は同所中山觀音堂（舊號靈像權現）、合附安置仕度、其餘之佛體佛具者、釋迦堂、金剛童子、阿彌陀堂、文珠(殊)堂（舊號利壽權現）、合置仕度奉存候、且山內一同之儀者、僧業相營、宗教勉勵仕度奉存候間、何卒右之堂宇並寺院モ、夫々御立置被仰付候樣、僧侶一統奉懇願候間、至急御指令奉願候、

右の請願に對し、時の鳥取縣參事伊集院兼善は、八年十月九日左の指令を下して、一時これを許容したり、

書面智明權現之佛體地藏菩薩ヲ大日堂へ安置、堂舍名稱其他佛像等安置之場所並寺院永存僧業之儀、夫々願之通り聞屆候事、

されども、西樂院の處分に就ては、政府より何等の指令もなかりければ、九年一月三十日、最勝院住職大權台隆、宗務取締養心院住職副戶長梅原靈澄、副區長那須正資區長事務取扱西岡公美は連署して、これを縣廳に申聞せしに、翌二月十四日鳥取縣參事伊集院兼善は、左の指令を下したり、

書面西樂院は、住職無之義ニ付、廢寺ト可相心得候事、建物の儀ハ、一山僧侶之望ニ

可任候條、處分方之義可伺出事、(以下闕)

〔大山寺記錄〕

大山
理觀院住職
狩野實傳
最勝院住職
大槇台隆
養心院住職
梅原靈澄

御用候條、申入候兩名至急出廳可致候事、
明治八年九月十九日
宗務取締
社寺掛
大山寺山內
理觀院住職

狩野實傳

同

同最勝院住職

大槻台隆

同養心院住職

梅原靈澄

教部省御指令、大山寺々號廢絕、智明權現之佛體ヲ始、自餘之佛體佛具ヲ取除、本社ヲ以、國幣小社大神山神社之奧宮与被相定候條、此旨可相心得事、

但、寺祿之儀ハ、追而何分之可及差圖事、

明治八年九月卅日

鳥取縣

大山寺理觀院

住職

狩野實傳

同　最勝院
　　住職
　　　大樌台隆
同　養心院
　　住職
　　　梅原靈澄

今般大山寺々號廢絕候ニ付而ハ、左之通可相心得事、
　　明治八年九月三十日
　　　　　　　　　　鳥取縣參事　伊集院兼善印
一、本社寶物之內、佛寺ニ關係無之器品ハ、大神山神社神官ヘ引渡可申事、
　但、佛寺ニ關係ノ分ハ、佛像ニ附シ候事、
一、本社佛體佛具幷西樂院什物雜具等ハ、銘々望ニ可任候條、處分方之儀可伺出事、
一、山上鎭坐之下山社山神、東照宮荒神之祠ハ永存シ、末社ニ相立候ニ付、佛體佛具ヲ取除ケ可申事、
　但、佛體佛具ハ第二條ノ通可相心得事、

一、本社營繕等ノ爲メ積立有之候米金、幷去ル明治六年以來之分トシテ相渡候五分通遣拂殘金米、有物員數取調可申出、其餘ハ總テ銘々望ニ可任候條、處分之儀可伺出事、

一、西樂院里坊建物其外雜具等ハ、銘々望ニ任スヘク候條、所分方之儀可伺出事、

但、境內地之儀ハ追テ可願出事、

一、一山僧侶歸俗或ハ僧業相營候トモ、銘々情願ニ可任候條、其旨可願出事、

御請書

去ル九月三十日、宗務取締狩野實傳、大權台隆御呼出之上、御辭令狀幷別紙御達書を以、大山寺寺號廢絕、本社幷下山社山神、東照宮荒神之祠佛體佛具ヲ取除候樣、御達之趣、一山僧侶一統奉恐承候、此段連印ヲ以御請申上候、以上、

鳥取縣第拾貳大區小六區伯耆國汗入郡大山

佛教院住職　大西台燈㊞

安養院住職　德岡靈透㊞

慈泉院住職　山口豪永㊞

本智院住職　稻田常願㊞
等覺院住職　荒木實源㊞
洞明院住職　大館禪空㊞
清光院住職　藤谷實顯㊞
禪智院住職　菱川依靜㊞
本覺院住職　安田台乘㊞
大乘院住職　岩村禪澄㊞
法明院住職　田子台辨㊞
惠鏡院住職　建井常溪㊞
眞性院住職　渡邊常舜㊞
明靜院住職　入江實深㊞
金剛院住職　菅田常辨㊞
禪林院住職　荒木實侃㊞
法雲院住職　井田榮雄㊞
觀證院住職　渡部豪忍㊞

經悟院住職　前田實心㊞
圓流院住職　野坂台寵㊞
圓珠院住職　矢倉豪謙㊞
壽福院住職　松尾常安㊞
普明院住職　赤井實寛㊞
蓮淨院住職　矢野靈光㊞

明治八年十月四日

宗務取締補助　一乘院住職　門西台景㊞
同　教觀院住職　安達實成㊞
副戸長　養心院住職　梅原靈澄㊞
宗務取締　最勝院住職　大横台隆㊞
同戸長　理觀院住職　狩野實傳㊞

鳥取縣參事伊集院兼善殿

書面智明權現之佛體地藏菩薩ヲ、大日堂ヘ安置、堂舍名稱其他佛像等安置ノ場所、幷寺院永存僧業ノ儀、夫々願之通聞屆候事、

明治八年十月九日

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

佛體安置場所幷僧業願

今般大山寺々號廢絶、本社下山社等、佛體佛具ヲ取除候樣被仰付候ニ付而者、智明權現之佛體地藏菩薩、厨子共、山内中門院谷大日堂に安置、地藏堂ト相唱、下山觀音之佛體者、同所中山觀音堂ニ（舊號靈像權現也、）合附安置仕度、其餘之佛體佛具を、釋迦堂金剛童子彌陀堂文殊堂に（舊號利壽權現也、）合致置仕度奉存候、且山内一同僧業相營、宗教勉勵仕度奉存候間、何卒右之堂宇幷寺院モ、夫々御立置被　仰付候樣、僧侶一統奉懇願候間、至急御指令奉願候、以上、

鳥取縣第十二大區小六區伯耆國汗入郡大山

佛教院住職

大西台燈㊞

安養院住職

德岡靈透㊞

慈泉院住職
山口豪永㊞
本智院住職
稲田常願㊞
等覺院住職
荒木實源㊞
洞明院住職
大館禪空㊞
清光院住職
藤谷實顯㊞
禪智院住職
菱川依靜㊞
本覺院住職
安田台乘㊞
大乘院住職

岩村禪澄㊞

法明院住職

田子台辨㊞

惠鏡院住職

建井常溪㊞

眞性院住職

渡邊常舜㊞

明靜院住職

入江實深㊞

金剛院住職

菅田常辨㊞

禪林院住職

荒木實侃㊞

法雲院住職

井田榮雄㊞

觀證院住職　渡部豪忍㊞
經悟院住職　前田實心㊞
圓流院住職　野坂台寵㊞
圓珠院住職　矢倉豪謙㊞
壽福院住職　松尾常安㊞
普明院住職　赤井實寛㊞
蓮淨院住職　矢野靈光㊞
宗務取締補助
一乘院住職

門西台景㊞

同　教觀院住職
安達實成㊞

副戸長　養心院住職
梅原靈澄㊞

宗務取締　最勝院住職
大槻台隆㊞

同戸長　理觀院住職
狩野實傳㊞

明治八年十月五日

鳥取縣參事伊集院兼善殿

書面西樂院ハ住職無之義ニ付、廢寺ト可相心得、尤建物之義ハ、一山僧侶之望ニ可任候條、所分方之義可伺出事、

明治九年二月十四日

鳥取縣參事　伊集院兼善印

西樂院廢寺之伺

昨八年十二月十四日付ヲ以テ、山内無住十三ケ院廢寺ノ義被仰付候得共、西樂院ハ別段御達シ無御座、右ハ確然廢寺ニ相成候事哉、此段奉伺候、

鳥取縣第十二大區小六區大山

最勝院住職　大權台隆㊞

宗務取締 養心院住職　梅原靈澄㊞

副戸長 副區長　那須正資㊞

區長事務取扱　西岡公美㊞

鳥取縣參事伊集院兼善殿

第百九拾壹號

最勝院住職
　大櫃台隆
養心院住職
　梅原靈澄

舊西樂院建物所分ノ義ニ付、本年二月十四日附ヲ以、及指令候旨モ有之處、詮議ノ次第有之ニ付、追テ何分ノ及差圖候迄、取崩シ或ハ賣却等一切不相成候條、此旨可相心得候事、

明治九年五月八日

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

六（月脱カ）十五日午前直人ニ御會所ヨリ達

丙第壹號

最勝院住職
　大櫃台隆
養心院住職

梅原靈澄

舊西樂院什物雜具及同院里坊建物雜具等、銘々望ニ可任旨、先般及指令置候處、詮議之次第有之ニ付、追テ何分之及指圖候迄、取崩シ或ハ賣却等一切不相成候條、此旨可相心得事、

但、右之内既ニ賣却候分モ有之候ハヽ、右器品及代價トモ、詳細取調可申出儀ト、可相心得事、

明治九年六月十二日

鳥取縣參事 伊集院兼善㊞

五月廿一(七カ)日梅原大櫃兩名會處ニ於テ御達

第二百四號

理觀院住職 狩野賞傳

最勝院住職 大横古隆

養心院住職

梅原靈澄

先般大山本社を以、大神山神社奥宮ト被定候ニ付テハ、營繕之爲メ、積立有之金穀幷明治六年分トシテ相渡候五歩通遣拂殘金米之義ニ付、本年三月廿四日付ヲ以、願出之趣、教部省ヘ相伺候處、七年十月及指令候旨も有之候處、元來西樂院ハ專ラ舊權現祠ニ屬スヘキモノニテ、外各寺坊ト自ラ建物之性質ヲ異ニシ、隨テ貯蓄金米之原由モ不同譯ニ付、該院建物幷正有米金及新古共同院名ヲ以貸付有之米金、悉皆大神山神社ヘ附屬候樣、更ニ處分ニ可及、且七年十月指令中、西樂院建物金米等處分ニ係ル廉ハ、今般之指令ヲ以改正候義ト可心得旨、指令相成候條、此旨相心得、大神山神社神官ヘ可引渡候事、

但し、本年二月十四日付、西樂院建物處分之指令ハ取消シ、幷什物雜具處分伺之內、建具疊ハ建物ニ附屬候義ト可相心得事、

明治九年五月廿七日

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

丙第十號

最勝院住職

大檟台隆

養心院住職

梅原靈澄

舊西樂院建物及貯蓄米金、悉皆大神山神社ヘ可引渡旨、先般相達置候付テハ、至急可引渡、尤引渡以前、右米金明細書類一切該區會所ヘ可差出、此段相達し候事、

明治九年六月三十日

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

書面之趣、舊權現祠を以、大神山神社奧宮ニ定メラレ候儀ニ付、西樂院米金モ、隨テ右奧宮ニ附屬スヘキハ勿論之事ニ候條、先般指令之趣等ト勘味し、心得違無之樣可致事、

明治九年七月八日

鳥取縣參事　伊集院兼善㊞

舊西樂院金米大神山神宮ヘ引渡之義ニ付伺

先般舊西樂院金米神官ヘ可引渡旨、御指令被　仰付候ニ付、去ル六月五日付ヲ以、右金米者神佛ニ取分ケ、附屬之旨奉歎願候處、六月廿七日付ヲ以、教部省御指令モ有之ニ付、雖及御詮議旨、更ニ御指令被仰付奉畏候、元來舊西樂院金米之義者、全地藏菩薩ニ附屬スヘキ事物ニ御坐候、然所以ンハ、慶長年間、當山中興豪圓僧正懇願ニ依テ、德川家ヨリ一山僧徒ヘ被下置候三千石ノ朱印連綿トシ、御維新ノ時ニ至ル迄、頂戴仕候、舊西樂院ヘ納高之内、貳拾八石餘ハ、本舍始メ諸堂修理料ト唱ヒ、喰餘ノ金米ハ、諸費ニ積立、或ハ三千石ノ内一山衆徒ニ配分シ各寺ノ活計仕候、御一新來(以脱カ)頂戴ノ分モ右ニ順(准カ)シ、區々ノ差別ハ有之候得共、其原由ハ地藏菩薩ヲ始メ、僧徒ニ被　下置候事物ニテ、縱令舊權現之境内ハ、大神山奥宮ト被定候トモ、地藏菩薩現然永存ノ御所置ニ付、是迄營繕ノ資本金及諸堂ノ修理諸費ノ手宛ニ積立置候物者、全ク地藏菩薩ニ附屬スヘキ物柄ニテ、其舊跡ノ祠ニ關係ノ義、更ニ無御坐樣奉存候、依之御手數之義ニ奉存候得共、先般ノ御指令ニ由テハ、本堂營繕ノ目途不相立、教義相續難仕、貳拾九名彌滅却ノ際ニ立至、無餘義右之條奉伺候也、

鳥取縣

第拾貳大區小六區大山
一山惣代法明院住職　田子台辨㊞
戸長金剛院住職　菅田常辨㊞

明治九年七月三日

鳥取縣參事伊集院兼善殿

寂勝院住職　大櫃台隆
養心院住職　梅原靈澄

丙第廿二號

大山本社之儀、先般神社ニ改正候ニ付而ハ、是迄執行被成候拳嶽讀經等之舊式、總テ廢スヘキハ勿論ニ候處、萬一舊慣之通相心得、右例式執行候而ハ、以之外之事ニ候條、已來不相成儀ト可相心得、此段相達候事、

明治九年七月七日

鳥取縣參事

伊集院兼善㊞

書面之趣一山改正之上ハ、總テ該神社祭式類似之所作有之候テハ不都合ニ付、難及詮議候條、先般達書之通、相心得可申事、

明治九年七月十九日

鳥取縣參事伊集院兼善㊞

攀巓讀經等之義ニ付歎願

先般本社之義、神社ニ御改正ニ付而ハ、已來攀巓讀經相廢、不守舊慣樣、御達之旨奉畏候、右者貞觀二年ヨリ、千有餘年無怠慢執行、就而者、諸方ヨリ爲結緣參詣致來候處、今更御指留ニ相成候而者、不都合之次第不少、別而者地藏菩薩ヘ法味之廉モ相欠、廿九名之僧侶御立置ニ付而者、歎ケ敷次第ニ御座候間、格別之御詮議ヲ以、是迄之通御指置被　仰付候樣、此段奉歎願候、

鳥取縣

第十二大區小六區大山
一山惣代養心院住職　梅原靈澄㊞
惣代本覺院住職　安田台乘㊞
宗務取締兼戸長代理
最勝院住職　大櫃台隆㊞
明治九年七月十一日

鳥取縣參事伊集院兼善殿

第十二大區
正副區長

其區內、舊大山寺西樂院地所其他處分之儀、過般敎部省ヨリ指令之趣モ有之、左之通
可取計、此段相達候事、
一舊西樂院地所之儀ハ、大神山神社境內ニ据置候事、
一日野郡丸山村ニ有之同院里坊屋敷、並同村其他同郡大河原村、汗入郡坊領村ニ有
之倉庫三ヶ所共、同社に附屬候事、

一西樂院所有ノ什物雜具ハ、渾而同社ヘ附屬候事、
　但、佛器ニ係ル物品ハ、舊社僧ヘ附與候事、
一同院什物之內、並里坊建物等、最前僧侶之所分ニ任セ置候中、賣却取計濟之旨、客年六月屆置候儀ハ、追而何分可相達候事、
一同院貯蓄米金之儀ハ、各坊無住寺祿之餘贏下モ總テ同社ヘ附屬候事、
　但、貸附米金之內、年賦或ハ救助等ニテ、一時難取立分ハ、證書類ヲ以可引渡事、
一明治八年十月、社殿引渡以降、米金取調等ニ關スル入費、豫而決算之分ハ、舊社僧ヘ右貯蓄金之內ヲ以可及渡方事、
前條之趣、舊社僧ヘ相達、夫々至急引渡方可取計、其節正副區長之內立會、引渡之品々明細仕譯書、雙方連署爲致可屆出候事、
　明治十年二月六日
　　　　　　　島根縣令佐藤信寬代理
　　　　　　　　七等出仕　星野輝賢㊞

〰〰〰〰〰〰〰〰

別紙之通御達相成候條、此旨可被相心得候也、

明治十年九月廿二日

第十二大區

會所

島根縣
第十二大區
會所

大山村

戸長中

第十二大區

正副區長

別紙舊大山寺僧侶へ達方之儀ハ、至急取計、不日官員派出ノ節、正副區長之內、該地へ
出張可渡候事、

十年九月十九日

嶋根縣

第十二大區

正副區長

其區內舊大山寺佛堂子坊廢止之儀、別紙之通、內務省ヨリ達相成候條、各寺僧侶ヘ相達受書可爲差出候事、

但、佛像所移轉之儀有之向ハ、至急可爲願出、尙取調之手續ハ派出官員可承合事。

明治十年九月十九日

島根縣權令境二郎

島根縣

其管下舊大山寺子坊永存僧徒營業差許候段、八年十月舊鳥取縣ヨリ、元敎部省ヘ上申、且舊佛像大神山々內ヘ安置云々、同十一月、同縣ヨリ同省ヘ屆出ノ趣ニ候處、右ハ神山復古之旨趣ニ反シ、不都合ニ候條、佛堂子坊トモ悉皆廢止可爲致筈ニ候得共、從來措置支吾ノ筋モ有之候ニ付、此際他所適宜ノ地ヘ移轉願出候ハヽ、詮議可及候條、猶其縣ニ於テ取調、更ニ可伺出、此旨相達候事。

明治十年八月廿五日

内務卿　大久保利通

舊大山寺

客年十月中、法明院住職田子台辯外二名總代ヲ以テ、轉地復本之儀及歎願候ニ付、該願意ヲ採酌シ、現住ノ僧侶他方へ移轉候儀、目下困難之次第、且ツ寺觀存在之儀者、村民冀望之趣モ有之、寺觀其儘閣キ之儀、其筋へ及申議候處、申議之趣難聞屆候條、先般達書之旨趣ニ據リ、取調更ニ可伺出旨、指令有之候條、此旨相心得、先般相達候受書、至急可差出、此旨相達候事、

明治十一年三月十九日

島根縣少書記官星野輝賢㊞

伯耆國汗入郡舊大山寺子坊

住職一同

舊大山寺佛堂子坊處分方之義ニ付、客年八月二十五日付ヲ以、内務省ヨリ達之趣モ有之候處、右ハ取消、佛堂等大神山神社奧宮ト經界相立、現在通ニ存置不苦旨、今般同

省ヨリ更ニ達相成候、就テハ現在佛堂幷各坊墓地等、夫々境內外ノ區域、判然候樣、取計、境外道路幷廢寺趾等ニ有之佛像塔碑之類、總テ寺內ヘ相移、尙處分濟ノ上、委詳可屆出、此旨相達候事、

明治十一年十月四日

島根縣令境二郎

島根縣令境二郎

御達案

島根縣

此縣下舊大山寺佛堂子坊處分方之儀ニ付、明治十年八月廿五日附ヲ以テ相達候處、右ヽ取消候條、右佛堂等大神山神社ト經界相立、現在地ニ存置不苦候條、尙處分濟之上、委詳具狀ニ可及此旨相達候事、

書面之趣ハ、今般島根縣ヘ相達候條、願人共ヘ歸縣可爲致候事、

明治十一年九月十九日

内務卿伊藤博文

大山扣

舊大山寺佛堂子坊移轉御達之儀ニ付歎願

昨明治十年九月、內務省ゟ神山復古之御趣意ヲ以、舊大山寺佛堂子坊共他處遠隔之地ヘ移轉可致旨、御達被　仰付候處、當山者千年來佛山ニ相違無之、確證モ御座候ニ付、屢懇願之上、更又彼　御省ヘ直ニ上伸仕度儀も有之、遂ニ本年三月前田實心外一名登京及歎願候得共、今以何分ノ御指令モ無御座趣ニテ、甚痛心罷在候、元來彼大神山神社舊跡ハ、日野郡九山村大神谷ノ踪迹、于今現然ス、復古ノ御趣意ニ候ハヽ、乍恐神社ハ該地ニ在テ可然、大山々上ニ關係無之義ト奉存候條、彼此ノ實地御調査ノ上、相違無御座候ハヽ、神社ハ彼ノ地ヘ御移轉被成下、當山上ハ悉皆千餘年ノ本ニ復シ永佛地ニ御決定可被仰付候、乍去一旦御設立ニ相成候儀ニ付、神社御遷之儀難相成候ハヽ、智明權現地藏菩薩ヲ合併セシ大日堂、幷子坊共、神社ト經界ヲ區別シ、同所ニ於テ、其儘大山寺永存可被仰付候、抑皇國二千年ノ古ヲ論スレハ、尺寸ノ地モ神國神地ニ非ル無シト雖、佛法渡來ノ後ハ、神地ヲ以新ニ佛地ノ經界ヲ定、神佛兩存ハ全國

一般ノ公論ニテ、既ニ他村ニ於テ社寺双立ノ箇所不尠、當村ニ限、佛法廢絶セザレハ、御政躰ニ詆悟ノ廉モ有之間敷候、然處大山寺改革以來、御達ニ依、從前貯蓄ノ米金并所有ノ器物ニ至迄、悉皆神官へ引渡、其上遼隔ノ地へ移轉被仰付候テハ、其ノ處ヲ失ノミナラズ、忽路頭ニ迷飢渇ニ及、固ヨリ此上モ無困難ニ立到候譯柄、銘々共同是皇國ノ人民、千百餘年相續ノ住居モ難成、佛堂寺坊潰却ノ身分ト相成、進退維谷、血涙難止奉存候、方今御仁政ノ際、特別ノ御詮議ヲ以、住居其儘安堵仕候樣、被仰付度、此段區長奥印以再往奉歎願候也、

經界ヲ定、神佛両存ハ全國一般ノ公論ニテ、既ニ他村ニ於テ社寺双立ノ箇所不尠、當村ニ限佛法廢絶セザレバ、御政躰ニ詆悟スル廉モ有之間敷、且無力ノ僧徒、未タ皇政ヲ翼賛スル實効ハ奏セザレモ、又敢テ悖逆ノ罪過モ作恐無御座樣奉存候、何分千有餘年相續ノ住居ヲ離レ、遼隔之地ヘ移轉致候儀ハ、愁傷難堪奉存候、方今御仁政」ノ際、特別之御詮議ヲ以、前顯僧地大山寺復本之御處置被　仰付度、此段區戸長奥印ヲ以再往奉歎願候也、

島根縣下伯耆國第十二大區六小區大山村住僧廿四名

惣代八三十五番地養心院住職

同　十五番地禪林院住職　梅原靈澄㊞

同　廿二番地最勝院住職　荒木實侃㊞

教導取締　大櫃台隆㊞

戸長　遠藤菅一郎

島根縣權令境二郎殿

前書之通相違無御坐候也

伯耆國汗入郡舊大山寺子坊

住職一同

舊大山寺佛堂子坊處分方之義ニ付、□年八月二十五日付ヲ以、内務省ヨリ達之趣モ有之候處、右ハ取消、佛堂等大神山神社奥宮ト經界相立、現在地ニ存置不苦旨、今般同省ヨリ更ニ達相成候、就テハ現在佛堂幷各坊墓地等、夫々境内外ノ區域判然候樣取計、境外道路幷廢寺趾等ニ有之佛像幷堂塔之類ハ寺内ヘ相移、尚處分済ノ上、委詳可

屆出此旨相達候事、

明治十一年十月四日

島根縣令境二郎㊞

伯耆國第十二大區

正副區長

同　小六區

正副戶長

汗入郡

大山

改稱

大山村

今般改稱願之趣(邊)聞屆候條、此旨該村人民へ可相達候事、

明治十年六月廿日

島根縣令佐藤信寬

舊大山寺に寄附設立有之候左之品々、大神山神宮へ引渡殘ニ相成居申候條、至急右出張之神官へ、立會之上、引渡可有之候也、

第十二大區
會議所
島根縣第十二大區會議所

八年十月卅日

舊大山寺戸長
狩野實傳殿

本道字南光院谷建設
一銅鳥居　壹
同所
一石燈籠　壹對
同所
一石手水鉢　壹
字西明院谷建設

一石鳥居　壹
同所
一石燈籠　壹對
字中門院谷建設
一石鳥居　壹
同所
一石燈籠　壹對

大山本社及外四社寶物器品受取目錄
佛躰ニ關係無之器品ニ付受取目錄
大山本社鳥居燈籠等追受取目錄
本社寶物
一紫硯　一
一牛ノ玉　二
一大笛　壹管但尺八

一曲玉	三
一土玉	一
一御紋付硯筥	一
一八幡御寶	一幅
一豐臣秀吉公冠	一
一同袍	一
一攝家親王御局方色紙	八枚
一鬼ノ牙	一
一楠兵衛筆	一卷
一唐畫人物	三幅對
一唐扇 但見扇	一本
一白木鞘刀	五十三本
一龜井家寄附金銀作大小 但小柄相添	一腰
一金作刀	一本
一無銘小刀	一本

一鎗但身丈ケ　二本
一和歌集　一册
一文箱　一
一道晃親王御筆　一
外ニ西樂院什物之內
一後光明院御宸翰　一幅
一後西院同　同
一元和天皇同　同
小以二十五品
本社神輿道具
一羅綱　八枚
一綱　一
一鈴　十二
一鈴繩　四
一寶鐸　八

一鳳凰　一
一獅子袋共　二
一縮緬帶　一
小以八品
下山宮神輿道具
一鳳凰　一
一瓔珞　四
一綱　一
一腰帶　二筋
一鈴繩　四
一鈴　八
一鏡　四
一赤紐　八
一鐸　四
一獅子袋共　一

小以十品

舊智明權現附道具

一飾弓　日光宮寄附　拾張

一飾鐵炮同　拾挺但木造

一矛　拾本但木

一猿田彥用矛　二本

一猿田彥面　二

一同刀　二本

一瀧登看板　十二

一立波袴　一

一秩父羽織　二十

一秩父袷　四

一花見裝束　四通

一緋羅紗鐵炮袋　十

一黃木綿衫衣　二十

一赤地金襴太刀袋　一
一正木大臑太刀　壹振
一猿田彥用裝束　二
一鳥兜　十一
一緞子幟　二
一矛幡印　十
一青侍裝束　四
一鳥兜裝束　十
一兒天冠飾菊　一宮
一黑面　一
一緞子幡橫物　二流
一紫縮緬鉾幡　一
一鐵炮袋　古手　十八
一矢筒　十
一火繩　十筋

一股引脚半　二十疋（マヽ）
一矢筒用打紐　十
一茶立縞袴　二
一黑立烏帽子　一
一大皷　三
一笥入太刀　十本
一木刀　大二十本 小六本
一丸ニ本印笠　四
一鉾　二本
一黑看板　四
一紺油單　四
一麻上下　一揃
一秩父淺黄羽織　七
一縞袴　二
一看板帶　四

一供帶　二筋
一先笘紐　七
一淺黃法被　二
一紺ノ羽織　二
一供ノ帶　八
一丸帶　四
一白筋入帶　二
一茶帶　四
一濃淺黃看板　二
一黑看板　六
一黑法被　二
一丸帶　三
一白筋入脚半　五疋
一打紐　二
一黑帶　二

一腰　ハセ　五
一先筥　但棒共　五
一鐵納戸衫衣　一
小以六十壹品
本社附屬道具　內道場附內
一疊　十五疊
同經座共外
一樂太皷　一
一鏡　但臺共　一
一龍口手水鉢　一
一燈臺　一對
一彩色燈籠　七
一疊　六十三疊
一唐金馬　一疋
一金燈籠　社前分　二對

一木綿綱　一
小以九品
一戸張（帳カ）　一張
下山社道具
一疊　拾一疊
一鏡　臺共　壹面
一机　一脚
小以四品
東照宮道具
一戸帳　一
一燈臺　壹對
一簾　一
一小疊　二疊
一鏡　但臺共　一面
小以五品

山神社道具

一小机　壹脚
一戸帳　一
一幕　一
一鏡　但シ臺共　一

小以四品

荒神社道具

一鏡　一面
一幕　一
一疊　壹疊

小以三品

總計百三十品

右ハ本社及外四社附屬之寶物器品引渡ニ相成、正ニ受取候條、相違無之候也、

大神山神社權宮司

明治八年十月十六日　川合清丸□

同　　宮司　　佐々木喜蔭□

大山々内
宮務取締　御中

右之通立會點檢候處相違無之候也、
明治八年十月十日
區長
田中　和夫○

本社附

一茶ノ間疊　十二疊
一鍵　但別當預　三
一同　三
一石燈籠　稻田寄附　壹對
一同　近藤寄附　壹

一石唐獅　松江京屋万五郎寄附　壹對

小以六品

下山宮附

一太皷　二

一獅子　袋共　壹

一疊　但經座　十五疊

一唐戶前疊　壹疊

一茶ノ間疊　二疊

一鍵　七

一棟札　壹枚

一石狐　壹對

一賽錢筥　鍵添　壹

小以九品

東照宮附

一鍵　二

一棟札　壹枚

小以二品

山神社

一鍵　二

一棟札　壹枚

小以二品

荒神社

一鍵　壹

一棟札　壹枚

小以二品

總計二十壹品

右ハ佛體ニ關係無之器品ニ付、引渡ニ相成、正ニ受取候條、相違無之候也、

大神山神社權宮司

明治八年十月六日　川合　清丸○

同　宮司

佐々木喜蔭○

大山々内宗務取締

御中

右之通立會點檢候處相違無之候也、

明治八年拾一月十日

區長　田中和夫

追請取證

本道字南光院谷建設

一銅鳥居　壹基

同所建設

一石燈籠　壹對

同所設在

一石手水鉢　壹基

字西明院谷建設

一石鳥居　壹基
同所建設
一石燈籠　壹對
字中門院谷建設
一石鳥居　壹基
同所建設
一石燈籠　壹對
右
右先般引渡殘ニ相成居候分、今般引渡シニ相成、正ニ受取候條相違無之候也、
明治八年十月三十一日
大神山神社權宮司　川合清丸〇
同　宮司　佐々木喜蔭
大山々内
宗務取締

右之通立會點檢候處相違無之候也、

明治八年十一月十日

區長

田中　和夫○

御中

舊西樂院建物幷立具數場目錄

一客殿　拾間半四面

雨戸　四十五枚

繁棧戸　五拾貳枚

明リ障子　貳拾六枚

鏡戸　八　枚

繁棧腰高障子　四拾六枚

唐紙　大小四拾四枚

開戸　六　枚

疊　百七拾六疊

一客殿附湯殿雪隱　壹箇所

窓障子　拾四枚

唐紙　五枚

障子　貳枚

疊　壹疊

唐紙戸　貳枚

一次ノ部屋　桁行六間 梁行四間二尺

雨戸　拾貳枚

障子　拾九枚

疊　三十貳疊

戸唐紙　九枚

唐紙　拾貳枚

開戸　壹枚

一下湯殿雪隱

開戸　三枚
戸　貳枚
窓障子　七枚
一唐門　壹ヶ所
戸　貳枚
一筋塀　長十五間
一門長屋　桁行拾四間　梁行三間
開戸　壹枚
雨戸　五枚
障子　四枚
疊　無シ
一次ノ間
疊　無シ
障子　六枚
雨戸　六枚

開戸	壹枚
唐紙戸	四枚
押込唐紙	貳枚
押込戸	貳枚
上リ段ノ戸	貳枚
雪隱開戸	貳枚
同窓障子	貳枚
同戸	壹枚
戸口戸	貳枚
窓戸	三枚
窓障子	三枚
雨戸	貳枚
障子	貳枚
疊	無シ
開戸	壹枚

唐紙戸　貳枚
戸口戸　貳枚
横開戸　壹枚
上リ段戸　壹枚
雨戸、　貳枚
障子　三枚
押込戸　貳枚
疊　無シ
裏門開戸　三枚
門番部屋雨戸　五枚
開戸　壹枚
障子　四枚
唐紙戸　貳枚
疊　五疊
物見部屋疊　六疊

障子　四枚

唐紙戸　貳枚

戸口開戸　壹枚

一寶藏　桁行五間 梁行貳間半　壹ケ所

一乾藏　桁行五間 梁行貳間半　壹ケ所

一米藏　桁行三間半 梁行貳間　壹ケ所

一水車　壹間半四方　壹ケ所

一木部屋　桁行拾貳間 梁行三間半　壹ケ所

一下雪隱　桁行貳間 梁行壹間　壹ケ所

右者、今般教部省御指令ニ依テ、舊西樂院建物并戸障子襖疊等、悉皆大神山神社へ正ニ受取申候也、

明治九年七月廿四日

大神山神社權宮司　川合清丸㊞

同　宮司

佐々木喜蔭 [印]

大山戸長
宗務取締
御中

前書之通立會見改メ候段相違無之候也、

第十二大區別區長

九年第七月廿四日　小林繁 ○

舊西樂院貯蓄内金米受取目錄

證

一金貳百八拾六圓七錢五毛貳絲正有金高

内

八拾八圓四拾五錢貳厘三毛四絲　無住寺緣伺中ニ付戸長預り、

七圓　本堂取片付之際、人夫賃錢伺落シ金員、當四月伺濟之上相渡、

四拾七圓參拾九錢貳厘六毛　引渡帳簿認中諸入費伺中、

小以百四拾貳圓八拾四錢四厘九毛四絲

殘百四拾參圓貳拾貳錢五厘五毛八絲（此度渡金分）

一米百參拾貳俵ト四斗五合九夕貳才（但シ壹俵ニ付四斗入）

石ニシテ五拾貳石八斗四升五合九勺貳才

右者舊西樂院正有金米、此度御改革ニ依テ、大神山神社へ正ニ受取申候也、

明治九年九月廿一日

（大神山神社宮司佐々木喜藤　當時支廳ニ出頭中ニ付兼帶）

同權宮司　川合清丸㊞

大山一山

戸長

宗務取締　御中

前書之金米就御引渡方立會候處、相違無御座候也、

第十二大區副區長

角田吉郎㊞

證

一玄米三拾六俵ト六升 但シ壹俵ニ付四斗入

右者舊西樂院米之内大神山神社に、正ニ受取置、追テ本證書ニ引換可申候也、

大神山神社權宮司

明治九年七月廿四日　川合　清丸○

同　宮司　佐々木喜薩○

大山戸長

宗務取締　御中

證

一金七百九拾四圓八拾參錢七厘

此譯

金百拾六圓六拾六錢七厘

是者明治六年酉十一月、元金四百拾六圓六拾六錢六厘六毛六絲、小三區赤松

村椎木藤重預リ金ノ内、八年十二月會所ヘ取立ニ相成候、

金參百五拾壹圓拾七錢

是ハ明治七年一月、元金七百壹圓拾六錢六厘七毛、小四區今津村田中茂八郎預リ金之内、八年十二月會所取立ニ相成候、

金參百貳拾圓

是ハ明治八年七月、拾參大區西福原村森住與一郎ヘ、元金參百圓貸付、同十二月、元利共會所取立ニ相成候、

右者舊西樂院貸付金之内、前記載名前之者ヨリ返却、會所に預リ金之分、此度改革ニ依リ、大神山神社ヘ正受取申候也、

大神山神社權宮司

川合　清丸㊞

同　宮司

佐々木喜蔭

明治九年七月廿四日

大山戸長

宗務取締　御中

前書之通金額受取ニ相成候段相違無之候也、

第十二大區副區長

七月廿四日　小林　繁㊞

出雲の廢佛

〔隨緣迹〕上（前天台座主妙法門主寂順大僧正行實記）

明治元年三月、太（大カ）政維新、神佛判然ノ令ヲ發セラル、是ニ於テ、當時輕躁浮薄ノ徒ハ、此機ニ乘シ、神社ニ屬スル佛像經卷ヲ摧破焚燬スル等ノ暴擧起リ、殊ニ我カ祖山叡嶽ノ如キハ、坂本山王社ニ於テ、諸藩ノ巫祝兇漢猖獗ノ暴動ヲ肆ニシ、一山存亡危急ノ報ニ接スルコト數回、依之、本覺坊寂順、密嚴院泰良兩師（泰良師ハ寂順師ノ實弟）、共ニ慷慨悲憤、五月七日、鰐淵山ヲ發シ、飛躍シテ京師ニ上ル、此時、連旬暴雨洪水汎濫、各驛行旅稀ナリ、兩人銳意山ヲ蹊リ、河ヲ徇リテ進行ス、播州佐用驛ニテ、浮說ヲ聞ク、叡山學德ノ僧、兇漢ノ爲ニ殺サルト、兄弟相眙テ歎息シ曰、或ハ行光坊韶舜師（韶舜師ハ泰良師ノ老師）、厄ニ罹ラレタルカ、嗚呼時ナルカナ、爾レモ巷說何ソ信スルニ足ント、相共ニ慰諭勵精シ、晝夜兼行、十九日京都梶井宮邸比叡山出張所ニ着シ、刺ヲ入ル、卽刻韶舜師會見ス、順、良兩師同ク言ク、老師今猶在スカト、師曰、唯々死セサルノミト、相共ニ憂喜交モ聞ハリ、感涙潸然、乃チ順、良兩師曾テ草スル所ノ建言書ヲ呈シテ、進達ヲ請フ、韶舜師及西塔正教坊信如、禪定院考恭ノ三執綱、同シク之ヲ熟閲シ、言旨適切、志氣銳利ナルニ感激シ、

卽日太政官ニ進達ス、建議ノ要旨、元來神佛ハ一體ニシテ、其感應不思議ナルコト、譬ヘハ水波其相ヲ異ニシテ、其體一ナルカ如ク、之ヲ分離スヘカラサルモノナリ、抑モ兩部神道トハ、其初メ聖德皇太子ノ神佛二道ヲ兼用シ、兩部ト名ケ給ヒタルニ權輿セリ、又一實神道ハ傳教大師山王權現ノ神授ニ依リ、深ク我カ國體性格ヲ洞察シテ、弘傳シ給フ所ノ妙道ニシテ、所謂三權ノ方便ヲ會シテ、法華ノ一佛乘ニ歸スルノ神道ナリ、嘖出記ニ曰、延暦十年、山王權現以一實神道授最澄法師、最澄卽以此法奉授桓武天皇、以來皇朝歷世御相承ニシテ、　天皇御卽位必行此法、云々、近クハ、慈眼大師天海大僧正、之ヲ　後陽成天皇ニ傳ヘ奉リ、叡感最モ深ク、又德川家康公ニ授ク、公厚ク信奉シテ、歿後ノ大事ヲ、天海師ニ托セラル、師ハ乃チ日光山ニ、公ノ靈ヲ改葬シ、一實神道ヲ以テ祭祀シ、東照大權現ト稱セラル、後チ八幡宮ノ古例ニ準シ、東照宮ト追諡セラレタリ、是レ一實神道ノ要旨ナリ、此ヨリ先キ、　嵯峨天皇ノ御宇、傳教弘法兩大師、密敎ノ奥義ニ依テ、兩部神道ヲ弘宣セラレシハ、卽チ胎金兩部ノ義ニ因テ、兩部神道ノ勅號ヲ下シ給ヘタルナリ、夫レ然リ、而シテ方ニ今マ王政復古ノ淸世ニ當リ、歷朝御崇信ニ係ル一實兩部ノ神道ヲ廢シテ、神佛二道ヲ判別シ給フコト、恐レ多シト雖トモ、　御至孝ノ大御意ニモ愜ハセラレ難ク、又天地ノ神祇ヲシテ、曾テ饗受シ

給ヘル三密瑜伽一乘醍醐ノ妙味ヲ薦ムルヲ禁セラルヽハ、實ニ恐懐ノ至ニ堪ス、仰願ハ、歴朝御承繼ナシ給ヘル所ノ一實兩部神道ヲ御興隆在セラレンコトヲ、草莽ノ臣僧等ハ、昧死罪ヲ俟テ、微衷ヲ太政官辨事局ニ建言シ奉ル、云云、此時各宗ノ緇素感欣セサルハ無シ、

出雲國鰐淵山ハ、鎭守摩多羅神ヲ、常行三昧堂ノ奥殿ニ祀リ、崇敬最モ厚ク、昔ヨリ素盞雄尊ト同體ナリト稱シ、又ハ杵築大社ノ祭神、大國主ノ尊ト同神ナリト傳ヘテ、鰐淵山ハ日隅神社ノ奥ノ院ト謂ヒ慣ハシ、世人ノ信仰ハ言フ迄モナク、國主歴世ノ尊信ニ係リ、殊ニ當代ノ藩主定安侯、最モ崇敬アリテ、慶應二年丙寅ノ役ニハ、寂順阿闍梨ニ命シテ、武運ヲ祈ラシメラレシハ、此ノ摩多羅神祠ナリ、戰勝後藩主侯ハ、親ラ神號ヲ書シテ、紺青金字ノ題榜ヲ獻納セラル、時ニ寂順師ハ、一偈ヲ賦シ、以テ定安侯ニ呈セラル、

丁卯歳公奉親筆扁字於摩多羅神祠、欽感恭賦四韻敬謝

紫雲深處進雄祠　新賜題榜世所奇　金彩紺章光照映
銀鈎鐵畫墨淋漓　自因靈跡雄千歳　尙憶妖蛇斬八岐
若識明君歸仰厚　神威長護太平基

前記摩多羅神ト素盞命(迹)尊ト同神ナリトノ古傳ニ因リ、鰐淵山ハ杵築日隅神社ト同神ニシテ、同地域ト稱セサル可ラス、中世ニハ神佛同體本地垂迹ノ說行ハレタルモ、明治維新神佛判然ノ令ヲ發セラレタル以上ハ、鰐淵山ハ神地ニシテ、佛ヲ混祭シ、僧侶ヲシテ之カ祭祀ヲナサシム可キノ理由ナシ、速ニ佛堂ヲ毀チ、僧侶ヲ放逐シ、舊來ノ寺領及近年加增ノ寺祿共、杵築大社ニ領屬スヘキノ論者アリ、神社調役木村庫右衞門、其首唱者タリ、此時一山大衆ハ、徹曉評議、寺領村民ハ囂々不穩、寂順師曰、摩多羅神ハ梵土ノ神ニシテ、摩訶迦羅天ナリ、是レ則チ天台佛法擁護ノ神ニシテ、日本神祇ノ攝屬ニ非サル旨ヲ詳記シ、藩廳ニ出テヽ、辨論數回ニ及フ、神社調役抔モ同意ニ歸シ鎭靜ス、

同二年、　鰐淵山ヲ神地トナスノ論再燃シ、東京神祇官ニ於テ、審問對決トナルヘキ旨、社寺奉行ヨリ達シアリ、此時順師ハ、前年ヨリ罹病、平臥、出京シカタキヲ以テ、閣山評決、密嚴院泰良師東京出張ノ任ニ當ル、泰良師ハ前々年ヨリ、緣務ヲ息メ、自坊ノ門ヲ鎖シ、常齋閑居、顯密兩業ヲ修シテ、大ニ志ヲ立ツルノ時タリ、衆擧テ東上ヲ依賴ス、順師亦勸奬シテ歇マス、良師罷メ難キヲ歇メ終ニ飛錫東上シ、傳法院韶舜老師ノ助ヲ乞ヒ、親ラ神祇官ニ出頭辨論シ、終ニ立論勝利ヲ得テ、同年三月歸國ス、嗚呼今日ニ

語レハ、一朝ノ舊話ニ屬スト雖トモ、其當時闔山及藩論紛擾、實ニ謂フ可ラサルノ苦艱タリシニ、能ク鰐淵山ノ古刹ヲ、今日ニ維持シ得タルハ、實ニ順、良二師ノ賜ノ（マヽ）ナリ、

〔見聞雜話〕

出雲は日本第一の神國とも謂はるべき國であるが、明治初年に神佛分離せらるゝ時、別に佛教排撃の禍難に罹つた寺院がなかつたのは、何か理由があらうと思ふてゐたが、その後少し聞き得たことがある、當時當路者は、先づ同國第一の大寺である鰐淵寺を調査しようとし、知事等が出張して、同寺の鎮守摩多羅神社の本體を收めようとしたが、一行が山路にかゝれば、四方の山より、大小の石塊が落下し、頗る危險であつたから、一行は異變を恐れ、中途から引返したさうな、それで遂に同寺を調査するに至らなかつたさうな、次に簸川の一畑藥師を調査しようとした、これは同國第一の靈地とせられてゐる、即ち今の簸川郡園村字一畑の醫王山一畑寺である、每日數百の參詣人がある、「身のくもりやがてはれゆく醫王山、これぞ日本一畑寺」の詠歌は、同國中に知らぬ者はない、此本尊藥師如來を改めて見ようとした、當時、實際事に當つた一人佐川環と云ふ儒者の話だが、龕中に一個の桶があつて、桶の中に幾

重にも苧繩で卷きくるめた物があつたから、一心になつてその苧繩を解いて、中軸になつてゐる物を實見したさうな、乍併その物が何であつたか傳はらぬ、當時實見した者等は、堅く相誓うて別人に話さぬことゝしたのであるさうな、今はその者等も大抵死んだが、一生話さなかつたさうな、然るに當時初め鰐淵寺で失敗し、次に一畑寺で又失敗し、遂に本體本尊を改むることを中止することゝなり、遂に佛教排擊の實が擧らなかつたのであるさうな、（明治四十五年七月八日發行、佛教史學第二編第四號所載）

津和野藩の寺院處分

佐伯利麿氏談

氏は津和野藩士の名門に出て、國學者野々口隆正の學を受く、從つて親しく同藩の寺院處分の事實を見聞せらる、

津和野藩は寺院を處理しました、別に廢佛毀釋の騷動と云ふ程でもありませんでしたが、佛教の僧侶は、大に打撃を受けましたでしよう、種々嘆願したやうでした、乍併豫定の如く實行せられました、

津和野藩の藩學を養老館と云ひました、從來他の諸藩の藩學の如く、專ら漢學を講じてゐましたが、嘉永二年に、藩主龜井茲監が大に改革し、國學、漢學、禮式、數學、醫學を講ずることゝせられました、殊に國學を重んじ、出雲の千家清主の門人岡熊臣と云ふ人を教授に任ぜられました、此人は本居宣長の孫弟子になりますが、藩學に入つて、專ら國學を講じました、次に平田篤胤の門人野々口隆正を教授に任ぜられ、次にその門人福羽美靜を教授に任ぜられました、乃で一藩に國學の興隆を見るに至り、自ら藩士の氣風を感化することゝなりました、その結果小藩ながら、勤王の思想に

富み、遂に加茂の行幸の御供に加はりましたことなど、當時異數のことゝせられました、石見は濱田、津和野の二藩でした、濱田は稍大藩であつて、且つ譜代でありましたが、津和野は小藩であつて且つ外樣でありましたから、兎角苦境に在つて、幕府の命令に心服しませんでした、乃で一藩に活氣がありまして、藩士等が國事に奔走することゝなつたのであります、藩主は夙に國學を重じ、神道を學んでゐましたから、福羽美靜等に命じて、寺院を處理せしめました、慶應三年に、藩主始め一藩の葬祭は、神道に依ることゝせられました、藩主の菩提寺である永明寺の寺領を沒收して、一切關係を絶つことゝせられました、藩士は各その菩提寺の關係を絶つことゝなりました、各寺の僧侶の困難する者には、一時救助金を施與しました、寺社奉行より彼等を説諭し、藩主の意を傳へさせられました、彼等は何とも仕方もありませんでした、葬祭は神道に依るといふも、實は主として水戸藩に行はるゝ儒教の葬祭を參酌し、更に神道に依りましたものであります、乍併當時幕府の法度がありますから、全く佛教を捨てられません、葬式の際、出棺の前に、一寸僧侶を呼びました、これは佛教を捨てないと云ふ口實に過ぎませんでした、年忌等は一切僧侶を呼びませんでした、乃で藩主始め藩士は、全く神道に依りましたが、町人百姓は尚ほ佛教に依つてゐ

ました、藩主の菩提寺である永明寺は禪宗でした、藩士の菩提寺である諸寺は、亦禪宗が多かつたやうです、乍併菩提寺と云ふも、別に宗教信仰の關係があつたのでありませんでしたから、その菩提寺の關係を絕つが如き、實に平易のことゝせられてゐました、

町人百姓の菩提寺である諸寺は、何れの宗もありましたが、眞宗が尤多かつたやうです、

寺院を處理する際、諸寺の合併せられたものも少くありませんでした、兎も角も佛教僧侶は、打擊を受けましたでしよう、（文責記者）

記者曰はく、津和野藩の寺院處理は、元治元年に福羽美靜專ら事に當り、藩士の葬祭は必ず神道に依ることゝし、儀式の制定等をなし、慶應三年六月之を發布するに至れり、翌四年一月藩主龜井茲監及び福羽美靜京都に上り、尋で龜井茲監神祇官の副知事となり、福羽美靜權判事となる、之れ實に神祇官の最初の任命なり、後神祇省となり、教部省となりしも、福羽美靜は常にその要務に當りたり、されば津和野藩の寺院處理は、明治初年の大政局の上に何等かの關係を見るを得ん、尙ほ別に記述することあるべし。（明治四十五年四月八日發行、佛教史學第二編第一號所載）

津和野藩廢佛史料

〔攝信上人勤王護法錄〕（慶應四年三月）

三月二十二日、昨雨不止午後朝（霽カ）、

一、昨二十一日早天、正恩寺對面、先石州の事聞之、石州へ入込候處、闕門第一の所を無仔細通り、第二ヶ所にて被差止候由、幸（四字不明）領方當今長州御預り仕配所故、末寺へ役人より與門跡御使僧の事、御趣意可參聽樣との事被申渡候旨にて、諸事都合宜敷候、津和野領は、元來不法義の處、今度津和野家、神祇局へ被出候に付、殊の外僧徒を禁破せらるゝ旨、就ては門徒よりの志、總て停止、寺僧一同愁歎云々、濱田領は長州奮勵の節、少も不手向、城主燥急、城に放火、日下石州に領地八千石有之、其內へ移居候由、故に本領地は、長州預りと相成、甚氣の毒云々、此領は少々法義あり、領主も別に禁なし、銀山領は、大に法緣の地不相替相續云々、珍重々々、

嚴島に於ける神佛分離

〔嚴島誌〕

（上畧）嚴島神社には市杵島姫命の外に、中子天神、宗方小專神と、次々に祀られまして、中御前と云ひ、若宮と云ひ、淸和天皇の朝、幷に叙位の事ありしを見れば、この三神は、甚深き御緣の神にて、殊にその一柱の宗方と云ふ名を冠したまふを以てしても、この三神の尙宗像三女神にましゝこと、大略推測せらるべきが如し、「藝藩通志」に、本社正殿三座として、三女神を擧げたるも據あるべく、「道芝記」にも同じ趣なり、但相殿の諸神は未詳に屬す、

上に擧げたる「假名緣記」「樂音寺神名帖」の類の、中世以後僧徒の手に成りたることは勿論にして、客人聖御子等の名稱は、近江日吉神社を聯想することを禁ぜざらしむ、日吉神社の祭神は、大山咋神なること明白なれど、僧最澄出でゝ後は、大己貴神をも祀りて、天台擁護の山王權現と稱し、大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十禪師、三宮などゝ名づけて、大宮は大己貴神、二宮は國常立尊、聖眞子は天忍穗耳尊、八王子は國狹槌尊、客人は伊弉冉尊、十禪師は瓊々杵尊、三宮は天照大神を祀れりといふ「樂音寺神名帖」

の聖眞子明神は、日吉の聖眞子と同くば、天忍穗耳尊にして、嚴島の客神社に座す神なり、國常立尊、天照大神は、嚴島の本社の相殿に座し、大己貴神は嚴島の攝社大國社に座す、これ或は偶然ならんも、姑く記して後勘に備ふ、嚴島に山王社あるも亦注意すべく、嚴島神社は嘗て天台僧の習合を經たるものかとも思はる、

神佛混淆の際、嚴島の神は、觀世音菩薩として、辨財天女として崇拜せられたることありき、淸盛の願文にも「相傳云、當社是觀世音菩薩之化現也」と云へり、「藝備國郡志」に、本社五座與客人宮六座、合十一之數、牽强附會、以爲本地十一面觀音之證」といひて、座主は水精寺を建て、本願は大願寺を建て、供僧各寺院を構へ、神地神物を掠め、社司社家を壓することを歎けり、「藝藩通志」藝文、僧萬念が永祿年中豐後に使せし途中、嚴島に來りて辨財天女の靈廟を拜したる時の、七言絶句一首を收めたるも、やがて嚴島神社に參拜したるなり、唯僧侶のみならず、儒者も亦往々佛說に據きて文を作り、詩を賦し、敢て怪むもの無かりき、

明治元年三月二十八日、佛語を以て神號と爲すこと、佛像を神體となすことを禁じ、十月十八日、佛寺に神祇を合祀することを禁じたれば、神佛混淆の風、これより一變し、權現菩薩の神號は廢れ、本地佛は破却せられ、仁王門は隨身門と變じたりき、嚴島

神社に於ても、本地堂經藏等は、破却せられ、大聖院、大願寺諸供僧等は、祭事に關係すること無く、面目爲めに一新せり、明治四年六月國幣中社に列せられたり、

嚴島に於ける神佛分離

江木謙藏氏報

明治元年三月二十八日、突如として起つた神佛分離の叫びは、永く靈島として兩部神道の下にその存在を誇つた安藝の嚴島をも同じ樣に襲つたのであつた、

藝州藩に於けるその禁令は、特にひどかつたのであるが、丁度その頃、地方巡視の命を受けて、政府より派遣せられた大參事某は、藩の役人と共に嚴島に到り、その社殿の佛教式なるを見て、直ちに社殿を燒き拂ひ、神體を海に流してしまうべき事を命じたのである、

それ迄既に千年以上も代々棚守職を續けて來た野坂氏の當主元延氏は、この命を聞き、恐懼おく所を知らず、直ちに祖先傳來の家寶を賣りて金に代へ、江戸に上る費用とし、家は閉ぢ、家族は總て之を自己の娘の嫁せる同町の某家に預け、一同と別

れの水杯を交はし、身命を賭して單身江戸に上り、朝廷に歎願することによつて、やつと現狀維持の許可を得たのであつた、かくして漸く、今吾等の前に「安藝の宮島」としてその美を誇る嚴島神社が遺されることゝなつたのである、

余は、暫くこの折の事に就いて調べた事どもを、建物、官職、祭祀、寶物、慣習の上からその變遷の跡を述べて見る事としよう、

(一)建物の變遷

一、本殿現存するものは左の通りである、

本社

寶殿	單層	切妻	檜皮葺
幣殿	同	同	同
拜殿	同	入母屋	同
祓殿	同	同	同
左右樂房	同	切妻	同
廻廊	同		同
朝座屋	同	入母屋	柿葺

能舞臺	同	同	同
楷掛	同		
能樂屋	同	入母屋	同
平舞臺			同
高舞臺			
左内侍橋			檜皮葺
右内侍橋			同
揚水橋			
長橋			
反橋			
客神社			
寶殿	單層	切妻	檜皮葺
幣殿	同		同
拜殿	同	入母屋	同
秡殿	同	同	同

大國神社本殿　同　切妻　同
天神社本殿　同　入母屋　同
左右門客神社　同　切妻　同

今美しく丹青色に映えながら海上に浮ぶその社殿も、當時は、殆ど白木の樣に剝げてしまつてゐた、それを令の下ると共に僅に殘つてゐたその色をも、全く剝ぎ取つてしまひ、それと共に、本社に安置してあつた數體の佛像も、(土地の人はこれを太郎坊次郎坊と呼んでゐた)社人飯田某等が集つて、今の大鳥居のあるあたりに持ち出し燒き捨てゝしまひ、大いに快を叫んだのである、この話を後で傳へ聞いた町の人々は、皆淚を流して佛罰の恐ろしき事等話し合つたと云ふ、飯田某は後廣島に轉住し、その子孫は滅んてしまつたと云ふ事である、當時の社家は十八軒あつたのであるが、現存するものは、僅かに野坂、林兩家のみである、

二、大聖院

分離前は別當職として嚴島神社に仕へ、住持は古來座主と稱し、供僧を率ひて神社の法會を爲してゐたのであるが、分離と共に絕緣し、單なる一寺院となつた、それに從つて瀧本坊、龍燈坊、增福坊、愛染坊、菩提院、多聞坊、修善院、執行坊、東泉坊、松坊等の

十二坊は、總て滅び、僧侶は或は還俗し、或は他に移住するに至つた、分離の際危く殘つた本堂、客殿は明治二十一年十二月十日失火によつて、僅かに大師堂のみを殘して燒失してしまつた、

三、大願寺

神社の造營を掌つてゐたのであるが、分離と共にこの事も止み獨立する事となつた、從來の關係上別に檀徒信徒も無かつたから、現在これが經營は相當困難なるものである、寺の前には千石門と云ふさゝやかな門があつたが、これも滅びてしまつた、後で委しく云ふが、此處には分離前島內の諸處にあつた佛像が澤山に集めて安置せられてゐる、

四、棚守邸

嚴島神社本社の棚守職を掌りたる家にて、本姓は佐伯、佐伯鞍職の後裔と云ひ、子孫左近衞將監と通稱し、野坂氏を稱し、分離前は千石を領し、邸宅は千坪に餘つたのであるが、明治八年に至り全部の祿を廢し、僅に月給八圓を給せらるゝ事となつた、その爲、昔よりの手代や臣の者達には、皆暇をやり、檜皮葺なりし邸宅も、費用の關係上解き、その材木を小材として賣り拂つてしまつた、表門は門のまゝ之を二十圓に

て、佐伯郡大野浦の某寺に賣却した、維新迄はこの邸が社務所であつて、頗る清淨を保つたのである、野坂文書二千餘通の中、棚守宛のものが最も多い事は、その勢力の一端を知る事を得よう、島の土地の大部分は神社領で、棚守家のものも澤山にあつたが、大部分その際沒收せられた、野坂氏は今禰宜として神社に仕へて居る、

五、大經堂

嚴島文書天正十五年二月十八日、安國寺惠瓊より大願寺に宛てたる書狀によりても明らかなる如く、關白豐臣秀吉の創建で、昆首羯摩の作と稱する釋迦如來を本尊とし、阿難迦葉を脇士としてゐたが、分離の際改めて千疊閣と稱し、佛像は大願寺に移し、元大經堂の西の丘上にあつた大閤樣を祭つた小祠より、明治五年四月その神體を千疊閣に移して豐國神社と改稱し、嚴島神社の末社となつたのである、その時大經堂の中心柱頭にあつた象鼻二個は、廣島縣權令伊達宗興の命によりて截斷せられ、その一個は佐伯郡草津村小泉甚右衛門氏が請ふて之を家に藏してゐる、

六、五層塔

本尊は釋迦如來、脇士は普賢、文殊兩菩薩であつたが、分離後大願寺に移し、塔婆は嚴島神社の管轄となつた、



七、大鳥居

幾度か取り換へられて、享和元年四月二十五日落成したる大鳥居も、その後四十九年を經たる嘉永三年八月七日夜、大風に棟を破られ、六柱空しく兀立してゐたのであるが、風致に害ありとの藩命によりて取去られ、爾來二十四年間大鳥居の影を見なかつたのである、佐伯郡草津村の人、小泉甚右衞門氏は大いに之を歎き、廣島縣令伊達宗興に重造資金募集の許可を請ひて許され、舊藩主淺野氏は樟材二本を獻じ、明治八年五月二十六日起工、七月十七日上梁、有栖川熾仁親王の染筆なる外面「嚴島神社」內面「嚴島大明神」の額を揭げるに至つたのである、これ卽ち今の大鳥居にして、明治三十二年四月、特別保護建造物となる、

八、豐國神社

鎭座は慶長四年であると社傳に云つてゐる、曾つて豐太閤筑紫に進發の時、嚴島神社に祈願ありてその凱旋の時、本社へ報賽の折柄、此處に大なる楠のあるのを見て、大經堂を造營したのである、かくて太閤薨去の後、傍に小祠を造て、勸請して豐國神社と稱したのであつたが、明治五年四月大經堂を改めて千疊閣と號するの際、その社殿は毀し、神體は閣內に移したのである、

九、多寶塔婆

大永三年の創建で、開基は周歡なる禪僧である、維新の際は既に荒廢に歸して居た、大願寺所屬の塔であつたが、分離の際、町民は全部之を毀し、取除かんとしたのである、同地の宮田文助氏は之を歎き、單身縣廳に行きて保存の事を請ひ、獨力にて修繕を加へ、本尊藥師如來は大願寺に移し、同所の金刀比羅神社(今は既になし)に合せ祭つてあつた加藤清正を、宮田氏等その信仰の者達と協議の結果、明治十三年三月この塔に移す事の官許を被り、同年四月寶山神社と稱する事を許されたのである、然るに大正七年七月五日、宮司高山氏は、再び改めて神社附屬の多寶塔と爲し、その神體は千疊閣に移したのである、

一〇、大元神社

大元浦に在りて、その祭神は國常立尊、大山祇神である、嚴島神社の攝社である、分離の際は別に何等の變化もなかつた、

一一、大湯屋

もと、舊社家供僧潔齋の浴室であるが、分離後廢せらる、

一二、四宮神社

紅葉谷に在る小祠にして、今嚴島神社の末社である、

一三、本地堂

本社寶殿の背後に在つたのであるが、分離の際毀してしまつた、本尊は十一面觀音で、それは、「藝備國郡志」に「本社五座與客人宮六座合十一之數、牽强附會、以爲本地十一面觀音之證」と云はれたものであるが、これは大聖院に移されたのである、每年四月八日より一夏九旬の間、樒供養があつたから夏堂とも云つてゐた、正月元日には供僧の修正會、又正月、五月、十月の十八日には觀音講、十一月二十四日には天台大師講があつたが、皆之と共に滅びてしまつた、

一四、十王堂

西あせ山の傍にあつたが、分離の際廢せられて、その地は個人の有に歸した、

一五、地藏堂

十王堂と路を隔てゝあつたが、同じく分離の際廢せられて、その地は個人の有に歸した、

一六、大鐘樓

本社と朝座屋の間にあつて、其處には大内義隆寄附の大梵鐘をかけ、その壯大な

る事は、京都の智恩院とも比すべきものであつたが、分離の際毀され、梵鐘の行方はわからなくなつてしまつた、

一七、鐘樓

寶庫の東方丘上に在りて、社役の合圖を爲し、夏中には報更にも用ひたのであつたが、分離の際毀され、鐘は今千疊閣に置かれてある、

一八、輪藏

今の千疊閣の上り口の右側に、二つの輪藏が並んでゐた、北のは龍宮界藏、南のは轉法輪藏と云ひ、後者の額は根自休の書であつた、これも分離の際毀されて、藏せられた宋版と朝鮮版の一切梵經は他に賣り飛され、安置せられてゐた釋迦、傅大士、普成、普建二童子は總て大願寺に移されたのである、

一九、湯立殿

輪藏と並んであつた、神前に盟ひて湯を探り、虚實を判じる所であつたが、その事の佛教臭ひと云ふので取り毀された、今の神馬厩のある所である、

二〇、住吉神社

大願寺の鎭守であつたが、分離後神社の末社となる、

二一、荒胡子神社

金剛院(大願寺の子院)の鎮守であつたが、分離後神社に屬し、その建物は明治三十七年二月十八日特別保護建造物となる、

二二、今伊勢社

こゝでは湯立の儀があつて、鎧武者の裝ひでやつたのであるが、分離後その儀は廢せられる事となつた、

二三、神厩

多寶塔婆の崖下にありて、神社の神馬を繋いであつたが、分離の際廢せられた、

二四、大御堂

字西蓮町に在りて、この邊を大佛原といふのである、神社の艮位(ウシトラ)に當り、鬼門鎮護の爲とて、毎年正月十五日、供僧等が修正會を行つたのであるが、分離後かゝる事なく。その中に安置せられてゐた本尊の釋迦は、何處かへやられ、側士二つのみ殘されたのである、

二五、御供所

寶物陳列館の邊に在つたが、分離の際社家の人數減少の爲、諸事に事欠く事とな

り、遂にこれも廢せらるゝ事となつた、

二六、文庫

荒胡子社の西に在る瓦葺の土藏である、孔子を祭り、その中には一切經があつたが、分離の際に燒いてしまつた、

二七、二王門

今伊勢社の東に在りて杉浦道に當りしが、分離の際廢せられ、力士像は大願寺に移されたのである、

二八、金剛院

荒胡子社の東畔に在りて、大願寺の子院であつた、その僧は能の事に與り、非常に名手が揃つてゐたが、分離の際廢せられた、

二九、圓城院

神社の供僧にて奥坊と呼んだが、分離前既に滅び、その土地は個人の有に歸した、

三〇、光明院

現存し、本尊阿彌陀立像、及び來迎彌陀一幅は國寶となる、

三一、神泉寺

光明院に次ぐ寺で、俗には時寺と云つた、時刻を報じて居たからである、分離の際廢寺となり、佛像は總て光明院に移された、

三二、寶光院

字藥師町に在りしも、分離の際滅ぶ、

三三、寶壽院

同所に在りて、眞言宗仁和寺の末であるが、現存してゐる、

三四、寶泉院

今、岩惣物產部のある所であるが、分離に先ちて滅んだ、

三五、神力寺

字西蓮町に在りて不動を本尊としてゐたが、分離の際滅びて、その地は個人の有に歸した、

三六、存光寺

今伊勢社の南麓に在りて、分離の際殘つた、分離前は每年十一月朔日、寺內に於て今伊勢社の湯立を行つてゐたのである、

三七、西方院

十二坊の中で、瀧町に在りて東坊と云つた、大聖院座主であつた仁助法親王がこゝに住んで居られたのであるが、分離の際廢寺となり、その跡地は、轉々して個人の所有に歸した、その庭園は僧雪舟の意匠に成るものとして有名であつたが、大正十五年の水害によつて壞れてしまつた、

三八、寶庫

神社の後方、御手洗川の左岸に在つて、校倉造、瓦葺で、桁行三間餘、梁行二間餘、周圍に簀子ありて、神社の國寶を初め貴重なる寶器を收藏してゐる、之は現存してゐる、

三九、以中庵

紅葉谷にあつた庵寺であるが、分離に先ちて滅び、その頃そこにあつた一茶店が今の岩惣となつたのである、

四〇、山王社

本社の東、紅葉谷の入口に在つて、本殿、拜殿、鳥居がある、祭神は、三座で「嚴島圖會」には「中央は比叡坂本の山王權現、其餘二座は平相國と、佐伯氏の祖神なり」と云つてゐる、嚴島に山王社あるは注意すべき事で、嚴島神社は甞て天台僧の習合を經たものかとも思はれるのである、分離後その名を三翁社と改めた、

四一、瀧宮神社

隈岡宮とも云ひ、湍津姫命を祭り、今嚴島神社の攝社である、

四二、御山神社

御山の頂上にあり、御山は分離前兩部神道の盛時には、彌山の字を以て行はれ、佛說須彌山を以て之に擬し、到る所神佛を祀りて、種々の靈驗を說いたのであるが、分離と共に舊に復して御山と稱する事となつたのである、

垂仁天皇の御代嚴島大神最初此處に降臨せられし舊跡なりと傳稱してゐる、然るに何れの頃よりか、祭神なる市杵島姫命、田心姫命、湍津姫命の三つの姫をとりて三鬼神と稱し、神社も三鬼堂と云ひ、僧侶にて祭つたのであるが、明治四年分離の際、舊に復して神官の奉仕と定められ、明治十一年十二月五日、嚴島神社の攝社と定められたのである、

その後、求聞持堂の上方に三鬼大權現とて、追張鬼、摩羅鬼、時眉鬼を祀る三鬼神堂を新に造り、それに鳥居や嚴島神社の神紋を使ひ、御幣を置き神社らしくやつてゐるのである、僧侶が拜むのにかゝはらず、その拜み方は神官のそれによつてゐる、この事は、分離後の嚴島の信仰を語るものと考へられ、かくする事がその生きて行く

唯一の道なのである、

四三、求聞持堂

三鬼神堂の下方に在りて、今は專ら本堂と呼んでゐる、本尊は虛空藏尊であると云ふ、分離の際は殘つたのであるが、明治二十一年二月炎上し、同二十七年規模を小にして復したのである、その中にある所謂「消えずの火」は、空海唐より歸朝の後この山を開き、その際に傳つた護摩修法の靈火であるといひ、「大師年譜」にも「或傳、歸後在鎭西之間、徑詣藝之嚴島修求聞持」と云つてゐるのであるが、その上にかけてある釜には、嚴島神社の神紋が附してある、これは分離前より神社の方の力の强かつた事を示すものであらう、

四四、大日堂

二王門より五町、左方の石階上に在りて大日如來を安置してゐたが、分離後荒廢に歸し、後大災にかゝり滅びたのである、近年漸く復舊するに至つた、

四五、毘沙門堂

淸水舞臺風の建築で、毘沙門天を祀つてあつたが、分離後荒廢に歸し、明治四十年七月火災にかゝり烏有に歸す、

四六、鐘樓

分離後殘る、その洪鐘には有名なる「伊都岐島、彌山、水精寺、奉施入、治承元年丁酉二月日、建立聖人永意、施主右大將宗盛」の銘がある、

四七、奧院

僧空海を祀り、現存す、

四八、七浦社

七浦とは、杉浦、鷹巣浦、腰細浦、青海苔浦、山白濱、州屋浦、御床浦にして、各小さき社殿ありて、俗に七ゑびすと云ふ、今嚴島神社の末社である、この七浦社を巡拜する爲に、一定の和船に乘りて嚴島を一周することを島めぐりと云ひ、嚴島神垂跡の時、宮地を求めん爲に、佐伯藏本を嚮導として、この島を一周したまひし故事に基くと傳ふ、島巡りの途養父崎のあたり、神職舷頭に立ちて粢を海上に浮べ、伶人樂を奏すれば二の靈鴉飛び來りて交る〳〵これを啄む、之を烏食の式といふ、その儀式は頗る嚴重で、苟も不淨汚穢の行爲を許さず、一行中若しかゝる者あらば、靈鴉の來ること、決して無しと云ふ、維新後この事は次第に衰へて來つゝある、

（二）官職の變遷

嚴島神社は、分離前よりすべての神事は、神社中心で、棚守職が主として之を掌り、大聖院、大願寺が之に與つて居たのである、

分離前に於ける社家、供僧、內侍、社役人の職名は左の通りである、

棚守職	一員
上卿職	二員
祝師	一員
大行事	一員
撿挍職	一員
横竹職	一員
修理行事	一員
小行事	一員
地御前棚守職	一員
客神社棚守職	一員
樂方	十五員
內侍職	三十一員

神樂男　六員
仕人　七員
神馬別當職　一員
御湯立祝者　十二員
大工職　一員
小工職　一員
鑄物師
瓦師
國府上卿屬官　九員

○

座主（大聖院）
修理別當職（大願寺）
社僧　十五坊

これ等は分離後神社關係のものは、その職制變りて、他社と同じく宮司、禰宜等を置かれ、棚守職なりし野坂氏は禰宜となり、寺院關係のものは神社と絶緣し、それ自身

も無くなつて普通の住持となつたのである、

(三)祭祀の變遷

神佛混淆の際、嚴島の神は、觀世音菩薩として、辨財天女として崇拜せられた事もあり、淸盛の願文にも「相傳云、當社是觀世音菩薩之化現也」と云ひ、「藝藩通志」藝文、僧萬念が、永祿年中豐後に使した途中、嚴島に來て辨財天女の靈廟を拜したる時の七言絕句一首を收めてあるのも、嚴島神社に參拜した事であり、唯僧侶のみならず、儒者も亦往々佛說に基いて文を作り詩を賦し、敢て怪む者も無かつたのである、されば其の祭祀如きも多く神佛共に祭るものであつた、その變遷の跡を見ると次の通りである、

一、伏鬼^{フトマガリ}糫餅供御

正月元旦巳刻、上卿、祝師兩宮に獻じ、之を公御供と稱し、此の時、供僧、大宮(本社)に於て、般若經を轉讀し、客人社にて法華經を讀みしが、分離後廢せられて、神式の元旦祭と代つた、

二、寶藏開

正月三日、寶藏を開き、年糕を供し、座主棚守之に會したのであるが、分離の際廢せ

られた、

三、禁裏御祈禱

正月五日、寅刻に行ひ、供僧の讀經があつたが、分離後改めて地久祭とし、新暦の同日に行ひ、舞樂、振鉾、甘州、抜頭、還城樂、長慶子を行ふ事となつた、

四、鬼射

正月七日、輪藏の前にて祠官が行ひ、鬼的を射たのであつたが、分離後廢して、一月二十日、大元神社前にて百手祭とて、八角の的を作り、その裏側に「鬼」と書きたるものを射る祭を行ふ事となつた、

五、御簾下し

正月十五日、元日にかゝげし兩宮の御簾を垂れ、尙この日嘉例御祈禱とて神樂、湯立、僧徒の求聞持法を修してゐたが、分離後はたゞ三日の午後、御簾を垂れるのみとなつた、

六、管絃經

正月十七日、大宮殿前にて、伶官終日樂を奏し、甘州、五常樂、皇麞、大平樂、雞德を行ひ、供僧法華經を讀みしも、分離後全く廢せられた、

又正月十七日客人社にて、四月八日本地堂にて同じ事を行つたが、亦同じく廢せられた、

七、仁王會

二月朔日、大宮殿前にて仁王經を讀み、以後每月行つたが、分離の際廢せられた、

八、法華八講

二月、十一月初酉日大宮にて法華經を讀んだのであるが、分離後廢せられた、

九、彼岸講

二月、八月兩宮本地堂にて行はれたのであるが、分離後廢せられた、

一〇、佳節御供

分離後廢せられた、

一一、大宮祭(春)

三月十五日夜、諸祠官大宮に集り、座主供僧は客人宮に着座し、大宮にて振鉾を舞ひ、後僧徒を迎へて、鳥向樂、蘇利古の樂あり、僧徒大宮に至り、曼茶羅供を行ひ、桃花を獻じ、後舞樂を行つたのであるが、分離後は名も桃花祭と改めて、太陽曆の四月十五日夜行ひ、舞樂の振鉾、一曲(鳥向樂)蘇利古、萬歲樂、延喜樂、桃李花、散手、貴德、陵王、納曾利、

長慶子を行ふ事となつた、

一二、法樂神能

三月十六、七、八日、猿樂を行つたのであるが、分離後は太陽暦四月十六日より三日間、桃花祭神能として能樂を行ふ事となつた、

一三、最勝講

六月八日より十二日迄、大宮にて讀經があつたが、分離後廢せられた、

一四、管絃祭

六月十四日、棚守宅にて管絃講を行つたのであるが、分離後は廢せらる、この祭は和船三隻を並べ連ねて、屋形を設け、午後五時本社より神輿を移し、神職伶人陪乘して、廊嘴より漕ぎ出し、八時對岸の地御前社に到り、海上にて神事を行ひ、九時長濱に還りて神事あり、九時半、大元の海上にて神事あり、十時客神社に至りて神事あり、尋で、廊嘴に還り神事を終へて、神輿を本社に納むるのである、管絃とは神事毎に奏樂があるから起つた名である、分離前は僧侶乘船し、諸處にて讀經、及び伽陀の事があつたのであるが、その後は廢せられ、管絃船も綵花で飾つたのであるが、分離後はたゞ玉鉾を立て、榊枝に鏡を立て、全く神式となつたのである、

一五、延年祭

七月十四日夜、延年舞の後、本社拜殿の板間にて、そこに棚をさげ、木製の恵比須大黑の頭をつりさげ、數百の男子が裸體で奪ひ合ひをやつたもので、その間海に飛び込む事もあつた、俗に玉取祭と云つてゐる、然るに分離後は舊曆七月十八日の正午より、大鳥居内の海中にて行ひ、豫め四柱を樹て、中央に地盤を吊り、木製の寶珠を置き、定刻數百千の男子裸體となりて海中に入り、奮闘して寶珠を取り、これを臨檢所に齎して終を告ぐる事となつた、

一六、大宮祭(秋)

十月十四日に、大體春の大宮祭の樣な事があり、僧侶の一切經會があつたが、分離後は太陽曆十月十五日に行ひ、舞樂は春の桃李花の代りに賀殿を行ひ、その際に菊花を奉ることゝなつた、それで菊花祭と呼んで居る、

一七、大師講

十一月二十四日、本地堂で行つたのであるが、分離後廢せらる、

一八、引聲社籠

分離後廢せらる、

一九、晦山伏
十二月晦の夜、大聖院より八人でかつぐ程の大きな松明を出し、供僧の讀經があつたが、分離後は太陽暦にて行ひ、名も鎮火祭と改め、境內御笠濱にて午後六時より、町內より出した大小の松明に齋火を點じて持ち廻るので、火除の祈禱である、勿論僧侶は加はらない、
二〇、瀧宮法會
分離後廢せられ、たゞ二月一日神社の手によりて參拜の事がある、
二一、外宮祭
分離後は舊曆五月五日に行ひ、僧侶は加はらない、

（四）寶物の變遷

嚴島神社寶物中に、佛教關係のものゝ多い事は、分離前の事情を如何にもよく示すものとして重要なるものである、
現存するものゝ中、佛教關係のものとして主なるものは次の通りである、
一、平家納經　三十三卷
二、妙法蓮華經　二十八卷

序品	二百四十四行	方便品	二百六十七行
譬喩品	三百九十四行	信解品	一百九十九行
藥草喩品	一百四行	授記品	一百四行
化城喩品	三百四十九行	弟子喩品	一百三十一行
授與無學人記品	七十三行	法師品	一百二十三行
寶塔品	一百六十行	提婆品	一百四行
勸持品	六十九行	安樂行品	一百六十九行
從地涌出品	一百六十二行	如來壽量品	一百十六行
分別功德品	一百五十行	隨喜功德品	七十六行
法師功德品	一百八十二行	常不輕菩薩品	九十一行
如來神力品	六十五行	囑累品	二十行
藥王菩薩本事品	一百六十七行	妙音菩薩品	一百二十三行
觀世音菩薩普門品	二十三行	陀羅尼品	八十九行
妙莊嚴王本事品	一百三行	普賢菩薩勸發品	一百四行

三、無量義經　一卷　四百六十四行

四、佛說觀音普賢菩薩行法經　一卷　百四行
五、佛說阿彌陀經　一卷　一百十七行
六、摩訶般若波羅密多心經　一卷　一百十八行
七妙法蓮華經　紺紙金泥　七卷
八、觀普賢經　同　一卷
九、僧珍阿執達狀　至德二年七月一日
一〇、釋迦等箱佛　一箇　赤栴檀の枕本尊といふものなり、
一一、平家納經箱　一個　箱は三重にして、蓋に雲龍の置物あり、すべて眞紅の綱をかけたり、
一二、同唐櫃　一合　黑漆にて蔦の蒔繪あり、
一三、經箱　一個
法華經を納れたるものにて、蓮華の蒔繪あり、
一四、鈴杵臺盤　五個
金剛盤
五鈷鈴
獨鈷

三鈷
五鈷
すべて僧空海將來と傳へてゐる、
以上は國寶に指定せられたものであるが、其他にも主なるものとしては次の如きものがある、
一五、兩界曼荼羅　絹本着色　二幅
一六、縫曼荼羅
一七、十六羅漢圖　絹本着色　十六幅
一八、反古經　五十五卷
一九、宸筆經卷小切(聖武、嵯峨、龜山、後土御門)　四枚
二〇、後白河法皇心經
二一、南無觀世音菩薩
二二、辨財天像　二枚
二三、觀音像　傳雪舟筆
二四、阿彌陀傳記

二五、高倉天皇法華經、壽量品、壽命品

二六、空海理趣經、般若心經、

二七、菅公法華經　八卷

二八、空海普門品

二九、般若心經　三卷

三〇、集め經　十三卷

三一、傳教授記品　一卷

三二、行成觀普賢經　一卷

三三、無量義經

三四、觀普賢經

三五、天地八陽神呪經　三卷

三六、法華經　八卷

三七、六字名號　傳親鸞筆

三八、大方廣佛華嚴經　紺紙金泥　五十七卷

三九、妙法蓮華經　八卷のもの四部

四〇、無量義經　六卷
四一、仁王般若經　二卷
四二、觀普賢經　七卷
四三、法華經　十卷
四四、妙法蓮華經　九卷
四五、千體佛　一軸
四六、法華經　紺紙金泥　七卷
四七、醍醐經　同　七卷
四八、金剛壽命陀羅尼經　紺紙金泥　一卷
四九、壽量經　紺紙金泥　一卷
五〇、金剛壽命經　紺紙金泥　一卷
五一、梵鐘　一口
　應永五年在銘
五二、靑磁小塔
其他、大願寺には

一、阿難尊者立像　一軀
二、迦葉尊者立像　一軀
もと大經堂の脇侍であつた、
三、釋迦如來座像　一軀
もと大經堂の本尊であつた、
四、藥師如來座像
光明院には
一、阿彌陀三尊來迎圖　一幅
二、阿彌陀如來立像　一軀
ありて、何れも國寶に指定されてゐる、

(五)　慣習の變遷

嚴島は古來靈島として、總ての事について非常に穢れを忌む風習があり、その爲には色々の規定を設けて之を守る事に務めたのである、嚴島服忌令はこの事について委しく述べたものである、寶永七年に出來たもので祝師家の所藏であつたが、今は棚守家の出である宮本岩雄氏の藏する所となつてゐる、

然るに、分離後に於ては如何と云ふに、大體よく墨守せられてゐるのであるが、產は島內にてする事を許され、五穀は杉の浦に僅かばかりの田畑が出來る事となり、禁ぜられてゐた白木の箸をも用ひる事となつた、織紝、紡織の事は今尙行はれてゐない、又一向宗の寺院が無かつたので、外より來る者は改宗せしめられたのであつたが、今はかゝる事はない、

其他、全町の者が每朝神社の近くに來て潮水を汲み、これを以て自身の體を淸めて後、神社を拜し、歸宅の後自身の家と家族を淸めて、それより神を拜する事を潮祭と云ひ、今も尙續いてゐるのであるが、この事を職業として每朝全町を淸めて步く者は居らなくなつた、

（昭和二年一月十日江木諒藏）

山口藩の廢寺

〔攝信上人勤王護法錄〕明治三年

十月十七日微陰

一、山口藩文通爲知、

一簡啓達候、然は　王政維新諸事御改革に付而者、於當藩も、諸般改革被致候問、寺院之儀も或は還俗廢寺、又は合併等、以便宜被成處置度、朝廷へ御伺出候處、御聞濟み相成候間、追々被處置候、此段兼而及御達置候樣被申付、如此に御座候、恐惶謹言、

九月晦日　　島田淸左衛門直吉判

小幡彥七高正判

下間　學樣

有馬宰相樣

福田　幹樣

西大寺よりの照會

大正十五年十一月八日貴書院ニ於テ發行セラレタル明治維新神佛分離史料、中卷、五、西大招提兩寺に於ける神佛分離文章拔萃(一)尤も西大寺は、其の末寺として、奈良及び附近に在るもののみを擧ぐるも、極樂院、般若寺、白毫寺、不退寺、海龍王寺、不空院の如き、維新の變革に依りて、悉く廢寺と爲りし程なれば、其の打擊の甚大なるものありしは明かなり、(以下略之)右西大寺ハ明治維新ノ際多數ノ末寺ヲ失ヒ、廢寺トナリシ末寺モ少カラズ、打擊ヲ蒙リタリシガ、前記寺院ハ破壞セラレタル箇所アリタルモ廢寺ニハナラザルナリ、歷史上關係ヲ及ス次第ナルヲ以テ訂正セラレ度、拔萃(二)特に興福寺關係の什寶にして、西大寺又は西大寺僧の公有私有に歸したるもの少からざりしが如し、興福寺の條下に記しゝ春日若宮社に在りし大般若經廚子の如き、一時は南圓堂に在りしと聞く、當時西大寺の住、泓澄なる僧南圓堂を預り、後此廚子を西大寺に持還り、(以下略之)右ハ甚ダ不穩當ナル文言ナリ、明治維新ノ際興福寺破壞セラレ、多クノ什寶經卷等燒棄シ或ハ賣却セラルヽ就中前記ノ廚子經卷モ古物商某ガ買受所持セルヲ、泓澄和尚ガ買求メラレタルモノニシテ、興福寺ヨリ持

還ルガ如キコト何一點モ不致、却テ西大寺ハ明治八年五月十四日奈良縣ヨリ元興福寺堂塔守護ヲ申付ラレ、泓澄和尚ハ元興福寺伽藍及ビ什寶ノ保護ヲナシ、興福寺復舊ヲ計リ大ニ力ヲ盡シヲカレタル程ナリ、拔萃(三)諸末寺の什器重寶は本寺西大寺に引上げ、其の處分に就ては、頗る不明のものありしやに噂せらる、(以下略之)維新ノ變革ニ際シ寺院ヲ破壞シ什寶ヲ散失セシムルモノ少カラズ、本寺ハ取締ルベキ責任上、散失セル中ニモ末寺ノ什寶ハ末寺ノ什寶トシテ保護セシニ依リ、今日尚ホ現存スルニ至リシナリ、引上ゲ其ノ處分ニ就キ頗ル不明ノモノナドアルベキ理由更ニ無之、前件何レモ皆相違セシコトヲ登載セラレタルハ甚ダ不都合ナリト認ム、速ニ訂正セラレ度候條此段及照會候也、

大正十五年十一月十七日

奈良縣生駒郡伏見村大字西大寺

發信人　西大寺佐伯悟龍㊞

東京市下谷區上野櫻木町五十番地

株式會社東方書院代表者

受信人　三井晶史殿

受信人 村上專精殿
受信人 辻善之助殿
受信人 鷲尾順敬殿

上田芳一郎
谷森淳子
鷲尾順敬
辻善之助
校

明治維新神佛分離史料 卷下終

昭和二年十二月十日印刷
昭和二年十二月十五日發行

明治維新 神佛分離史料奥付

定價 金參拾六圓 全三卷

編者 村上專精
辻善之助
鷲尾順敬

發行者 東京市下谷區上野櫻木町五十番地
株式會社東方書院
右代表 三井晶史

印刷者 東京市京橋區南水谷町七番地
長尾文雄

發行所 東京市下谷區上野櫻木町五十番地
電話下谷四二五九番
振替東京六八六壹壹番
株式會社 東方書院

（日進舍印刷・眞貝製本）